第６次 輸出入・港湾関連情報処理システム（ＮＡＣＣＳ）
詳細仕様　最終報告

平成28年３月

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

目次

Ⅰ　検討体制（１）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ４
Ⅱ　検討体制（２）－サブワーキンググループの設置－・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ５
Ⅲ　検討経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ６
Ⅳ　第６次ＮＡＣＣＳ開発コンセプト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ７
Ⅴ　第６次ＮＡＣＣＳ更改のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ８～Ｐ９
Ⅵ　総合物流情報プラットフォームの利用者関係図 ・・・・・・・・・・・・・・・・P10
Ⅶ　ＮＡＣＣＳのこれまでのあゆみ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P11
Ⅷ　ＮＡＣＣＳ利用者等の拡大 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P12
Ⅸ　詳細仕様検討結果

<共通・ＥＤＩ>
・第６次ＮＡＣＣＳにおけるＥＤＩ仕様・総括　・・・・・・・・・・・・・・・P13～P15
1．パッケージソフト（メール処理方式）の原則提供終了 ・・・・・・・P16～P17
2．オンライン処理方式の見直し／ＥＤＩＦＡＣＴ電文及びＸＭＬ電文・・・・P18
3．ダイヤルアップ回線の廃止 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P19
（参考）第６次ＮＡＣＣＳネットワーク　・・・・・・・・・・・・・Ｐ20～P21
4．第６次ＮＡＣＣＳにおけるバックアップ機能 ・・・・・・・・・・・P22～P28
5．ＷｅｂＮＡＣＣＳにおける電文受信ソフトの廃止・・・・・・・・・・・・P29
6-7.最大電文長 及び 添付ファイル最大サイズの見直し・・・・・・・・・・・P30
8．入力共通項目におけるシステム識別の設定値の変更 ・・・・・・・P31～P32
15．ＮＡＣＣＳネットワーク内で使用するドメイン名の変更・・・・・P33～P34
・ＷｅｂＮＡＣＣＳ対象業務の拡大・総括 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P35
1．対象業務 、画面サンプル ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P36～P40
2．動作保証の対象ＯＳブラウザ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P41
3．セキュリティ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P42
4．ＷｅｂＮＡＣＣＳにおける利用者ＩＤの見直し・・・・・・・・・・・・・P43
・端末パッケージソフトの改善 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P44～P47
・デジタル証明書の運用の簡素化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P48～P51
・第６次ＮＡＣＣＳの信頼性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P52～P53
・第６次ＮＡＣＣＳにおけるセキュリティ対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・P54
・第６次ＮＡＣＣＳにおけるパスワード初期化の運用改善 ・・・・・・・・・P55～P58
・廃止オンライン業務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P59～P61
・廃止管理資料及び月報管理資料配信日の変更等 ・・・・・・・・・・・・・P62～P63
・マイナンバー（法人番号）に係る対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・P64～P80
・ＳＩＲ業務等の利用方法の見直し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P81～P84
・海上システムにおける航空貨物の取扱いの廃止 ・・・・・・・・・・・・・P85～P86
・蔵入及び移入貨物の後続業務の可能化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・P87～P90

<通関業務>
・ＮＡＣＣＳ専用口座の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P91
・輸出入申告業務における多欄申告対応［システム制限値①］・・・・・・・・・P92
・通関士審査業務の新設 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P93～P96
・輸出取止め再輸入手続のシステム化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P97～P98
・関税割当制度適用輸出入申告における残数量等管理業務の新設・・・・・ P99～P105
・損害保険業務とＮＡＣＣＳの連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P106～P110
・ドキュメント通関（輸出入）のシステム化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・P111
・事項登録業務・確認業務の追加・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P112～P113
・「機用品蔵入承認申請（ＣＴＡ／ＣＴＣ）」業務の海上貨物への対応・・・P114～P118
・輸出入申告官署の自由化への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P119～P125
・輸出入申告における入出力項目の見直し
1．入出力項目の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P126～P134
2．原産地証明書識別の４桁化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P135～P137
・ＤＢ保存期間の見直し［システム制限値②］ ・・・・・・・・・・・・・・・・・P138
・輸入予備申告における検査指定情報等の出力 ・・・・・・・・・・・・・・・・・P139
・通関書類の添付対象手続きの見直し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P140
・汎用的な添付業務の仕組みの提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P141～P142
・蔵出輸入申告におけるＡＥＯ対応機能の新設 ・・・・・・・・・・・・・・・・・P143
・「輸出申告事項登録（ＥＤＡ）」業務における大額・少額種別の入力の簡素化 ・・P144
・輸出申告（少額）におけるＨＳ品目コードの入力可能化 ・・・・・・・・・・・・P145
・「輸入申告事項登録（ＩＤＡ）」業務の改善
1．包括保険等の期限管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P146～P147
2．担保残高チェック ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P148
・「担保照会（ＩＡＳ）」業務の改善
1．繰り返し入力の可能化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P149
2．担保一覧照会機能の追加 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P150
・「為替レート照会（ＩＥＲ）」業務の改善 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・P151
・口座使用明細書の出力内容の見直し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P152
・リアルタイム口座振替完了通知の改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・P153～P154
・「貨物情報照会（ＩＣＧ）」業務の改善・・・・・・・・・・・・・・・・・P155～P156
・別送品輸出許可通知情報等の二重出力の可能化 ・・・・・・・・・・・・・・・・P157
・輸入許可データ配信先の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P158～P159
・搬入時申告起動時等におけるエラー通知の改善（パッケージソフト） ・・・P160～P161
・「輸出自動車情報登録（ＭＯＡ）」業務の改善・・・・・・・・・・・・・・P162～P163
・「輸入申告事項登録（ＩＤＡ）」業務における入港日のブランク化（自動補完） ・P164
・特例申告納期限延長に係る据置担保、個別担保の併用可能化 ・・・・・・・・・・P165
・輸入申告事項登録における「他法令識別」欄の入力件数拡大 ・・・・・・・・・・P166
・「輸出貨物情報登録（ＥＣＲ）」業務における帳票出力日時の表示 ・・・・・・・P167

<関係省庁業務（海上入出港を除く）>
・「輸入畜産物検査申請事項登録（ＩＬＡ）」業務における入力項目の見直し ・・・P168
・「輸入畜産物検査申請（到着前）」業務における到着後申請の自動起動化・P169～P170
・「輸入犬等検査申請事項登録（ＩＱＡ）」業務等の改善・・・・・・・・・P171～P172
・「植物等輸入検査申請事項登録（ＩＰＡ）」業務等の改善・・・・・・・・P173～P174
・植物等輸入検査業務における木材検疫要綱「認可証明書」の交付 ・・・・・・・・P175
・輸出植物検査申請業務等のＮＡＣＣＳ－ＥＤＩ化 ・・・・・・・・・・・・・・・P176
・「食品等輸入届出事項登録（ＩＦＡ）」業務等の改善・・・・・・・・・・P177～P179
・連絡書に対する民間利用者からの返答機能（食品届出関係） ・・・・・・P180～P182
・「事前届出搬入連絡（ＩＦＧ）」業務後の検査命令書の自動発行 ・・・・・・・・P183
・医薬品医療機器等輸出入手続き業務に係る改善要望に基づく変更・・・・P184～P193

目 次

<航空業務>
・１便あたりの旅客数の拡大［システム制限値③］・・・・・・・・・・・・・P194
・旅客氏名表情報及び乗組員氏名表情報の入出港区分の改善・・・・・・・P195～P197
・旅客予約記録情報報告等のチェック機能等の改善・・・・・・・・・・・・P198
・「検疫前通報（ＧＩＡ０１）」業務等の改善・・・・・・・・・・・・・P199～P201
・ＲＶＡ業務等の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P202～P203
・スプリット便数の拡大（輸出入）［システム制限値④］・・・・・・・・・・P204
・１ＭＡＷＢあたりのＨＡＷＢ件数の拡大［システム制限値⑤］・・・・・・・P205
・ＬＤＲ単位の搬入総個数の表記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P206
・１ＭＡＷＢあたりのＨＡＷＢ件数の拡大に伴うＬＤＲ情報の分割・・・・・・P207
・「混載仕立終了情報登録（ＨＤＥ）」業務の複数件一括処理機能の追加・・・・P208
・蔵置料金請求先登録業務の新設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P209～P212
・「ＨＡＷＢ情報登録（輸入）（ＨＣＨ０１）」業務の入力件数の拡大・・・・・P213
・見本持出し関連業務の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P214～P215
・「保税蔵置場在庫状況照会（輸出）（ＩＷＨ）」業務の見直し・・・・・P216～P217

<海上業務>
・海上における入出港業務の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・P218～P223
・出港前報告制度に係る関連業務の見直し・・・・・・・・・・・・・・・P224～P261
・Ｂ／Ｌ番号入力仕様の見直し
　1. 35桁化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P262
　2. 仕分け（仕合せ）・内取り・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P263
・１Ｂ／Ｌあたりのコンテナ件数の拡大［システム制限値の見直し⑥］・・・P264
・「輸入コンテナ引取予定情報通知（ＩＤ通知）（ＲＳＳ０１）」業務
　における通知先誤入力への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P265
・海上仮陸揚貨物に係る処理の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・P266
・空コンテナの仮陸揚対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P267
・Ｂ／Ｌ番号体系変更時のＲＳＳ０１業務の実施可能化・・・・・・・・・・P268
・ＡＣＬ業務の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P269～P271
・ＣＹ搬出入業務の改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P272～P275
・危険物明細書のシステム化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P276～P281
・船腹予約業務のシステム化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P282～P287
・港湾統計データの提供方法の変更等・・・・・・・・・・・・・・・・P288～P289
・業務名称の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P290
・保税管理資料に影響のある業務の搬出入日チェック・・・・・・・・・P291～P292
・仮陸揚貨物の保税運送（市内運送時）における価格入力・・・・・・・・・P293
・コンテナ番号のチェック機能の改善・・・・・・・・・・・・・・・・・P294
・管理資料「G11：卸コンテナリスト取扱一覧データ」等の変更・・・・・・・P295
・保税運送承認番号の複数件入力について・・・・・・・・・・・・・・・P296
・管理資料「G03：保税運送申告一覧データ」のＣＹへの配信・・・・・・・P297

Ｘ　詳細仕様検討の結果実施しないこととした案件一覧・・・・・・・・P298～P301

ＸＩ　第６次ＮＡＣＣＳ導入スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・P302

別紙１　第６次ＮＡＣＣＳオンライン業務の業務フロー（航空）・・・・P304～P336

別紙２　第６次ＮＡＣＣＳオンライン業務の業務フロー（海上）・・・・P338～P375

Ⅰ　検討体制（１）

第６次ＮＡＣＣＳ更改の検討体制

Ⅱ　検討体制（２）－サブワーキンググループの設置－

詳細仕様検討のうち、以下の検討項目については<u>サブワーキンググループ（個別検討G）</u>を設置し、検討を実施。

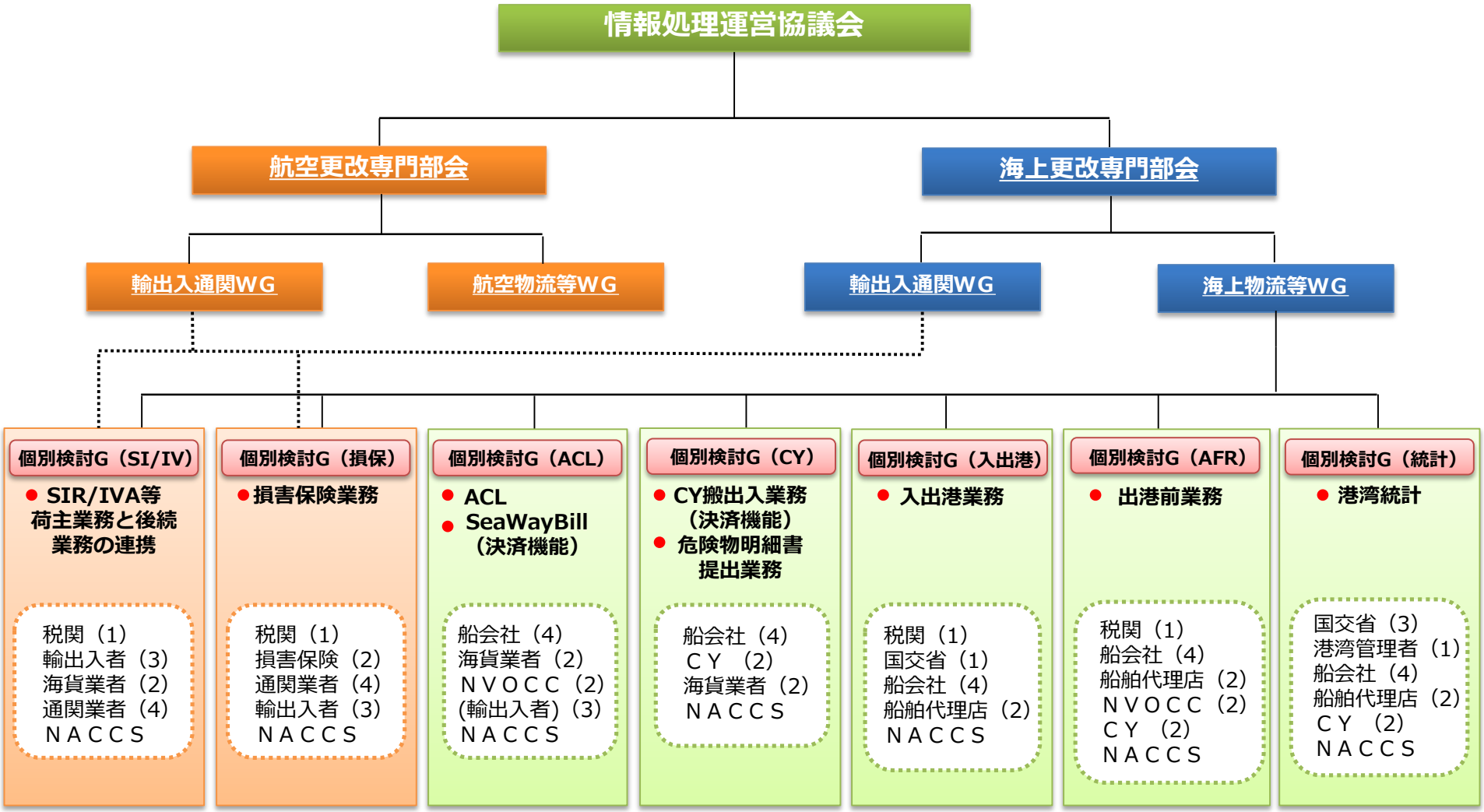

＊（）内は参加予定人数

Ⅲ　検討経緯

年　月　日	会議等開催実績	討議・決定事項等
平成２４年　３月１２日	第４回　情報処理運営協議会	・航空／海上更改専門部会の設置を承認
平成２４年　５月２８日	第１回　航空・海上（合同）更改専門部会	・第６次ＮＡＣＣＳ基本仕様書の検討開始（主な検討事項の審議） ・基本仕様書の具体的検討はＷＧにおいて実施することの承認
平成２５年　２月　７日	第２回　航空・海上（合同）更改専門部会	・第６次ＮＡＣＣＳ基本仕様書（案）の審議
平成２５年　３月２２日	第５回　情報処理運営協議会	・第６次ＮＡＣＣＳ基本仕様書の承認
平成２６年　８月　１日	第３回　航空・海上（合同）更改専門部会	・第６次ＮＡＣＣＳ詳細仕様の検討開始（主な検討事項の審議） ・詳細仕様の検討体制の承認
平成２７年　２月　３日	第４回　航空・海上（合同）更改専門部会	・第６次ＮＡＣＣＳ詳細仕様書　中間報告（案）の審議
平成２７年　３月　６日	第７回　情報処理運営協議会	・第６次ＮＡＣＣＳ詳細仕様書　中間報告 及び今後の予定についての承認
平成２７年　６月　４日	第５回　航空・海上（合同）更改専門部会	・第６次ＮＡＣＣＳ詳細仕様書「中間報告（案）後における追加検討状況について」の審議
平成２８年　２月　４日	第６回　航空・海上（合同）更改専門部会	・第６次ＮＡＣＣＳ詳細仕様書　最終報告（案）の審議
平成２８年　３月　４日	第８回　情報処理運営協議会	・第６次ＮＡＣＣＳ詳細仕様書　最終報告の承認

（参考）全体スケジュール抜粋

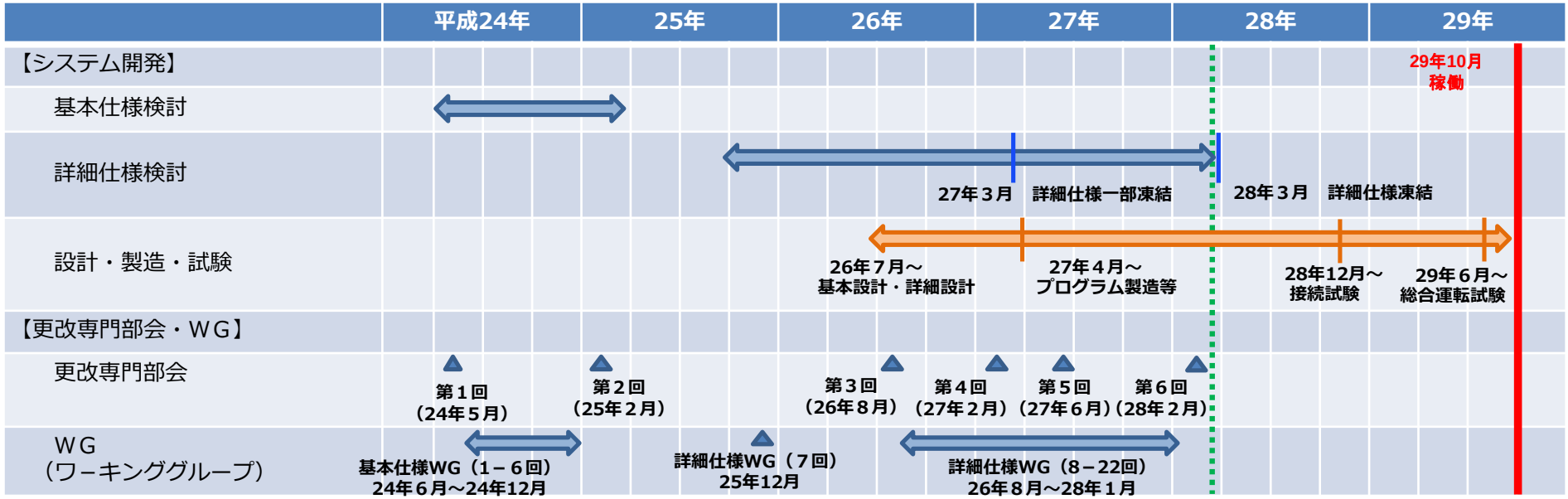

Ⅳ　第６次ＮＡＣＣＳ開発コンセプト

官民共同利用システムとして、安定性・信頼性の高いシステム

- システムの安定性、信頼性を確保するシステム更改の実現
- 情報の適正管理と情報セキュリティの確保
- 平成22年12月10日に発生したシステム障害を踏まえ、バックアップ機能の改善等の検討

⇒

- 海／空統合、関係省庁システム統合後の初めての更改であり、円滑なシステム移行を確保
- 現行ＮＡＣＣＳと同等の稼働率の継続
- セキュリティ機能の見直し
- バックアップ機能の改善
  - ⇒　切替時間の短縮化
  - ⇒　関係省庁手続のバックアップ機能の追加
  - ⇒　切替方法の改善（利用者側の作業の省略化）

公共的インフラとして、効率性・経済性の高いシステム

- システムの効率性、経済性を確保するシステム構成、業務機能の見直し
- システム開発コストの低減化の実現
- 関係省庁システムとの統合の見直し

⇒

- 業務実態・利用者ニーズを踏まえた 業務全般の最適化 及び開発コストの低減化
- 利用実態等を踏まえたオンライン業務、管理資料の一部廃止
- 一般競争入札による調達
- 港湾サブシステム等のＮＡＣＣＳ統合化

総合物流情報プラットフォームとしての更なる機能の充実

- 関係業界、利用者のニーズを業務仕様に反映
- 貿易関連手続きの更なるペーパーレス化の進展
- ＢtoＢ、ＢtoＧのポータルとして、国際的なシステム連携機能や民間システムとの連携強化の検討
- 利用者インターフェース、ネットワークの充実

⇒

- 利用者ニーズを十分に反映するためサブワーキングを設置
- 損害保険業務とＮＡＣＣＳとの連携
- 船腹予約業務、危険物明細書のシステム化（海上）
- ＥＤＩＦＡＣＴ、ＸＭＬ等の利用による国際標準への対応
- 荷主の情報入力を最上流とする業務フローの見直し（海上）
- 添付ファイル容量の拡大（３Ｍ→10Ｍ）
- ＷｅｂＮＡＣＣＳの対象範囲の拡大

１．第６次ＮＡＣＣＳ更改の特徴

（１）これまでにない大規模な同時更改

①　システム統合後初めての更改
　⇒ 航空・海上システム統合（H22.2）及び 関係省庁システム統合（H25.10）、加えて港湾サブシステムの統合化

②　利用者数の増加
　⇒ 社数で約４.５倍の増加
　　[５次更改時（H20.3）：1,849社（4,747事業所）⇨ 現在（H27.12）：8,605社（13,851事業所）]

③　海外との新たな接続形態の増加
　⇒ 出港前報告制度導入に伴う海外サービスプロバイダーとの接続、航空旅客情報報告に伴う航空通信回線の利用

④　提供業務数の拡大
　⇒ 第５次ＮＡＣＣＳ更改時点の業務数：（820業務）⇨ 第６次ＮＡＣＣＳ更改時点の業務数：（1,383業務）

（２）システムの安定性・信頼性の更なる向上

大規模災害・大規模障害等発生時におけるバックアップセンターへの切替方法の見直し
　⇒ 切替時間の短縮、利用者側作業の軽減を目的とするメイン↔バックの自動切替の導入

（３）行政手続きシステムとしての機能拡充、的確な制度改正への対応

①　新たな国の施策等への対応
　（e.g. マイナンバー(法人番号)の導入、輸出入申告官署の自由化、通関手続に係る電子手続の原則化 等）

②　これまでシステム処理の対象としていなかった手続きのシステム化　（e.g.　輸出取止め再輸入手続 等）

③　現行システム中に開発された行政手続きに係るシステム機能の改善　（e.g. 出港前報告制度、旅客予約情報報告業務）

④　関係省庁手続き機能の改善　（e.g. 通関系関連省庁添付登録業務の新設 等）

（４）総合物流情報プラットフォームとしての機能拡充

①　民民業務のシステム化　（e.g. 船腹予約業務、危険物明細書作成業務 等）

②　損害保険会社の新規参加による包括保険関連手続きのシステム化

③　荷主の情報入力を最上流とする海上輸出貨物の物流フローの見直し

④　国際標準へ準拠（ＥＤＩＦＡＣＴ対応、ＸＭＬ対応の継続）

（５）利用者における利便性の向上

①　民間利用者からのプログラム変更要望の棚卸し（約250件の要望項目中、87項目に対応）

②　利用頻度の高い照会業務等についてＷｅｂによる業務提供の導入

２．航空機能の特徴

（１）成熟が進む中での開発

　航空物流機能については、数次に亘るシステム更改を経て、業務フロー、業務仕様共に成熟化が進んでおり、システムの効率性・経済性を重視した機能の見直しを行い、システム開発コストの低減化を実現

（２）物流の実態を踏まえた機能改善

　Ｂ to Ｃの拡大などの物流実態やその変化に対応した機能追加（ＨＡＷＢの登録可能件数の拡大、海上貨物として輸入される機用品に対する機用品蔵入承認申請の可能化　等）

（３）航空物流におけるＥＤＩ化の推進

　海上システムにおける航空貨物の通関機能を廃止し、海上貨物は海上機能で、航空貨物は航空機能で処理することを原則化（航空物流において手作業処理が介在しない一貫したシステム処理を実現）

３．海上機能の特徴

（１）海上物流フローの見直し（最適化）

①　海上における輸出の物流フローについては、荷主による情報入力を最上流とした上で、Ｂ／Ｌ作成系と通関系の２つの流れに大別し、かつ、荷主が入力する情報と後続業務との情報連携の強化を実現

②　海上における輸入の物流フローについても、荷主による輸入指示情報の輸入申告業務への情報連携を実現

（２）港湾におけるシングルウィンドウ機能の拡充

①　港湾サブシステムのＮＡＣＣＳ本体への統合等によるシングルウィンドウ機能の改善

②　入出港関連手続きにおけるユーザーインターフェースの改善としてＷｅｂ化の導入　等

（３）港湾手続きにおけるＥＤＩ化の推進

①　船腹予約業務、危険物明細書作成業務等のシステム化

②　第５次ＮＡＣＣＳから参加している海貨業界の要望等を踏まえたＡＣＬ業務、ＣＹ搬出入業務における利便性向上を図るための機能改善

Ⅵ　総合物流情報プラットフォームの利用者関係図

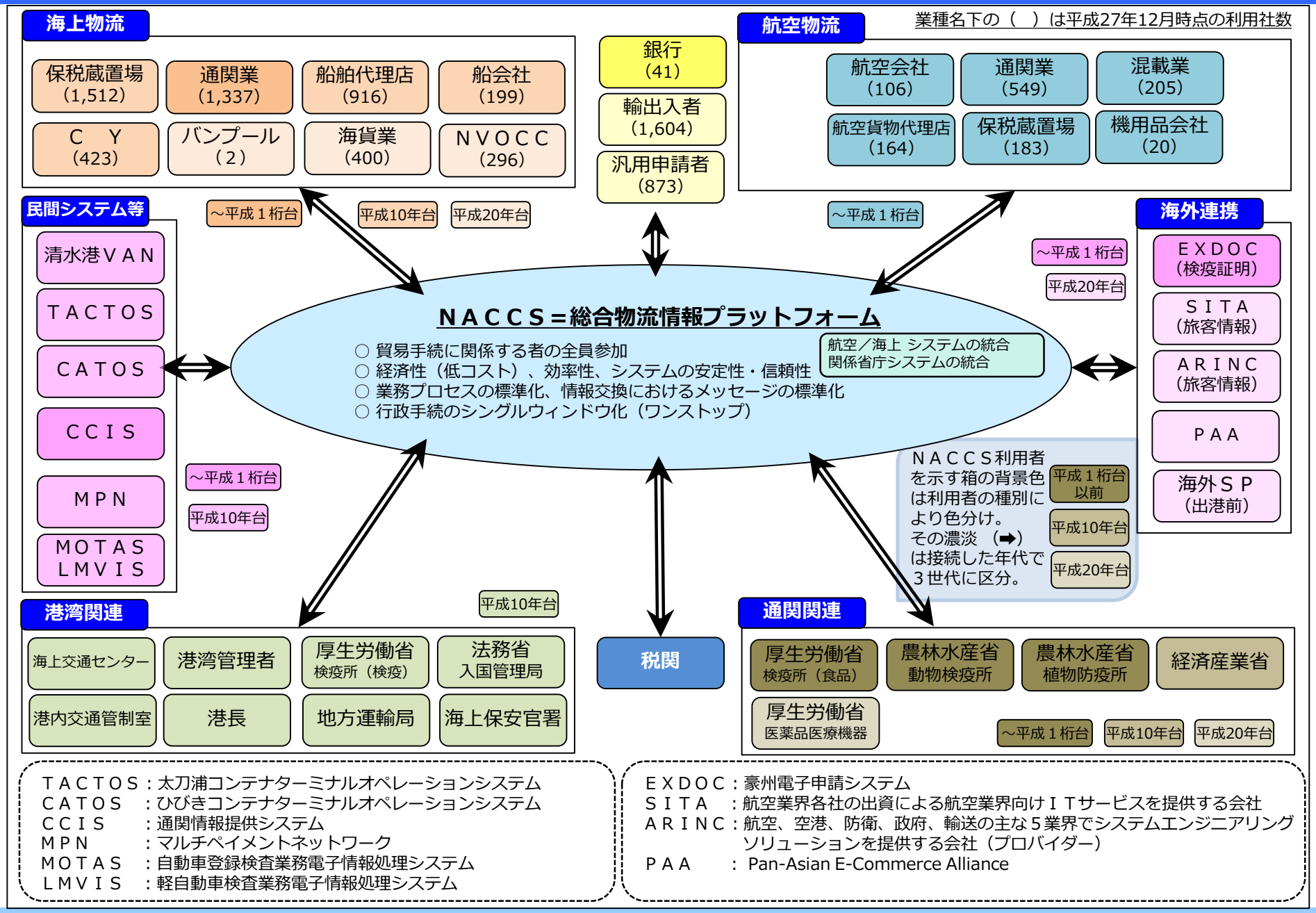

ＴＡＣＴＯＳ：太刀浦コンテナターミナルオペレーションシステム
ＣＡＴＯＳ　：ひびきコンテナターミナルオペレーションシステム
ＣＣＩＳ　　：通関情報提供システム
ＭＰＮ　　：マルチペイメントネットワーク
ＭＯＴＡＳ　：自動車登録検査業務電子情報処理システム
ＬＭＶＩＳ　：軽自動車検査業務電子情報処理システム

ＥＸＤＯＣ：豪州電子申請システム
ＳＩＴＡ　：航空業界各社の出資による航空業界向けＩＴサービスを提供する会社
ＡＲＩＮＣ：航空、空港、防衛、政府、輸送の主な５業界でシステムエンジニアリングソリューションを提供する会社（プロバイダー）
ＰＡＡ　　：Pan-Asian E-Commerce Alliance

Ⅶ　ＮＡＣＣＳのこれまでのあゆみ

航空システム

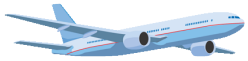

1978年（昭和53年）
Air-NACCS（第１次）

航空貨物の輸入システムの稼働開始（貨物情報を含む総合物流情報システム化）

（業種）
・航空会社
・通関業
・航空貨物代理店
・機用品業
・保税蔵置場
・銀行
・混載業
・税関

1985年（昭和60年）
Air-NACCS（第２次）

航空貨物の輸出入システムの稼働開始

・輸出業務提供開始
・対象地域拡大

1993年（平成５年）
Air-NACCS（第３次）

・機能拡充
・対象地域拡大

2001年（平成13年）
Air-NACCS（第４次）

・機能拡充

・ＥＤＩ化
⇒ 専用端末廃止
⇒ SMTP 双方向導入

1997年（平成９年）
ＦＡＩＮＳ／PQ-NETWORK／ＡＮＩＰＡＳとのインターフェース（Ｉ／Ｆ）開始

2002年（平成14年）
ＪＥＴＲＡＳとのＩ／Ｆ開始

2003年（平成15年）
輸入・港湾関連手続ＳＷ開始

2003年（平成15年）
ｎｅｔＮＡＣＣＳ 提供

現行ＮＡＣＣＳ（第５次）

2010年（平成22年）
Air-NACCS（第５次）

・機能拡充
・ＪＥＴＲＡＳのサブシステム化
・航空入出港ＳＷ開始

○**空／海システムの統合**
○**オープンシステム化**
○**バックアップ設置**
○**総合物流情報プラットフォーム化**
⇒ 国際連携機能の拡充
・ＸＭＬ対応
⇒ 業種拡大
・輸出入者
・ＮＶＯＣＣ
・海貨業
・汎用業務利用者

・機能拡充
・府省共通ポータル稼働
・港湾ＥＤＩシステムのサブシステム化

Sea-NACCS（第３次）
2008年（平成20年）

2011年（平成23年）
ＷｅｂＮＡＣＣＳ提供

2013年（平成25年）
FAINS/PQ-NETWORK/ANIPASのNACCS統合

2014年（平成26年）
医薬品医療機器等輸出入業務のシステム化

第６次ＮＡＣＣＳ

これまでのＮＡＣＣＳにおいて実施してきたこと

○ 税関関係手続の電子化
・システム化対象範囲の拡大　※ 航空/海上システム統合
○ 関係省庁手続の電子化
・各省システムのＮＡＣＣＳ接続（連携）ﾜﾝｽﾄｯﾌﾟ、SW
・ＮＡＣＣＳへの統合（２段階：ｻﾌﾞｼｽﾃﾑ化、ﾊｰﾄﾞ統合）
○ 民間手続の電子化
・官手続に先行後続 ⇒ 情報連携に資する 民･民手続
○ 国際連携の推進

◎ 上記の開発での考慮事項
安定性・信頼性、 効率性・経済性、 利便性

海上システム

海上貨物の輸出入通関システムの稼働開始
（通関業務等のみ）

・業種
⇒ 通関業
税関
銀行

Sea-NACCS（第１次）
1991年（平成３年）

海上貨物の輸出入システムの稼働開始
（貨物情報を含む総合物流情報システム化）

・ＥＤＩ化
⇒ 専用端末廃止
⇒ メール方式導入
⇒ ＥＤＩＦＡＣＴ対応

・業種拡大
⇒ 船会社
船舶代理店
コンテナヤード
保税蔵置場

Sea-NACCS（第２次）
1999年（平成11年）

Ⅷ　ＮＡＣＣＳ利用者等の拡大

１．ＮＡＣＣＳ利用者数【航空・海上全体】

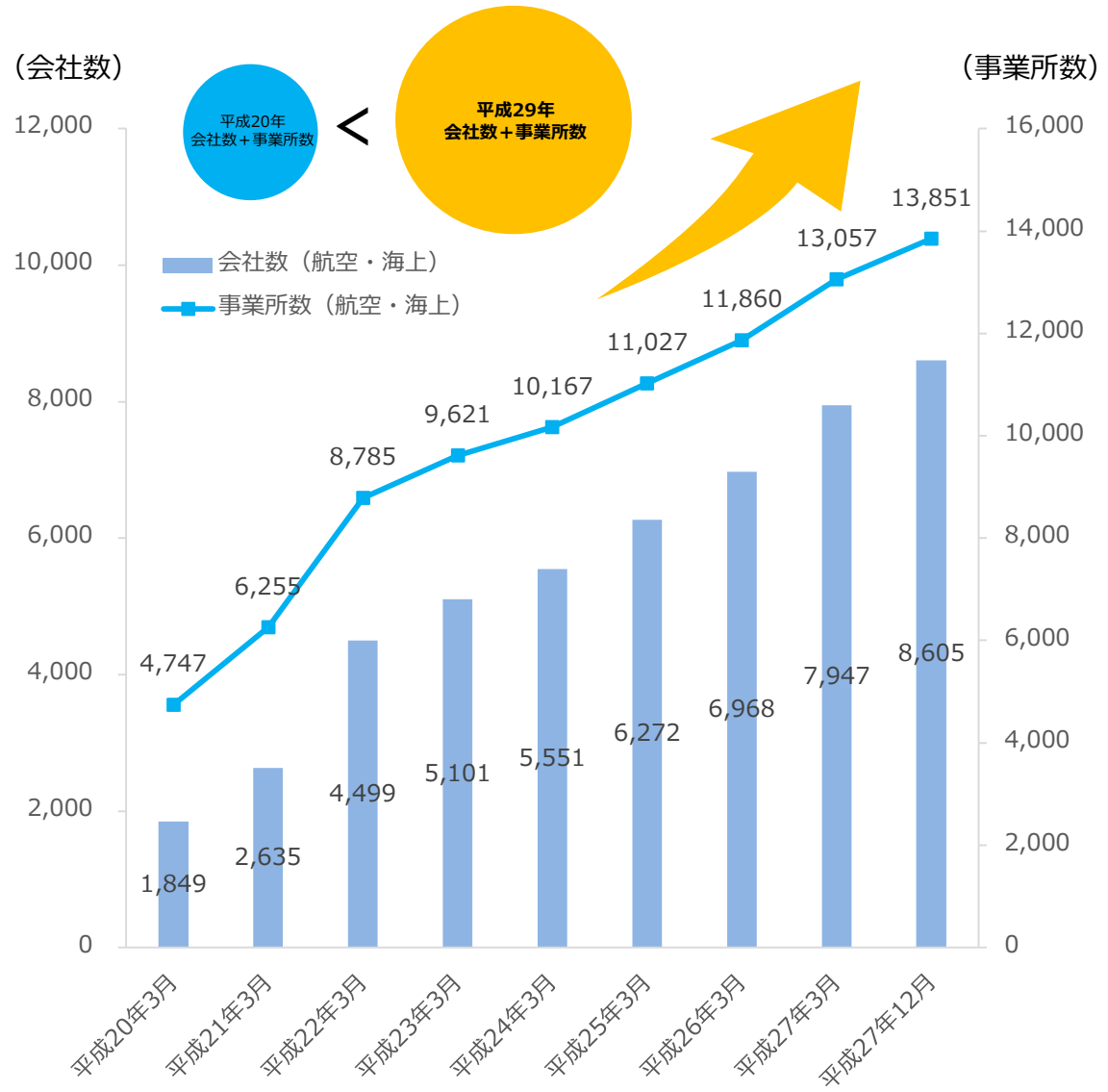

※ 海上・航空それぞれを利用している場合の重複は除く。ただし、海上・航空共用の場合は、両方に計上。

２．自社システム利用者数の推移

第５次更改時点	現　在	伸び率
116社	172社	1.5

３．海外サービスプロバイダー数

（出港前報告制度関係）

海外法人	本邦法人	計
17社	2社	19社

Ⅸ　詳細仕様検討結果

ＥＤＩ	航空 海上	第12回 第16回 ～ 第21回	WG	基本 Ⅱ-1 Ⅲ-1	第６次ＮＡＣＣＳにおけるＥＤＩ仕様・総括（１）

・第６次ＮＡＣＣＳにおけるＥＤＩ仕様について必要な見直しを実施する。

詳細仕様検討結果

【 第６次ＮＡＣＣＳにおけるＥＤＩ仕様の基本方針 】

・　第６次ＮＡＣＣＳにおけるＥＤＩ仕様は、ＮＡＣＣＳの安定的な継続利用を考慮し、原則として、第５次ＮＡＣＣＳの仕様を踏襲する。 ただし、これまでの ＷＧ における議論の内容を踏まえ、主に以下に示す項目について仕様の見直しを実施する（各項目の概要等はP16からP34を参照）。

項番	主な見直し項目	主な変更点の概要
1	パッケージソフト（メール処理方式）の原則提供終了	ＮＡＣＣＳパッケージソフトのうち、ゲートウェイ配下での利用の場合を除き、メール処理方式の提供を終了する。
2	オンライン処理方式の見直し ～ Ｄ／Ｉ処理方式の廃止 ～	自社システムとＮＡＣＣＳとの接続方式のうち、ダイレクト・インターフェース（Ｄ／Ｉ）処理方式を廃止する。
3	ＮＡＣＣＳネットワークにおけるダイヤルアップ回線の廃止	ＮＡＣＣＳネットワークにおける利用者アクセス回線のうち、ダイヤルアップ回線の提供を終了する。
4	バックアップ機能の改善 ～メイン・バックの切替方式の変更～	メインセンター及びバックアップセンター間の切替えについて、ＩＰアドレスを手動で変更する方法から、ＤＮＳを使用した自動切替方法に変更する。
5	ＷｅｂＮＡＣＣＳにおける電文受信ソフトの廃止	ＷｅｂＮＡＣＣＳの利便性向上を図るため、電文受信ソフトなしで帳票を取得できるようにするとともに、電文受信ソフトを廃止する。
6	最大電文長の拡大	ＮＡＣＣＳ－ＥＤＩ電文の最大電文長を５００ＫＢから７００ＫＢに拡大する。
7	最大添付ファイルサイズの拡大	添付ファイルの最大ファイルサイズを１０ＭＢまで拡大する。ただし、最大ファイルサイズは１０ＭＢの範囲で業務ごとに定めるものとする。
8	入力共通項目におけるシステム識別の設定値の変更	入力共通項目の中のシステム識別の設定値を、一部の業務の実施において変更する。

Ⅸ　詳細仕様検討結果

ＥＤＩ	航空 海上	第12回 第16回 ～ 第21回	WG	基本 Ⅱ-1 Ⅲ-1	第６次ＮＡＣＣＳにおけるＥＤＩ仕様・総括（２）

詳細仕様検討結果

項番	主な見直し項目	主な変更点の概要
9	自社システム接続利用者様におけるＮＡＣＣＳの各サーバへのアクセス方法の変更	第６次ＮＡＣＣＳにおけるバックアップ機能の改善に伴い、自社システム接続利用者様においてＮＡＣＣＳの各サーバにアクセスする際、ＩＰアドレスを直接指定する方法から、ＤＮＳサーバを参照してＩＰアドレスを取得する方法に変更する。これに伴い、ＮＡＣＣＳの各サーバへのアクセス方法に関する記載を追記する。
10	ＩＰアドレス変換禁止ルールの緩和	第５次ＮＡＣＣＳにおいて実施されていた、ＮＡＣＣＳネットワーク接続におけるＩＰアドレスの変換（ＮＡＴ）の禁止について、一定の条件を満たす場合であれば、ＩＰアドレスの変換を可能とする旨を追記する。
11	添付ファイル名の日本語対応及び利用可能拡張子	添付ファイル名に日本語を使用することを可能とする。また、各種添付ファイル業務において添付可能な拡張子を以下のように限定する。特にこれまで一部の業務で利用可能であったＺＩＰ形式及びＬＺＨ形式ファイルの添付を不可とする。 【添付ファイルに利用可能な拡張子】（大文字、小文字は問わない。） “txt“、“doc“、”docx”、“ppt“ 、 “pptx “、“xml“、“htm“、“html“、”rtf”、”jtd”、“xls“、”xlsx”、“csv“、“jpeg“、“jpe“、“jpg“、“tif“、“tiff“、“bmp“、“gif“、“png“、pdf“、“jet”
12	利用者パスワードの仕様	【文字数】 パスワードの文字数が、６文字以上８文字以下であること。
13		【使用文字種】 パスワードは半角英大文字と半角数字を用いること。また、パスワードの文字種に半角英大文字と半角数字をそれぞれ最低１文字以上含んでいること。
14		【履歴管理】 現在の世代を含めて３世代分のパスワードを記録し、パスワード変更の際、これらのパスワードへの変更を不可とする。

Ⅸ　詳細仕様検討結果

ＥＤＩ	航空 海上	第12回 第16回 ～ 第21回	WG	基本 Ⅱ-1 Ⅲ-1	第６次ＮＡＣＣＳにおけるＥＤＩ仕様・総括（３）

詳細仕様検討結果

項番	主な見直し項目	主な変更点の概要
15	ＮＡＣＣＳネットワーク内で使用するドメイン名の変更	① 第５次ＮＡＣＣＳと第６次ＮＡＣＣＳのドメイン名の違いを明確にするため、ドメイン名を以下のように変更する。 「naccs.customs」→「naccs6」 ② 第２レベルのドメイン名を以下のとおりとし、ご利用者様にメインセンター、バックアップセンターを意識いただく必要がないようにする。 本番環境→「prod.naccs6」試験環境→「test.naccs6」
16	ＮＡＣＣＳパッケージソフトの対応ＯＳ・ブラウザ	第６次ＮＡＣＣＳのパッケージソフトにて対応するＯＳ及びブラウザを以下のとおりとする。 【対応ＯＳ】 Windows 7 (SP1)、Windows 8.1、Windows 10 【対応ブラウザ】※1 Internet Explorer、Chrome、Edge ※１：各ブラウザの対応バージョンについては、今後の動向を踏まえて検討する。
17	その他	ｅｂＭＳ処理方式に使用するサーバ証明書の利用ルールを明確化する。

Ⅸ　詳細仕様検討結果

ＥＤＩ	航空 海上	第12回 第16回 WG	基本 Ⅲ-1	第６次ＮＡＣＣＳにおけるＥＤＩ仕様・個別 １．パッケージソフト（メール処理方式）の原則提供終了（１）

・第６次ＮＡＣＣＳにおいては、ゲートウェイ配下での利用の場合を除き、パッケージソフト（メール処理方式）の提供を終了する。

詳細仕様検討結果

１．パッケージソフト（メール処理方式）については、ゲートウェイ配下での利用の場合を除き（注）、提供を終了する。

（注）ゲートウェイ配下での利用者に対しては、従来通り、パッケージソフト（メール処理方式）の提供を継続。

２．現在、パッケージソフト（メール処理方式）を利用している利用者様には、ｎｅｔＮＡＣＣＳ処理方式への切替えをお願いする。

（注）ｎｅｔＮＡＣＣＳは、インターネット使用となるがデジタル証明書の導入や通信の暗号化といった適切なセキュリティ対策を施しておりセキュリティを低下することなく、昨今ではコストメリットも得られる。

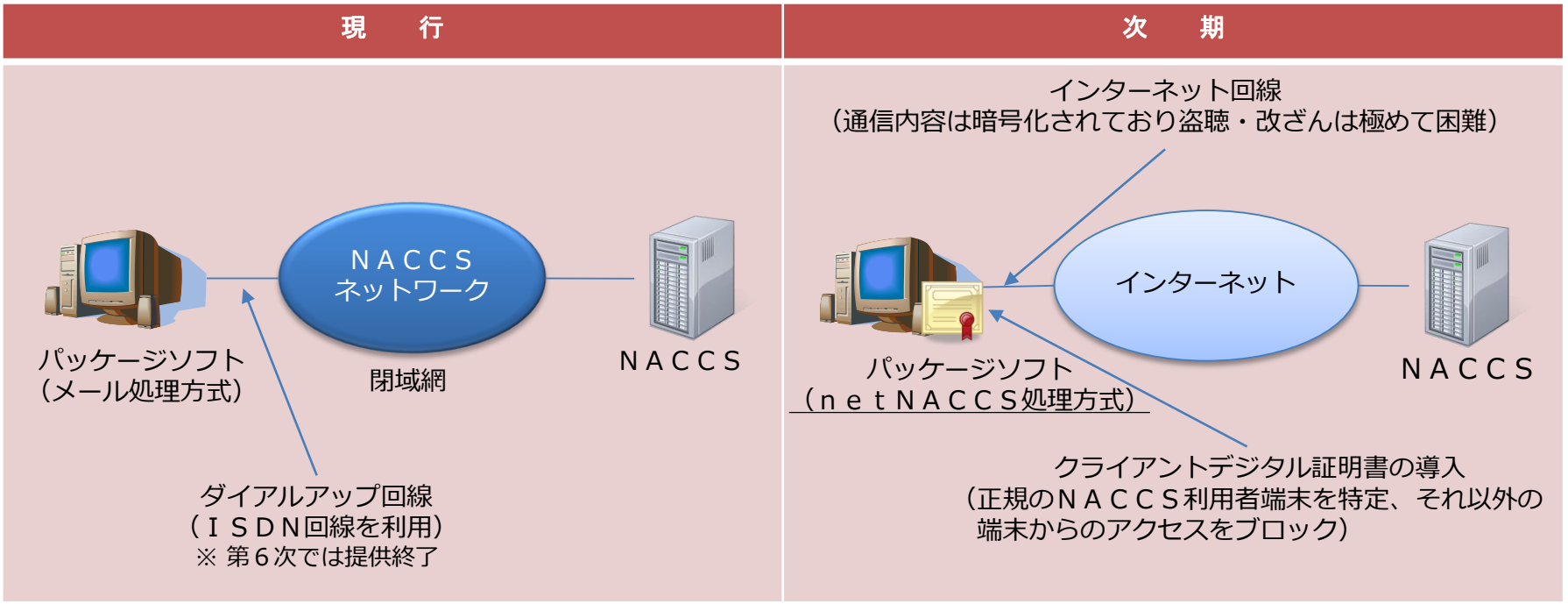

Ⅸ　詳細仕様検討結果

ＥＤＩ	航空 海上	第12回 第16回 WG	基本 Ⅲ-1	第６次ＮＡＣＣＳにおけるＥＤＩ仕様・個別 １．パッケージソフト（メール処理方式）の原則提供終了（２）

詳細仕様検討結果

パッケージソフト（メール処理方式）の提供終了に際して検討を要する課題に対する対応方法は、それぞれ以下のとおり。

WG委員から提起のあった　課　題	対　　応　　方　　法
「通関士証票番号登録（ＵＴＢ）」業務が自社システムに入っておらず、メール処理方式の端末により行っており、パッケージソフト（メール処理方式）の提供が終了すると、通関士証票番号の変更等ができない。	現行ＵＴＢ業務は、通関士本人の利用者ＩＤ（８桁）により当該利用者ＩＤで利用可能な処理方式からでなければ、通関士証票番号の登録、修正、削除が行えない。このため、第６次ＮＡＣＣＳにおいては、利用者ＩＤの先頭５桁（利用者コード）が同一であれば本人以外の通関士の利用者ＩＤ及び処理方式からでも、ＵＴＢ業務を実施できるように次期では業務仕様を改善する。
自社システムの障害時対策のためパッケージソフト(メール処理方式）を導入しているが、弊社の場合、ｎｅｔＮＡＣＣＳに切り替えると、全て社内ＬＡＮ経由の接続となる為、社内ＬＡＮに不具合が発生した場合ｎｅｔＮＡＣＣＳも使用ができない。	・　社内ＬＡＮを経由しない形でＮＡＣＣＳネットワークの専用線又はブロードバンド回線を導入し、ＮＡＣＣＳパッケージソフト（インタラクティブ処理方式）を組み合わせて利用する。 ・　ゲートウェイ処理方式やＳＭＴＰ双方向処理方式を利用している場合は、既に専用線が利用可能であるため、ＮＡＣＣＳパッケージソフト（インタラクティブ処理方式）を導入する。
現行のメール処理方式で受信している電文についてｎｅｔＮＡＣＣＳ経由の場合、受信が端末固定になると、都度、出力要請が必要となるのではないか？また他の端末から出力要請をする場合、現行の方法だと、論理端末名及び端末アクセスキーを都度設定が必要となる事から負荷が大きい。また、社内ＬＡＮが使用できない場合、電文の出力ができない。	以下の設定を行うことにより、従来のパッケージソフト（メール処理方式）と同様の処理をｎｅｔＮＡＣＣＳでも可能となる。 ①　宛先管理設定により、取得したい出力情報(帳票電文)をｎｅｔＮＡＣＣＳを利用する論理端末名宛に出力するよう設定する。 ②　ｎｅｔＮＡＣＣＳの自動タイマによる帳票取出機能により定期的に自動で帳票電文を取り出すように設定する。 ③　②の設定により、定期的に自動で帳票電文がｎｅｔＮＡＣＣＳ端末に出力される。これにより、メール処理方式の動きと同様となるため、当該電文の受信を契機に業務を実施することが可能となる。
メール処理方式の電文受信を契機として業務が動く場合がある為、都度出力要請では対応できない。	なお、他の端末から帳票電文を取り出す場合は、論理端末名及び端末アクセスキーによる取出しを行う。他の端末からの取出しが長期に及ぶ場合はU業務を使用して、出力先の論理端末名を変更する。

Ⅸ　詳細仕様検討結果

ＥＤＩ	航空 海上	第12回 第17回 WG	基本 Ⅲ-1	第６次ＮＡＣＣＳにおけるＥＤＩ仕様・個別 ２．オンライン処理方式の見直し／ＥＤＩＦＡＣＴ電文及びＸＭＬ電文

・現行の接続方式のうち、ダイレクト・インターフェース（Ｄ／Ｉ）方式は、廃止する。
・ＮＡＣＣＳ業務におけるｅｂＭＳ処理方式の対応業務の見直しを実施する。
・ＥＤＩＦＡＣＴ電文及びＸＭＬ電文で利用可能な業務については限定する。

詳細仕様検討結果

・　第６次ＮＡＣＣＳにおけるオンライン処理方式は次のとおりとする。

処理方式		ネットワーク	利用プロトコル	電文形式	パッケージソフト
インタラクティブ処理方式	会話型	ＮＡＣＣＳネットワーク	ＨＴＴＰ	ＮＡＣＣＳ-ＥＤＩ電文	○
	ＳＭＴＰ双方向		ＳＭＴＰ	ＮＡＣＣＳ-ＥＤＩ電文	－
				ＸＭＬ電文	－
メール処理方式			ＳＭＴＰ／ＰＯＰ３	ＮＡＣＣＳ-ＥＤＩ電文	○
				ＥＤＩＦＡＣＴ電文	－
				ＸＭＬ電文	－
ｅｂＭＳ処理方式		インターネット	ＨＴＴＰ(Ｓ)	ＮＡＣＣＳ-ＥＤＩ電文	－
				ＸＭＬ電文	－
ｎｅｔＮＡＣＣＳ処理方式			ＨＴＴＰ(Ｓ)	ＮＡＣＣＳ-ＥＤＩ電文	○
ＷｅｂＮＡＣＣＳ処理方式			ＨＴＴＰ(Ｓ)	ブラウザ電文	－

注１：ＥＤＩＦＡＣＴ電文及びＸＭＬ電文で利用可能な業務については限定する。

注２：ＷｅｂＮＡＣＣＳ処理方式で利用可能な業務については限定する。

・　第６次ＮＡＣＣＳにおけるＥＤＩＦＡＣＴのメッセージバージョン等は、次のとおりとする。
（１）メッセージバージョン：Ｄ98Ｂ
（２）シンタックスルールのバージョン：Ｖｅｒ.3
（３）文字セット：レベルＡ（ＵＮＯＡ）、「＃」、「@」が使用可能
（４）対象業務：ＷＧ資料参照

・　第６次ＮＡＣＣＳにおけるｅｂＭＳのメッセージバージョン等は、次のとおりとする。
（１）メッセージバージョン：ｅｂＸＭＬ Ｍｅｓｓａｇｅ Ｓｅｒｖｉｃｅ ｖ2.0及びｅｂＸＭＬ ＣＰＰＡｖ2.0
（２）対象業務：ＷＧ資料参照

Ⅸ　詳細仕様検討結果

ＥＤＩ	航空 海上	第16回 第17回 WG	基本 Ⅲ	第６次ＮＡＣＣＳにおけるＥＤＩ仕様・個別 ３．ダイヤルアップ回線の廃止

・第６次ＮＡＣＣＳネットワークにおいては、ダイヤルアップ回線の提供を終了する。

詳細仕様検討結果

・　第６次ＮＡＣＣＳネットワークにおいては、下表の回線の提供を予定しており、ダイヤルアップ回線については、提供を終了する。

・　現在、ダイヤルアップ回線を使用している利用者様については、基本的には、**ｎｅｔＮＡＣＣＳ処理方式への切替**（※）をお願いしたい。

（※）ｎｅｔＮＡＣＣＳ 処理方式への切替にあたって

- 利用者様においてインターネット回線の設置に係る手間が発生するものの、それを上回る運用コスト上のメリットがあると考えられる。
- ｎｅｔＮＡＣＣＳ処理方式への切替により、インターネットを使用することになるが、ｎｅｔＮＡＣＣＳ処理方式ではクライアントデジタル証明書の導入や通信の暗号化といった適切なセキュリティ対策が施されており、セキュリティが低下することはない。

【ダイヤルアップ回線の廃止理由】

- ダイヤルアップ回線は、ＮＴＴのＩＳＤＮ回線を使用しているが、ＮＴＴよりＩＳＤＮ回線は２０２０年頃より順次廃止することが発表されており、将来的にＮＡＣＣＳネットワークにおいてダイヤルアップ回線は提供できなくなる。

◎ 第６次ＮＡＣＣＳにおいて提供予定の回線

回線種別	帯域
専用線	64kbps
	128kbps
	1Mbps
	3Mbps
	5Mbps
	10Mbps
ブロードバンド回線（ＡＤＳＬ）	上り５Mbps,下り47Mbps（ベストエフォート）
ブロードバンド回線（光）	100Mbps（ベストエフォート）

(注) 上表に示す各回線の利用料金は、現在検討中。

- 現在では常時接続型の高速回線が安価に利用できるため、ＮＡＣＣＳセンターが独自にダイヤルアップ回線を提供する必然性は薄れている。
- 第６次ＮＡＣＣＳでは最大業務電文長の拡大や添付ファイルサイズの拡大を検討しており、ダイヤルアップ回線はＮＡＣＣＳを利用する回線として必ずしも適当ではなくなってきていると考えられる。

Ⅸ　詳細仕様検討結果

ＥＤＩ	航空 海上	第22回 WG	基本 Ⅲ	第６次ＮＡＣＣＳにおけるＥＤＩ仕様・個別 （参考）第６次ＮＡＣＣＳネットワーク（１）

・第６次ＮＡＣＣＳネットワークにおいては、回線の航空／海上区分を廃止し、新たにオプションメニューを追加する。

詳細仕様検討結果

（１）第６次ＮＡＣＣＳ提供回線メニュー

第６次ＮＡＣＣＳネットワークにおいては以下の回線の提供を予定しており、また、回線の航空／海上区分を廃止することに伴い、新たにオプションメニューを追加する予定としている。なお、各回線の利用料金は、現在検討中であり、今後の提示を予定している。

回線メニュー		帯域	備考
専用線		64kbps	
		128kbps	
		1Mbps	
		3Mbps	
		5Mbps	
		10Mbps	
ブロードバンド回線	ＡＤＳＬ	上り５Mbps,下り47Mbps （ベストエフォート）	※ブロードバンド回線（光）が敷設できない場合のみ提供。 ※現行利用の場合は、継続して利用可能。
	光	100Mbps（ベストエフォート）	

（２）第６次ＮＡＣＣＳ提供オプションメニュー

オプションメニュー	内容
24時間365日保守	保守対応を24時間365日実施。
予備機	通信機器（ルーター）の予備機を利用者側に設置する。 ※ 冗長化を選択する場合、予備機設置は行わない。
冗長化	ＢＢ光回線及び通信機器を専用線のバックアップ回線として構成する。
Ping監視	通信機器に対して定期的にpingコマンドを発行し、通信機器及び回線の死活監視を行う。

Ⅸ　詳細仕様検討結果

ＥＤＩ	航空 海上	第22回 WG	基本 Ⅲ	第６次ＮＡＣＣＳにおけるＥＤＩ仕様・個別 （参考）第６次ＮＡＣＣＳネットワーク（２）

詳細仕様検討結果

回線種別毎に選択可能なオプションを下表に「○」で示す。

（１）平日日勤帯保守（保守対応は９時~18時を予定）

回線メニュー	帯域等	オプションメニュー		
		予備機設置	冗長化	Ping監視
専用線	64kbps	×	×	×
	128kbps	×	×	×
	1Mbps	×	×	×
	3Mbps	×	×	×
	5Mbps	×	×	×
	10Mbps	×	×	×
ブロードバンド回線	ＡＤＳＬ	×	×	×
	光	×	×	×

（２）24時間 365日保守

回線メニュー	帯域等	オプションメニュー		
		予備機設置	冗長化	Ping監視
専用線	64kbps	○	×	○
	128kbps	○	×	○
	1Mbps	○（※）	○	○
	3Mbps	○（※）	○	○
	5Mbps	○（※）	○	○
	10Mbps	○（※）	○	○
ブロードバンド回線	ＡＤＳＬ	○	×	×
	光	○	×	×

※ 冗長化を選択する場合、予備機設置は行わない。

Ⅸ　詳細仕様検討結果

ＥＤＩ	航空 海上	第12回 第17回 WG	基本 Ⅱ-１	第６次ＮＡＣＣＳにおけるＥＤＩ仕様・個別 ４．第６次ＮＡＣＣＳにおけるバックアップ機能（１）

・ 大規模災害や大規模障害への対応を強化するため、バックアップ機能を改善する。

詳細仕様検討結果

１．切り替え時間等の短縮化

項　　目	改善内容
メインセンター ～ バックアップセンター間の切替え及び切戻し時間の短縮	メインセンターからバックアップセンターに切り替える時間（切替時間）、及びバックアップセンターからメインセンターに再度切り替える時間（切戻し時間）の短縮を図る。

作　業　内　容	現 行 シ ス テ ム	次 期 シ ス テ ム
メインセンター から バックアップセンターへの切替時間	概ね１時間を要する。	切替作業方法の見直し等を行うことにより、切替時間の短縮を図る。
バックアップセンター から メインセンターへの切戻し時間	１日あたり概ね４時間の停止が２日間必要となるため、計８時間の停止が必要となる。	切戻し作業方法の見直し等を行うことにより、切戻し時間の短縮を図る。

２．関係省庁手続のバックアップ機能の強化

項　　目	改善内容
関係省庁に係る手続きに関するバックアップ機能の強化	・　動物検疫関連手続き、植物検疫関連手続き及び輸入食品に関連する手続きについてバックアップ機能の強化を図る。 ・　港湾サブシステムについては、ＮＡＣＣＳへの完全統合を図ることに伴いバックアップ機能を設け、大規模災害や大規模障害への対応を可能とする。

ＥＤＩ	航空 海上	第12回 第17回　WG	基本 Ⅱ-1	第６次ＮＡＣＣＳにおけるＥＤＩ仕様・個別 ４．第６次ＮＡＣＣＳにおけるバックアップ機能（２）

詳細仕様検討結果

３．切替方法の改善

第６次ＮＡＣＣＳにおいては、利用者は処理形態に応じ以下の設定を行うのみで、利用者が切替作業を行うことなく、メインセンターからバックアップセンターへの切替を可能とするよう見直しを実施する（原則として、切替作業は全てセンター側の設備で行う。）。

処理形態		設　定　方　法
パッケージソフト インタラクティブ処理方式 ｎｅｔＮＡＣＣＳ処理方式		パッケージソフトのオプション設定画面における「接続先サーバ」を常に「本番環境」に設定。
自社システム	ＳＭＴＰ双方向処理方式 ＳＭＴＰ／ＰＯＰ３処理方式	自社システムを、常に以下の手順でＮＡＣＣＳに接続。 ①　センターは予め各フロントサーバのドメイン名とＤＮＳサーバ等のＩＰアドレスを通知。 ②　自社システムは、ＤＮＳサーバ等に対して各フロントサーバのドメイン名を用いて、ドメイン名に対応するＩＰアドレスを問合せ（備考）。 ③　自社システムは、ＤＮＳサーバ等から返されるＩＰアドレスに対して電文の送受信を実施。 （参考）メインセンターからバックアップセンターへの切替は、センター側でＤＮＳサーバ内の各フロントサーバのＩＰアドレスを、メインセンターのＩＰアドレスからバックアップセンターのＩＰアドレスに切り替えることにより実施。
	ｅｂＭＳ処理方式	ｅｂＭＳにおけるＣＰＡ情報を常に「本番環境」のものを使用。 （注）メインセンターからバックアップセンターへの切替時においてもＣＰＡ情報は変更しない。

備考．上記切替の実現のため、自社システムでは、ＮＡＣＣＳとの接続に先立ち、必ずＤＮＳサーバ等に各フロントサーバのＩＰアドレスの問合せを行うように変更し、ＤＮＳサーバ等から返された各フロントサーバのＩＰアドレスに対して、電文の送受信を行うことになる。

ＥＤＩ	航空 海上	第12回 第17回 WG	基本 Ⅱ-1	第６次ＮＡＣＣＳにおけるＥＤＩ仕様・個別 ４．第６次ＮＡＣＣＳにおけるバックアップ機能（３）

詳細仕様検討結果

- メインセンター～バックアップセンター間の切替作業について、ＩＰアドレスを手動で変更する方法から、ＤＮＳを用いた自動的な切替を行う方法に変更する。
- ＮＡＣＣＳ側のＩＰアドレスを直接指定して通信を行うことを希望されるご利用者様は別途ご相談いただきたい。
- 以下に第６次ＮＡＣＣＳにおけるメインセンター～バックアップセンター間の切替方法の具体的な流れ（正常時）を示す。

※ＵＲＬ及びＩＰアドレスは例である。

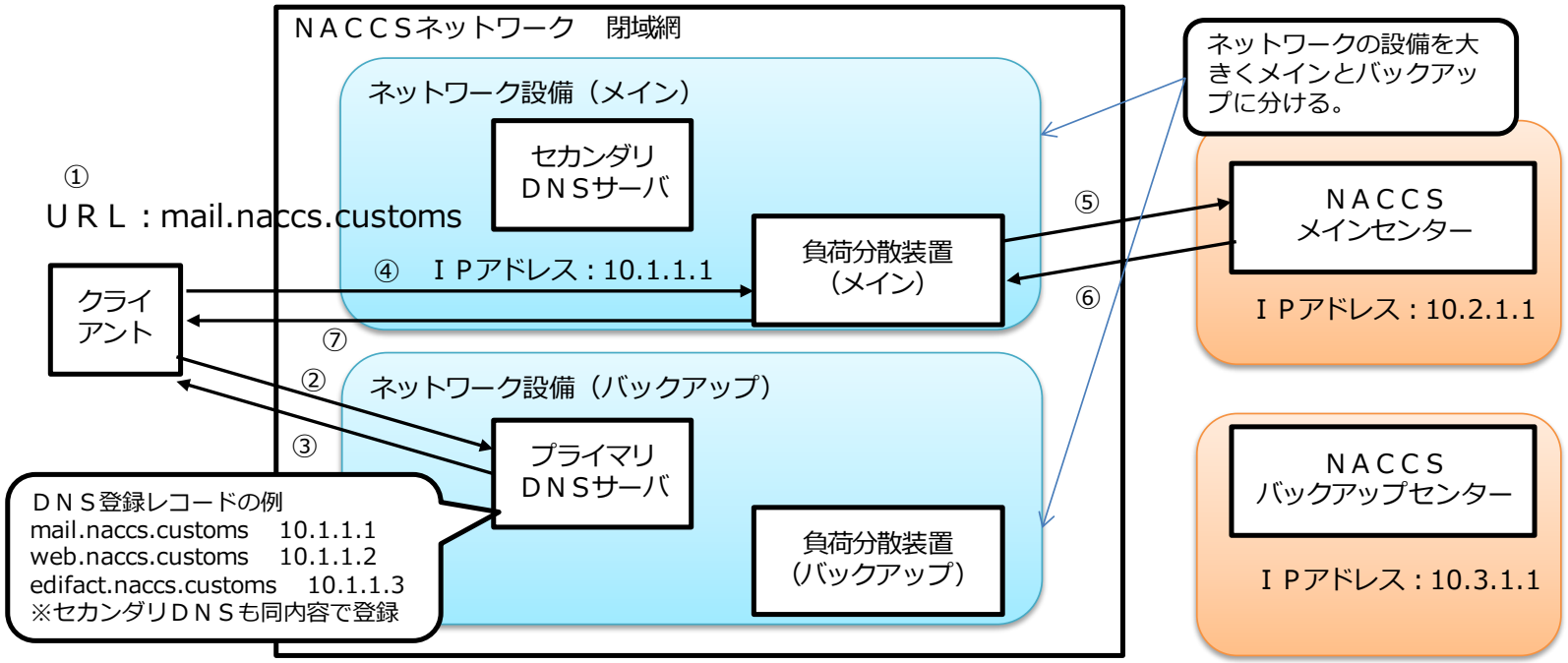

① ＳＭＴＰ／ＰＯＰ３処理方式における宛先ＵＲＬをmail.naccs.customsとする。
② クライアントは、予めＮＡＣＣＳセンターより指定されたプライマリＤＮＳサーバに対して、mail.naccs.customsのＩＰアドレスを問い合わせる。
③ プライマリＤＮＳサーバからＩＰアドレスは10.1.1.1であると返される。
④ クライアントは10.1.1.1（負荷分散装置（メイン））に対してＩＰパケットを送信する。
⑤ 負荷分散装置（メイン）はＮＡＣＣＳメインセンターに対してＩＰパケットを送信する。
⑥ ＮＡＣＣＳメインセンターは戻りのＩＰパケットを負荷分散装置（メイン）に送信する。
⑦ 負荷分散装置（メイン）はクライアントに対して戻りのＩＰパケットを送信する。

ＥＤＩ	航空 海上	第12回 第17回 WG	基本 Ⅱ-1	第６次ＮＡＣＣＳにおけるＥＤＩ仕様・個別 ４．第６次ＮＡＣＣＳにおけるバックアップ機能（４）

詳細仕様検討結果

- 以下にメインセンター障害時におけるＮＡＣＣＳとの通信方法を示す。

※ＵＲＬ及びＩＰアドレスは例である。

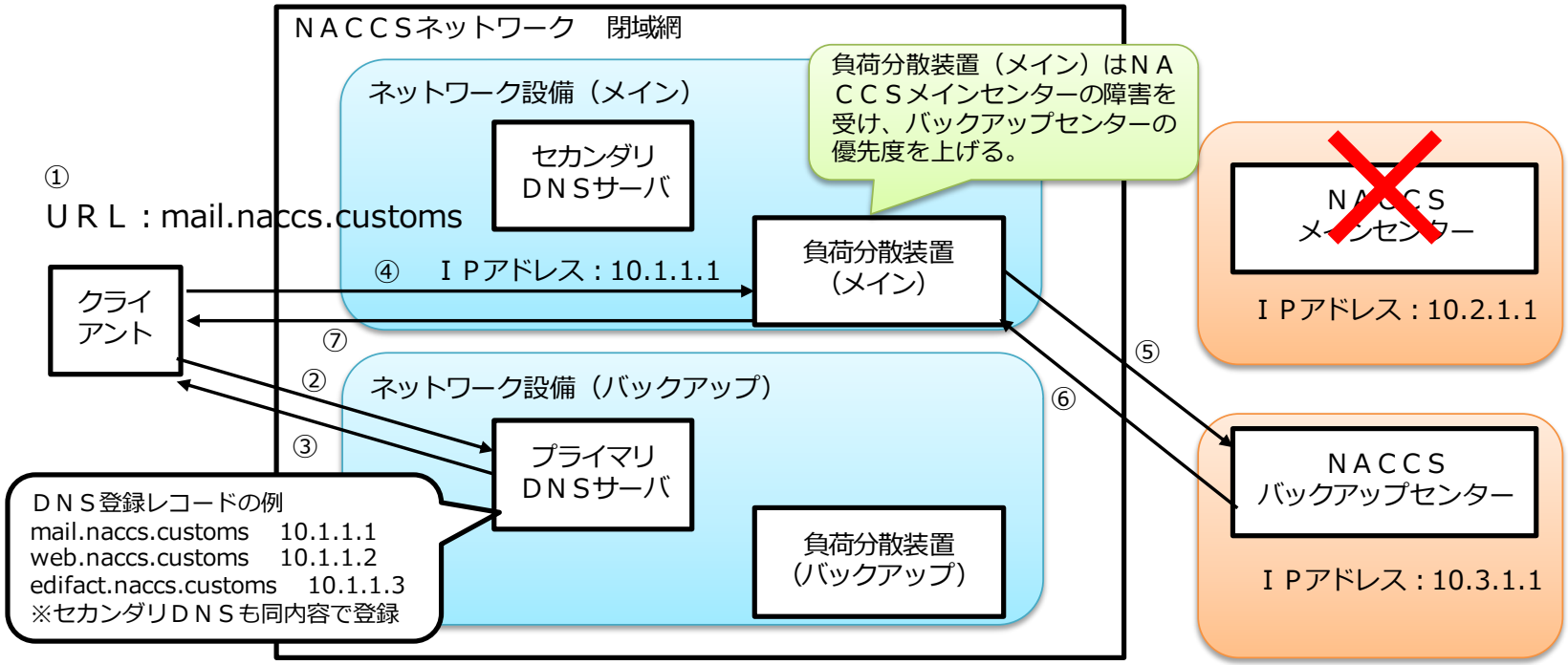

① ＳＭＴＰ／ＰＯＰ３処理方式における宛先ＵＲＬをmail.naccs.customsとする。このＵＲＬは正常時と同様とする。
② クライアントは、予めＮＡＣＣＳセンターより指定されたプライマリＤＮＳサーバに対して、mail.naccs.customsのＩＰアドレスを問い合わせる。
③ プライマリＤＮＳサーバからＩＰアドレスは10.1.1.1であると返される。
④ クライアントは10.1.1.1（負荷分散装置（メイン））に対してＩＰパケットを送信する。
⑤ 負荷分散装置（メイン）はＮＡＣＣＳバックアップセンターに対してＩＰパケットを送信する。
⑥ ＮＡＣＣＳバックアップセンターは戻りのＩＰパケットを負荷分散装置（メイン）に送信する。
⑦ 負荷分散装置（メイン）はクライアントに対して戻りのＩＰパケットを送信する。

ＥＤＩ	航空 海上	第12回 第17回 WG	基本 Ⅱ-1	第６次ＮＡＣＣＳにおけるＥＤＩ仕様・個別 ４．第６次ＮＡＣＣＳにおけるバックアップ機能（５）

詳細仕様検討結果

- 以下にプライマリＤＮＳサーバ障害時におけるＮＡＣＣＳとの通信方法を示す。

※ＵＲＬ及びＩＰアドレスは例である。

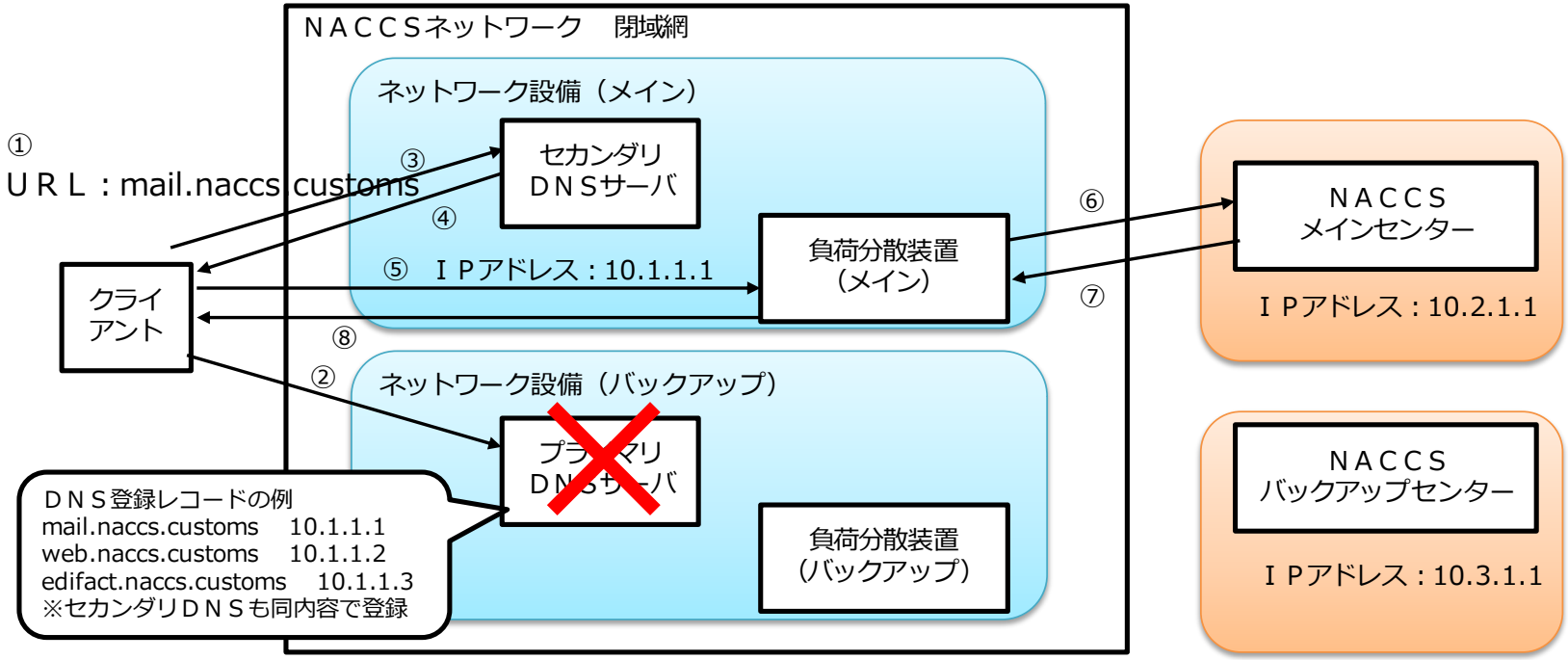

① ＳＭＴＰ／ＰＯＰ３処理方式における宛先ＵＲＬをmail.naccs.customsとする。
② クライアントは、予めＮＡＣＣＳセンターより指定されたプライマリＤＮＳサーバに対して、mail.naccs.customsのＩＰアドレスを問い合わせる。このとき障害のため、プライマリＤＮＳサーバからの応答はない。
③ プライマリＤＮＳサーバからの応答がない場合、クライアントは、予めＮＡＣＣＳセンターより指定されたセカンダリＤＮＳサーバに対して、 mail.naccs.customsのＩＰアドレスを調べる。
④ セカンダリＤＮＳサーバからＩＰアドレスは10.1.1.1であると返される。
⑤ クライアントは10.1.1.1（負荷分散装置（メイン））に対してＩＰパケットを送信する。
⑥ 負荷分散装置（メイン）はＮＡＣＣＳメインセンターに対してＩＰパケットを送信する。
⑦ ＮＡＣＣＳメインセンターは戻りのＩＰパケットを負荷分散装置（メイン）に送信する。
⑧ 負荷分散装置（メイン）はクライアントに対して戻りのＩＰパケットを送信する。

ＥＤＩ	航空 海上	第12回 第17回 WG	基本 Ⅱ-1	第６次ＮＡＣＣＳにおけるＥＤＩ仕様・個別 ４．第６次ＮＡＣＣＳにおけるバックアップ機能（６）

詳細仕様検討結果

- 以下に負荷分散装置（メイン）障害時におけるＮＡＣＣＳとの通信方法を示す。

※ＵＲＬ及びＩＰアドレスは例である。

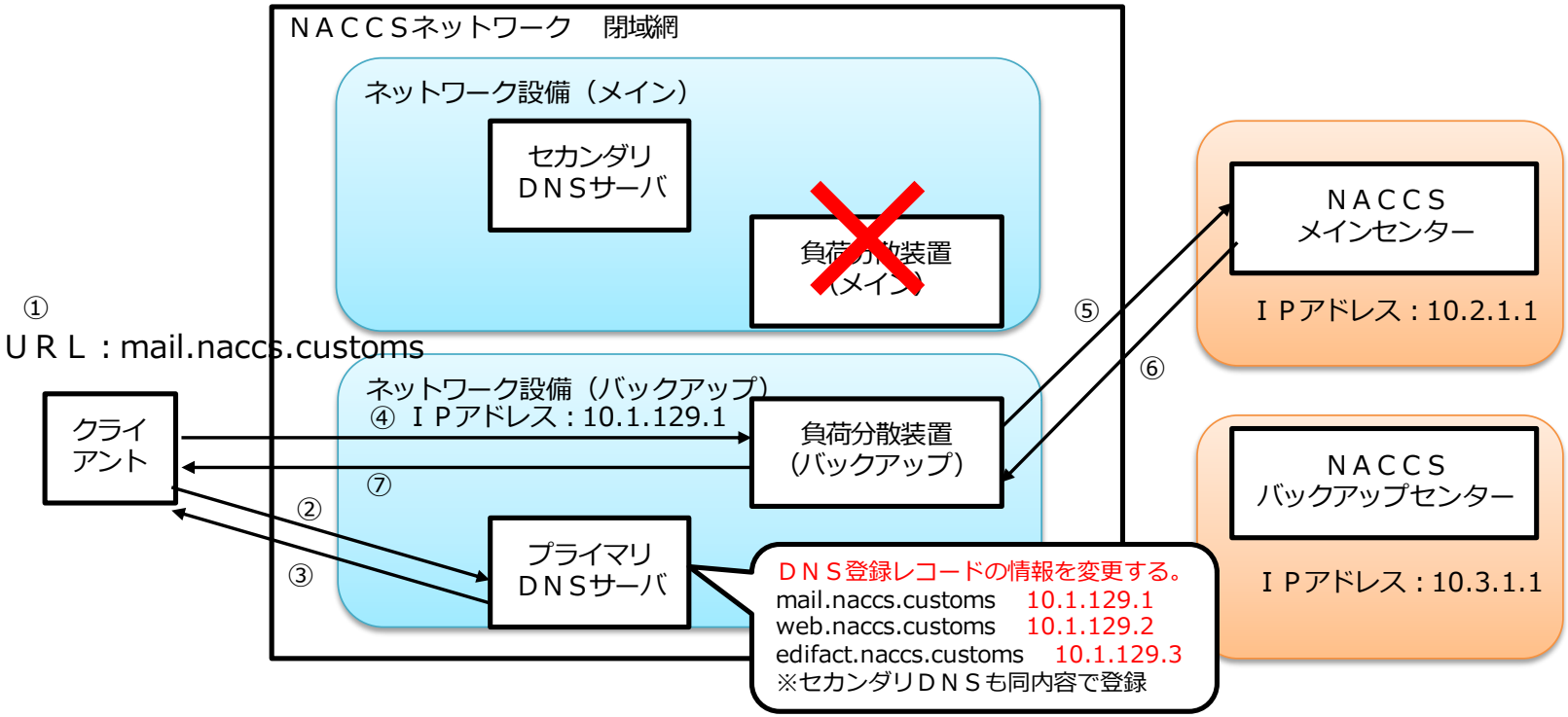

※プライマリＤＮＳサーバにおいて、負荷分散装置の宛先を10.1.1.1（メイン）から10.1.129.1（バックアップ）に書き換える。

① ＳＭＴＰ／ＰＯＰ３処理方式における宛先ＵＲＬをmail.naccs.customsとする。
② クライアントは、予めＮＡＣＣＳセンターより指定されたプライマリＤＮＳサーバに対して、mail.naccs.customsのＩＰアドレスを問い合わせる。
③ 負荷分散装置（メイン）の障害を受け、プライマリＤＮＳサーバからＩＰアドレスは10.1.129.1であると返される。
④ クライアントは10.1.129.1（負荷分散装置（バックアップ））に対してＩＰパケットを送信する。
⑤ 負荷分散装置（バックアップ）はＮＡＣＣＳメインセンターに対してＩＰパケットを送信する。
⑥ ＮＡＣＣＳメインセンターは戻りのＩＰパケットを負荷分散装置（バックアップ）に送信する。
⑦ 負荷分散装置（バックアップ）はクライアントに対して戻りのＩＰパケットを送信する。

ＥＤＩ	航空 海上	第12回 第17回 WG	基本 Ⅱ-1	第６次ＮＡＣＣＳにおけるＥＤＩ仕様・個別 ４．第６次ＮＡＣＣＳにおけるバックアップ機能（７）

詳細仕様検討結果

- 以下にメインセンター及び負荷分散装置（メイン）障害時におけるＮＡＣＣＳとの通信方法を示す。

※ＵＲＬ及びＩＰアドレスは例である。

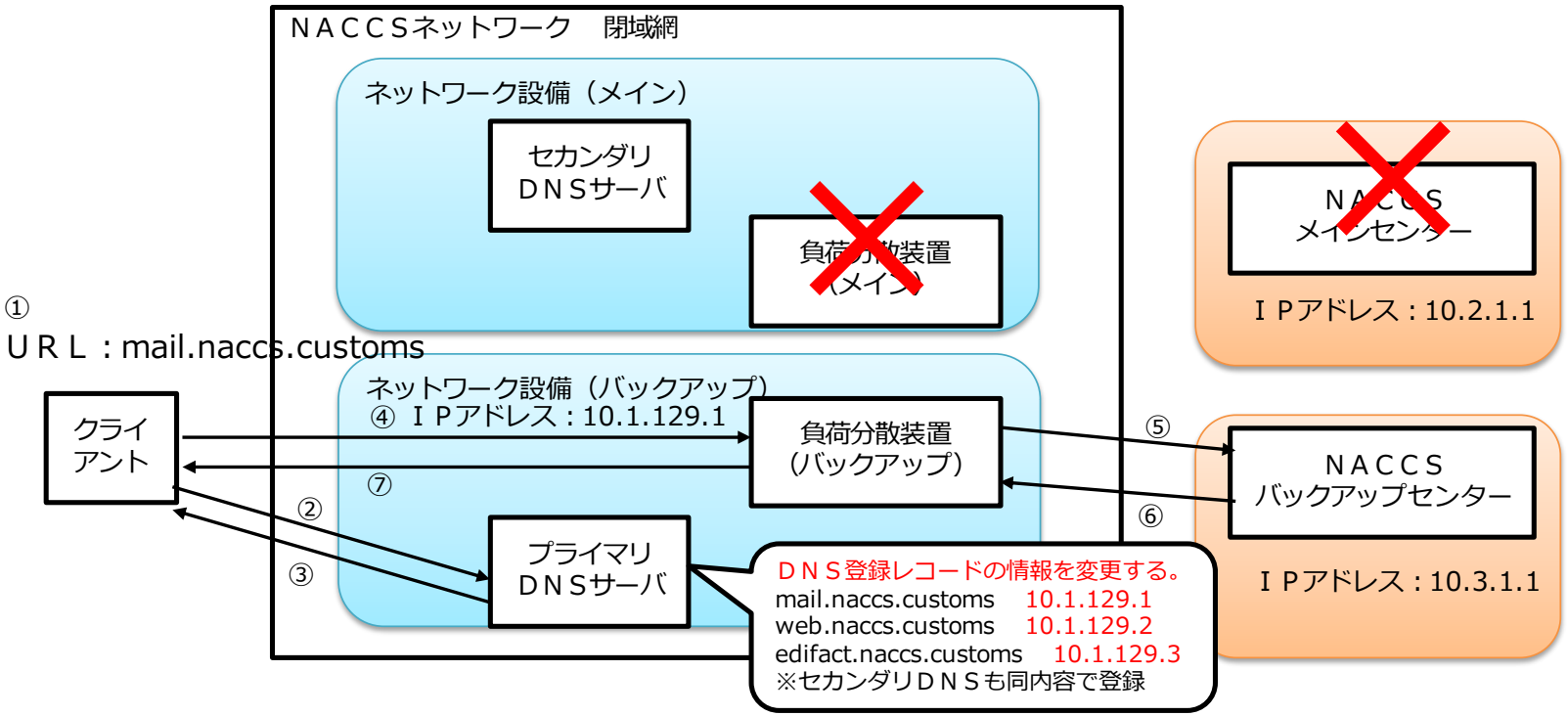

※プライマリＤＮＳサーバにおいて、負荷分散装置の宛先を10.1.1.1（メイン）から10.1.129.1（バックアップ）に書き換える。

① ＳＭＴＰ／ＰＯＰ３処理方式における宛先ＵＲＬをmail.naccs.customsとする。
② クライアントは、予めＮＡＣＣＳセンターより指定されたプライマリＤＮＳサーバに対して、mail.naccs.customsのＩＰアドレスを問い合わせる。
③ 負荷分散装置（メイン）の障害を受け、プライマリＤＮＳサーバからＩＰアドレスは10.1.129.1であると返される。
④ クライアントは10.1.129.1（負荷分散装置（バックアップ））に対してＩＰパケットを送信する。
⑤ 負荷分散装置（バックアップ）はＮＡＣＣＳメインセンターの障害を受け、バックアップセンターに対してＩＰパケットを送信する。
⑥ ＮＡＣＣＳバックアップセンターは戻りのＩＰパケットを負荷分散装置（バックアップ）に送信する。
⑦ 負荷分散装置（バックアップ）はクライアントに対して戻りのＩＰパケットを送信する。

Ⅸ　詳細仕様検討結果

ＥＤＩ	航空 海上	第12回 第17回 WG	基本 Ⅲ	第６次ＮＡＣＣＳにおけるＥＤＩ仕様・個別 ５．ＷｅｂＮＡＣＣＳにおける電文受信ソフトの廃止

・ＷｅｂＮＡＣＣＳの利便性向上を図るため、電文受信ソフトなしで帳票を取得できるようにするとともに、電文受信ソフトを廃止する。

詳細仕様検討結果

- 第６次ＮＡＣＣＳにおいては、ＷｅｂＮＡＣＣＳの対象業務の拡大等に伴い、ＷｅｂＮＡＣＣＳ利用者における利便性の向上を目的として、電文受信ソフトを廃止し、ＰＤＦファイルのダウンロード等により帳票を取得できるようにすることとしている。

- 一方、電文受信ソフトの廃止により、第６次ＮＡＣＣＳにおいて、ＷｅｂＮＡＣＣＳのみを利用する場合はＥＸＣ電文を受信できなくなる。

- しかしながら、第６次ＮＡＣＣＳにおけるＷｅｂＮＡＣＣＳ対象業務は限定的であり（主に照会業務や海上入出港に係る業務）、ＷｅｂＮＡＣＣＳのみを利用する利用者自体も限定されること（基本的には他の処理方式を併用することが考えられる。）から、実質的には影響は無いと考えられる。

  注：ただし、ＷｅｂＮＡＣＣＳのみを利用している者に対してＥＸＣ電文が送信される可能性もあるため、ＷｅｂＮＡＣＣＳのみを利用する者宛てＥＸＣ電文が送信される業務については、エラーとする等の対応を図ることとする。

- 具体例を示すと、内航船のみの入出港業務をＷｅｂＮＡＣＣＳで利用する場合は、ＥＸＣ電文そのものが存在しないことから、何らの影響は生じないが、外航船と内航船の両方の入出港業務を行う場合は、外航船手続においてはＥＸＣ電文が存在するため、ＷｅｂＮＡＣＣＳ以外にパッケージソフト等の利用が必須となる。

参考：ＷｅｂＮＡＣＣＳのみの利用で問題が生じないと考えられる業種（ＥＸＣ電文が存在しない）

・船会社・船舶代理店（内航船業務のみを行う者に限る。）
・損害保険会社

上記業種以外の場合は、ＥＸＣ電文の受信が想定されるため、ＷｅｂＮＡＣＣＳと他の方式（パッケージソフト、自社システム）の併用が必須となる。

Ⅸ　詳細仕様検討結果

ＥＤＩ	航空 海上	第12回 第17回 WG	基本 Ⅲ-2,6	第６次ＮＡＣＣＳにおけるＥＤＩ仕様・個別 ６．及び７．　最大電文長 及び 添付ファイル最大サイズの見直し

・第６次ＮＡＣＣＳにおける最大電文長 及び 添付ファイル最大サイズについて見直しを実施する。

詳細仕様検討結果

１．最大電文長の見直し
ＮＡＣＣＳ－ＥＤＩ電文の最大電文長（添付ファイルを除く。）を700,000バイト（700KB）とする。

【参考】

①　第６次ＮＡＣＣＳの業務見直し（登録可能制限値の拡大等）により、出力電文が分割されることがあるため、可能な限り最大電文長を拡大することが望ましい。

②　第６次ＮＡＣＣＳの業務見直し（１便あたりの旅客数の拡大等）により、旅客氏名表等の電文長が500,000バイトを超えることが想定される。

③　最大電文長を実際の電文長を考慮せず、無制限に長くした場合、ＤＢなどのハード設計が非効率となるおそれがある。

２．添付ファイル最大サイズの見直し

	現行システム	次期システム
添付ファイルの最大サイズ	3,000,000バイト （３ＭＢ）※１	10,000,000バイト （10ＭＢ）※３
１度に添付できる添付ファイルの最大数	各業務仕様による※２	同左

※１　動物検疫業務及び植物検疫業務については、業務によって１～3ＭＢを添付ファイルの最大サイズとしている。

※２　複数の添付ファイル全体の合計サイズが、添付ファイルの最大サイズを超えないこと。

※３　動物検疫業務及び植物検疫業務については、１～5ＭＢを最大サイズとする。

（注）厚生労働省検疫所（食品）、農林水産省動物検疫所、同植物防疫所に対する手続で汎用的に利用可能な添付ファイルの仕組みについては、後記P141、142を参照。

Ⅸ　詳細仕様検討結果

ＥＤＩ	航空 海上	第12回 第17回 WG	基本 Ⅲ-1	第６次ＮＡＣＣＳにおけるＥＤＩ仕様・個別 ８．入力共通項目におけるシステム識別の設定値の変更（１）

・自社システム接続（ＳＭＴＰ双方向処理方式及びメール処理方式（ただし、ＥＤＩＦＡＣＴを除く））から送信される入力共通項目の中のシステム識別欄について見直しを実施する。

詳細仕様検討結果

・　第５次ＮＡＣＣＳにおける自社システム接続（ＳＭＴＰ双方向処理方式及びメール処理方式（ただし、ＥＤＩＦＡＣＴを除く））においては、右表のとおり入力共通項目の中のシステム識別欄に、実施する業務に応じた値を設定し、処理要求電文を送信している。

・　第６次ＮＡＣＣＳにおいては、一部の業務（次頁参照）において、システム識別欄に設定する値が変更となる。 このため、自社システム接続において該当する業務を実施する場合は、システム識別欄に適切な値を設定し、処理要求電文を送信する必要がある。

・　ＥＤＩＦＡＣＴ利用者は、システム識別を設定していないため本件について対応する必要はない。

ＮＡＣＣＳ：（航空:1 海上:2）
輸入食品監視支援業務:4
植物検疫関連業務:5
動物検疫関連業務:6
貿易管理サブシステム:7
港湾関連業務:8
乗員上陸許可支援システム:9

参考 入力共通項目

項番	項目名	桁
1	制御情報	3
2	業務コード	5
3	(予約エリア)	21
4	利用者コード	5
5	識別番号	3
6	利用者パスワード	8
7	(予約エリア)	174
8	電文引継情報	26
9	(予約エリア)	8
10	入力情報特定番号	10
11	索引引継情報	100
12	(予約エリア)	1
13	システム識別	1
14	(予約エリア)	27
15	電文長	6
16	合計	398

Ⅸ　詳細仕様検討結果

ＥＤＩ	航空 海上	第12回 第17回 WG	基本 Ⅲ-1	第６次ＮＡＣＣＳにおけるＥＤＩ仕様・個別 ８．入力共通項目におけるシステム識別の設定値の変更（２）

詳細仕様検討結果

- 以下の表中にある業務を第６次ＮＡＣＣＳで実施する場合、「新システム識別」欄に示す値を使用する必要がある（自社システムにおいてシステム識別欄に新システム識別にて示した値を設定する）。
- なお、各業務において設定すべきシステム識別の値はＥＤＩ仕様書の付録にて提示する予定である。

参考　システム識別が変更となる業務の一覧

項番	業務名	業務コード		システム識別	
		第５次	第６次	第５次	第６次
1	船舶基本情報登録	ＶＢＸ	同左	2	**8**
2	船舶基本情報訂正	ＶＢＹ	同左	2	**8**
3	船舶基本情報訂正呼出し	ＶＢＹ１１	同左	2	**8**
4	船舶運航情報登録	ＶＴＸ０１	同左	2	**8**
5	乗組員情報登録	ＶＴＸ０２	同左	2	**8**
6	旅客情報登録	ＶＴＸ０３	同左	2	**8**
7	船用品情報登録	ＶＴＸ０４	同左	2	**8**
8	船舶運航情報登録呼出し	ＶＴＸ１１	同左	2	**8**
9	乗組員情報登録呼出し	ＶＴＸ１２	同左	2	**8**
10	旅客情報登録呼出し	ＶＴＸ１３	同左	2	**8**
11	船用品情報登録呼出し	ＶＴＸ１４	同左	2	**8**
12	入港前統一申請	ＶＰＸ	同左	2	**8**
13	乗員上陸許可申請	ＣＲＷ０３	ＶＰＸへ統合	9	**8**

項番	業務名	業務コード		システム識別	
		第５次	第６次	第５次	第６次
14	入港前統一申請呼出し	―	ＶＰＸ１１	―	**8**
15	入港届等	ＶＩＸ	同左	2	**8**
16	入港届等呼出し	―	ＶＩＸ１１	―	**8**
17	移動届	ＶＭＲ	同左	2	**8**
18	移動届呼出し	ＶＭＲ１１	同左	2	**8**
19	出港届等	ＶＯＸ	同左	2	**8**
20	出港届等呼出し	―	ＶＯＸ１１	―	**8**
21	入出港届等照会	ＩＶＳ	同左	2	**8**
22	届出申請一覧呼出し	ＣＲＷ０１	ＩＶＳへ統合	9	**8**
23	届出申請情報照会	ＣＲＷ０２	ＩＶＳへ統合	9	**8**

Ⅸ　詳細仕様検討結果

EDI	航空 海上	第20回 WG	基本 Ⅱ-1	第６次ＮＡＣＣＳにおけるＥＤＩ仕様・個別 15. ＮＡＣＣＳネットワーク内で使用するドメイン名の変更（１）

・ 利用者に意識させることなく メインセンターとバックアップセンターとの間で切替を実施するにあたり、
ＮＡＣＣＳネットワークにおいて使用しているドメイン名を、以下のとおり変更する。

詳細仕様検討結果

- ご利用者様に意識をいただくことなくメインセンターとバックアップセンター間の切替を実施するため、ＮＡＣＣＳネットワークにおいて使用しているドメイン名を以下のとおり変更する。
- 第１レベルのドメイン名である「customs」を廃止するとともに、これまでの第２レベルのドメイン名「naccs」の末尾に、第６次ＮＡＣＣＳを示す「６」を付与し、第５次ＮＡＣＣＳと第６次ＮＡＣＣＳのドメイン名を明確に分ける（表１）。
- 第６次ＮＡＣＣＳにおける第２レベルのドメイン名に「prod」（本番環境）と「test」（試験環境）の２種類を設定し（表２）、第５次ＮＡＣＣＳで使用していた「main」（メインセンター）や「back」（バックアップセンター）といったドメイン名を廃止する。
- 第６次ＮＡＣＣＳにおいては原則として、メインセンター運用時（通常運用時）、バックアップセンター切替時（メインセンター被災時や障害時）のいずれによらず、常に「prod」ドメインにアクセスすることとする。また、接続試験等、試験を行う場合に限り、「test」ドメインにアクセスすることとする。

表１．ＮＡＣＣＳネットワーク内におけるドメイン名の変更

	第５次ＮＡＣＣＳ	第６次ＮＡＣＣＳ
ドメイン名	naccs.customs	naccs6

表２．第６次ＮＡＣＣＳにおける各環境の第２レベルまでのドメイン名

	第６次ＮＡＣＣＳのドメイン名
本番環境	prod.naccs6
試験環境	test.naccs6

※prod：production environment（本番環境）の略

ＥＤＩ	航空 海上	第20回 WG	基本 Ⅱ-1	第６次ＮＡＣＣＳにおけるＥＤＩ仕様・個別 15. ＮＡＣＣＳネットワーク内で使用するドメイン名の変更（２）

詳細仕様検討結果

- 本番環境及び試験環境における各サーバのドメイン名は以下のとおりとなる。なお、表３、表４の各サーバのドメイン名は、現在の想定であり、今後の開発工程において変更があり得る。
- 表３で示すサーバのドメイン名は、メインセンター及びバックアップセンターで共通のドメイン名である。
ご利用者様はメインセンター及びバックアップセンターを意識することなく、常にこの表に示すドメイン名にて第６次ＮＡＣＣＳの各サーバにアクセスしていただくことになる。
- 接続試験等、試験を行う場合は表４に示すドメイン名にて第６次ＮＡＣＣＳにアクセスしていただくことになる。

表３．第６次ＮＡＣＣＳにおける本番環境の各サーバのドメイン名（例）

サーバ名	第６次ＮＡＣＣＳのドメイン名
メールサーバ	mail.prod.naccs6
ＳＭＴＰ双方向サーバ	smtp.prod.naccs6

表４．第６次ＮＡＣＣＳにおける試験環境の各サーバのドメイン名（例）

サーバ名	第６次ＮＡＣＣＳのドメイン名
メールサーバ	mail.test.naccs6
ＳＭＴＰ双方向サーバ	smtp.test.naccs6

Ⅸ　詳細仕様検討結果

ＥＤＩ	航空 海上	第10回 第18回 ～ 第21回	WG	基本 Ⅲ-8	ＷｅｂＮＡＣＣＳ対象業務の拡大・総括

・ＷｅｂＮＡＣＣＳ処理方式についてその対象業務の拡大を図るとともに、スマートフォン等での利用についても検討する。

詳細仕様検討結果

区　分	概　　要
１．個別検討事項	Ｗｅｂインターフェース対象業務の拡大
２．現行仕様	ＣＹ搬出入業務、ＡＰＳ業務においてＷｅｂインターフェース業務を提供している。
３．見直しの経緯 （利用者の要望等）	① 利用者から、入出港業務（海上）及び照会業務（航空・海上）について、Ｗｅｂインターフェースによる業務提供の要望がある。 ② 業種・業務によっては現行パッケージソフトが提供する高度な機能や操作性を必要としないケースがある。
４．次期仕様	経済性や機能性を考慮したうえで、Ｗｅｂインターフェースの対応を図る。
５．導入に係る検討結果	Ｗｅｂインターフェイスの対応に係る検討結果は以下のとおり １．対象業務 ①　入出港業務（海上） ②　一部照会業務（航空・海上） ③　包括保険登録手続き関係（航空・海上） ④　既存業務（動植物検疫関係手続き）注：ＣＹ搬出入関連は廃止 ２．動作保障の対象ＯＳ・ブラウザ ①　ＯＳ：Windows7（SP1）、Windows8.1、Windows10 ②　ブラウザ：Internet Explorer、Chrome、Edge ３．セキュリティ セキュリティ対策としてデジタル証明書の利用を必須とする。 注：上記を踏まえスマートフォンについては、動作保障の対象外とする。 ４．ＷｅｂＮＡＣＣＳにおける利用者ＩＤの見直し ＷｅｂＮＡＣＣＳを利用するための利用者ＩＤについては、インターネット接続とその他の接続とを区別する必要があるため、ｎｅｔＮＡＣＣＳ同様、利用者ＩＤの識別番号３桁目を英字とする。 等

Ⅸ　詳細仕様検討結果

ＥＤＩ	航空 海上	第10回 WG	基本 Ⅲ-8	ＷｅｂＮＡＣＣＳ対象業務の拡大・個別 １．対象業務（１）

・ＷｅｂＮＡＣＣＳ処理方式について、対象業務の拡大を図る。

詳細仕様検討結果

第６次ＮＡＣＣＳにおけるＷｅｂＮＡＣＣＳ追加対象業務（入出港関連業務）

海空	業　務　名	業務コード
海	船舶基本情報登録	ＶＢＸ
	船舶基本情報訂正	ＶＢＹ
	船舶基本情報訂正呼出し	ＶＢＹ１１
	船舶運航情報登録	ＶＴＸ０１
	乗組員情報登録	ＶＴＸ０２
	旅客情報登録	ＶＴＸ０３
	船用品情報登録	ＶＴＸ０４
	船舶運航情報登録呼出し	ＶＴＸ１１
	乗組員情報登録呼出し	ＶＴＸ１２
	旅客情報登録呼出し	ＶＴＸ１３
	船用品情報登録呼出し	ＶＴＸ１４
	入港前統一申請	ＶＰＸ
	入港前統一申請呼出し	ＶＰＸ１１
	入港前統一申請Ｂ	ＶＰＴ※
	入港前統一申請Ｂ呼出し	ＶＰＴ１１※
	入港届等	ＶＩＸ
	入港届等呼出し	ＶＩＸ１１
	入港届等Ｂ	ＶＩＴ※

海空	業　務　名	業務コード
海	入港届等Ｂ呼出し	ＶＩＴ１１※
	移動届	ＶＭＲ
	移動届呼出し	ＶＭＲ１１
	出港届等	ＶＯＸ
	出港届等呼出し	ＶＯＸ１１
	出港届等Ｂ	ＶＯＴ※
	出港届等Ｂ呼出し	ＶＯＴ１１※
	入出港届等照会	ＩＶＳ
	船舶基本情報登録（内航船）	ＪＢＸ※
	船舶基本情報訂正（内航船）	ＪＢＹ※
	船舶基本情報訂正呼出し（内航船）	ＪＢＹ１１※
	入港前統一申請等（内航船）	ＪＰＴ※
	入港前統一申請等呼出し（内航船）	ＪＰＴ１１※
	入港届等（内航船）	ＪＩＴ※
	入港届等呼出し（内航船）	ＪＩＴ１１※
	移動届（内航船）	ＪＭＲ※
	移動届呼出し（内航船）	ＪＭＲ１１※
	出港届等（内航船）	ＪＯＴ※

海空	業　務　名	業務コード
海	出港届等呼出し（内航船）	ＪＯＴ１１※
	入港料減免・還付申請	ＫＩＴ※
	入港料減免・還付申請呼出し	ＫＩＴ１１※
	船舶運航動静通知	ＫＭＴ※
	船舶運航動静通知呼出し	ＫＭＴ１１※
	海側施設使用許可申請	ＫＳＴ※
	海側施設使用許可申請呼出し	ＫＳＴ１１※
	陸側施設使用許可申請	ＫＬＴ※
	陸側施設使用許可申請呼出し	ＫＬＴ１１※
	ファイル申請	ＫＦＴ

注：※の付与されている業務については、
パッケージソフトでは提供しない。

ＥＤＩ	航空 海上	第10回 WG	基本 Ⅲ-8	ＷｅｂＮＡＣＣＳ対象業務の拡大・個別 １．対象業務（２）

詳細仕様検討結果

第６次ＮＡＣＣＳにおけるＷｅｂＮＡＣＣＳ追加対象業務（その他）

海空	業　務　名	業務コード
海	貨物情報照会	ＩＣＧ
	コンテナ情報照会	ＩＣＮ
	積荷目録状況照会	ＩＭＩ
	輸入申告等照会	ＩＩＤ
	輸出申告等照会	ＩＥＸ
	輸入申告等一覧照会	ＩＤＩ
	輸出申告等一覧照会	ＩＥＳ
	とん税等納付申告	ＴＰＣ
	不開港出入許可申請	ＣＰＣ
	船舶コード照会	ＩＶＫ
	船舶管理情報照会	ＩＶＣ
	不開港出入許可申請照会	ＩＰＰ
	入出港日別一覧照会	ＩＶＤ
	船舶・航空機資格変更届	ＫＰＣ０１
	船舶・航空機資格変更届呼出し	ＫＰＣ
	船舶・航空機資格変更届照会	ＩＫＰ

海空	業　務　名	業務コード
空	輸入貨物情報照会	ＩＡＷ
	輸出貨物情報照会	ＩＧＳ
	混載貨物仕立状況照会	ＩＭＡ
	輸入申告等照会	ＩＩＤ
	輸出申告等照会	ＩＥＸ
	輸入申告等一覧照会	ＩＤＩ
	輸出申告等一覧照会	ＩＥＳ

海空	業　務　名	業務コード
海空	包括保険仮事項登録	ＨＨＡ
海空	包括保険仮事項登録呼出し	ＨＨＢ
海空	包括保険仮登録	ＨＨＣ
海空	包括保険照会	ＩＩＮ
海空	輸出入者情報照会	ＩＩＥ

Ⅸ　詳細仕様検討結果

EDI	航空 海上	第21回 WG	基本 Ⅲ-8	ＷｅｂＮＡＣＣＳ対象業務の拡大・個別 ※ 画面イメージ　ログイン画面

詳細仕様検討結果

問い合わせ先
輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

ヘルプデスク
0120-794-550【受付時間】終日

» NACCS掲示板へ
» 利用規程
» 個人情報の取り扱い

New 7月13日更新のお知らせがあります。

Copyright © Nippon Automated Cargo And Port Consolidated System, (NACCS) Inc.No reproduction or republication without written permission

EDI	航空 海上	第21回 WG	基本 Ⅲ-8	ＷｅｂＮＡＣＣＳ対象業務の拡大・個別 ※ 画面イメージ　照会画面

詳細仕様検討結果

WebNACCS　利用者ID | 1ANAC01A　ログイン時間 | 2017/10/01 08:30　残時間 | 01:00　ログアウト

貨物情報照会(ICG0W)

貨物情報照会(TTL:全体情報)

照会条件

貨物管理番号	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	指定情報	TTL:全体情報
次貨物管理番号	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE		
次指定情報	ＴＴＬ：全体情報	保税地域コード	XXXXE

更新履歴

項番	最新更新日時	最新更新業務	最新更新利用者
1	YYYY/MM/DD ー HH:MM:SS	XXXXE	XXXXE
2	YYYY/MM/DD ー HH:MM:SS	XXXXE	XXXXE
3	YYYY/MM/DD ー HH:MM:SS	XXXXE	XXXXE
4	YYYY/MM/DD ー HH:MM:SS	XXXXE	XXXXE
5	YYYY/MM/DD ー HH:MM:SS	XXXXE	XXXXE
6	YYYY/MM/DD ー HH:MM:SS	XXXXE	XXXXE
7	YYYY/MM/DD ー HH:MM:SS	XXXXE	XXXXE
8	YYYY/MM/DD ー HH:MM:SS	XXXXE	XXXXE
9	YYYY/MM/DD ー HH:MM:SS	XXXXE	XXXXE
10	YYYY/MM/DD ー HH:MM:SS	XXXXE	XXXXE

EDI	航空 海上	第21回 WG	基本 Ⅲ-8	WebNACCS対象業務の拡大・個別 ※ 画面イメージ　入力画面（海上入出港業務）

詳細仕様検討結果

Ⅸ　詳細仕様検討結果

ＥＤＩ	航空 海上	第18回 第20回 第21回	ＷＧ	基本 Ⅲ-8	ＷｅｂＮＡＣＣＳ対象業務の拡大・個別 ２．動作保証の対象ＯＳ・ブラウザ

・ＷｅｂＮＡＣＣＳ処理方式について、スマートフォン等での利用について検討する。

詳細仕様検討結果

１．対象ＯＳの見直し

これまでのＷＧにおいて、次期システムでＷｅｂＮＡＣＣＳの利用可能なＯＳ及びブラウザ を提案していたところであるが、以下の【検討経緯と理由】(①、②)から【見直しの内容】(③) のとおりとする。

【検討の経緯と理由】

①第６次ＮＡＣＣＳの更改予定時期（２０１７年１０月）を考慮すると、Ｗｉｎｄｏｗｓ８．１の後継ＯＳとして既に発売されているＷｉｎｄｏｗｓ１０への対応は必要と考えられる。また、Ｗｉｎｄｏｗｓ１０の標準ブラウザであるＥｄｇｅへの対応も可能な範囲で進める必要がある。

②第６次ＮＡＣＣＳの開発に要するコストを抑制するために、ＷｅｂＮＡＣＣＳにおいて対応するブラウザは一定範囲に限定する必要がある。

【見直しの内容】

③このため、第６次ＮＡＣＣＳのＷｅｂＮＡＣＣＳにおいて、Ｗｉｎｄｏｗｓ１０及びその標準ブラウザであるＥｄｇｅに対応することとする。これによるコスト増大を抑制するため、これまで対応ブラウザに含めていたＦｉｒｅＦｏｘを対応ブラウザから原則除外することとする。

２．ＷｅｂＮＡＣＣＳの対象機器 及び 対応ＯＳ、ブラウザ

ＷｅｂＮＡＣＣＳで対応するＯＳ、ブラウザについては、以下のとおりとする。

※１：ＰＣの各ブラウザの対応バージョンについては、今後の動向を踏まえて検討する。

対象機器	ＯＳ	ブラウザ ※１
ＰＣ	Windows 7（SP1） Windows 8.1 Windows 10	Internet Explorer Chrome Edge

Ⅸ　詳細仕様検討結果

EDI	航空 海上	第18回 第20回 第21回	WG	基本 Ⅲ-8	ＷｅｂＮＡＣＣＳ対象業務の拡大・個別 ３．セキュリティ

・　ＷｅｂＮＡＣＣＳ処理方式について、スマートフォン等での利用について検討する。

詳細仕様検討結果

１．セキュリティ（スマートフォン対応）の見直し
　次期システムにおけるＷｅｂＮＡＣＣＳについては、セキュリティ対策としてデジタル証明書の利用を必須とする。
この点を踏まえ、スマートフォン対応については、以下の【検討経緯と理由】(①、②)により【見直しの内容】(③) のとおりとする。

【検討経緯と理由】
①　ＷｅｂＮＡＣＣＳ導入の前提として、現行ＮＡＣＣＳと同等（ｎｅｔＮＡＣＣＳにおいて採用しているデジタル証明書相当のセキュリティレベル）以上のセキュリティーの確保を必須とする必要がある。このため、具体的なセキュリティ対策について、ネットワーク提供予定ベンダーと検討を進めてきた結果、現時点では、デジタル証明書の採用が最善と考えられ、目下のところ、これに代わる適当な方法はないとの結論に至ったところである。

②　次期システムでのＷｅｂＮＡＣＣＳの利用において、デジタル証明書の導入を必須とすることについては、
　㋐　既存ＯＳ等では、既にｎｅｔＮＡＣＣＳにおいて採用しており、特段の問題はない。 他方、
　㋑　次期での使用を想定していたタブレットや携帯端末等のＯＳ等については、その導入には、新たなアプリケーションの開発が必要で当該経費は小さくなく、また、利用者側においても新たな方法の採用となり当初混乱を招く恐れがある。

【見直しの内容】
③　このため、次期システムの稼働当初においてＷｅｂＮＡＣＣＳがどのような形で利用されるかは予測困難な状況にあり、費用対効果等を踏まえれば、タブレットやスマートフォンにデジタル証明書をインストールするためのアプリケーションの提供 及び これら機器におけるＷｅｂＮＡＣＣＳの動作保証については、当面、見送ることが適切であると考えられる。なお、次期の稼働以降において、利用状況及び利用者ニーズ等を踏まえながら、必要な見直しを検討することとしたい。

Ⅸ　詳細仕様検討結果

EDI	航空 海上	第19回 WG	基本 Ⅲ-8	ＷｅｂＮＡＣＣＳ対象業務の拡大・個別 ４．ＷｅｂＮＡＣＣＳにおける利用者ＩＤの見直し

・ＷｅｂＮＡＣＣＳを利用するための利用者ＩＤについて、必要な見直しを行う。

詳細仕様検討結果

１．ＷｅｂＮＡＣＣＳにおける利用者ＩＤ

　ＷｅｂＮＡＣＣＳを利用するための利用者ＩＤについては、インターネット接続とその他の接続とを区別する必要があるため、ｎｅｔＮＡＣＣＳ同様、利用者ＩＤの識別番号３桁目を英字とする。

　従って、現在、ｎｅｔＮＡＣＣＳを利用している利用者の場合は、特段の手続き等を行うことなく、既存の利用者ＩＤによってＷｅｂＮＡＣＣＳを利用することが可能となる。

（ｎｅｔＮＡＣＣＳを利用していない利用者が、新たにＷｅｂＮＡＣＣＳを利用する場合は、新たな利用者ＩＤの取得が必要となる。）

２．ＷｅｂＡＰＳ（動植物検疫関連業務のＷｅｂ業務）における利用可能ＩＤの見直し

　ＷｅｂＮＡＣＣＳの提供業務には、動植物検疫関連業務も含まれるが、現状では、インタラクティブ処理方式の利用者ＩＤでＷｅｂＡＰＳが利用可能となっている。

　第６次ＮＡＣＣＳにおいては、ＷｅｂＮＡＣＣＳにおける利用者ＩＤのチェックを行うことから、ＷｅｂＡＰＳにおいても同様のチェックを行うこととしている。このため、現行ＮＡＣＣＳにおいて、インタラクティブ処理方式及びメール処理方式の利用者ＩＤで、ＷｅｂＡＰＳを利用している利用者については、新たに利用者ＩＤを取得することが必要となる。

参考　接続処理方式にかかる利用者ＩＤの違いによるＷｅｂＡＰＳの利用可否

接続処理方式	現行（第５次）ＮＡＣＣＳ	次期（第６次）ＮＡＣＣＳ
インタラクティブ	○	×
メール	○	ー
ｎｅｔＮＡＣＣＳ	○	○

（備考）　現行では、接続処理方式を問わずにＷｅｂＡＰＳの利用が可能となっているが、
第６次ＮＡＣＣＳでは接続処理方式による制限を新たに設ける。
例えば、ＷｅｂＡＰＳでのみ実施可能な動物検疫所に係る「検査場所指定申請」業務や、
ＮＡＣＣＳでも提供されている「輸入畜産物検査申請入庫状況登録（ＩＳＳ０１）」業務等を
ＷｅｂＡＰＳで実施している利用者については、新たにｎｅｔＮＡＣＣＳ処理方式の利用者ＩＤ
を取得することが必要となる。

Ⅸ　詳細仕様検討結果

端末	航空 海上	第12回 WG	基本 Ⅲ-7	端末パッケージソフトの改善（１）：アップデート機能の改善

・現行のパッケージソフトについては、①ダウンロード作業に長時間を要する、②利用業種にかかわらずダウンロードする必要がある、といった問題が存在するため、新たな提供方法を導入する。

詳細仕様検討結果

１．アップデートにおける新たな提供方法

（１）通常のバージョンアップ（随時）の改善

バージョンアップは、共通機能の更新及び実際に使用する業務の端末資材の更新が必要な場合のみを対象とする方式に変更する（必要なファイルのみダウンロードすることで、バージョンアップ時間の短縮化等が図られる。）。
また、あらかじめ「自動更新」を選択（デフォルトは自動）することによって、利用者が業務画面を表示しようとする時や帳票を出力しようとする時に、自動でバージョンアップが行われる仕組みとする。

（２）利用者による明示的な一括バージョンアップ（任意）

上記以外に利用者が任意のタイミングで、一括バージョンアップを行うことも可能とする。

（３）年１回程度の最新バージョンのパッケージソフト配布

ＮＡＣＣＳ掲示板上に、年１回程度、最新版のバージョンとなっているパッケージソフトを掲載することによって、必要に応じて、利用者が最新版をインストールすることを可能とする。

２．パッケージソフトの種類の集約

現行のパッケージソフトは種類が多く管理・運用面で煩雑となっていることから、集約化を図る（19→２種類）。

３．プログラム変更要望に基づく改善（詳細はP.45以降を参照）
→ 仕様変更後における、過去データの外部ファイルから再利用を可能とする。
→ ゼロとオーの区別を容易にするため、ＺＳゴシック化を採用する。
→ 電文保存期間のデフォルト日数を14日に変更する。　　等

４．ｎｅｔＮＡＣＣＳ等におけるデジタル（クライアント）証明書の運用改善（詳細はP.48以降を参照）
→ 証明書のインストール及び更新作業を簡略化する。

Ⅸ　詳細仕様検討結果

端末	航空 海上	第12回 WG	基本 Ⅳ-6-他	端末パッケージソフトの改善（２）：プログラム変更要望に基づく機能改善①

・現行ＮＡＣＣＳに対するプログラム変更要望のうち、第６次ＮＡＣＣＳで対応する必要があるものについては検討する。

詳細仕様検討結果

	内　容	現　行　仕　様	第６次ＮＡＣＣＳにおける対応
1	パッケージソフトのアップデート方法の改善	① アップデート対象の端末テンプレートのダウンロード作業に時間を要する。 ② 他業種の利用者に関連する端末テンプレートである場合でも利用業種にかかわらずダウンロードする必要がある。	パッケージソフトのアップデートについては、［基本Ⅲ-7：端末パッケージソフトの改善(1)］のとおり改善する。 <前述(P.44)再掲>
2	外部ファイルに保存した過去データの再利用	仕様変更後に入力項目の変更等があると外部ファイルに保存していた過去データが使用できなくなる。	仕様変更後においても、過去データの外部ファイルから再利用を可能とする。
3	パッケージソフトの集約化	① パッケージソフトの種類が多過ぎて、どれをインストールしてよいのかが分からない。 ② テンプレートが無いため出力帳票の表示ができない。	インストール時に選択が容易となるよう、パッケージソフトを集約化する（集約により出力帳票の表示も可能となる。）。 <前述(P.44)再掲>
4	デジタル（クライアント）証明書の取得等	① 新規取得や更新の方法が煩雑である。 ② 新規取得や更新後にパッケージソフトへの設定を手動で行わなければならない。	デジタル（クライアント）証明書の更新手続等の簡素化については、ネットワークベンダー確定後に改善策を検討する。 <後述(P.48)掲載>
5	メニュー構成の見直し	メニュー内の項目について、どのカテゴリの場所にあるのかが分かりにくい。	メニュー構成について、分かりやすさに配慮のうえ見直しを実施する。
6	ファイル添付時の操作性改善	添付ファイルを業務画面に貼付する際にパッケージソフト上で１ファイルづつ選択しなければならない。	ファイルのコピー＆ペースト機能により複数ファイルをまとめての添付を可能とする。
7	ツールバーのカスタマイズ化	ツールバーについて、現状「標準」と「業務」でしか設定ができない。また、古い電文の一覧表示について、場所がわかりづらい。	ツールバーのカスタマイズ設定機能を新たに設ける。
8	表示文字の大きさ設定の可能化	パッケージソフトにおいて、表示文字を大きくするには表示｜送受信電文一覧文字サイズで大・小・元の大きさしかない。	パッケージソフトの表示文字の大きさ設定を新たに設ける。 なお、表示の崩れが起きないようにフォントサイズの上限値・下限値を設ける仕様とする。
9	業務単位での確認画面設定の可能化	関係省庁に申告・申請する業務について、送信時に送信内容を事前に確認できる画面が無い。	誤送信防止のため、業務単位での確認画面設定機能を新たに設け、利用者が業務単位で任意に設定することを可能とする。

Ⅸ　詳細仕様検討結果

端末	航空 海上	第12回 WG	基本 Ⅳ-6-他	端末パッケージソフトの改善（２）：プログラム変更要望に基づく機能改善②

詳細仕様検討結果

	内　容	現　行　仕　様	第６次ＮＡＣＣＳにおける対応
10	添付ファイル拡張子の大文字使用の可能化	添付ファイルの拡張子に大文字を使用すると、チェックでエラーとなる。	添付ファイルの拡張子に大文字小文字を問わず、使用することを可能とする。
11	オプション画面における自動印刷の設定方法	自動保存の設定とは異なり、自動印刷を行うものを個別に設定できない。	オプション画面において、自動印刷を行うものを個別に設定可能とする。
12	オートコンプリートの表示サイズの調整	オートコンプリートでリストを表示する際の横幅が狭く、履歴の文字列が表示しきれていない場合がある。	オートコンプリートのリスト横幅を拡大して、表示を可能とする。併せて不要な履歴の削除を可能とする。
13	送受信中キャンセル時の二重受信防止対応	メール処理方式において、送受信中にキャンセルすると二重に電文が受信される場合がある。	電文の二重受信を防止できるように改善する。
14	印刷方法設定の可能化	出力情報の印刷について、例えば、５枚ものを２部出力させるとき、現行では、１／５、２／５、３／５、４／５、５／５を１部として、２部出力することができない。	印刷方法設定の中で部単位印刷／ページ単位印刷のいずれかの選択を可能とする（利用者が任意に設定）。
15	ＺＳゴシック化の採用	利用者ＩＤやメールボックスＩＤ等がメイン画面及び送受信電文一覧画面においてゼロとオーとの区別ができない。	ゼロとオーの区別を容易にするため、業務画面と同様のＺＳゴシック化を採用する。(ZS:ZeroSlash　0(ゼロ)に斜線を入れたもの)
16	アラーム音設定の改善	パッケージソフトの設定でアラーム音を鳴らすようにしていたのに、Windows7から鳴らなくなってしまった。	現行のＯＳ及びＰＣに依存するＢＥＥＰ音の利用を廃止し、依存しないＷＡＶファイルによるアラーム音を採用する。
17	電文保存期間のデフォルト日数	インストール時は１日がデフォルト設定されており、翌日には電文が消えてしまう。	電文保存期間のデフォルト日数を14日に変更する。
18	自動バックアップの設定	インストール時は自動バックアップ機能にチェックが入っていないため、自動バックアップが機能しない。	バックアップ機能のデフォルトを「自動」に設定して提供する。
19	自動バージョンアップの設定	インストール時は自動バージョンアップ機能にチェックが入っていないため、自動バージョンアップが機能しない。	バージョンアップ機能のデフォルトを「自動」に設定して提供する。

Ⅸ　詳細仕様検討結果

端末	航空 海上	第12回 WG	基本 Ⅳ-6-他	端末パッケージソフトの改善（２）：プログラム変更要望に基づく機能改善③

詳細仕様検討結果

	内　容	現　行　仕　様	第６次ＮＡＣＣＳにおける対応
20	印刷プレビューサイズの設定	印刷プレビューのサイズのデフォルトが「100%」に設定されていない。	印刷プレビューサイズのデフォルトを「100%」に設定して提供する。利用者が設定値を変更した場合は、以後変更した値で表示する。
21	プロキシサーバー設定の改善	プロキシサーバ設定が手動となっており、社内でのインターネット設定を変更するとプロキシサーバ設定を手動で変更しないとパッケージソフトが使えなくなる。	利用者がインターネット環境を変更した際、当該環境に合わせてプロキシサーバの設定が自動で変更等されるようにする。
22	トレースログの保存	トレースは最大１ＭＢで２世代まで保存されるが、業務量によっては数十秒しかトレースログが残らない。	ログについては、日付単位で14日間分保持するように変更する。
23	ログオン機能の改善	インタラクティブ処理方式とｎｅｔＮＡＣＣＳ処理方式のパッケージソフトで、アカウント（利用者ＩＤ、パスワード）を取り違えてもログオンができてしまう。	誤って入力した場合は、ログオン時点でエラーとなるように改善する。
24	管理資料取出し・再取出しの操作性改善	管理資料取出し・再取出し画面を閉じないと保存先フォルダを開けない。	管理資料取出し・再取出し画面を開いた状態で保存先フォルダの展開を可能とする。
25	初期画面の「検索区分」の操作性改善	デフォルトが業務コードとなっており、パッケージソフトの起動の度にデフォルトの業務コードに戻ってしまう。	利用者が選択した検索区分を次回利用時にも維持するように改善する。
26	検索する文字列長の変更	検索枠が半角29桁になっているが、Ｂ／Ｌ番号35桁化に伴い、表示枠を拡大する必要がある。	検索する文字列の最大入力桁数について、半角で64桁に変更する。
27	業務エラー内容の見直し	エラー内容や対処方法がわかりにくく、内容が実態と合っていないことが多い。	業務エラーの内容については、分かりやすさを配慮のうえ、必要な見直しを実施する。
28	入力項目ガイドの内容の見直し	入力項目ガイドにある「入力方法は（本文）7.特記事項を参照」だけでは、業務仕様書にあることがわからない。	入力項目ガイドの内容については、分かりやすさを配慮のうえ、必要な見直しを実施する。

Ⅸ　詳細仕様検討結果

ＥＤＩ	航空 海上	第18回 WG	基本 I-2	デジタル証明書の運用の簡素化（１）

・第６次ＮＡＣＣＳにおいては、より簡便な方法でデジタル証明書をご利用いただける仕組みを構築する。

詳細仕様検討結果

１．第５次ＮＡＣＣＳにおけるデジタル証明書の利用状況について

- 第５次ＮＡＣＣＳにおいては、インターネットを介したＮＡＣＣＳ利用時におけるセキュリティの確保を目的として、クライアントデジタル証明書（以下「デジタル証明書」という。）の利用をお願いしている。
- デジタル証明書は、主にｎｅｔＮＡＣＣＳ処理方式、ＷｅｂＮＡＣＣＳ処理方式において、利用者様の端末への導入をお願いしている。
- デジタル証明書の導入により、インターネットを介してＮＡＣＣＳを利用する際にも、セキュリティを確保した安全なＮＡＣＣＳの利用を実現している。
- 一方で、デジタル証明書のインストールや更新が煩雑で分かりにくいというお問い合わせを利用者様より多数いただいており、より簡便な方法でデジタル証明書をご利用いただける仕組みを検討することが必要となっている。
- 以下に、第５次ＮＡＣＣＳにおいてデジタル証明書を必要とするケースを示す。

表１．第５次ＮＡＣＣＳにおけるデジタル証明書の利用ケース

項番	利用ケース	利用目的
1	ｎｅｔＮＡＣＣＳ処理方式の利用時	利用者様端末を特定し、利用者様以外端末からのアクセスを制限。
2	ＷｅｂＮＡＣＣＳ処理方式の利用時	同上
3	ｅｂＭＳ処理方式の利用時	ｅｂＭＳにおける送信電文に対するデジタル署名の作成に使用。
4	ＮＡＣＣＳ掲示板（利用者用）アクセス時	利用者様端末を特定し、利用者様以外端末からのアクセスを制限。

ＥＤＩ	航空 海上	第18回 WG	基本 I-2	デジタル証明書の運用の簡素化（２）

詳細仕様検討結果

２．第６次ＮＡＣＣＳにおけるデジタル証明書の運用の改善について

- 第５次ＮＡＣＣＳと同等のセキュリティを維持することを目的として、第６次ＮＡＣＣＳにおいても、ｎｅｔＮＡＣＣＳやＷｅｂＮＡＣＣＳ等の利用時においてデジタル証明書の利用を継続することとする。
- 一方、デジタル証明書のご利用における不便さを改善するため、以降に示す証明書のインストール・更新ツール（以下「証明書ツール」という。）を新たに導入する。
- 証明書ツールの導入により、ご利用者様においてデジタル証明書のインストールや更新を簡単に実施いただけるようにする。
- 証明書ツールの導入により、第５次ＮＡＣＣＳにおいてご不便をおかけしているデジタル証明書の運用の改善を図る。
- 証明書ツールは、現時点での予定として総合運転試験までにご利用者様にご提供することを検討している。（今後の設計・開発の状況に応じて変更があり得る。）
- 証明書ツールとして以下の機能の実現を予定している。なお、これらの機能は現時点での予定であり、今後の設計工程において変更があり得る。

表２．証明書ツールの主な機能（予定）

項番	機能名	機能概要
1	デジタル証明書のインストール機能	利用者様の端末（パソコン）にデジタル証明書を新規にインストールする。
2	デジタル証明書の更新機能	既にインストールされているデジタル証明書を有効期限内に更新する。
3	デジタル証明書の有効期限のチェック機能	利用者様の端末（パソコン）にインストールされているデジタル証明書の有効期限をチェックし、有効期限の終了が近づいていた場合、利用者様に通知する。

EDI	航空 海上	第18回 WG	基本 I-2	デジタル証明書の運用の簡素化（３）

詳細仕様検討結果

以下に、証明書ツールにおけるデジタル証明書インストール時（新規発行時）の画面イメージを示す。なお、以降の画面は現時点の想定であり、今後の設計工程において変更があり得る。

【証明書のインストール（新規発行）】

① 認証コードの入力

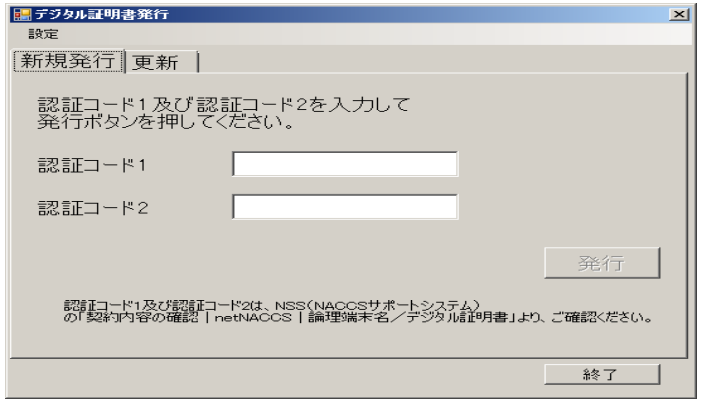

証明書ツールを利用者様のパソコンにインストールし、証明書ツールを起動する。認証コード１、２の入力画面が表示されるので、２つの認証コードを入力する。

② 証明書の発行

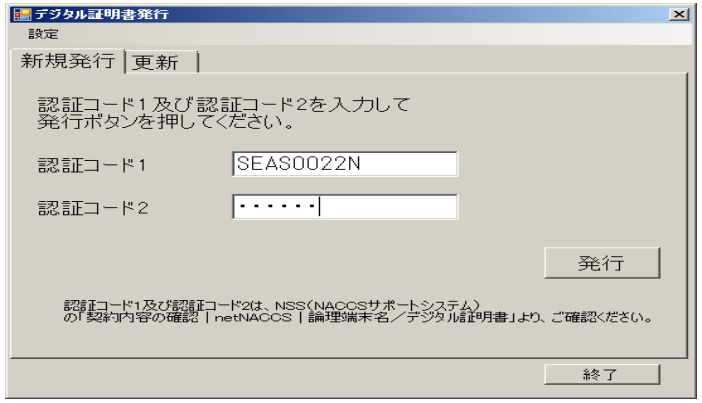

認証コード１，２を入力後、発行ボタンをクリックする。証明書ツールがデジタル証明書を取得し、利用者様のパソコンにインストールする。

ＥＤＩ	航空 海上	第18回 WG	基本 I-2	デジタル証明書の運用の簡素化（４）

詳細仕様検討結果

デジタル証明書発行中の画面の流れを以下に示す。以下の画面についても現時点での想定であり、今後の設計工程において、変更があり得る。

【新規発行処理】

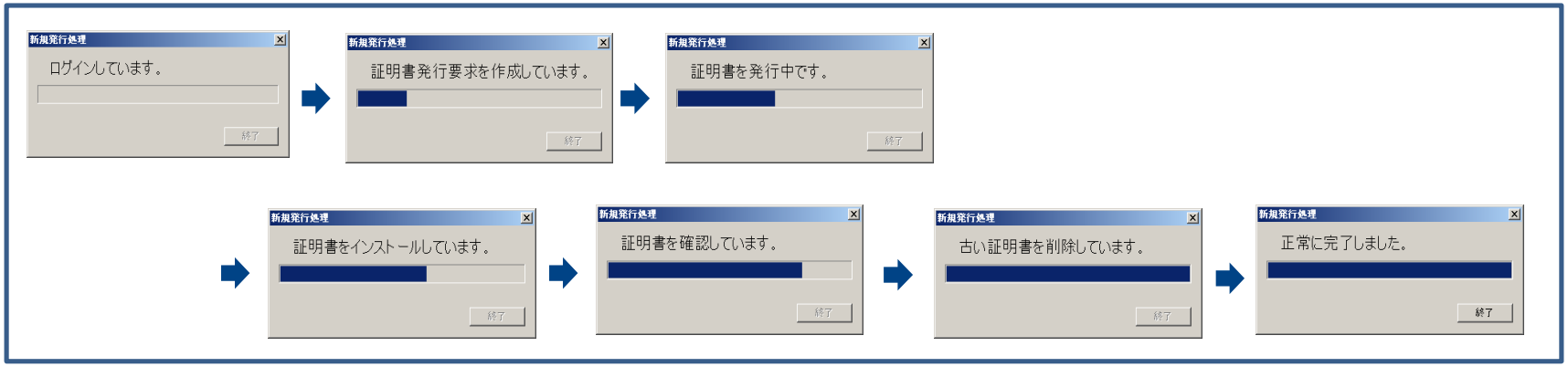

3．第５次ＮＡＣＣＳにおいて既にデジタル証明書をお持ちの利用者様について

- 第５次ＮＡＣＣＳにおいて既にデジタル証明書をお持ちの利用者様におかれては、有効期限内であれば、引き続き、同じデジタル証明書をご利用いただくことが可能である。
- 既にデジタル証明書をお持ちの利用者様におかれては、現在お持ちのデジタル証明書の有効期限のチェックや更新の際に、証明書ツールをご利用いただくことを想定している。
- 既にデジタル証明書のお持ちの利用者様におかれては、総合運転試験中（予定）には証明書ツールをＮＡＣＣＳセンターが指定するサイトからダウンロードしていただき、利用者様のパソコンにインストールしていただくことを想定している。

Ⅸ　詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第16回 第17回 WG	基本 Ⅱ	第６次ＮＡＣＣＳの信頼性（１）

・ 第６次ＮＡＣＣＳにおける安定性・信頼性の更なる向上に向けた対応等は、以下のとおりとする。

詳細仕様検討結果

１．第６次ＮＡＣＣＳのシステムライフ

第６次ＮＡＣＣＳのシステムライフは、平成29年10月から平成37年９月までの８年間とするが、システムライフ期間中、平成33年10月にハードウェアの更新（中年度更改）を実施する。中年度更改における移行時間は、「第５次ＮＡＣＣＳから第６次ＮＡＣＣＳへの更改時と同程度の移行時間」を想定しており、最大５時間程度とすることを目標とする。

２．移行処理

第５次ＮＡＣＣＳから第６次ＮＡＣＣＳへの移行について、第５次ＮＡＣＣＳの機能、データを**一括で移行する**。移行時期は平成２９年１０月を予定している（ただし、第６次ＮＡＣＣＳの設計・開発の状況によっては変更があり得る。）。

なお、移行時間については、利用者様への影響を考慮し、短時間での移行を目指すこととし、第５次ＮＡＣＣＳにおける航空システムの移行時間と同程度を目標とする。具体的には移行に要する時間を５時間程度とすることを目標とする。

具体的な移行時間については、今後の検討の結果を踏まえて決定する。

３．バックアップ機能

第６次ＮＡＣＣＳでは、現行同様、メインセンターが地震等の大規模災害の被害を受けメインシステムでのオンライン業務の提供が不可能になった場合においても、継続してサービスの提供を可能とするため、全てのオンライン業務を対象としてバックアップ機能を構築する。また、メインシステムにおいて長時間のシステム障害が発生した場合における代替機能としての利用についても考慮し、メインシステムとバックアップ機能との切り替え手段（切り替え時間の短縮化、利用者側における切り替え作業の省略化等）等の機能向上を図る。

４．メンテナンスによるシステム停止

現行システムでは、月１回、定期メンテナンスを目的としたシステム停止を行っているが、第６次ＮＡＣＣＳでは、定期メンテナンスによる停止回数、停止時間の削減を図ることとする（詳細は次頁参照）。

共通	航空 海上	第16回 第17回 WG	基本 Ⅱ	第６次ＮＡＣＣＳの信頼性（２）

詳細仕様検討結果

○　メンテナンスによるシステム停止

- 第５次ＮＡＣＣＳにおいても既に２４時間３６５日の連続運転を前提としているが、現行では月１回（日曜日早朝）、定期メンテナンスを目的として、あらかじめ周知の上で計画的なシステム停止が行われている。
- 第６次ＮＡＣＣＳの基本仕様書においては、第６次ＮＡＣＣＳの定期メンテナンス（定期保守）について、システム構成やメンテナンス方法の見直しにより、停止回数、停止時間の削減を図ることとしている。
- 具体的には、下表に示すとおり、第６次ＮＡＣＣＳにおいては、定期メンテナンスを目的とした システム停止回数及び停止時間の削減を図る。なお、定期メンテナンスについては、現行同様、日曜日早朝に実施する。

	第５次ＮＡＣＣＳ	第６次ＮＡＣＣＳ　※１
年間の総システム停止回数	原則１２回程度 （月１回程度）	原則６回程度 （概ね隔月で１回程度）※２
年間の総システム停止時間	２４～３６時間程度 （１回あたり２～３時間程度）	１２～１８時間程度 （１回あたり２～３時間程度）

※１：ここでいうシステム停止とは、第６次ＮＡＣＣＳのシステム全体が停止することをいう。

※２：上記はメインセンターで運用中におけるシステムの停止回数、停止時間である。バックアップセンターに運用が切り替わった場合は、上記より多くのシステム停止が発生することが想定される。

※３：第６次ＮＡＣＣＳにおける定期メンテナンスは、原則として隔月に１回の実施を予定しているが、システムのメンテナンス要否（プログラム変更や制度改正、緊急パッチ適用等）の状況により、実施月に変更があり得る。

Ⅸ　詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第13回 WG	基本 I-2	第６次ＮＡＣＣＳにおけるセキュリティ対策

・第６次ＮＡＣＣＳにおいては、現行システムで実施しているセキュリティ対策を踏襲しつつ、統一技術基準 (※) に準拠してセキュリティの一層の強化を図る。　（※ 政府が定めるセキュリティ基準）

詳細仕様検討結果

項目	現行システム	次期システム
パスワードの最小最大文字数	特に制限していない	６文字以上８文字以下とする。
パスワードに含める文字種	特に制限していない	半角英大文字と半角数字を、それぞれ必ず１文字以上含める。
パスワードの履歴管理	特に世代管理を行っていない	３世代管理し、パスワード変更時において３世代前までのパスワードは使用不可とする。
パスワード変更機能	ＵＲＹ業務を使用する	現行システムと同様とする。
パスワードのキャッシュ不可	特に制御していない	ＷｅｂＮＡＣＣＳにおいてブラウザのパスワードキャッシュ機能を使用不可とする。
前回ログイン情報の通知	特に通知していない	ＮＡＣＣＳパッケージソフト及びＷｅｂＮＡＣＣＳ使用時において前回ログイン時の情報を表示する。
システム利用に関する規約等の提示	ＮＡＣＣＳ掲示板にて提示	ＮＡＣＣＳ掲示板での提示に加え、ＷｅｂＮＡＣＣＳのログインページから規約等の表示ページに移動できるようにする。
緊急時における特定利用者のシステムの利用制限	ＮＡＣＣＳセンターにて制限可能	現行システムと同様とする。

ｎｅｔＮＡＣＣＳ 及びＷｅｂＮＡＣＣＳにおいては、インターネットを使用してＮＡＣＣＳにアクセスするため、上記に示した対策に加え、以下のセキュリティ対策を実施する。

1. ＳＳＬ（Secure Socket Layer）による通信の暗号化（盗聴・改ざん防止）
2. クライアントデジタル証明書による端末の特定（正規端末以外からの利用制限）

なお、ＷｅｂＮＡＣＣＳは携帯端末からも利用可能であるが、携帯端末からの利用においても上記と同様の対策を実施する。

Ⅸ　詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第19回 WG	基本 Ⅰ-2	第６次ＮＡＣＣＳにおけるパスワード初期化の運用改善（１）

・第６次ＮＡＣＣＳにおいては、利用者及びＮＡＣＣＳセンターの双方で煩雑となっているパスワード初期化の運用を改善する。

詳細仕様検討結果

現行ＮＡＣＣＳにおいて、パスワードを失念した場合にかかるパスワード初期化手順は以下のとおり。

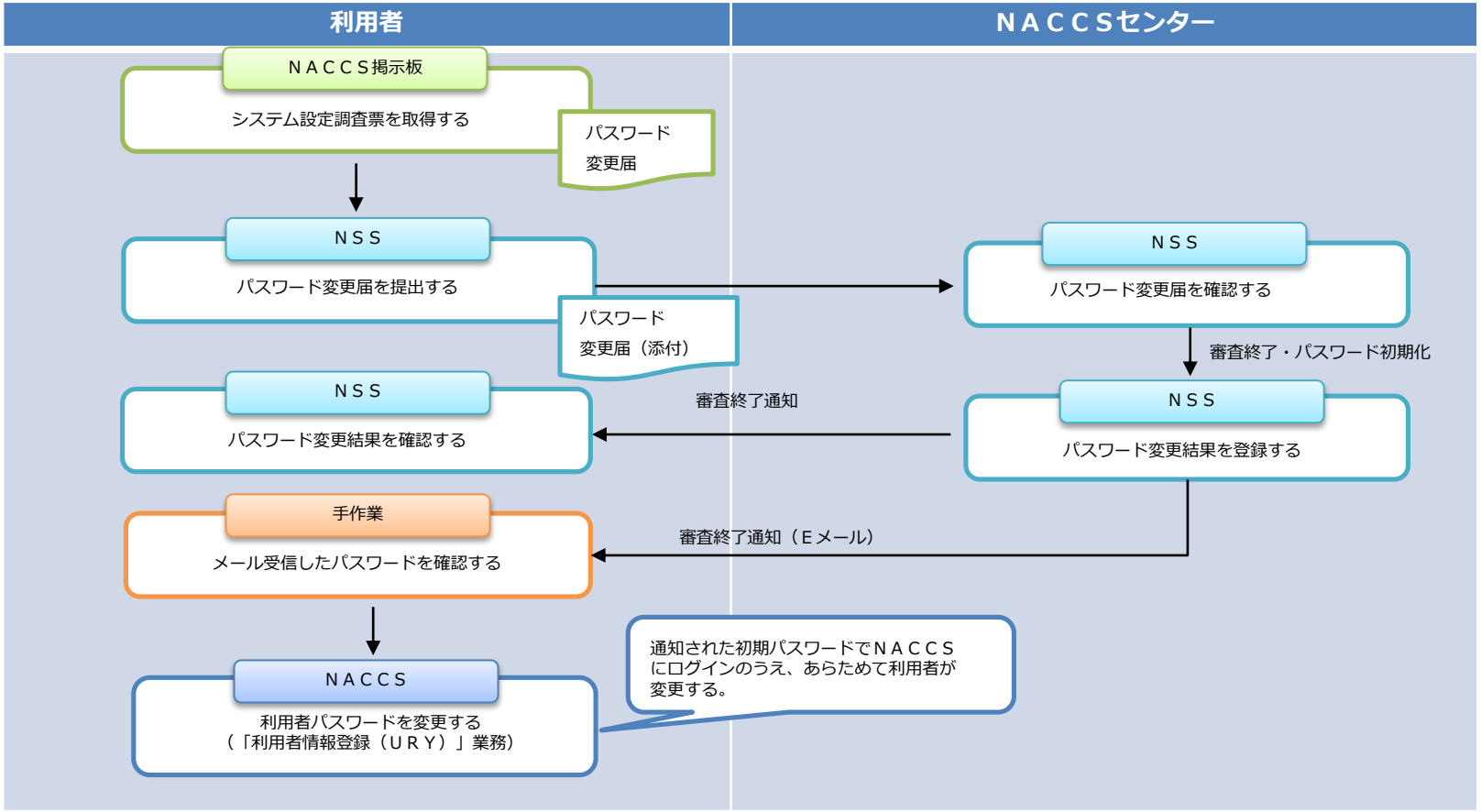

・ＮＡＣＣＳセンターを必ず介してパスワードの初期化を行っており、利用者及びＮＡＣＣＳセンター双方にとって事務が煩雑かつ時間を要している。

・ＵＲＹ業務の実施が可能な時間帯は、平日９時００分～１７時００分に限定している。

共通	航空 海上	第19回 WG	基本 Ⅰ-2	第６次ＮＡＣＣＳにおけるパスワード初期化の運用改善（２）

詳細仕様検討結果

次期ＮＡＣＣＳでは、利用者及びＮＡＣＣＳセンター双方において煩雑となっている当該事務を改善するため、以下のとおりパスワード初期化手順を見直すこととする。

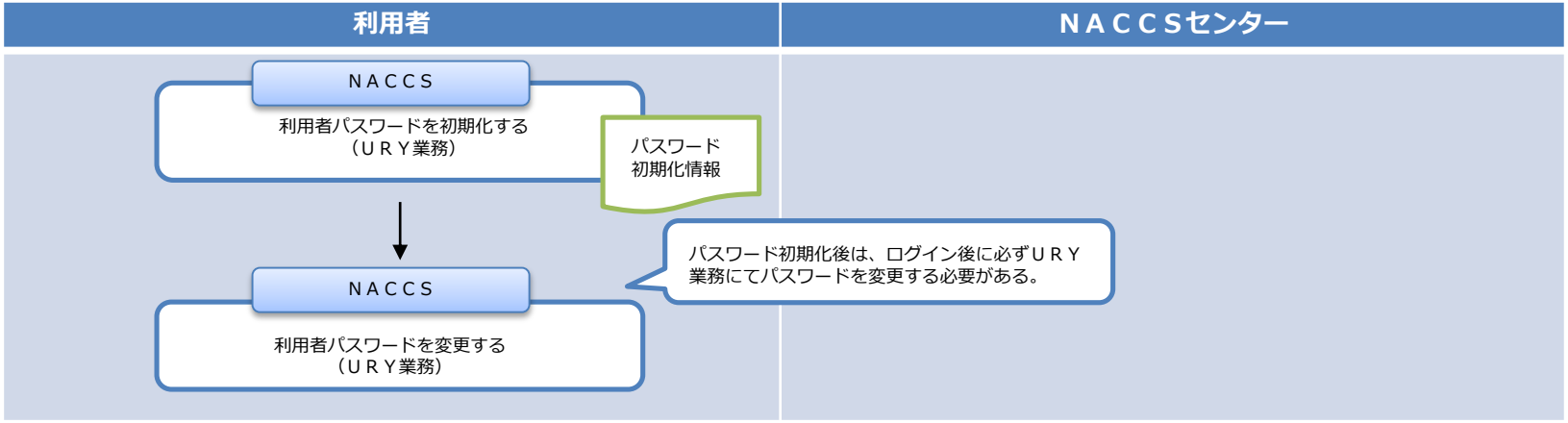

● 初期化のイメージ（１ＡＢＣＤ**Ａ０２**のパスワードを失念した）　※　利用者コードが同一で、識別符号が異なる利用者ＩＤの者

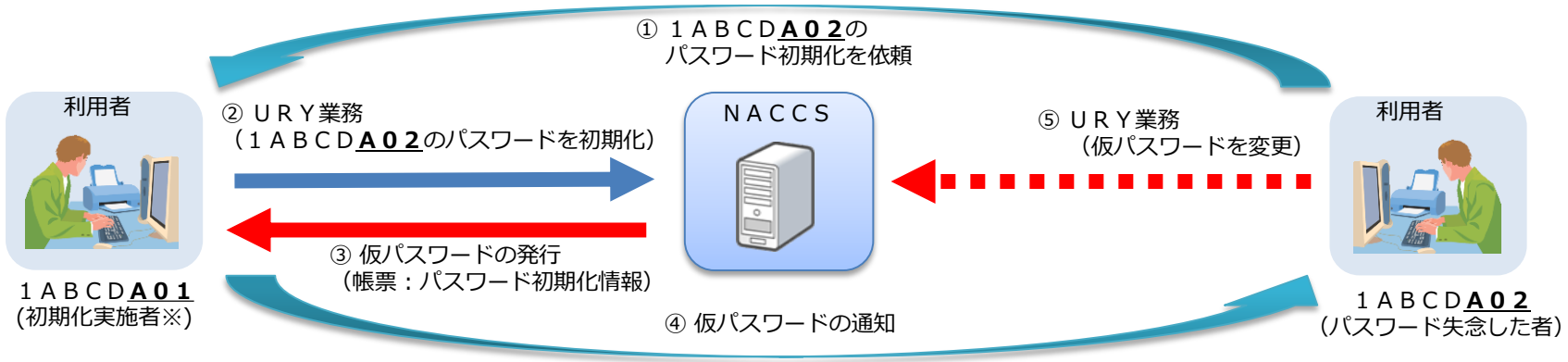

・利用者側でパスワードを初期化する機能を追加する（ＮＡＣＣＳセンターを介さずに、利用者側でパスワードの初期化が可能となる。）。
・ＵＲＹ業務の実施可能時間帯は現在検討中である。
・利用者ＩＤを複数持っていない場合は、現行と同様の運用とする。
・自社システム用の利用者ＩＤのみの契約かつ自社システムでＵＲＹ業務が行えない場合は、ＮＡＣＣＳセンターまでお問合わせ下さい。

Ⅸ　詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第19回 WG	基本 Ⅰ-2	第６次ＮＡＣＣＳにおけるパスワード初期化の運用改善（３）

詳細仕様検討結果

次期ＮＡＣＣＳにおいて、利用者側でパスワードの初期化を可能とすることから、「利用者情報登録（ＵＲＹ）」業務において、既存のパスワードの変更機能に加え、初期化機能（取消機能を含む）を追加するため、入力項目等を以下のとおり変更する。

（１）入力項目

項番	新規・変更区分	項目名	概要
1	新規	処理区分コード	以下の処理区分コードを入力する。 Ｃ：パスワード変更 Ｉ：パスワード初期化 Ｘ：パスワード初期化取消
2	変更	利用者ＩＤ	変更、初期化、初期化取消を行う利用者ＩＤを入力する。 （１）処理区分コード「Ｃ」の場合は、入力者のＩＤを入力する。 （２）処理区分コード「Ｉ」及び「Ｘ」の場合は、入力者と同一の利用者コードで、識別番号が異なる利用者ＩＤを入力する。
3	変更	利用者パスワード	パスワードの変更を行う場合、変更後のパスワードを入力する。 ① ６桁から８桁の範囲の文字列 ② 半角英大文字（ＡからＺ）及び半角数字（０から９）で、それぞれ必ず１文字以上含める。 なお、処理区分コード「Ｉ」及び「Ｘ」の場合は、入力不可。
4	新規	利用者パスワード（確認）	確認用のパスワードを入力する。 （１）利用者パスワードと同一であること （２）処理区分コード「Ｉ」及び「Ｘ」の場合は、入力不可

（２）出力情報

項番	新規・変更区分	情報名	概要
1	新規	利用者パスワード初期化情報	パスワード初期化の場合、入力者に帳票を出力する。
2	変更	利用者情報登録完了情報（Ｗｅｂ）	パスワード初期化、初期化取消、変更した場合、入力者に対し出力する。

共通	航空 海上	第19回 WG	基本 Ⅰ-2	第６次ＮＡＣＣＳにおけるパスワード初期化の運用改善（４）

詳細仕様検討結果

（参考１）ＵＲＹ入力画面

（参考２）利用者パスワード初期化情報

利用者パスワード初期化情報

仮パスワード　XXXXXXXE

利用者パスワードの初期化が完了しました。
パスワードが初期化された利用者ＩＤは、ＵＲＹ業務でパスワードを変更するまで、
ＵＲＹ業務を除くすべての業務が実施できませんのご注意ください。

CALXXX-L-1

Ⅸ　詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第12回 （第21回） WG	基本 Ⅳ-9	廃止オンライン業務（１）

・現行提供するオンライン対象業務のうち、利用実績のないもの等については、第６次ＮＡＣＣＳにおいて廃止を検討する。

詳細仕様検討結果

・　以下のオンライン業務については、第６次ＮＡＣＣＳにおいて廃止する。

廃止オンライン業務（１）

項番	業務コード	業務名	システム		廃止理由
			航空	海上	
1	ＣＹＢ０１	システム外ＣＹ搬入確認（コンテナ単位）（事前登録）		○	現行システムで利用実績のない業務の廃止
2	ＣＹＤ１１	システム外ＣＹ搬入確認呼出し（Ｂ／Ｌ単位）（事前登録）		○	
3	ＲＰＫ	船卸予定登録		○	
4	１ＲＰ	船卸予定登録（多数件処理）		○	
5	ＰＡＹ	ペイメント情報照会	○	○	専用口座機能の廃止
6	ＢＡＡ	口座残高証明額訂正（呼出し）	○	○	
7	ＢＡＡ０１	口座残高証明額訂正	○	○	
8	ＩＢＡ	口座照会	○	○	
9	ＤＬＳ０５	納付書情報（口座）再出力依頼情報登録・変更	○	○	
10	ＶＰＴ	入港前統一申請Ｂ		○	Ｗｅｂ ＮＡＣＣＳ対象化に伴いパッケージソフトによる提供を廃止
11	ＶＰＴ１１	入港前統一申請Ｂ呼出し		○	

項番	業務コード	業務名	システム		廃止理由
			航空	海上	
12	ＶＩＴ	入港届等Ｂ		○	Ｗｅｂ ＮＡＣＣＳ対象化に伴いパッケージソフトによる提供を廃止
13	ＶＩＴ１１	入港届等Ｂ呼出し		○	
14	ＶＯＴ	出港届等Ｂ		○	
15	ＶＯＴ１１	出港届等Ｂ呼出し		○	
16	ＪＢＸ	船舶基本情報登録（内航船）		○	
17	ＪＢＹ	船舶基本情報訂正（内航船）		○	
18	ＪＢＹ１１	船舶基本情報訂正呼出し（内航船）		○	
19	ＪＰＴ	入港前統一申請等（内航船）		○	
20	ＪＰＴ１１	入港前統一申請等呼出し（内航船）		○	
21	ＪＩＴ	入港届等（内航船）		○	

Ⅸ　詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第12回 （第21回） WG	基本 Ⅳ-9	廃止オンライン業務（２）

詳細仕様検討結果

廃止オンライン業務（２）

項番	業務コード	業務名	システム		廃止理由
			航空	海上	
22	ＪＩＴ１１	入港届等呼出し（内航船）		○	ＷｅｂＮＡＣＣＳ対象化に伴いパッケージソフトによる提供を廃止
23	ＪＯＴ	出港届等（内航船）		○	
24	ＪＯＴ１１	出港届等呼出し（内航船）		○	
25	ＪＭＲ	移動届（内航船）		○	
26	ＪＭＲ１１	移動届呼出し（内航船）		○	
27	ＫＩＴ	入港料減免・還付申請		○	
28	ＫＩＴ１１	入港料減免・還付申請呼出し		○	
29	ＫＭＴ	船舶運航動静通知		○	
30	ＫＭＴ１１	船舶運航動静通知呼出し		○	
31	ＫＳＴ	海側施設使用許可申請		○	
32	ＫＳＴ１１	海側施設使用許可申請呼出し		○	
33	ＫＬＴ	陸側施設使用許可申請		○	

項番	業務コード	業務名	システム		廃止理由
			航空	海上	
34	ＫＬＴ１１	陸側施設使用許可申請呼出し		○	ＷｅｂＮＡＣＣＳ対象化に伴いパッケージソフトによる提供を廃止
35	ＪＳＳ	申請状態確認		○	ＩＶＳ（入港届等照会）業務との統合に伴う廃止
36	ＣＲＷ０１	届出申請一覧呼出し		○	
37	ＣＲＷ０２	届出申請情報照会		○	
38	ＲＳＳ	空コンテナ引取予定情報通知		○	ＰＵＲ業務を提供
39	ＲＳＴ	空コンテナ引取予定確認情報通知		○	ＰＵＡ業務を提供
40	ＡＣＬ０１	船積確認事項登録（コンテナ船用）		○	現行ＡＣＬ０３業務（新ＡＣＬ０１業務）への統合に伴う廃止
41	ＡＣＬ０２	船積確認事項登録（在来船用）		○	現行ＡＣＬ０４業務（新ＡＣＬ０２業務）への統合に伴う廃止
42	ＳＩＲ	船積指図書（Ｓ／Ｉ）情報登録		○	現行ＳＩＲ０２業務（新ＳＩＲ業務）への統合に伴う廃止

Ⅸ　詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第12回 （第21回） WG	基本 Ⅳ-9	廃止オンライン業務（３）

詳細仕様検討結果

廃止オンライン業務（３）

項番	業務コード	業務名	システム		廃止理由
			航空	海上	
43	ＳＩＲ０１	船積指図書（Ｓ／Ｉ）情報登録（国際連携）		○	現行ＳＩＲ０２業務（新ＳＩＲ業務）への統合に伴う廃止
44	ＥＩＲ	Ｓ／Ｉ情報登録	○		現行ＥＩＲ０２業務（新ＥＩＲ業務）への統合に伴う廃止
45	ＥＩＲ０１	Ｓ／Ｉ情報登録（国際連携）	○		
46	ＩＶＡ	インボイス・パッキングリスト情報登録	○	○	現行ＩＶＡ０２業務（新ＩＶＡ業務）への統合に伴う廃止
47	ＶＡＮ１１	バンニング情報登録（コンテナ単位）呼出し		○	現行ＶＡＮ１２業務の機能統合に伴う廃止
48	ＷＢＩ	ＳＷＢ確定通知		○	決済機能の廃止
49	ＷＢＩ１１	ＳＷＢ確定通知呼出し		○	
50	ＷＢＳ	ＳＷＢ情報通知		○	
51	ＩＷＢ	ＳＷＢ情報照会		○	
52	ＩＩＳ	ＳＷＢ請求情報一覧照会		○	
53	ＰＡＳ	支払選択登録		○	
54	ＰＡＳ１１	支払選択登録呼出し		○	

項番	業務コード	業務名	システム		廃止理由
			航空	海上	
55	ＩＰＳ	電子決済情報照会		○	ＡＣＬ／ＣＹサブＷＧにて廃止を合意（今後利用が見込めない）
56	ＡＣＴ	請求情報登録		○	
57	ＡＣＴ１１	請求情報登録呼出し		○	
58	ＩＡＩ	請求情報一覧照会		○	
59	ＩＡＴ	請求情報照会		○	
60	ＣＲＷ０３	乗員上陸許可申請		○	入港前統一申請業務との統合に伴う廃止
61	ＥＤＸ	輸出申告変更（ＡＥＯ通関業者用官署変更）	○		申告官署の自由化に伴う見直し
62	ＭＥＸ	輸出マニフェスト通関申告変更（ＡＥＯ通関業者用官署変更）	○		
63	ＩＤＸ	輸入申告変更（ＡＥＯ通関業者用官署変更）	○		
64	ＭＩＸ	輸入マニフェスト通関申告変更（ＡＥＯ通関業者用官署変更）	○		

Ⅸ　詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第12回 WG	基本 Ⅳ-12他	廃止管理資料及び月報管理資料配信日の変更等（１）

・現行提供する管理資料のうち、第６次ＮＡＣＣＳにおいて機能変更に伴い不要になるものの廃止等について検討する。

詳細仕様検討結果

１．以下の管理資料については、第６次ＮＡＣＣＳにおいて廃止する。

項番	業務仕様書番号	業務仕様書名	共通	航空	海上	周期	配信先	廃止理由
1	Ｉ０７	納付書集計データ	○			日報	銀行	専用口座の廃止に伴う廃止
2	Ｉ０８	連記式領収済通知書情報	○			日報	銀行	
3	Ｉ０９	連記式領収控情報	○			日報	銀行	
4	Ｉ１０	歳入金等受入報告表情報	○			日報	銀行	
5	Ｉ１１	口座振替用納付書送付書情報	○			日報	銀行	
6	Ｊ０２	電子決済入金予定データ（請求者用）	○			半月報	船会社他	決済機能廃止
7	Ｓ０５	仕向地別混載仕立実績データ		○		月報	混載業	利用されていない
8	Ｓ０９	貨物取扱実績データ（荷送人別）		○		月報	航空代理店	
9	Ｓ１０	貨物取扱実績データ（航空会社別）		○		月報	航空代理店	
10	Ｓ１１	貨物取扱実績データ（営業所別）		○		月報	航空代理店	
11	Ｓ１２	搭載完了ＡＷＢデータ		○		日報	航空代理店	
12	Ｔ０６	ＢＲＥＡＫ　ＢＵＬＫ　ＭＯＮＴＨＬＹ　ＲＥＰＯＲＴ		○		月報	混載業	

（注）上記管理資料の廃止に伴い「管理資料情報配信要否登録（ＵＫＳ）」及び「管理資料情報配信要否登録呼出し（ＵＫＳ１１）」業務について、変更を行う。

共通	航空 海上	第12回 WG	基本 Ⅳ-12他	廃止管理資料及び月報管理資料配信日の変更等（２）

詳細仕様検討結果

２．以下の管理資料については、第６次ＮＡＣＣＳにおいて配信日を「毎月１日」に変更する。

項番	業務仕様書番号	業務仕様書名	共通	航空	海上	現行配信日	次期配信日
1	Ｇ０３	保税運送申告一覧データ			○	２日	１日
2	Ｇ０４	貨物取扱等実績データ			○	２日	
3	Ｇ０６	船積確認事項登録実績データ			○	４日	
4	Ｇ１１	卸コンテナリスト取扱一覧データ			○	３日	
5	Ｇ１２	積コンテナリスト取扱一覧データ			○	３日	
6	Ｈ０１	輸出申告一覧データ	○			４日	
7	Ｈ０２	輸出貨物許可承認等実績データ			○	２日	
8	Ｉ５１	輸入申告一覧データ	○			３日	
9	Ｉ５２	輸入貨物許可承認等実績データ			○	２日	
10	Ｔ０７	搬出貨物統計データ（輸入）		○		２日	

３．管理資料の外部媒体提供の廃止

民間管理資料の配信において、管理資料のファイルサイズがシステム制限値（圧縮前６ＭＢ、圧縮後１ＭＢ）を超える場合には、外部媒体へ保存しその媒体を郵送することで管理資料を配信しているが、第６次ＮＡＣＣＳにおいては、原則、以下のとおりとする。

①　外部媒体の運用を廃止する。

②　ファイルサイズに関係なく全ての管理資料について、システム配信処理により送付する。

Ⅸ　詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第16回 第18回 ～ 第21回	WG	基本 Ⅳ-6-2	マイナンバー（法人番号）に係る対応（１）

・第６次ＮＡＣＣＳにおいては、マイナンバー制度の導入に伴い、輸出入申告等の輸出入者コード欄等には「法人番号」を入力することとし、既存コードの活用を含めた運用方法について、またこれに伴い「輸入申告事項登録（ＩＤＡ）」業務等における「識別符号」の入力方法について、検討する。

詳細仕様検討結果

項目	第６次ＮＡＣＣＳにおける仕様
１．法人番号の利用	第６次ＮＡＣＣＳにおける輸出入申告業務等においては、原則として「法人番号」を輸出入者コードとして使用する。 なお、法人番号を利用する場合の輸出入者コード体系については、「法人番号（13桁）+枝番（４桁）」とする。
２．ＪＡＳＴＰＲＯコード等の暫定利用	既存の輸出入者コードの利用については、以下のとおり限定的に利用を可能とする。 ① ＪＡＳＴＰＲＯコード：法人番号と紐付けされた者、法人番号を持たない者又は個人に限る。 ② 税関発給コード　　：ＪＡＳＴＰＲＯコードと同等の扱いとする。
３．コード管理	輸出入者コードについては、目的別に以下の２つのデータベース（ＤＢ）を利用して管理する。 ① 輸出入者ファイル（以下「輸出入者Ｆ」という。） → ＪＡＳＴＰＲＯコード、税関発給コード及び法人番号（注）を管理（各コード間の紐づけを含む。）する。 → ＪＡＳＴＰＲＯコード又は税関発給コードの入力がなされた場合、紐づけ情報に基づき、法人番号へ自動変換（出力）する。 （出力情報には変換後の法人番号が表示されるが、参考情報として入力したＪＡＳＴＲＰＯコードも表示する。） → 法人名、住所等の英文情報を管理し、帳票出力時等における自動補完に利用する。 → 包括評価、包括保険、ＡＥＯ等の利用可否情報の登録を行い、入力時のチェックとして利用する。 → 担保、口座の利用可否チェックに利用する。 →「輸出入者情報照会（ＩＩＥ）」業務において利用する。 注：輸出入者Ｆへ登録する法人番号は、法人の社名、住所の英文情報があるものに限る。このため、輸出入者Ｆへの登録によって得られるＮＡＣＣＳの各種サービス機能を利用したい者は、あらかじめ法人の英文情報についてＪＡＳＴＰＲＯに申し出る（有償）ことが必要となる。なお、現状におけるサービス機能とは、英文自動補完、評価、保険、口座、担保等の利用や、電子的に行われた食品衛生届、動植物検疫等に係る他法令確認等が該当する。ただし、第６次ＮＡＣＣＳでは、法人番号が付与されている法人に係る評価及び担保に関しては、輸出入者Ｆに登録が無い場合でも、税関による登録を可能とする。（法人番号ＤＢへ登録されていることは必須）。 ② 法人番号ＤＢ → 国税庁から入手する法人番号を管理する。 → 入力時における法人番号の存在チェックのみに利用する。 → 新規業務「法人番号情報照会（ＩＩＥ０１）」業務において利用する。

Ⅸ　詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第16回 第18回 ～ 第21回	WG	基本 Ⅳ-6-2	マイナンバー（法人番号）に係る対応（２）

詳細仕様検討結果

項目	第６次ＮＡＣＣＳにおける仕様
４．法人番号の紐づけ	ＪＡＳＴＰＲＯコードと法人番号の紐づけ（１対１対応）作業については、今後（平成28年以降）、ＪＡＳＴＰＲＯにおいて実施（ＪＡＳＴＰＲＯ番号を保持する輸出入者から法人番号の情報を入手）する予定であり、税関発給コードについても税関において法人番号との紐づけ（１対１）作業を実施することから、当該作業の結果を輸出入者Ｆに登録することによって紐づけを管理する。当該紐づけを実施することによって、既存のＪＡＳＴＰＲＯコードの入力が可能となり、英文による社名・住所の自動補完がなされる。 また、ＪＡＳＴＰＲＯコード、税関発給コード、法人番号のいずれかが入力された場合であっても、既存のＪＡＳＴＰＲＯコード又は税関発給コードに関連付けられている包括評価、担保、口座等を継続して利用することが可能となる。
５．識別符号の変更	現在、特定の業務において入力が必須とされている「識別符号」について、第６次ＮＡＣＣＳでは、識別符号の種別変更を行うとともに必須入力とする。 【識別符号】 現行：１．個人から個人宛の荷物 ２．その他 ⇨ 第６次：１．法人（法人番号を有する者） ２．法人番号を有しない者及び個人 ３．不明 【入力チェック】 識別符号欄が未入力で、輸出入者コード欄に法人番号または、法人番号への変換が可能なＪＡＳＴＰＲＯコードまたは税関発給コードが入力された場合は、識別符号欄に「１」を自動補完する。

識別符号欄（入力）	輸出入者コード欄			
	法人番号	ＪＡＳＴＰＲＯコード／税関発給コード		入力無し（無符号）
		法人番号変換不可	法人番号変換可	
スペース	正常（１を補完）	エラー	正常（１を補完）	エラー
1	正常	エラー	正常	エラー
2	エラー	正常	エラー	正常
3	正常	正常	正常	正常

【対象業務】
①「輸入申告事項登録（ＩＤＡ）」　※ 申告等種別を問わない
②「輸入マニフェスト通関申告（ＭＩＣ）」
③「石油製品等移出（総保出）輸入申告事項登録（ＭＷＡ）」 ※ 次期において入力項目を追加。
④「輸出申告事項登録（ＥＤＡ）」　※１：申告等種別を問わない。　※２：次期において入力項目を追加。
⑤「輸出マニフェスト通関申告（ＭＥＣ）」 ※ 次期において入力項目を追加。

Ⅸ　詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第16回 第18回 ～ 第21回	WG	基本 Ⅳ-6-2	マイナンバー（法人番号）に係る対応（３）

詳細仕様検討結果

項目	第６次ＮＡＣＣＳにおける仕様
６．照会業務	①「輸出入者情報照会（ＩＩＥ）」業務に一部仕様変更を実施する。 ａ．　ＪＡＳＴＰＲＯコード、税関発給コードに加え、新たに「法人番号」による照会を可能とする。 ｂ．　出力情報に「法人番号」欄を追加し、以下のとおり出力する。 輸出入者コード欄：ＪＡＳＴＰＲＯコード又は税関発給コードを出力 法人番号等欄　　：法人番号等を出力 → ＪＡＳＴＰＲＯコード、税関発給コードによる照会の際、紐づけされた法人番号情報がある場合に法人番号も出力する。一方、法人番号による照会では、紐づけされたＪＡＳＴＰＲＯコード又は税関発給コードがある場合は、当該コードを出力する。 → 平成29年10月以降、税関発給コードについては更新作業が行われないため、社名変更が行われた場合は、国税庁が提供する法人番号の変更情報に基づき、輸出入者ファイル上で社名の無効化を行うこととしている。このため、ＩＩＥ業務において、当該無効化が行われていることが確認可能となるよう、新たに「名称無効表示」欄を追加する。 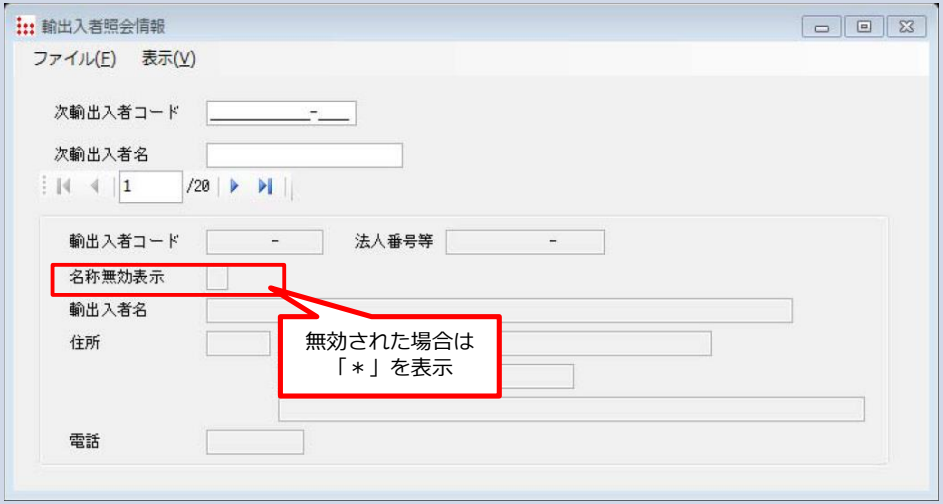

Ⅸ　詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第16回 第18回 ～ 第21回	WG	基本 Ⅳ-6-2	マイナンバー（法人番号）に係る対応（４）

詳細仕様検討結果

項目	第６次ＮＡＣＣＳにおける仕様
６．照会業務 （続き）	②「法人番号情報照会（ＩＩＥ０１）」業務を新規業務として新設し、 法人番号による照会を可能とする。 a. 法人番号による照会を可能とする。（和名からの検索サービスは提供しない。） b. 出力情報の詳細については、下表のとおりとする。

項目名	属性	桁数
法人番号	英数字	13
商号又は名称	日本語	150
国内所在地（都道府県）	日本語	10
国内所在地（市区町村）	日本語	20
国内所在地（丁目番地等）	日本語	300

c．入力画面および照会結果画面は、次のとおりとする。

【入力画面】

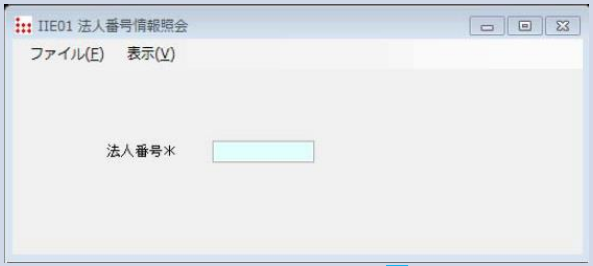

【照会結果画面】

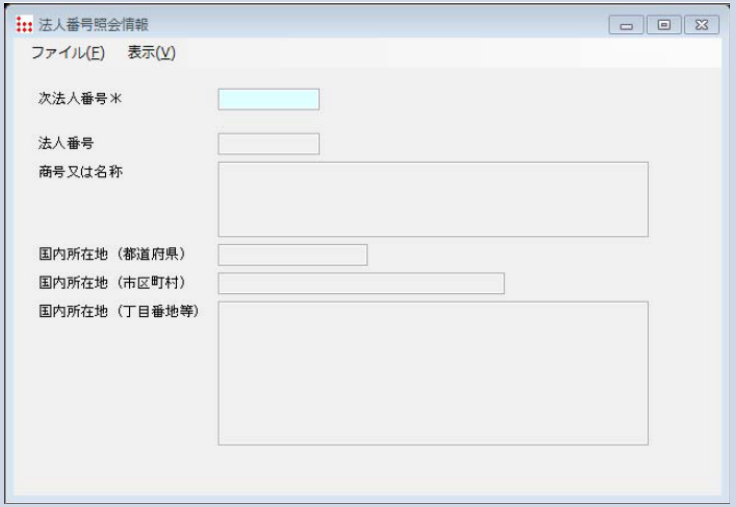

Ⅸ　詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第16回 第18回 ～ 第21回	WG	基本 Ⅳ-6-2	マイナンバー（法人番号）に係る対応（５）

詳細仕様検討結果

項目	第６次ＮＡＣＣＳにおける仕様
７．法人番号入力対象業務および輸入者コード欄の桁数変更	第６次ＮＡＣＣＳで提供するオンライン業務において、「輸出入者コード」の入出力欄がある業務については、入出力欄の桁数を全て「13桁 ＋ ４桁」の17桁に変更する。入力可能な輸出入者コードは、ＪＡＳＴＰＲＯコード、税関発給コード及び法人番号のいずれも可能とするが、社名・住所等の自動補完は、輸出入者ファイルに登録されているコードの入力があった場合のみとなる。 注：海外仕出人・仕向人コードについては引き続き12桁とすることを予定している。
８．税関発給コード	平成29年10月以降における税関発給コードの取扱いは次のとおりとする。 ① 既存の税関発給コードと法人番号の変換作業については、税関において実施する。 ② 平成29年10月以降、法人番号を取得している者に対する新規コードの発給及び既存税関発給コードの更新作業（社名変更等）は実施しない。従って、社名、住所変更等が発生し更新作業が必要となった場合で引続き社名等の補完機能を希望する場合は、改めて法人番号の新規登録としてＪＡＳＴＰＲＯを通じて手続きを行うことが必要となる。 ③ なお、個人用及び海外仕出人・仕向人コードについては、税関発給コードを継続して発給する予定である。

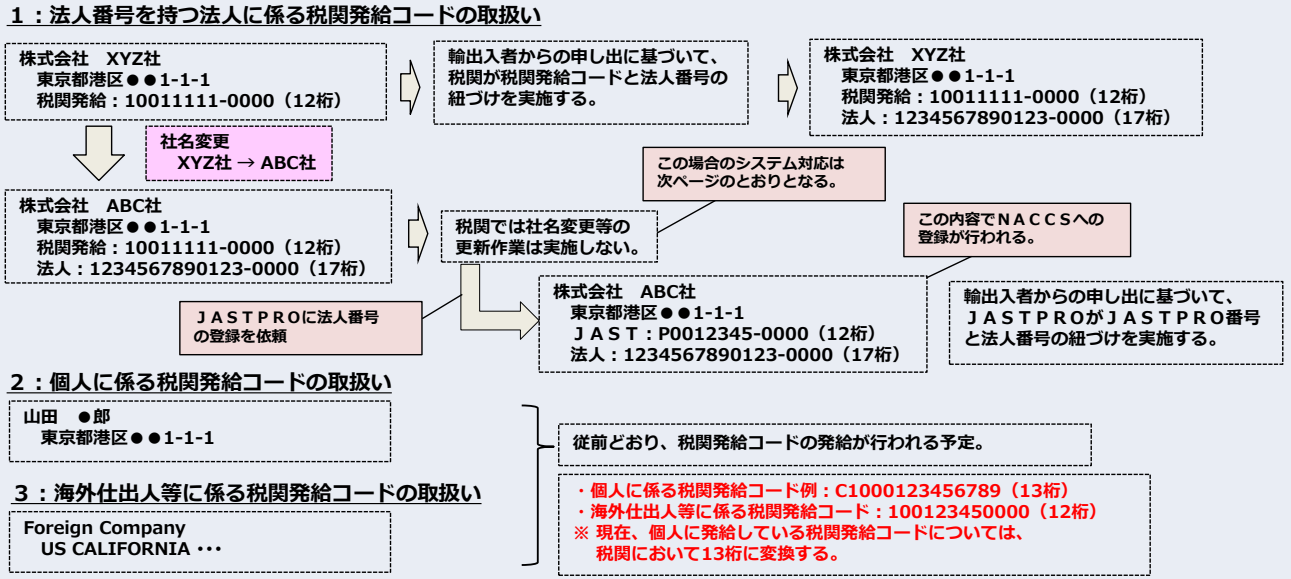

Ⅸ　詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第16回 第18回 ～ 第21回	WG	基本 Ⅳ-6-2	マイナンバー（法人番号）に係る対応（６）

詳細仕様検討結果

項目	第６次ＮＡＣＣＳにおける仕様
８．税関発給コード （続き）	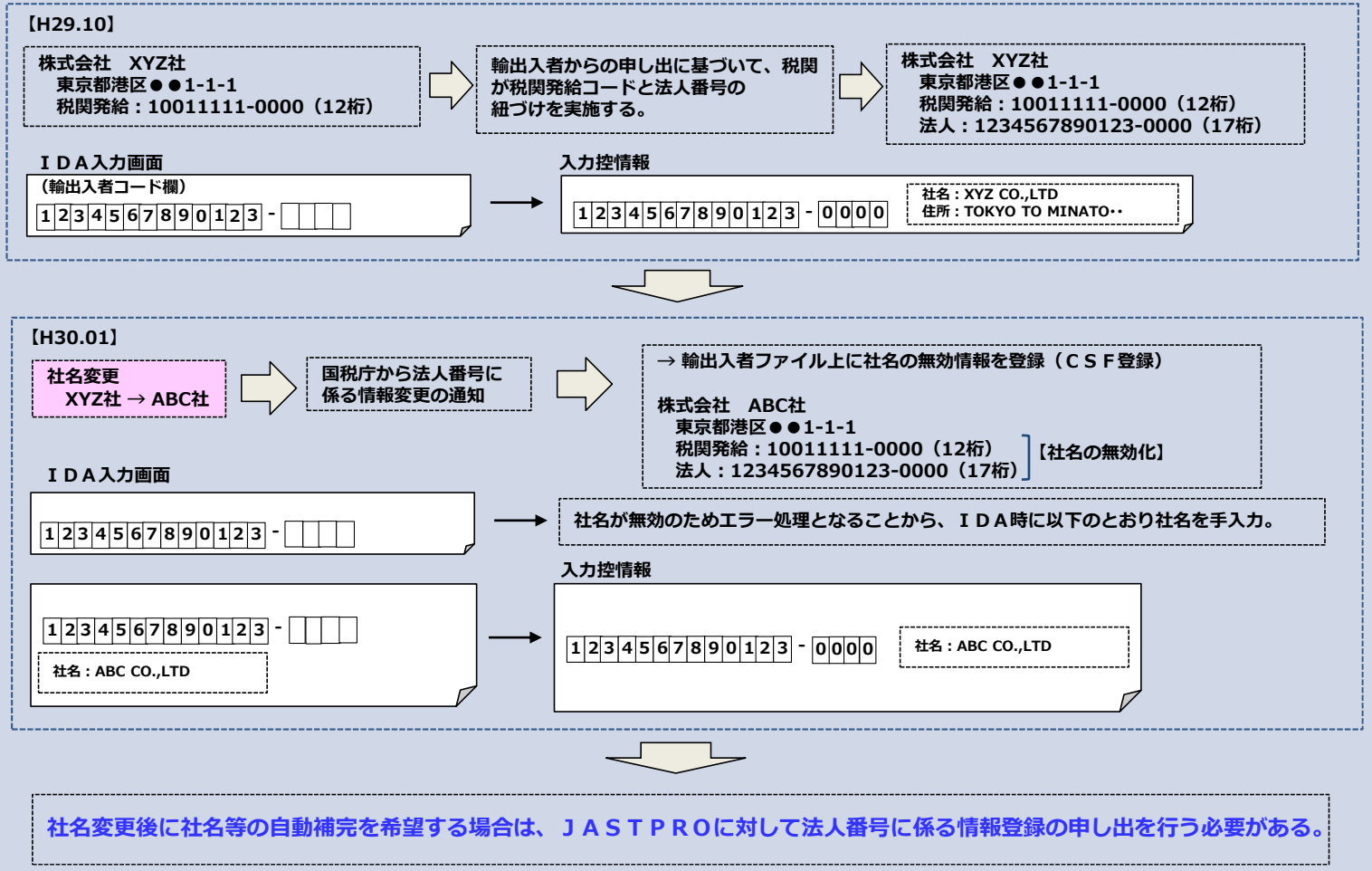

Ⅸ　詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第16回 第18回 ～ 第21回	WG	基本 Ⅳ-6-2	マイナンバー（法人番号）に係る対応（７）

詳細仕様検討結果

【ＪＡＳＴＰＲＯに対する手続きイメージ】

１．法人番号をＮＡＣＣＳの輸出入者ファイルへ登録するためのイメージ

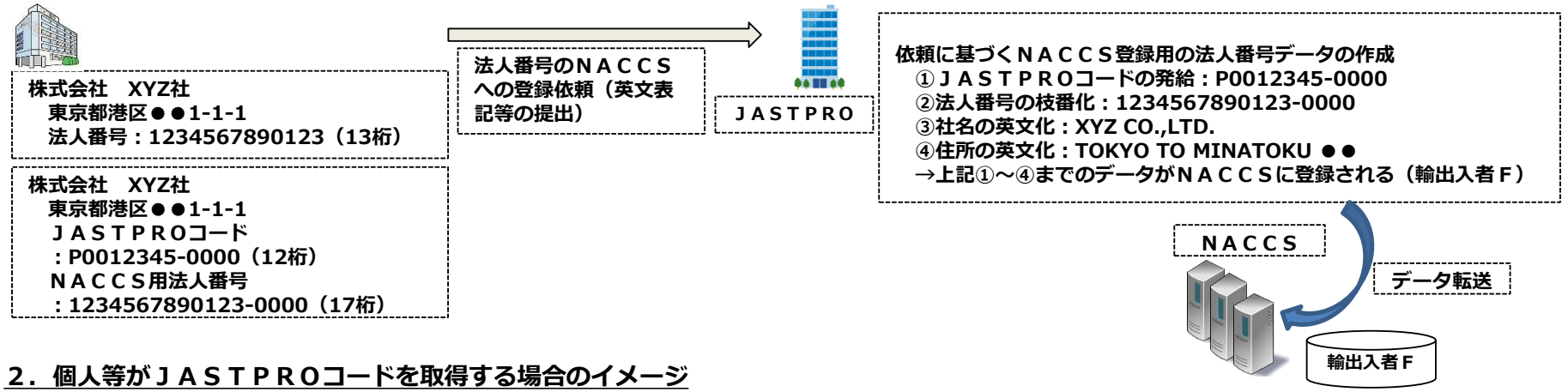

２．個人等がＪＡＳＴＰＲＯコードを取得する場合のイメージ

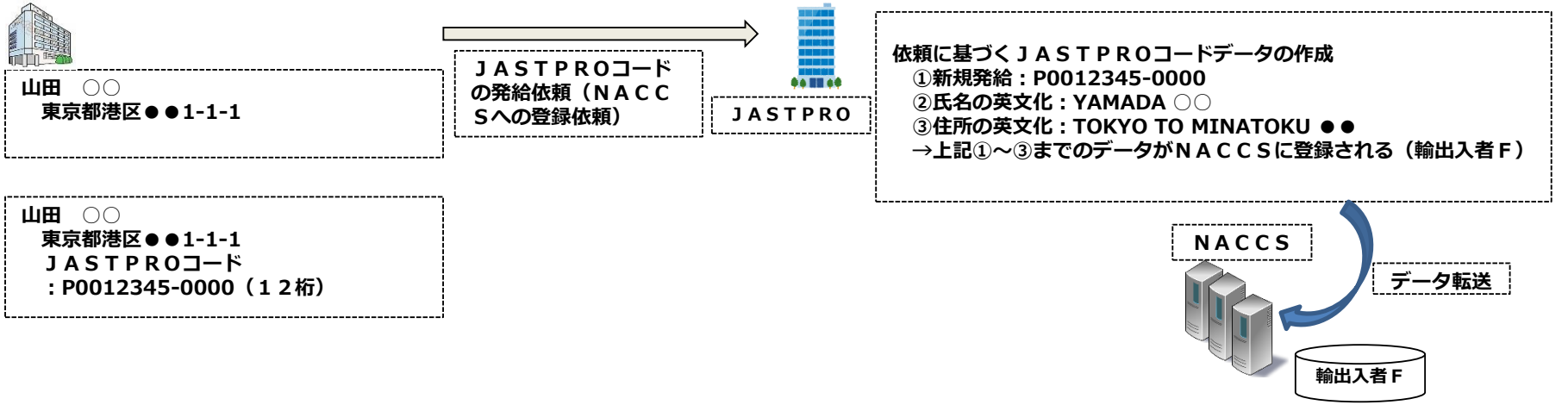

Ⅸ　詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第16回 第18回 ～ 第21回	WG	基本 Ⅳ-6-2	マイナンバー（法人番号）に係る対応（８）

詳細仕様検討結果

【入力等整理表（法人の場合）】

利用する輸出入者コード	入力コードの条件				入力可否	法人番号変換処理	存在等チェック	英文自動補完	社名等手入力	評価担保	口座・包括保険	社名・住所の更新	備　　考
	法人番号	ＪＡＳＴＰＲＯコード	税関発給コード	紐づけ有無									
法人番号 【13桁】 例：1234567890123	入力	無	無	ー	可	ー	法人番号ＤＢ	無	要	利用可能	利用不可	ー	・評価／担保については、法人番号に直接登録することにより利用可能。 ・口座・包括保険を利用する場合は、ＪＡＳＴＰＲＯを通して法人番号および英語の社名および住所の登録が必要。
法人番号 【13桁】 例：1234567890123（13桁） 【17桁 =13桁+４桁（枝番）】 例：1234567890123-0000	入力	有	ー	有	可	ー	輸出入者ファイル	有	不要	利用可能	利用可能	可	
	入力	ー	有	有	可	―	輸出入者ファイル	有	不要	利用可能	利用可能	不可	・社名の変更等があった場合は、税関発給コードに登録されている既存情報が無効になるため、変更になった社名および住所の手入力が必須。また、引き続き変更になった社名等の自動補完等を希望する場合、税関において更新手続きはしない為、新社名等と法人番号の紐づけ登録作業をＪＡＳＴＰＲＯ経由で行うことが必要。
ＪＡＳＴＰＲＯコード 【８桁】 例：P0012345 【12桁 =８桁+４桁（枝番）】 例：P0012345-0000	有	入力	ー	有	可	有	輸出入者ファイル	有	不要	利用可能	利用可能	可	
				無	不可	ー	輸出入者ファイル	ー	ー	ー	ー	可	・法人番号との紐づけが無いため、ＪＡＳＴＰＲＯコードの入力は不可。正常終了するには、法人番号の入力が必要。 ・社名・住所の更新は、ＪＡＳＴＰＲＯコード上の登録情報のみ可能。
税関発給コード 【12桁】 例：10012345-0000	有	ー	入力	有	可	有	輸出入者ファイル	有	不要	利用可能	利用可能	不可	・社名の変更等があった場合は、税関発給コードに登録されている既存情報が無効になるため、変更になった社名および住所の手入力が必須。また、引き続き変更になった社名等の自動補完等を希望する場合、税関において更新手続きはしない為、新社名等と法人番号の紐づけ登録作業をＪＡＳＴＰＲＯ経由で行うことが必要。
				無	不可	ー	輸出入者ファイル	無	ー	ー	ー	ー	・法人番号との紐づけが無いため、税関発給コードの入力は不可。正常終了するには、法人番号の入力が必要。

Ⅸ　詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第16回 第18回 ～ 第21回	WG	基本 Ⅳ-6-2	マイナンバー（法人番号）に係る対応（９）

詳細仕様検討結果

【入力等整理表（個人又は法人番号を持たない法人の場合）】

利用する輸出入者コード	入力コードの条件				入力可否	法人番号変換処理	存在等チェック	英文自動補完	社名等手入力	評価担保	口座・包括保険	社名・住所の更新	備　　考
	法人番号有無	ＪＡＳＴＰＲＯコード	税関発給コード	紐づけ有無									
ＪＡＳＴＰＲＯコード 【８桁】 例：P0012345 【12桁=８桁＋４桁（枝番）】 例：P0012345-0000	無	入力	ー	ー	可	無	輸出入者ファイル	有	不要	利用可能	利用可能	可	
税関発給コード 【12桁】 例：10012345-0000 【17桁】 例：Ｃ100123450123-0000	無	ー	入力	ー	可	無	輸出入者ファイル	有	不要	利用可能	利用可能	可	・H29.10月以降、税関発給コードの体系を17桁とする予定であり、17桁化を実施した場合、既存の12桁入力も可能とするが、ＮＡＣＣＳでは17桁への変換処理を実施する。この場合、入力控等には、当初入力した12桁のコードを参考情報として出力する。
輸入者コード入力無し 【現行の無符号者と同じケース】	無	無	無	無	ー	無	ー	ー	要	利用不可	利用不可	ー	・個人又は法人番号を持たない法人に限り、輸出入者名および住所を手入力することで、正常終了。

Ⅸ　詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第16回 第18回 ～ 第21回	WG	基本 Ⅳ-6-2	マイナンバー（法人番号）に係る対応（10）

詳細仕様検討結果

【輸出入申告等における輸出入者コードの入力例】

パターン１：ＪＡＳＴＰＲＯコード／税関発給コードと法人番号の紐づけが行われている場合

株式会社　ABC本社
東京都港区●●1-1-1
ＪＡＳＴ：P0012345-0000（12桁）

株式会社　ABC　大阪支店
大阪府大阪市港区●●1-1-1
ＪＡＳＴ：P0012345-1111（12桁）

⇒

株式会社　ABC本社
東京都港区●●1-1-1
ＪＡＳＴ：P0012345-0000（12桁）
法人：1234567890123-0000（17桁）

株式会社　ABC　大阪支店
大阪府大阪市港区●●1-1-1
ＪＡＳＴ：P0012345-1111（12桁）
法人：1234567890123-1111（17桁）

輸出入者からの申し出に基づいて、
ＪＡＳＴＰＲＯがＪＡＳＴＰＲＯコード
と法人番号の紐づけを実施する。

ＩＤＡ入力画面（輸出入者コード欄→17桁に変更）

ＪＡＳＴＰＲＯコード８桁を入力した場合　（識別符号）
P 0 0 1 2 3 4 5 - 1

ＪＡＳＴＰＲＯコード枝番を含む１２桁を入力した場合
P 0 0 1 2 3 4 5 1 1 1 1 - 1

法人番号１３桁を入力した場合
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 - 1

法人番号枝番を含む１７桁を入力した場合
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 - 1 1 1 1 1

１を自動補完（入力は不要）

枝番を含め
左詰で入力

必要がある場合を除き、枝番
の入力は不要。

NACCS

法人ＤＢ

輸出入者Ｆ

輸出入者Ｆの紐
づけ情報に基づ
きコード変換等
を実施

入力控情報

入力控にはＩＤＡで入力した
ＪＡＳＴＰＲＯコードも参考
情報として出力

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 - 0 0 0 0
社名：ABC CO.,LTD
住所：TOKYO TO MINATO‥

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 - 1 1 1 1
社名：ABC CO.OSAKA,BR.
住所：OSAKA SHI MINATO‥

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 - 0 0 0 0
社名：ABC CO.,LTD
住所：TOKYO TO MINATO‥

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 - 1 1 1 1
社名：ABC CO.OSAKA,BR.
住所：OSAKA SHI MINATO‥

注：上記においてＪＡＳＴＰＲＯコードにかえて税関発給コードを入力した場合も、同様の処理となる。

共通	航空 海上	第16回 第18回 ～ 第21回	WG	基本 Ⅳ-6-2	マイナンバー（法人番号）に係る対応（11）

詳細仕様検討結果

【輸出入申告等における輸出入者コードの入力例（続き）】

パターン２：ＪＡＳＴＰＲＯコードと法人番号の紐づけが行われていない場合

株式会社　ABC本社
東京都港区●●1-1-1
ＪＡＳＴ：P0012345-0000（12桁）

H27.11月　法人番号通知

株式会社　ABC本社
1234567890123（13桁）

ＩＤＡ入力画面（輸出入者コード欄→17桁に変更）

ＪＡＳＴＰＲＯコード８桁を入力した場合　（識別符号）

P 0 0 1 2 3 4 5 [ ][ ][ ][ ][ ] - [ ][ ][ ][ ]　[ ]

紐づけが行われていないコードが入力された場合は、識別符号「１」への変換が行えないため、エラーとして処理結果が通知される。

NACCS

法人ＤＢ

輸出入者Ｆ

エラー処理

紐づけ情報無し

ＩＤＡ入力画面

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 - [ ][ ][ ][ ]　1

社名：ABC CO.,LTD
住所：TOKYO TO MINATO‥

上記エラーの場合は、法人番号の入力が必要となる。また、社名・住所は手入力となる。

NACCS

法人ＤＢ

輸出入者Ｆ

紐づけ情報無し

入力控情報

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 - 0 0 0 0

社名：ABC CO.,LTD
住所：TOKYO TO MINATO‥

・法人ＤＢによる法人番号の存在チェック有り
・社名／住所の自動補完無し
・包括評価、担保は法人番号での登録が行われるまでの間、利用不可
・口座、包括保険等は、輸出入者Ｆに法人番号での登録が行われるまでの間、利用不可
（ＪＡＳＴＰＲＯコード（P0012345）での登録があっても、紐づけされていない為、利用は不可）

共通	航空 海上	第16回 第18回 ～ 第21回	WG	基本 Ⅳ-6-2	マイナンバー（法人番号）に係る対応（12）

詳細仕様検討結果

【輸出入申告等における輸出入者コードの入力例（続き）】

パターン3：輸出入者ファイルに法人番号の登録が無い場合

株式会社　ABC本社
東京都港区●●1-1-1
法人：1234567890123（13桁）

ＩＤＡ入力画面

（識別符号）

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 - □□□□　1

社名：ABC CO.,LTD
住所：TOKYO TO MINATO‥

輸出入者Ｆに登録が無いため、
全て入力が必要となる。

→

NACCS

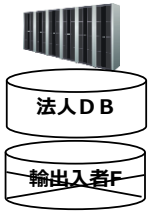

→

入力控情報

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 - 0 0 0 0

社名：ABC CO.,LTD
住所：TOKYO TO MINATO‥

・法人ＤＢによる法人番号の存在チェック有り
・社名／住所の自動補完無し
・包括評価、担保は法人番号での登録が行われるまでの間、利用不可
・口座、包括保険等は新規にＪＡＳＴＰＲＯコードを取得し、
輸出入者Ｆに当該ＪＡＳＴＰＲＯコード及び法人番号の登録
が行われるまでの間、利用不可

共通	航空 海上	第16回 第18回 ～ 第21回	WG	基本 Ⅳ-6-2	マイナンバー（法人番号）に係る対応（13）

詳細仕様検討結果

【輸出入申告等における輸出入者コードの入力例（続き）】

パターン４：個人又は法人番号を持たない法人

パターン４-１：法人番号以外のコードを取得している場合

山田　●郎
東京都港区●●1-1-1
ＪＡＳＴ：P0011111-0000
又は
税関発給：C000123456789

法人番号を持たない者が、ＮＡＣＣＳの各種サービス機能を利用する場合は、ＪＡＳＴＰＲＯ又は税関に申し出を行い、ＪＡＳＴＰＲＯが発給するＪＡＳＴＰＲＯコード又は税関が発給する税関発給コードを取得する必要がある。

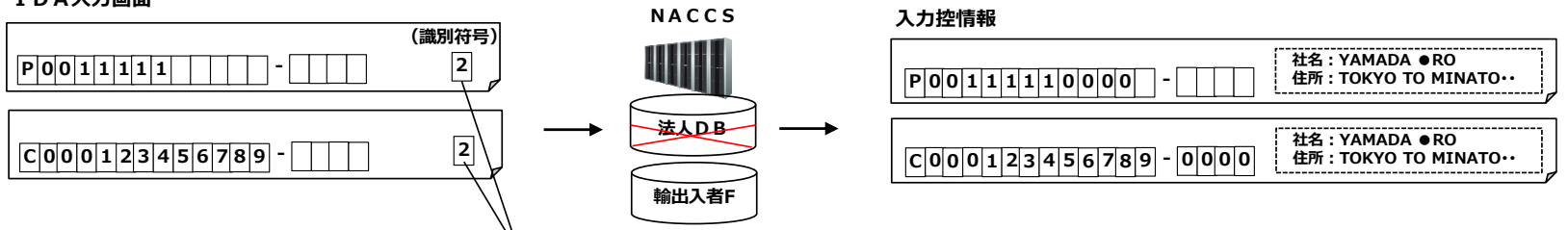

識別符号欄は「２」を入力

パターン４-２：コード取得無し

山田　●郎
東京都港区●●1-1-1

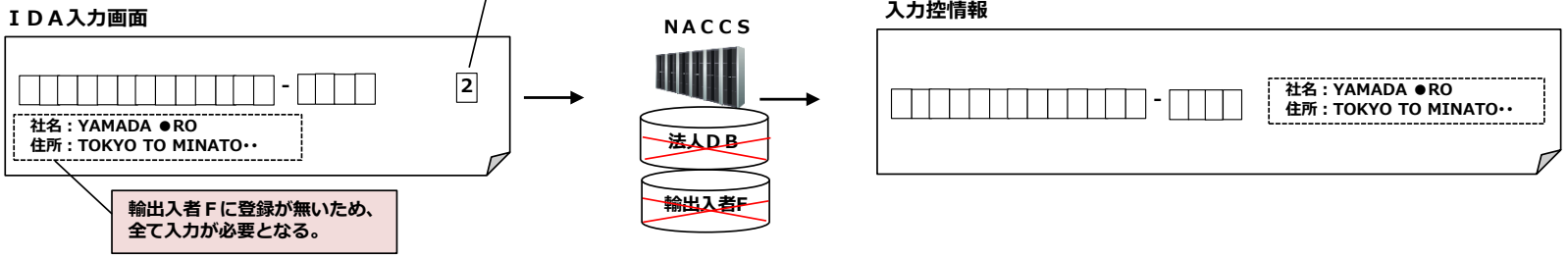

輸出入者Ｆに登録が無いため、全て入力が必要となる。

無符号輸出入者として輸出入申告

Ⅸ　詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第16回 第18回 ～ 第21回	WG	基本 Ⅳ-6-2	マイナンバー（法人番号）に係る対応（14）

詳細仕様検討結果

【法人番号利用時に社名等の手入力を行った場合の識別表示】

法人番号入力時に社名等の英文が自動補完されなかった場合、手入力により社名等を入力することとなるが、当該手入力を行ったことが入力控上で容易にわかるよう、「輸入者名入力識別」欄を出力し「*****」を表示する。　なお、当該欄は、現在入力控上は表示されていない「利用者整理番号」欄（注）を流用することとする。（注）「利用者整理番号」欄は申告控にのみ出力される項目。

入力控（例）

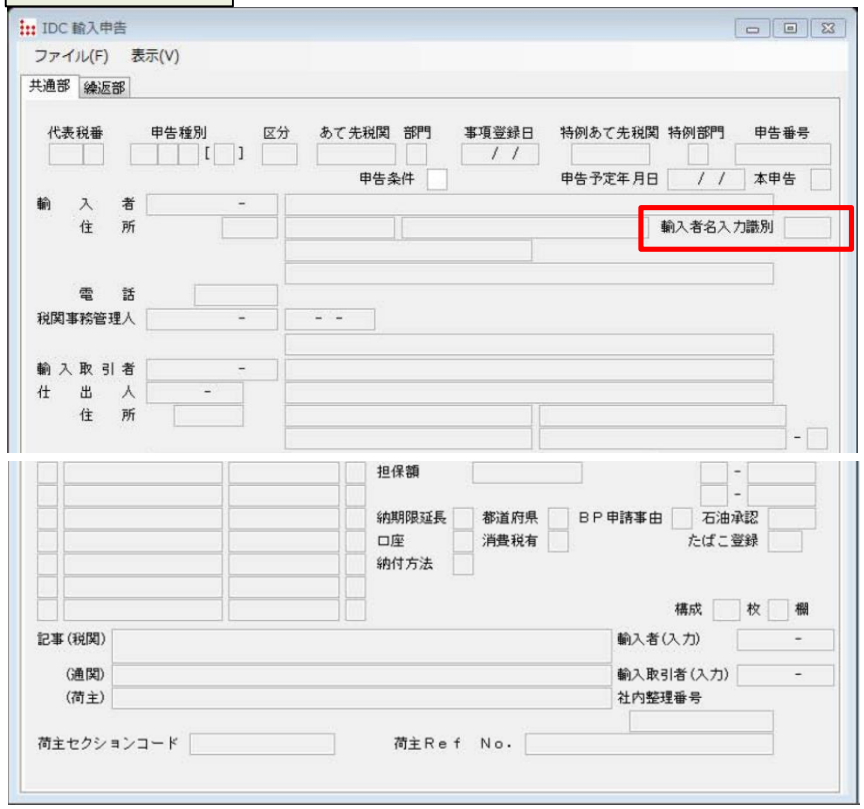

対象業務

業務コード	出力情報
ＥＤＡ	輸出申告等入力控情報
ＥＤＡ０１	輸出申告等変更入力控情報
ＥＡＡ	輸出許可内容変更申請入力控情報
ＩＤＡ	輸入申告等入力控情報
ＩＤＡ０１	輸入申告等変更入力控情報
ＭＷＡ	石油製品等移出（総保出）輸入申告入力控情報
ＭＷＡ０１	石油製品等移出（総保出）輸入申告変更入力控情報
ＴＫＡ０１	一括特例申告入力控情報
ＣＣＢ	通関士審査内容（輸入申告等）情報
	通関士審査内容（石油製品等移出（総保出）輸入申告）情報
	通関士審査内容（一括特例申告）情報
	通関士審査内容（輸出申告等）情報

Ⅸ　詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第16回 第18回 ～ 第21回	WG	基本 Ⅳ-6-2	マイナンバー（法人番号）に係る対応（15）

詳細仕様検討結果

【「法人番号情報照会（ＩＩＥ０１）」業務のリンク機能】

通関士審査等において入力控画面から輸入者名等の確認を可能とするため、「通関士審査（ＣＣＢ）」業務、「輸入申告事項登録（ＩＤＡ）」業務等の出力情報において、「法人番号情報照会（ＩＩＥ０１）」業務へのリンク機能を構築する。

例）業務リンク：ＣＣＢ ⇒ ＩＩＥ０１

（ＣＣＢ画面）

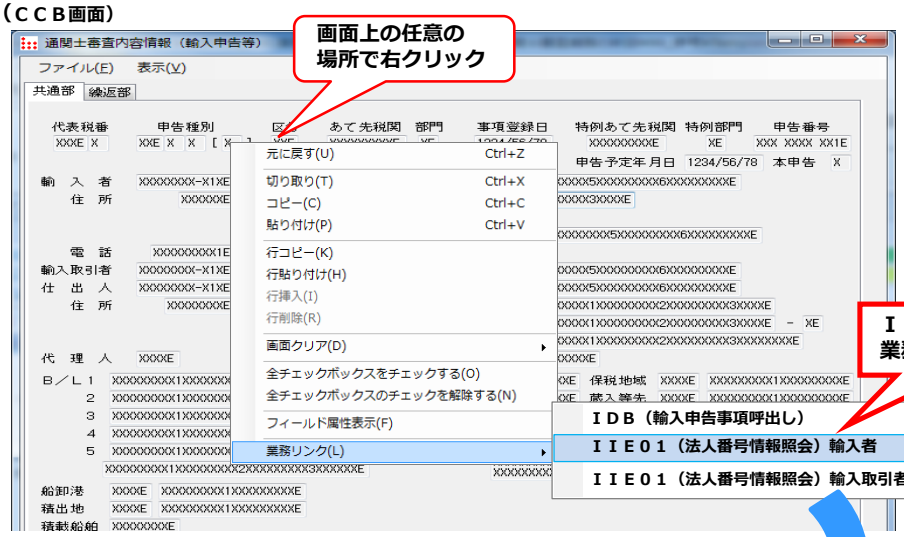

ＩＩＥ０１への
業務リンクを追加

（ＩＩＥ０１照会結果画面）

（ＩＩＥ０１入力画面）

自動で展開

自動で展開

共通	航空 海上	第16回 WG	基本 Ⅳ-6-2	マイナンバー（法人番号）に係る対応　-参考１-

詳細仕様検討結果

財務省関税局・税関

平成29年10月から、税関長に提出する輸出入申告等には、社会保障・税番号制度における「法人番号」を記載していただく予定としております。

- 平成29年10月（※）から、輸出入申告書等の輸出入者符号の欄には、JASTPROコード（法人）及び税関発給コード（法人）に代わって、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）における「法人番号」を記載（入力）していただく予定としております。
  （※）平成29年10月に予定されているNACCSの更改に併せて、輸出入申告等に「法人番号」を記載していただくことになります。

  （参考１）「法人番号」とは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第２条第１５項に規定する法人番号です。
  （参考２）輸出入申告以外の税関手続についても、JASTPROコード（法人）及び税関発給コード（法人）に代わって「法人番号」を記載していただく予定としております。

- JASTPROコード及び税関発給コードから「法人番号」への切替に当たっての必要な手続きについては、追ってお知らせします。

法人番号の最新情報は、国税庁HP
http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/index.htm
マイナンバー制度の最新情報は、内閣官房マイナンバーHP
http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html

注意：マイナンバー（個人番号）の記載は不要です。

共通	航空 海上	第16回 WG	基本 Ⅳ-6-2	マイナンバー（法人番号）に係る対応　-参考２-

詳細仕様検討結果

参　　考

- 平成25年5月31日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律」（以下「マイナンバー法」という。）及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法法律の整備等に関する法律」（以下「番号法整備法」という。）が公布
  ⇒番号法整備法において「国税通則法第124条」を以下のとおり改正

（書類提出者の氏名、住所及び**番号**の記載等）

第百二十四条　国税に関する法律に基づき税務署長その他の行政機関の長又はその職員に申告書、申請書、届出書**、調書**その他の書類を提出する者は、当該書類にその氏名（法人については、名称。以下この項において同じ。）及び住所又は居所及び**番号（番号を有しない者にあっては、その氏名及び住所又は居所）**を記載しなければならない。この場合において、その者が法人であるとき、納税管理人若しくは代理人（代理の権限を有することを書面で証明した者に限る。以下この条において同じ。）によつて当該書類を提出するとき、又は不服申立人が総代を通じて当該書類を提出するときは、その代表者（人格のない社団等の管理人を含む。次項において同じ。）、納税管理人若しくは代理人又は総代の氏名及び住所又は居所をあわせて記載しなければならない。

２　（略）

３　第一項に規定する番号とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項（定義）に規定する個人番号又は同条第十五項に規定する法人番号をいう。

- 平成２７年４月３日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行期日を定める政令」が公布
  ⇒　マイナンバー法の施行期日は平成２７年１０月５日とし、同法附則第１条第４号に掲げる規定の施行期日は平成２８年１月１日とする。

- 輸出入申告において申告すべき事項は、関税法施行令第58条（輸出申告の手続）、第59条（輸入申告の手続）に規定されており、申告事項のうち「住所」等は「その他参考となるべき事項」として関税法基本通達、税関様式基本通達において規定されている。

Ⅸ　詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第11回 第19回 第20回 第21回	WG	基本 Ⅳ-6-3	ＳＩＲ業務等の利用方法の見直し（１）

・「船積指図書（Ｓ／Ｉ）情報登録（ＳＩＲ）」業務等の荷主業務と後続業務の連携強化の方法について関係者間で協議を行い見直しを図る。

詳細仕様検討結果

海　　上

項番	項　　目	サ　ブ　Ｗ　Ｇ　検　討　結　果	参照
【ＳＩＲ業務の位置づけと後続業務との関連を整理】			
①	ＳＩＲ業務と後続業務との業務フローの再整理	・海上における輸出については、Ｂ／Ｌ関連と申告関連を別の業務フローとして整理する。	Ｐ83～P84
		・Ｂ／Ｌ関連については、ＳＩＲをＡＣＬの上流情報と位置付け、ＳＩＲの項目はＡＣＬの項目に原則として合わせる。（ＳＩＲをＡＣＬの先行業務として必須化するものではない。）	－
		・申告関連については、ＥＣＲ－ＥＤＡ（一部：ＩＶＡ－ＩＶＢ－ＥＤＡ）を基本ルートとして、この間の業務項目は可能な限り統一性を持たせる。	－
		・ただし、ＳＩＲの情報のうち、ＥＣＲ、ＩＶＡに利用可能な項目については、情報の流用（呼出し）を可能とする。（ＩＶＡ業務時にＳＩＲ業務から情報を呼出す新規機能を追加）	－
②	ＳＩＲと船腹予約情報登録業務及びブッキング情報登録との連携	・「ブッキング情報登録（ＢＫＲ）」業務の項目のうち、ＳＩＲ業務に流用可能な項目は呼出しを可能とする。	－
		・「ブッキング情報登録（ＢＫＲ）」業務の先行業務として「船腹予約登録（ＢＲＲ）」業務を新設する。	船腹予約業務のシステム化参照
【ＳＩＲ業務の入力項目について後続業務との関連を踏まえて整理】			
③	ＢＫＲ／ＳＩＲ／ＥＣＲ／ＩＶＡ／ＥＤＡ／ＡＣＬ等の関連業務における項目の検討	・項目内容の統一化を図るため、各業務において項目追加および見直しを図る。	個別の業務間マッピング表
		・マッピング表を作成、項目遷移の整理及び項目内容の統一化を図る。	
【ＩＶＡ業務の見直し】			
④	ＩＶＡ業務の位置づけと情報連携の強化	・ＩＶＡ業務は商業用インボイスとしての利用を最優先せず、プロフォーマインボイスとしての利用を前提とする。（商業用インボイスとしての利用を否定するものではなく、商業用としての利用は引き続き視野に入れる。）	－
		・ＰＡＡ（Pan Asian e-Commerce Alliance）*フォーマットへの準拠は継続する。	－
		・ＳＩＲの項目のうちＩＶＡで利用可能な項目については、呼出しを可能とする。（新規機能）	－
		・ＩＶＡ業務の荷主以外の利用について、仕様上は通関業の利用も可能とするが具体的な運用は関係者間で継続検討する。	－

Ⅸ　詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第11回 第19回 第20回 第21回	WG	基本 Ⅳ-6-3	ＳＩＲ業務等の利用方法の見直し（２）

詳細仕様検討結果

海　　上

項番	項　　目	サ　ブ　Ｗ　Ｇ　検　討　結　果	参照
【ＩＩＲ業務】			
⑤	ＩＩＲ業務の見直し	・ＩＩＲ業務は、後続業務との連携を一部実施する。	－
		・ＩＩＲ業務で荷主から送信される「荷主リファレンス番号」「荷主セクションコード」について、ＩＤＡ業務で流用（呼出し）可能となるようＩＤＡ業務の入力項目に追加する。	－

航　　空

項番	項　　目	サ　ブ　Ｗ　Ｇ　検　討　結　果
【ＥＩＲ業務の位置づけと後続業務との関連を整理】		
⑥	ＥＩＲ業務と後続業務との業務フローの再整理	・ＥＩＲの情報のうち、ＩＶＡに利用可能な項目については、情報の流用（呼出し）を可能とすることを検討したが、第６次ＮＡＣＣＳでは見送りとする。
【ＩＶＡ業務の見直し】		
⑦	前記海上④に同じ	前記海上④に同じ（ただし、ＩＶＡにおける呼び出し可能化は除く。）

参照
－
－
④に同じ

そ　の　他

項番	項　　目	サ　ブ　Ｗ　Ｇ　検　討　結　果	参照
【業務の統廃合】			
⑧	ＳＩＲ業務とＥＩＲ業務の統合等	・ＳＩＲ業務とＥＩＲ業務の統合について、第６次ＮＡＣＣＳでは見送りとする。	－
		・現行ＳＩＲ業務を廃止し、現行ＳＩＲ０２業務を 新ＳＩＲ業務とする。	－
		・現行ＥＩＲ業務を廃止し、現行ＥＩＲ０２業務を新ＥＩＲ業務とする。	－
		・現行ＩＶＡ業務を廃止し、現行ＩＶＡ０２業務を 新ＩＶＡ業務とする。	－

Ⅸ　詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第11回 第19回 第20回 第21回 WG	基本 Ⅳ-6-3	ＳＩＲ業務等の利用方法の見直し（３）

詳細仕様検討結果

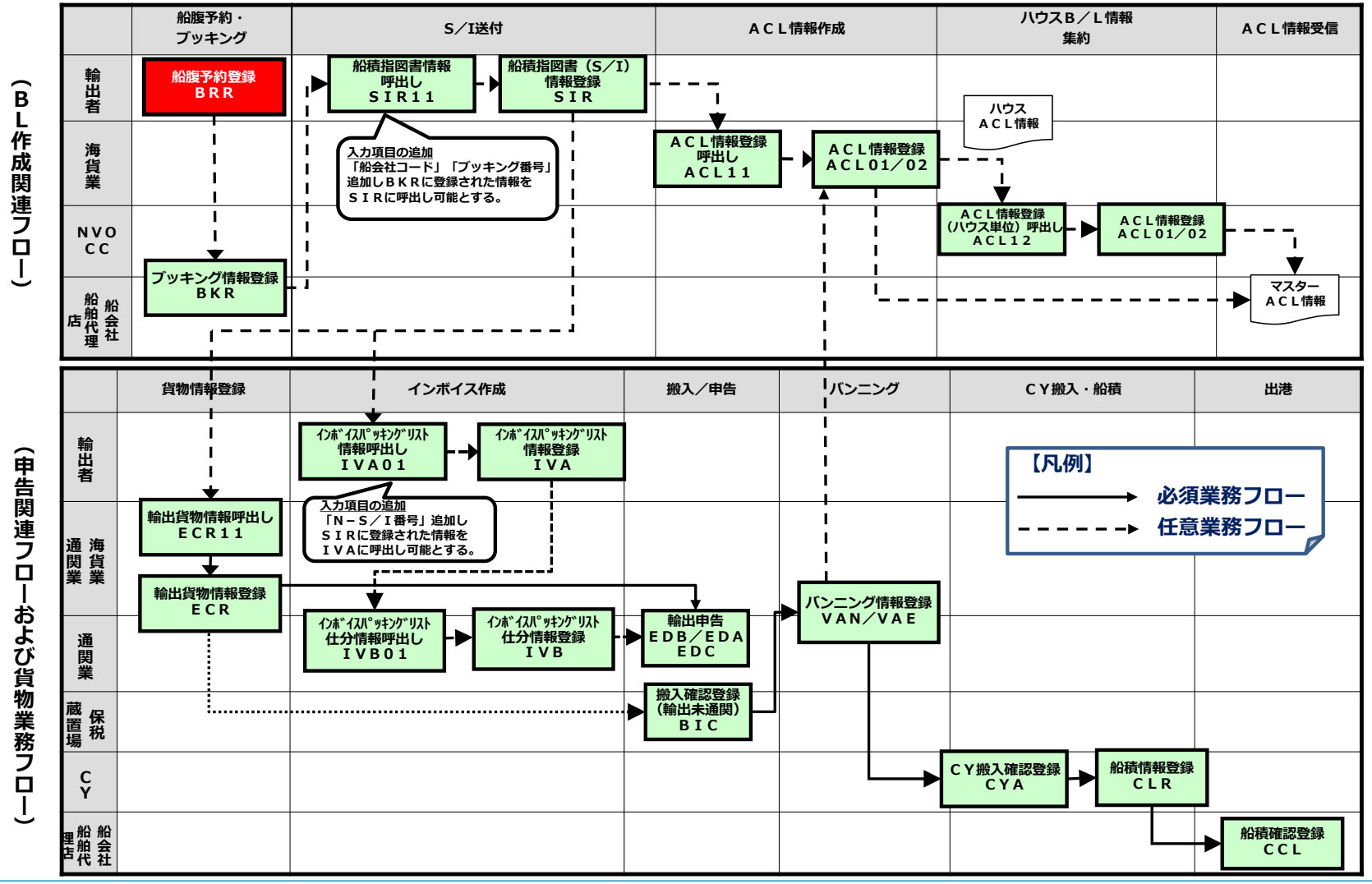

Ⅸ　詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第11回 第19回 第20回 第21回 WG	基本 Ⅳ-6-3	ＳＩＲ業務等の利用方法の見直し（４）

詳細仕様検討結果

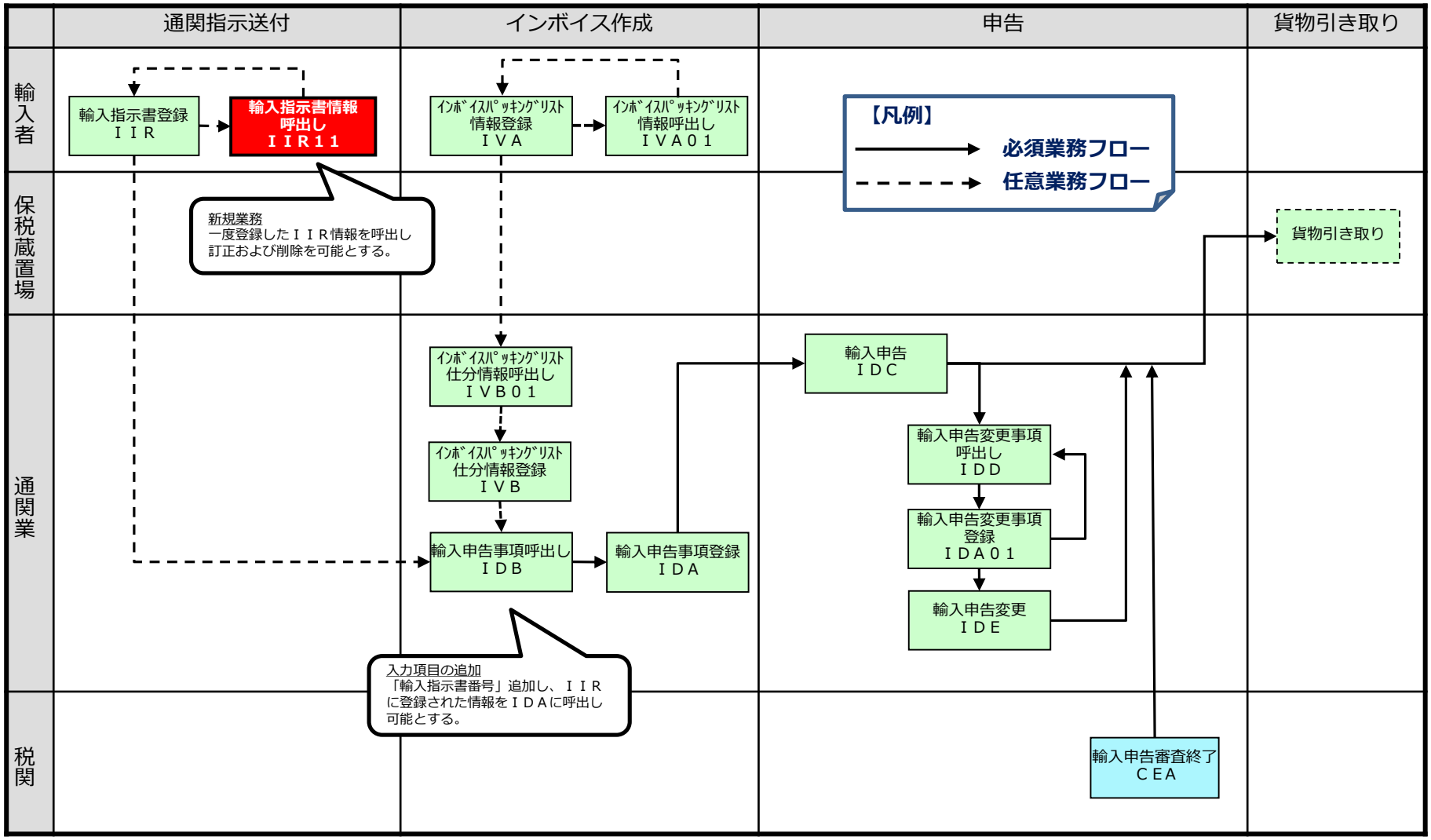

Ⅸ　詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第10回 WG	基本 Ⅳ-3	海上システムにおける航空貨物の取扱いの廃止（１）

・海上機能で航空貨物を取扱う機能を廃止し、海上貨物は海上機能で、航空貨物は航空機能で処理することを原則とする。
（海上／航空の両機能間で情報連携機能が必要なイレギュラーケースについては、当該機能を提供する。）

詳細仕様検討結果

・　ＮＡＣＣＳは、上流～下流まで一連の業務を連携して処理することが大きなメリットであるが、航空貨物を海上機能で処理することを可能としているため、貨物情報の分断が生じる等、本来のメリットが損なわれる状況となっている。
・　現在、航空機能を導入していない空港地区において航空機能を導入することによって、電子化の進展による事務の効率化やペーパーレス化を図ることができる。

１．海上機能で航空貨物を取扱う機能を廃止し、海上貨物は海上機能で、航空貨物は航空機能で処理することとする。
２．イレギュラーケースである以下の２ケースについては、情報の継続性を確保するため、新規業務により情報連携を可能とする。
　①　当初は海上貨物として輸出する予定であったが、許可後急遽、航空貨物として輸出する場合
　②　船舶から仮陸揚げされた海上貨物を、航空貨物として積み戻す場合

	海上／航空の両機能間で情報連携を行うための　新規業務の概要（業務フローは次頁を参照）
業務コード等	ＣＨＧ１１：貨物情報切替登録呼出し（入力者：保税蔵置場、通関業、海貨業、ＮＶＯＣＣ）
主な機能	**①新規登録時の呼出し：**海上貨物（輸出管理番号）から切替後の航空貨物に必要な情報（個数、重量等）を呼び出す。 **②訂正・取消の呼出し：**ＣＨＧ業務にて登録した航空貨物（Ｂ／Ｌ番号）を入力し、情報を呼出す。
業務コード等	ＣＨＧ：貨物情報切替登録（入力者：保税蔵置場、通関業、海貨業、ＮＶＯＣＣ）
主な機能	**①新規登録：**輸出管理番号と切替後の航空貨物の情報を入力し、航空貨物情報を作成する。なお、航空貨物情報作成後は、海上貨物に対する業務更新を不可とし、航空貨物については「貨物情報切替確認情報（ＣＨＨ）」業務が実施されるまで業務更新を不可とする。 **②訂正：**ＣＨＧ業務にて登録された航空貨物情報を入力し、航空貨物情報を更新する。なお、ＣＨＨ業務が実施されるまでの間は訂正可能。 **③取消：**輸出管理番号とＣＨＧ業務にて登録したＡＷＢ番号を入力し、航空貨物情報を削除する。なお、入力された海上貨物はＣＨＧ業務実施前の状態に戻し、ＣＨＨ業務が実施されるまでの間は取消可能。
業務コード等	ＣＨＨ：貨物情報切替確認情報（入力者：保税蔵置場）
主な機能	ＣＨＧ業務にて登録された情報を確認した旨を登録する。航空貨物情報についてはＬＤＲ情報を出力し、貨物の搬出を行う。 また、ＣＨＨ業務を契機にＣＨＧ業務での訂正・取消を実施不可として、海上貨物情報を削除する。

Ⅸ　詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第10回 WG	基本 Ⅳ-3	海上システムにおける航空貨物の取扱いの廃止（２）

詳細仕様検討結果

①　当初は海上貨物として輸出する予定であったが、許可後急きょ航空貨物として輸出する場合

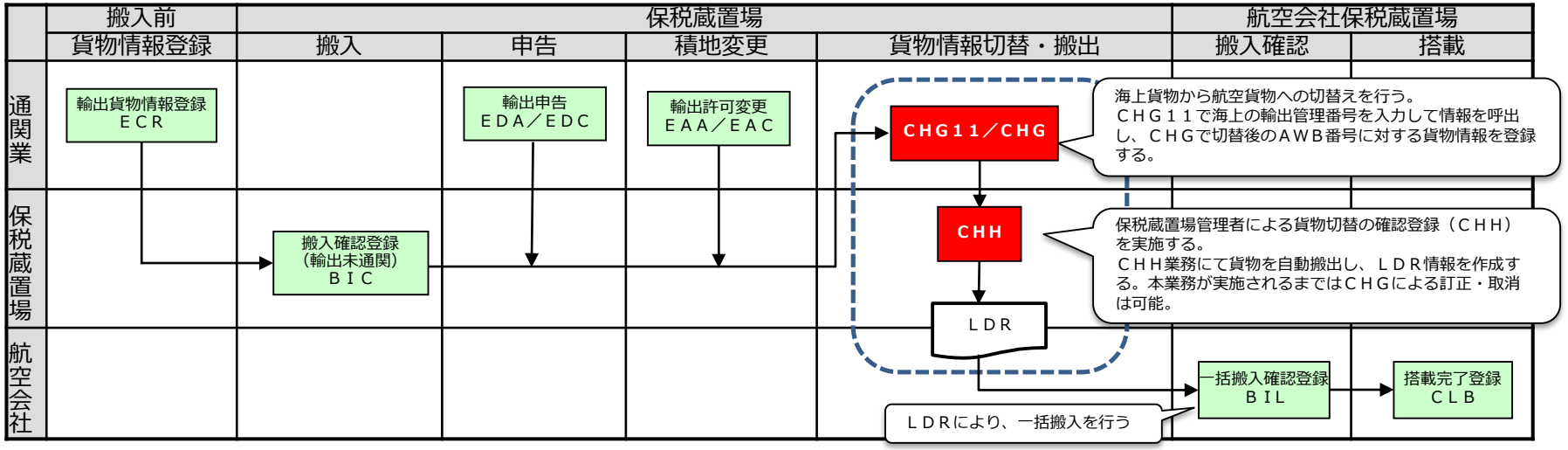

②　船舶から仮陸揚げされた海上貨物を航空貨物として積み戻す場合

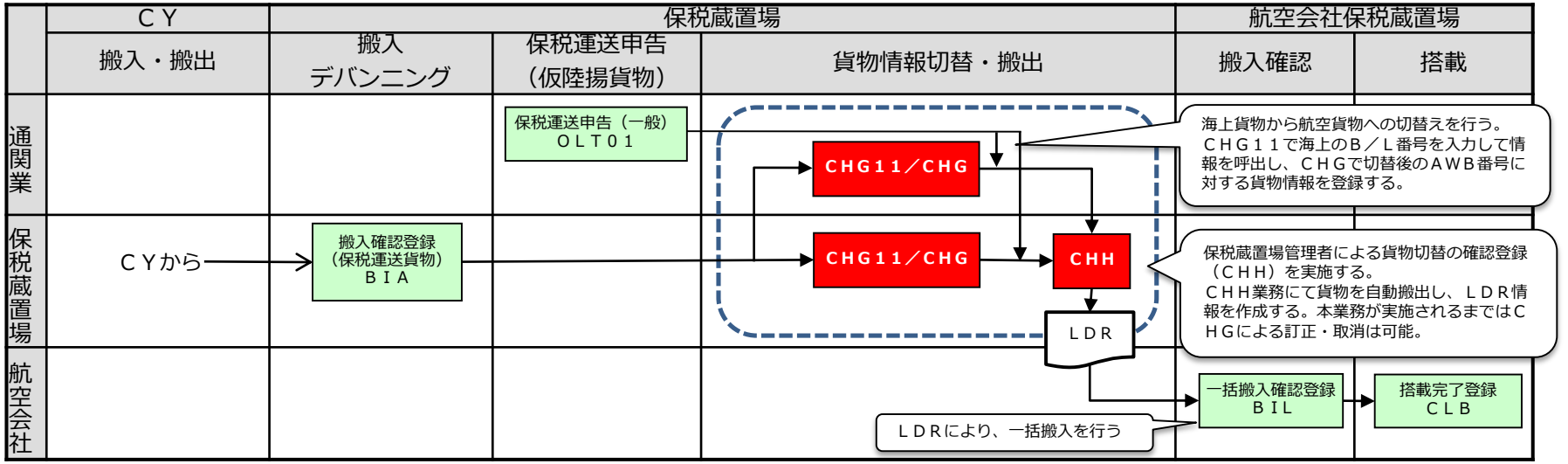

Ⅸ　詳細仕様検討結果

共通	海上	第12回 第15回 WG	基本 Ⅳ-5-1-(3)	蔵入及び移入貨物の後続業務の可能化（１）

・ 蔵入承認申請済 又は 移入承認申請済の貨物について、一定期間経過後であってもシステムで後続業務を実施可能とする。

詳細仕様検討結果

１．蔵入後における後続業務の可能化については、実績の多い海上貨物を対象とし、実績の少ない航空貨物は対象外とする。

２．移入貨物については、在庫管理業務が複雑でありシステム化に馴染まないことから、対象外とする。

３．後続業務を可能とするため、その対象貨物については、蔵入後も貨物情報ＤＢにおいて管理を行う。

４．保税蔵置場毎に、蔵入貨物についてＮＡＣＣＳで蔵入承認後の貨物管理を ㋑ 「行う」、或いは、㋺ 「行わない」、のいずれかを選択ができる仕組みとし 「行う」を選択した場合に、蔵入後も貨物情報ＤＢにおける管理を行い、後続業務を可能とする。
　なお、当該選択については、あらかじめＮＡＣＣＳに登録を行うことを必要とする。

５．上記４で「貨物管理を行う」選択をした保税蔵置場においては、蔵入後において、以下のシステム処理を可能とする。
　①　蔵入承認済貨物に関する搬出入　②　蔵入承認済貨物の改装・仕分け　③　蔵入承認済貨物情報の呼出し
　④　蔵入承認済貨物の保税運送申告　⑤　蔵入承認済貨物情報の照会

６．上記４で「貨物管理を行う」選択をした保税蔵置場に蔵置されている貨物については、蔵出申告時に、蔵入申請時の申告情報の呼出しを可能とし、貨物情報のチェックを行う。

【※ 3.～６．については、仕様の一部変更・新規追加】

蔵入承認後におけるシステム処理イメージ

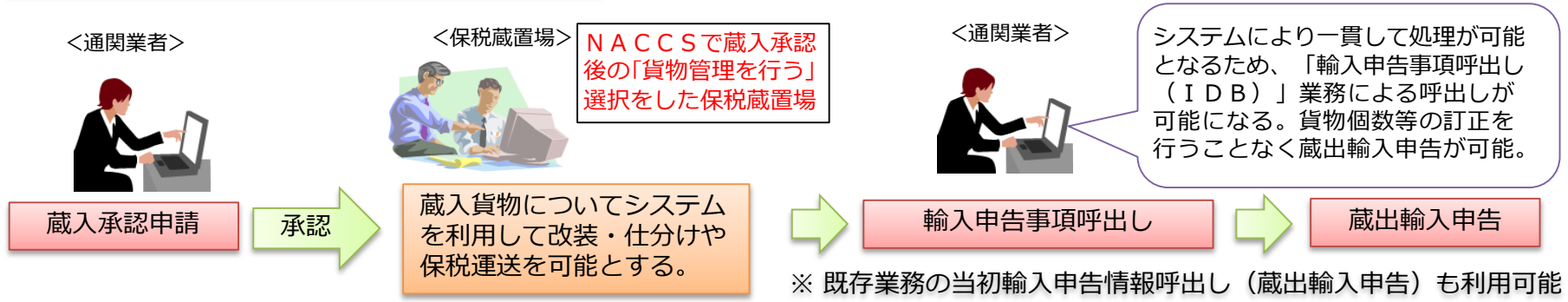

※ 既存業務の当初輸入申告情報呼出し（蔵出輸入申告）も利用可能

共通	海上	第12回 第15回 WG	基本 Ⅳ-5-1-(3)	蔵入及び移入貨物の後続業務の可能化（２）

詳細仕様検討結果

（凡例）

・・・ＮＡＣＣＳで蔵入承認後の貨物管理を行う保税蔵置場

・・・ＮＡＣＣＳで蔵入承認後の貨物管理を行わない保税蔵置場

・・・業務名

保税運送 ・・・

・・・ＮＡＣＣＳに貨物情報がある部分

・・・ＮＡＣＣＳに貨物情報がない部分

① 蔵入承認（併せ運送なし）（貨物管理あり）

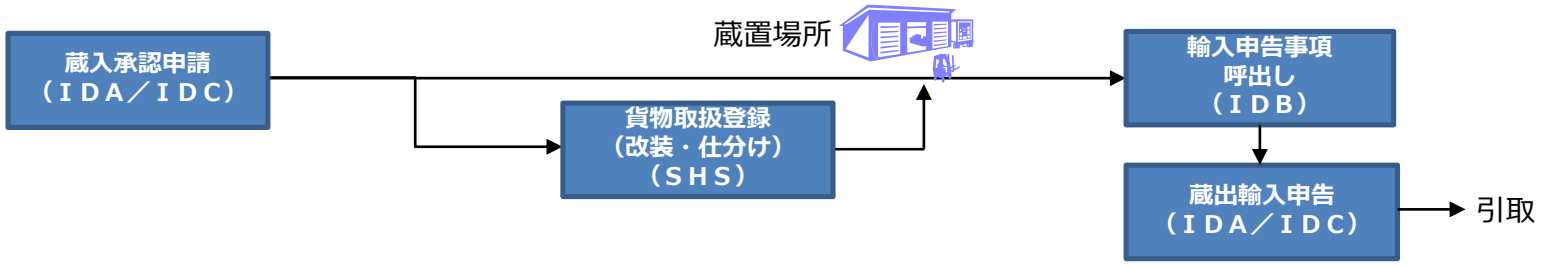

② 蔵入承認（併せ運送なし）（貨物管理なし）

Ⅸ　詳細仕様検討結果

共通	海上	第12回 第15回 WG	基本 Ⅳ-5-1-(3)	蔵入及び移入貨物の後続業務の可能化（３）

詳細仕様検討結果

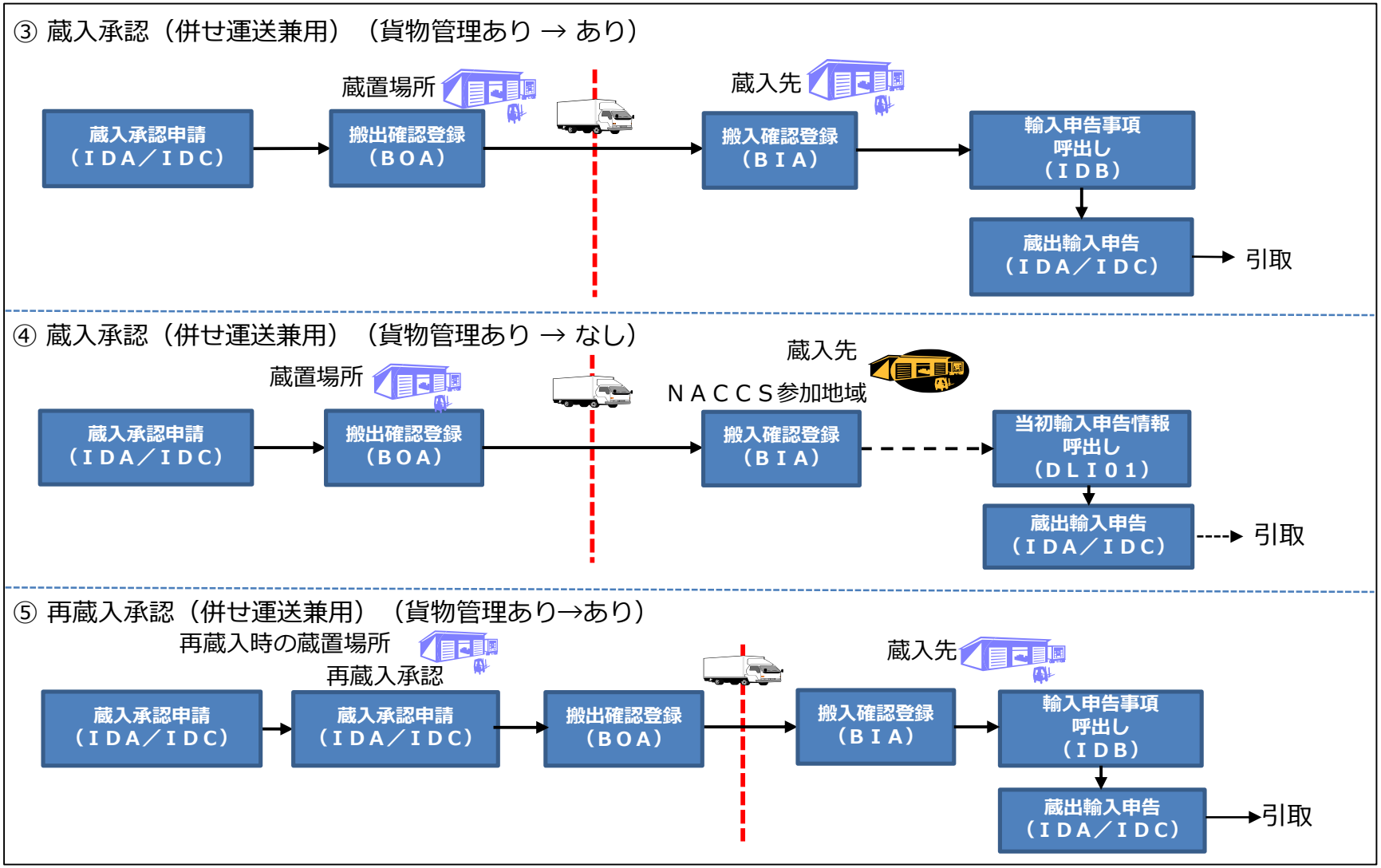

共通	海上	第12回 第15回 WG	基本 Ⅳ-5-1-(3)	蔵入及び移入貨物の後続業務の可能化（４）

詳細仕様検討結果

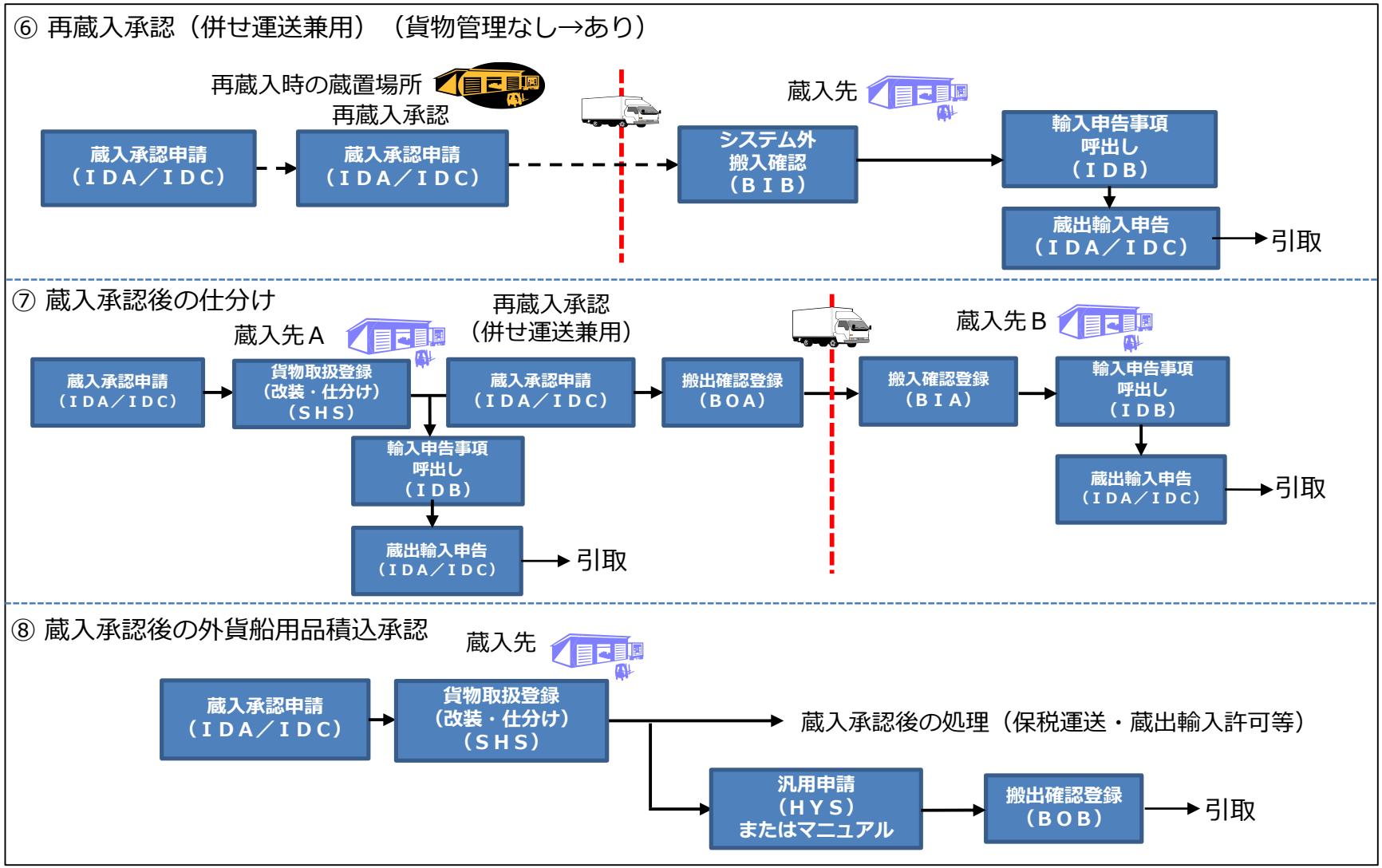

Ⅸ　詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第８回 WG	基本 Ⅳ-４	ＮＡＣＣＳ専用口座の廃止

・ ＮＡＣＣＳ専用口座について平成28年度末までに廃止する。

詳細仕様検討結果

・　ＮＡＣＣＳ専用口座については、平成28年度末までに廃止する。※廃止に伴う留意事項はＷＧ資料参照

１．ＮＡＣＣＳ専用口座とリアルタイム口座の比較等　（平成27年12月31日現在）

項目	専用口座振替	リアルタイム口座振替
サービス開始時期	昭和53年8月	平成20年10月
対応金融機関	銀行：41行51支店	銀行：72行全支店　信用金庫：197信用金庫
サービス提供時間（最大※１）	年中　06:00～21:00（※２）	年中　00:00～24:00（※３）
入出金	入金のみ可（出金不可）	入出金可
口座用途	ＮＡＣＣＳによる関税等納付のみ	一般口座のため、ＮＡＣＣＳによる関税等納付以外にも使用可能
口座残高の積増し	翌日反映	即時反映
領収証書	発行可能	マルチペイメントの仕組み導入に伴い、領収書の発行は省略 （ＮＡＣＣＳから振替完了通知書の出力が可能）

※１　ＮＡＣＣＳが提供している時間帯の中で最長の時間帯を掲載。
※２　銀行グループ毎に異なる。
※３　銀行毎に異なる。また、以下のＭＰＮのサービス時間外を除く。１月１日 20：15 ～ １月２日 05：40　６月、９月 の 第３日曜日 00：00 ～ 05：40

２．ＮＡＣＣＳ専用口座とリアルタイム口座使用実績比　（平成27年10月29日～平成27年12月31日実績）

航空

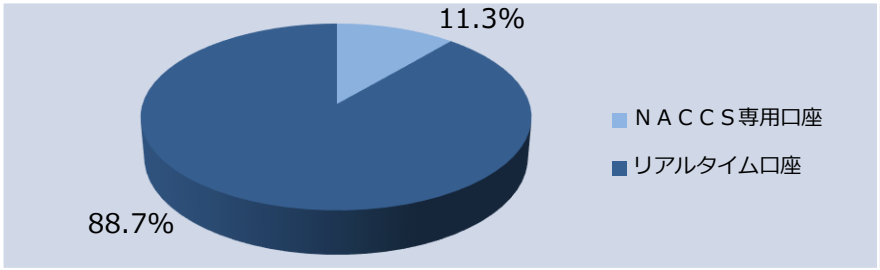

（平成26年第８回ＷＧ時点：リアルタイム80.8%　専用19.2%）

海上

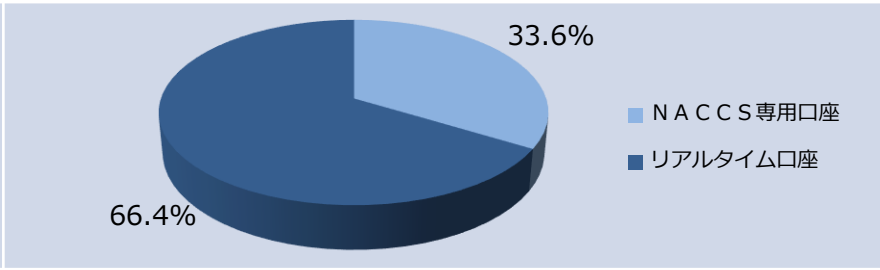

（平成26年第８回ＷＧ時点：リアルタイム40.8%　専用59.2%）

Ⅸ　詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第８回 WG	基本 Ⅲ-3	輸出入申告業務における多欄申告対応　［ システム制限値 ① ］

・「輸入申告（ＩＤＣ）」業務等、「輸出申告（ＥＤＣ）」業務等の品目コード等を100欄まで入力できる、多欄数用の輸入申告業務、輸出申告業務を新設する。

詳細仕様検討結果

・　申告の多欄数化

申告の多欄数化については、新規業務の提供によらず、既存の「輸入申告事項登録（ＩＤＡ）」業務及び「輸出申告事項登録（ＥＤＡ）」業務等の入力欄数を99欄とする改変により対応する。

【参考】

①　基本仕様の検討時点では、現行業務（ＩＤＡ、ＥＤＡ等）の入力欄数を拡大した場合、ＮＡＣＣＳの処理能力低下が懸念されたため、50欄を超える入力欄数専用の業務を新たに作成することとしていたが、検証の結果、現行業務の入力欄数を 100欄程度まで拡大しても、ＮＡＣＣＳの処理能力に影響がないことが判明している。

②　入力欄数の最大値を100欄とした場合、ＩＤＡ業務等の出力情報（輸入申告入力控情報等）の「欄番号」欄の桁数を２桁から３桁に変更する必要が生じ、自社システムの開発に影響する可能性があるため99欄とした。

※　自社システム利用者が51欄以上の申告を行う場合は、自社システムを本仕様に合わせて改修する必要がある。

Ⅸ　詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第９回 第13回　WG 第16回	基本 Ⅳ-5-1-(4)	通関士審査業務の新設（１）

・通関士がその通関士識別符号を使用して輸出入申告等の業務を行う現状の仕組みに加え、利用者の選択により、通関士が輸出入申告等の業務を行う前に当該申告等に係る内容の審査を可能とする業務を新たに設ける。

詳細仕様検討結果

① 事項登録された申告情報のうち、通関士審査が必要な申告について呼び出しできる業務を新設。
② 当該呼出し業務から呼び出された申告について、通関士審査の結果登録業務を新設。

①呼出し業務の新設（業務コード：ＣＣＢ）

申告事項登録業務
（ＩＤＡ・ＥＤＡ等）

通関士の利用者ＩＤでログイン

一覧照会業務
（ＩＤＩ・ＩＥＳ等）

通関士審査内容呼出し業務
（ＣＣＢ）

・一覧照会から業務リンクにより呼出し可能とする。
・一覧照会を介さず直接実施することも可能。

<入力項目>
・申告番号
・申告種別（「申告種別」は手入力）

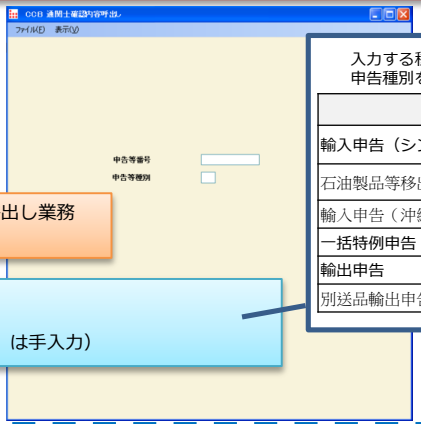

入力する種別は以下の通り。申告変更の場合は、当初申告の申告種別を入力。

手続き	入力申告種別
輸入申告（シングルウィンドウ輸入申告を含む）	ＩＤＣ
石油製品等移出（送保出）輸入申告	ＭＷＣ
輸入申告（沖縄特免制度）	ＯＴＣ
一括特例申告	ＴＫＣ
輸出申告	ＥＤＣ
別送品輸出申告	ＵＥＣ

②審査結果登録業務の新設（業務コード：ＣＣＡ）

通関士審査内容呼出し業務
（ＣＣＢ）

ＣＣＢ呼出し結果として、通関士審査内容情報画面が展開

通関士審査結果登録業務
（ＣＣＡ）

<出力内容>
・各業務の入力控相当の内容を出力

・審査結果「Ｙ：審査済／Ｎ：訂正要」を入力し、送信（ＣＣＡ業務）

・ＣＣＢ業務を介さずＣＣＡ業務を直接実施することも可能。

※通関士審査内容情報画面(CCB呼出し結果画面）から業務リンクによりＩＤＢ／ＥＤＡを経てＩＤＡ／ＥＤＡで、通関士が直接、事項登録内容の訂正も可能。

※通関士審査業務画面は申請手続き種別に応じた画面を出力する。（対象手続きについては次頁参照）

Ⅸ　詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第 9回 第13回 WG 第16回	基本 Ⅳ-5-1-(4)	通関士審査業務の新設（２）

詳細仕様検討結果

１．通関士審査業務の対象となる申告等手続一覧

	対象となる申告・申請手続き（案）	照会対象
輸入	輸入申告（ＩＤＣ）	○
	シングルウィンドウ輸入申告（ＳＷＣ）	○
	石油製品等移出（総保出）輸入申告（ＭＷＣ）	○
	輸入申告（沖縄特免制度）（ＯＴＣ）	○
	一括特例申告（ＴＫＣ０１）	○
	輸入申告変更（ＩＤＥ）	○
	石油製品等移出（総保出）輸入申告変更（ＭＷＥ）	○
	輸入申告変更（沖縄特免制度）（ＯＴＥ）	○
輸出	輸出申告（ＥＤＣ）	○
	輸出許可内容変更申請（ＥＡＣ）	○
	別送品輸出申告（ＵＥＣ）	○
	別送品輸出許可内容変更申請（ＵＡＣ）	○
	輸出申告変更（ＥＤＥ）	○
	別送品輸出申告変更（ＵＥＥ）	○

２．「通関士審査内容呼出し（ＣＣＢ）」業務に業務リンクする<u>各種申告一覧照会業務（ＩＤＩ，ＩＥＳ等）</u>に、以下の機能を新設する。

①　通関士審査の必要な申告番号を抽出する為、照会種別に「Ｋ：通関士審査対象一覧」を追加する

②　一覧照会の出力画面に、通関士審査結果を表示する項目を追加する。

（一覧照会情報の出力画面イメージ）

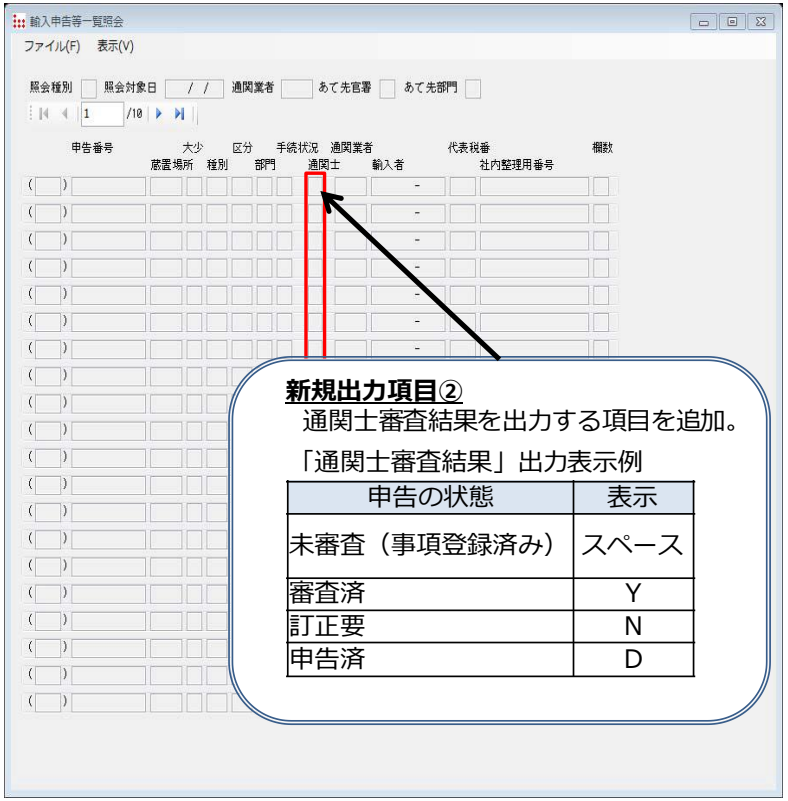

Ⅸ　詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第 9回 第13回　WG 第16回	基本 Ⅳ-5-1-(4)	通関士審査業務の新設（３）

詳細仕様検討結果

・　申告前に通関士審査業務を行う場合のフロー（案）

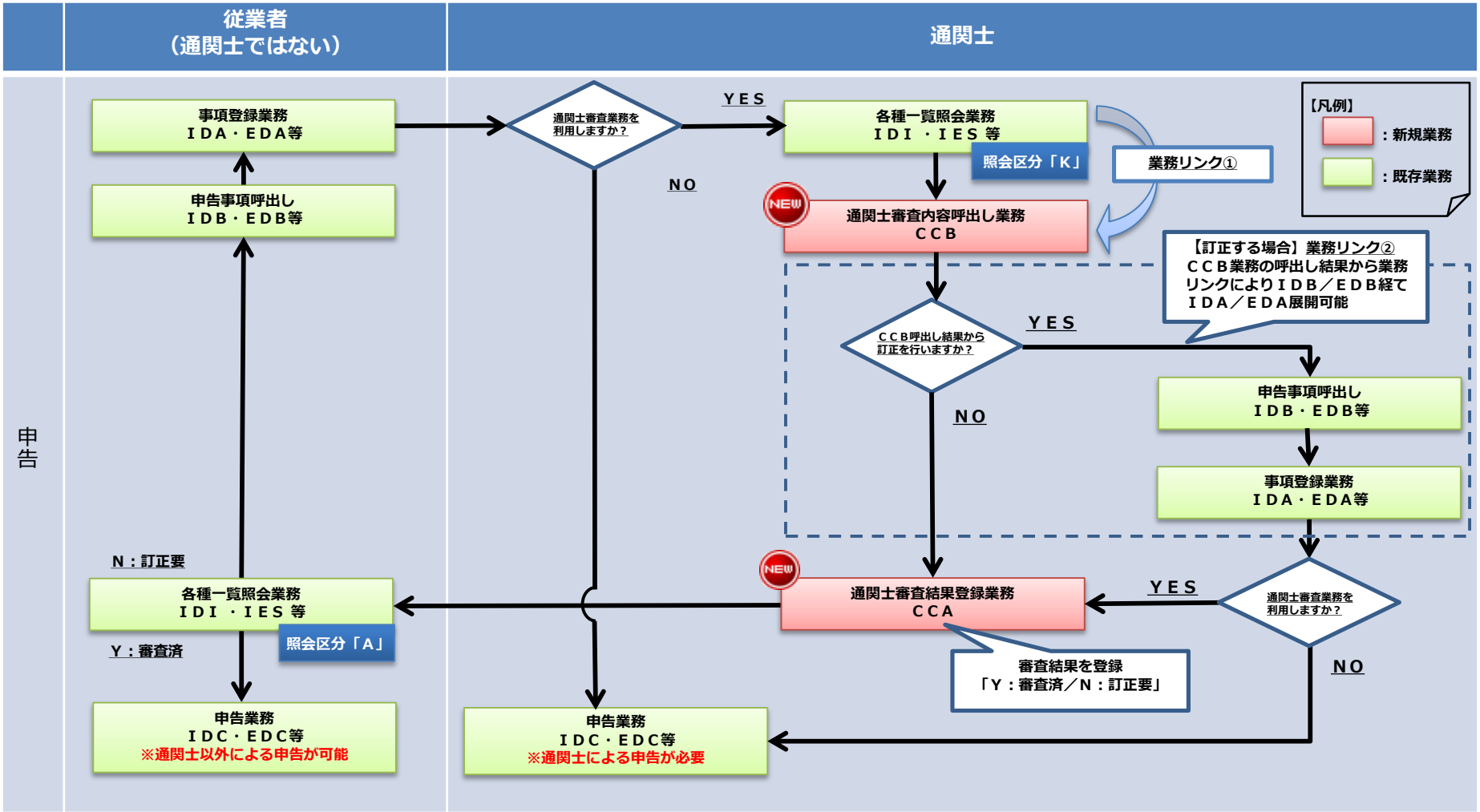

Ⅸ　詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第 9回 第13回 WG 第16回	基本 Ⅳ-5-1-(4)	通関士審査業務の新設（4）

詳細仕様検討結果

業務リンク①：ＩＤＩ⇒ＣＣＢ

（ＩＤＩ画面）

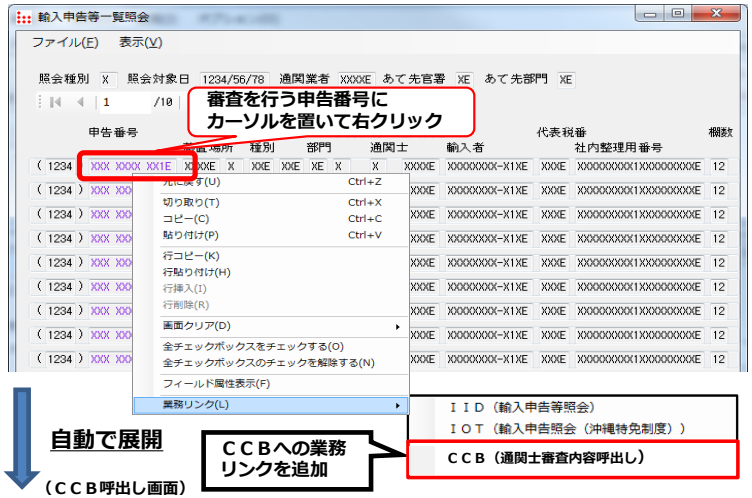

自動で展開

（ＣＣＢ呼出し画面）

ＣＣＢへの業務
リンクを追加

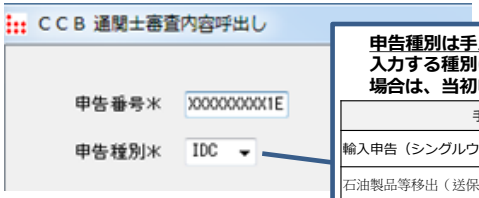

申告種別は手入力。
入力する種別は以下の通り。申告変更の場合は、当初申告の申告種別を入力。

手続き	入力申告種別
輸入申告（シングルウィンドウ輸入申告を含む）	ＩＤＣ
石油製品等移出（送保出）輸入申告	ＭＷＣ
輸入申告（沖縄特免制度）	ＯＴＣ
一括特例申告	ＴＫＣ
輸出申告	ＥＤＣ
別送品輸出申告	ＵＥＣ

手動で展開

（ＣＣＢ呼出し結果画面）

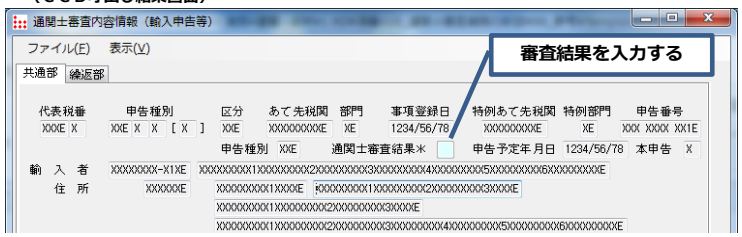

業務リンク②：ＣＣＢ⇒ＩＤＢ・ＩＤＤ

（ＣＣＢ呼出し結果画面）

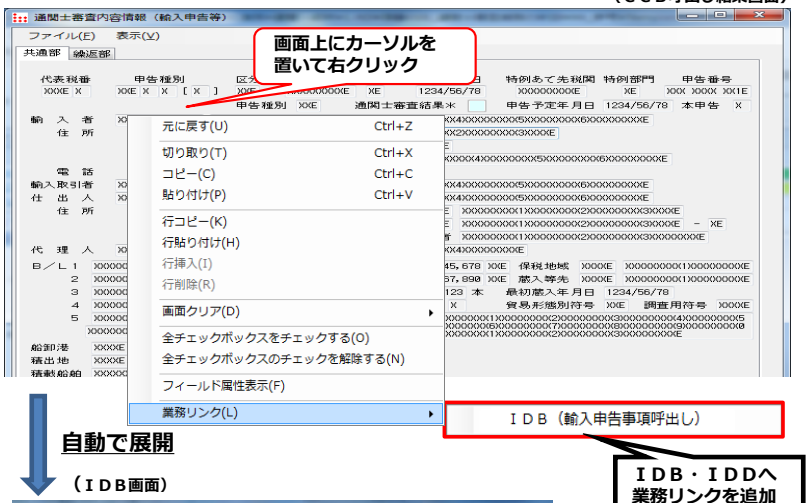

自動で展開

（ＩＤＢ画面）

ＩＤＢ・ＩＤＤへ
業務リンクを追加

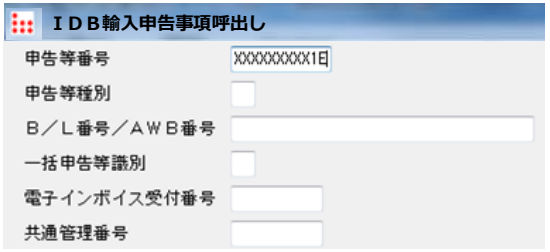

自動で展開

（ＩＤＡ画面）

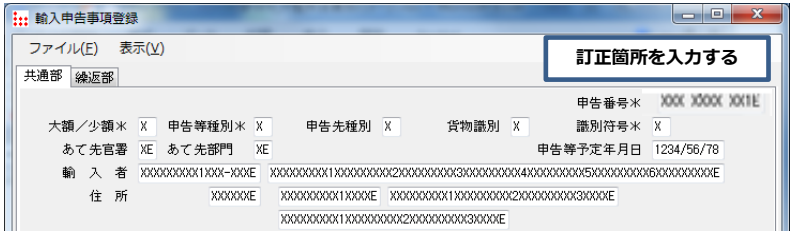

Ⅸ　詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第11回 WG	基本 Ⅳ-5-1-(1)	輸出取止め再輸入手続のシステム化（１）

・輸出取止め再輸入手続きについて、新たにシステム化の対象とする。

詳細仕様検討結果

輸出取止め再輸入申告をＮＡＣＣＳで実施可能とする。

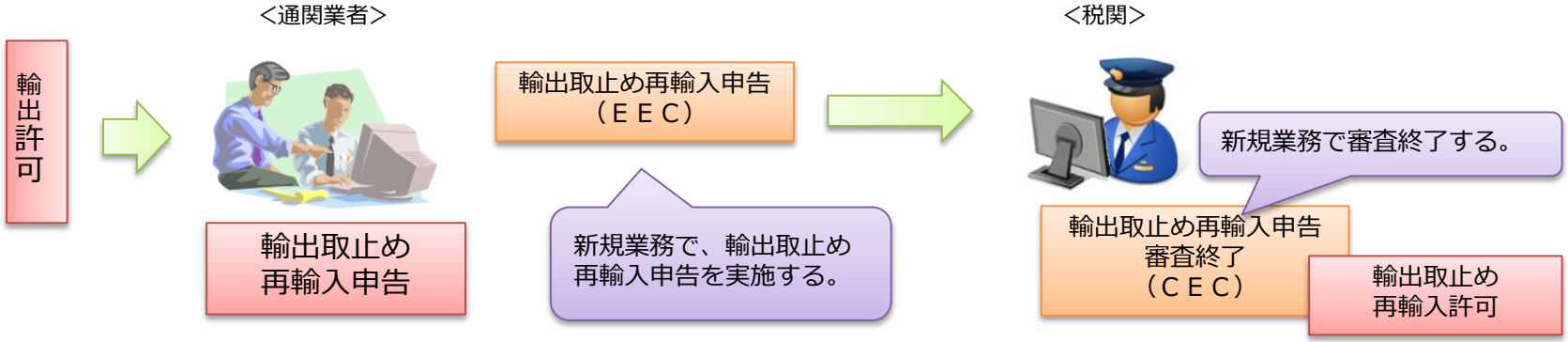

	機能の概要
1	輸出取止め再輸入の事項登録、呼出し、申告、申告変更事項登録、申告変更呼出し、申告変更及び当該申告等に対する税関の審査終了業務を新設する。なお、呼出し業務においては、輸出許可情報から事項登録に必要な情報を呼出し可能とする。
2	「申告添付登録（ＭＳＸ）」業務の対象とする。
3	チェック及び処理は、現状の「許可・承認等情報登録（輸出）（ＰＡＥ）」業務の種別「ＣＥＰ：輸出取止め再輸入」と同様のものとする。 （例）・輸出取止め再輸入許可により、輸出取止め再輸入申告が許可された旨の「許可・承認等通知情報（輸出通関）」を蔵置場に配信する。 ・海上貨物においては、出港予定年月日以降は輸出取止め再輸入申告が実施できない。
4	輸出取止め再輸入申告が実施されることにより、船積み又は搭載がエラーとなるようにする。

通関	航空 海上	第11回 WG	基本 Ⅳ-5-1-(1)	輸出取止め再輸入手続のシステム化（２）

詳細仕様検討結果

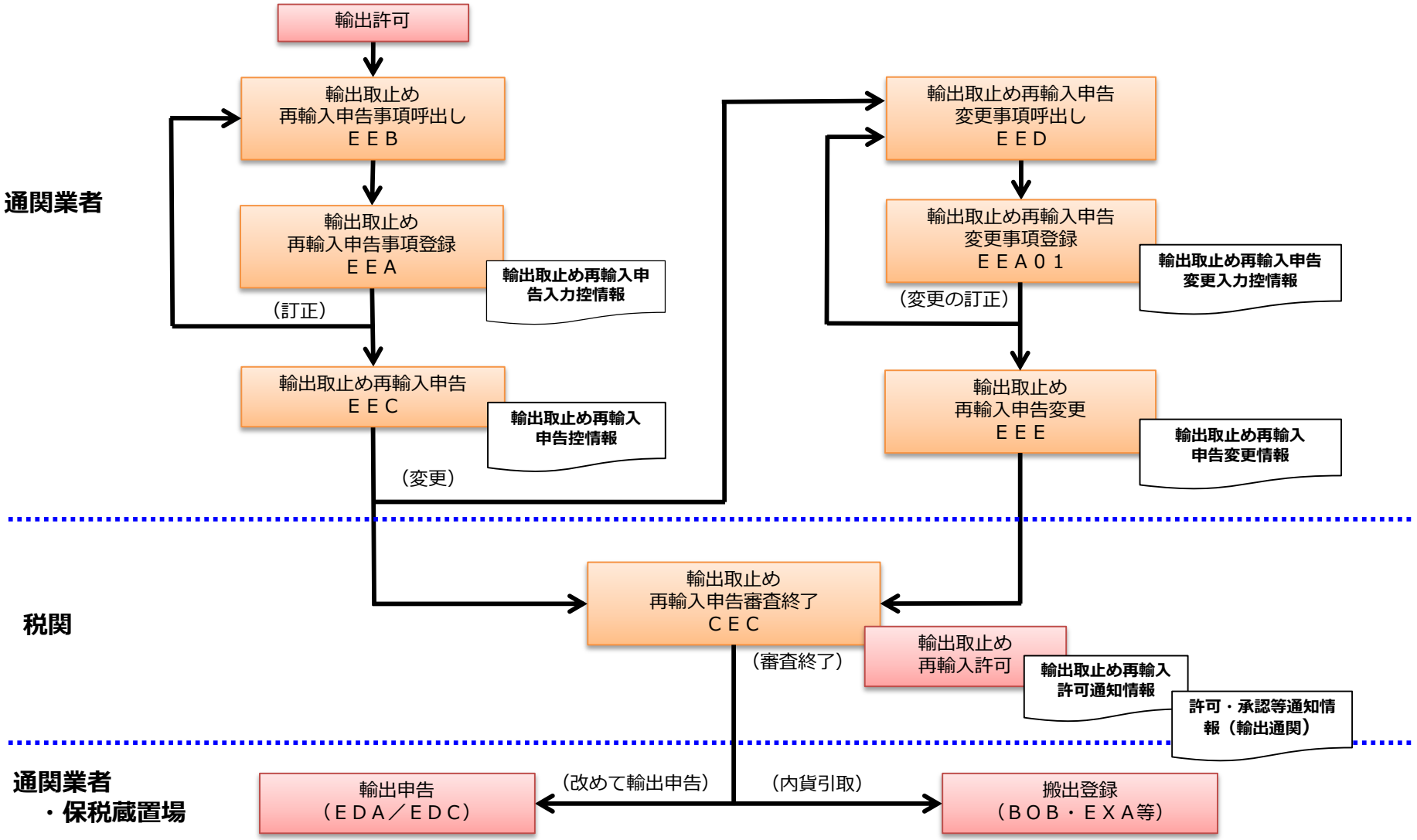

Ⅸ　詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第16回 WG	基本 Ⅳ-5-5(2)	関税割当制度適用輸出入申告における残数量等管理業務の新設（１）

・ 関税割当制度適用輸出入申告を行った際に、通関業者等が数量管理対象貨物に係る数量を登録し、税関は、当該申告の数量確認（裏落とし）を数量管理業務で行うこととする

詳細仕様検討結果

関税暫定措置法及びＥＰＡにおける関税割当を対象とする数量管理業務を設け、輸出入申告を行った際に、通関業者等が数量管理対象貨物に係る数量を登録し、税関は、当該申告の数量確認を数量管理業務で行うこととする。

１．システムにおいて残数量等管理を行うため、以下の業務を新設する。

業務	業務名	入力者	概要
ＴＱＡ	関税割当証明書内容登録	通関業 輸出入者	・　関税割当証明書に係る情報を登録し、登録が完了すると帳票「関税割当証明書内容登録控情報」を入力者に出力し「ＮＡＣＣＳ用関税割当証明書番号」を払い出す。また、登録した内容について、税関において「関税割当証明書内容確認（ＣＱＡ）」業務による確認がされた後、システムでの残数量管理が可能となる。なお、税関において確認が実施されなかった場合は、期間満了日を一定期間経過後削除する。
ＴＱＥ	関税割当証明書内容訂正	通関業 輸出入者	・　「関税割当証明書内容登録（ＴＱＡ）」業務で登録した内容の訂正及び削除を行う。 税関により「関税割当証明書内容確認（ＣＱＡ）」業務が実施されるまで、入力可能とする。 ・　入力完了時に、帳票「関税割当証明書内容訂正控情報」を入力者に出力する。
ＴＱＣ	関税割当裏落数量仮登録	通関業 輸出入者	・　輸入申告で関税割当を適用する数量等を入力する。「関税割当証明書内容呼出し（ＴＱＢ）」業務の呼び出し結果からの入力を可能とする。 ・　入力完了時に、帳票「関税割当裏落内容仮登録控情報」をＴＱＡ業務及びＴＱＣ業務の入力者に出力し、残数量の仮引き落としを行う。
ＴＱＢ	関税割当証明書内容呼出し	税関 通関業 輸出入者	・　「ＮＡＣＣＳ用関税割当証明書番号」と「呼出し識別」入力し、ＮＡＣＣＳに登録された証明書内容の呼び出しを行う。 ・　呼出し結果の画面からＴＱＥ、ＴＱＣの業務を可能とする。
ＩＴＱ	関税割当証明書内容照会	税関 通関業 輸出入者	・　「ＮＡＣＣＳ用関税割当証明書番号」を入力し、登録した関税割当証明書内容を照会する。 照会結果の出力項目は、証明書の共通部及び、裏落とし履歴とする
ＣＱＡ	※参考 関税割当証明書内容確認	税関	・　ＴＱＡ業務及びＴＱＥ業務で入力された内容について、税関にて確認を行う。 ・　関税割当証明書のシステム管理終了についても本業務にて登録する。
ＣＱＣ	※参考 関税割当裏落内容税関確認後訂正確認	税関	・　当初ＴＱＣ業務により登録された内容を輸入者又は通関業者が訂正した場合、訂正内容について税関による確認を行う。

通関	航空 海上	第16回 WG	基本 Ⅳ-5-5(2)	関税割当制度適用輸出入申告における残数量等管理業務の新設（２）

詳細仕様検討結果

２．システムにおける残数量等管理業務の流れ

（１）関税割当証明書のＮＡＣＣＳへの登録

通関業者・輸入者

③「関税割当証明書内容登録（ＴＱＡ）」業務

⑤ 関税割当証明書内容登録通知情報控を配信
（ＮＡＣＣＳ用関税割当証明書番号の通知）

① 関税割当申請

② 関税割当証明書交付

関税割当証明書
発給主務官庁

ＴＱＡ入力画面イメージ

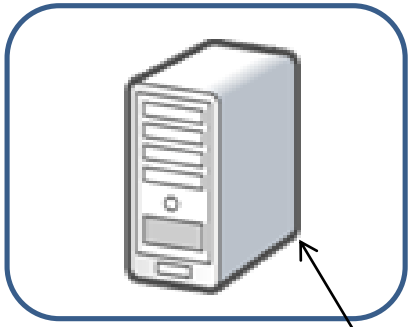

ＮＡＣＣＳ

④ 関税割当証明書に係る情報が
ＮＡＣＣＳに登録される

関税割当証明書内容登録業務で入力する項目
- 関税割当証明書番号
- 証明書種別（関税割当/ＥＰＡ関税割当）
- 輸入者情報
- 割当期間
- 割当対象品目
- 割当数量
- その他事項

etc

通関	航空 海上	第16回 WG	基本 Ⅳ-5-5(2)	関税割当制度適用輸出入申告における残数量等管理業務の新設（３）

詳細仕様検討結果

（２）関税割当証明書の税関による内容確認

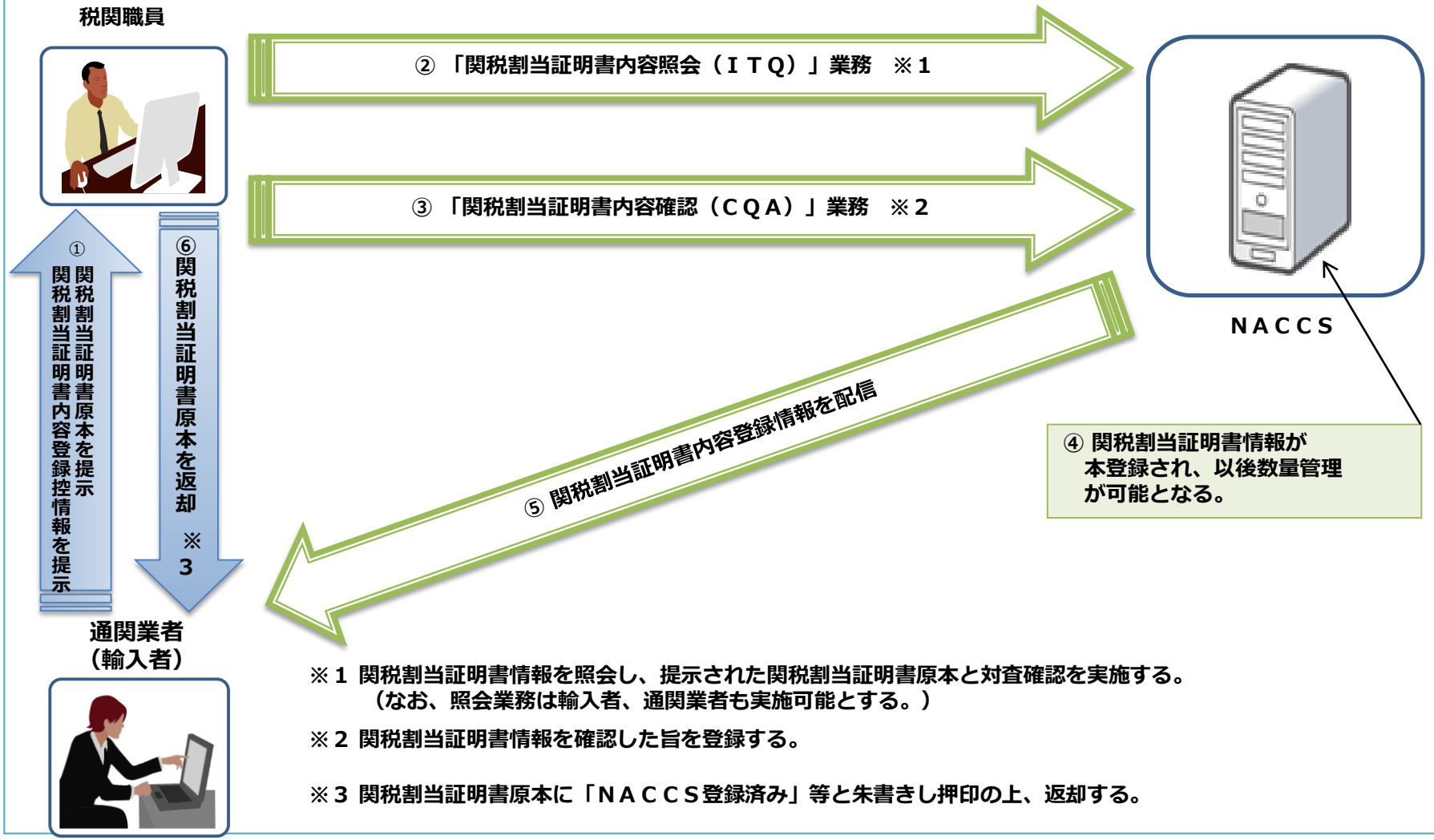

※１ 関税割当証明書情報を照会し、提示された関税割当証明書原本と対査確認を実施する。
（なお、照会業務は輸入者、通関業者も実施可能とする。）

※２ 関税割当証明書情報を確認した旨を登録する。

※３ 関税割当証明書原本に「ＮＡＣＣＳ登録済み」等と朱書きし押印の上、返却する。

通関	航空 海上	第16回 WG	基本 Ⅳ-5-5(2)	関税割当制度適用輸出入申告における残数量等管理業務の新設（４）

詳細仕様検討結果

（３）輸入申告及び関税割当裏落数量情報の登録

通関業者
（輸入者）

①「輸入申告事項登録（ＩＤＡ）」業務　※１

②「関税割当裏落数量登録内容呼出し（ＴＱＢ）」業務
⇒　「関税割当裏落数量仮登録（ＴＱＣ）」業務　※２

④ 関税割当裏落数量通知情報をＴＱＡ、ＴＱＣの入力者に配信

⑤「輸入申告（ＩＤＣ）」業務

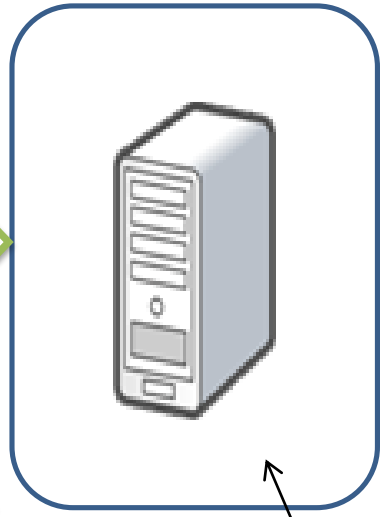

ＮＡＣＣＳ

③ 関税割当証明書情報と輸入申告を関連付け、入力された通関数量を残数量から仮裏落しする。

⑥関税割当裏落内容仮登録通知情報を配信

税関職員

※１「輸入承認証等識別」にＮＡＣＣＳ用関税割当の新規コードを入力し、
「輸入承認証番号等」にＮＡＣＣＳ用関税割当証明書番号を入力する。

※２ ＴＱＢ業務にてＮＡＣＣＳ用関税割当証明書番号から関税割当証明書情報を呼出し、欄部に輸入申告で関税割当を使用する数量等を入力してＴＱＣ業務にて通関数量を仮登録をする。仮登録画面イメージは次項を参照。

通関	航空 海上	第16回 WG	基本 Ⅳ-5-5(2)	関税割当制度適用輸出入申告における残数量等管理業務の新設（５）

詳細仕様検討結果

関税割当裏落数量仮登録（ＴＱＣ）画面（イメージ）

■使用可能な残数量が表示される。

■輸入申告で使用する通関数量等を入力する。※税関が確認するまでは訂正可能とする。

■裏落数量仮登録を取消す場合は、取消しのコードを入力する。

■裏落数量の登録に係る状況が表示される。
（※状況コード及び名称は仮のもの）
R：仮登録済み
C：仮登録取消し済み
Y：税関確認済み
T：税関確認後訂正の税関確認済み

■税関の了承を得た上で、裏落数量税関確認後の訂正も可能とする。

通関	航空 海上	第16回 WG	基本 Ⅳ-5-5(2)	関税割当制度適用輸出入申告における残数量等管理業務の新設（６）

詳細仕様検討結果

（４）関税割当裏落数量確認情報の登録（税関業務）

税関職員

① 「輸入申告情報照会（ＩＩＤ）」業務

② 「関税割当証明書内容照会（ＩＴＱ）」業務　※

③ 「輸入申告審査終了（ＣＥＡ）」業務

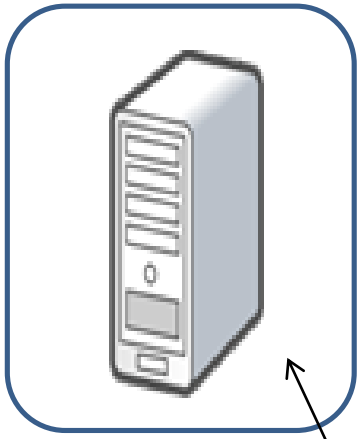

ＮＡＣＣＳ

④ 仮登録されていた関税割当裏落数量を確定し、残数量から引落とす。

⑤ 関税割当裏落内容確認結果通知情報をＴＱＡ、ＴＱＣの入力者に配信

通関業者
（輸入者）

※　「輸入承認証番号等」欄に入力されたＮＡＣＣＳ用関税割当証明書番号から呼出すことにより、関税割当証明書情報及び裏落情報が表示されるので、税関職員はそれを輸入申告情報と対査確認する。誤りがあった場合は、輸入者（通関業者）に連絡し、輸入者（通関業者）は訂正業務を実施する。

通関	航空 海上	第16回 WG	基本 Ⅳ-5-5(2)	関税割当制度適用輸出入申告における残数量等管理業務の新設（７）

詳細仕様検討結果

（５）関税割当証明書情報のＮＡＣＣＳ管理終了の手続

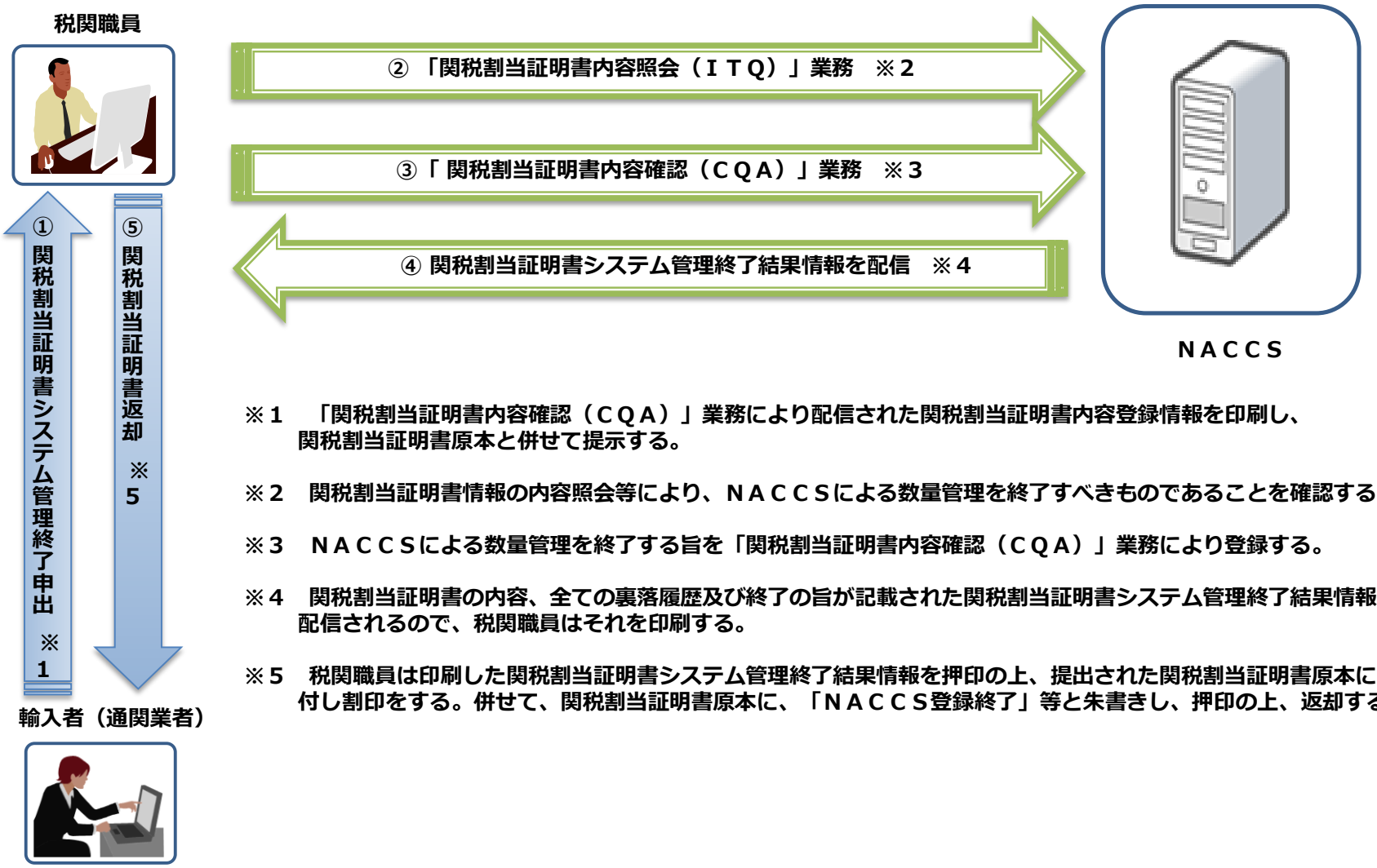

※１　「関税割当証明書内容確認（ＣＱＡ）」業務により配信された関税割当証明書内容登録情報を印刷し、関税割当証明書原本と併せて提示する。

※２　関税割当証明書情報の内容照会等により、ＮＡＣＣＳによる数量管理を終了すべきものであることを確認する。

※３　ＮＡＣＣＳによる数量管理を終了する旨を「関税割当証明書内容確認（ＣＱＡ）」業務により登録する。

※４　関税割当証明書の内容、全ての裏落履歴及び終了の旨が記載された関税割当証明書システム管理終了結果情報が配信されるので、税関職員はそれを印刷する。

※５　税関職員は印刷した関税割当証明書システム管理終了結果情報を押印の上、提出された関税割当証明書原本に添付し割印をする。併せて、関税割当証明書原本に、「ＮＡＣＣＳ登録終了」等と朱書きし、押印の上、返却する。

Ⅸ　詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第11回 第16回　WG 第21回	基本 Ⅳ-5-3	損害保険業務とＮＡＣＣＳの連携（１）

・ 現在、紙ベースで行われている損害保険業務について、ＮＡＣＣＳとのデータ連携による利便性向上について検討し、
① 包括保険申請手続のオンライン業務化、② 当該包括保険による輸入実績のデータ集計・提供 の実現を目指す。

詳細仕様検討結果

１．包括保険に係る情報を損害保険会社が仮登録、輸入者（海貨業者・通関業者）が本登録する仕組みを構築する。概要は以下のとおり。
※ 現行の書面による包括保険申請については、電子化推進の観点から、第６次ＮＡＣＣＳ更改後、そのあり方について検討する。

１．第６次ＮＡＣＣＳ更改を機に、現行の「包括保険申請」業務手続のほかに、新たに「包括保険確認登録（ＨＫＡ）」業務を新設し、包括保険指数を税関を通さずＮＡＣＣＳに直接登録して包括保険扱いを受けることを可能とする。当該登録手順は以下のとおり。

① 輸入者より包括保険扱いの依頼を受けた損害保険会社は、包括保険に係る情報を「包括保険仮事項登録（ＨＨＡ）」業務によりＮＡＣＣＳに仮事項登録（送信）する。

② ①の仮事項登録に基づき、包括保険指数を自動計算のうえ、包括保険番号を払い出す。

③ 損害保険会社は、返信の内容を確認し問題が無ければ、「包括保険仮登録（ＨＨＣ）」業務を実施する。
（損害保険会社は、ＨＨＣ業務を実施した後、輸入者に対して仮登録した保険情報を損害保険会社の管理において通知する。）

④ 保険情報の通知を受けた輸入者は、保険情報の内容を確認する。その上で保険情報に問題が無ければ、輸入者 並びにその委託を受けた海貨業者又は通関業者は、包括保険番号で「包括保険確認登録呼出し（ＨＫＢ）」業務により損害保険会社が仮登録した情報を呼出す。

⑤ 輸入者、海貨業者又は通関業者は、呼び出した仮登録情報に対して「包括保険確認登録（ＨＫＡ）」業務を実施する。

２．上記手順により登録が行われる場合、包括保険証明書等の税関への提出等は不要となる。

３．システム登録を利用した場合、原則有効期限管理は不要とするが、運用上期限管理が必要なときは有効期限を設定可能とし、設定時には「輸入申告事項登録（ＩＤＡ）業務」等の実施時点で有効期限の２週間前を過ぎていれば、注意喚起メッセージを出力する。

４．「包括保険仮事項登録（ＨＨＡ）」業務について、新規、料率変更、訂正の区分を設ける。

５．「包括保険照会（ＩＩＮ）」業務（個別照会、一覧照会）を新設する。

２．包括保険に係る輸入実績報告において、輸入者に対し輸入実績データを集約して電子情報で提供する仕組みを構築する。
＜ＮＡＣＣＳから輸入実績データを提供する者＞
→ データの提供は、ＮＡＣＣＳ→ 輸入者とし、通関業者、海貨業者、損害保険会社には直接提供しない。
＜提供するデータの項目・提供方法等について＞
→ データの提供は、毎月１日、１１日、２１日にＮＡＣＣＳシステムへ登録のある輸入者へ提供（配信）する。

通関	航空 海上	第11回 第16回　WG 第21回	基本 Ⅳ-5-3	損害保険業務とＮＡＣＣＳの連携（２）

詳細仕様検討結果

３．新規業務一覧

Ｗｅｂ メニュー画面	業務コード （Ｗｅｂ業務コード）	業務名		業務概要	入力者	入力者チェック	Ｗｅｂ	パッケージ ソフト
【仮登録】 入力画面	ＨＨＡ （ＨＨＡ０Ｗ）	包括保険仮事項登録		ＨＨＣ業務に先立ち、包括保険（仮事項登録）情報を新規登録、料率変更、訂正する。	損害保険会社	新規登録：なし 料率変更：包括保険番号 パスワード 輸入者コード 訂　　正：包括保険番号 パスワード 輸入者コード	○	○
【仮登録】 呼出画面	ＨＨＢ （ＨＨＢ０Ｗ）	包括保険仮事項登録 呼出し		仮事項登録されている包括保険情報を呼び出す。呼び出された情報は、引き続いて遷移するＨＨＡ業務にて、料率変更、訂正を行うことができる。	損害保険会社	包括保険番号 パスワード 輸入者コード	○	○
【仮登録】 確定画面	ＨＨＣ （ＨＨＣ０Ｗ）	包括保険仮登録		ＨＨＡ業務により仮事項登録された包括保険情報について、内容に問題が無ければ、損害保険会社の確認が行われた旨の仮登録を行う。	損害保険会社	包括保険番号 パスワード 輸入者コード	○	○
-	ＨＫＡ	包括保険確認登録		ＨＫＢ業務により呼び出した包括保険情報について、内容に問題が無ければ、輸入者の確認が行われた旨の登録を行う。	輸入者 海貨業 通関業	包括保険番号 パスワード 輸入者コード	×	○
-	ＨＫＢ	包括保険確認登録 呼出し		損害保険会社により仮登録された包括保険情報を呼び出す。呼び出された情報は引き続いて遷移するＨＫＡ業務により、本登録を行うことができる。	輸入者 海貨業 通関業	包括保険番号 パスワード 輸入者コード	×	○
【仮登録】 照会画面	ＩＩＮ （ＩＩＮ０Ｗ）	包括保険照会	一覧照会	包括保険情報を一覧照会する	損害保険会社	なし	○	○
			個別照会	包括保険情報を個別照会する。	損害保険会社 輸入者 通関業 海貨業	包括保険番号 パスワード 輸入者コード		
輸出入者 情報照会	ＩＩＥ （ＩＩＥ０Ｗ）	輸出入者情報照会		入力された輸出入者コードに基づき、輸出入者名及び住所を照会する。また、入力された輸出入者名に基づき、輸出入者コード、輸出入者名及び住所を照会する。	全利用者	なし	○	○

通関	航空 海上	第11回 第16回　WG 第21回	基本 Ⅳ-5-3	損害保険業務とＮＡＣＣＳの連携（３）

詳細仕様検討結果

４．主要業務概要

（１）「包括保険仮事項登録（ＨＨＡ）」業務

①「包括保険仮登録（ＨＨＣ）」業務に先立ち、包括保険（仮事項登録）情報を新規登録、料率変更、訂正する。
② 処理区分は、「１：新規登録」「２：料率変更」「３：訂正」とする。
③ 料率変更及び訂正の場合は、「包括保険仮事項登録呼出し（ＨＨＢ）」業務で情報を呼出して行う。
④ 処理区分「２：料率変更」の場合は、新たに包括保険番号を払い出す。
　処理区分「３：訂正」の場合は、新たに包括保険番号は払い出さない。
⑤ 料率変更は、「包括保険確認登録（ＨＫＡ）」業務実施前は処理区分「３：訂正」 で行い、ＨＫＡ業務実施後は処理区分「２：料率変更」で行う。
⑥ 処理区分「３：訂正」の場合は、既存の包括保険番号の情報を入力内容で上書きする。
⑦ 登録した包括保険情報は、ＨＨＣ業務が行われない場合には一定期間経過後システムから削除される。
⑧ 登録した包括保険情報は、輸入者、海貨業者又は通関業者によるＨＫＡ業務実施までは、輸入申告系業務で使用できない。
⑨ ＨＨＣ業務実施時に出力する「包括保険仮登録情報控」（ＰＤＦ帳票）、ＨＫＡ業務実施時に出力する「包括保険本登録情報控」（ＰＤＦ帳票） を損害保険会社に通知するための宛先として「仮登録完了・登録完了メール送信先アドレス」を登録可能とする。
⑩ 包括保険指数を登録する各業務及び「包括保険照会（ＩＩＮ）」業務の入力項目の１つである「パスワード」を英数字（大文字のみ）４桁で登録する（パスワードは「包括保険仮登録情報控」に記載）。パスワードの訂正は、当業務の処理区分「３：訂正」で実施する。
⑪ ｎｅｔ保険料指数を算出する。
⑫ ＷｅｂＮＡＣＣＳにおいても次の機能を実装する。
　・Ｗｅｂ画面上に入力したデータを外部ファイルとして保存する機能
　・外部ファイルを入力画面に展開する機能

（２）「包括保険仮事項登録呼出し（ＨＨＢ）」業務

①「包括保険仮事項登録（ＨＨＡ）」業務でシステムに登録した包括保険情報を呼び出す。
② 呼び出された情報は引き続いて遷移するＨＨＡ業務にて料率変更、訂正が可能である。
③ 入力項目は「処理区分」「包括保険番号」「パスワード」「輸入者コード」とする。

通関	航空 海上	第11回 第16回　WG 第21回	基本 Ⅳ-5-3	損害保険業務とＮＡＣＣＳの連携（４）

詳細仕様検討結果

（３）「包括保険仮登録（ＨＨＣ）」業務

① ＨＨＡ業務で登録された包括保険情報について内容に問題が無ければ、損害保険会社の確認が行われた旨の登録を行う。

②「包括保険仮登録情報控」をＰＤＦ化して出力し、ＨＨＡ業務で登録した損害保険会社のメールアドレス宛にe-mailで送信する。
e-mail出力内容については下のとおり。

情報名	仕様	設定内容
宛先		「仮登録完了・登録完了メール送信先アドレス（保険会社用）」へ入力したアドレス宛
メール 件名	日本語 ３０桁	① 新規登録の場合 “【包括保険仮登録通知（新規）】”+“包括保険番号（７桁）”+“_”+“業務実施者（５桁）” 例）【包括保険仮登録通知（新規）】H000001_1ANAC ② 料率変更の場合 “【包括保険仮登録通知（料率変更）】”+“包括保険番号（７桁）”+“_”+“業務実施者（５桁）” 例）【包括保険仮登録通知（料率変更）】H000001_1ANAC ③ 訂正の場合 “【包括保険仮登録通知（訂正）】”+“包括保険番号（７桁）”+“_”+“業務実施者（５桁）” 例）【包括保険仮登録通知（訂正）】H000001_1ANAC　※ＨＫＡ業務実施時は【包括保険確認登録通知】
メール 本文	日本語 １５０ 桁	本文は現在検討中であるが、以下の内容を本文に記載する。 ・ＺＩＰ形式のファイルを添付ファイルとする。 ・ＺＩＰ形式のファイルのパスワードは「輸入者コード（下８桁）＋処理月日（ＭＭＤＤ）」とする。
圧縮 ファイル名	英数字 ６０桁	“包括保険番号（７桁）”+“_”+“処理月日時分（MMDDhhmm)”.zip 例）H000001_12031000.zip
ＰＤＦ ファイル名	日本語 ２５桁	“包括保険仮登録情報控”+“_”+“包括保険番号（７桁）”+“_”+“処理月日時分（MMDDhhmm)”.pdf 例）包括保険仮登録情報控_ H000001_12031000.pdf　※ＨＫＡ業務実施時は　“包括保険本登録情報控”
圧縮 パスワード	英数字 １２桁	“輸入者コード（下８桁）”+“処理月日 (MMDD)” 例）P01234561203

通関	航空 海上	第11回 第16回　WG 第21回	基本 Ⅳ-5-3	損害保険業務とＮＡＣＣＳの連携（５）

詳細仕様検討結果

（４）「包括保険確認登録（ＨＫＡ）」業務

① ＨＫＢ業務により呼び出した包括保険情報について内容に問題が無ければ、輸入者の確認が行われた旨の登録を輸入者、海貨業者又は通関業者が行う。
② 本業務実施後、登録した包括保険情報を輸入申告系業務で使用可能とする。
③ 入力項目は、「包括保険番号」「パスワード」「輸入者コード」「 適用開始年月日」「適用終了年月日」とする。
④ ＨＨＡ業務で料率変更した際は、「料率変更前包括保険番号適用終了年月日」を本業務で入力する。
⑤「包括保険本登録情報控」をＰＤＦ化して出力し、ＨＨＡ業務で登録した損害保険会社のメールアドレス宛にe-mailで送信する。

（５）「包括保険確認登録呼出し（ＨＫＢ）」業務

① 輸入者による確認が必要な包括保険情報を呼び出す。呼び出された情報は、引き続いて遷移するＨＫＡ業務にて輸入者、海貨業者又は通関業者が確認登録を行う。
② 入力項目は「包括保険番号」「パスワード」「輸入者コード」とする。

（６）「包括保険照会（ＩＩＮ）」業務

① 入力者は、(a)個別照会については輸入者、海貨業者、通関業者、損害保険会社とし、(b)一覧照会については損害保険会社のみとする。
② 個別照会機能と一覧照会機能を設ける。照会できるのは新規業務で包括保険情報を登録した分のみとする。
（ａ）個別照会について
・入力項目は、「包括保険番号」「照会区分」「パスワード」「輸入者コード」とする。
（ｂ）一覧照会について
・１回での照会件数は最大２００件とし、２００件を超える場合は照会情報を再度送信することにより次の２００件を照会する。
・入力者の利用者コード単位にＨＨＣ業務実施日が新しい順に出力し、一覧照会情報のＣＳＶダウンロード機能を実装する。

５．期限管理
（１）システム登録を利用した場合、有効期限管理は不要とするが利用者が運用上期限管理を必要とする際は有効期限設定を可能とする。
（２）期限管理の設定方法は以下のとおり。
① 有効期限を設定する場合
・ＨＨＡ業務の処理区分「１：新規登録」で「適用終了年月日」を入力する。
・ＨＫＡ業務で「適用終了年月日」を入力する。
② 後から有効期限を設定する場合、または有効期限を変更する場合
・ＨＫＡ業務で「適用終了年月日」を入力する。「適用終了年月日」を上書きすることで変更も可能。
③ 無期限の場合は「適用終了年月日」は入力不要とする。

Ⅸ　詳細仕様検討結果

通関	航空	第12回 WG	基本 Ⅳ-5-5-(2)	ドキュメント通関（輸出入）のシステム化

・ＮＡＣＣＳにおいて利用可能な輸出入通関申告について、以下の対象貨物を新たに追加することを検討する。
　①　航空貨物として輸入される、課税価格の合計が１万円以下の書類（ドキュメント）
　②　航空貨物として輸出される、申告価格が20万円以下の書類（ドキュメント）

詳細仕様検討結果

第６次ＮＡＣＣＳでは、ドキュメント通関を汎用申請業務の対象として追加する。

＜参考＞　現状、１万円以下の書類（ドキュメント）の輸入通関については、任意の輸入申告書にマニフェストを添付し、複数ＨＡＷＢの貨物について一括で輸入申告を行うことを認めており、複数ＨＡＷＢをまとめたＭＡＷＢ単位毎にマニュアルによる輸入申告を行っている。また、輸出通関においても、簡易輸出申告として、20万円以下の書類（ドキュメント）については、マニュアルによる複数ＨＡＷＢの一括申告を認めている。

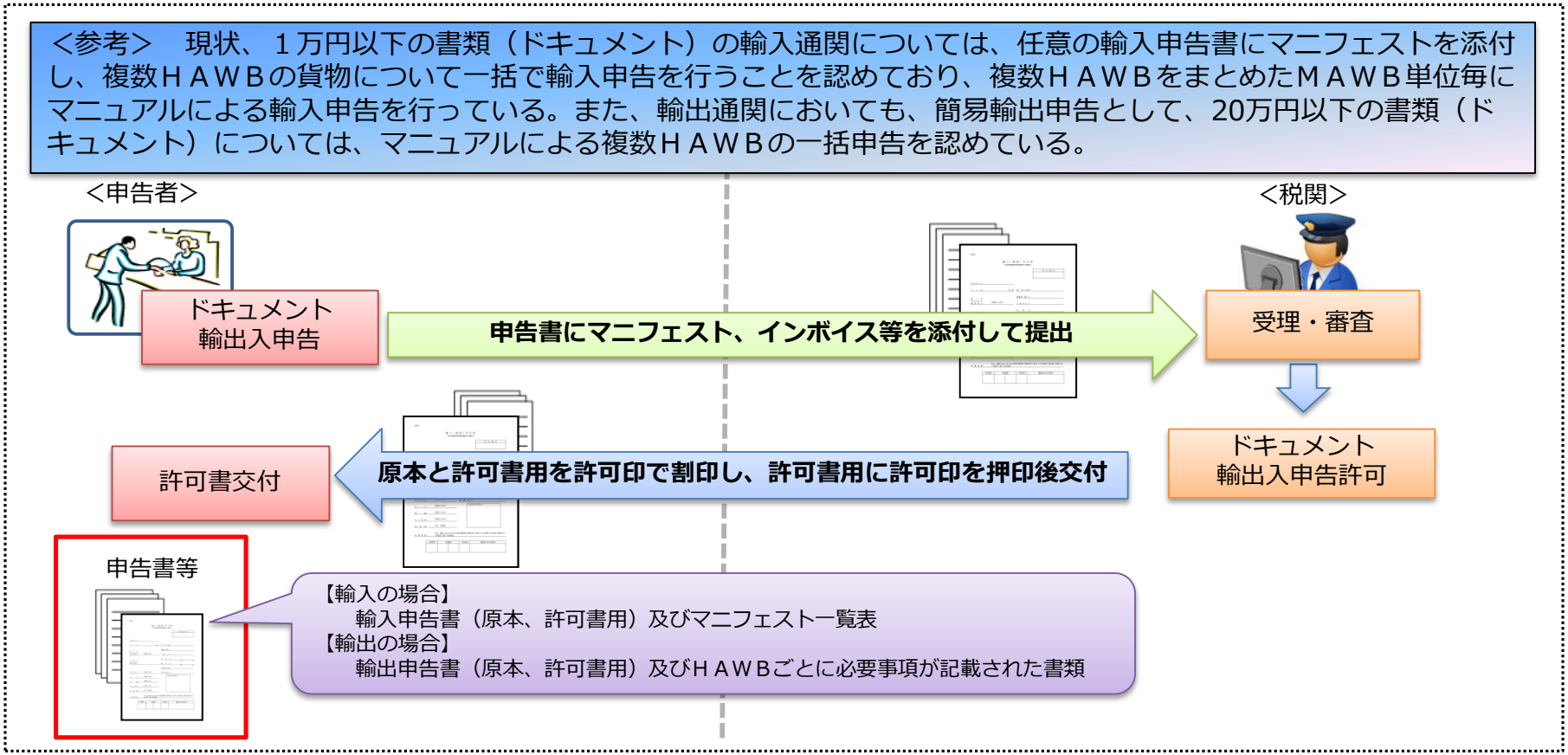

Ⅸ　詳細仕様検討結果

通関	海上	第10回 WG	基本 Ⅳ-5-1-(2)	事項登録業務・確認業務の新設（１）

・現行において事項登録業務等がない業務について、利用者からの要望に基づき新たに事項登録業務を提供する。

詳細仕様検討結果

１．「本船・ふ中扱い承認申請（ＨＦＣ）」業務

次期においては **現行の業務に加え事項登録業務及び呼出し業務を新たに作成**し、申請内容を事前に確認できるようにする。

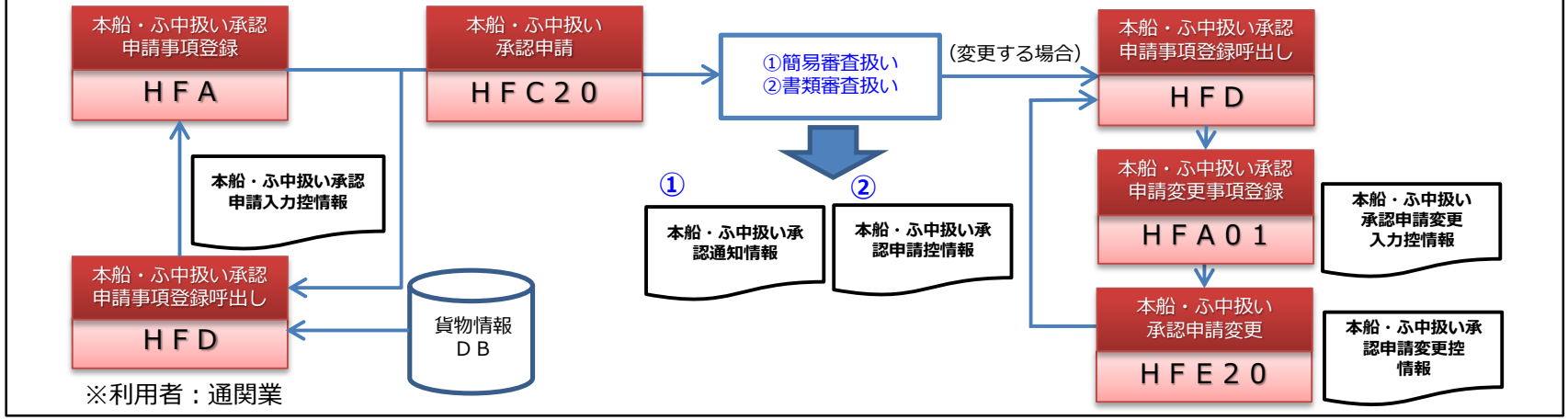

	業務仕様の概要
1	事項登録業務である「本船・ふ中扱い承認申請事項登録（ＨＦＡ）」業務を新設し、本船・ふ中扱い承認申請情報の事前登録・保存を可能とする。
2	ＨＦＡ業務の利用は選択可能とし、従来通りの「本船･ふ中扱い承認申請（ＨＦＣ）」業務での本船・ふ中扱い承認申請も可能とする。
3	呼出し業務である「本船・ふ中扱い承認申請事項登録呼出し（ＨＦＤ）」業務を新設し、ＨＦＤ業務実施前に、ＨＦＡ業務でシステムに登録済の本船・ふ中扱い承認申請情報、またはシステムに登録されている貨物情報の呼出しを可能とする。
4	事項登録時専用の申請業務である「本船・ふ中扱い承認申請（ＨＦＣ２０）」業務を新設し、ＨＦＡ業務による事項登録後、登録内容を利用した本船・ふ中扱い承認申請を可能とする。
5	ＨＦＡ業務にて登録した本船・ふ中扱い承認申請情報は、ＨＦＣ２０業務実施までの間に訂正できる。なお、訂正においては、従来通りの呼出し業務及び申請業務も実施可能とする。
6	ＨＦＡ業務、ＨＦＣ２０業務で登録した内容は、「本船・ふ中扱い承認申請照会（ＩＨＦ）」業務において照会可能とする。

（参考）事項登録業務・確認業務の追加（その他）

以下の業務についても、追加を検討したが、結果として特段の対応は実施しないこととした。

- 「とん税納付申告（ＴＰＣ）」業務
- 「輸出自動車情報登録（ＭＯＡ）」業務
- 「輸入マニフェスト通関申告（ＭＩＣ）」業務
- 「輸出マニフェスト通関申告（ＭＥＣ）」業務
- 上記のほかにマニフェスト通関に関連する業務（ＭＩＥ、ＭＥＥ、ＭＡＦ）

貨物	海上	第８回 WG	基本 Ⅳ-5-1-(2)	事項登録業務・確認業務の新設（２）

詳細仕様検討結果

２．「保税運送申告（ＯＬＣ）」業務

次期においては **現行の業務に加え事項登録業務及び呼出し業務を新たに作成**し、申告内容を事前に確認できるようにする。

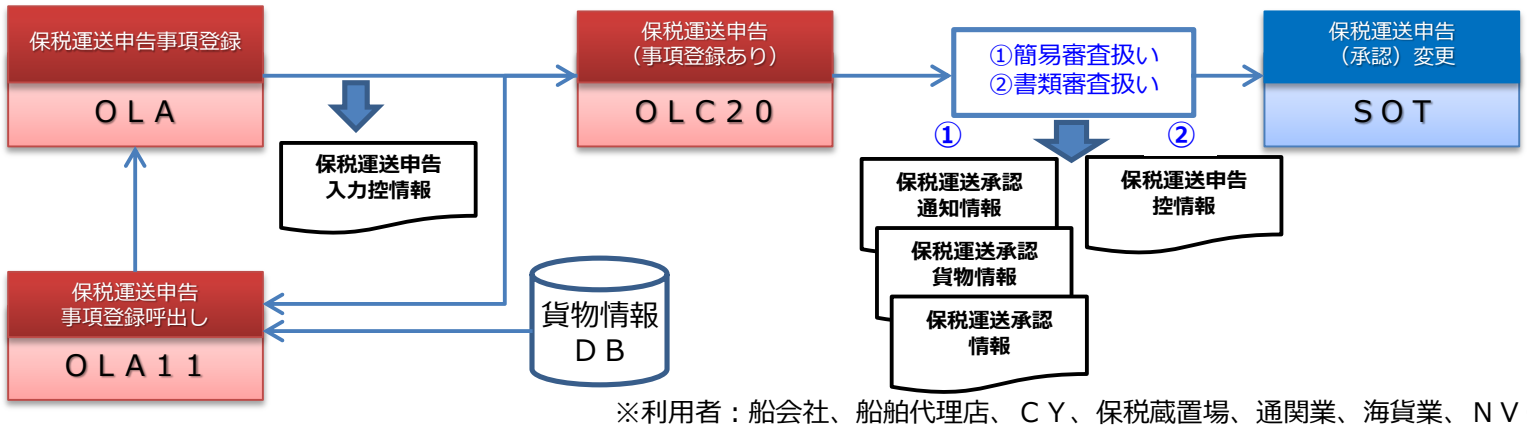

※利用者：船会社、船舶代理店、ＣＹ、保税蔵置場、通関業、海貨業、ＮＶＯＣＣ

	業務仕様の概要
1	事項登録業務である「保税運送申告事項登録（ＯＬＡ）」業務を新設し、保税運送申告情報の事前登録・保存を可能とする。
2	ＯＬＡ業務の利用は選択可能とし、従来通りの「保税運送申告業務（ＯＬＣ）」業務での保税運送申告も可能とする。
3	呼出し業務である「保税運送申告事項登録呼出し（ＯＬＡ１１）」業務を新設し、ＯＬＣ２０業務 (次項参照) 実施前に、ＯＬＡ業務でシステムに登録済の保税運送申告情報、又はシステムに登録されている貨物情報の呼出しを可能とする。
4	ＯＬＡ業務による事項登録後、事項登録時専用の申告業務である「保税運送申告（事項登録あり)(ＯＬＣ２０）」業務を新設し、事項登録内容を利用した保税運送申告を可能とする。
5	ＯＬＡ業務にて登録した保税運送申告情報は、ＯＬＣ２０業務実施までの間に訂正できる。
6	ＯＬＣ２０業務において搬入時申告、搬入時個別運送、搬入時特定保税運送または開庁時申告を選択した場合、当該申告の自動起動前であれば、ＯＬＡ１１業務による保税運送申告情報の呼出しと、ＯＬＡ業務による訂正を可能とする。
7	ＯＬＡ業務、ＯＬＣ２０業務で登録した内容は、「保税運送申告照会（ＩＯＬ）」業務において照会可能とする。

Ⅸ　詳細仕様検討結果

貨物 通関	航空 海上	第16回 WG	基本 Ⅳ-6-13	「機用品蔵入承認申請（ＣＴＡ／ＣＴＣ）」業務の海上貨物への対応（１）

・海上で登録されている機用品について、「機用品蔵入承認申請（ＣＴＡ／ＣＴＣ）」業務を行えるようにする。また、機用品について、総保入承認申請業務を行えるようにする。

詳細仕様検討結果

現　行

１．海上で登録されている機用品について、「機用品蔵入承認申請（ＣＴＡ／ＣＴＣ）」業務を行うことができないため、「蔵入承認申請（ＩＤＡ／ＩＤＣ）」業務を行った後、「機用品在庫管理情報登録（品名単位）（ＣＩＢ）」業務にて在庫登録を行っている。登録する際にはＣＩＦ価格等を手計算している。

２．機用品の総保入承認申請業務が機用品関連業務と連携できないため、「機用品在庫管理情報登録（品名単位）（ＣＩＢ）」業務にて在庫登録を行っている。

次　期

１．海上貨物で登録されている貨物について、「機用品蔵入承認申請（ＣＴＡ／ＣＴＣ）」業務を行えるようにする。

２．機用品について、総保入承認申請業務を「機用品蔵入承認申請（ＣＴＡ／ＣＴＣ）」業務で行えるようにする。

貨物 通関	航空 海上	第16回 WG	基本 Ⅳ-6-13	「機用品蔵入承認申請（ＣＴＡ／ＣＴＣ）」業務の海上貨物への対応（２）

詳細仕様検討結果

１．機用品関連業務の次期業務フロー（航空・海上貨物蔵置場にてＣＴＡ／ＣＴＣを実施した場合）

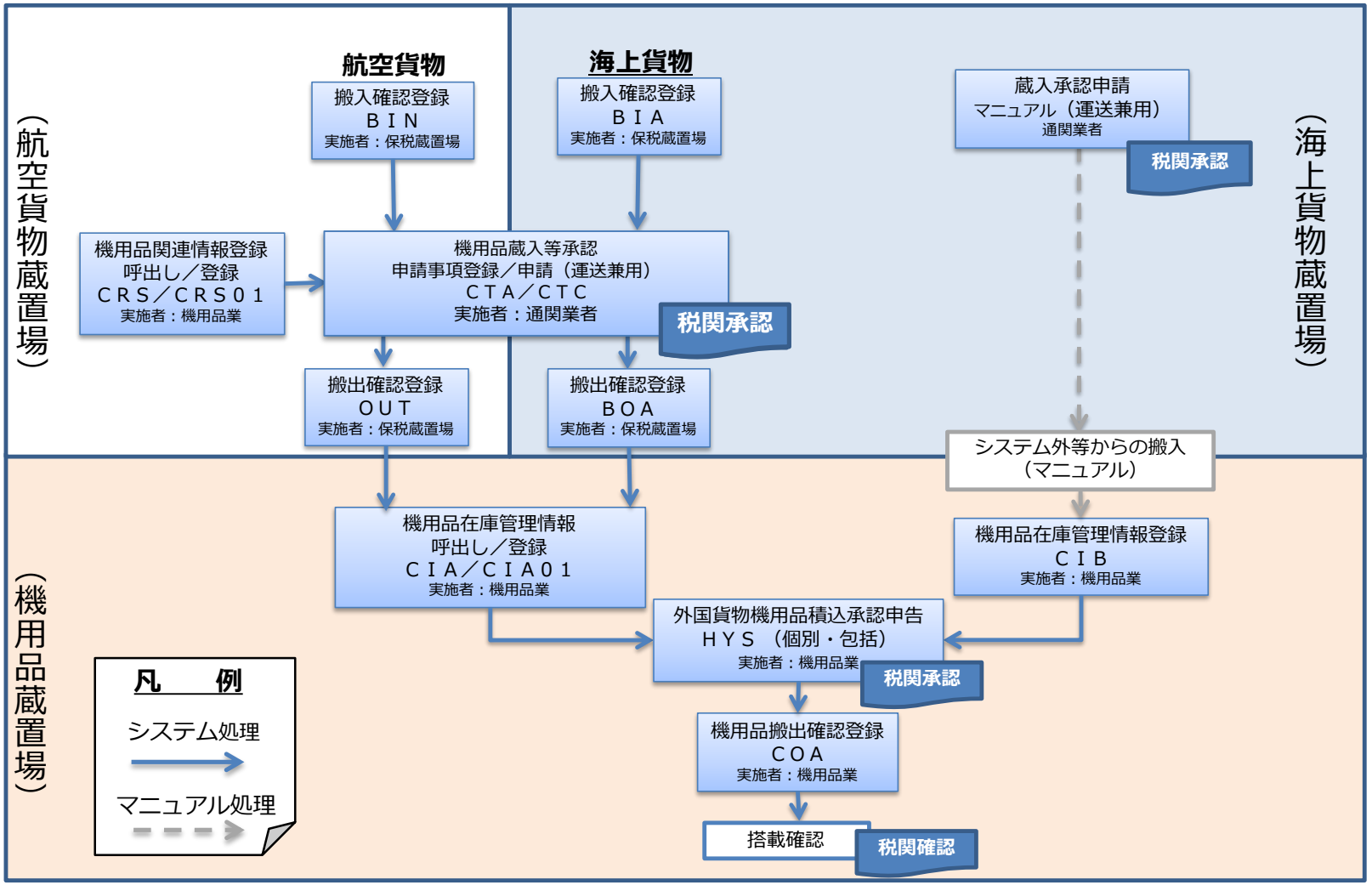

貨物通関	航空海上	第16回WG	基本Ⅳ-6-13	「機用品蔵入承認申請（ＣＴＡ／ＣＴＣ）」業務の海上貨物への対応（３）

詳細仕様検討結果

２．機用品関連業務の次期業務フロー（機用品蔵置場にてＣＴＡ／ＣＴＣを実施した場合）

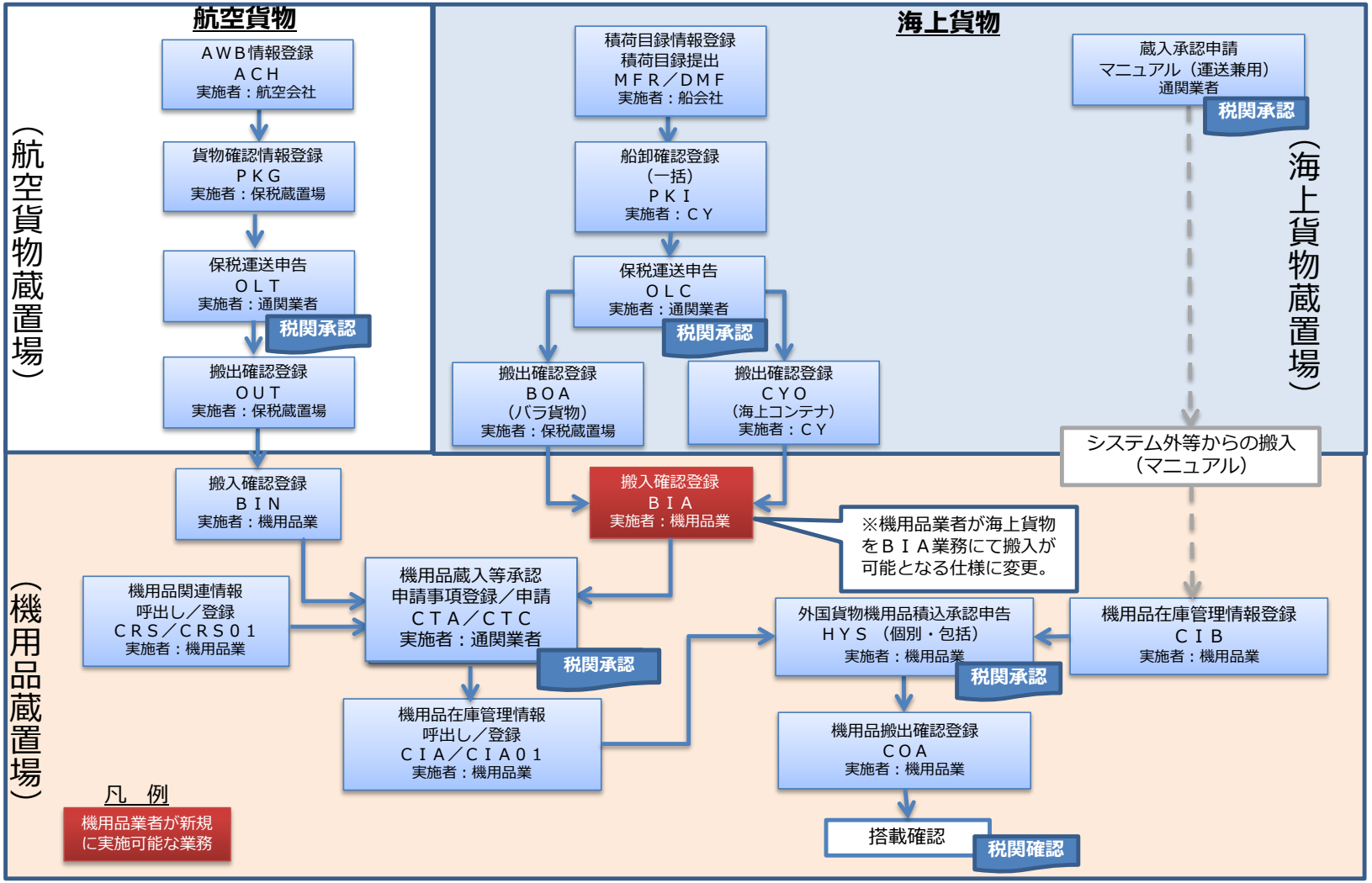

貨物 通関	航空 海上	第16回 WG	基本 Ⅳ-6-13	「機用品蔵入承認申請（ＣＴＡ／ＣＴＣ）」業務の海上貨物への対応（４）

詳細仕様検討結果

３．総保入機用品の次期業務フロー（航空・海上貨物蔵置場にてＣＴＡ／ＣＴＣを実施した場合）

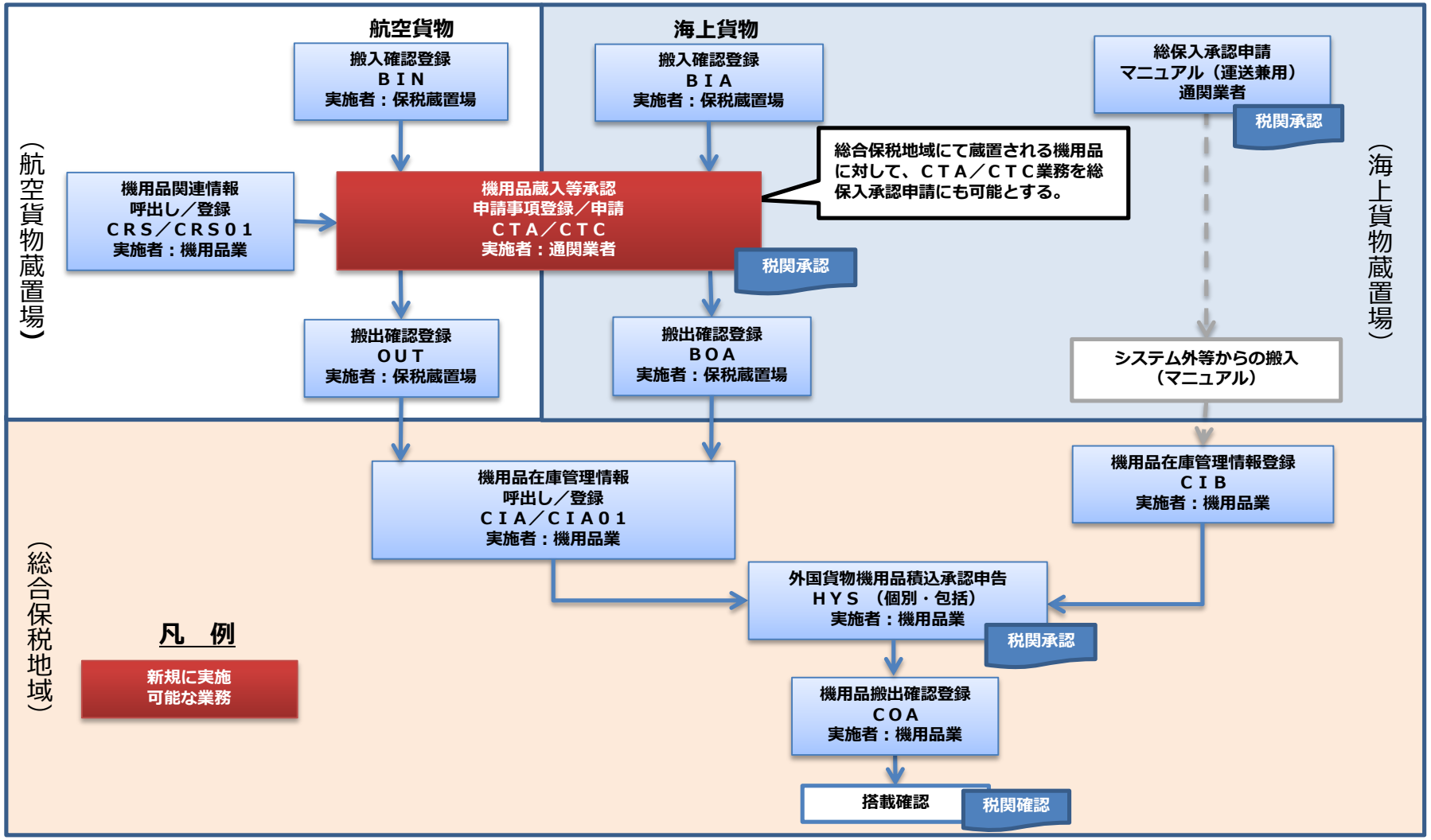

貨物通関	航空海上	第16回WG	基本Ⅳ-6-13	「機用品蔵入承認申請（ＣＴＡ／ＣＴＣ）」業務の海上貨物への対応（５）

詳細仕様検討結果

４．総保入機用品の次期業務フロー（総合保税蔵置場にてＣＴＡ／ＣＴＣを実施した場合）

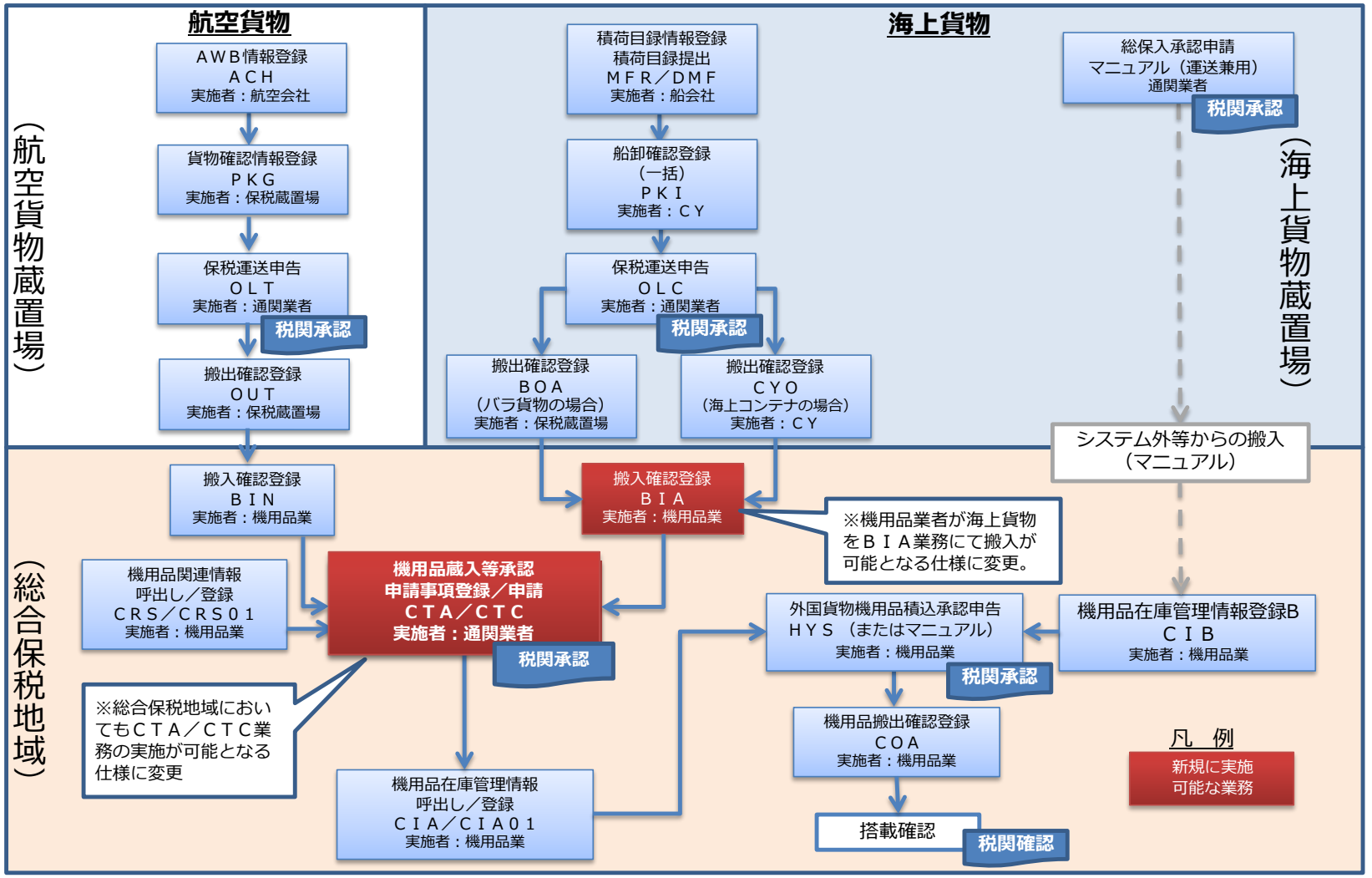

Ⅸ　詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第17回 第18回　WG 第19回	基本 Ⅳ-13	輸出入申告官署の自由化への対応（１）

・ 輸出入申告官署の自由化に伴い必要となるシステム仕様の改変を実施する。

詳細仕様検討結果

1. 輸出入申告官署の自由化イメージ

・　適正通関の確保の観点から蔵置官署を申告官署とする原則は、維持する。

・　ＡＥＯ輸出者に係る輸出申告及びＡＥＯ輸入者に係る輸入申告並びにＡＥＯ通関業者が取り扱う輸出入申告について、非蔵置官署への申告を認める。

・　通関業者の営業区域制限を廃止する。

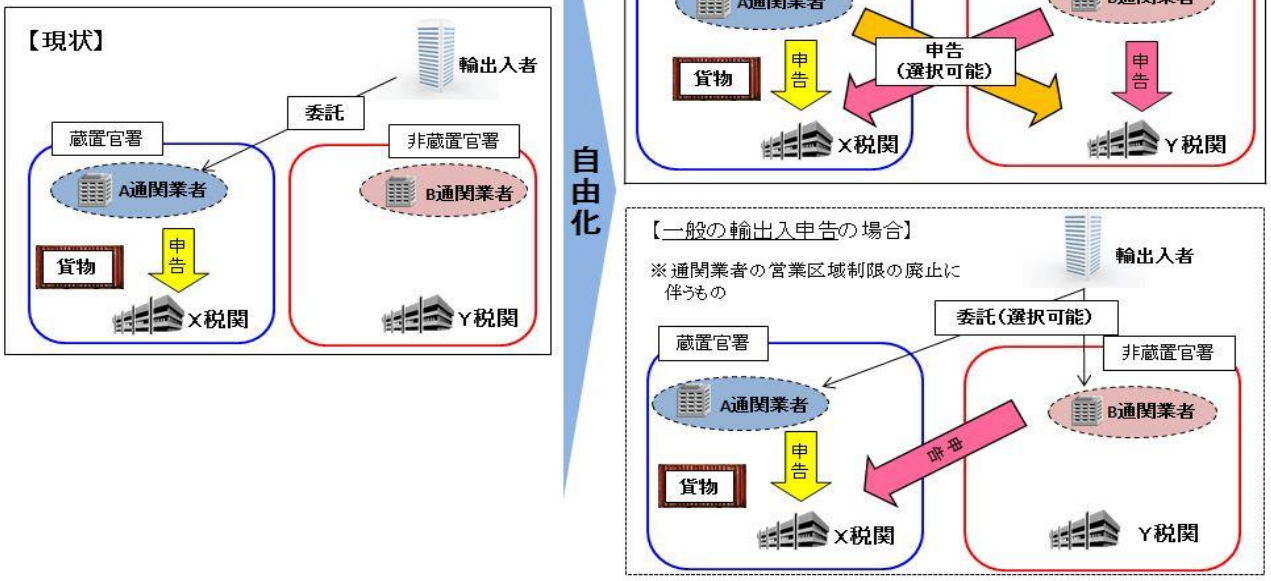

通関	航空 海上	第17回 第18回　WG 第19回	基本 Ⅳ-13	輸出入申告官署の自由化への対応（２）

詳細仕様検討結果

２．システムにおける輸出入申告官署の自由化の対応についてのイメージ

現行

貨物の蔵置官署と異なる税関の税関官署への輸出入申告は原則不可（※１）。

（例：沖縄地区税関本関（９Ａ）管轄の蔵置場（９ＡＷＷＷ）に蔵置している貨物について東京税関本関（１Ａ）に申告することはできない。）

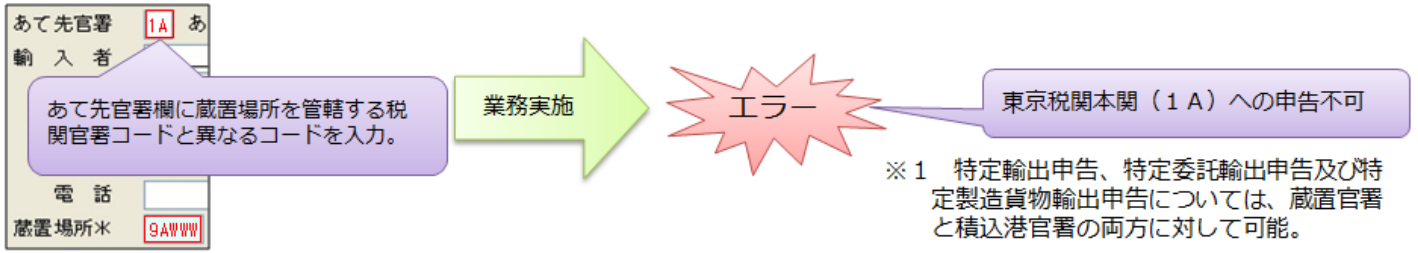

例：輸入申告事項登録（ＩＤＡ）画面

※１　特定輸出申告、特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告については、蔵置官署と積込港官署の両方に対して可能。

次期

ＡＥＯ事業者に係る輸出入申告（※２）については、非蔵置官署へ申告することができる。

（例：ＡＥＯ事業者に係る輸出入申告であれば、沖縄地区税関本関（９Ａ）管轄の蔵置場に蔵置している貨物について東京税関本関（１Ａ）に申告できるようにする。）

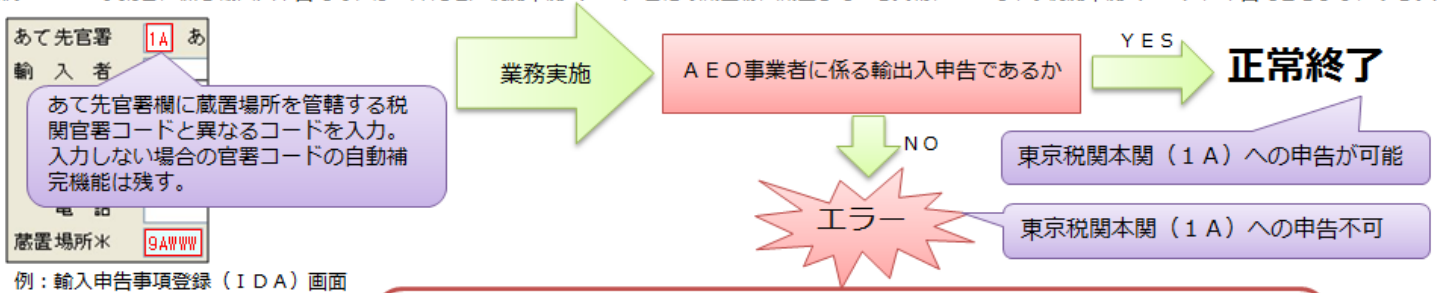

例：輸入申告事項登録（ＩＤＡ）画面

※２　ＡＥＯ事業者に係る輸出入申告の条件･･･以下のいずれかに該当すること
輸出の場合　①　輸出者が特定輸出者または特定製造貨物輸出者である。
②　認定通関業者による輸出申告である。
輸入の場合　①　輸入者が特例輸入者である。
②　認定通関業者による輸入申告である。

通関	航空 海上	第17回 第18回　WG 第19回	基本 Ⅳ-13	輸出入申告官署の自由化への対応（３）

詳細仕様検討結果

3. 輸出入申告官署の自由化に係る詳細

（１）非蔵置官署への申告

以下の申告について、非蔵置官署への申告（蔵置場を管轄する税関官署以外の税関官署への申告）を認める。

・ＡＥＯ輸出者に係る輸出申告
・ＡＥＯ輸入者に係る輸入申告
・ＡＥＯ通関業者が取り扱う輸出入申告

	ＡＥＯ通関業者	一般通関業者
ＡＥＯ輸出者	対象	対象
一般輸出者	対象	対象外

	ＡＥＯ通関業者	一般通関業者
ＡＥＯ輸入者	対象	対象
一般輸入者	対象	対象外

【備考】

①　特例申告及び特例委託特例申告については、引取申告官署で行う。（現行どおり）
②　輸入許可前引取承認申請後の輸入申告については、輸入許可前引取承認申請を行った官署にて行う。（現行どおり）
③　修正申告および更正請求については、当初の輸入申告官署にて行う。（システムでは当初申告税関との一致チェックを行う。）

（２）営業区域の廃止に伴う申告への影響

通関業の営業区域制限の廃止に伴い、営業区域外への税関官署への申告を可能とする。

利用者	蔵置官署	申告官署	結　　果
１ＭＸＸＸ	１Ｍ	１Ｍ	正常終了（完全一致）
１ＭＸＸＸ	４Ｍ	４Ｍ	現行：エラー終了 → 次期：正常終了（営業区域外、蔵置官署と申告官署一致）
１ＭＸＸＸ	２Ａ	４Ａ	エラー終了（税関跨り／非ＡＥＯ）

通関	航空 海上	第17回 第18回 第19回	WG	基本 Ⅳ-13	輸出入申告官署の自由化への対応（４）

詳細仕様検討結果

４．新たに追加される入出力項目について

輸出入申告官署の自由化に伴い、輸出入申告における入出力項目に以下３項目を追加する。

項番	入出力	項目名	概　　要
1	入出力	検査立会者	• 検査の立ち会いを他の業者に委託する場合に当該検査の立会者のＮＡＣＣＳ利用者コード（５桁）を入力する。なお、検査立会者は、通関業者に限るものではない。 • 「検査立会者」欄は、任意項目とする。また、当該欄への入力は当初申告時のみ可能とし、「輸入申告変更事項登録（ＩＤＡ０１）」業務では入力不可とする（予備申告を利用する場合も、当初予備申告時のみ入力可能となる。）。 • 申告後に検査立会者を指定する場合、又は、当初申告時に指定した者を変更する場合は、新規業務「検査立会者登録（ＡＴＩ）」業務を利用する。 • 申告者が検査に立会う場合、入力は不要とする。 • 検査指定票は、申告者だけでなく、当該検査立会者にも配信される。
2	出力	蔵置税関	• 貨物の蔵置先を管轄する官署名が出力される。
3	出力	蔵置税関部門	• 貨物の蔵置先を管轄する官署の通関担当部門が出力される。

通関	航空 海上	第17回 第18回 第19回	WG	基本 Ⅳ-13	輸出入申告官署の自由化への対応（５）

詳細仕様検討結果

５．新規業務及び照会業務の仕様変更

輸出入申告官署の自由化に伴い、以下の業務の追加及び仕様変更を行う。

（１）「検査立会者登録（ＡＴＩ）」業務の新設

当初申告時に検査立会者の登録を行わず、申告後、検査扱いが明らかとなった時点で検査立会者を登録するため、「検査立会者登録（ＡＴＩ）」業務を新設する。なお、当初申告時に登録した検査立会者の変更を行う場合も、本業務を利用する。

＜業務概要＞

① 輸出入申告者が、申告番号と委託する検査立会者の利用者コード（５桁）を入力して、当該申告に係る検査立会者の登録を行う。

② 本業務又は当初申告時で登録した検査立会者の情報の訂正・削除を可能とする。

③ 検査指定が既に行われている場合は、本業務の入力を契機として、登録する検査立会者にも検査指定票を出力する。

（２）照会業務の一部仕様変更

検査立会者として登録された時点以降、検査立会者については、以下の照会業務の利用を可能とする。

①「輸入申告等照会（ＩＩＤ）」業務

②「輸出申告等照会（ＩＥＸ）」業務

③「別送品輸出申告照会（ＩＥＵ）」業務

通関	航空 海上	第17回 第18回 第19回	WG	基本 Ⅳ-13	輸出入申告官署の自由化への対応（６）

詳細仕様検討結果

６－１．検査指定までのフロー及び検査指定票の配信について

非蔵置官署へ申告行い検査扱いになった場合、検査立会者を利用して蔵置官署にて検査を受けるフローは以下の通り。

（海上貨物の例）

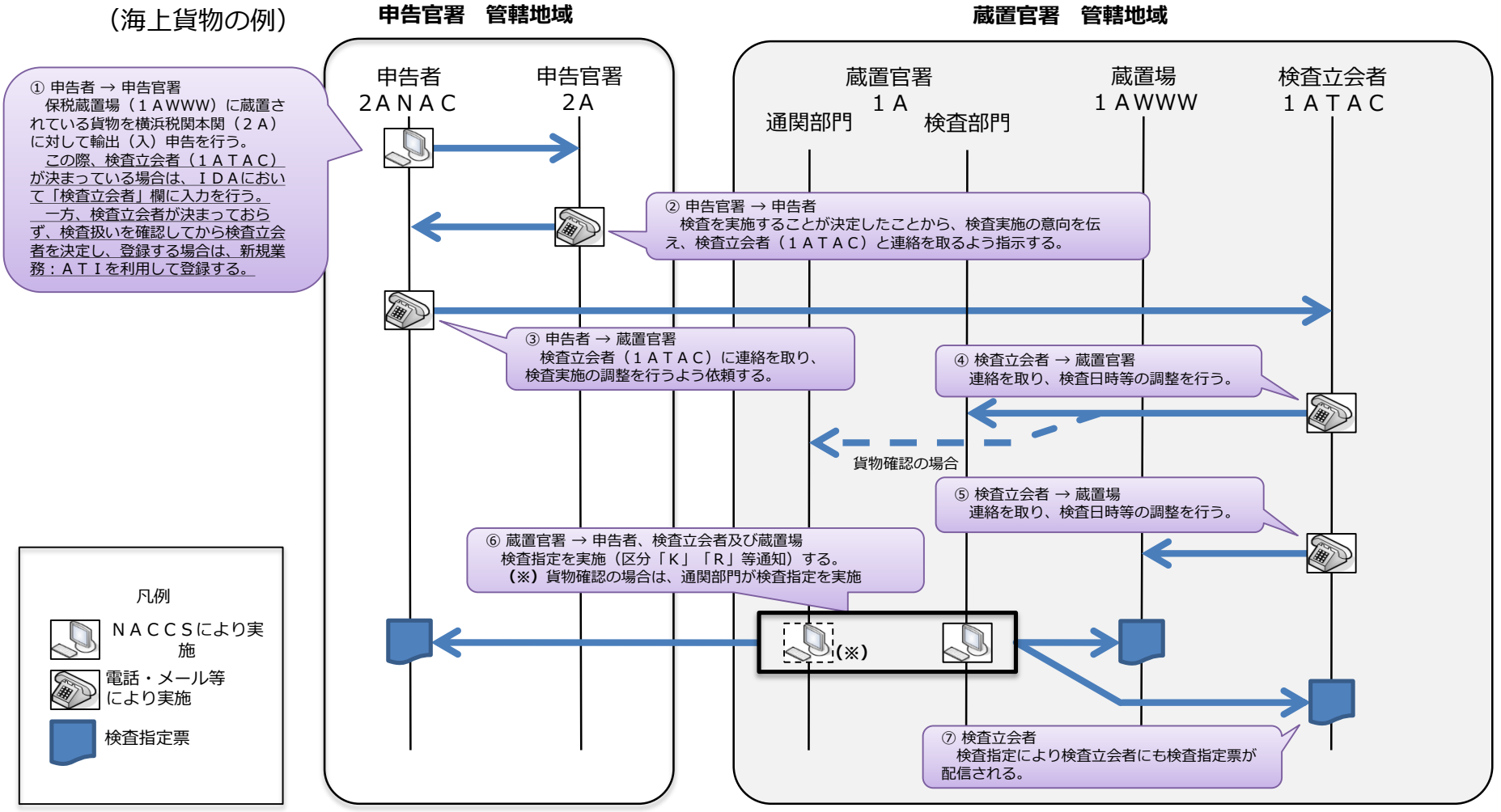

通関	航空 海上	第17回 第18回 第19回	WG	基本 Ⅳ-13	輸出入申告官署の自由化への対応（７）

詳細仕様検討結果

６－２．検査指定までのフロー及び検査指定票の配信について

非蔵置官署へ申告行い検査扱いになった場合、検査立会者を利用せず蔵置官署にて検査を受けるフローは以下の通り。

（海上貨物の例）

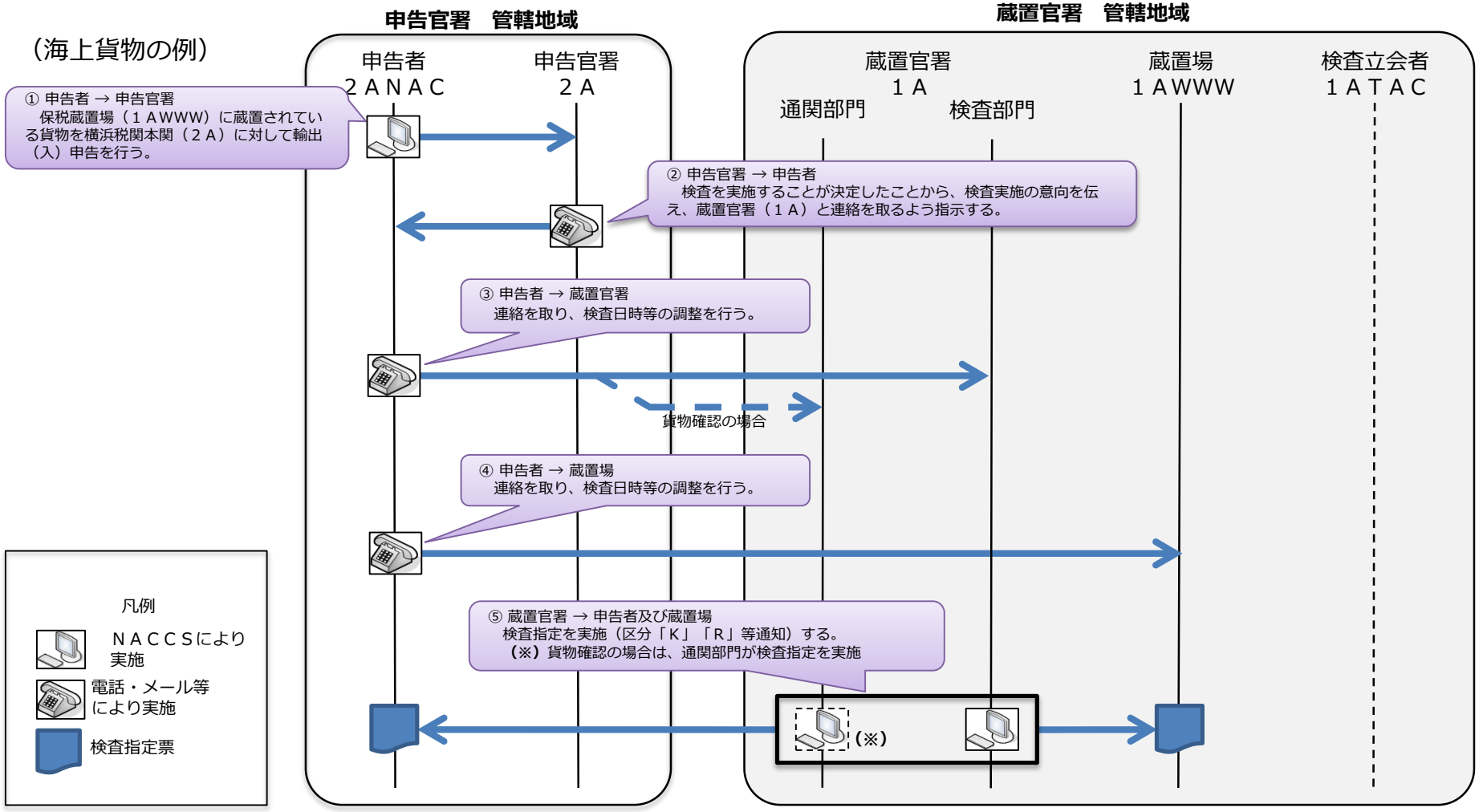

Ⅸ　詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第11回 第17回 第19回　WG 第20回 第21回	基本 Ⅳ-6-2	輸出入申告における入出力項目の見直し １．入出力項目の見直し（１）

・第６次ＮＡＣＣＳにおいて、輸出入申告における入出力項目の見直しを行う。

詳細仕様検討結果

１．入力項目（輸入）

項番	共通部／欄部	概要	項目名	項目欄数	項目桁数	説明	対象業務									
							ＩＤＡ ＳＷＡ ＩＤＡ０１	ＭＷＡ ＭＷＡ０１	ＴＫＡ０１	ＭＩＣ ＭＩＥ	ＣＴＡ ＣＴＡ０１	ＤＣＬ０１	ＡＭＡ	ＫＫＡ	ＨＦＡ ＨＦＡ０１ ＨＦＣ ＨＦＥ	ＴＹＣ ＴＺＣ
							輸入 申告	石油製品等 移出 (総保出)	一括特例申告	輸入マニフェスト通関申告	機用品 蔵入承認 申請	卸コンテナリスト	修正 申告	関税等更正請求	本船・ふ中扱い承認申請	他所蔵置許可申請
1	共通部	種別追加 必須化	識別符号	1	1	入力可能な種別を増やす。 １：法人（法人番号を有する者） ２：法人番号を有しない者及び個人 ３：不明	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-
2		コード変更 必須化 桁数増	輸入者等 ※輸出入者コードを使用している項目。	1	12 →17	輸出入者コードとして使用するコードを法人番号とし（既存のＪＡＳＴＰＲＯコード、税関発給コードは使用可能）必須項目とする（併せて桁数を12桁から17桁に増やす）。 ① 番号体系は、「法人番号13桁＋枝番４桁」の計17桁とする ②「識別符号」欄へ「２」を入力した場合は、法人番号は入力不可とする。	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○
3		項目追加	税関事務管理人	1	17	項目の新規追加。番号体系は「輸入者」欄と同様。	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○
4			税関事務管理人受理番号	1	10	項目の新規追加。番号体系は「税関符号４桁-西暦下２桁-通し番号４桁」の10桁を想定。	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○
5			税関事務管理人名	1	70	項目の新規追加。桁数は現行の輸入者名と同様。	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○
6			事前教示（評価）	2	7	項目の新規追加。	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7			検査立会者	1	5	項目の新規追加。	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-
8			荷主リファレンスナンバー	1	35	項目の新規追加。	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-
9			荷主セクションコード	1	20	項目の新規追加。	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-

通関	航空 海上	第11回 第17回 第19回　WG 第20回 第21回	基本 Ⅳ-6-2	輸出入申告における入出力項目の見直し １．入出力項目の見直し（２）

詳細仕様検討結果

１．入力項目（輸入）（続き）

項番	共通部／欄部	概要	項目名	項目欄数	項目桁数	説明	対象業務									
							IDA SWA IDA01	MWA MWA01	TKA01	MIC MIE	CTA CTA01	DCL01	AMA	KKA	HFA HFA01 HFC HFE	TYC TZC
							輸入申告	石油製品等移出(総保出)	一括特例申告	輸入マニフェスト通関申告	機用品蔵入承認申請	卸コンテナリスト	修正申告	関税等更正請求	本船・ふ中扱い承認申請	他所蔵置許可申請
10	共通部	欄数増	輸入承認証等識別	5 →10	4	項目数を現状の５欄から10欄に増やす。	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
11			輸入承認証番号等	5 →10	20	項目数を現状の５欄から10欄に増やす。	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
12			包括評価申告受理番号	1 →3	12	項目数を現状の１欄から３欄に増やす。１欄目のみを入力した場合のみ計算する。	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
13		制限緩和	B／L番号	5	20 →35	桁数を現状の20桁から35桁に増やす（海上のみ）。 海上システムで航空貨物を扱う機能の廃止に伴いAWB番号を削除。	○	-	-	-	○	-	-	-	○	○
14		桁数増	包括保険番号	1	6 →8	桁数を現状の６桁から８桁に増やす。	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15	欄部	項目追加	事前教示（分類）	1	9	項目の新規追加。	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16			事前教示（原産地）	1	7	項目の新規追加。	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17		桁数増	原産地証明書識別	1	1 →4	桁数を現状の１桁から４桁に増やす。コード枯渇に伴う見直し。 （詳細は「原産地証明書識別の４桁化」）	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-

通関	航空 海上	第11回 第17回 第19回　WG 第20回 第21回	基本 Ⅳ-6-2	輸出入申告における入出力項目の見直し １．入出力項目の見直し（３）

詳細仕様検討結果

２．入力項目（輸出）

項番	共通部／欄部	概要	項目名	項目欄数	項目桁数	説明	対象業務					
							EDA EDA01 EAA	UEA UEA01 UAA	MEC MEE MAF	CLR	HFA HFA01 HFC HFE	TYC TZC
							輸出申告	別送品輸出申告	輸出マニフェスト通関申告	積コンテナリスト	本船・ふ中扱い承認申請	他所蔵置許可申請
1	共通部	項目追加	識別符号	1	1	項目の新規追加。 １：法人（法人番号を有する者） ２：法人番号を有しない者及び個人 ３：不明	○	-	○	-	-	-
2		コード変更 必須化 桁数増	輸出者等 ※輸出入者コードを使用している項目。	1	12 →17	輸出入者コードとして使用するコードを法人番号とし（既存のＪＡＳＴＰＲＯコード、税関発給コードは使用可能）必須項目とする（併せて桁数を12桁から17桁に増やす）。 ①番号体系は、「法人番号13桁＋枝番４桁」の計17桁とする。 ②「識別符号」欄へ「２」を入力した場合は、法人番号は入力不可とする。	○	-	○	○	○	○
3		項目追加	税関事務管理人	1	17	項目の新規追加。番号体系は「輸出者」欄と同様。	○	○	○	-	○	○
4			税関事務管理人受理番号	1	10	項目の新規追加。番号体系は「税関符号4桁-西暦下2桁-通し番号4桁」の10桁を想定。	○	○	○	-	○	○
5			税関事務管理人名	1	70	項目の新規追加。桁数は現行の輸出者名と同様。	○	○	○	-	○	○
6			検査立会者	1	5	項目の新規追加。	○	○	○	-	-	-
7			荷主リファレンスナンバー	1	35	項目の新規追加。	○	-	○	-	-	-
8			荷主セクションコード	1	20	項目の新規追加。	○	-	○	-	-	-
9		欄数増	輸出承認証等識別	5 →15	4	項目数を現状の５欄から15欄に増やす。	○	-	-	-	-	-
10			輸出承認証番号等	5 →15	20	項目数を現状の５欄から15欄に増やす。	○	-	-	-	-	-

通関	航空 海上	第11回 第17回 第19回　WG 第20回 第21回	基本 Ⅳ-6-2	輸出入申告における入出力項目の見直し １．入出力項目の見直し（４）

詳細仕様検討結果

２．入力項目（輸出）（続き）

項番	共通部／欄部	概要	項目名	項目欄数	項目桁数	説明	対象業務					
							EDA EDA01 EAA	UEA UEA01 UAA	MEC MEE MAF	CLR	HFA HFA01 HFC HFE	TYC TZC
							輸出申告	別送品輸出申告	輸出マニフェスト通関申告	積コンテナリスト	本船・ふ中扱い承認申請	他所蔵置許可申請
11	共通部	必須化（条件付）桁数増	バンニング場所コード	5	12 →17	コンテナ貨物でありシステムから情報を補完できない場合のみ必須項目とする。 ※「バンニング場所コード」欄は、輸出入者コードを入力する場合があることから、桁数を12桁から17桁に増やす。 ①「バンニング場所コード」欄は、申告前においてコンテナ詰めを行った場合に必須化の対象とする。 ②搬入前申告においては、申告時バラ貨物であっても許可前にコンテナ詰めがされる可能性があることから、コンテナ詰めを予定している貨物についてのみ、搬入前申告時に「コンテナ本数」欄及びバンニング場所関連項目を入力することとし、ＣＹ搬入後の許可段階で入力がなかった場合はエラーとする。 ③「バンニング場所名」欄から「バンニング場所住所３」欄は、「バンニング場所コード」欄にバスケットコードが入力された場合にのみ必須項目とする。 ④「バンニング場所住所４」欄は、そもそも入力の必要が無い場合も想定されることから、現状どおり任意項目とする。	○	-	-	-	-	-
12		必須化（条件付）	バンニング場所名	1	70		○	-	-	-	-	-
13			バンニング場所住所１（都道府県）	1	15		○	-	-	-	-	-
14			バンニング場所住所２（市町村（行政区名）	1	35		○	-	-	-	-	-
15		初期値の自動展開	バンニング場所住所３（町域名・番地）	1	35		○	-	-	-	-	-
16		項目非表示	大額・少額識別	1	1	画面コードに従い、大額少額識別を自動で補完する。 輸出申告事項登録における大額少額種別の入力の簡素化に伴い変更。	○	-	-	-	-	-
17		制限緩和自動補完	ＡＷＢ番号	1	35	海上の場合出力しない（許可内容変更申請（ＥＡＡ、ＵＡＡ）業務は海上貨物から航空貨物への積替えを可能とするため対象外）（海上のみ）。 海上システムで航空貨物を扱う機能の廃止に伴う変更。	○	○	-	-	-	-
18	欄部	必須化（条件付）桁数増	輸出統計品目番号	1	9	少額申告等について、４桁入力に加え９桁入力も可能とし、9桁入力の場合は品名の自動補完を行う。輸出申告（少額）におけるＨＳ品目コードの入力可能化に伴う変更。	○	-	-	-	-	-

通関	航空 海上	第11回 第17回 第19回　WG 第20回 第21回	基本 Ⅳ-6-2	輸出入申告における入出力項目の見直し １．入出力項目の見直し（５）

詳細仕様検討結果

３．出力項目（輸入）

項番	共通部／欄部	概要	項目名	項目欄数	項目桁数	説明	対象業務									
							IDA SWA	MWA	TKA01	MIC	CTA	DCL01	AMA	KKA	HFC	TYC TZC
							輸入申告	石油製品等移出(総保出)	一括特例申告	輸入マニフェスト通関申告	機用品蔵入承認申請	卸コンテナリスト	修正申告	関税等更正請求	本船・ふ中扱い承認申請	他所蔵置許可申請
1	共通部	種別追加 必須化	識別符号	1	1	入力可能な種別を３種類に増やす。	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-
2		コード変更 桁数増	輸入者等 ※輸出入者コードを使用している項目。	1	12 →17	コード変更（併せて桁数を12桁から17桁に増やす）。 コード変換された場合は、変換後のコードを出力する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3		項目追加	蔵置税関	1	10	項目の新規追加（官署名）。入力された「通関予定蔵置場コード」をもとにシステムが自動的に払い出す。	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-
4			蔵置税関部門	1	2	項目の新規追加（部門コード）。「蔵置税関」及び入力された「品目コード」等をもとにシステムが自動的に払い出す。	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-
5			税関事務管理人	1	17	項目の新規追加（入力値を出力）。	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○
6			税関事務管理人受理番号	1	10	項目の新規追加（入力値を出力）。	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○
7			税関事務管理人名	1	70	項目の新規追加（入力値を出力）（「税関事務管理人」に入力されたコードからも補完可能））	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○
8			事前教示（評価）	2	7	項目の新規追加（入力値を出力）。	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9			検査立会者	1	5	項目の新規追加（入力値を出力）。	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-
10			輸入者（入力）	1	12	項目の新規追加。コード変換された場合のみ入力値を出力する。	○	○	○	○	-	-	○	○	-	-
11			輸入取引者（入力）	1	12	項目の新規追加。コード変換された場合のみ入力値を出力する。	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-

通関	航空 海上	第11回 第17回 第19回　WG 第20回 第21回	基本 Ⅳ-6-2	輸出入申告における入出力項目の見直し １．入出力項目の見直し（６）

詳細仕様検討結果

３．出力項目（輸入）（続き）

項番	共通部／欄部	概要	項目名	項目欄数	項目桁数	説明	対象業務									
							IDA SWA	MWA	TKA01	MIC	CTA	DCL01	AMA	KKA	HFC	TYC TZC
							輸入申告	石油製品等移出(総保出)	一括特例申告	輸入マニフェスト通関申告	機用品蔵入承認申請	卸コンテナリスト	修正申告	関税等更正請求	本船・ふ中扱い承認申請	他所蔵置許可申請
12	共通部	項目追加	荷主リファレンスナンバー	1	35	項目の新規追加（入力値を出力）。	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-
13			荷主セクションコード	1	20	項目の新規追加（入力値を出力）。	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-
14			個数単位コード	1	3	項目の新規追加（貨物ＤＢの内容を出力）。「機用品蔵入承認申請（ＣＴＡ／ＣＴＣ）業務の海上システムへの拡大」にて検討。	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-
15			重量単位コード	1	3	項目の新規追加（貨物ＤＢの内容を出力）。「機用品蔵入承認申請（ＣＴＡ／ＣＴＣ）業務の海上システムへの拡大」にて検討。	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-
16			積載船舶コード	1	9	項目の新規追加（貨物ＤＢの内容を出力）。「機用品蔵入承認申請（ＣＴＡ／ＣＴＣ）業務の海上システムへの拡大」にて検討。	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-
17		桁数増	審査区分	1	3 →4	桁数を現状の３桁から４桁に増やす。４桁目を原紙提出の判定項目として使用。 「T」：審査時に書面（原紙）提出要 「G」：許可後に書面（原紙）提出要 「M」：上記「T」、[G」が混在	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-
18			輸出の委託者名	1	39 →72	「包括評価受理番号」の１欄目に入力された、受理番号に紐付く「輸出の委託者名」をシステムが自動的に払い出す。「輸出者名」の桁数に併せ項目の桁数を39桁から72桁に増やす。	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19			包括保険番号	1	6 →8	桁数を現状の６桁から８桁に増やす（入力値を出力）。	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20			貨物個数	1	6 →8	桁数を現状の６桁から８桁に増やす（「機用品蔵入承認申請（ＣＴＡ／ＣＴＣ）業務の海上システムへの拡大」の変更に伴い追加）。	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-
21			貨物重量	1	8 →10	桁数を現状の８桁から10桁に増やす（「機用品蔵入承認申請（ＣＴＡ／ＣＴＣ）業務の海上システムへの拡大」の変更に伴い追加）。	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-
22			積載機名	1	12 →35	桁数を現状の12桁から35桁に増やす（「機用品蔵入承認申請（ＣＴＡ／ＣＴＣ）業務の海上システムへの拡大」の変更に伴い追加）。	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-

通関	航空 海上	第11回 第17回 第19回　WG 第20回 第21回	基本 Ⅳ-6-2	輸出入申告における入出力項目の見直し １．入出力項目の見直し（７）

詳細仕様検討結果

３．出力項目（輸入）（続き）

項番	共通部／欄部	概要	項目名	項目欄数	項目桁数	説明	対象業務									
							IDA SWA	MWA	TKA01	MIC	CTA	DCL01	AMA	KKA	HFC	TYC TZC
							輸入申告	石油製品等移出(総保出)	一括特例申告	輸入マニフェスト通関申告	機用品蔵入承認申請	卸コンテナリスト	修正申告	関税等更正請求	本船・ふ中扱い承認申請	他所蔵置許可申請
23	共通部	制限緩和	B／L番号／AWB番号	5	20 →35	桁数を現状の20桁から35桁に増やす（海上のみ）（入力値を出力）	○	-	-	-	○	-	-	-	○	○
24		桁数増 欄数増	包括評価補正式	1 →3	22 →35	桁数を現状の22桁から35桁に増やすと共に項目数を現状の1欄から3欄に増やす。「包括評価申告受理番号」をもとにシステムが自動的に払い出す。	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
25		欄数増	輸入承認証等識別	5 →10	4	項目数を現状の5欄から10欄に増やす（入力値を出力）。	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
26			輸入承認証番号等	5 →10	20	項目数を現状の5欄から10欄に増やす（入力値を出力）。	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
27			包括評価申告受理番号	1 →3	12	項目数を現状の1欄から3欄に増やす（入力値を出力）。	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
28			包括評価標準式識別	1 →3	1	項目数を現状の1欄から3欄に増やす。「包括評価申告受理番号」をもとにシステムが自動的に払い出す。	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
29			包括評価補正区分コード	1 →3	2	項目数を現状の1欄から3欄に増やす。「包括評価申告受理番号」をもとにシステムが自動的に払い出す。	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30	欄部	項目追加	事前教示（分類）	1	9	項目の新規追加（入力値を出力）。	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
31			事前教示（原産地）	1	7	項目の新規追加（入力値を出力）。	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32		桁数増	原産地証明書識別	1	1 →4	桁数を現状の1桁から4桁に増やす（入力値を出力）。	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-

通関	航空 海上	第11回 第17回 第19回　WG 第20回 第21回	基本 Ⅳ-6-2	輸出入申告における入出力項目の見直し １．入出力項目の見直し（８）

詳細仕様検討結果

４．出力項目（輸出）

項番	共通部／欄部	概要	項目名	項目欄数	項目桁数	説明	対象業務				
							EDA	UEA	MEC	CLR	HFC
							輸出申告	別送品輸出申告	輸出マニフェスト通関申告	積コンテナリスト	本船・ふ中扱い承認申請
1	共通部	項目追加	識別符号	1	1	入力可能な種別を3種類に増やす。	○	-	○	-	-
2		コード変更 桁数増	輸出者等 ※輸出入者コードを使用している項目。	1	12 →17	コード変更（併せて桁数を12桁から17桁に増やす）。変換された場合は、変換後のコードを出力。	○	-	○	○	○
3		項目追加	蔵置税関	1	10	項目の新規追加（官署名）。入力された「通関予定蔵置場コード」をもとにシステムが自動的に払い出す。	○	○	○	-	-
4			蔵置税関部門	1	2	項目の新規追加（部門コード）。「蔵置税関」及び入力された「品目コード」等を基にシステムが自動的に払い出す。	○	○	○	-	-
5			税関事務管理人	1	17	項目の新規追加（入力値を出力）。	○	○	○	-	○
6			税関事務管理人受理番号	1	10	項目の新規追加（入力値を出力）。	○	○	○	-	○
7			税関事務管理人名	1	70	項目の新規追加（入力値を出力（「税関事務管理人」に入力されたコードからも補完可能））。	○	○	○	-	○
8			検査立会者	1	5	項目の新規追加。コード変換された場合のみ入力値を出力する。	○	○	○	-	-
9			輸出者（入力）	1	12	項目の新規追加。	○	-	○	-	-
10			荷主リファレンスナンバー	1	35	項目の新規追加。	○	-	○	-	-
11			荷主セクションコード	1	20	項目の新規追加。	○	-	○	-	-
12		桁数増	審査区分	1	3→4	桁数を現状の3桁から4桁に増やす。4桁目を原紙提出の判定項目として使用。	○	○	○	-	-
13			バンニング場所コード	5	12 →17	桁数を現状の12桁から17桁に増やす（入力値を出力）。	○	-	-	-	-

通関	航空 海上	第11回 第17回 第19回　WG 第20回 第21回	基本 Ⅳ-6-2	輸出入申告における入出力項目の見直し １．入出力項目の見直し（９）

詳細仕様検討結果

４．出力項目（輸出）（続き）

項番	共通部／欄部	概要	項目名	項目欄数	項目桁数	説明	対象業務				
							EDA	UEA	MEC	CLR	HFC
							輸出申告	別送品輸出申告	輸出マニフェスト通関申告	積コンテナリスト	本船・ふ中扱い承認申請
14	共通部	欄数増	輸出承認証等識別	5 →15	4	項目数を現状の5欄から15欄に増やす（入力値を出力）。	○	-	-	-	-
15			輸出承認証番号等	5 →15	20	項目数を現状の5欄から15欄に増やす（入力値を出力）。	○	-	-	-	-
16		項目非出力	AWB番号	1	35	海上の場合は出力しない。 許可内容変更申請（ＥＡＡ、ＵＡＡ）業務は海上貨物から航空貨物への積替えを可能とするため対象外（海上のみ）。 海上システムで航空貨物を扱う機能の廃止に伴う変更。	○	○	-	-	-
17	欄部	制限緩和自動補完	輸出統計品目番号	1	9	少額申告等について、９桁出力も可能とし、９桁の場合は品名の自動補完を行う（入力値を出力）。 輸出申告（少額）におけるＨＳ品目コードの入力可能化に伴う変更。	○	-	-	-	-

Ⅸ　詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第11回 第17回 第19回　WG 第20回 第21回	基本 Ⅳ-6-2	輸出入申告における入出力項目の見直し ２．原産地証明書識別の４桁化（１）

・輸入申告等の入力項目である「原産地証明書識別」欄についてコード体系の見直しを図ると共に桁数を４桁とする。

詳細仕様検討結果

輸入申告等の入力項目である「原産地証明書識別」欄については、現行ＮＡＣＣＳでは１桁で運用しているが、以下の理由により、将来的にコードが枯渇する可能性が高いため、コード体系の見直しを図ると共に桁数を４桁とする。

→ 発効又は署名済みＥＰＡ（発効：14か国・地域、署名済：１か国）

国名等	発効等年月	国名等	発効等年月	国名等	発効等年月
シンガポール	2002年11月発効	インドネシア	2008年 7月発効	ベトナム	2009年10月発効
メキシコ	2005年 4月発効	ブルネイ	2008年 7月発効	インド	2011年 8月発効
マレーシア	2006年 7月発効	ＡＳＥＡＮ（物品貿易）	2008年12月発効	ペルー	2012年 3月発効
チリ	2007年 9月発効	フィリピン	2008年12月発効	豪州	2015年 1月発効
タイ	2007年11月発効	スイス	2009年 9月発効	モンゴル	2015年 2月署名

→ 交渉中（７か国・地域）

国名等	国名等	国名等
トルコ	コロンビア	ＲＣＥＰ：東アジア地域包括的経済連携
カナダ	日中韓	ＴＰＰ：環太平洋パートナーシップ協定
ＥＵ		

（参考）ＴＰＰは平成27年10月に大筋合意。
その他、ＧＣＣ（湾岸協力理事会）とは交渉延期、韓国とは交渉中断中。

→ ＥＰＡの増加、自己申告制度等の導入等に伴い、入力コードの選択が複雑となっていることから、更改を機にコードの整理を行い、より分かりやすい体系に変更するとともに、適切なコード体系であることのチェックを可能とする。

ＥＰＡ	第三者証明制度	認定輸出者による自己証明制度	自己申告制度	ＥＰＡ	第三者証明制度	認定輸出者による自己証明制度	自己申告制度	ＥＰＡ	第三者証明制度	認定輸出者による自己証明制度	自己申告制度
シンガポール	○			インドネシア	○			ベトナム	○		
メキシコ	○	○		ブルネイ	○			インド	○		
マレーシア	○			ＡＳＥＡＮ	○			ペルー	○	○	
チリ	○			フィリピン	○			豪州	○		○
タイ	○			スイス	○	○					

Ⅸ　詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第11回 第17回 第19回　WG 第20回 第21回	基本 Ⅳ-6-2	輸出入申告における入出力項目の見直し ２．原産地証明書識別の４桁化（２）

詳細仕様検討結果

次期（第６次）ＮＡＣＣＳでは、以下のとおり４桁化する。

原産地証明書識別コード体系

原産地証明書識別（４桁）の体系 ＝ 原産地（申告）種別（２桁）＋ 原産地証明者等区分（１桁）＋ 貨物の種類（１桁）

原産地（申告）種別	
WK	国定・ＷＴＯ協定
GS	一般特恵
SG	日シンガポール経済連携協定
MX	日メキシコ経済連携協定
MY	日マレーシア経済連携協定
PH	日フィリピン経済連携協定
CL	日チリ経済連携協定
TH	日タイ経済連携協定
BN	日ブルネイ経済連携協定
ID	日インドネシア経済連携協定
VN	日ベトナム経済連携協定
CH	日スイス経済連携協定
IN	日インド包括的経済連携協定
PE	日ペルー経済連携協定
AU	日オーストラリア経済連携協定
AS	日アセアン包括的経済連携協定

ＥＰＡ単位にコードを付与することにより選択が容易となる。

原産地証明者等区分	
T	輸出国当局が発給した原産地証明書（第三者証明）
A	認定輸出者による自己証明（原産地申告）
P	製造者による原産品申告書
E	輸出者による原産品申告書
I	輸入者による原産品申告書
O	原産地証明書等の提出が不要な場合

※「Ｏ（オー）」以外は、提出猶予申請を行う場合を含む

・将来新たな区分が発生した場合も対応が可能。
・現在、記事（税関）欄等に入力している事項の項目化

・現在28種類あるコードを18種類に整理（10コード削除）

貨物の種類		
ＷＴＯ協定国定	G	協定用原産地証明書の提出がある貨物【ＣＯ等を提出】
	R	貨物、インボイス等により原産地が確認できる貨物【ＣＯ等提出なし】
	S	輸入割当等公表告示三－８に規定する原産地証明書がある貨物【ＣＯ等を提出】
	N	原産地が確認できない貨物【ＣＯ等提出なし】
一般特恵	A	自国関与品（暫定令26条第２項該当）で、かつ、累積（暫定令26条第３項）適用【ＣＯ等、自国関与証明書及び累積加工製造証明書を提出】
	J	自国関与品（暫定令26条第２項該当）で、かつ、累積（暫定令26条第３項）非適用【ＣＯ等及び自国関与証明書を提出】
	B	自国関与品（暫定令26条第２項該当）以外で、かつ、累積（暫定令26条第３項）適用【ＣＯ等及び累積加工製造証明書を提出】
	P	自国関与品（暫定令26条第２項該当）以外で、かつ、累積（暫定令26条第３項）非適用【ＣＯ等を提出】
	C	税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物【ＣＯ等提出なし】
	T	少額貨物扱い【ＣＯ等提出なし】
	M	特恵用原産地証明書の提出猶予申請を行う貨物
ＥＰＡ	1	ＥＰＡ関税割当品目で、ＥＰＡ関割証明書及び原産地証明書（若しくは原産品申告書）の提出があるもの【ＥＰＡ関割証明書及びＣＯ等を提出】
	2	ＥＰＡ関税割当品目でＥＰＡ関割証明書があり、少額扱い貨物【ＥＰＡ関割証明書提出、ＣＯ等提出なし】
	3	ＥＰＡ関税割当品目で、税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物【ＥＰＡ関割証明書提出、ＣＯ等提出なし】
	4	ＥＰＡに基づく原産地証明書（若しくは原産品申告書）の提出がある貨物【ＣＯ等を提出】
	5	少額扱い貨物【ＣＯ等提出なし】
	6	税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物【ＣＯ等提出なし】
	7	ＥＰＡに基づく原産地証明書（若しくは原産品申告書）の提出猶予申請を行う貨物

Ⅸ　詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第11回 第17回 第19回　WG 第20回 第21回	基本 Ⅳ-6-2	輸出入申告における入出力項目の見直し ２．原産地証明書識別の４桁化（３）

詳細仕様検討結果

チェック仕様の例

識別コードの変更に併せて、「４桁」の入力が行われた場合、システムにおいて当該４桁の整合性等の組み合わせチェック機能を提供する。具体的には、組み合わせが想定される（可能な）コード体系をあらかじめ設定し、当該コード体系に該当しない場合は、適正なコード入力ではないとして、エラー処理とする。以下に日豪ＥＰＡを例に示す。

適用する税率	パターン	原産地（申告）種別	原産地証明者等区分	貨物の種類	処理結果
協定税率	○	WK	O	R	正常処理
	×	WK	E	R	エラー（協定税率で「E」の選択は不可）
ＥＰＡ税率 （ＥＰＡ関税割当品目で輸入者の原産品申告書有の場合）	○	AU	I	1	正常処理
	×	AU	O	1	エラー（原産地証明者等区分が不適切）
	×	AS	I	1	エラー（原産地種別が不適切）

コードの簡易入力

下表の原産地証明書識別コードについては、簡易なコードでの入力を可能とする。

	原産地証明書識別コード	簡易入力コード
1	WKOR	R
2	WKON	N

Ⅸ　詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第13回 WG	基本 Ⅲ-4	ＤＢ保存期間の見直し　［ システム制限値 ② ］

・ 航空／海上申告情報 及び 海上貨物情報について、システム制限値（ＤＢ保存期間）の見直しを実施する。

詳細仕様検討結果

項番	情報名	航空／海上	データ保存起算の契機	起算日	現行 ※１	次期（案） ※１	対　応　理　由
1	輸出申告 ※２	航空 海上	事項登録実施時	事項登録実施時	＊６日	*10日	事項データが申告前に消えてしまうケースに対応する為。
2	輸入申告 ※３	航空 海上	事項登録実施時	事項登録実施時	＊６日	*10日	事項データが申告前に消えてしまうケースに対応する為。
3	貨物	海上	「積荷目録提出（ＤＭＦ）」業務実施時	入港年月日	＊６日	*14日	台風等で大幅にスケジュールが遅延し、入港日が遅れた場合に貨物情報が消えてしまうケースに対応する為。
4			①バラ貨物で輸入等許可時 ②コンテナ詰貨物で輸入等許可により搬出時	①輸入等許可日 ②搬出日	＊６日	*14日	１Ｂ／Ｌ複数コンテナの貨物に対して、輸入許可後、コンテナの引取り毎にＤＯＲ業務を複数回行う場合に、途中で貨物情報が消えてしまうケースに対応する為。
5			「輸出貨物情報登録（ＥＣＲ）」業務実施時	搬入予定日	＊７日	*14日	搬入予定日から貨物の到着が遅れるケースに対応する為。
6	コンテナ	海上	①ＤＭＦ業務実施時 ②実入コンテナで「船積情報登録（ＣＬＲ）」業務の船積処理実施時	①入港年月日 ②ＣＬＲ業務実施日	＊６日	*14日	台風等で大幅にスケジュールが遅延し、入港日が遅れた場合に貨物情報が消えてしまうケースに対応する為。
7	修正申告	航空 海上	「修正申告事項登録（ＡＭＡ）業務実施時	事項登録実施時	＊６日	*10日	事項データが申告前に消えてしまうケースに対応する為。
8	関税等更正請求	航空 海上	「関税等更正請求事項登録（ＫＫＡ）」業務実施時	事項登録実施時	＊６日	*10日	詳細仕様の検討において追加。
9	輸出自動車	航空 海上	「輸出自動車情報登録（ＭＯＡ）」業務実施時	業務実施時	４日	10日	詳細仕様の検討において追加。

（※１）*印は日曜・祝日を除く日
（※２）別送品輸出申告を含む。また、添付ファイル管理も併せて延長する。
（※３）移出輸入申告、輸入申告（沖縄特免制度）及び機用品蔵入承認を含む。また、共通管理番号輸入申告明細及び添付ファイル管理も併せて延長する。

通関	航空 海上	第17回 WG	基本 Ⅳ-13	輸入予備申告における検査指定情報等の出力

・輸入の予備申告中であっても検査指定等が実施された時点で、申告者へ検査指定情報等を配信することを可能とする。

詳細仕様検討結果

現 行

輸入の予備申告中に検査指定等が実施されても、申告者には検査指定情報等が配信されない。申告者への検査指定情報等の配信は、本申告を実施した時点で行われる。

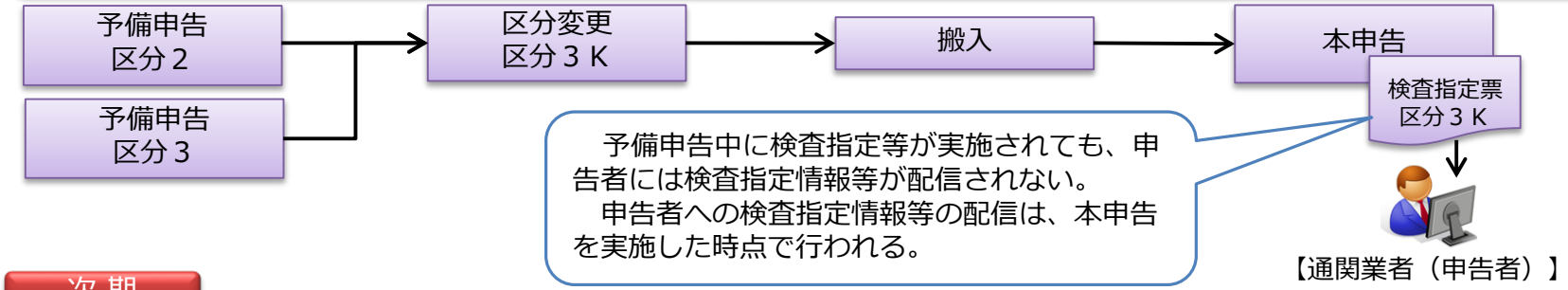

次 期

輸入の予備申告中であっても、検査指定等が実施された時点で、申告者へ検査指定情報等を配信する。

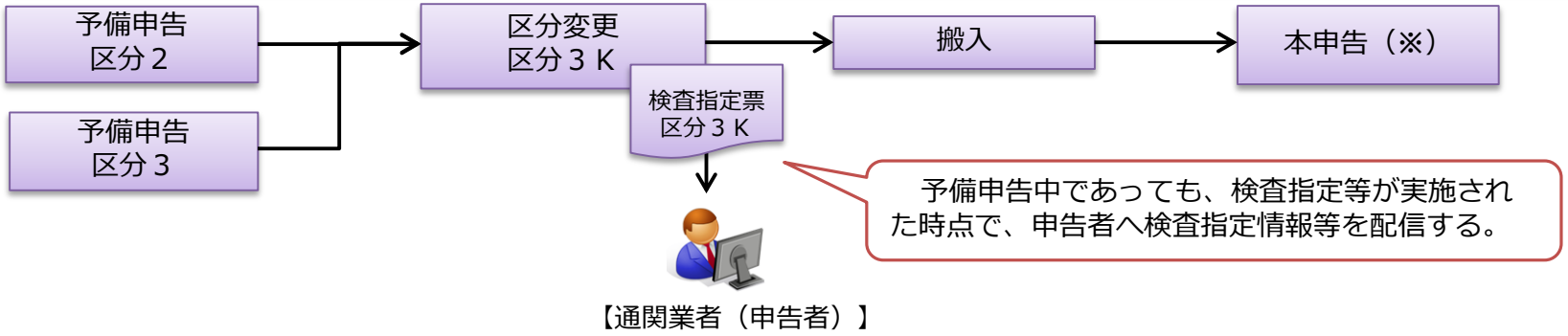

※　通関予定蔵置場には、現行どおり本申告時に検査指定情報等が配信される。

Ⅸ　詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第12回 WG	基本 Ⅳ-6-他	通関書類の添付対象手続きの見直し

・通関書類の「申告添付登録（ＭＳＸ）」業務について、対象申告等の見直しを実施する。

詳細仕様検討結果

1．第６次ＮＡＣＣＳにおけるＭＳＸ業務の追加対象手続

項番	第６次ＮＡＣＣＳで追加となる対象申告・申請手続き	
1	輸入	修正申告（ＡＭＣ）
2		関税等更正請求（ＫＫＣ）
3		一括特例申告（ＴＫＣ）
4	輸出	輸出取止め再輸入申告（ＥＥＣ）　※第６次ＮＡＣＣＳで新規追加

2．参考（現在のＭＳＸ業務の対象手続）

項番	現行対象申告・申請手続き（輸入）	項番	現行対象申告・申請手続き（輸出）
1	輸入申告（ＩＤＣ／ＳＷＣ）	1	輸出申告（ＥＤＣ）
2	輸入マニフェスト通関申告（ＭＩＣ）	2	輸出許可内容変更申請（ＥＡＣ）
3	石油製品等移出（総保出）輸入申告（ＭＷＣ）	3	輸出マニフェスト通関申告（ＭＥＣ）
4	機用品蔵入承認申請（ＣＴＣ）	4	輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請（ＭＡＦ）
5	本船・ふ中扱い承認申請（輸入）（ＨＦＣ）	5	本船・ふ中扱い承認申請（輸出）（ＨＦＣ）
		6	別送品輸出申告（ＵＥＣ）
		7	別送品輸出許可内容変更申請（ＵＡＣ）

Ⅸ　詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第16回 WG	基本 Ⅲ-６	汎用的な添付業務の仕組みの提供（１）

・第６次ＮＡＣＣＳにおいては、現行の添付ファイルの仕組みを見直し、個別業務対応から汎用的に利用可能な仕組みに変更する。

詳細仕様検討結果

関係省庁（厚生労働省検疫所（食品）、農林水産省動物検疫所、同植物防疫所）に対する届出・申請に際して提出が求められる関係書類を電子的に提出可能とするため、汎用的な添付業務として「通関系関連省庁添付登録（ＭＳＦ）」業務を新設する。

【業務名】
- ・ＭＳＦ０１：通関系関連省庁添付登録（検疫所（食品））
- ・ＭＳＦ０２：通関系関連省庁添付登録（動物検疫所、植物防疫所）

【業務概要】
1. 関係省庁向けの届出・申請事項登録業務実施後に、当該届出・申請に係る添付ファイルを送付する。
2. 本業務で送付した添付ファイルを変更する場合は、本業務で変更ファイルを含む全添付ファイルを削除後、全ファイルを再度添付する。

➢ 添付対象となる届出・申請事項登録業務

項番	業務コード	対象業務	添付業務コード	備考
1	ＩＦＡ	食品等輸入届出事項登録	ＭＳＦ０１	輸入食品監視支援関連業務
2	ＩＬＡ	輸入畜産物検査申請事項登録	ＭＳＦ０２	動物検疫関連業務
3	ＥＭＡ	輸出畜産物検査申請事項登録		
4	ＩＯＡ	輸入動物検査申請事項登録		
5	ＥＯＡ	輸出動物検査申請事項登録		
6	ＩＱＡ	輸入犬等検査申請事項登録		
7	ＩＱＡ０１	輸入犬等検査申請事項登録（試験研究用）		
8	ＥＱＡ	輸出犬等検査申請事項登録		
9	ＩＰＡ	輸入植物検査申請事項登録	ＭＳＦ０２	植物検疫関連業務
10	ＥＰＡ	輸出植物検査申請事項登録		
11	ＳＷＡ	シングルウィンドウ輸入申告事項登録	ＭＳＦ０１／ＭＳＦ０２	

共通	航空 海上	第16回 WG	基本 Ⅲ-6	汎用的な添付業務の仕組みの提供（２）

詳細仕様検討結果

・ファイル添付業務の運用イメージ

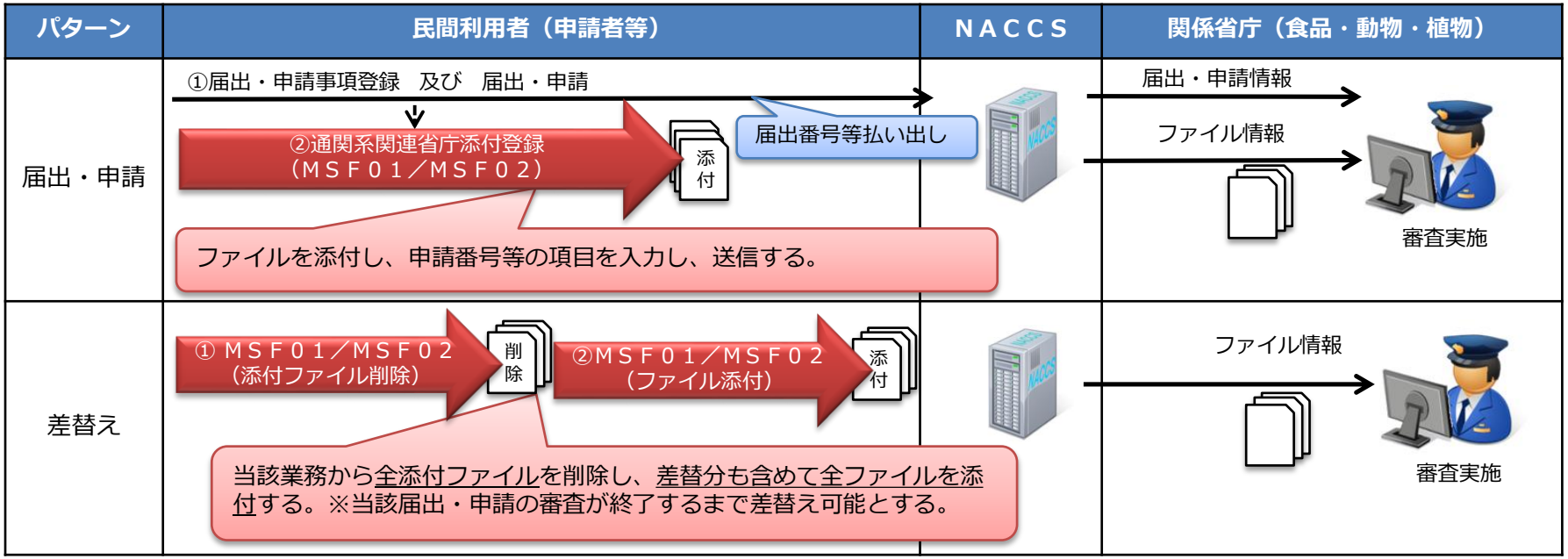

➢ 添付ファイル等の仕様

最大添付可能ファイル数	10※
１業務当たりの最大添付ファイルサイズ	5 MB※
添付ファイルの差替え	添付ファイル削除後、全て再添付
届出・申請事項登録時の入力	なし
届出・申請情報等とのリンク	あり
届出・申請の変更時（申告等番号の末尾が繰り上がった場合）の引継ぎ	あり

※なお、ＭＳＦ０２（動物検疫所）の添付可能ファイル数および添付ファイルサイズの最大値は実施業務による。

Ⅸ　詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第15回 WG	基本 Ⅳ-6-他	蔵出輸入申告におけるＡＥＯ対応機能の新設

・蔵出輸入申告（申告納税）において、特例輸入申告制度に対応した機能を追加する。

詳細仕様検討結果

蔵出輸入申告の際に、特例輸入申告制度が適用可能となるよう、「輸入申告事項登録（ＩＤＡ）」業務及び「輸入申告変更事項登録（ＩＤＡ０１）」業務において、以下の申告等種別を追加する。

種別コード（入力）	種別コード（出力）	種別名称	種別概要
R	ＩＳＴ	蔵出輸入（引取・特例）申告	蔵出輸入（引取）許可で特例申告を自動起動

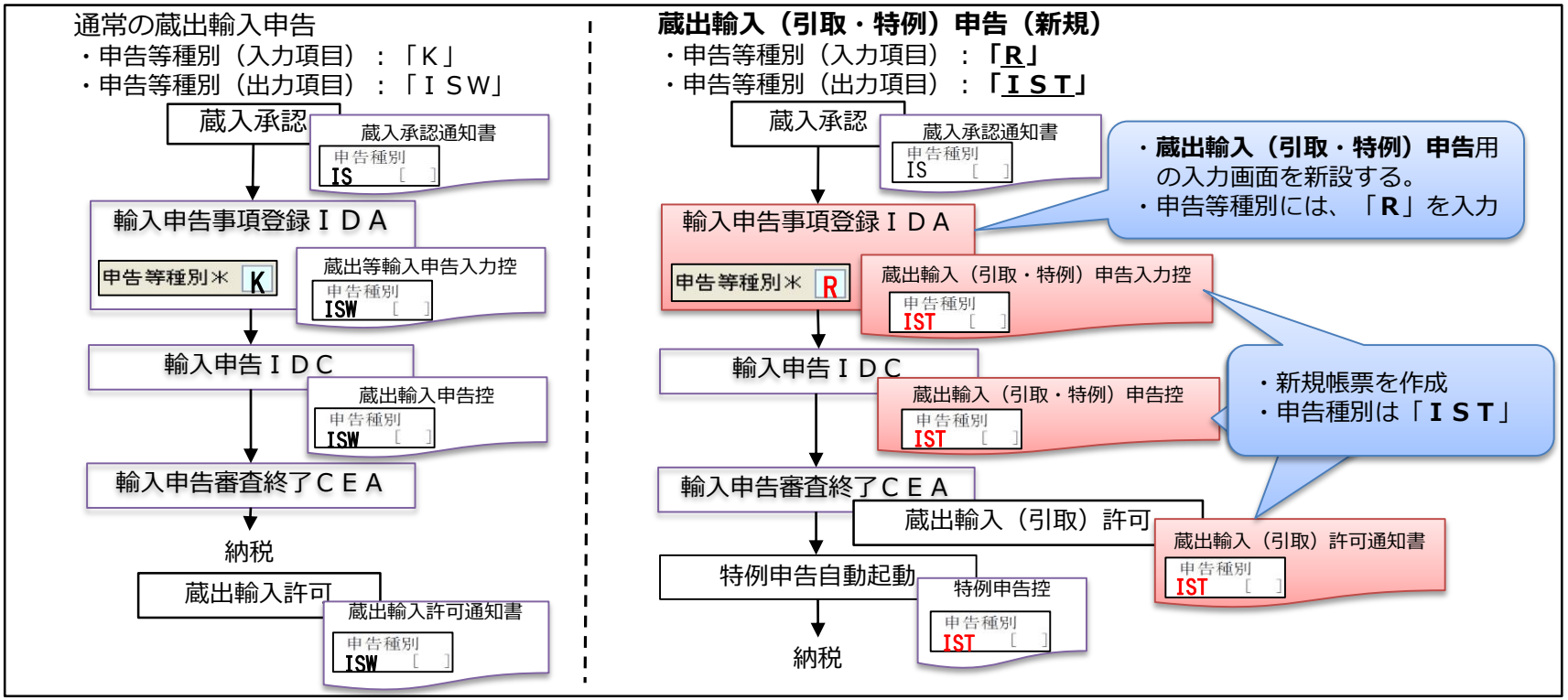

Ⅸ　詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第15回 WG	基本 Ⅳ-6-他	「輸出申告事項登録（ＥＤＡ）」業務における大額・少額種別の入力の簡素化

・輸出申告事項登録の展開画面において、「大額・少額識別」の入力を自動補完により省略する。

詳細仕様検討結果

「輸出申告事項登録（ＥＤＡ）」業務の展開画面において、業務コード入力画面で選択した種別（画面コード）に基づき「大額・少額識別」を自動で補完する仕様に変更する。

変更イメージ

＜　業務コード入力画面　＞

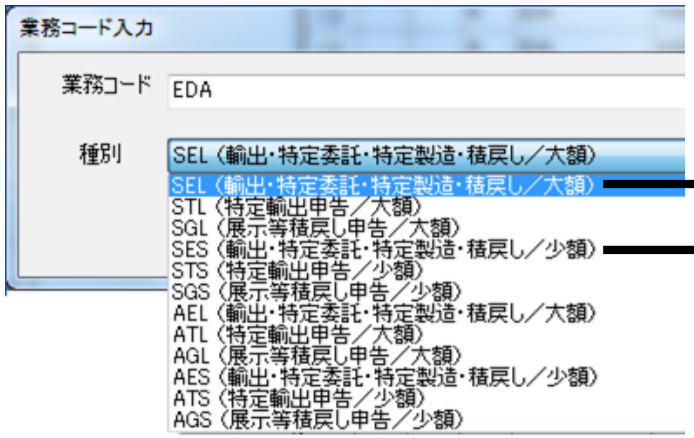

＜　輸出申告事項登録画面　＞

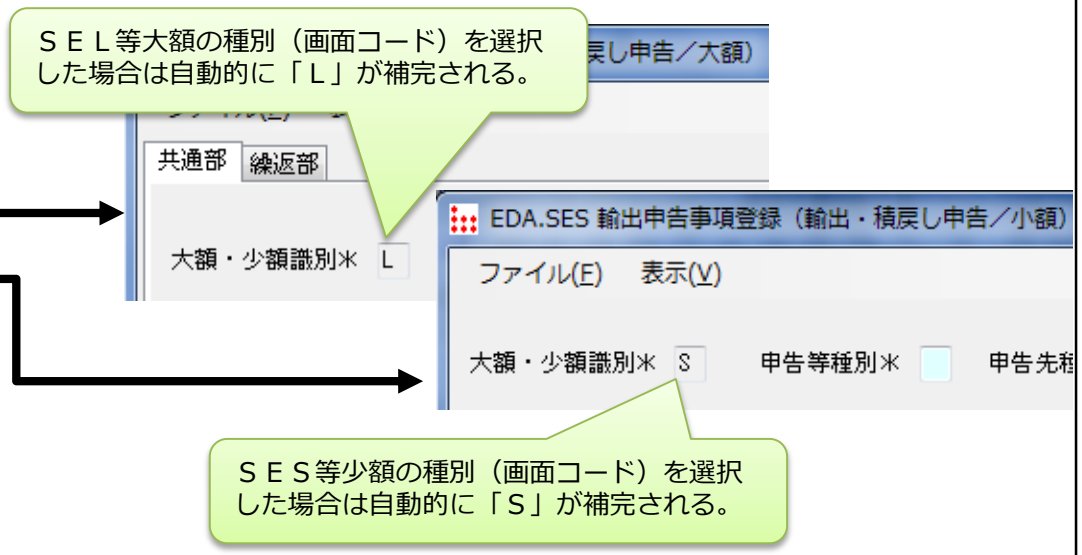

Ⅸ　詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第15回 WG	基本 Ⅳ-6-他	輸出申告（少額）におけるＨＳ品目コードの入力可能化

・「輸出申告事項登録（ＥＤＡ）」業務の少額申告（及び展示等積戻し申告）において、ＨＳコード９桁を入力することにより品名の自動補完（大額申告と同様）を可能とする。

詳細仕様検討結果

少額申告等においても大額申告と同様に、輸出統計品目番号９桁での入力を可能とし、９桁で入力された場合は、システムに登録されている品名を自動補完する（先頭４桁で入力された場合は、現行と同様に品名を必須入力とする）。

【入力イメージ】

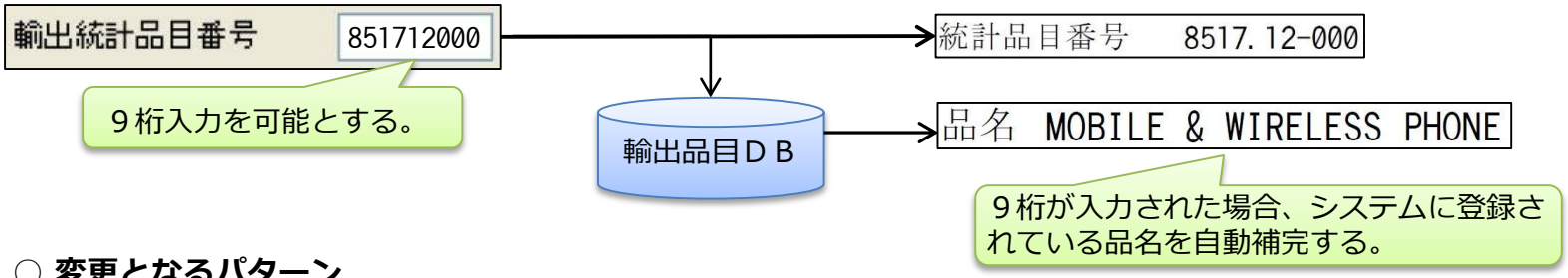

○ 変更となるパターン

申　告　種　別	大額 少額	現　　行		次　　期	
		輸出統計品目番号	品　　名	輸出統計品目番号	品　　名
Ｅ：輸出申告 Ｒ：積戻し申告 Ｎ：特定委託輸出申告 Ｍ：特定製造貨物輸出申告 Ｔ：特定輸出申告	大額	９桁入力	任意入力 （自動補完）	９桁入力	任意入力（自動補完）
	少額	４桁入力	必須入力	４桁入力	必須入力
				９桁入力	任意入力（自動補完）
Ｇ：展示等積戻し申告	大額	４桁入力	必須入力	４桁入力	必須入力
				９桁入力	任意入力（自動補完）
	少額	４桁入力	必須入力	４桁入力	必須入力
				９桁入力	任意入力（自動補完）

Ⅸ　詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第15回 第19回	WG	基本 Ⅳ-6-他	「輸入申告事項登録（ＩＤＡ）」業務の改善 １．包括保険等の期限管理（１）

・担保、包括保険及び包括評価について、ＩＤＡ業務の「申告等予定年月日」欄に入力がある場合は、当該年月日で有効可能期間・期限のチェックを行う仕様に変更する等、ＩＤＡ業務における包括保険等の期限管理の見直しを実施する。

詳細仕様検討結果

１．担保、包括保険及び包括評価について、「輸入申告事項登録（ＩＤＡ）」業務の「申告等予定年月日」欄に入力がある場合は、当該年月日で有効可能期間・期限のチェックを行う仕様に変更する。

２．担保、包括保険及び包括評価申告について、「輸入申告事項登録（ＩＤＡ）」業務の実施日が有効期限終了の２週間前から、適用終了間近である旨の注意喚起メッセージを出力する仕様に変更する。

３．上記変更の対象となる業務は以下のとおり。

- 「輸入申告事項登録（ＩＤＡ）」業務
- 「シングルウィンドウ輸入申告事項登録（ＳＷＡ）」業務
- 「輸入申告変更事項登録（ＩＤＡ０１）」業務
- 「輸入申告（ＩＤＣ）」業務
- 「シングルウィンドウ輸入申告（ＳＷＣ）」業務

１．　「申告等予定年月日」が担保引落し可能期間、包括保険及び包括評価の有効期限内である場合は、輸入申告事項登録業務及び予備申告業務を実施可能とする。

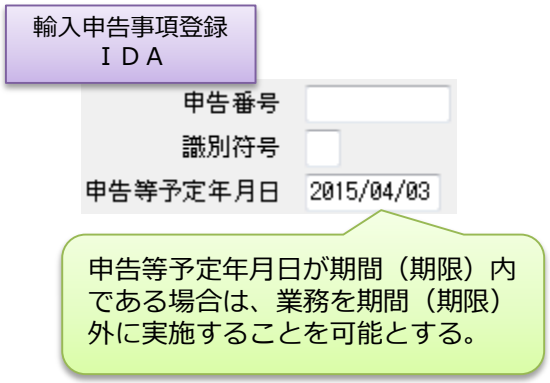

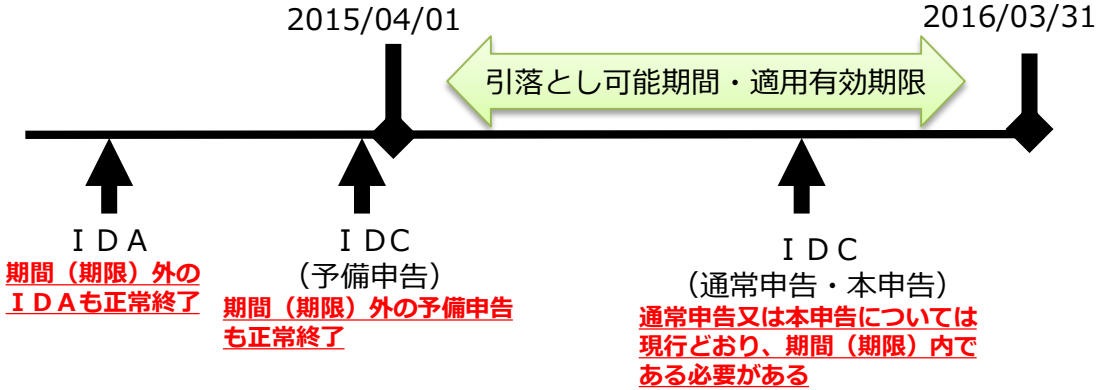

※　通常申告又は本申告時には、現行の仕様どおり業務実施日でチェックを行う。

通関	航空 海上	第15回 第19回	WG	基本 Ⅳ-6-他	「輸入申告事項登録（ＩＤＡ）」業務の改善 １．包括保険等の期限管理（２）

詳細仕様検討結果

２．担保、包括保険及び包括評価について、輸入申告事項登録を実施した日が適用終了（有効期限）年月日の２週間前を過ぎている場合は、注意喚起メッセージを出力する。

（例）適用終了（有効期限）年月日
⇒　2015年３月30日の場合

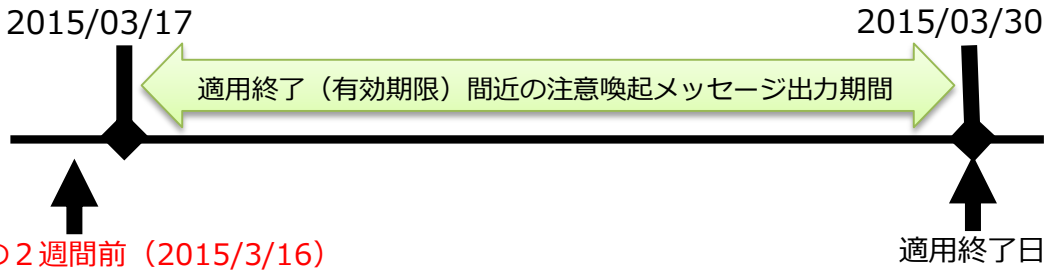

適用終了（有効期限）間近の注意喚起メッセージ出力期間中にＩＤＡ業務を実施した場合、以下の注意喚起メッセージを登録結果情報であるＩＤＣ業務「輸入申告入力控情報」に出力する。なお、包括保険・包括評価とも同様の形式の注意喚起メッセージを出力する。

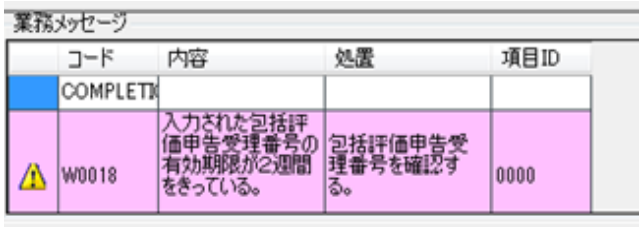

（注意喚起メッセージ出力時のＩＤＣ輸入申告入力控イメージ）

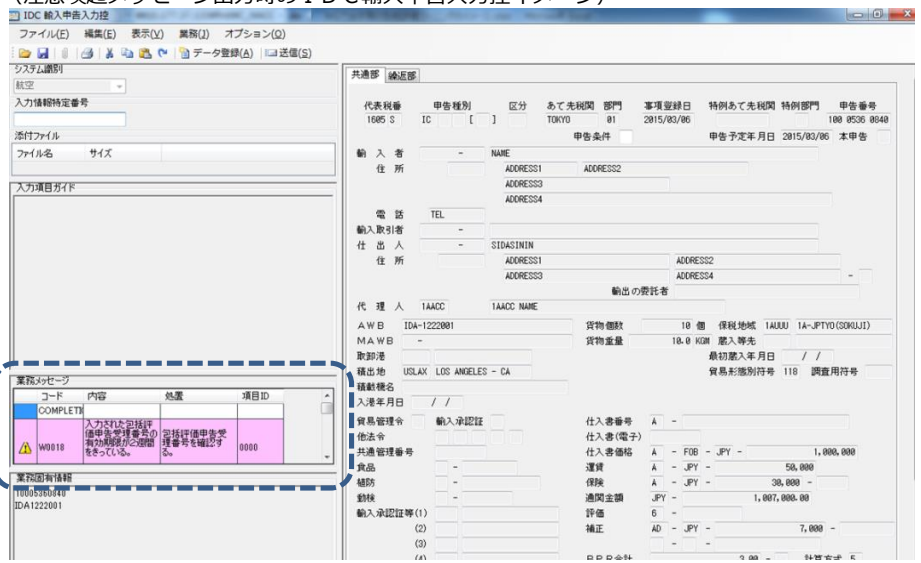

Ⅸ　詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第19回 WG	基本 Ⅳ-6-他	「輸入申告事項登録（ＩＤＡ）」業務の改善 ２．担保残高チェック

・ ＩＤＡ業務において、担保登録番号が入力された場合は、担保残高をチェックし、残高不足の場合は注意喚起メッセージを出力する。

詳細仕様検討結果

輸入申告事項登録を実施した場合、輸入申告入力控情報の「業務メッセージ」に残高不足である旨の注意喚起メッセージを出力する。

業務メッセージ

	コード	内容	処置	項目ID
	COMPLETI			
⚠	W0025	入力された担保登録番号の担保残高が不足している。	①担保を積み増す。②担保登録番号を変更する。	0000

（注意喚起メッセージ出力時のイメージ）

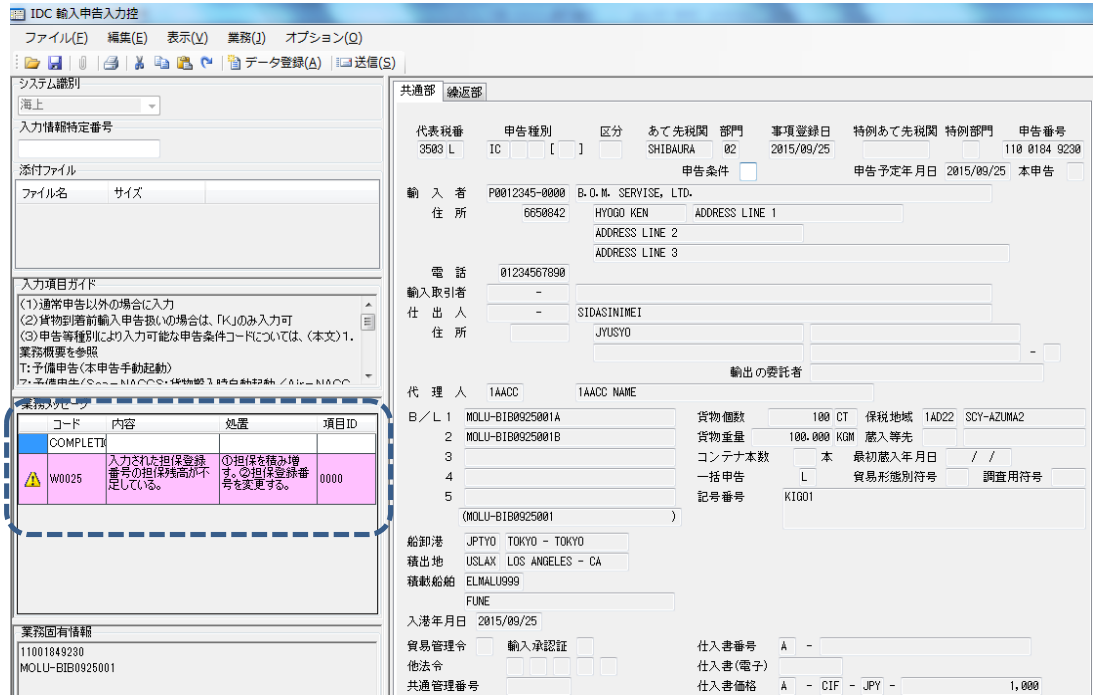

Ⅸ　詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第14回 WG	基本 Ⅳ-6-他	「担保照会（ＩＡＳ）」業務の改善 １．繰り返し入力の可能化

・ １回１回業務画面に戻って送信するのではなく、照会結果画面からそのまま次に照会する 担保登録番号 及び 担保提供者コードの入力を可能とし、繰返しによる照会ができるように変更する。

詳細仕様検討結果

（ＩＡＳ　入力画面）

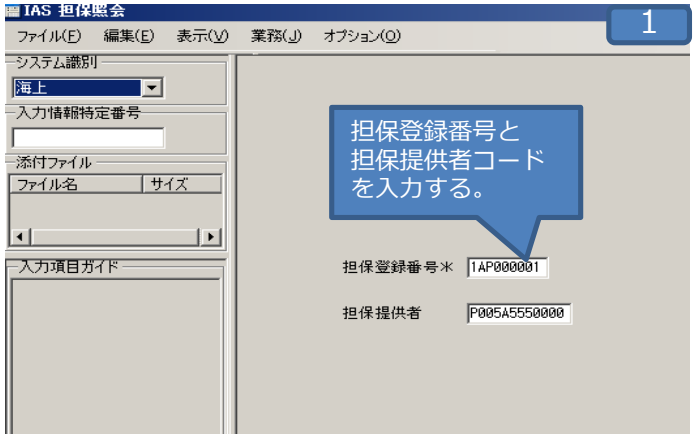

（ＩＡＳ　照会結果画面）

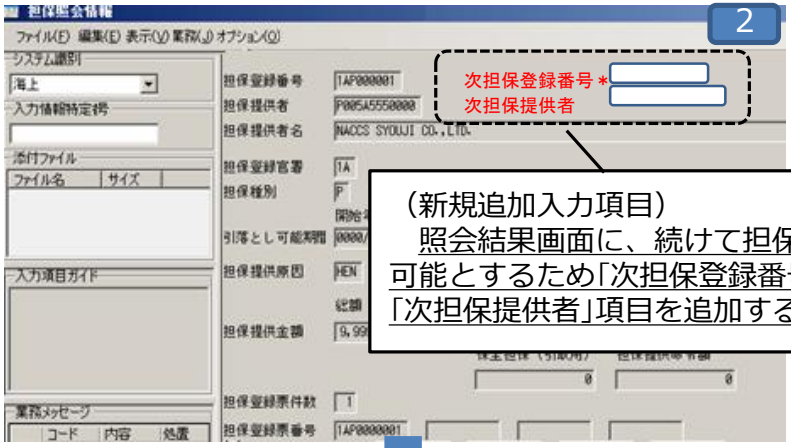

（ＩＡＳ　照会結果画面）

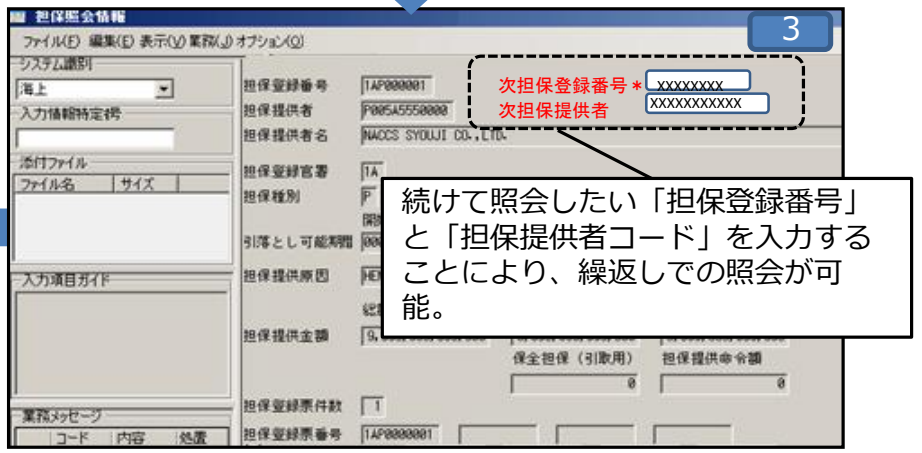

（ＩＡＳ　照会結果画面）

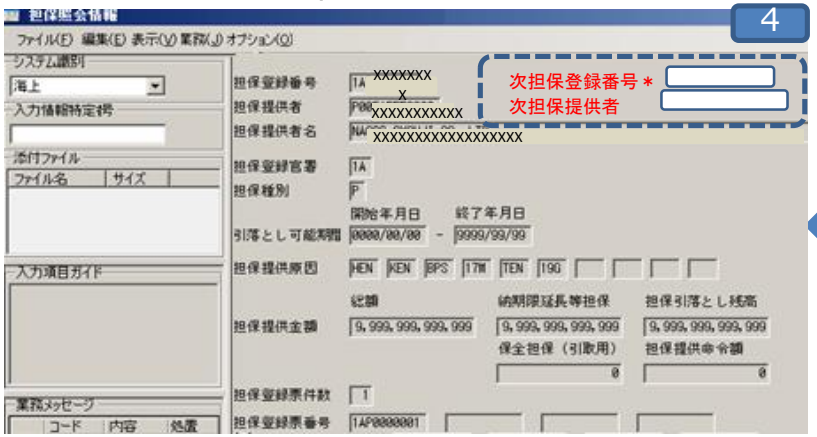

Ⅸ　詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第19回 WG	基本 Ⅳ-6-他	「担保照会（ＩＡＳ）」業務の改善 ２．担保一覧照会機能の追加

・　輸入者が照会する場合は、輸入者コードと一致するすべての担保を照会可能とする「担保一覧照会（ＩＡＳ０１）」業務を新設する。（入力者は、照会をかける担保と紐づく輸出入者コードを保持する輸出入者に限定する。）

詳細仕様検討結果

① 入力画面

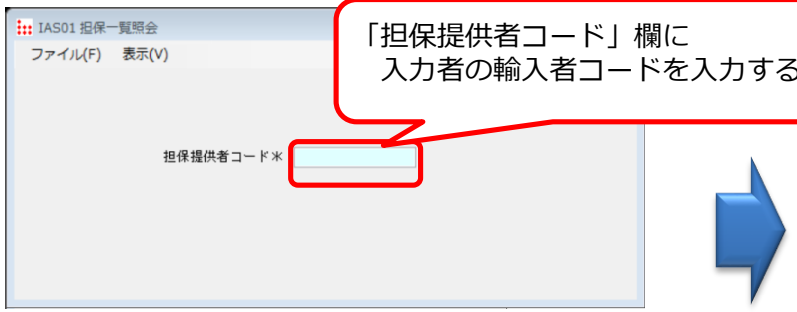

	出力項目名	説明
1	担保提供者コード	担保提供者コードを出力
2	担保提供者名	担保提供者名を出力
3	担保登録番号	担保登録番号を出力
4	担保登録税関官署	初期登録税関官署を出力
5	担保種別コード	担保種別コードを出力 Ｋ：個別担保 Ｓ：据置担保（官署別） Ｐ：据置担保（一括）
6	当初登録年月日	当初作成年月日を出力
7	担保提供原因コード	担保提供原因コードを出力
8	担保提供金額	担保提供金額を出力
9	納期限延長等担保提供金額	納期限延長等担保提供金額を出力
10	担保引落とし残高	担保引落とし残高を出力
11	保全担保（引取用）提供額	保全担保（引取用）提供額を出力
12	担保提供命令額	担保提供命令額を出力
13	引落し開始年月日	引落し開始年月日を出力
14	引落し終了年月日	引落し終了年月日を出力

② 照会結果画面

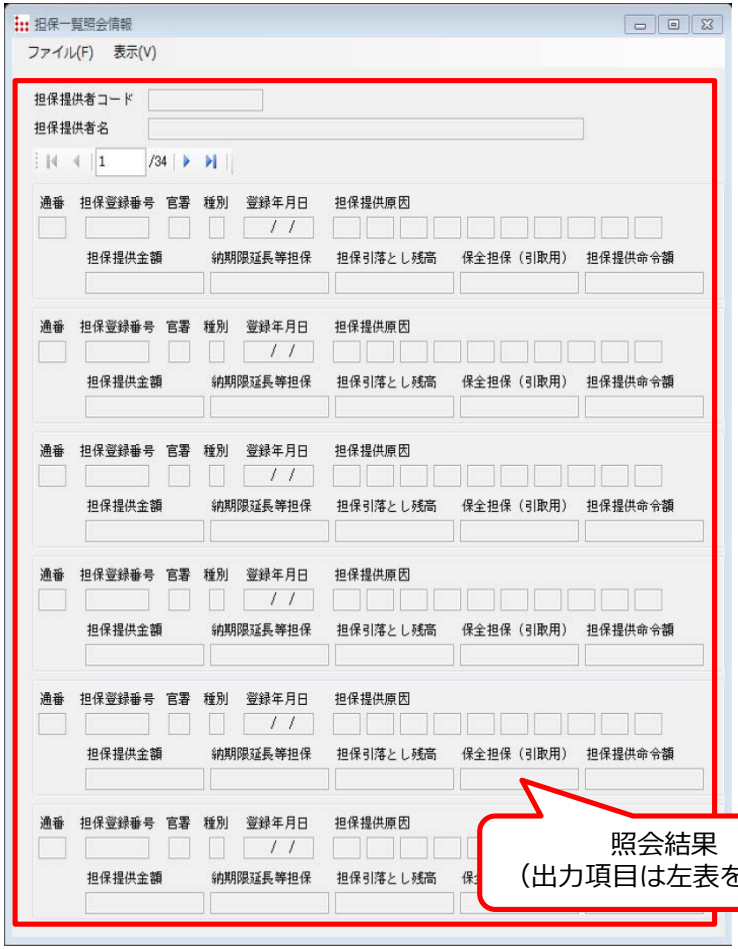

Ⅸ　詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第14回 WG	基本 Ⅳ-6-他	「為替レート照会（ＩＥＲ）」業務の改善

・１回１回業務画面に戻って送信するのではなく、照会結果画面からそのまま次に照会したい為替コードの入力を可能とし、繰返しによる照会ができるように変更する。

詳細仕様検討結果

（ＩＥＲ　入力画面）

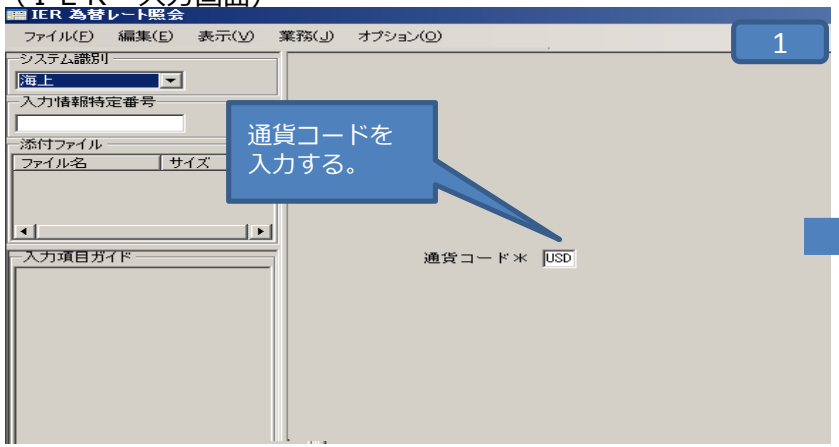

（ＩＥＲ　照会結果画面）

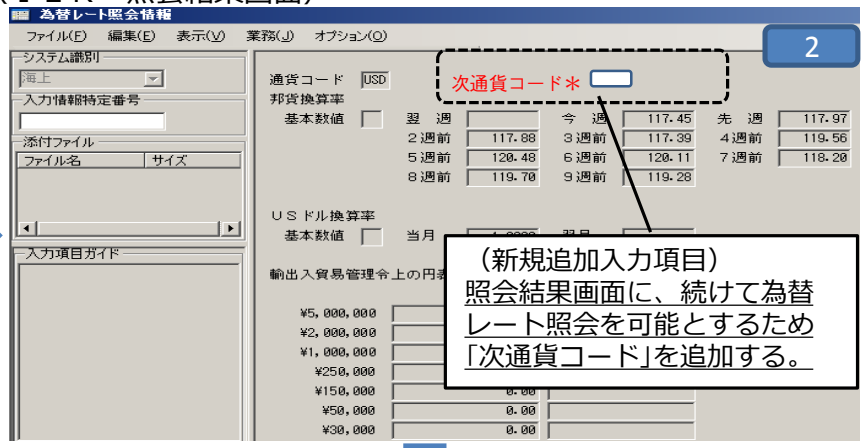

（ＩＥＲ　照会結果画面）

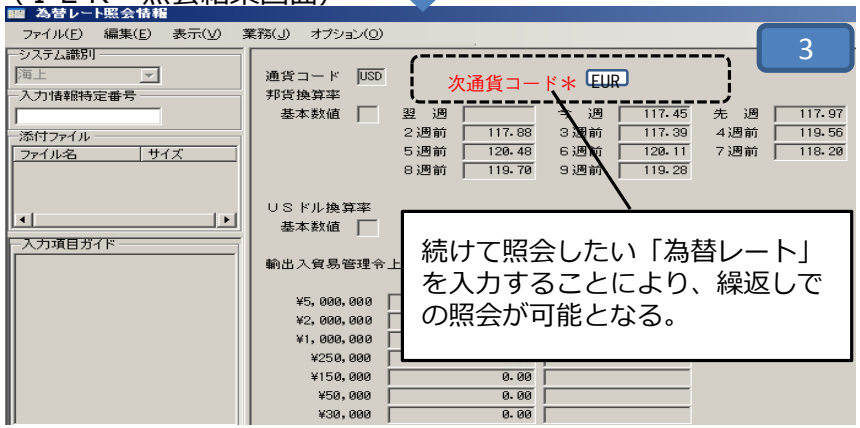

（ＩＥＲ　照会結果画面）

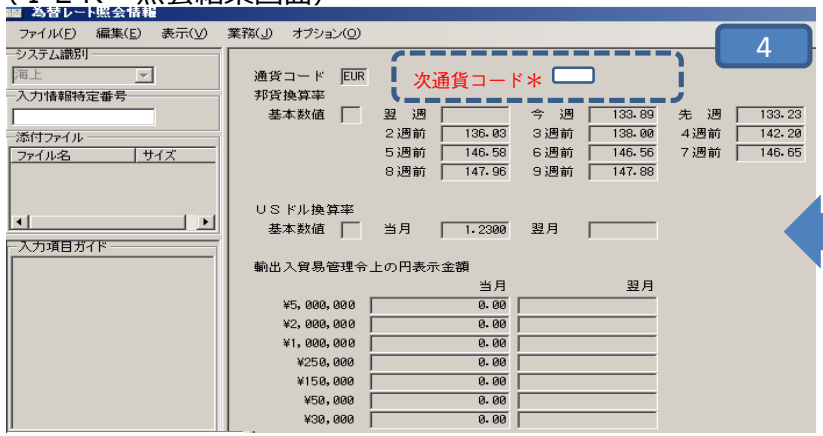

Ⅸ　詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第14回 WG	基本 Ⅳ-6-他	口座使用明細書の出力内容の見直し

・口座使用明細データ（出力情報コード：ＣＢＦ７６２）における「ＡＷＢ番号／社内整理用番号」欄の出力内容について見直しを実施する。

詳細仕様検討結果

1．「ＡＷＢ番号／社内整理用番号」欄を、「ＡＷＢ番号」欄と「社内整理用番号」欄に分割して出力するように変更する。

2．航空については、「ＡＷＢ番号」欄にＡＷＢ番号、「社内整理用番号」欄に社内整理用番号を出力するように変更する。

3．海上については、「ＡＷＢ番号」欄はスペース、「社内整理用番号」欄に社内整理用番号を出力するように変更する。

4．「修正申告事項登録（ＡＭＡ）」業務で入力された社内整理用番号を「社内整理用番号」欄に出力するように変更する。

口座使用明細フォーマットイメージ（次期）

	A	B	C	D	E	F
1	（出力共通項目）					
2	99999999	X				
3	口座使用明細データ（営業所別集積表）					
4	口座番号	XXXXXXXXX1XXXXXX	NNNNNNNNNNNNNNN			
5						
6	申告者コード	輸入申告等の番号	AWB番号	社内整理用番号	納税義務者コード	納税義務者名
7	XXXXX	XXXXXXXXX1X	XXXXXXXXX1XXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXX	XXXXXXXX1XXXXXXX2	XXXXXXXX1XX	XXXXXXXX1XXXXXXX2XXXXXXX3XXXXXX4XXXXXXX5XXXXXXX6XXXXXXX7
8	XXXXX	XXXXXXXXX1X	XXXXXXXX1XXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXX	XXXXXXXX1XXXXXXX2	XXXXXXXX1XX	XXXXXXXX1XXXXXXX2XXXXXXX3XXXXXX4XXXXXXX5XXXXXXX6XXXXXXX7
9	XXXXX	XXXXXXXXX1X	XXXXXXXX1XXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXX	XXXXXXXX1XXXXXXX2	XXXXXXXX1XX	XXXXXXXX1XXXXXXX2XXXXXXX3XXXXXX4XXXXXXX5XXXXXXX6XXXXXXX7
10	※引落とし数分繰り返す					
11						
12	XXXXX	XXXXXXXXX1X	XXXXXXXX1XXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXX	XXXXXXXX1XXXXXXX2	XXXXXXXX1XX	XXXXXXXX1XXXXXXX2XXXXXXX3XXXXXX4XXXXXXX5XXXXXXX6XXXXXXX7
13	XXXXX	XXXXXXXXX1X	XXXXXXXX1XXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXX	XXXXXXXX1XXXXXXX2	XXXXXXXX1XX	XXXXXXXX1XXXXXXX2XXXXXXX3XXXXXX4XXXXXXX5XXXXXXX6XXXXXXX7
14	XXXXX	XXXXXXXXX1X	XXXXXXXX1XXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXX	XXXXXXXX1XXXXXXX2	XXXXXXXX1XX	XXXXXXXX1XXXXXXX2XXXXXXX3XXXXXX4XXXXXXX5XXXXXXX6XXXXXXX7
15	NN					
16	申告件数計	納付件数計	引落とし税額計			
17	ZZZZ9	ZZZZ9	ZZZZZZZZZ1ZZZ9			
18	受入科目合計	受入科目毎納付件数合計	引落とし税額合計			
19	X	ZZZZ9	ZZZZZZZZZ1ZZZ9			
20	X	ZZZZ9	ZZZZZZZZZ1ZZZ9			

通関	航空 海上	第14回 WG	基本 Ⅳ-6-他	リアルタイム口座振替完了通知の改善（１）

・リアルタイム口座振替完了通知の出力項目に「記事（荷主）」欄等を追加する。

詳細仕様検討結果

１．ＩＤＡ業務等において入力される「記事（荷主）」欄、「Ｂ／Ｌ番号／ＡＷＢ」欄、「荷主リファレンスナンバー」欄及び「荷主セクションコード」欄を、リアルタイム口座振替完了通知に出力するように変更する。

ただし、特例申告については、特定日後の特例申告の場合のみ出力対象とする（理由：特定日前の特例申告については、特定日に一括納付されることから、各申告毎のリアルタイム口座振替完了通知が存在しないため。）。

２．追加される「記事」欄の出力対象となる事項登録業務及びその対象の入力欄は、下表のとおりとする。

業務コード	業　務　名	対象入力欄	特記事項
ＩＤＡ	輸入申告事項登録	記事（荷主）	特定日前の特例申告は除く
ＩＤＡ０１	輸入申告変更事項登録	記事（荷主）	特定日前の特例申告は除く
ＭＷＡ	石油製品等移出し（総保出）輸入申告事項登録	記事（荷主）	
ＭＷＡ０１	石油製品等移出し（総保出）輸入申告変更事項登録	記事（荷主）	
ＯＴＡ	輸入申告事項登録（沖縄特免制度）	記事（その他）	
ＳＷＡ	シングルウィンドウ輸入申告事項登録	記事（荷主）	特定日前の特例申告は除く
ＴＫＡ０１	一括特例申告事項登録	記事（荷主）	特定日前の特例申告は除く

通関	航空 海上	第14回 WG	基本 Ⅳ-6-他	リアルタイム口座振替完了通知の改善（２）

詳細仕様検討結果

３．出力イメージ（記事欄、Ｂ／Ｌ番号／ＡＷＢ欄、荷主セクションコード欄及び荷主Ref No.欄の反映イメージ）

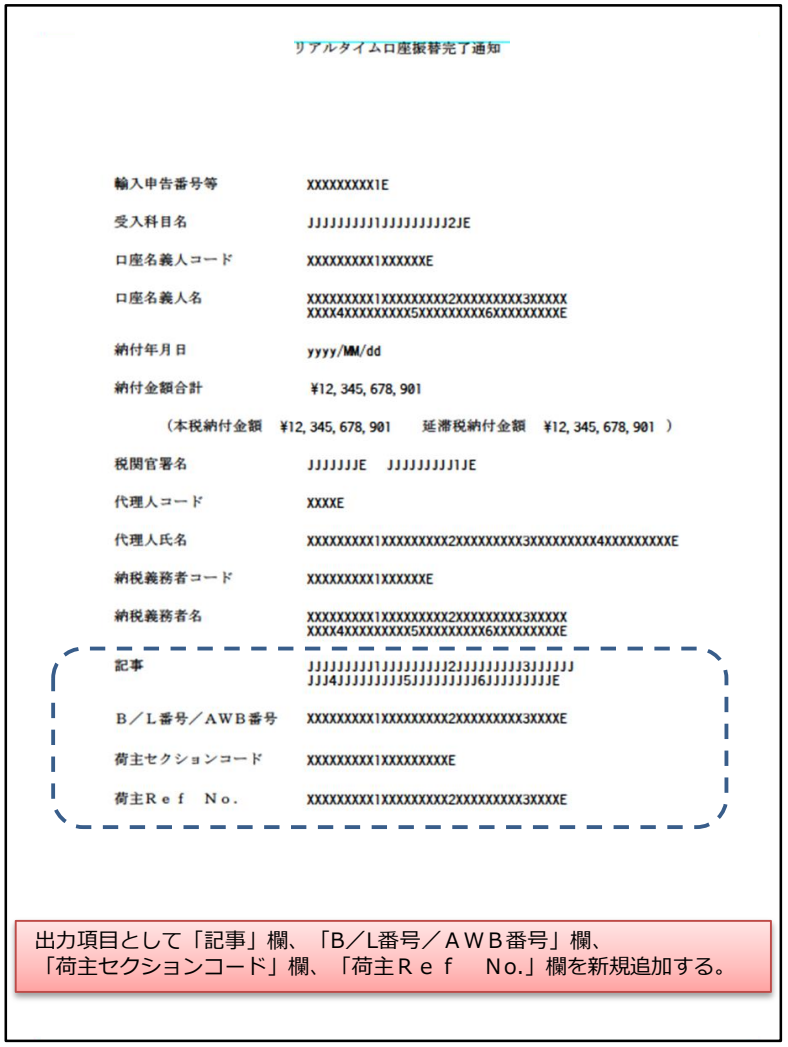

出力項目として「記事」欄、「B／L番号／ＡＷＢ番号」欄、
「荷主セクションコード」欄、「荷主Ｒｅｆ　No.」欄を新規追加する。

Ⅸ　詳細仕様検討結果

共通	海上	第14回 WG	基本 Ⅳ-6-他	「貨物情報照会（ＩＣＧ）」業務の改善（１）

・ ＩＣＧ業務による照会時、現行は概要情報（ＳＭＲ）がデフォルトで展開されるが、全体情報（ＴＴＬ）を利用する頻度が高いことから、全体情報（ＴＴＬ）をデフォルトに変更する。

詳細仕様検討結果

ＩＣＧ業務において指定情報をスペースとした場合、全体情報（ＴＴＬ）をデフォルトとし、入力画面上も全体情報（ＴＴＬ）が指定情報の先頭になるよう配置の変更を行う。業務実施時にエラーとなった場合は、一律ＴＴＬ：全体情報（ＳＡＬ０２６）を出力するよう変更する。また、自動リンク機能を利用したＩＣＧ業務についても、指定情報「ＴＴＬ：全体情報」が展開されるよう変更する。

現　行

「貨物情報照会（ＩＣＧ）」業務において指定情報をスペースとすると「**ＳＭＲ：概要情報**」が展開される。

次　期

ＩＣＧ業務において指定情報をスペースとした場合、「**ＴＴＬ：全体情報**」を展開するように変更する。

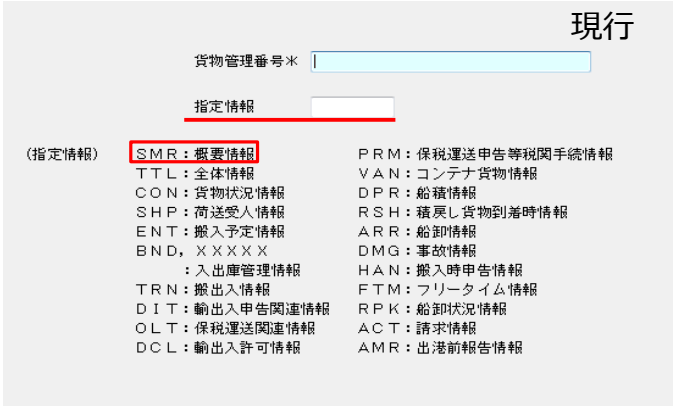

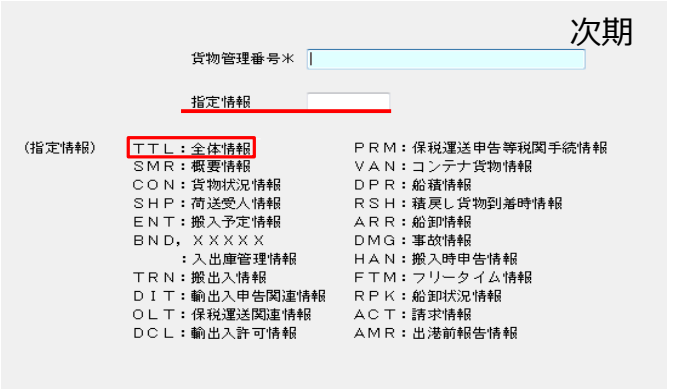

共通	海上	第14回 WG	基本 Ⅳ-6-他	「貨物情報照会（ＩＣＧ）」業務の改善（２）

詳細仕様検討結果

※　自動リンク機能の変更

業務リンク機能とは、照会業務画面上の貨物管理番号や申告番号・コンテナ番号等から、他の照会業務を自動起動することを可能とする機能である（業務リンク可能な番号は文字色が紫色で表示されている。）。

①

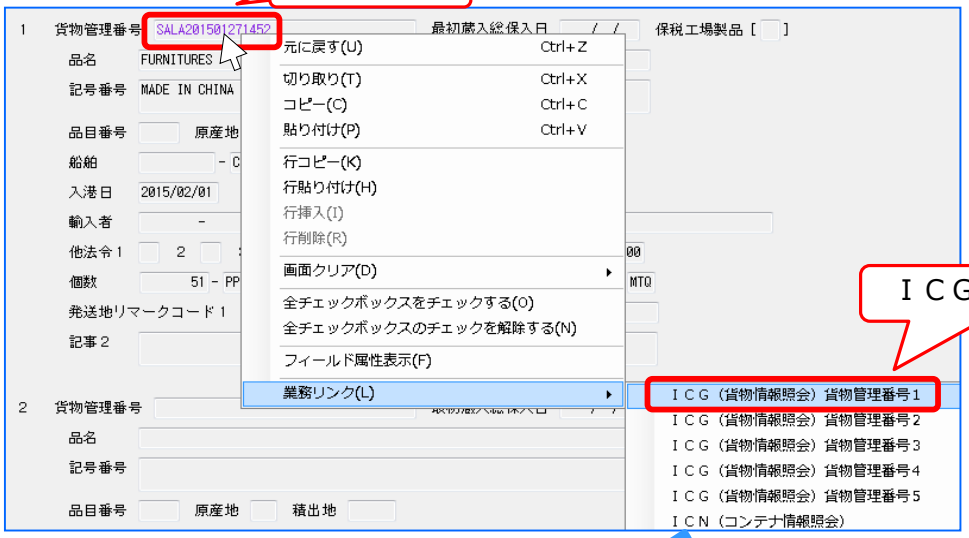

ＩＣＧ業務を指定

現行では下図のとおり「ＳＭＲ：概要情報」が展開されるが、次期では「ＴＴＬ：全体情報」に変更する。

②

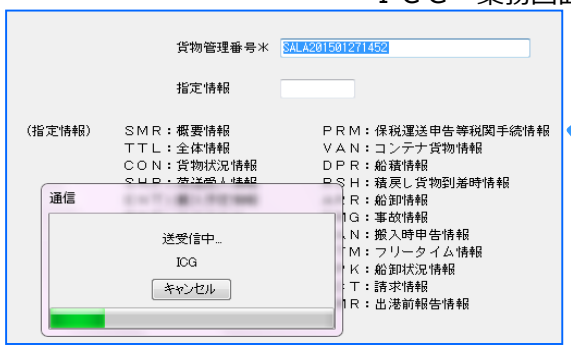

自動起動

展開

③

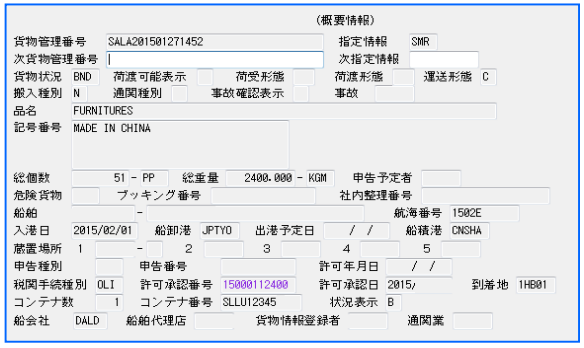

Ⅸ　詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第15回 WG	基本 Ⅳ-6-他	別送品輸出許可通知情報等の二重出力の可能化

・別送品輸出許可通知情報等についても、二重出力用の出力情報コードを追加する。

詳細仕様検討結果

二重出力用の出力情報コードを設定し、申告者の自社システム宛への出力を可能とする。

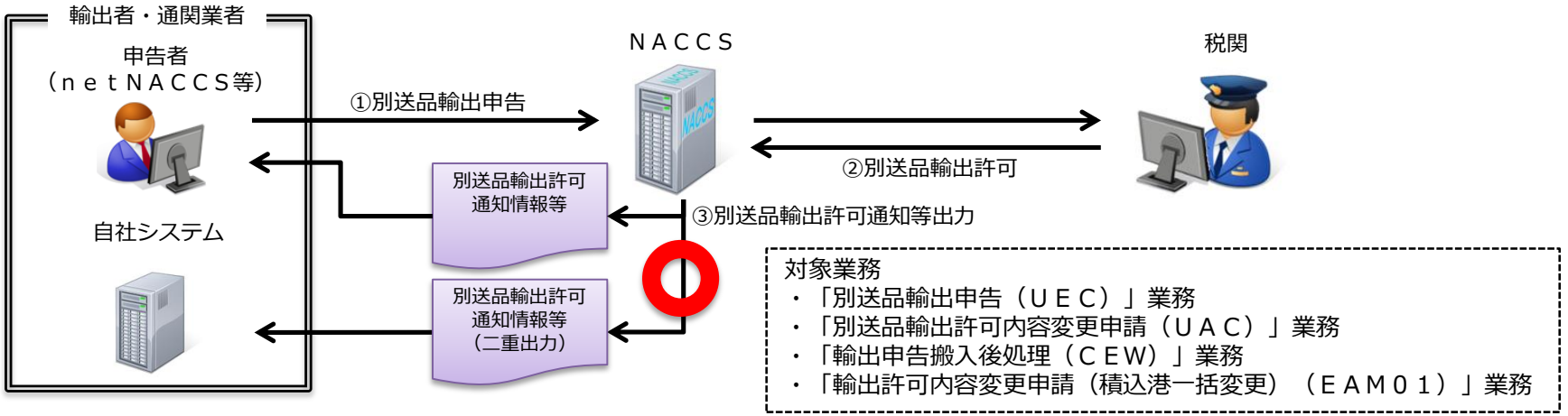

出　力　情　報	海　　上		航　　空	
	出力情報コード（既存）	**二重出力用出力情報コード**	出力情報コード（既存）	**二重出力用出力情報コード**
別送品輸出許可通知情報（簡易）	ＳＡＥ１ＫＦ	**ＳＡＹ１ＫＦ**	ＡＡＥ１ＫＦ	**ＡＡＹ１ＫＦ**
別送品輸出許可通知情報（書類・検査）	ＳＡＥ２ＫＦ	**ＳＡＹ２ＫＦ**	ＡＡＥ２ＫＦ	**ＡＡＹ２ＫＦ**
別送品輸出許可内容変更通知情報（簡易）	ＳＡＥ４６１	**ＳＡＹ４６１**	ＡＡＥ４６１	**ＡＡＹ４６１**
別送品輸出許可内容変更通知情報（書類・検査）	ＳＡＥ４６２	**ＳＡＹ４６２**	ＡＡＥ４６２	**ＡＡＹ４６２**

Ⅸ　詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第15回 WG	基本 Ⅳ-6-他	輸入許可データ配信先の見直し（１）

・輸入申告等において、輸入者コード欄及び輸入取引者コード欄の双方に入力がある場合、輸入者及び輸入取引者の双方に輸入許可データを配信可能とする仕様に変更する。

詳細仕様検討結果

輸入申告等において、輸入者コード欄及び輸入取引者コード欄に入力がある場合は、双方が輸入許可データの配信を受けることが可能となるよう仕様を変更する。変更対象となる業務は以下のとおり。

①「輸入申告（ＩＤＣ）」業務
②「シングルウインドウ輸入申告（ＳＷＣ）」業務
③「一括特例申告（ＴＫＣ０１）」業務
④「輸入申告変更（ＩＤＥ）」業務

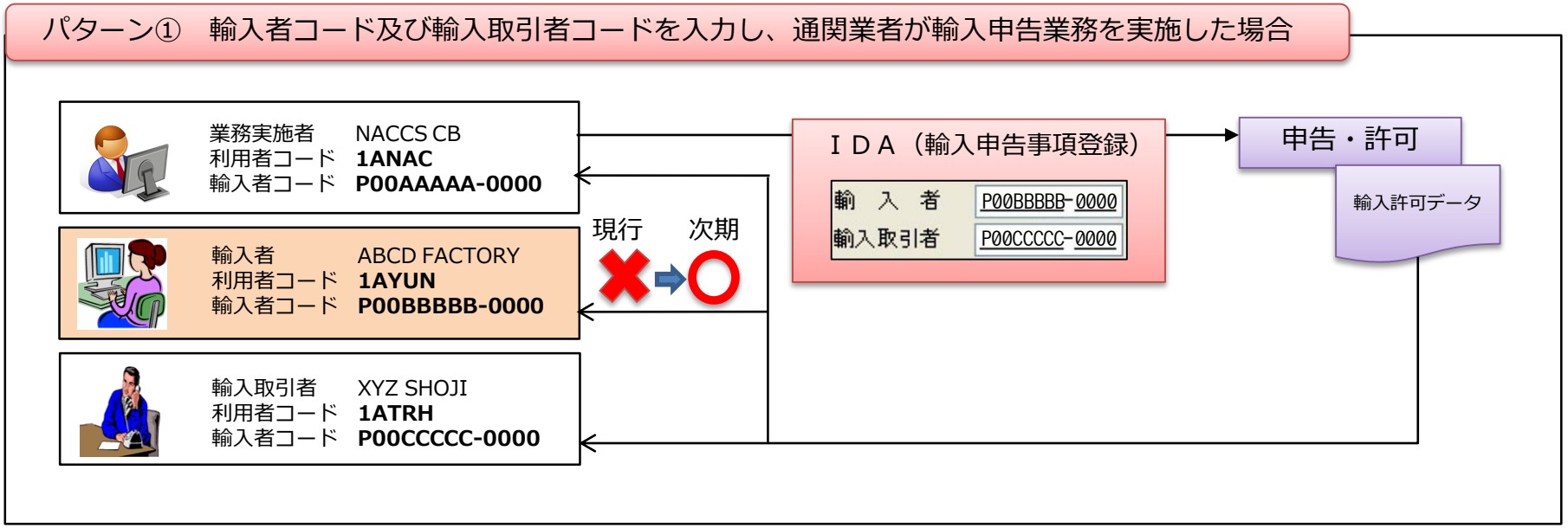

通関	航空 海上	第15回 WG	基本 Ⅳ-6-他	輸入許可データ配信先の見直し（２）

詳細仕様検討結果

パターン②　輸入者コード及び輸入取引者コードを入力し、輸入取引者が輸入申告業務を実施した場合

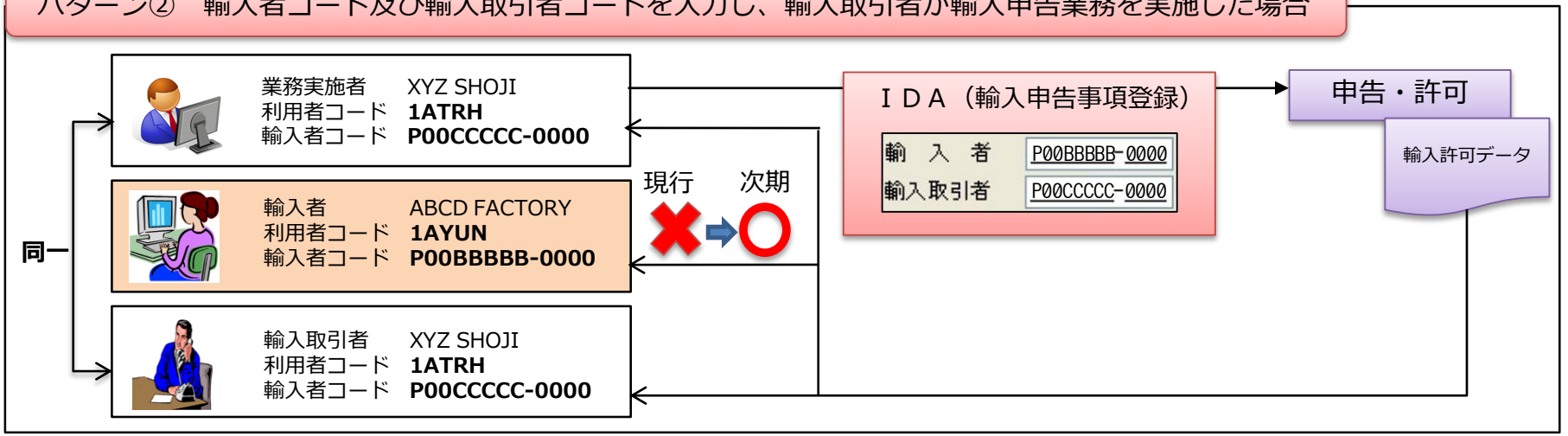

パターン③　輸入者コード及び輸入取引者コードを入力し、輸入者が輸入申告業務を実施した場合

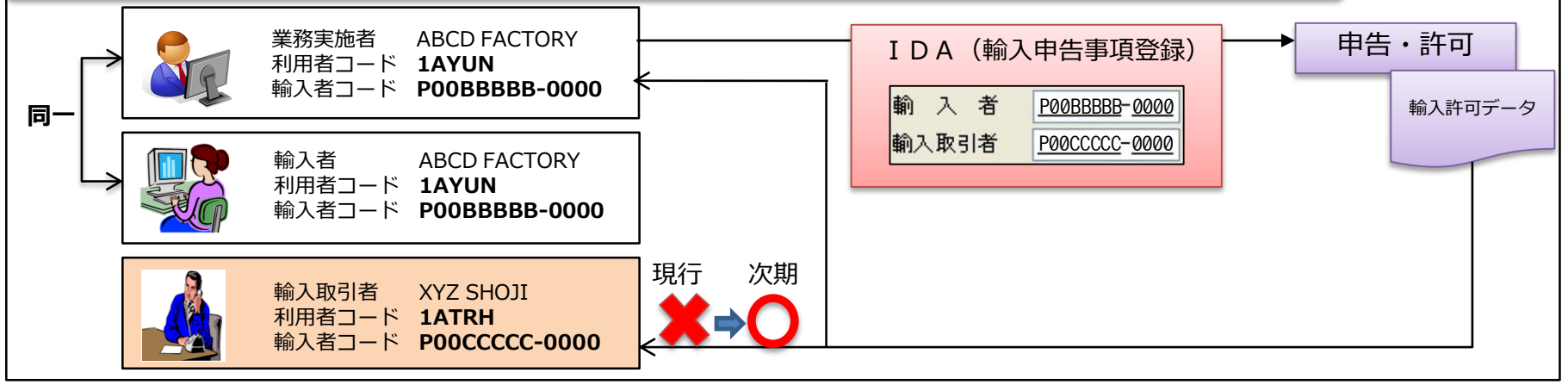

Ⅸ　詳細仕様検討結果

共通	海上	第15回 WG	基本 Ⅳ-6-他	搬入時申告起動時等におけるエラー通知の改善（パッケージソフト）（１）

・ 搬入時申告等を行い自動起動時にエラーとなった場合、エラー通知が処理結果通知電文のみであり、エラーとなったことに気付きにくい状況となっていることから、パッケージソフトにおける通知方法の改善を実施する。

詳細仕様検討結果

即時電文取り出し（メール処理方式では送受信）を行った際、パッケージソフト側で、事前に設定した処理結果通知電文の出力情報コードがエラーだった場合に、ポップアップ通知を行う機能を設ける。

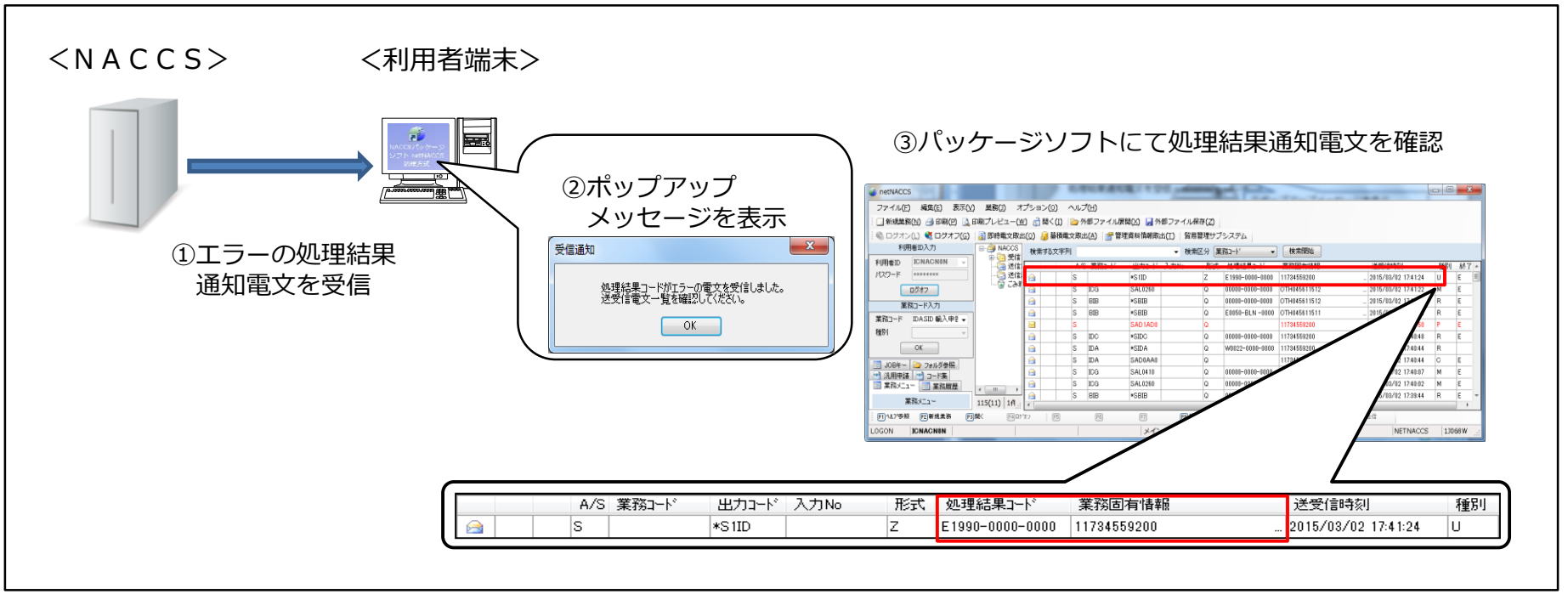

共通	海上	第15回 WG	基本 Ⅳ-6-他	搬入時申告起動時等におけるエラー通知の改善（パッケージソフト）（２）

詳細仕様検討結果

パッケージソフトにおけるポップアップ機能の設定方法

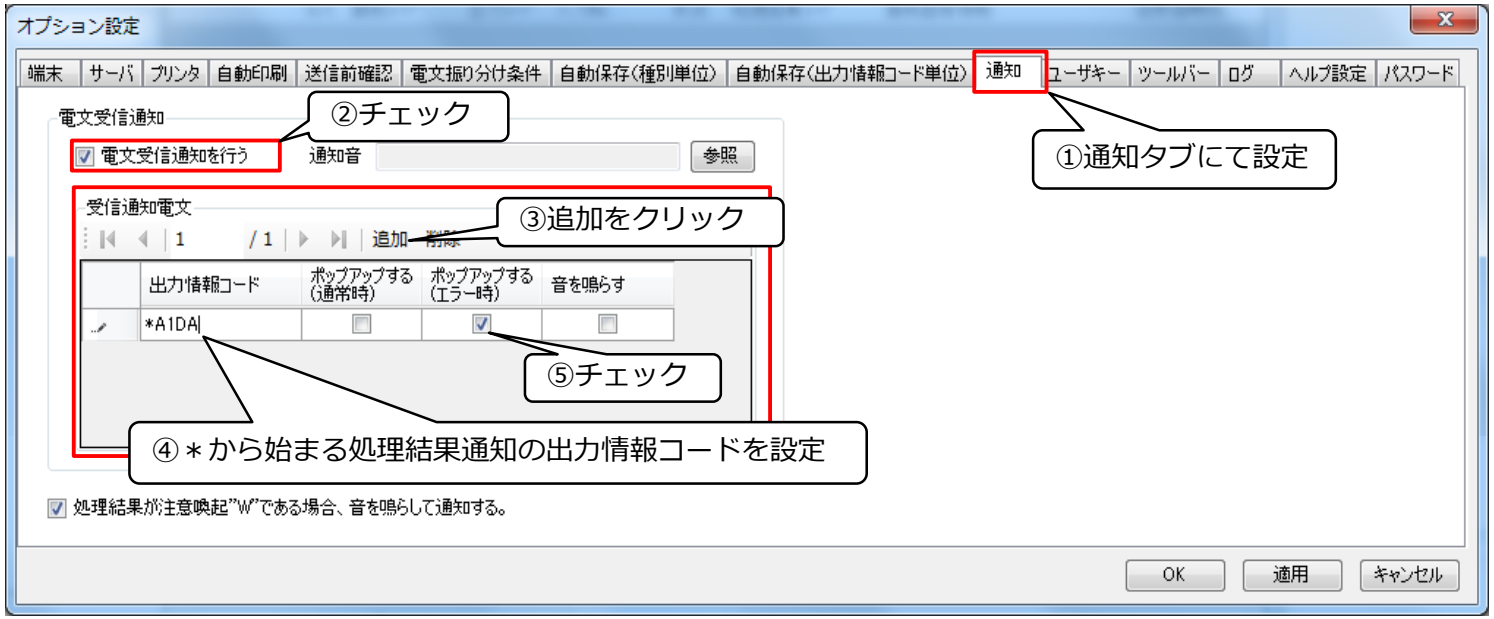

項　　目	説　　明
出力情報コード	通知対象とする電文の出力情報コードを指定する。
ポップアップする（通常時）	指定の出力情報コードの電文を受信した際にメッセージダイアログで通知するか否かを指定する。 **“チェックあり”：通知する　　“チェックなし”：通知しない**
ポップアップする（エラー時）	指定の出力情報コードの電文が処理結果通知電文（出力情報コードが＊から始まる）であり、当該電文の処理結果コードにエラーが含まれる場合にメッセージダイアログで通知するか否かを指定する。 **“チェックあり”：通知する　　“チェックなし”：通知しない**
音を鳴らす	受信した際に音で通知するか否かを指定する。 **“チェックあり”：通知する　　“チェックなし”：通知しない**

Ⅸ　詳細仕様検討結果

通関	海上	第15回 WG	基本 Ⅳ-6-他	「輸出自動車情報登録（ＭＯＡ）」業務の改善（１）

１．「輸出自動車情報呼出し（ＭＯＢ）」業務及び「輸出自動車情報照会（ＩＭＯ）」業務において出力される 輸出自動情報の出力順について、輸出整理番号の昇順から「輸出自動車情報登録（ＭＯＡ）」業務実施時の入力順に変更する。

２．ＭＯＡ業務実施時に登録結果の確認が可能となるように輸出整理番号や車両特定番号を処理結果画面に出力する。

詳細仕様検討結果

１．輸出自動車情報の出力順を、「輸出自動車情報登録（ＭＯＡ）」業務実施時の入力順に変更する。

【 変更対象業務：「輸出自動車情報呼出し（ＭＯＢ）」業務、「輸出自動車情報照会（ＩＭＯ）」業務 】

２．ＭＯＡ業務を実施した際、輸出自動車情報登録番号及び輸出自動車情報が記載されている「輸出自動車情報登録結果」を新たに出力する。

【 変更対象業務：「輸出自動車情報登録（ＭＯＡ）」業務 】

１．輸出自動車情報の出力順を「輸出自動車情報登録（ＭＯＡ）」業務実施時の入力順に変更する。

＜入力時＞

	処理区分	輸出整理番号	車両特定番号
01		5050000000000012	TEST-505
02		1010000000000003	TEST-101
03		6060000000000004	TEST-606
04		3030000000000002	TEST-303-1
05		3030000000000013	TEST-303-2
06		3030000000000024	TEST-303-3
07		2020000000000006	TEST-202

＜出力時＞

	処理区分	輸出整理番号	車両特定番号
01		5050000000000012	TEST-505
02		1010000000000003	TEST-101
03		6060000000000004	TEST-606
04		3030000000000002	TEST-303-1
05		3030000000000013	TEST-303-2
06		3030000000000024	TEST-303-3
07		2020000000000006	TEST-202

現行では輸出整理番号の昇順で出力されるが、次期では並び替えを行わず、入力時の順番のまま出力する。

通関	航空 海上	第14回 WG	基本 Ⅳ-6-他	「輸出自動車情報登録（ＭＯＡ）」業務の改善（２）

詳細仕様検討結果

２．ＭＯＡ業務を実施した際、輸出自動車情報登録結果を新規に出力する。

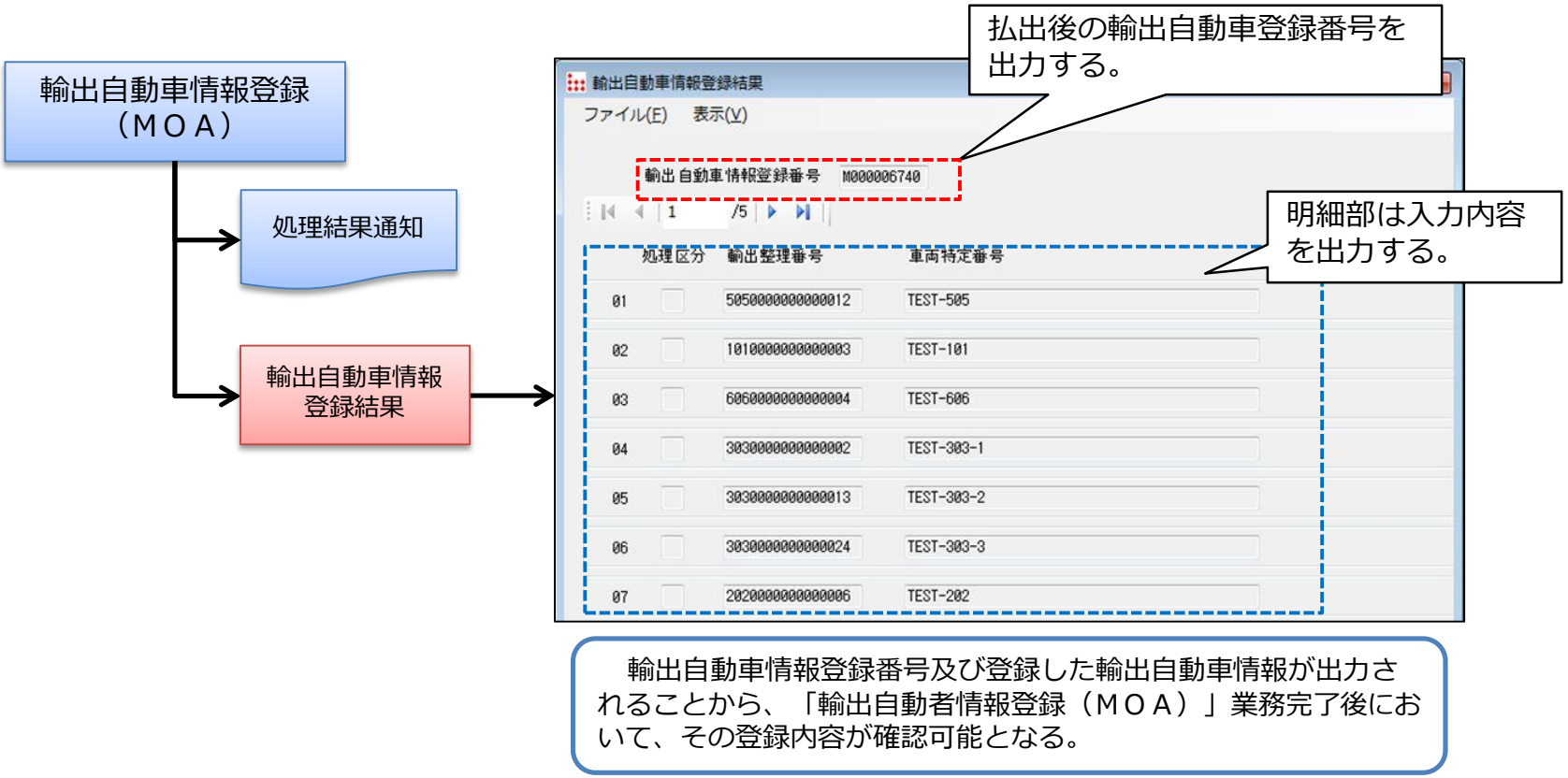

輸出自動車情報登録番号及び登録した輸出自動車情報が出力されることから、「輸出自動者情報登録（ＭＯＡ）」業務完了後において、その登録内容が確認可能となる。

Ⅸ　詳細仕様検討結果

通関	海上	第15回 WG	基本 Ⅳ-6-他	「輸入申告事項登録（ＩＤＡ）」業務における入港日のブランク化（自動補完）

・海上における「輸入申告事項登録（ＩＤＡ）」業務等において、「入港年月日」欄のブランク化を可能とし、申告時点で「入港年月日」を自動補完する機能の追加を実施する。

詳細仕様検討結果

海上においても、「入港年月日」欄をブランクのまま輸入申告事項登録及び後続の予備申告を実施することを可能とし、通常申告又は本申告時に、貨物情報から入港年月日を自動補完することとする。対象業務は以下のとおり。

①「輸入申告事項登録（ＩＤＡ）」業務　②「シングルウィンドウ輸入申告事項登録（ＳＷＡ）」業務
③「輸入申告変更事項登録（ＩＤＡ０１）」業務（予備申告中のみ）④「輸入申告（ＩＤＣ）」業務
⑤「シングルウィンドウ輸入申告（ＳＷＣ）」業務

変更となるパターン

ＩＤＡ業務時の処理結果		航空	海上	
			現行	次期
貨物ＤＢなし		正常終了	エラー	正常終了
貨物ＤＢあり	入港年月日の登録無し	正常終了	エラー	正常終了
	入港年月日の登録有り	正常終了（自動補完）	正常終了（自動補完）	正常終了（申告時に補完）

変更イメージ

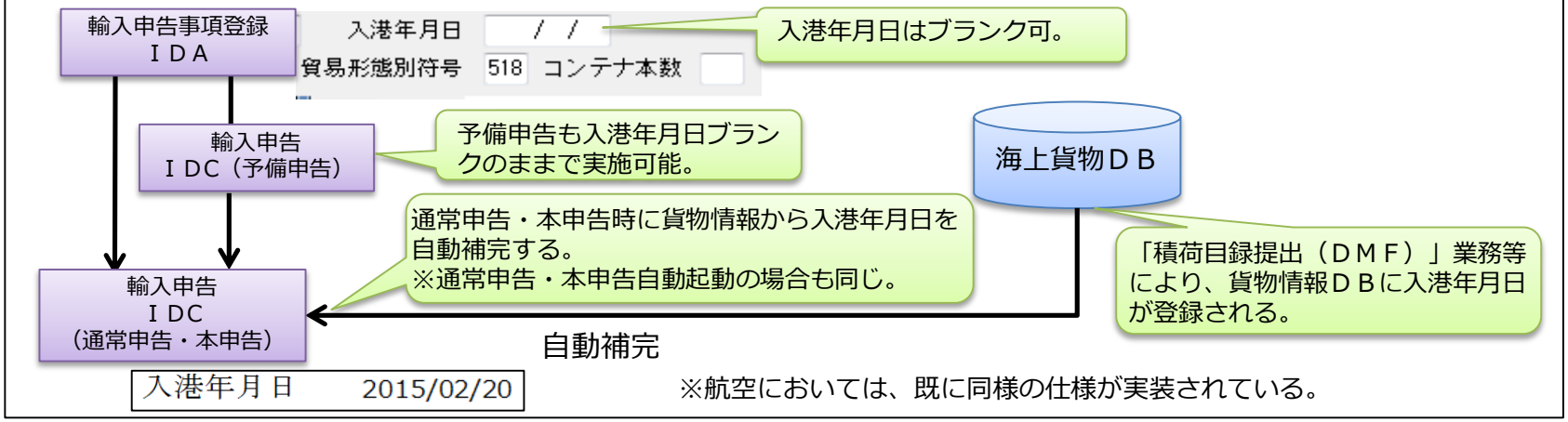

※航空においては、既に同様の仕様が実装されている。

Ⅸ　詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第12回 WG	基本 Ⅳ-6-他	特例申告納期限延長に係る据置担保、個別担保の併用可能化

・ 特例申告納期限延長において、「関税等」及び「その他の内国消費税」はいずれも据置担保から優先して引き落とされるため、据置担保と個別担保を使い分けた引落しができない場合があることについて、優先順位を見直して改善を実施する。

※関税等…関税、特殊関税、消費税及び地方消費税　※その他の内国消費税…関税等以外の内国消費税（酒税、たばこ税、揮発油税、石油石炭税等）

詳細仕様検討結果

担保登録（据置担保を登録） → 担保登録（個別担保を登録） → 特例申告（ＩＤＥ） → 担保引落し

関税等の引落しを目的として、システムに据置担保を登録

その他の内国消費税の引落しを目的として、システムに個別担保を登録

担保引落し
据置担保からのみ引落されてしまう可能性がある。

特例申告納期限延長における担保の引落し順序について
据置担保　⇒　個別担保　の順に引落し

＜問題点＞　現行においては、「関税等」及び「その他の内国消費税」とも、「据置担保」から優先して引落とされる仕様となっている。従って、税額の合計が据置担保残高以下の場合は、個別担保が登録されていても全て据置担保から引落されてしまう事象が発生する。

＜対応案＞　担保の引落し順序を「関税等」と「その他の内国消費税」とで異なるものとし、特例申告納期限延長に係る据置担保、個別担保を使い分けた引き落としを可能にする。

「関税等」の引落しは「据置担保 ⇒ 個別担保」のままとし、「その他の内国消費税」の落し順序を以下のとおり変更する。

（現行）据置担保　⇒　個別担保　　（第６次）個別担保　⇒　据置担保

Ⅸ　詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第17回 WG	基本 Ⅳ-６-他	輸入申告事項登録における「他法令識別」欄の入力件数拡大

・「輸入申告事項登録（ＩＤＡ）」業務等における他法令（食品衛生・植物防疫・動物検疫）証明識別欄における入力件数の拡大を実施する。

詳細仕様検討結果

次 期

他法令（食品衛生・植物防疫・動物検疫）識別欄における入力可能件数を、現行の届出・申請件数合計７件から合計９件に拡大する変更を行う。

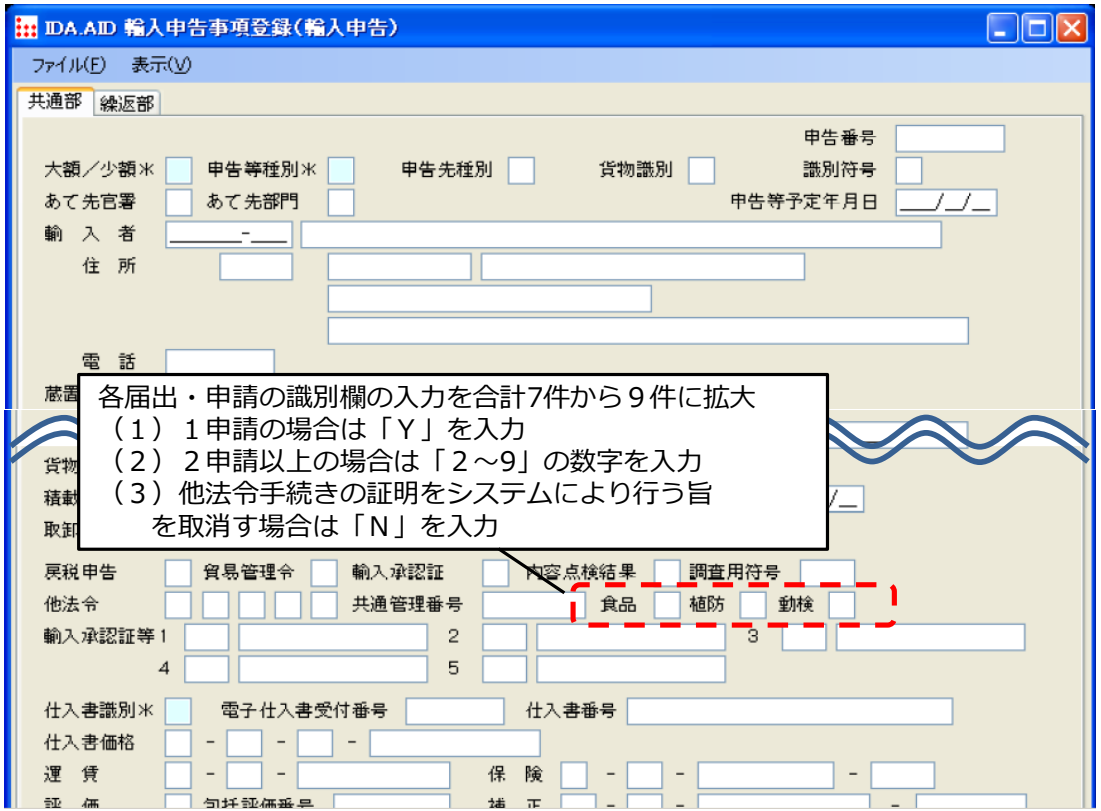

<変更対象業務>
・「輸入申告事項登録（ＩＤＡ）」業務
・「輸入申告変更事項登録（ＩＤＡ０１）」業務
・「輸入申告（ＩＤＣ）」業務
・「関連省庁申告・申請状況照会（ＩＸＸ）」業務

<変更対象帳票>
・他法令未済等確認情報
（ＳＡＤ４３７・ＡＡＤ４３７）
・関連省庁申告・申請状況照会情報
（ＳＡＤ７１６・ＡＡＤ７１６）

Ⅸ　詳細仕様検討結果

貨物	海上	第14回 WG	基本 Ⅳ-6-他	「輸出貨物情報登録（ＥＣＲ）」業務における帳票出力日時の表示

・ ＥＣＲ業務では複数回に亘って訂正が生じるケースがあるが、帳票出力時に出力順を示す情報がないため最新情報が不明になるため、帳票出力の際に出力した日時を表示するよう変更する。

詳細仕様検討結果

ＥＣＲ業務において出力される以下の電文について、電文ヘッダの出力共通項目にある「電文受信日時」(ＮＡＣＣＳサーバで処理要求を受け付けた年月日、時分）を「ｙｙｙｙ／ＭＭ／ｄｄ ＨＨ：ｍｍ」の形式で新たに表示する。

なお、本変更は、端末テンプレートの修正のみであり、電文自体には項目追加等は発生しない。

【対象電文】 ①　輸出貨物登録情報（ＳＡＴ００５） ②　輸出貨物訂正情報（ＳＡＴ００６） ③　輸出貨物取消情報（ＳＡＴ００７）

表示例：輸出貨物登録情報
（ＳＡＴ００５）

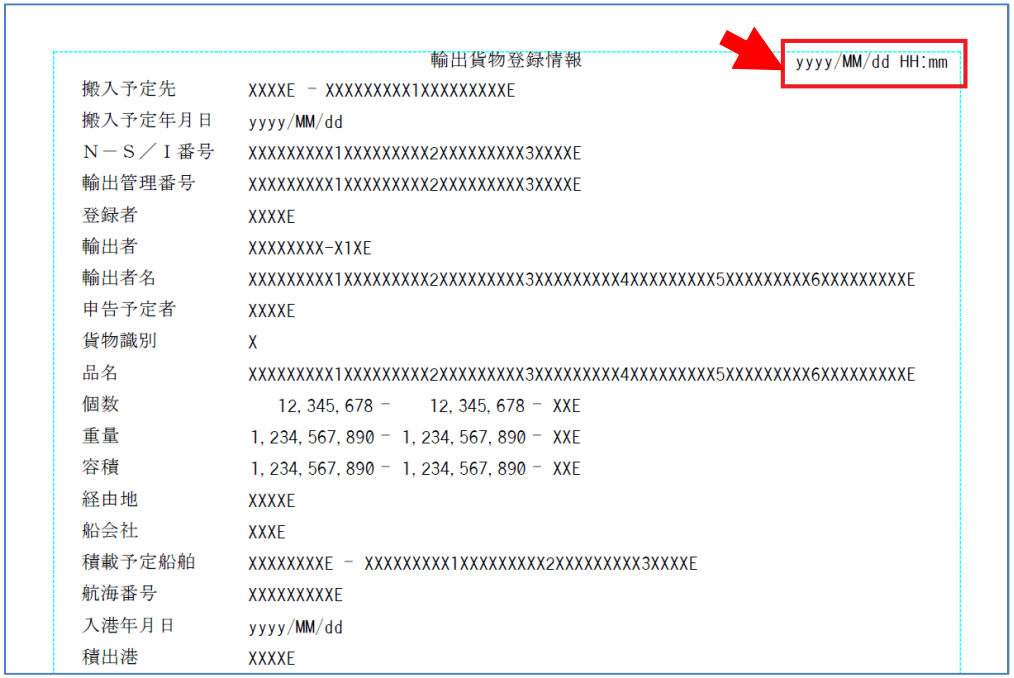

輸出貨物登録情報　　yyyy/MM/dd HH:mm

搬入予定先	XXXXE － XXXXXXXXX1XXXXXXXXE
搬入予定年月日	yyyy/MM/dd
Ｎ－Ｓ／Ｉ番号	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
輸出管理番号	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
登録者	XXXXE
輸出者	XXXXXXXX-X1XE
輸出者名	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXXXXX4XXXXXXXXX5XXXXXXXXX6XXXXXXXXXE
申告予定者	XXXXE
貨物識別	X
品名	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXXXXX4XXXXXXXXX5XXXXXXXXX6XXXXXXXXXE
個数	12,345,678 －　12,345,678 － XXE
重量	1,234,567,890 － 1,234,567,890 － XXE
容積	1,234,567,890 － 1,234,567,890 － XXE
経由地	XXXXE
船会社	XXXE
積載予定船舶	XXXXXXXXE － XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
航海番号	XXXXXXXXXE
入港年月日	yyyy/MM/dd
積出港	XXXXE

Ⅸ　詳細仕様検討結果

動物検疫	航空海上	第20回WG	基本Ⅳ-13	「輸入畜産物検査申請事項登録（ＩＬＡ）」業務における入力項目の見直し

・「輸入畜産物検査申請事項登録（ＩＬＡ）」業務に「Ｈ／Ｃ原本保有」の入力欄を追加する。

詳細仕様検討結果

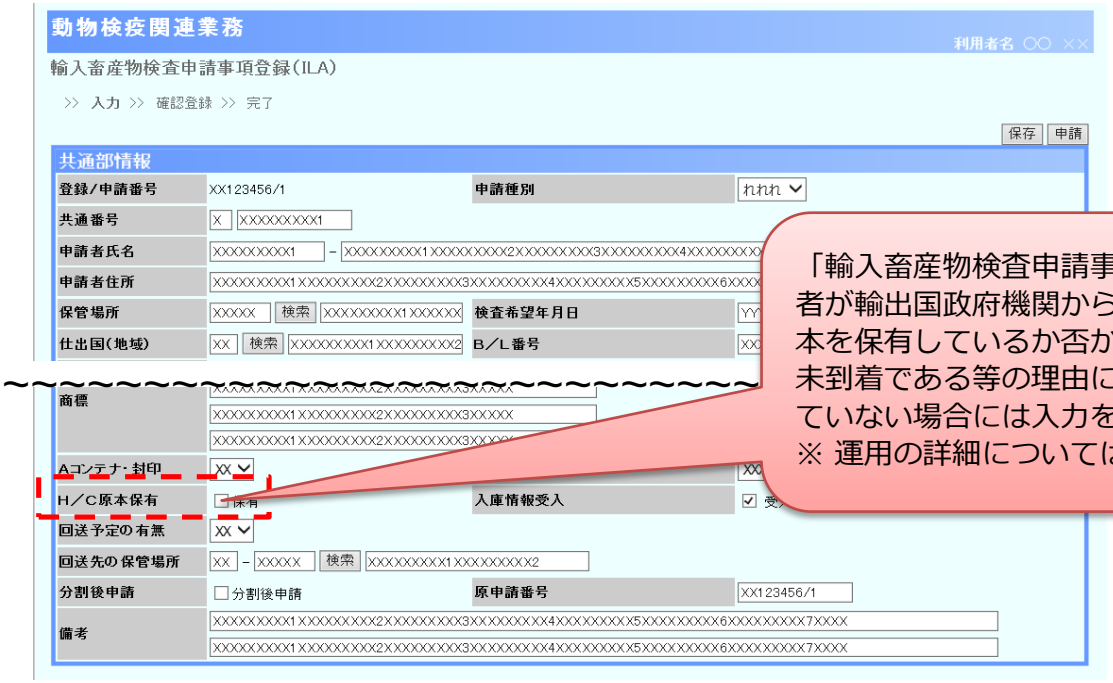

「輸入畜産物検査申請事項登録（ＩＬＡ）」業務で、申請者が輸出国政府機関から発行された証明書（Ｈ／Ｃ）の原本を保有しているか否かの入力を行う。輸出国から原本が未到着である等の理由により、申請者がコピーしか保有していない場合には入力を行わない。
※ 運用の詳細については動物検疫所にて検討中

変更対象業務一覧

項番	業務コード	対象業務	項番	業務コード	対象業務
1	ＩＬＡ	輸入畜産物検査申請事項登録	5	ＩＩＬ	輸入畜産物検査申請情報照会
2	ＩＬＢ	輸入畜産物検査申請事項呼出し	6	ＳＷＡ	シングルウィンドウ輸入申請事項登録
3	ＩＬＹ	輸入畜産物回送申請事項呼出し	7	ＣＡＪ００１	輸入畜産物検査申請事項登録入力控情報
4	ＩＬＣ	輸入畜産物検査申請	8	ＣＡＪ００４	輸入畜産物検査申請情報

Ⅸ　詳細仕様検討結果

動物検疫	航空海上	第15回WG	基本Ⅳ-13	「輸入畜産物検査申請（到着前）」業務における到着後申請の自動起動化（１）

・「輸入畜産物検査申請（ＩＬＣ）」業務において貨物到着前申請（入庫情報受入＝Ｙ）を行った場合に、貨物の搬入確認登録業務を契機として、貨物到着後申請を自動起動させる機能を追加する。

詳細仕様検討結果

「輸入畜産物検査申請（ＩＬＣ）」業務において、「申請種別：到着前（Ｂ）」かつ「入庫情報受入：あり（Ｙ）」が入力されている場合、貨物の搬入確認登録業務実施時に、「申請種別：到着後（Ａ）」として「輸入畜産物検査申請（ＩＬＣ）」業務を自動起動する。

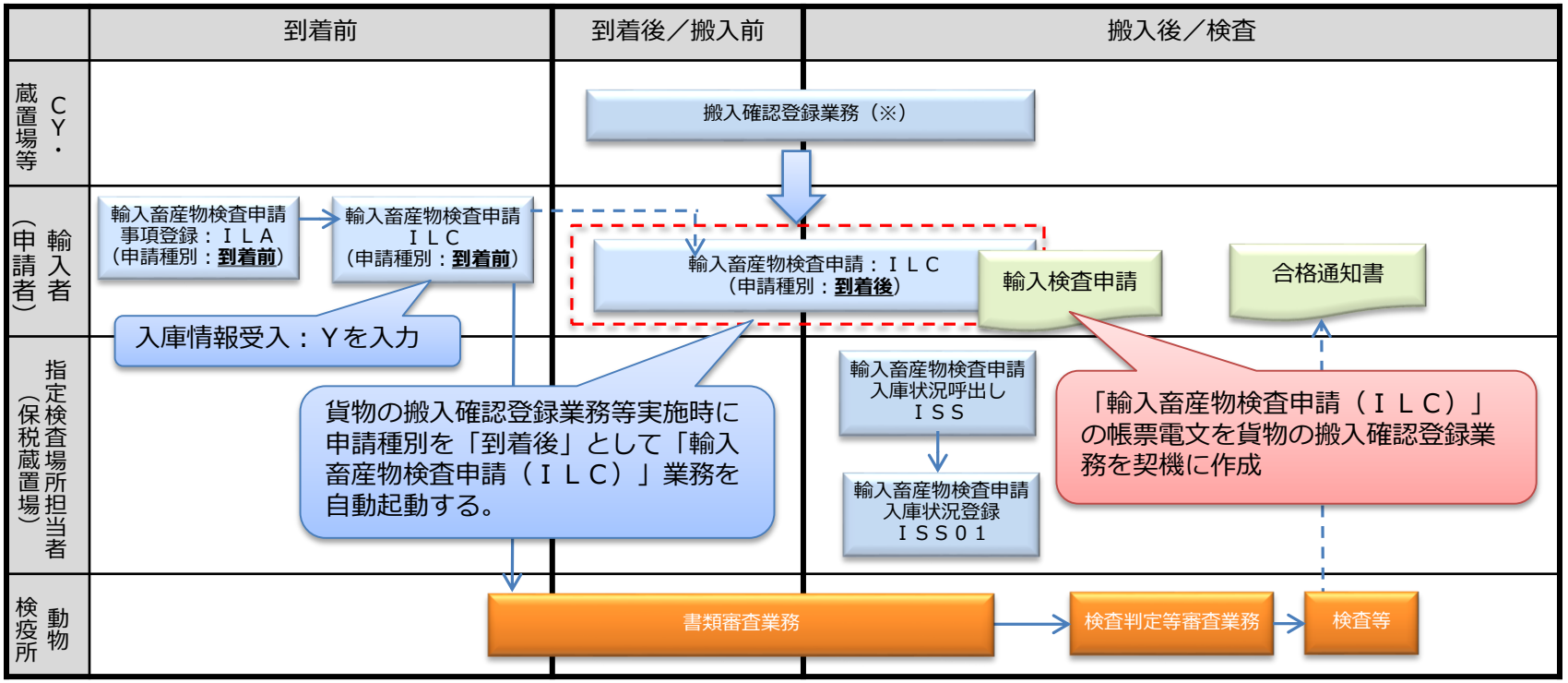

※輸入畜産物検査申請の自動起動の契機となる代表的な搬入確認登録業務は以下のとおり。
① 海上：「船卸確認登録（一括）（ＰＫＩ）」業務、「船卸確認登録（個別）（ＰＫＫ）」業務、「ＣＹ搬入確認登録（ＣＹＡ）」業務 等
② 航空：「貨物確認情報登録（ＰＫＧ）」業務、「混載貨物確認情報登録（ＨＰＫ）」業務 等

動物検疫	航空海上	第15回WG	基本Ⅳ-13	「輸入畜産物検査申請（到着前）」業務における到着後申請の自動起動化（２）

詳細仕様検討結果

【参考】自動起動を利用する場合は、以下の入力を行う。

輸入畜産物検査申請（ＩＬＡ応答画面（ＩＬＣ））

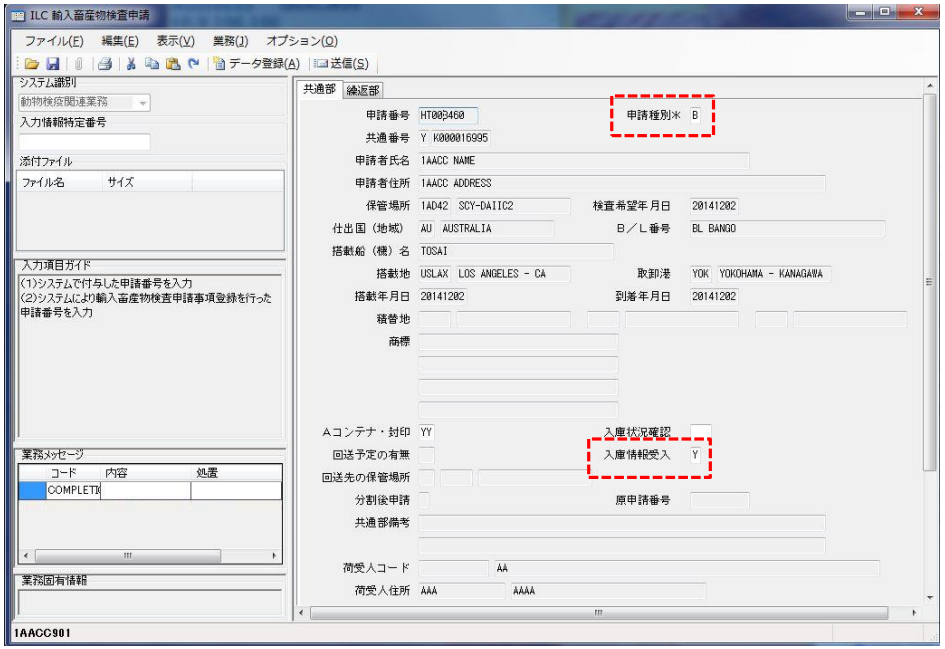

輸入畜産物検査申請（ＩＬＣ）

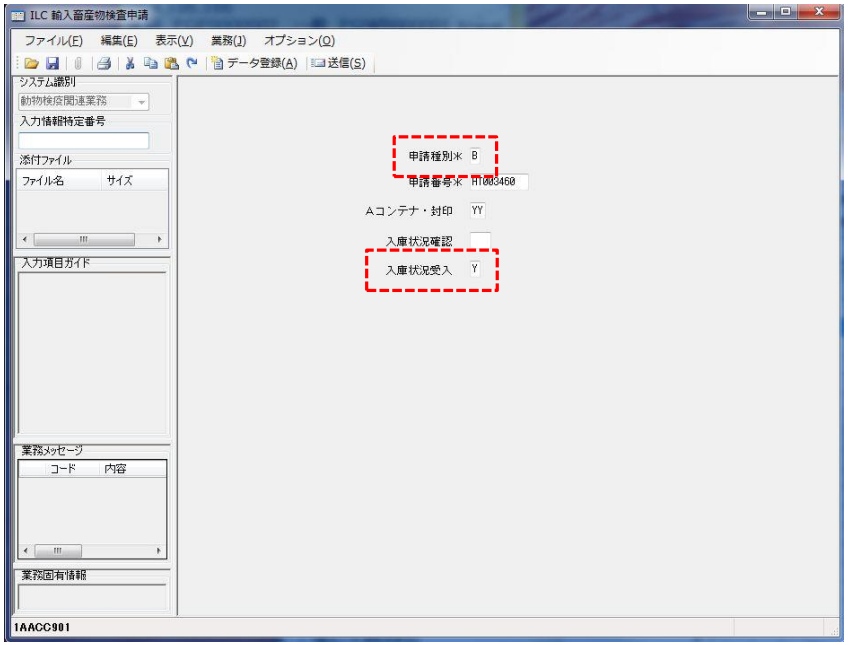

申請種別を「Ｂ：到着前」　入庫情報受入を「Ｙ：あり」

※ 自動起動させるための特別な種別や入力は無い。

　輸入畜産物検査申請情報として登録したＢ／Ｌ番号に対して、貨物の搬入確認登録業務が実施された場合には、貨物到着後の申請（申請種別：到着後）として「輸入畜産物検査申請（ＩＬＣ）」業務が自動起動される。

　なお、従来どおり 貨物の搬入確認登録業務実施前に 手動で貨物到着後の申請（申請種別：到着後）として「輸入畜産物検査申請（ＩＬＣ）」業務を実施することも可能とする。

Ⅸ　詳細仕様検討結果

動物検疫	航空海上	第15回WG	基本Ⅳ-13	「輸入犬等検査申請事項登録（ＩＱＡ）」業務等の改善（１）

・「輸入犬等検査申請事項登録（ＩＱＡ）」業務等におけるユーザビリティ向上等、業務の改善を実施する。

詳細仕様検討結果

１．輸出入犬等業務のユーザービリティ向上対応

- 輸入犬等検査申請及び輸出犬等検査申請について、ユーザビリティを考慮した画面表示とし、画面ごとに保存機能を設ける。
- 犬等の事項登録業務等で入力できる「荷受人住所」及び「荷送人住所」の入力欄を４欄から１欄として登録を行う。

○ 例　輸入犬等検査申請事項登録（ＩＱＡ）

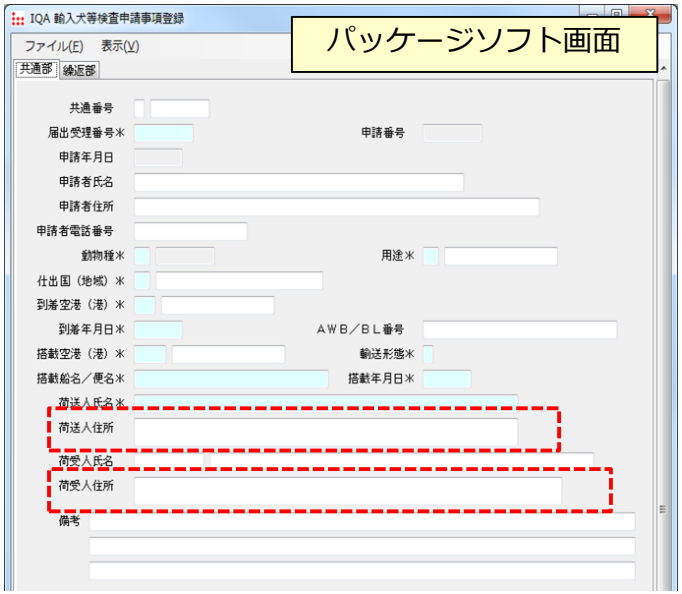

変更対象業務一覧

業務コード	業　務　名	業務コード	業　務　名
ＩＱＡ	輸入犬等検査申請事項登録	ＩＱＣ	輸入犬等検査申請
ＩＱＡ０１	輸入犬等検査申請事項登録（試験研究用）	ＥＱＡ	輸出犬等検査申請事項登録
ＩＱＢ	輸入犬等検査申請事項呼出し	ＥＱＢ	輸出犬等検査申請事項呼出し
ＩＱＹ	輸入犬等検査申請事項呼出し（届出情報利用）		

※ＩＱＢ業務による「共通管理番号」呼出しや、ＩＱＡ業務により共通管理番号を要求した場合は、荷受人住所及び荷送人住所の項目は共通項目として補完しない。

動物検疫	航空海上	第15回WG	基本 Ⅳ-13	「輸入犬等検査申請事項登録（ＩＱＡ）」業務等の改善（２）

詳細仕様検討結果

２．輸出入犬等業務の狂犬病予防接種欄、抗体検査機関に係る欄の追加

➢　「狂犬病予防接種」に関する６～10欄の項目 及び「狂犬病抗体検査情報」に関する「抗体検査2、３」の項目を新規に追加する。

○ 例　輸入犬等検査申請事項登録（ＩＱＡ）

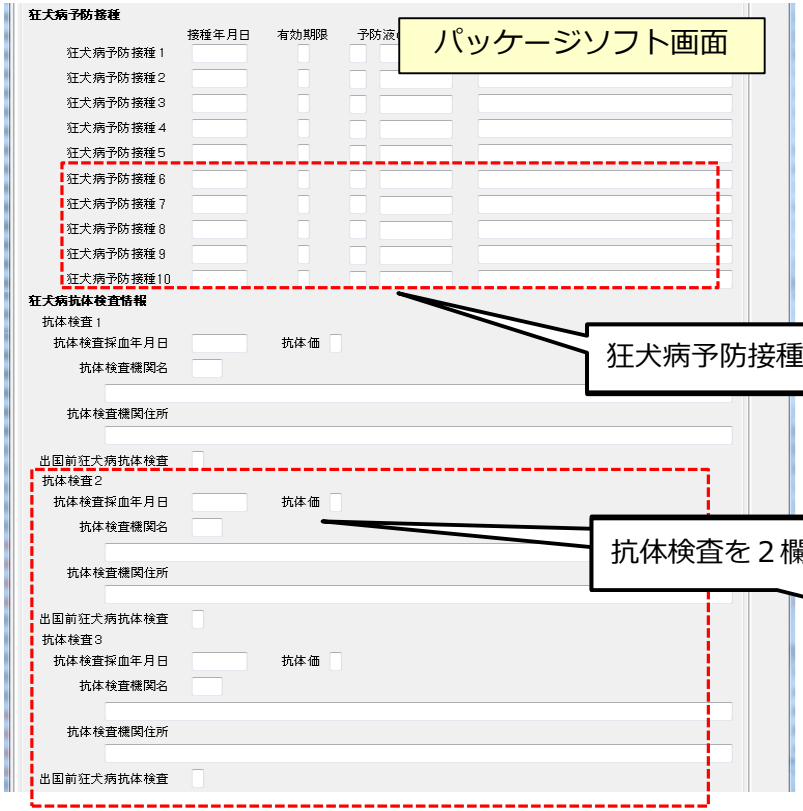

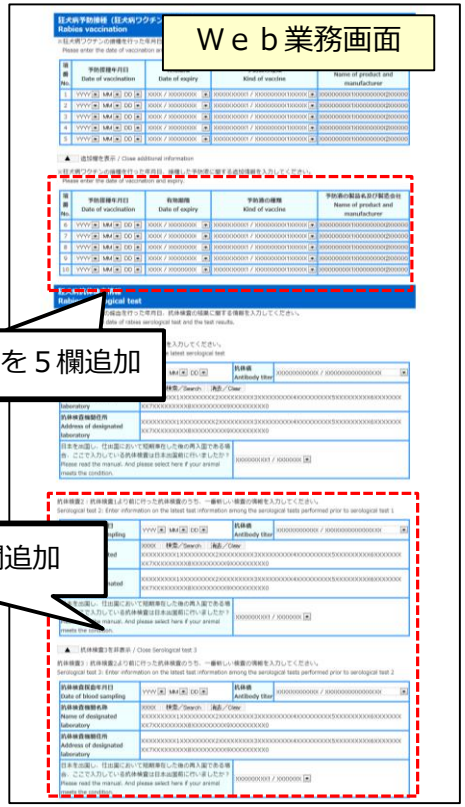

➢変更対象業務

業務コード	対象業務
ＩＱＡ	輸入犬等検査申請事項登録
ＥＱＡ	輸出犬等検査申請事項登録

➢変更対象帳票（項目追加）

変更対象帳票
狂犬病予防法及び家畜伝染病予防法に基づく犬の輸入検査申請情報（ＣＡＪ０２３）
狂犬病予防法に基づく動物の輸入検査申請情報（ＣＡＪ０２４）
犬等の検疫検査結果通知情報（ＣＡＪ０２９）※輸入
狂犬病予防法及び家畜伝染病予防法に基づく犬の輸出検査申請情報（ＣＡＪ０４５）
狂犬病予防法に基づく動物の輸出検査申請情報（ＣＡＪ０４６）
犬等の検疫検査結果通知情報（ＣＡＪ０４８）※輸出

Ⅸ　詳細仕様検討結果

植物防疫	航空海上	第15回WG	基本Ⅳ-13	「植物等輸入検査申請事項登録（ＩＰＡ）」業務等の改善（１）

・「植物等輸入検査申請事項登録（ＩＰＡ）」業務における卸下（しゃか）場所のコード化　及び　「植物等輸入検査申請（ＩＰＣ）」業務における検査申請控に申請年月日を出力する機能　を追加する。

詳細仕様検討結果

１．「植物等輸入検査申請事項登録（ＩＰＡ）」業務等に「卸下場所コード」欄を追加し、入力コードに応じた保税地域略称を表示する。
なお、Ｗｅｂ業務では「卸下場所コード」欄及び「検索ボタン」を追加し、「卸下場所コード」を検索できるようにする。

○ 例「植物等輸入検査申請事項登録（ＩＰＡ）」業務

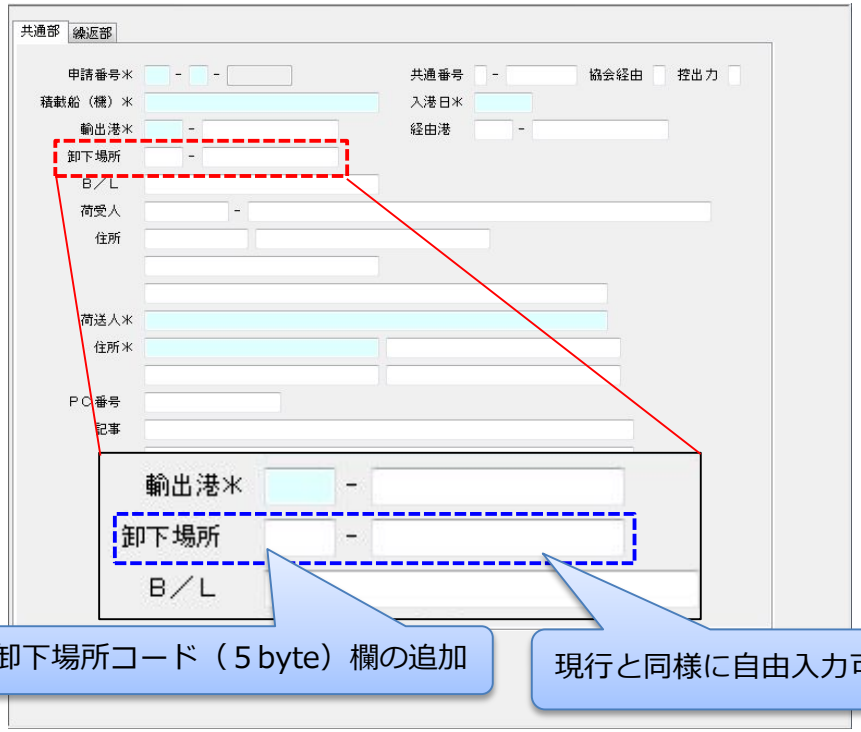

「植物等輸入検査申請事項呼出し（ＩＰＢ）」業務で共通管理番号呼出しを行った場合には、「卸下場所コード」　欄に保税地域コードを補完する。

「卸下場所コード」欄の追加により、
変更対象となる業務は以下のとおり。

業務コード	業務名称
ＩＰＡ	植物等輸入検査申請事項登録
ＩＰＢ	植物等輸入検査申請事項呼出し
ＩＰＣ	植物等輸入検査申請
ＩＩＰ	植物等輸入検査現況照会
ＳＷＡ	シングルウィンドウ輸入申告事項登録

植物防疫	航空海上	第15回WG	基本Ⅳ-13	「植物等輸入検査申請事項登録（ＩＰＡ）」業務等の改善（2）

詳細仕様検討結果

2．「植物、輸入禁止品等輸入検査申請控情報（ＣＨＡ００５）」に電文受信日時（ＮＡＣＣＳセンターサーバで処理要求を受け付けた日時）を申請年月日として「ｙｙｙｙmmｄｄ」の形式で表示する。

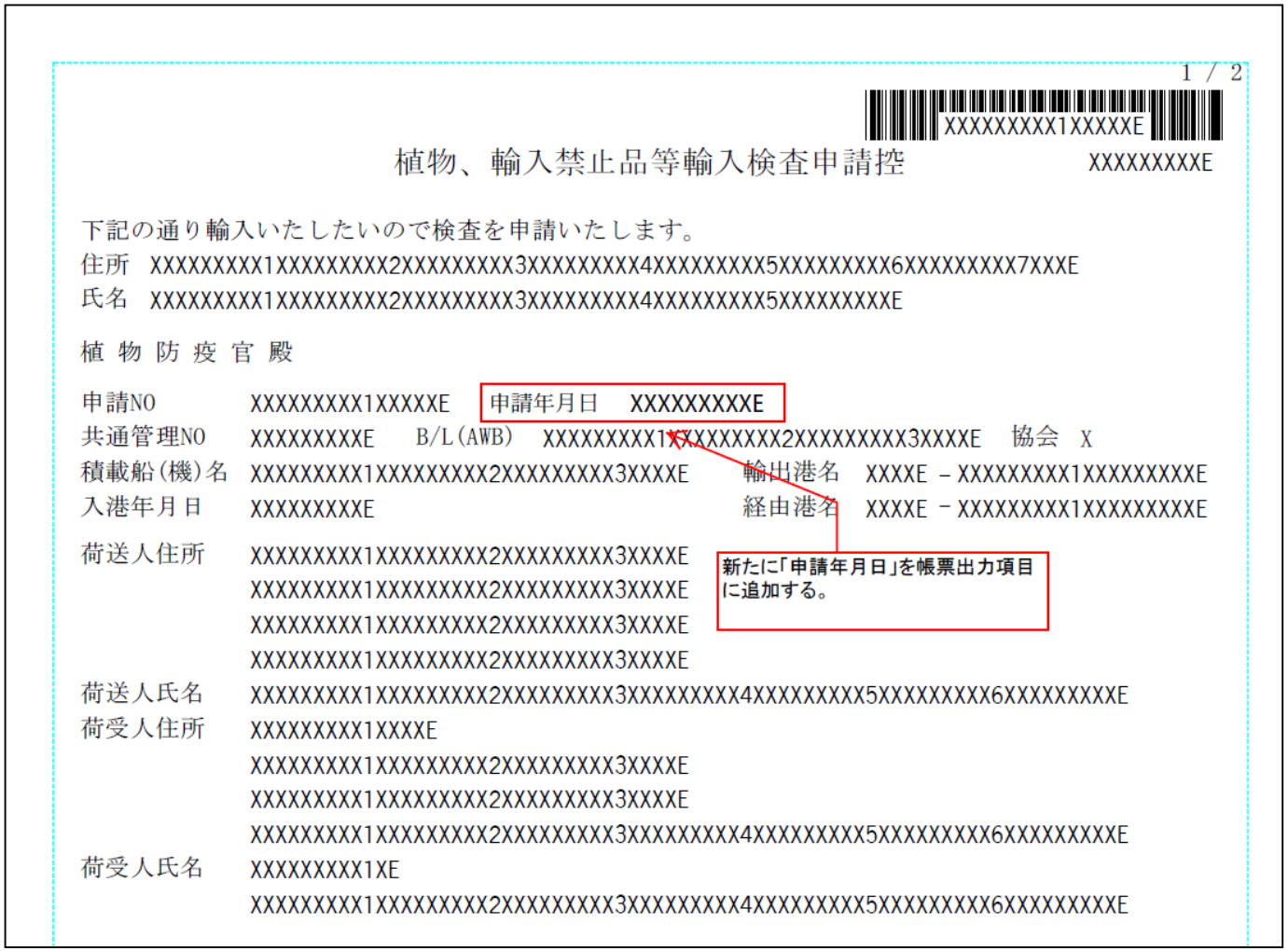

植物防疫	航空海上	第17回WG	基本Ⅳ-13	植物等輸入検査業務における木材検疫要綱「認可証明書」の交付

・ 木材の輸入検査を行った場合、認可証明書には「下記植物等は、植物防疫法による輸入検査を終了し、輸入認可したことを証明する。」の固定文言を表示しているが、木材検疫要綱に適した「認可証明書」に変更する。

詳細仕様検討結果

木材の輸入検査を行った場合、木材検疫要綱に基づく文言を表示する。（植物輸入認可証明書情報（ＣＡＨ０１４））

植物輸入認可証明書

10XXXXXXXX
３ＸＸ　5XXXX

申請番号　16XXXXXXXXXXXXXX
共通管理番号　10XXXXXXXX
B/L番号　35XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

申請者　38XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
22XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
申請年月日　10XXXXXXXX
植物輸入認可証明書発行年月日　10XXXXXXXX
１６ＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸ
植物防疫官　１０ＸＸＸＸＸＸＸＸ

下記植物等は、植物防疫法による輸入検査を終了し、輸入認可したことを証明する。

積載船(機)名　35XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX　輸送方法の区別　７ＸＸＸＸＸＸ
検査年月日　10XXXXXXXX

荷送人住所　35XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
35XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
35XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
35XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
荷送人氏名　70XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
荷受人住所　15XXXXXXXXXXXXX
35XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
35XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
70XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
荷受人氏名　85XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
認可条件　３５ＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸ
３５ＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸ
３５ＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸ
３５ＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸ
３５ＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸ

2X　種類・名称　40XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
ブランド・品種名　15XXXXXXXXXXXXX　梱数　10XXXXXXXX　2X　数量　12XXXXXXXXXX　4XXX

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

2X　種類・名称　40XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
ブランド・品種名　15XXXXXXXXXXXXX　梱数　10XXXXXXXX　2X　数量　12XXXXXXXXXX　4XXX

2X　種類・名称　40XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
ブランド・品種名　15XXXXXXXXXXXXX　梱数　10XXXXXXXX　2X　数量　12XXXXXXXXXX　4XXX

2X　種類・名称　40XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
ブランド・品種名　15XXXXXXXXXXXXX　梱数　10XXXXXXXX　2X　数量　12XXXXXXXXXX　4XXX

３ＸＸ

現状は左記の文言が表示されるが、次期では、木材の輸入検査を行った場合、木材検疫要綱に基づいた文言を表示するように変更する。
（植物防疫所職員が行う、結果登録業務の検査類別（通常検査、隔離、木材検疫要綱等）で選択した内容に応じて適切な文言を表示する。なお、検査類別に応じた出力文言が異なる場合には複数の帳票を出力することとする。）

Ⅸ　詳細仕様検討結果

植物防疫	航空海上	第15回WG	基本Ⅳ-13	輸出植物検査申請業務等のＮＡＣＣＳ-ＥＤＩ化

・輸出植物の検査申請業務についてＮＡＣＣＳ-ＥＤＩ業務も提供し、ＮＡＣＣＳ端末や自社システムからの業務を実施可能とする。

詳細仕様検討結果

現在、Ｗｅｂ業務にて提供している輸出植物の検査申請業務について、ＮＡＣＣＳ-ＥＤＩ業務も提供する。
対象業務は、下図破線で囲まれている業務とする。

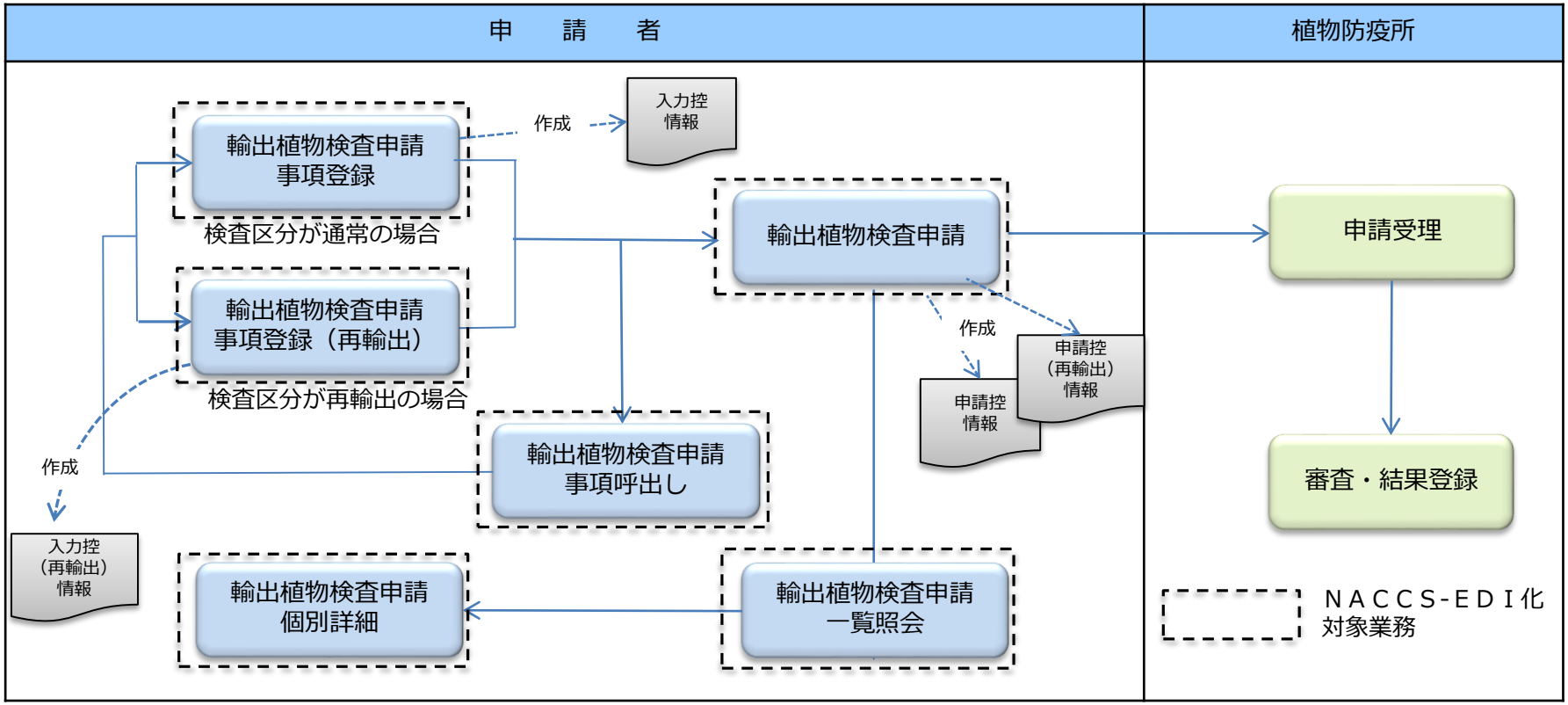

Ⅸ　詳細仕様検討結果

食品 検疫	航空 海上	第15回 第16回 WG	基本 Ⅳ-13	「食品等輸入届出事項登録（ＩＦＡ）」業務等の改善（１）

・「食品等輸入届出事項登録（ＩＦＡ）」業務等の改善を実施する。

詳細仕様検討結果

「食品等輸入届出事項登録（ＩＦＡ）」業務等について以下の改善等を実施する。

1．ＩＦＡ業務等の事項登録業務における「品目名」、「原材料・材質名」、「添加物・成分名」、「製造方法名」の各欄を英名から和名出力に変更する。

2．事項登録業務等の「原材料・材質コード」「原材料・材質名」「添加物コード」「添加物・成分名」の欄数を15欄から拡張する。なお、「原材料・材質コード」「原材料・材質名」「添加物・成分コード」「添加物・成分名」が15欄を超えた場合は、超過分は新たに「入力控別紙」を作成し出力する。

3．事項登録業務等の「原材料・材質名」「製造方法名」の各欄を画面出力項目から画面入力項目に変更する。「原材料・材質コード」、「製造加工方法コード」にバスケットコードを入力した場合に補完入力を可能とする。なお、入力控に出力する際は、画面に入力した内容を出力する。

4．事項登録業務等における画面入力項目及び画面/帳票出力項目として「商品名・ブランド名」欄を新たに追加する。

5．事項登録業務等における「試験成績書有無」、「コレラ証明書有無」の各欄を削除する。

6．事項登録業務等における「継続」欄に「初回」、「継続」、「更新」の区別を入力できるように変更する。

7．食品等輸入届出業務等において添付ファイルの送付が可能となることから、別途で書面の書類が提出されるか否かを入力する欄を新たに追加する。

食品検疫	航空海上	第15回 第16回 WG	基本 Ⅳ-13	「食品等輸入届出事項登録（ＩＦＡ）」業務等の改善（２）

詳細仕様検討結果

「食品等輸入届出事項登録（ＩＦＡ）」業務等における、前記７項目の改善内容イメージは下記のとおりである。

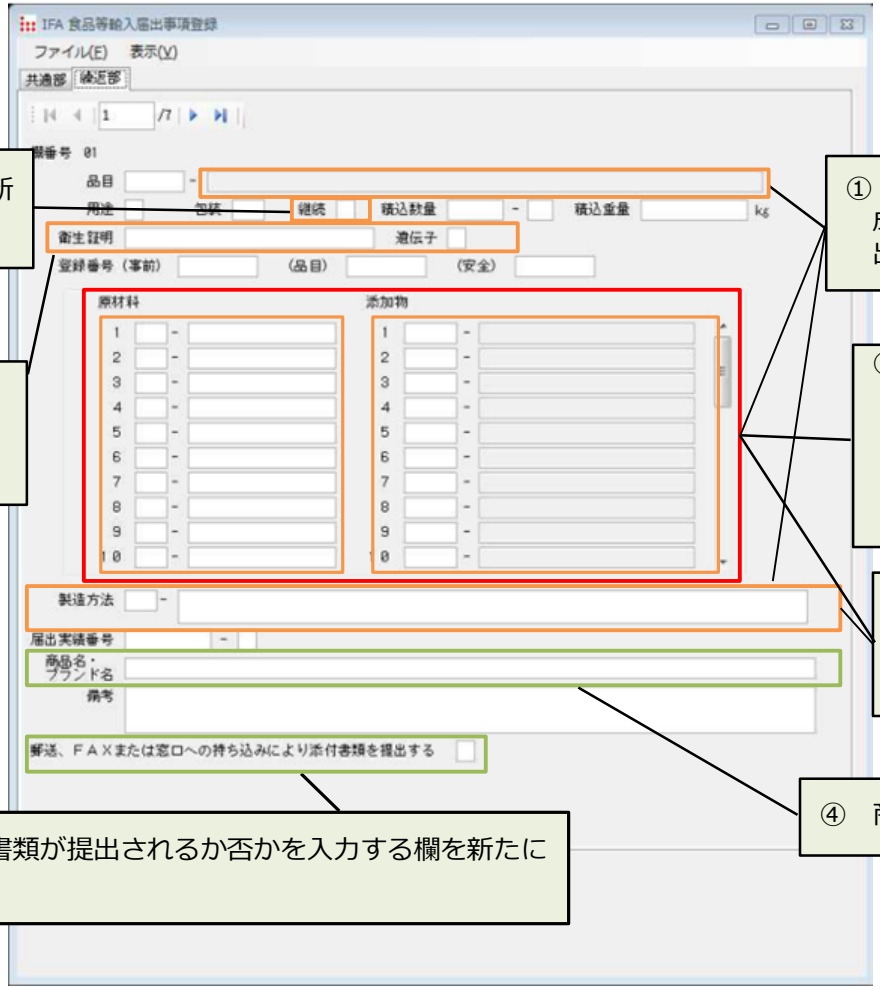

⑤　「継続」欄に初回輸入、継続、更新の区別を入力するように変更する

⑥　試験成績書有無及びコレラ証明書有無の入力項目を削除し、遺伝子組換えの種類を衛生証明書番号の右に移動する。

①　品目名、原材料・材質名、添加物・成分名、製造方法名を英名から和名出力に変更

②　原材料コード、原材料名、添加物コード、添加物名を拡張。「入力控別紙」を新規作成し、原材料・材質コード、原材料・材質名、添加物コード、添加物・成分名が15欄を超えた場合に出力

③　原材料・材質名、製造方法名を入力項目に変更。原材料・材質コード、製造加工方法コードがバスケットコードの時は入力

④　商品名・ブランド名を追加

⑦　別途で書面の書類が提出されるか否かを入力する欄を新たに追加する。

食品 検疫	航空 海上	第15回 第16回 WG	基本 Ⅳ-13	「食品等輸入届出事項登録（ＩＦＡ）」業務等の改善（３）

詳細仕様検討結果

１．変更対象業務

項番	業務コード	業　務　名　称
1	ＩＦＡ	食品等輸入届出事項登録
2	ＩＦＢ	食品等輸入届出事項呼出し
3	ＩＦＣ	食品等輸入届出
4	ＩＦＤ	食品等輸入届出変更事項呼出し
5	ＩＦＡ０１	食品等輸入届出変更事項登録
6	ＩＦＥ	食品等輸入届出変更
7	ＩＦＧ／ＩＦＧ０１	事前届出搬入連絡
8	ＳＷＡ	シングルウィンドウ輸入申告事項登録
9	ＩＩＦ	食品等輸入届出情報照会
10	ＲＩＦ	食品等輸入届出控再出力

２．変更対象帳票

項番	出力情報コード	帳　票　名　称
1	ＣＡＧ００１	食品等輸入届出事項登録入力控情報
2	ＣＡＧ００４	食品等輸入届出控情報
3	ＣＡＧ００６	食品等輸入届出変更事項登録入力控情報
4	ＣＡＧ００８	食品等輸入届出変更控情報
5	ＣＡＧ０１２	食品等輸入届出控再出力情報

Ⅸ　詳細仕様検討結果

食品検疫	航空海上	第16回WG	基本Ⅳ-13	連絡書に対する民間利用者からの返答機能（食品届出関係）（１）

・検疫所から利用者に対し発行する連絡書に対して、利用者がＮＡＣＣＳにより返答（連絡）できる機能を提供する。

詳細仕様検討結果

検疫所が発行する連絡書に対して利用者がコメントを返答（連絡）できる業務を新規追加する。

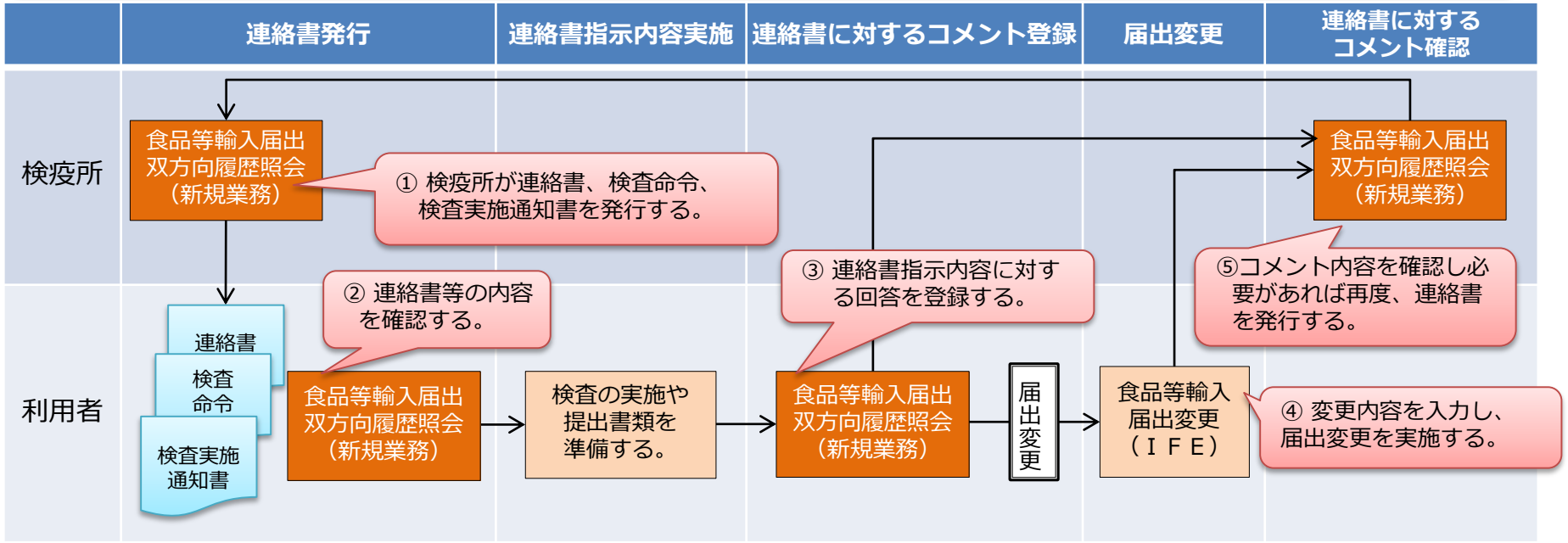

➢ 変更対象業務

業務コード	業務名称
ＩＦＥ	食品等輸入届出変更
ＣＦＨ／ＣＦＨ０１	双方向履歴照会　【新設】

➢ 変更対象帳票

出力情報コード	帳票名称
ＣＡＧ０１５	検査実施通知書情報
ＣＡＧ０１６	連絡書情報

食品検疫	航空海上	第16回WG	基本Ⅳ-13	連絡書に対する民間利用者からの返答機能（食品届出関係）（２）

詳細仕様検討結果

１．双方向履歴照会の画面イメージ

双方向履歴照会呼出し【新設】

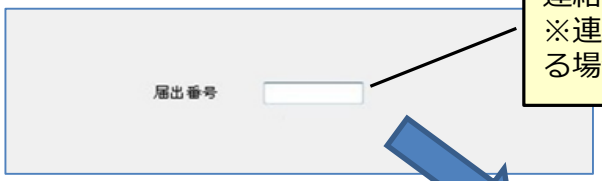

連絡書に対する返答をするために、該当の届出番号を入力する。
※連絡書、検査命令、検査実施通知書のいずれかが出力されている場合に呼び出しが可能になります。

双方向履歴照会【新設】

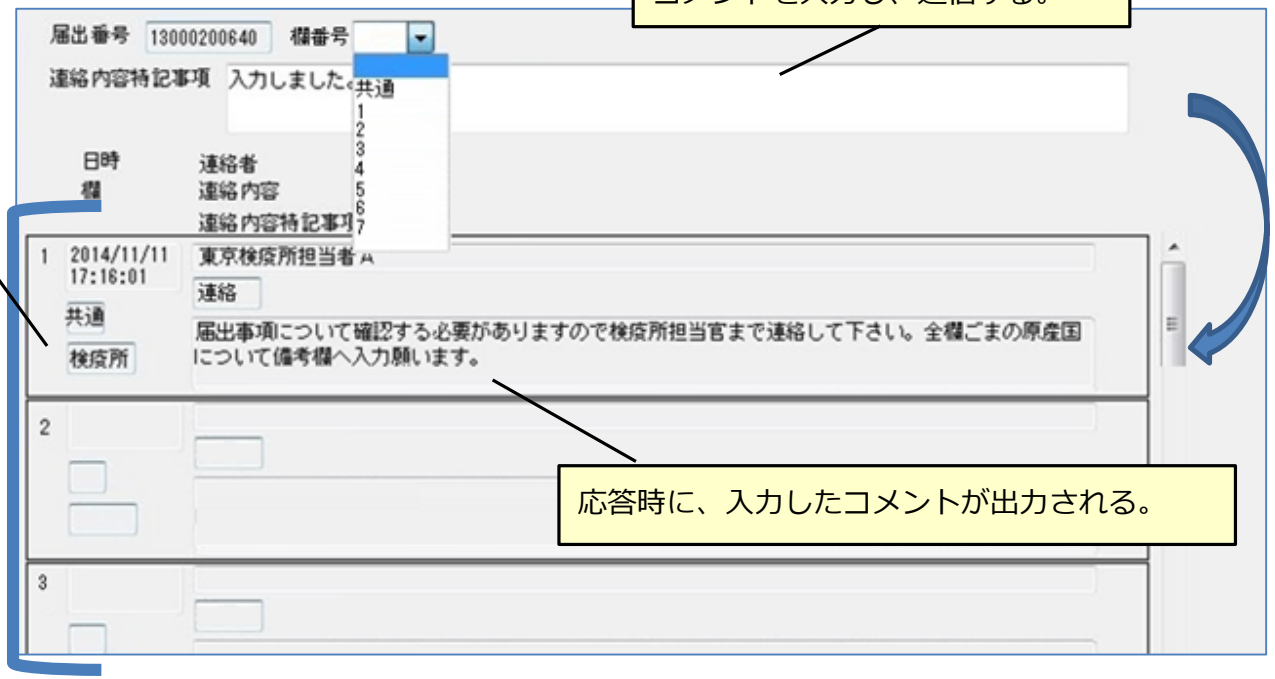

コメントを入力し、送信する。

検疫所のコメントなのか連絡担当者（民間業者）のコメントなのかわかる。

検疫所名又は連絡担当者を出力

連絡日時の新しいものから上位に出力する。
最大出力件数は140件とし、
新しいものから140件まで出力する。

応答時に、入力したコメントが出力される。

Ⅸ　詳細仕様検討結果

食品 検疫	航空 海上	第16回 WG	基本 Ⅳ-13	連絡書に対する民間利用者からの返答機能（食品届出関係）（３）

詳細仕様検討結果

２．食品等輸入届出変更（ＩＦＥ）の変更イメージ

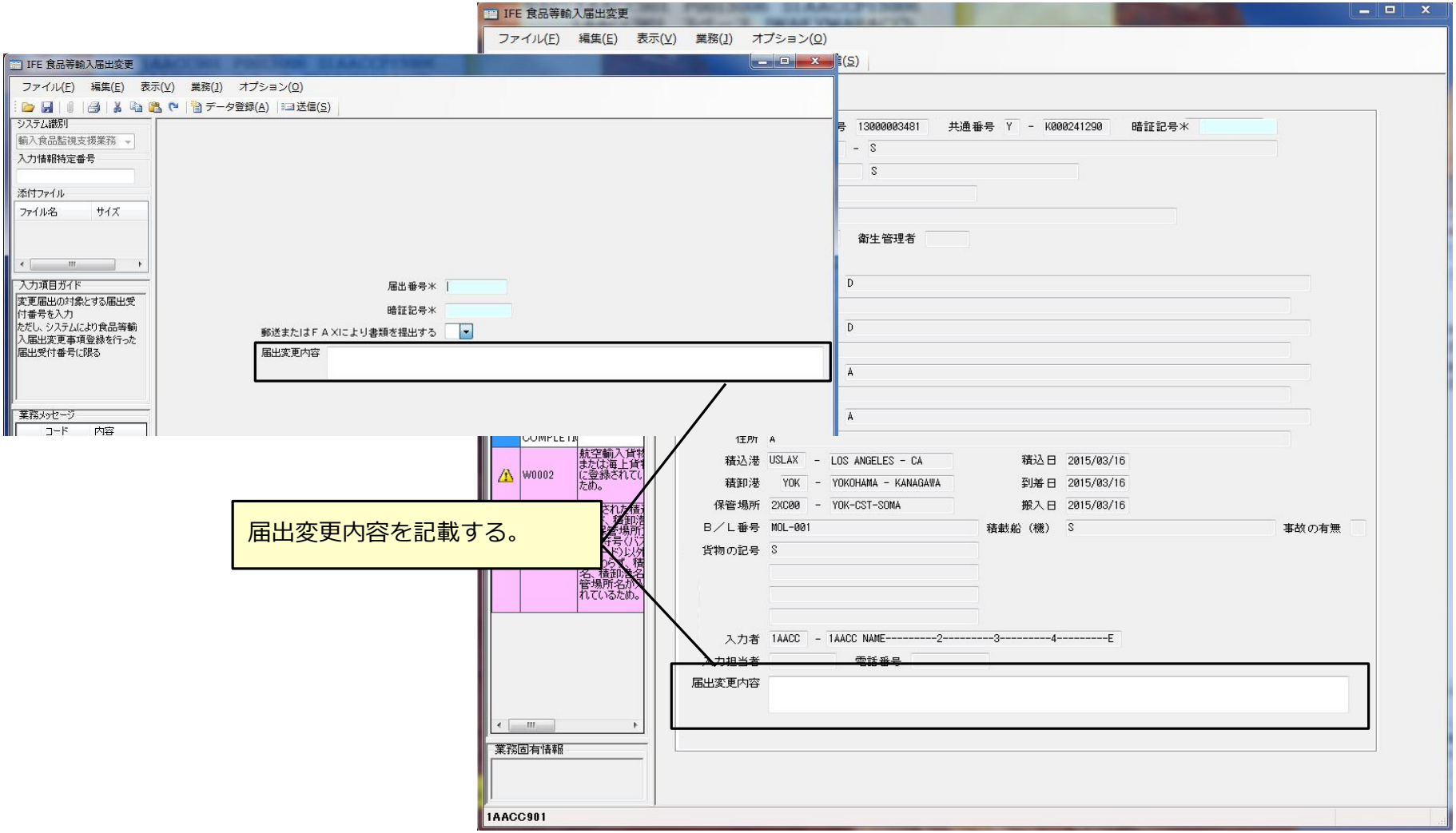

Ⅸ　詳細仕様検討結果

食品 検疫	航空 海上	第16回 WG	基本 Ⅳ-13	「事前届出搬入連絡（ＩＦＧ）」業務後の検査命令書の自動発行

・事前届出の検査命令について、搬入確定（ＩＦＧ）後に自動で発行するように変更する。

詳細仕様検討結果

【現行】搬入後に輸入者が検疫所に命令書を発行するように連絡をする。

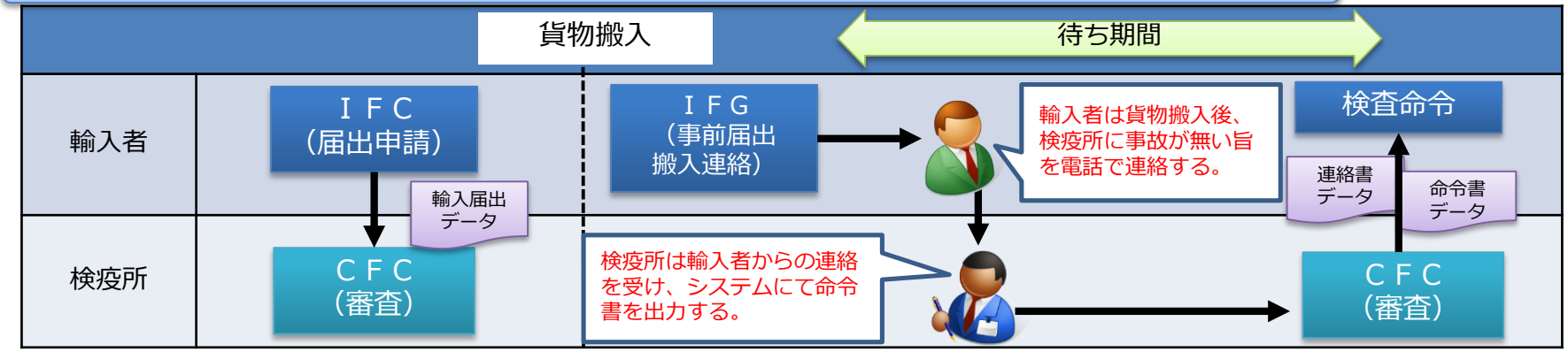

【次期】搬入後に輸入者がＩＦＧ業務を行うことで、自動発行された命令書を受信できる。

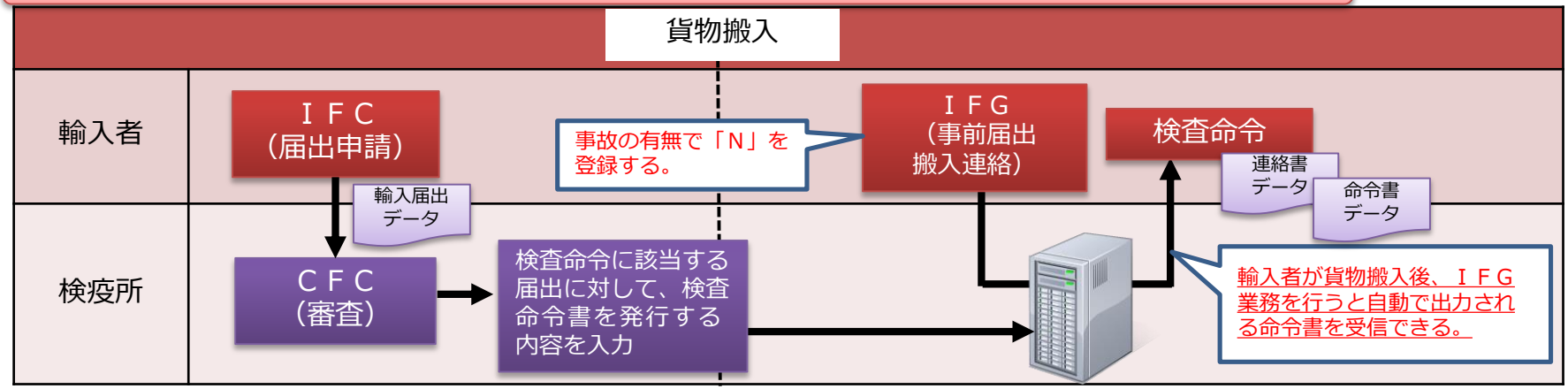

Ⅸ　詳細仕様検討結果

医薬 医療	航空 海上	第16回 第17回 第20回 第21回	WG	基本 Ⅳ-13	医薬品医療機器等輸出入手続き業務に係る改善要望に基づく変更（１）

・ 医薬品医療機器等輸出入手続き業務について改善要望を踏まえて必要な見直しを実施する。

詳細仕様検討結果

項番	検討項目	変更要望	次期仕様
1	医薬業務における電子メール通知機能の追加	届出等を行った際や、届出等が受理／不受理となった際、電子メールで通知してほしい。なお、電子メール通知先は複数設定することが可能で、「常に通知する先」と「届出ごとに個別通知する先」を分けて登録したい。	① 届出者が常に通知する先のメールアドレスを登録する業務を新設する。 ② 事項登録業務に個別に通知する先のメールアドレス入力欄を追加する。 ③ 届出系業務や確認系業務において、登録されたメールアドレス宛に、届出された旨や確認完了した旨の電子メールを送信する。
2	委託関係登録業務の新設	輸入報告を代理申請する場合に添付する委任状について、同じ委任状を何度も添付しなくていいように改善してほしい。	① 委託先利用者が委託関係を登録する業務を新設する。 ② 官利用者が委託関係の登録内容を確認する業務を新設する。 ③ 委託関係テーブルの登録内容とＰＯＡ業務の入力内容の整合性を確認する。
3	利用者情報登録の改善	① 項目「営業所等名称」の桁数が日本語１５文字であり不足しているので増やしてほしい。 ② 主たる機能を有する事務所の名称・住所を記載する欄が無いので設けてほしい。 ③ 備考を記載する欄を設けてほしい。	① 項目「営業所等名称」の桁数を日本語３０文字にする。 ② 項目「主たる機能を有する事務所又は製造所名称」「主たる機能を有する事務所又は製造所所在地」を新設する。 ③ 項目「備考」を新設する。
4	官側の確認中状況の追加	届出者が官側で確認業務を開始した状況を確認できるようにしてほしい。	確認業務実施前の届出状況に「確認中」の種別を表示させるようにする。
5	一覧照会業務に届出者名の出力	一覧照会で「届出者名」を確認したい。	医薬品医療機器等一覧照会情報に「届出者名」を出力する。

Ⅸ　詳細仕様検討結果

医薬 医療	航空 海上	第16回 第17回 第20回 第21回 WG	基本 Ⅳ-13	医薬品医療機器等輸出入手続き業務に係る改善要望に基づく変更（２）

詳細仕様検討結果

項番	検討項目	変更要望	次期仕様
6	項目・画面構成の見直し	輸入報告事項登録業務については「臨床試験計画書」「試験研究計画書」「訓練計画書」「商品説明書」等の別添様式について、輸入の目的ごとに添付必須となる様式の種類が異なることから、利用者が輸入の目的による必要な入力内容がわかるように画面構成等を見直してほしい。	① 輸入の目的ごとに添付必須となる様式を「種別（画面コード）」で制御する。それに伴い、入力が必要な項目のみとなるように、画面構成を見直す。 ② 何を入力すればよいか分かるように、入力ガイド、エラーメッセージの文言を見直す。
7	代行業者の単独申請	輸入報告を代理申請する場合に、ＮＡＣＣＳ利用者ではない委託元利用者の代行申請も可能としてほしい。	① 単独の代行申請（委託元利用者が利用者情報登録を行っていない場合の代行申請）を表すフラグ項目を追加する。 ② 単独の代行申請の場合は、通常は委託元利用者コードから補完している項目を、手入力可能とする。
8	体外診断用医薬品の追加	法改正後の輸入報告書様式に合わせて、輸入報告の「品目の別」に「体外診断医薬品」を追加してほしい。	輸入報告業務の「品目の別」に「体外診断用医薬品」を追加する。
9	通知事項欄の利便性向上	通知事項欄の文字数を増やしてほしい。	998byte（全角499文字）の通知事項欄を１欄設ける。
10	医薬品医療機器等輸入届出業務群の廃止	製造販売用ならびに製造用の医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品、再生医療等製品について、医薬品医療機器等輸入届出業務群を用いて、輸入届出を実施しているが輸入届制度の廃止が現行システム稼働中に確定する見込みであることより、第６次ＮＡＣＣＳから医薬品医療機器等輸入届出業務群を用いた届出を廃止して欲しい。	医薬品医療機器等輸入届出業務群を用いた関連部分のシステム制御、本業務群に関連する記載の削除等の対応を実施する。

医薬 医療	航空 海上	第16回 WG	基本 Ⅳ-13	医薬品医療機器等輸出入手続き業務に係る改善要望に基づく変更（３）

詳細仕様検討結果

検討項番１．ＮＡＣＣＳ端末を持たない関係者に向けて、届出を行ったことや確認が完了したことを通知するため、電子メールによる通知機能を追加する。

（１）常時通知先メールアドレスの登録・変更イメージ

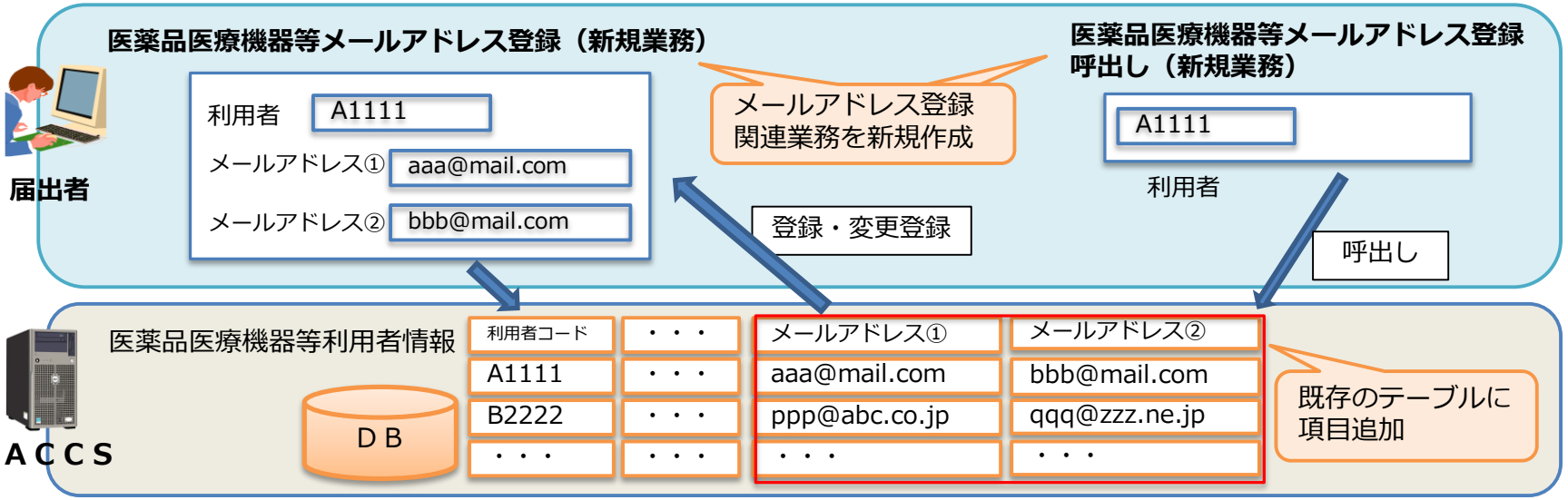

① メールアドレス登録の対象業務

区　分	登　録　業　務
常時通知先	医薬品医療機器等メールアドレス登録（新規）
個別通知先	医薬品医療機器等輸出用届出事項登録（ＰＴＡ） 医薬品医療機器等輸出用変更届出確認（ＰＴＭ０１） 医薬品医療機器等輸入報告事項登録（ＰＯＡ）

② メール送信の対象業務

メール送信業務
医薬品医療機器等輸出用届出（ＰＴＣ） 医薬品医療機器等輸出用変更届出（ＰＴＭ０２） 医薬品医療機器等輸入報告（ＰＯＣ）
医薬品医療機器等輸出用届出確認（ＰＴＫ０１） 医薬品医療機器等輸入報告確認（ＰＯＫ０１）

医薬 医療	航空 海上	第16回 WG	基本 Ⅳ-13	医薬品医療機器等輸出入手続き業務に係る改善要望に基づく変更（４）

詳細仕様検討結果

（２）個別通知先メールアドレスの登録とメール送信（輸入報告時の例）

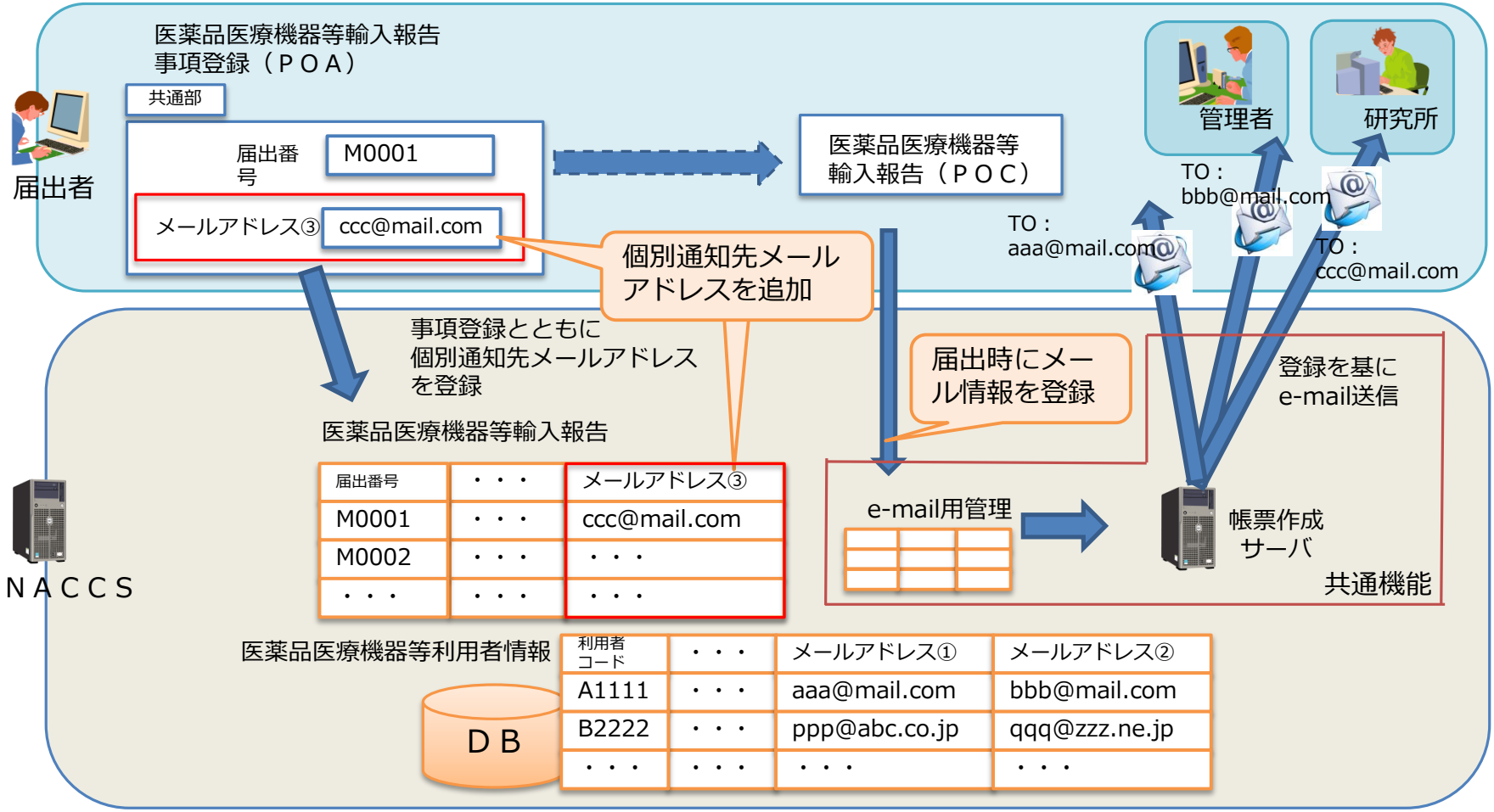

医薬 医療	航空 海上	第16回 WG	基本 Ⅳ-13	医薬品医療機器等輸出入手続き業務に係る改善要望に基づく変更（５）

詳細仕様検討結果

検討項番２．輸入報告業務で委託契約関係を管理する委託先利用者が委託関係を登録する業務を新設する。官利用者は委託関係の登録内容を参照する業務（新設）を利用して委託関係を確認する。

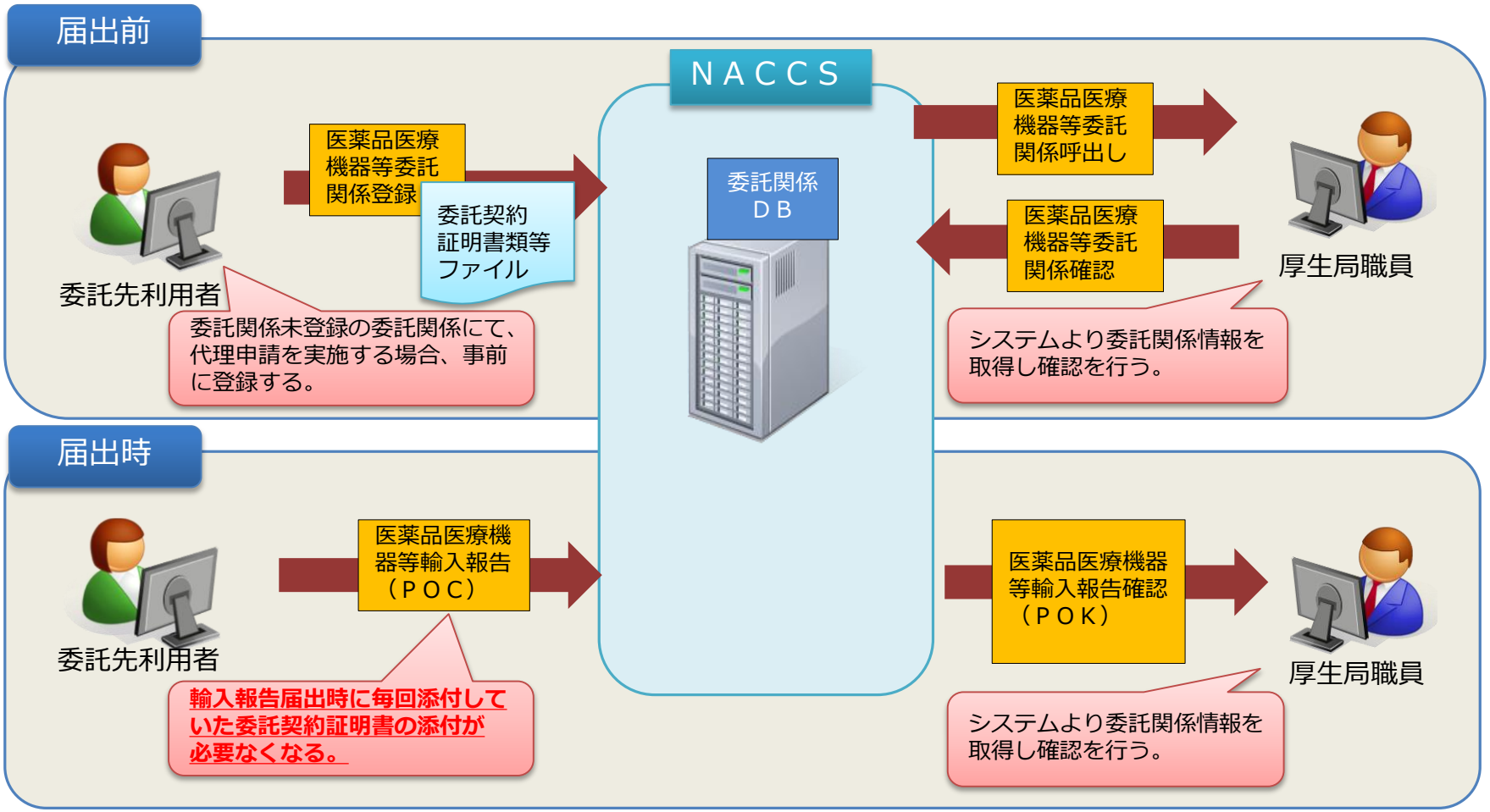

医薬 医療	航空 海上	第16回 WG	基本 Ⅳ-13	医薬品医療機器等輸出入手続き業務に係る改善要望に基づく変更（6）

詳細仕様検討結果

検討項番４．届出者が官側で確認業務を開始したことを確認可能とするため、届出状況に「確認中」の種別を表示させる。

現行ＮＡＣＣＳ

送信

届出者

① 輸出用届出（ＰＴＣ）業務
② 輸出用変更届出（ＰＴＭ０２）業務
③ 輸入報告（ＰＯＣ）業務

①ＰＴＣ
②ＧＴＭ０２
③ＰＯＣ

官側の確認開始

②届出／③変更届出／④報告

確認

厚生局・ＰＭＤＡ

受理・不受理の入力

第６次ＮＡＣＣＳ

① 利用者情報登録（ＰＹＡ）業務
② 輸出用届出（ＰＴＣ）業務
③ 輸出用変更届出（ＰＴＭ０２）業務
④ 輸入報告（ＰＯＣ）業務

①ＰＹＡ
②ＰＴＣ
③ＰＴＭ０２
④ＰＯＣ

官側が審査業務を立ち上げる

①送信済
②届出
③変更届出
④報告

確　認　中

受理・不受理の入力

照会業務の画面イメージ

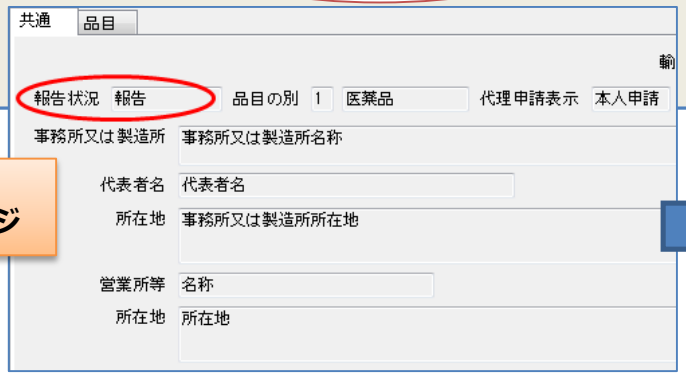

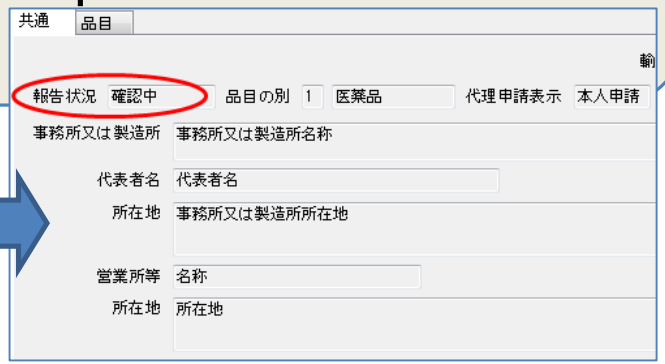

医薬 医療	航空 海上	第17回 WG	基本 Ⅳ-13	医薬品医療機器等輸出入手続き業務に係る改善要望に基づく変更（７）

詳細仕様検討結果

検討項番６．輸入の目的ごとに添付必須となる様式（下表参照）を「種別（画面コード）」で制御する仕様に変更する。
それに併せて、入力が必要な項目のみとなるように、画面構成についても見直しを実施する。

	種別	輸入報告書	臨床試験計画書	試験研究計画書 訓練計画書	商品説明書 （個人・医師用 医薬品）	商品説明書 （個人・医師用 医薬品以外）	再輸入品 ・返送品用
１：治療（企業）用 ２：臨床試験（医師）用	ＲＩＮ	○	○				
３：試験研究・社内見本用（試験研究）	ＳＫＫ	○		○			
３：試験研究・社内見本用（社内見本） ５：展示品 ６：個人用（医薬品以外） ７：医療従事者個人用（医薬品以外） ９：自家消費用	ＳＨＡ	○				○	
６：個人用（医薬品） ７：医療従事者個人用（医薬品）	ＳＨＢ	○			○		
８：再輸入品・返送品用	ＫＹＮ	○					○
１０：治療（企業）用＋試験研究用	ＣＨＳ	○	○	○			

医薬 医療	航空 海上	第17回 WG	基本 Ⅳ-13	医薬品医療機器等輸出入手続き業務に係る改善要望に基づく変更（８）

詳細仕様検討結果

検討項番６（続き）

現　行

「臨床試験計画書」「試験研究計画書」「訓練計画書」「商品説明書」等のすべての別添様式が輸入の目的に係らず、輸入報告事項登録業務画面に表示されている。

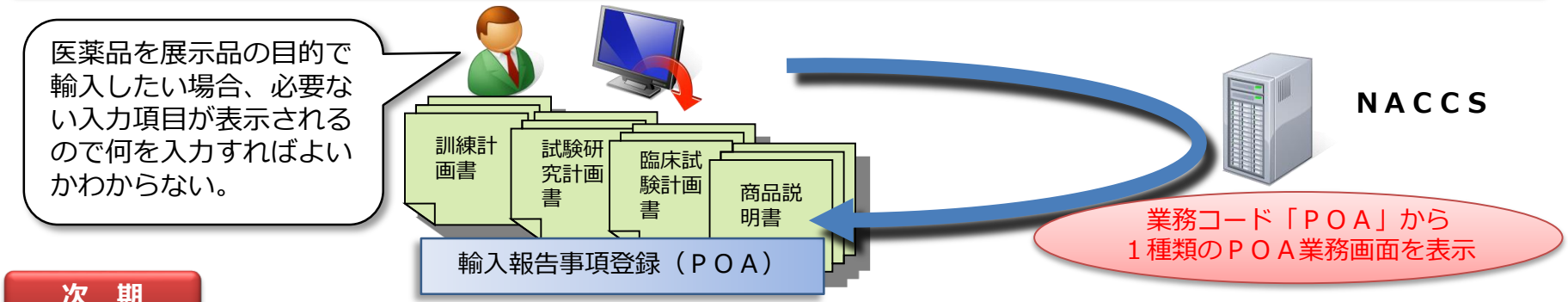

次　期

輸入の目的ごとに添付必須となる様式を「種別（画面コード）」で制御する。共通部分も必要な項目のみになるように画面構成を精査し、入力ガイドも見直す。

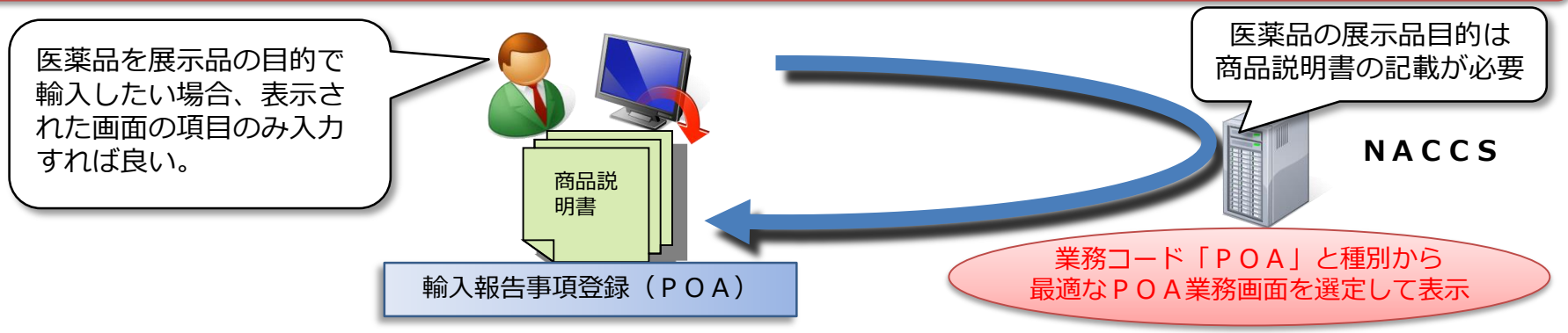

医薬 医療	航空 海上	第17回 WG	基本 Ⅳ-13	医薬品医療機器等輸出入手続き業務に係る改善要望に基づく変更（９）

詳細仕様検討結果

検討項番６・７・８

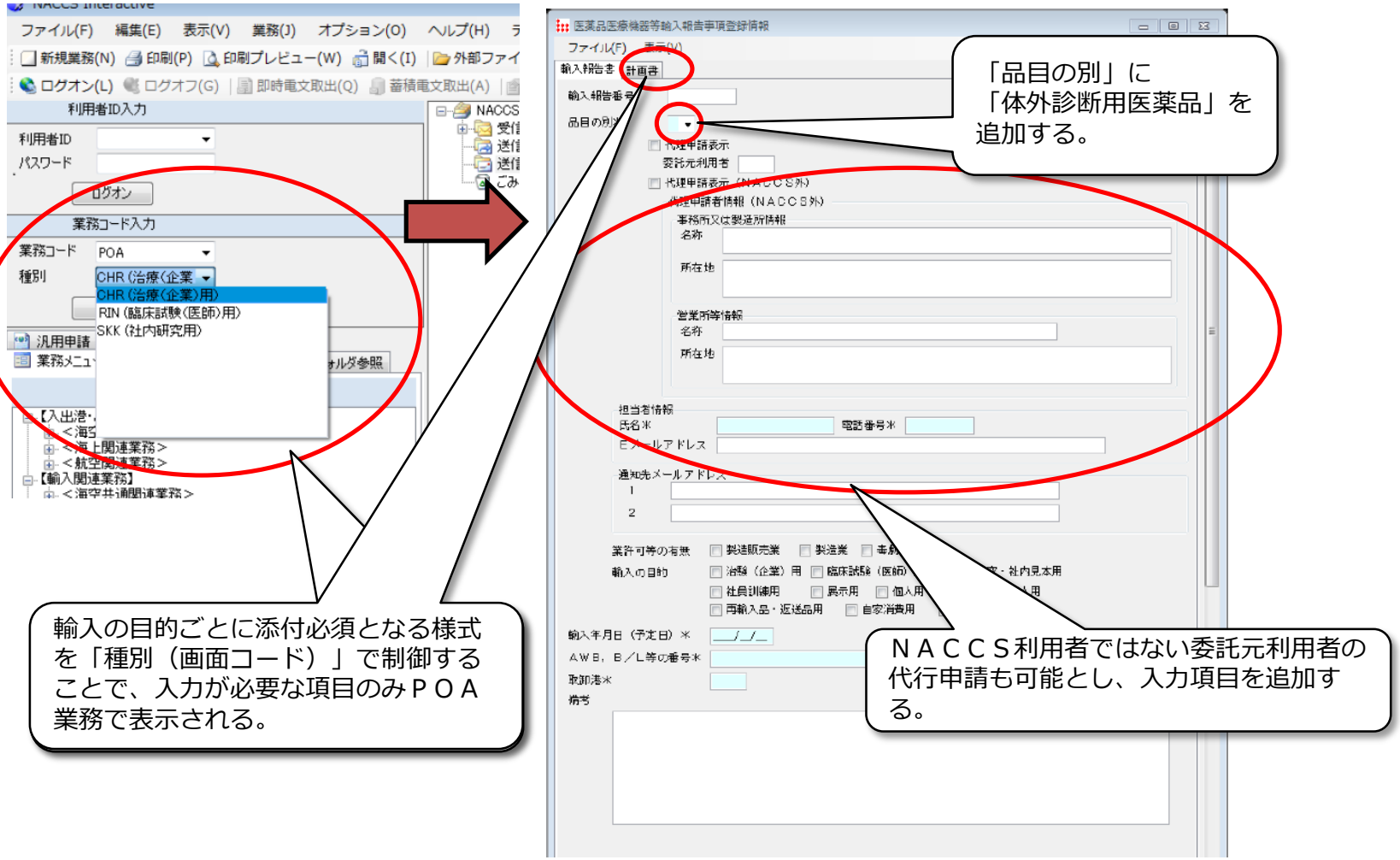

医薬 医療	航空 海上	第20回 第21回 WG	基本 Ⅳ-13	医薬品医療機器等輸出入手続き業務に係る改善要望に基づく変更（10）

詳細仕様検討結果

検討項番10

（１）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の概要

１．改正の概要

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和 36 年厚生省令第１号)では、第 94 条、第 95 条、第114 条の 56、第 114 条の 57、第 137 条の 56 及び第 137 条の 57 において、製造販売等のために医薬品等を業として、輸入しようとする製造販売業者等は、通関のときまでに、輸入届書(様式第 50)を地方厚生局長に提出することとしている。

輸入届書の記載事項が、これに先立って取得している許可、承認、届出等の記載事項と重複していること、また、これらの許可、承認等の内容に変更(更新を含む。)が生じた場合は輸入届書の変更も必要になるなど、輸入届書の提出が輸入者にとって過度な負担となっていることを踏まえ、今般この省令を改正し、改正以降は、従来通関までに義務づけていた輸入届書の提出を求めないこととし、国内で医薬品等を製造し流通させるために必要となる許可や承認、届出等の証明(業許可証の写しや品目毎の製造販売承認書、届書、又はそれらの申請(届出)書類の写しの提示)を輸入通関時に求めることとするもの。

２．施行日等

届出停止：平成 27 年 12月18日（予定）　施行日　：平成 28 年 １月１日　（予定）　経過措置：平成 28 年 ３月末日　（予定）

※ システムの改修については第６次ＮＡＣＣＳにて行う。

（２）変更及び廃止する対象業務等の一覧

オンライン／バッチ	業務コード等	業務名等	
オンライン	ＰＧＡ	医薬品医療機器等輸入届出事項登録	廃止
	ＰＧＢ	医薬品医療機器等輸入届出呼出し	廃止
	ＰＧＣ	医薬品医療機器等輸入届出	廃止
	ＰＧＭ	医薬品医療機器等輸入変更届出呼出し	廃止
	ＰＧＭ０１	医薬品医療機器等輸入変更届出確認	廃止
	ＰＧＭ０２	医薬品医療機器等輸入変更届出	廃止

オンライン／バッチ	業務コード等	業務名等	
オンライン	ＰＧＦ	医薬品医療機器等輸入届出一括変更呼出し	廃止
	ＰＧＦ０１	医薬品医療機器等輸入届出一括変更	廃止
	１ＰＧ	医薬品医療機器等輸入届出一括変更（多数件処理）	廃止
	ＰＧＩ	医薬品医療機器等輸入届出情報個別照会	廃止
	ＰＶＪ	医薬品医療機器等輸出入手続き一覧照会	変更
バッチ	Ｊ０５	医薬品医療機器等輸入届出品目一覧表	廃止

入出港	航空	第12回 WG	基本 Ⅲ-3	１便あたりの旅客数の拡大　［ システム制限値 ③ ］

・ 航空入出港業務における１便あたりの旅客数の制限値について、700人から1,000人に変更する。

詳細仕様検討結果

航空入出港業務における１便あたりの登録可能な旅客数を７００人から９９９人に拡大する。
これに伴い、以下の変更を実施する。

１．オンライン業務の変更

①　旅客情報繰返数を最大９９９件に変更する。
②　関連出力情報（※）において、旅客情報繰返数を最大９９９件に変更する。
※：対象となる出力情報は、第12回ＷＧ資料を参照。

２．変更対象業務

①「旅客氏名表報告呼出し（ＰＬＲ）」業務
②「旅客氏名表報告（ＰＬＲ０１）」業務
③「入出港届等情報照会（ＩＧＤ）」業務

３．ＥＤＩＦＡＣＴ電文のマッピングの変更

以下の２件について、旅客情報相当部分の繰返数を最大９９９件に変更する。
①　ＰＬＲ１１０
②　ＰＬＲ２１０

Ⅸ　詳細仕様検討結果

入出港	航空	第19回 WG	基本 Ⅳ-6-他	旅客氏名表情報及び乗組員氏名表情報の入出港区分の改善（１）

・第６次ＮＡＣＣＳにおいて、航空通信回線経由で提出されるＰＬ・ＣＬの入出港区分の判定方法を変更する。

詳細仕様検討結果

現　行

航空通信回線経由で提出されたＰＬ・ＣＬ情報の入出港区分の判定は「最初の到着地空港」のみで行っている。
ＰＬＲ・ＮＬＲの入出港区分の判定方法は次のとおり。

ＫＩＸ→ＮＲＴ→ＬＡＸ

①入出港区分（※１）	②提出先空港（※１）	③最初の出発地空港（※２）	④他国からの最終出発空港	⑤最初の到着地空港	⑥経由地空港	⑦最終目的地空港
			ＫＩＸ	ＮＲＴ	ＬＡＸ	

【現行ＮＡＣＣＳで航空通信回線経由で提出されるＰＬ・ＣＬの入出港判定】

Ⅰ　「⑤最初の到着地空港」が本邦の空港である場合は「①入出港区分」を「入港」と判定
「⑤最初の到着地空港」が外国の空港である場合は「①入出港区分」を「出港」と判定

Ⅱ　Ⅰで入港と判定されたデータのうち、「⑥経由地空港」「⑦最終目的地空港」の空港が本邦の空港である場合は、⑤～⑦の全ての空港に同じＰＬ・ＣＬが提出される

Ⅲ　Ⅰで出港と判定されたデータのうち、「④他国からの最終出発空港」が本邦の空港である場合にＰＬ・ＣＬが提出される（外国の場合はエラーとなる）

⚠ 現行ＮＡＣＣＳでは入港と判定されたデータについては出港の判定は行わない。
したがって、例示の場合は「ＮＲＴ」宛に入港のＰＬ・ＣＬが提出されるが、「ＫＩＸ」宛に出港のＰＬ・ＣＬは提出されない

※1　航空通信回線経由で提出されるＰＬ・ＣＬ情報の場合、「①入出港区分」「②提出先空港」はＮＡＣＣＳで自動判定される（ＵＮ／ＵＳ　ＥＤＩＦＡＣＴに項目がない）
※2　航空通信回線経由で提出されるＰＬ・ＣＬ情報の場合、「③最初の出発地空港」は項目にはない（ＵＮ／ＵＳ　ＥＤＩＦＡＣＴに項目がない）

入出港	航空	第19回 WG	基本 Ⅳ-6-他	旅客氏名表情報及び乗組員氏名表情報の入出港区分の改善（２）

詳細仕様検討結果

次　期

航空通信回線経由で提出されたＰＬ・ＣＬ情報の入出港区分の判定は、入港の判定は「最初の到着地空港」で行い、出港の判定は「他国からの最終出発空港」で行う。次期ＰＬＲ・ＮＬＲの入出港区分の判定方法は次のとおり。

ＫＩＸ→ＮＲＴ→ＬＡＸ

①入出港区分	②提出先空港	③最初の出発地空港	④他国からの最終出発空港	⑤最初の到着地空港	⑥経由地空港	⑦最終目的地空港
			ＫＩＸ	ＮＲＴ	ＬＡＸ	

【次期ＮＡＣＣＳで航空通信回線経由で提出されるＰＬ・ＣＬの入出港判定】

Ⅰ　「⑤最初の到着地空港」が本邦の空港である場合は「①入出港区分」を「入港」と判定

Ⅱ　Ⅰで入港と判定されたデータのうち、「⑥経由地空港」「⑦最終目的地空港」の空港が本邦の空港である場合は、⑤～⑦の全ての空港に同じＰＬ・ＣＬが提出される

Ⅲ　「④他国からの最終出発空港」が本邦の空港である場合は「①入出港区分」を「出港」と判定

Ⅳ　Ⅲで出港と判定された場合には、「④他国からの最終出発空港」宛にＰＬ・ＣＬが提出される

Ⅴ　航空通信回線経由で送信されてきたデータすべてに対しⅠ～Ⅳの処理を行う

⚠ 次期ＮＡＣＣＳでは入港と判定した場合であっても出港に係る判定を行い、入港及び出港のＰＬ・ＣＬが税関へ提出される。
したがって、例示の場合は「ＮＲＴ」宛に入港のＰＬ・ＣＬが提出されるとともに 「ＫＩＸ」宛に出港のＰＬ・ＣＬが提出されることとなる。

入出港	航空	第19回 WG	基本 Ⅳ-6-他	旅客氏名表情報及び乗組員氏名表情報の入出港区分の改善（３）

詳細仕様検討結果

まとめ

【変更による改善点】
航空通信回線経由で提出される入出港区分の判定方法を変更することにより
・現在マニュアル又はＮＡＣＣＳの個別業務を行って提出していただいているＰＬ・ＣＬの提出が航空通信回線経由で提出可能となる（提出方法の選択肢の増加）。
・現在マニュアル又はＮＡＣＣＳの個別業務を行って提出していただいているＰＬ・ＣＬの提出が航空通信回線経由で行えることで業務の負担が軽減される（負担の軽減）。

その結果、ＮＡＣＣＳで入港と出港が同時に判定され、出港情報がエラーとなった場合、現行と同様のエラー通知が出力される。
例：「①入出港区分」が「出港」と判定された場合は、「他国からの最終出発空港における出発年月日」、「他国からの最終出発空港における出発時刻」に入力がなければ、出港に関する情報はエラーとなる。

※ 当該判定処理については税関宛の情報に対してのみ行われる。（入国管理局宛の情報の判定方法については変更なし）

入出港区分判定表（下線部分が今回の改変で追加となる提出先であり、税関にのみ提出される。）

入力値		現行システムでの判定		次期システムでの判定	
他国からの最終出発空港	最初の到着地空港	入出港区分	提出先空港	入出港区分	提出先空港
国外空港	国内空港	入港	「最初の到着地空港」 「経由地空港」 「最終目的地空港」	入港	「最初の到着地空港」 「経由地空港」 「最終目的地空港」
国内空港	国内空港	入港	「最初の到着地空港」 「経由地空港」 「最終目的地空港」	入港	「最初の到着地空港」 「経由地空港」 「最終目的地空港」
				出港	**「他国からの最終出発空港」**
国外空港	国外空港	エラー	エラー通知情報出力	エラー	エラー通知情報出力
国内空港	国外空港	出港	「他国からの最終出発空港」	出港	「他国からの最終出発空港」

Ⅸ　詳細仕様検討結果

入出港	航空	第22回 WG	基本 Ⅳ-6	旅客予約記録情報報告等のチェック機能等の改善

・第６次ＮＡＣＣＳにおいて、旅客予約記録情報報告におけるチェック機能等の改善を行う。

詳細仕様検討結果

区　　分	概　　要
１．個別検討事項	旅客予約記録情報報告等のチェック機能等の改善
２．現行仕様	「旅客予約記録情報報告（ＰＮＲ０１）」業務は、税関空港または不開港に入港する旅客の旅客予約記録情報を税関及び入国管理局に報告を行うための業務であり、平成２７年４月から新規業務として提供している。関連業務は、以下のとおり。 ・「旅客予約記録情報呼出し（ＰＮＲ）」業務 ・「旅客予約記録情報照会（ＩＰＮ）」業務
３．次期仕様（案）	１．入力項目等の変更 ① １便あたりに登録可能な旅客（欄部）数を８５０件に変更する。（第５次ＮＡＣＣＳ：５７０件） ② ＮＡＣＣＳパッケージソフトからＰＮＲ０１業務を実施する場合、１便で登録可能な旅客情報を５０件までとし、複数回に分割して登録を行うよう変更する。 ※ ＮＡＣＣＳパッケージソフトの入出力画面に、ページ番号・総ページ数を示す項目を追加する。 ③入力項目の追加・変更を実施する。 ④ ＥＤＩＦＡＣＴ電文でＰＮＲ情報を送信する場合の最大電文長を現行３ＭＢから１０ＭＢに拡張する。 ※　上記見直しに伴い、ＥＤＩＦＡＣＴのマッピングについても変更が発生する。 ２．ＰＮＲ情報登録処理の変更 ① ＥＤＩＦＡＣＴ電文形式でＰＮＲ情報が送信された場合、旅客（欄部）でエラーが発生しても正常終了するように変更する。なお、共通部でエラーが発生した場合及び全ての旅客（欄部）がエラーとなった場合は、異常終了となる。 ② ＩＰＮ業務で旅客予約記録情報を照会した場合、旅客情報（欄部）においてエラーとなった情報も参照可能とする。ただし、システム使用可能文字のチェックにおいてエラーとなった項目は、全桁をスペースに変換して出力する。

Ⅸ　詳細仕様検討結果

検疫（人）	航空	第17回 WG	基本 Ⅳ-13	「検疫前通報（ＧＩＡ０１）」業務等の改善（１）

・「検疫前通報（ＧＩＡ０１）」業務等の改善を実施する。

詳細仕様検討結果

１．「検疫済証発行（ＱＣＩ）」業務にて同一の検疫所通知番号で検疫済証等が再発行できるように変更する。

次 期

現状、「検疫済証発行（ＱＣＩ）」業務による検疫済証又は仮検疫済証の再発行は、取消後、再度、別検疫所通知番号で発行する必要がある。次期では、当初と同一の検疫所通知番号で検疫済証等が再発行できるように変更する。

前提条件

①　再発行であるか否かを判定するため、「検疫済証発行（ＱＣＩ）」業務に入力項目を追加する。
②　発行回数を表す枝番項目を追加し、帳票に出力する。（照会業務では参照不可）
③　発行取消後の再発行は現行どおりとし、通知番号を新たに払い出す。

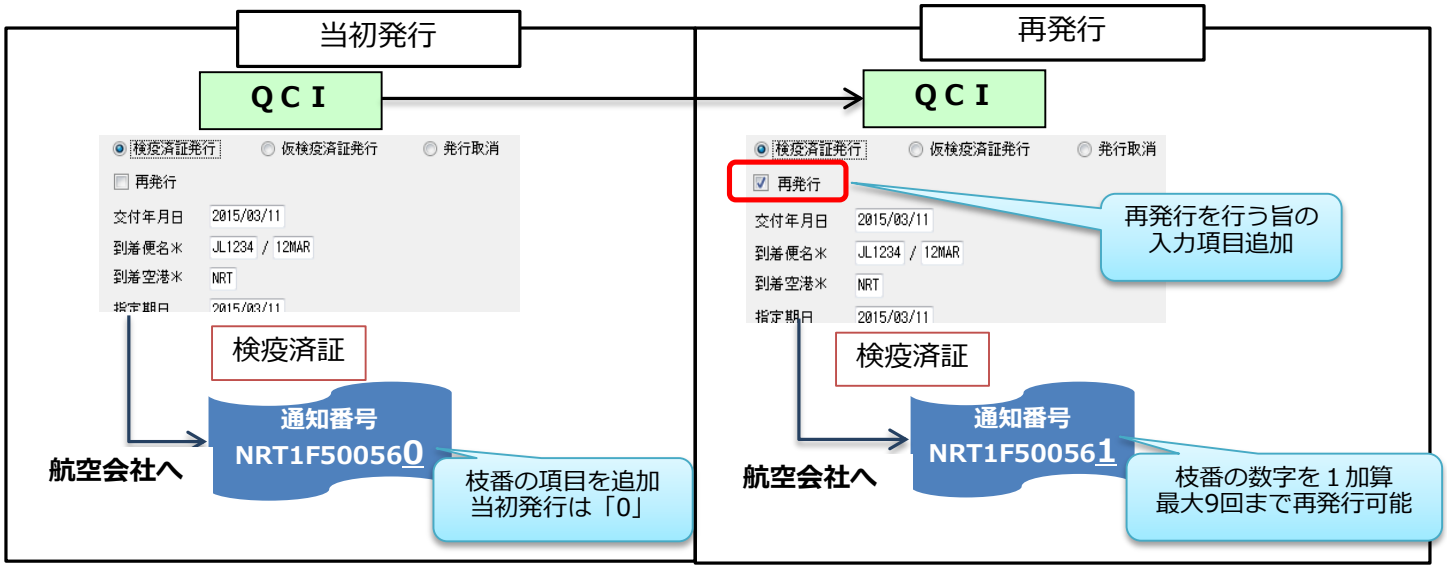

Ⅸ　詳細仕様検討結果

検疫（人）	航空	第17回 WG	基本 Ⅳ-13	「検疫前通報（ＧＩＡ０１）」業務等にかかる改善（２）

詳細仕様検討結果

２．「検疫前通報（ＧＩＡ０１）」業務の「記事欄」について、日本語入力を可能とし、桁数も拡大することにより、詳細情報を入力できるようにする。ただし、「入港届（ＧＩＲ０１）」業務の記事欄と「桁数」及び「属性」が異なることになるため、本業務で入力した「記事欄」の内容については、「入港届呼出し（ＧＩＲ）」業務で呼出しをしないように併せて変更する。

次 期イメージ

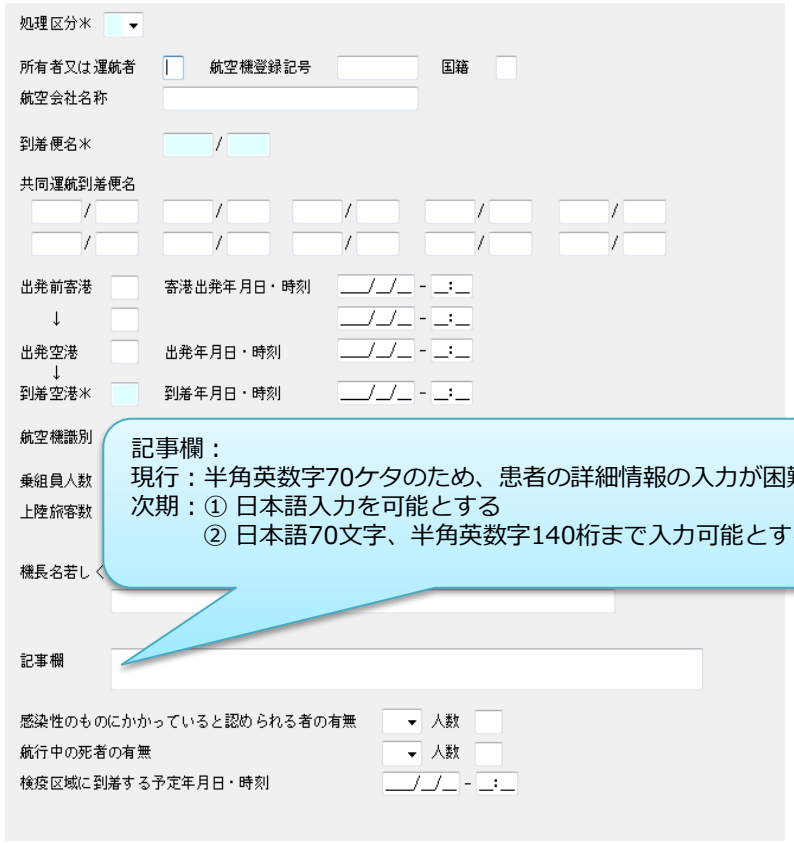

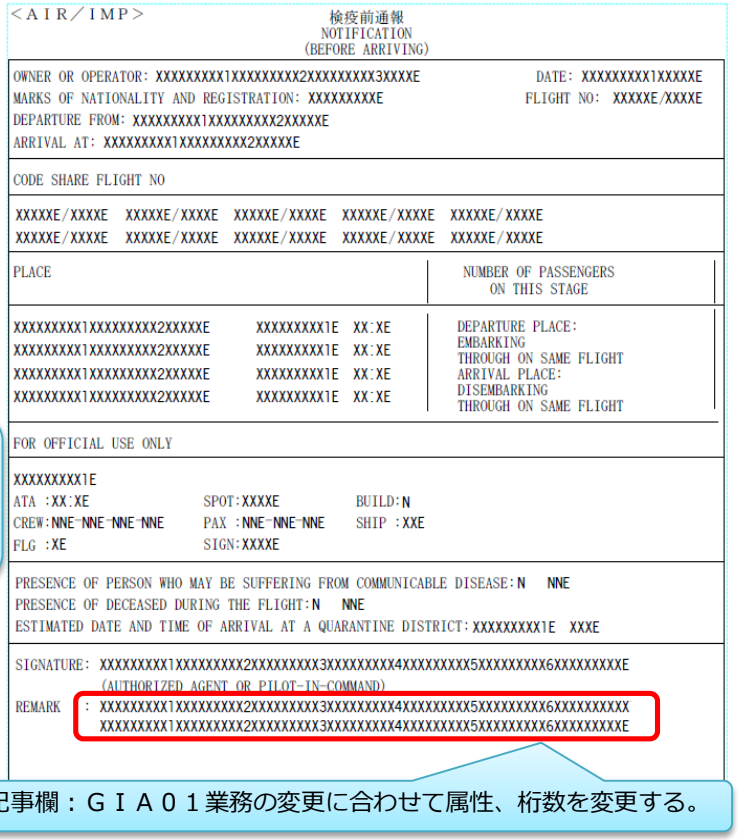

Ⅸ　詳細仕様検討結果

検疫（人）	航空	第17回 WG	基本 Ⅳ-13	「検疫前通報（ＧＩＡ０１）」業務等にかかる改善（３）

詳細仕様検討結果

３．現状、検疫済証及び仮検疫済証の国籍項目は、文字数が７桁（航空機の国籍略称を表示）のため正式な国名が表示されないため、次期では、国籍項目について、７桁から５０桁に拡大し正式な国名が表示されるよう変更する。

次 期イメージ

Ⅸ　詳細仕様検討結果

貨物	航空	第16回 WG	基本 Ⅳ-6-12	ＲＶＡ業務等の見直し（１）

・一部の空港地区において、ＲＶＡ等業務と通常のＥＸＭ等業務の併用を希望する者がいるが、現状では、ＲＶＡ等業務を利用可能とする設定を実施した場合、通常の搬出入業務の利用が制限されるため、これを改善する。

詳細仕様検討結果

税関が認めた場合に限り、あらかじめ指定した引渡元保税蔵置場と引渡先保税蔵置場の関係をシステムに登録することで、ＲＶＡ等業務と通常の搬出入業務の併用を可能とし（注）、従来の共同保税蔵置場における利用制限を解消する。また、「航空輸出貨物搬出入データ（Ｓ１４）」に反映するため、上記の関係がシステムに登録されている場合における編集処理について見直しを行う。

（注）現在、共同保税蔵置場で利用可能なＲＶＸ業務は不可とし、搬載上屋から通関上屋への移動が必要となった際は、従来どおり不積返送承認後にＥＸＡ等／ＢＩＬ業務を実施する。

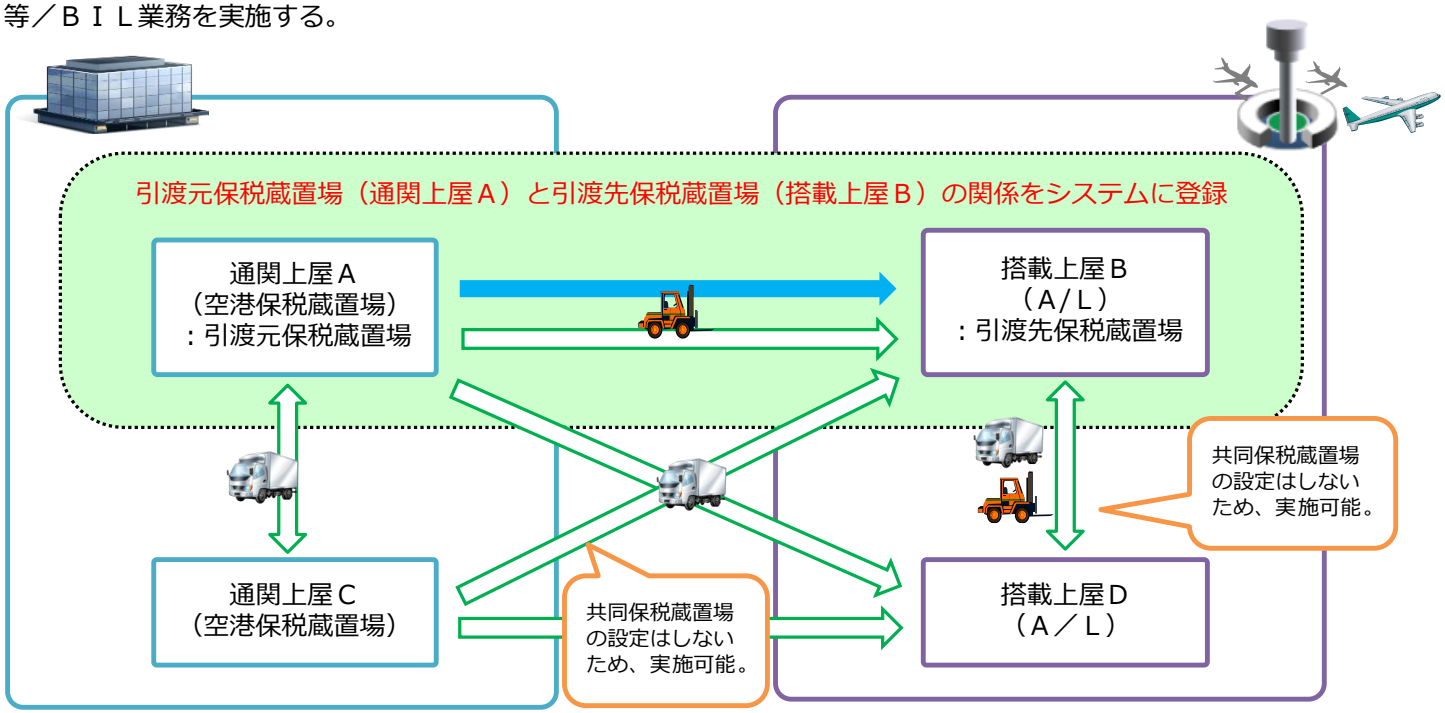

貨物	航空	第16回 WG	基本 Ⅳ-6-12	ＲＶＡ業務等の見直し（２）

詳細仕様検討結果

１．オンライン業務の変更

前記のシステム登録をした保税蔵置場間において、以下の貨物引渡し登録業務を可能とする。

「航空会社向貨物引渡し登録（航空会社単位）呼出し（ＲＶＡ）」業務
「航空会社向貨物引渡し登録（航空会社単位）（ＲＶＡ０１）」業務
「航空会社向貨物引渡し登録（ＡＷＢ・ＨＡＷＢ単位）呼出し（ＲＶＢ）」業務
「航空会社向貨物引渡し登録（ＡＷＢ・ＨＡＷＢ単位）（ＲＶＢ０１）」業務
「航空会社向貨物引渡し登録（ＭＡＷＢ単位）呼出し（ＲＶＭ）」業務
「航空会社向貨物引渡し登録（ＭＡＷＢ単位）（ＲＶＭ０１）」業務

２．管理資料収集条件の変更

前記のシステム登録をした保税蔵置場間において貨物引渡し登録業務が行われた場合、以下の管理資料へ反映する。

「航空輸出貨物搬出入データ（Ｓ１４）」	「引渡し貨物状況データ（Ｓ０８）」

３．「輸出貨物情報照会（ＩＧＳ）」業務

前記のシステム登録をした保税蔵置場間において貨物引渡し業務が行われた場合、「輸出共同蔵置場」欄には何も出力しないこととする。

輸出貨物情報照会情報（搬入情報１）（ＡＡＴ１３１）	輸出貨物情報照会情報（蔵置情報）（ＡＡＴ１３５）
輸出貨物情報照会情報（搬入情報２）（ＡＡＴ１３２）	

貨物	航空	第12回 WG	基本 Ⅲ-3	スプリット便数の拡大（輸出入）　［ システム制限値 ④ ］

・ 航空輸出入業務における１ＭＡＷＢあたりの登録可能なスプリット便数の制限値について、20便から30便に変更する。

詳細仕様検討結果

航空輸出入業務における１ＡＷＢあたりの登録可能なスプリット便数を現行の20便から30便に拡大する。
これに伴い、入出力画面・帳票の変更及び制限値チェックを行っている業務についても併せて変更を実施する。

（対象業務は下表のとおり）

輸　入			輸　出		
業　務	制限値チェックの変更	画面・帳票の変更	業　務	制限値チェックの変更	画面・帳票の変更
ＡＷＢ予備情報登録（ＡＡＷ）	●		搭載便割当情報登録呼出し（ＦＬＩ）	●	
積荷目録事前報告（ＡＤＭ０１）	●		搭載便割当情報登録（ＦＬＩ０１）	●	
ＡＷＢ情報登録（輸入）（ＡＣＨ）	●	●	搭載便割当情報訂正呼出し（ＦＬＦ）	●	
貨物確認情報登録（ＰＫＧ）	●	●	搭載便割当情報訂正（ＦＬＦ０１）	●	
ＡＷＢ情報訂正（ＣＡＷ）	●	●	搭載完了登録（便単位）呼出し（ＣＬＡ）	●	
貨物確認情報訂正（ＣＰＫ）		●	搭載完了登録（便単位）（ＣＬＡ０１）	●	
ＵＬＤ引取情報登録呼出し（ＵＤＡ）	●		搭載完了登録（ＡＷＢ単位）呼出し（ＣＬＢ）	●	
ＵＬＤ引取情報登録（ＵＤＡ０１）	●		搭載完了登録（ＡＷＢ単位）（ＣＬＢ０１）	●	
混載貨物確認情報登録（ＨＰＫ）	●		ＦＣＭ作成・送信（ＦＣＭ）	●	
混載貨物確認情報訂正（ＣＨＰ）	●		搭載完了強制終了登録呼出し（ＣＬＦ）		●
搬入確認情報登録（システム対象外保税運送）（ＯＩＮ）	●	●	搭載完了強制終了登録（ＣＬＦ０１）		●
輸入貨物情報変更登録（ＣＡＩ０１）	●	●	輸出貨物情報照会（ＩＧＳ）		●
輸入貨物情報変更登録呼出し（ＣＡＩ）		●			
輸入貨物情報照会（ＩＡＷ）		●			

Ⅸ　詳細仕様検討結果

貨物	航空	第９回 第11回	WG	基本 Ⅲ-3	１ＭＡＷＢあたりのＨＡＷＢ件数の拡大　［ システム制限値 ⑤ ］

・ 航空輸出入業務における１ＭＡＷＢあたりの登録可能なＨＡＷＢ件数の制限値について、現行の3,000件から見直しを実施する。

詳細仕様検討結果

航空輸出入貨物における１ＭＡＷＢあたりの登録可能なＨＡＷＢ件数を現行の最大3,000件から9,999件に拡大する。

【輸入】変更対象業務

業務コード	業　務　名
ＨＣＨ０１	ＨＡＷＢ情報登録
ＨＰＫ	混載貨物確認情報登録
ＣＨＡ	ＨＡＷＢ情報訂正
１ＨＡ０１	ＨＡＷＢ貨物本申告自動起動1

また、下記の業務から自動起動されるＨＡＷＢ本申告自動起動の件数も最大9,999件へ拡大する。

業務コード	業　務　名
ＡＤＭ０１	積荷目録事前報告
ＡＣＨ	ＡＷＢ情報登録
ＣＡＷ	ＡＷＢ情報訂正
ＯＩＮ	搬入確認登録（システム対象外保税運送）
ＯＵＴ	搬出確認登録（一般）
ＫＡＭ０１	貨物移動情報登録

【輸出】変更対象業務

業務コード	業　務　名
ＨＤＦ０１	混載仕立情報登録
ＢＩＩ０１	個別搬入確認登録
ＵＬＡ	積付結果登録（ＡＷＢ・ＨＡＷＢ単位）
ＵＬＭ０１	積付結果登録（ＭＡＷＢ単位）
ＥＸＡ０１	搬出確認登録（ＡＷＢ・ＨＡＷＢ単位）
ＥＸＭ０１	搬出確認登録（ＭＡＷＢ単位）
ＥＸＲ０２	搬出確認登録（輸入保税蔵置場）輸出情報登録
１ＢＬ 注)	搬入確認（多数件処理）
１ＸＵ 注)	搬出確認登録（ＵＬＤ単位多数件処理）
１ＸＣ 注)	搬出確認取消（多数件処理）
１ＣＵ 注)	搬載完了Ｂ（多数件処理）

※　ＨＡＷＢ登録件数制限値チェック件数が最大9,999件に変更となることでＬＤＲ情報の電文長がシステム制限値（700K）を超える場合がある。その際は超過分を分割して出力する仕様とする。

注）多数件処理で最大件数の入力があると数十分の処理時間が必要。

Ⅸ　詳細仕様検討結果

貨物	航空	第13回 WG	基本 Ⅳ-6-他	ＬＤＲ単位の搬入総個数の表記

・「搬出確認登録呼出し（ＥＸＭ 又は ＥＸＡ）」業務で処理されたＬＤＲ単位の搬入総個数の表記を可能とする。

詳細仕様検討結果

・　ＬＤＲ単位の搬出総個数を出力するように以下の変更を行う。

①「搬出確認登録（ＡＷＢ・ＨＡＷＢ単位）（ＥＸＡ０１）」業務等で出力されるＬＤＲ情報について、
「搬出総個数」の項目を追加し、ＬＤＲ情報に紐づくＵＬＤ、ＡＷＢ及びＨＡＷＢの搬出個数の合計を出力する。

② ＵＬＤの場合は搬出された積付け個数の合計を、バラ貨物の場合はＡＷＢ又はＨＡＷＢの搬出個数の合計を出力する。

＜変更対象業務＞

- 「搬出確認登録（ＡＷＢ・ＨＡＷＢ単位）（ＥＸＡ０１）」業務
- 「搬出確認登録（ＭＡＷＢ単位）（ＥＸＭ０１）」業務
- 「搬出確認登録（ＵＬＤ単位）（多数件処理）（１ＸＵ）」業務
- 「搬出確認登録（輸入保税蔵置場）輸出情報登録（ＥＸＲ０２）」業務

＜変更対象出力情報＞

- ＬＤＲ情報（ＡＡＴ０３）

（参考）　ＬＯＣＡＬ　ＤＥＬＩＶＥＲＹ　ＲＥＣＥＩＰＴ　出力イメージ

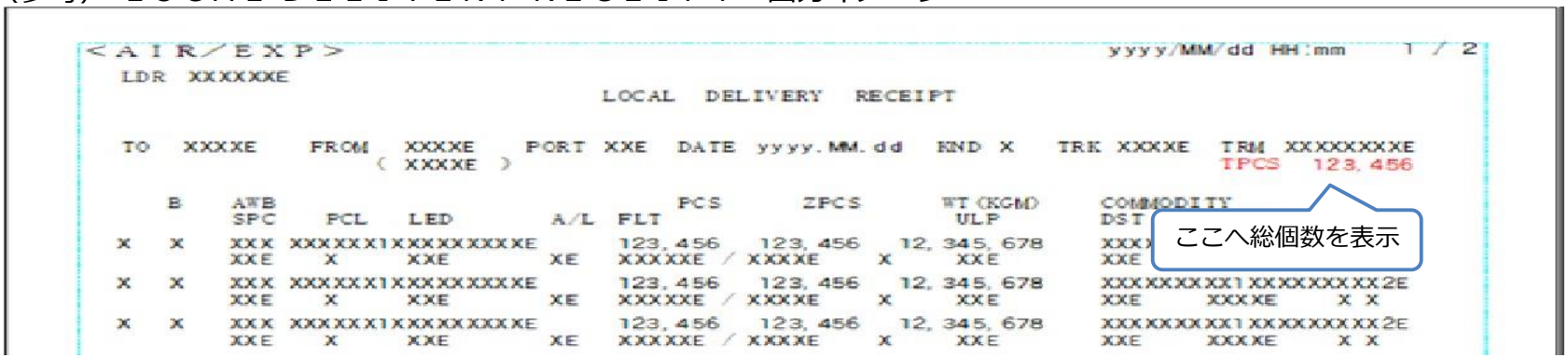

Ⅸ　詳細仕様検討結果

貨物	航空	第16回 WG	基本 Ⅲ-3	１ＭＡＷＢあたりのＨＡＷＢ件数の拡大に伴うＬＤＲ情報の分割

・ １ＭＡＷＢあたりのＨＡＷＢ件数の拡大に伴い、ＬＤＲ情報の分割出力を可能とする。

詳細仕様検討結果

・　１ＭＡＷＢあたりのＨＡＷＢ件数を最大3,000件から最大9,999件に拡大することにより、ＬＤＲ情報が７００ＫＢを超える電文となるケースがあることから、以下のとおり分割して出力する。

１通目（ＬＤＲ情報_ＡＡＴ０３２）

先頭ページ

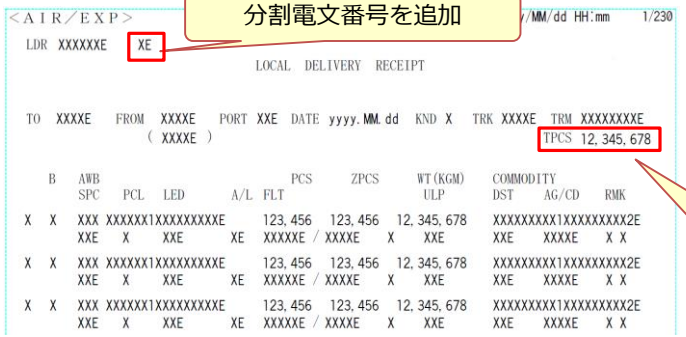

最終ページ

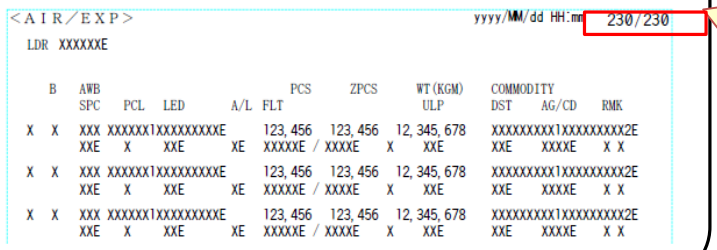

１通目と同じ出力情報コードで出力する。

「ＬＤＲ単位の搬入総個数の表記」にて搬出総個数の項目を追加（次頁）

ＨＡＷＢ5,051件まで分のページ番号が表示される。

２通目（ＬＤＲ情報_ＡＡＴ０３２）

先頭ページ

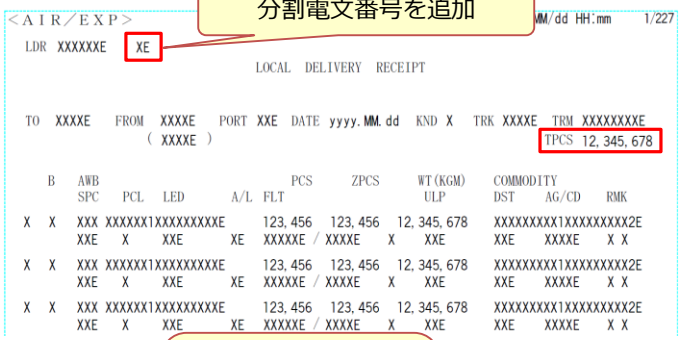

最終ページ

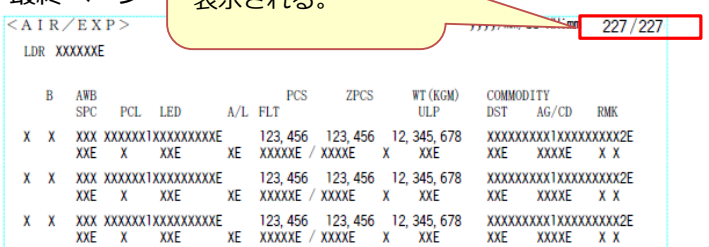

（留意点）

・帳票印刷時に右上に表示されるページ番号は１通目、２通目で通番にはならない。例えば、ＨＡＷＢ最大件数9,999件の登録が行われた場合、１通目（230ページ）と２通目（227ページ）で合計457ページとなるが、1／457とは表示されず、1通目、2通目の繰り返し件数に応じたページ番号が表示される。

Ⅸ　詳細仕様検討結果

貨物	航空	第14回 WG	基本 Ⅲ-３ Ⅳ-6-他	「混載仕立終了情報登録（ＨＤＥ）」業務の複数件一括処理機能の追加

・「混載仕立終了情報登録（ＨＤＥ）」業務において、１業務で登録可能なＭＡＷＢ件数の見直しを実施する。

詳細仕様検討結果

「混載仕立終了情報登録（ＨＤＥ）」業務において、１業務で登録可能なＭＡＷＢ件数を１件から２０件に変更する。
なお、欄数の複数化に伴い、途中欄のＭＡＷＢ番号の取り消しを可能とするため、欄の途中における空欄の入力を可能とする。

【現行】

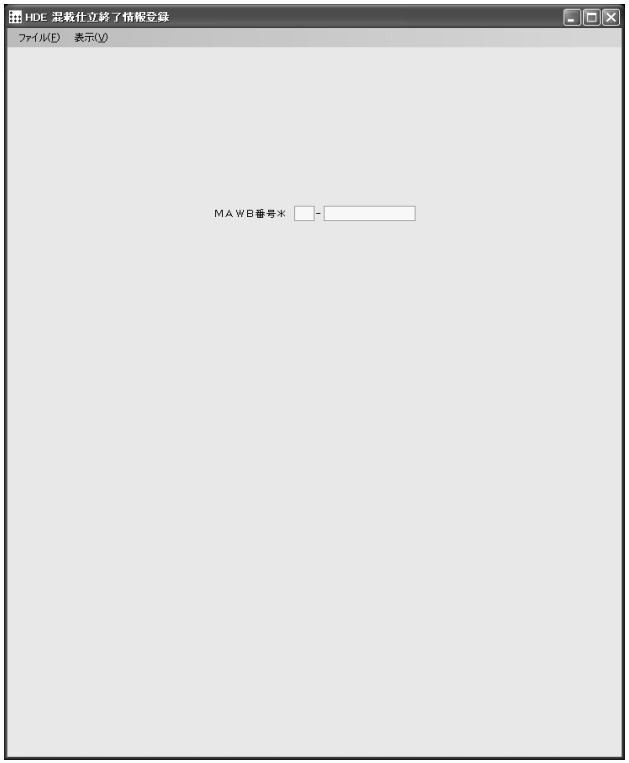

【次期】

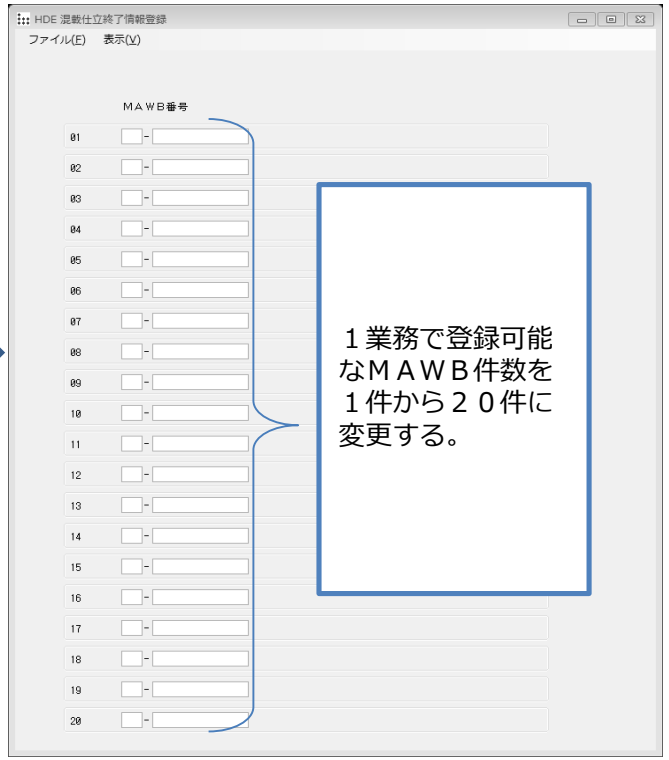

Ⅸ　詳細仕様検討結果

貨物	航空	第17回 第19回　WG 第20回	基本 Ⅳ-6-他	蔵置料金請求先登録業務の新設（１）

・ ＢＩＬＬ請求先欄の追加及びＢＩＬＬ請求先情報の補完機能の改善で検討してきたが、検討経緯より輸入申告等の申告者と蔵置料金請求先が異なる場合は、ＡＷＢ単位に「蔵置料金請求先」を登録する「蔵置料金請求先登録（ＣＵＲ０１）」業務を新設することとした。

詳細仕様検討結果

区　　分	概　　要
１．個別検討事項	蔵置料金請求先登録業務の新設について検討する。
２．検討の経緯	「搬出確認登録（一般）（ＯＵＴ）」業務において航空貨物代理店に「Ｆ」を入力した場合、輸入申告等の申告者の利用者コードが補完され出力帳票の請求先に出力されるが、申告者の利用者コードとは異なる蔵置料金請求先を出力したい場合はＯＵＴ業務において航空貨物代理店に蔵置料金請求先を入力しなければならず、運用が煩雑となっている。 蔵置料金請求先情報の補完機能の改善案として「輸入申告事項登録（ＩＤＡ）」業務等実施時に「蔵置料金請求先」を登録しＯＵＴ業務の際に航空貨物代理店に「Ｆ」を入力すると補完される仕様とすることを提示し、検討を行ってきた。（第17回ＷＧ提示） 検討の結果、ＩＤＡ業務等では蔵置料金請求先を入力することができない場合もあり、入力されない場合は現状どおりの運用となるため、ＩＤＡ業務等で蔵置料金請求先を登録しＯＵＴ業務時に補完するという提案は取りやめた。（第19回ＷＧ提示）
３．次期仕様	輸入申告等の申告者と蔵置料金請求先が異なる場合は、ＡＷＢ単位に「蔵置料金請求先」を登録する「蔵置料金請求先登録（ＣＵＲ０１）」業務を新設する。 「搬出確認登録（一般）（ＯＵＴ）」業務で航空貨物代理店に「Ｆ」が入力された場合は、新規業務ＣＵＲ０１業務で登録された蔵置料金請求先を補完するようＯＵＴ業務の仕様を変更する。登録されていない場合は、現行システム同様、申告者の利用者コードを補完する。 「蔵置料金請求先登録呼出し（ＣＵＲ）」業務を新設し、引き続き遷移するＣＵＲ０１業務画面においては、入力した蔵置料金請求先の訂正削除を行う。

貨物	航空	第17回 第19回　WG 第20回	基本 Ⅳ-6-他	蔵置料金請求先登録業務の新設（２）

詳細仕様検討結果

「蔵置料金請求先登録（ＣＵＲ０１）」業務の新設

【業務概要】
ＡＷＢ単位に蔵置料金請求先を登録する。登録した内容は「搬出確認登録（一般）（ＯＵＴ）」業務の入力項目である「航空貨物代理店」項目へ「F」を入力することにより、補完可能とする。登録可能期間は貨物情報の登録後～貨物情報の削除までの間とし、任意で何回でも登録可能とする。

【入力者】
全利用者（税関、厚生労働省（食品）、動物検疫所、植物防疫所、入国管理局（航空）、検疫所（人・航空）、厚生局等は除く）とする。

【その他】
・１業務で登録可能な件数は、３０件とする。
・保税蔵置場別クレジット扱業者登録されているコードを入力可能とする。
・蔵置料金請求先の変更、登録の取消しも本業務で実施可能とする。

「蔵置料金請求先登録呼出し（ＣＵＲ）」業務の新設

【業務概要】
ＡＷＢ番号を入力することにより、ＣＵＲ０１業務で登録した情報を呼出す。

【入力者】
ＣＵＲ０１業務同様とする。

【その他】
・１業務で呼出し可能な件数は、３０件とする。
・入力されたＡＷＢ番号に対し蔵置料金請求先が登録されていない場合はエラーとせずスペースを出力する。

「搬出確認登録（一般）（ＯＵＴ）」業務の変更

【航空貨物代理店補完処理の変更】
航空貨物代理店に「Ｆ」が入力された場合で、ＣＵＲ０１業務により蔵置料金請求先が登録されている場合は、出力画面及び帳票へ出力する航空貨物代理店について、ＣＵＲ０１業務で登録された蔵置料金請求先を補完する仕様へと変更する。ＣＵＲ０１業務で蔵置料金請求先が登録されていない場合は、現行システム同様申告者の利用者コードを補完する。

【出力内容変更】
航空貨物代理店に出力されるコードがＣＵＲ０１業務で登録した蔵置料金請求先から補完された場合、出力共通項目へＣＵＲ０１業務実施者を出力するよう変更する。
出力対象情報は表のとおりとする。なお、出力項目の追加は発生しない。

出力情報名	出力情報コード	出力先
搬出確認登録（一般）結果情報	ＡＡＳ０８０（出力画面）	入力者
搬送指示情報（輸入）Ａ	ＡＡＳ０７９	入力者
請求書・領収書・計算書情報	ＡＡＳ０８１	入力者
搬出情報	ＡＡＳ０８２	入力者
搬出依頼情報	ＡＡＳ０８３	入力者

Ⅸ　詳細仕様検討結果

貨物	航空	第17回 第19回　WG 第20回	基本 Ⅳ-6-他	蔵置料金請求先登録業務の新設（３）

詳細仕様検討結果

：蔵置場１でＯＵＴ業務前にＣＵＲ０１業務でＡＡＡＡＡを登録した例

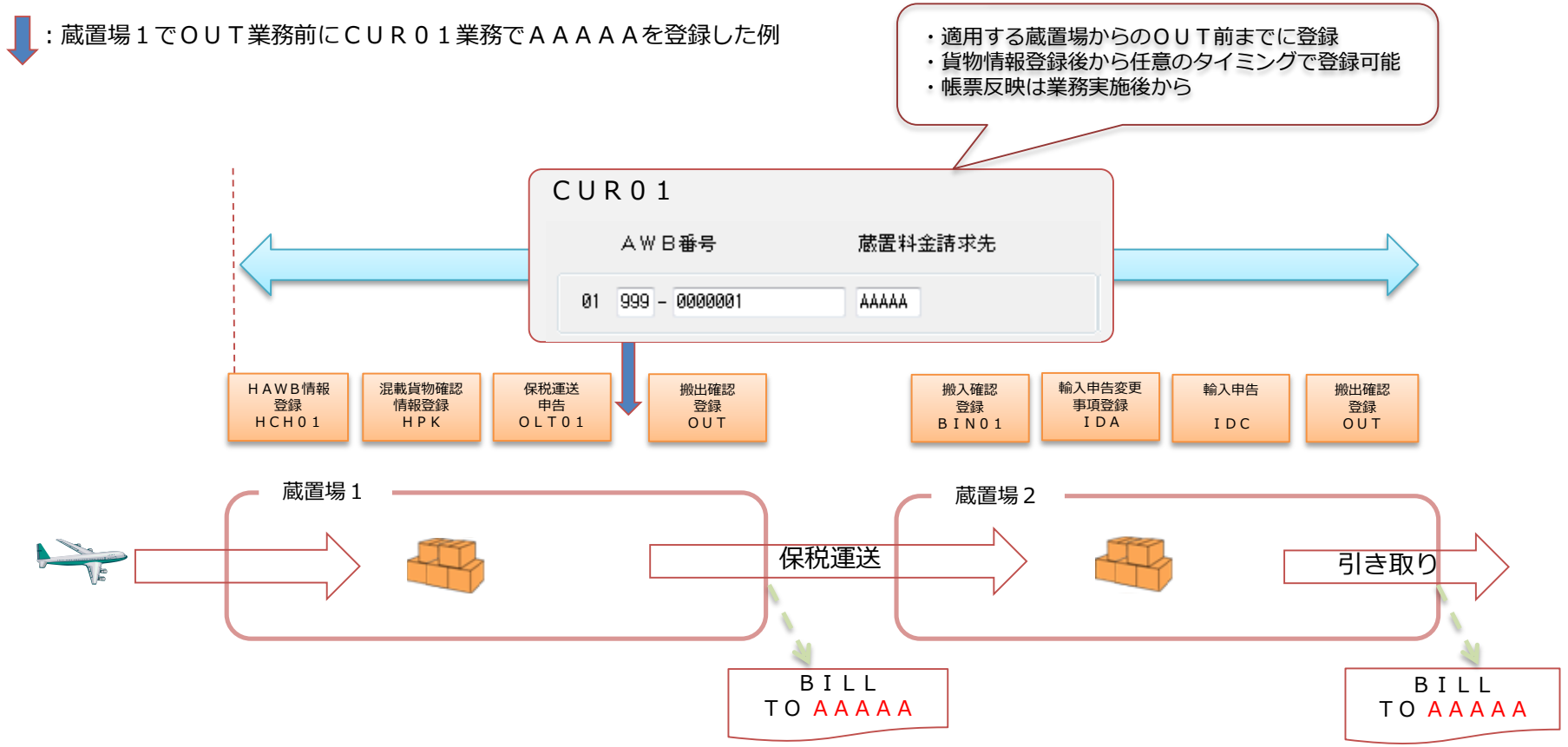

※　蔵置場２の蔵置料金をＢＢＢＢＢ宛に請求する場合は、蔵置場１をＯＵＴ後ＣＵＲ０１でＢＢＢＢＢの登録をするか、
もしくは蔵置場２でＯＵＴ業務実施時にＢＢＢＢＢを入力することでも対応可。

貨物	航空	第17回 第19回　WG 第20回	基本 Ⅳ-6-他	蔵置料金請求先登録業務の新設（４）

詳細仕様検討結果

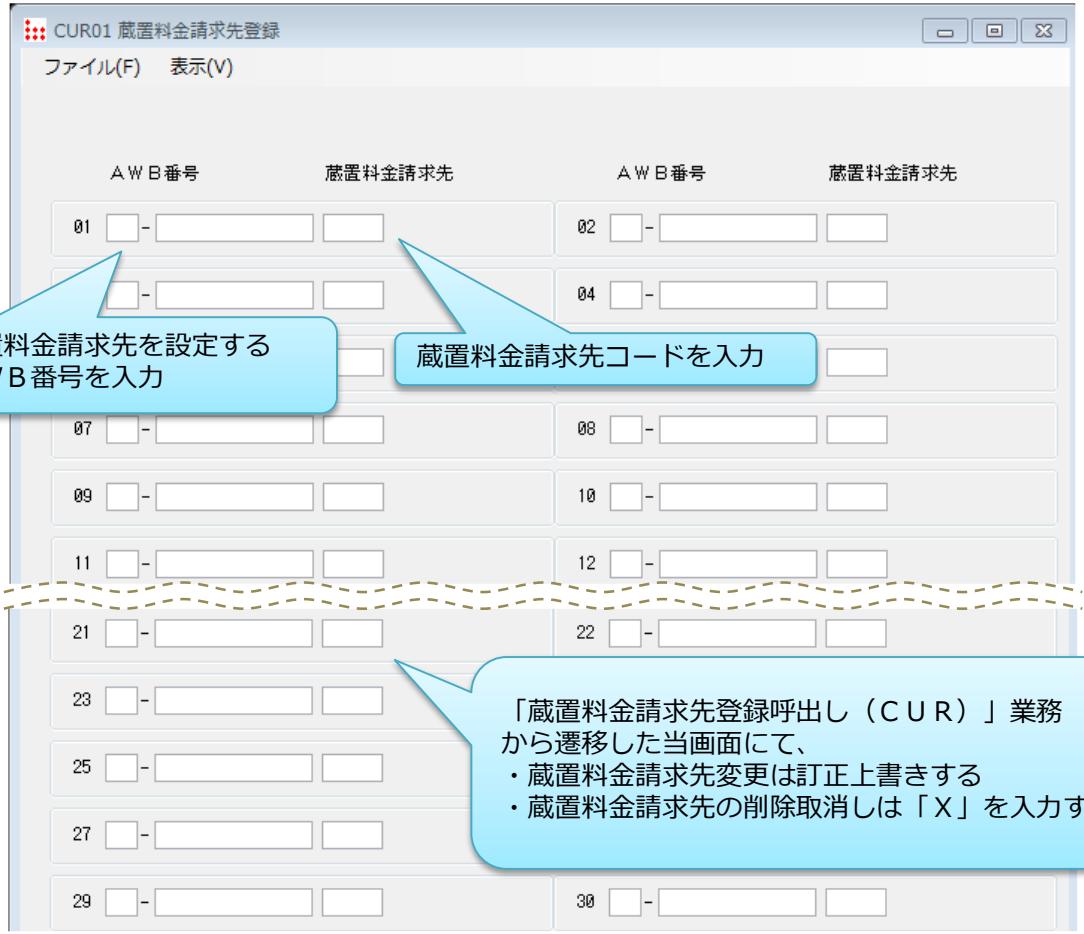

Ⅸ　詳細仕様検討結果

貨物	航空	第14回 WG	基本 Ⅲ-3 Ⅳ-6-他	「ＨＡＷＢ情報登録（輸入）（ＨＣＨ０１）」業務の入力件数の拡大

・「ＨＡＷＢ情報登録（輸入）（ＨＣＨ０１）」業務及び「ＨＡＷＢ情報訂正（ＣＨＡ）」業務において、１業務で入力可能なＨＡＷＢ件数の見直しを実施する。

詳細仕様検討結果

・「ＨＡＷＢ情報登録（輸入）（ＨＣＨ０１）」業務及び「ＨＡＷＢ情報訂正（ＣＨＡ）」業務において、１業務で入力可能なＨＡＷＢ件数を１０欄から２０欄に拡大する。なお、これに併せて、以下の出力情報もＨＡＷＢ件数欄を２０欄に拡大する。

業務コード	出力情報名	出力情報コード	出力先業種		
			保税蔵置場	通関業	混載業
ＨＣＨ０１	搬入状況通知情報（輸入）	ＡＡＳ０１１	○		○
ＣＨＡ	搬入状況通知情報（輸入）	ＡＡＳ０１１	○		○
	訂正（保留）控情報Ｂ	ＡＡＳ０２８			○
	不一致情報Ｂ	ＡＡＳ０２２		○	

Ⅸ　詳細仕様検討結果

貨物	航空 海上	第 9回 第10回 WG 第14回	基本 Ⅳ-6-他	見本持出し関連業務の見直し（1）

・ 見本持出しに関連する業務について、以下の見直しを実施する。

1．見本持出許可後から「見本持出確認登録（ＭＨＯ）」業務が実施されるまでの間に仕分け・輸入申告等が行われた場合の業務処理

2．「見本持出許可申請（ＭＭＡ／ＭＨＡ）」業務後に「見本持出取消（ＭＭＣ／ＭＨＣ）」業務が行われた場合の管理資料収集条件

3．ＭＭＡ／ＭＨＡ業務の入出力項目「持出先」欄に全角７０桁の日本語入力を可能とする。

詳細仕様検討結果

1．見本持出し関連業務の見直し

現行では、見本持出許可後に仕分け・輸入申告等の業務が行われると、ＭＨＯ業務が実施できなくなるため、見本持出許可後にＭＨＯ業務が実施されていない場合は、「輸入申告事項登録（ＩＤＡ）」又は「輸出申告事項登録（ＥＤＡ）」業務等の実施時に、ワーニング表示を行うことによって注意喚起を促すこととする。

2．管理資料収集条件の見直し

見本持出許可後に ＭＭＣ／ＭＨＣ業務が行われた場合は、貨物取扱等管理資料の「Ｓ１３　航空輸出貨物取扱等一覧データ」、「Ｔ２０　航空輸入貨物取扱等一覧データ」及び「Ｇ０５　貨物取扱等一覧データ」において、見本持出許可取消日を出力する。

貨物取扱等一覧データ

貨物取扱等種別	登録許可日	登録許可番号	・・・	見本持出日	許可取消日	持出先	・・・
M	×××	A			20140902	×××	×××
M	×××	B		20140901		×××	×××
M	×××	C				×××	×××

枠部分が新規出力項目

Ⅸ　詳細仕様検討結果

貨物	航空 海上	第 9回 第10回 WG 第14回	基本 Ⅳ-6-他	見本持出し関連業務の見直し（２）

詳細仕様検討結果

３．「持出先」欄の日本後入力可能化

次の業務、帳票及び管理資料において、日本語の入出力を可能とする変更を実施する。

① 業　　務：「見本持出許可申請（ＭＭＡ）」業務、「見本持出許可申請（ＭＨＡ）」業務
② 帳　　票：ＡＡＬ５１０_見本持出許可申請控情報／ＡＡＬ５１１_見本持出許可通知情報／ＡＡＬ５１２_見本持出許可貨物情報／
ＳＡＬ０１４_見本持出許可申請控情報／ＳＡＬ０１５_見本持出許可通知情報／ＳＡＬ０１６_見本持出許可情報／
ＳＡＬ０１７_見本持出許可貨物情報
③ 管理資料：Ｇ０５__貨物取扱等一覧データ／Ｓ１３__航空輸出貨物取扱等一覧データ　／Ｔ２０__航空輸入貨物取扱等一覧データ

（ＭＭＡ業務の入力画面）

（ＭＨＡ業務の入力画面）

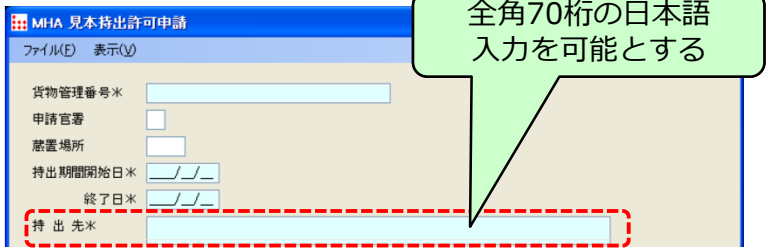

全角70桁の日本語
入力を可能とする

（出力帳票例：見本持出許可申請控情報）

見本持出許可申請控情報

区分　XE　　あて先税関　XXXXXXXXXE　　許可申請番号　XXXXXXXXX1E　　申請年月日　yyyy/MM/dd

申 請 者　XXXXE － XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXXXXX4XXXXXXXXXE
住　　所　XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXXXXX4XXXXXXXXX5XXXXXXXXX6XXXXXXXXX7XXXE

日本語で出力される

貨物管理番号　XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
蔵置場所　XXXXE － XXXXXXXXX1XXXXXXXXXE　　搬入年月日　yyyy/MM/dd
持出期間　yyyy/MM/dd から yyyy/MM/dd まで
持 出 先　JJJJJJJJJ1JJJJJJJJJ2JJJJJJJJJ3JJJJJJJJJ4JJJJJJJJJ5JJJJJJJJJ6JJJJJJJJJ7J
JJJJJJJ8JJJJJJJJJ9JJJJJJJJJ0JJJJJJJJJ1JJJJJJJJJ2JJJJJJJJJ3JJJJJJJJJE

品目コード　XXXE
見本の品名　XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXXXXX4XXXXXXXXX5XXXXXXXXX6XXXXXXXXXE
個　　数　12, 345, 678 － XXE　　数　　量　1, 234, 567, 890 － XXXE
価　　格　XXE － 123, 456, 789, 012, 345, 678
記　　事　JJJJJJJJJ1JJJJJJJJJ2JJJJJJJJJ3JJJJJJJJJ4JJJJJJJJJ5JJJJJJJJJ6JJJJJJJJJ7J
JJJJJJJ8JJJJJJJJJ9JJJJJJJJJ0JJJJJJJJJ1JJJJJJJJJ2JJJJJJJJJ3JJJJJJJJJE
持出事由　XXE － JJJJJJJJJ1JJJJJJJJJ2JJJJJJJJJE

Ⅸ　詳細仕様検討結果

貨物	航空	第20回 WG	基本 Ⅳ-６-他	「保税蔵置場在庫状況照会（輸出）（ＩＷＨ）」業務の見直し（１）

・「保税蔵置場在庫状況照会（輸出）（ＩＷＨ）」業務を航空会社が積込港に入力者の所属する空港と異なる空港コードを指定して照会した場合は照会結果を取得できないため、これを改善する。

詳細仕様検討結果

現行仕様

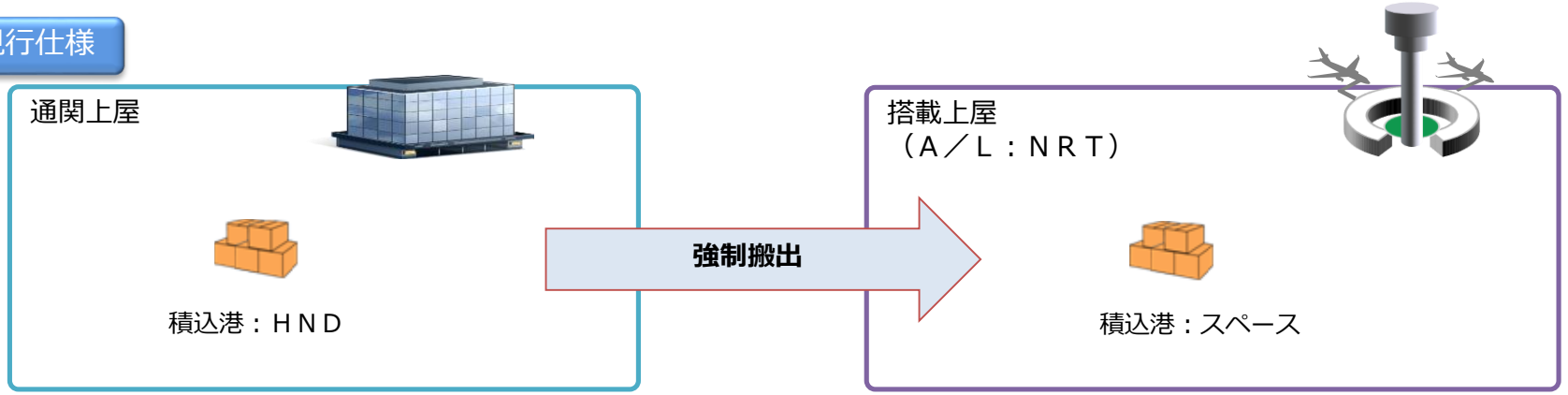

積込港がＨＮＤとして登録された貨物をＮＲＴの搬載上屋へ搬出する

積込港がクリアされた状態となるため、積込港を指定した抽出が不可となる

実際の積込港と異なる空港地域への貨物の搬出は強制搬出を行うが、強制搬出を行うとＡＷＢ単位に保持する積込港の情報がクリアされ、ＩＷＨ業務で積込港を指定した場合も貨物情報の照会が出来ないという事象がある。

次期ＮＡＣＣＳにおける対応

ＩＷＨ業務で航空会社に「XX」を入力することにより、積込港がスペースの貨物だけを抽出して一覧照会結果を出力する。

貨物	航空	第20回 WG	基本 Ⅳ-６-他	「保税蔵置場在庫状況照会（輸出）（ＩＷＨ）」業務の見直し（２）

詳細仕様検討結果

ＩＷＨ

照会パターン番号＊ 05　保税蔵置場＊ 1MWXX　重量指定　棟記号　代理店
混載業　利用者略称　航空会社 XX　受託社　積込港　便名　/
仕向地域　識別　要強制搭載完了　全量許可済　下一桁

航空会社「ＸＸ」の入力により、強制搬出後の貨物のみを照会可能とする。

業務名（業務コード）　保税蔵置場在庫状況照会（輸出）（ＩＷＨ）

項番	欄	項目名	ID	属性	桁	繰1	繰2	条件	コード	入力条件／形式
1		入力共通項目		an	398			M		
2		照会パターン番号	SPN	an	2			M		照会パターン番号を「０１」～「０９」の数字で入力
9		航空会社	ALC	an	2			C	航空会社コード	（１）航空会社単位に照会する場合は、航空会社を入力 （２）照会パターン番号が「０５」「０６」「０７」「０８」の場合のみ入力可能 （３）上記以外の照会パターン番号の場合は、入力不可 （４）入力者が委託を受けていない航空会社の場合は、自社であること **（５）航空会社の場合で、入力者の所属する空港コードと異なる空港の貨物を照会する場合「ＸＸ」を入力**
10		受託航空会社	JAL	an	5			C		（１）受託航空会社単位に照会する場合は、受託航空会社の利用者を入力 （２）照会パターン番号が「０４」の場合は、必須入力 （３）上記以外の照会パターン番号の場合は、入力不可 （４）入力者が航空会社の場合は、同一の利用者であること
11		積込港	ACD	an	3			C	Ｉ…港コード	（１）航空会社単位または受託航空会社単位に照会する場合は、積込港を入力 （２）照会パターン番号が「０４」「０５」「０６」「０７」「０８」の場合のみ入力可能 （３）上記以外の照会パターン番号の場合は、入力不可 （４）航空会社または受託航空会社に入力がある場合は、必須入力 **（５）航空会社の場合で、航空会社に「ＸＸ」を入力する場合は、入力不可**

航空会社「ＸＸ」の入力により、強制搬出後の貨物のみを照会可能とする。

Ⅸ　詳細仕様検討結果

入出港	海上	第11回 第12回 第18回 第21回 WG	基本 Ⅳ-5-5-(1)	海上における入出港業務の見直し（１）

・港湾サブシステムのＮＡＣＣＳ統合（乗員上陸許可支援システムとの連携強化）を行うとともに、あわせて海上入出港業務について、Ｗｅｂインタフェースの導入 や １船舶あたりの運航情報件数の拡大　等の見直しを行い、必要な改善を実施する。

詳細仕様検討結果

No.	検討事項	現行仕様／問題点	詳細仕様
1	港湾サブシステムのＮＡＣＣＳ統合	港長、港湾管理者等に対する入出港手続きを処理するシステムとして、平成20年10月から港湾サブシステムを稼働しているが、同システムにはバックアップ機能が無いこと、ＮＡＣＣＳ本体と業務処理が分かれているために関係省庁等からの格納通知等の統一化が行われていないこと等の問題がある。	ＮＡＣＣＳ本体への統合を図り、効率的なハードウェアの利用、バックアップセンターの設置等を行う。また、本体への統合を機に業務処理の見直しを行い、更に利便性に優れたシングルウィンドウサービスを実現する。
2	入国管理局関連業務のＮＡＣＣＳ統合化	入港前統一申請業務は入港前に必要な関係省庁等に対する申請をまとめてできる業務であるが、法務省（乗員上陸許可支援システム）向けの手続きは入港通報のみが対象であり、「乗員上陸許可申請（ＣＲＷ０３）」業務は別業務で申請する必要がある。	乗員上陸許可申請（ＣＲＷ０３）業務を、入港前統一申請業務の対象とする見直しを実施する。
3	システム統合等に伴う機能改善	１．照会業務 現在は、ＮＡＣＣＳ本体と港湾サブシステムで別々の照会業務を提供している。更に、乗員上陸許可申請の情報を照会する際には、「届出申請一覧呼出し（ＣＲＷ０１）」業務及び「届出申請情報照会（ＣＲＷ０２）」業務を行う必要がある。 ２．書類番号等の見直し 現在、入出港に関係する業務を実施した際、システムで複数の書類番号を払いだす仕組みとなっており、運用の複雑化を招いている。 ３．格納通知等の見直し 現行では、システム処理が分かれているため、１業務の入力に対して複数の通知情報（処理結果通知、格納通知、受信確認通知）が申請者宛てに出力される。このため、申請結果の確認作業が煩雑となっている。	１．照会業務 「申請状態確認（ＪＳＳ）」業務、「届出申請一覧呼出し（ＣＲＷ０１）」業務及び「届出申請情報照会（ＣＲＷ０２）」業務を廃止し、「入出港届等照会（ＩＶＳ）」業務に統合する。 ２．書類番号等の見直し 書類番号について統一化を図る。 ３．格納通知等の見直し 格納通知、受信確認通知を処理結果通知へ集約する。

Ⅸ　詳細仕様検討結果

入出港	海上	第11回 第12回 第18回 第21回 WG	基本 Ⅳ-5-５-(1)	海上における入出港業務の見直し（２）

詳細仕様検討結果

No.	検討事項	現行仕様／問題点	詳細仕様
4	Ｗｅｂインターフェースの導入	海上の入出港業務は、パッケージソフトから利用が可能となっているが、利用者からは、Ｗｅｂ化して欲しいとする要望が寄せられている。	下記の入出港業務についてＷｅｂ化を実現する。 ・ 現行内航船業務（ＪＰＴ業務等（Ｊ業務）） ・ 現行外航船業務（ＶＴＸ０１業務等（Ｂ業務＊）） ・ 港湾管理者業務（ファイル申請業務等（Ｋ業務）） ＊　Ｂ業務は、事前情報を利用せず申請を行う業務 ※　上記業務はパッケージソフトの提供は廃止する。
5	呼出し機能の充実	「入港前統一申請（ＶＰＸ）」、「入港届等（ＶＩＸ）」、「出港届等（ＶＯＸ）」業務で登録した情報は、「入港前統一申請Ｂ（ＶＰＴ）」、「入港届等Ｂ（ＶＩＴ）」、「出港届等Ｂ（ＶＯＴ）」業務で呼び出すことができない。	ＶＰＸ、ＶＩＸ、ＶＯＸ業務等により事前に登録した情報の呼び出しを可能とする業務を新設する。
6	出力レイアウトの見直し 【基本 Ⅳ-6-10 】	入出港・港湾関連手続業務において、官利用者と民利用者で出力される内容やレイアウトが異なっており、問い合わせ等において確認に時間を要する等の問題が生じている。	Ｗｅｂインターフェースの入出港・港湾関連手続業務の画面において、民利用者と官利用者で出力内容やレイアウトを合わせる。なお、ＮＡＣＣＳパッケージソフトについては、レイアウト変更が難しいことから現行どおりとする。
7	寄港順序入替方法の見直し 【基本 Ⅳ-6-10 】	ＶＴＸ０１の運航情報を訂正する場合は、変更となる寄港順序をすべて書き換える必要があるため、変更が簡単にできない。	本邦寄港順序の入力欄を追加し、寄港順に１から連番に入力することにより船舶運航情報に登録できるようにし、寄港順の変更がある場合は、当該連番を書き換えることで変更を可能とする。

入出港	海上	第11回 第12回 第18回 第21回 WG	基本 Ⅳ-5-５-(1)	海上における入出港業務の見直し（３）

詳細仕様検討結果

No.	検討事項	現行仕様／問題点	詳細仕様
8	１船舶あたりの旅客数の拡大	１船舶で登録可能な旅客数は最大3,000人となっている。	登録可能な旅客数を8,000人までとする。
9	ＶＴＸ０２業務等の入力項目の追加	「乗組員情報登録（ＶＴＸ０２）」業務等において性別を入力する項目がない。	ＶＴＸ０２業務等に性別を任意項目として追加する。
10	保障契約書番号の桁数拡大	「入港前統一申請（ＶＰＸ）」業務における保障契約書番号の入力可能桁数は20桁となっている。	入力可能桁数を30桁とする。
11	保障契約情報における通貨コードの必須化	「入港前統一申請（ＶＰＸ）」業務等において、保障契約情報の「保障限度額単位１,２」の通貨コードは任意入力項目となっている	次のとおり入力項目の見直しを実施する。 ・保障限度額が入力された場合、保障限度額単位を必須とする。 ・保障限度額単位が入力された場合、保障限度額を必須とする。
12	港長と港内交通管制室へ同時申請の可能化	「入港前統一申請（ＶＰＸ）」業務等において、申請先の入力欄が１つしかないため、港長宛と港内交通管制室宛の申請が同時にできない。	ＶＰＸ業務等に「港内交通管制室」欄を追加する。当該変更に伴い、ＩＶＳ業務にも「港内交通管制室」欄を追加する。
13	危険物の作業種別のチェック変更	「入港前統一申請（ＶＰＸ）」業務等において、危険物荷役許可申請と停泊場所指定願の届出を行う際に「危険物の作業種別」として「ＬＬＯ：積込み」が使用出来ない。	「危険物の作業種別」として「ＬＬＯ：積込み」についても使用可能とする。
14	入国管理局宛ての乗組員情報登録業務におけるマニュアル扱い	「入港前統一申請（ＶＰＸ）」業務等による入国管理局への入港通報の際、乗組員情報処理識別欄で「システム」と「マニュアル」を選択できるが、入国管理局は「マニュアル」を受け付けていない。	ＶＰＸ業務等による入国管理局への入港通報の際、乗組員情報処理識別欄について、「マニュアル」で送信した場合はエラーとする。
15	過去申請情報の参照	申請情報のオンライン保存期間は30日となっている。	オンライン保存期間を30日から６３日とする。

Ⅸ　詳細仕様検討結果

入出港	海上	第11回 第12回 第18回 第21回 WG	基本 Ⅳ-5-５-(1)	海上における入出港業務の見直し（４）

詳細仕様検討結果

No.	検討事項	現行仕様／問題点	詳細仕様
16	外航バース、内航バースチェックの追加	「船舶運航情報登録（ＶＴＸ０１）」業務等において、バースコードを入力する項目に対し、外航バースか内航バースのチェックを行っていないため、出港届提出時にエラーとなる場合がある。	ＶＴＸ０１業務等において、バースコードを入力する際、使用可能なコードか否かのチェックを追加する。
17	乗員情報、旅客情報の入力方法の改善	「乗組員情報登録（ＶＴＸ０２）」業務等において、乗員情報や旅客情報を登録する際、途中行に空欄があると登録できない。	乗員情報や旅客情報の登録において、途中行に空欄があった場合もエラーとせず登録を可能とする。また、「旅客情報登録（ＶＴＸ０３）」業務において、1,500人を超えたページまたがりの旅客情報の一部を削除した場合は、旅客明細を繰り上げて登録する。
18	次航海における旅客情報や船用品情報が無い場合への対応	「旅客情報登録（ＶＴＸ０３）」業務及び「船用品情報登録（ＶＴＸ０４）」業務では削除ができない。	ＶＴＸ０３業務、ＶＴＸ０４業務で削除を可能とする。
19	危険物荷役許可情報の英語表記	「入港前統一申請（ＶＰＸ）」業務等の港長宛の申請に対する回答通知について、回答通知コードの一部が日本語表記となっている。	回答通知コードについて、英語表記となるよう変更する。
20	１船舶あたりの運航情報件数の拡大 【基本 Ⅳ-6-10 】	現在、運航情報は、船舶単位に一つのみ登録することができる。一方、短期間で複数の航海を行う船舶は、前航海が終わる前に次の運航情報を登録する必要があるが、システムでは対応できない状態となっている。	「船舶運航情報登録（ＶＴＸ０１）」業務において、航海番号単位による複数の運航情報登録を可能とする。 「入港前統一申請（ＶＰＸ）」、「入港届等（ＶＩＸ）」、「出港届等（ＶＯＸ）」業務を実行する場合は、使用したい運航情報に登録した航海番号を入力する。
21	「とん税等納付申告（ＴＰＣ）」業務におけるチェック機能の追加	事前申請を行わなければ、船舶運航者は申告者として認められないにも関わらず、ＴＰＣ業務の船舶運航者の欄は必須入力になっていないため、事前申請を行わなくても送信が可能となっている。ＴＰＣ業務画面で事前申請の有無を入力できる欄を追加し、事前申請をしていない状況で船舶運航者コードを入力した際にエラー表示が出るようにしてほしい。	ＴＰＣ業務における入力チェックを変更する。 ①入力項目に「特別納税義務者の有無」の入力欄を追加する。 「入力項目／0：無し 、1：有り 」 ②特別納税義務者である場合、船舶運航者の入力を必須とする。
22	「不開港出入許可申請（ＣＰＣ）」業務における船舶基本情報と純トン数との一致	ＣＰＣ業務において、船舶基本情報に登録されている純トン数と入力した純トン数とのチェック機能が無い。	入力された純トン数が、船舶基本情報に登録されている純トン数と同一でない場合、エラーとするよう変更する。

Ⅸ　詳細仕様検討結果

入出港	海上	第11回 第12回 第18回 第21回 WG	基本 Ⅳ-5-５-(1)	海上における入出港業務の見直し（５）

詳細仕様検討結果

No.	検討事項	現行仕様／問題点	検討結果
23	申請先官署（港内交通管制室）の宛先の細分化	事前通報については、「港長」宛てにしか申請することが出来ない。	事前通報を複数の宛先に同時申請ができるよう申請先（事前通報用の海上交通センター（名古屋、備讃瀬戸、関門海峡））の追加を行う。
24	出港届時の項目分割	出港届では、停泊場所を入力する項目が一つ（出港停泊場所（出港時）の項目）のため、対象の項目にバースコードを入力した際は、全て着岸場所コード欄への出力となっている。（入港届、入出港届、出港届で共通の画面・帳票となっているため。）	出港届において、停泊場所に入力したコードがびょう泊の場合は、びょう泊場所コードの欄に表示するようにする。また、それ以外については、着岸場所コードの欄への出力とする。
25	受委託件数の拡大	１船会社単位に受委託関係を登録可能な港数は、最大１００件である。	１船会社単位に受委託関係を登録可能な港数を、最大２００件とする。
26	備考欄の見直し	税関・入国管理局に送付する申請に関しては、同一の備考項目にて送付を行っている。また、照会結果画面では、一つの備考項目を全ての宛先にて出力している。	入国管理局宛ての備考欄追加を行う。また、照会業務については、申請・宛先ごとに備考欄を追加する。
27	内航船船舶情報の保存期間の変更	内航船の船舶基本情報については、永年保存としている。	内航船の船舶基本情報については、保存期間を３６５日間とする。なお、保存期間中に訂正を行った場合及び、内航船船舶基本情報を使用して申請をした場合、該当の船舶基本情報の保存期間を365日間延長する。

Ⅸ　詳細仕様検討結果

入出港	海上	第11回 第12回 第18回 第21回 WG	基本 Ⅳ-5-５-(1)	海上における入出港業務の見直し（６）

詳細仕様検討結果

No.	検討事項	変更／追加の概要
28	「とん税等納付申告（ＷＰＣ）」業務の納付方法の変更	「とん税等納付申告（ＴＰＣ）」業務において選択できる納付方法は、“直納、リアルタイム口座、およびマルチペインメントネットワーク”の３つがあるが、ＷｅｂＮＡＣＣＳで提供する「とん税等納付申告（ＷＰＣ）」業務については、納付書出力の関係等から、利用可能な納付方法を“リアルタイム口座”のみとする。
29	港コード一覧へ開港・不開港識別の表示	ＷｅｂＮＡＣＣＳの一覧参照ボタンからの遷移する港コード一覧画面に、開港・不開港の識別を表示する。
30	内航船の船舶基本情報の省略	ＷｅｂＮＡＣＣＳの内航船用の申請業務「入港前統一申請（ＷＰＴ）」業務等において、船舶コードから船舶基本情報を呼出す機能を追加する。
31	外航船の船舶基本情報の省略	現行のＢ業務の申請業務（「入港前統一申請（ＶＰＴ）」業務等 ※ＷｅｂＮＡＣＣＳ対象業務で、次期ではパッケージから廃止する。）には船舶基本情報を入力する項目があるが、次期では船舶コードを入力することで、登録されている船舶基本情報を補完する機能を追加することから、それら申請業務の入力項目から船舶項目を削除する。
32	乗組員・旅客・危険物の大量データアップロード機能及び、作成ツールの提供	ＷｅｂＮＡＣＣＳでは、現行パッケージソフトのようなグリッド形式ではないため、エクセルシートからのコピー&ペースト機能が利用出来ない。このため、ＣＳＶファイルのアップロード機能とＣＳＶファイルを容易に作成することが可能となる「変換ツール」を新たに提供する。
33	添付ファイル名称の出力機能の追加	・「船舶・航空機資格変更届（ＫＰＣ０１）」業務、「船舶資格変更届（ＷＫＣ）」業務の資格変更届について、「船舶資格変更届照会（ＷＫＰ）」業務での照会時に添付ファイル名を出力できるように変更する。 ・「ファイル申請（ＫＦＴ）」業務、「ファイル申請（ＷＦＴ）」業務のファイル申請について、「書類状態確認（ＷＶＳ）」業務での照会時に添付ファイル名を出力できるように変更する。

Ⅸ　詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 第18回 第20回　WG 第21回 第22回	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（１）

・ 出港前報告制度導入後における業務実態、プログラム変更要望等を踏まえ、同制度の関連業務仕様の見直しについて検討する。

詳細仕様検討結果

項番	項　　目	内　　容
1	主な検討課題	出港前報告制度関連業務の見直しについて検討する。
2	検討概要	以下の項目等について検討を実施する（検討項目の詳細は次頁以降参照） １．「出港前報告（ＡＭＲ）」業務と「積荷目録情報登録（ＭＦＲ）」業務でほぼ同一内容の報告となっていることから、この簡素化について検討する。 ２．欧州→釜山（トランシップ）→日本のような航路の場合における、トランシップ発生時における業務処理の見直しを検討する。 ３．「出港前報告訂正（ＣＭＲ）」業務及び「出港前報告訂正（ハウスＢ／Ｌ）（ＣＨＲ）」業務は、「出港日時報告（ＡＴＤ）」業務後に実施できないため、この改善を検討する。 ４．「出港前報告（ＡＭＲ）」業務と「積荷目録情報登録（ＭＦＲ）」業務及び「出港前報告（ハウスＢ／Ｌ）（ＡＨＲ）」業務と「ハウスＢ／Ｌ情報登録（ＮＶＣ０１）」業務との入力項目の統一化を検討する。 ５．マスターＢ／Ｌの報告に先行してハウスＢ／Ｌの報告が行われた場合、マスター及びハウスＢ／Ｌ報告者に対し、マッチング結果がわかるよう帳票を出力することを検討する。 ６．現在出港前報告が期限内に適切に行われている場合でも、その後Ｂ／Ｌのセパレート等が発生した場合、セパレート等後のＢ／Ｌについての関連性を示す手段がなく、出港前報告期限超過および出港前報告未済と判定されてしまう。セパレート等発生前後におけるＢ／Ｌの関連付け業務の新設を検討する。 ７．その他プログラム変更要望に対する検討を実施する。　等
3	検討結果	次頁以降参照

Ⅸ　詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回 第22回	WG	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（２）

詳細仕様検討結果

１．出港前報告制度にかかる関連業務の検討項目と検討結果

No.	検討事項	現行仕様／問題点	検討結果
①	「積荷目録情報登録（ＭＦＲ）」業務の省略可能化	「出港前報告（ＡＭＲ）」業務と「積荷目録情報登録（ＭＦＲ）」業務で同一の内容を報告しており、冗長であるため、ＡＭＲの情報を利用して積荷目録提出（ＭＦＲ－ＤＭＦ）まで完了させてほしい。	現行フローの他に、出港前報告（ＡＭＲ）情報を利用しＭＦＲ業務を実施することなくＤＭＦ業務の実施を可能とする新規フローを可能とする。なお、ＭＦＲ業務における必須項目がＡＭＲ業務にて未登録の場合は、ＤＭＦ業務前までにＣＭＲ業務によって訂正登録しておく必要がある。
②	「積荷目録情報登録（一括）（ＭＦＩ）」業務におけるＣＹ一括登録機能	海外の出港前報告者は、コンテナオペレーション会社（利用者コード５桁）を把握することが困難であるため、出港前報告時に当該項目の登録ができない。この場合、本邦利用者によるＭＦＩ業務が実施できない（エラーとなる）。	ＭＦＩ業務にコンテナオペレーション会社の入力項目を追加し、出港前報告（ＡＭＲ）情報にコンテナオペレーション会社の登録がない場合でも当該項目に入力がされている場合はエラーとせず、入力値に基づき、貨物情報の登録が行えるように変更する。
③	船舶情報の変更に伴う再報告の簡素化	①トランシップ等による船舶情報の変更に伴う再報告は、船舶情報以外のすべての項目を再入力する必要があるため、煩雑である。 ②欧州→釜山（トランシップ）→日本のような航路の場合、欧州の出港前に報告をしていたとしても、船会社は釜山において船舶情報の変更に伴う再報告（トランシップ登録）を行う必要がある。また、ＮＶＯＣＣも船会社同様、欧州の出港前に報告をしていたとしても、船会社から連絡を受けて船舶情報の変更に伴う再報告を行う必要があるが、船会社⇔ＮＶＯＣＣ間の連絡不備等により、ＮＶＯＣＣによる釜山での再報告が実施できず、結果的に船舶情報不一致、出港日時報告未済となるケースがある。	①本船利用船会社および船積港の単位に船舶情報を一括して訂正できる「出港前船舶情報訂正（ＣＭＶ）」業務を新設する。また、個別にＢ／Ｌ番号を指定して訂正することも可能とする。 なお、従来どおり、ＡＭＲ業務等の船舶情報の変更に伴う再報告機能は維持する。 ②ＡＨＲ（ＣＨＲ）業務の登録時点において、報告する積荷のトランシップ等による船舶情報の変更有無が判断できる場合で、変更後の船舶情報が不明である場合に、船会社が報告するマスターの船舶情報に準ずる旨をあらかじめ登録できるよう、ＡＨＲ（ＣＨＲ）業務に入力項目の追加を行う。例えば、欧州→釜山（トランシップ）→日本のような航路の場合で、欧州出港前に欧州から釜山向けの船舶情報でＡＨＲ業務の報告を行った際、マスターの船舶情報に準ずる旨を登録した場合は、船会社が釜山の出港前に釜山から日本向けの船舶情報でＡＭＲ業務を行ったとしても、システムによるハウス、マスター間の船舶情報不一致判定を実施しないこととする。

Ⅸ　詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回 第22回	WG	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（３）

詳細仕様検討結果

No.	検討事項	現行仕様／問題点	検討結果
④	「出港日時報告（ＡＴＤ）」業務後のＣＭＲ、ＣＨＲの可能化	「出港前報告訂正（ＣＭＲ）」業務および「出港前報告訂正（ハウスＢ／Ｌ）（ＣＨＲ）」業務は、「出港日時報告（ＡＴＤ）」業務後に実施できない。	ＡＴＤ業務後、ＤＭＦ業務前までのＣＭＲ（ＣＨＲ）業務等を実施可能とする。なお、ＡＴＤ業務に先行してＤＭＦ業務が実施されている場合は、現行通り、ＡＴＤ業務前までＣＭＲ（ＣＨＲ）業務を可能とする。ただし、税関による事前通知に従いＣＭＲ（ＣＨＲ）業務を行う場合は、ＡＴＤ業務およびＤＭＦ業務が実施されている場合でも訂正を可能とする（※現行通り）。
⑤	「関連ハウス事前通知（ＤＮＵ）」の改善	船会社にマスターＢ／Ｌ単位で出力する「関連ハウス事前通知（ＤＮＵ）」について、該当するハウスＢ／Ｌ番号や個々の事前通知コードが記載されていないため、どのような対応をすればよいか分からない。	「関連ハウス事前通知（ＤＮＵ）」について、該当するハウスＢ／Ｌ番号、事前通知コード、件名を一覧に記載した通知に変更する。なお、通知内容の詳細を確認する場合は、「出港前報告照会（ＩＡＲ）」業務を利用する。
⑥	「積荷目録情報登録訂正（積荷目録提出後）（ＣＭＦ０２）」業務における運用手続きの簡素化	ＣＭＦ０２業務は、あらかじめ積荷目録を提出した税関（監視担当部門）の窓口に訂正等の理由を申し出た上で行う必要があり、手続きが煩雑である。	税関の窓口への訂正等理由の申出をＮＡＣＣＳで行うことができるよう、ＣＭＦ０２業務において入力項目に「訂正理由コード」、「訂正理由（210桁）」欄を新設する。
⑦	積荷情報削除時における削除理由の入力	ＣＭＲ、ＣＨＲ、ＣＭＦ０１業務において積荷情報が削除される場合、削除理由が不明であるため、税関審査に支障がある。また、ＣＭＦ０２業務で積荷情報を削除する場合には、あらかじめ積荷目録を提出した税関（監視担当部門）の窓口に削除理由を申し出た上で行う必要があり、手続きが煩雑である。	ＣＭＲ、ＣＨＲ、ＣＭＦ０１、ＣＭＦ０２業務において入力項目に「削除理由コード」、「削除理由（210桁）」欄を新設する。
⑧	「出港前報告訂正（ハウスＢ／Ｌ）（ＣＨＲ）」業務におけるマスターＢ／Ｌ番号の訂正可能化	現行のＣＨＲ業務ではマスターＢ／Ｌ番号の訂正ができないため、登録した情報を削除したのち、再度、ＡＨＲまたはＣＨＲ業務にて登録を行う必要がある。	ＣＨＲ業務において、登録した情報を削除することなくマスターＢ／Ｌ番号の訂正を可能とする。

Ⅸ　詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 第18回 第20回　WG 第21回 第22回	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（４）

詳細仕様検討結果

No.	検討事項	現行仕様／問題点	検討結果
⑨	出港前報告不一致Ｂ／Ｌの一覧照会の可能化（ＩＭＩ業務の改善）	入港前報告（ＤＭＦ業務）までに出港前報告未済による不一致を解消する必要があるが、ＡＭＲ（ＣＭＲ）業務で登録したＢ／Ｌと、ＭＦＲ業務で登録したＢ／Ｌの件数の差分を把握できる機能がない。	①ＩＭＩ業務に新規の照会区分「Ｓ：Ｂ／Ｌ番号一覧（出港前報告不一致）照会」を追加する 。 ②既存照会区分「Ｂ：Ｂ／Ｌ番号一覧照会」の照会項目に出港前報告不一致（出港前報告未済、出港日時報告未済）のステータスを項目追加し、Ｂ／Ｌ番号の繰り返し部分をグリッド表示とする。 ③ＭＦＲ業務等の項目見直しに伴い、照会項目の一部変更を実施する。
⑩	「出港前報告一覧照会（ＩＭＬ）」業務の改善	【プログラム変更要望】 Ｂ／Ｌ件数が表示されないため件数を確認するのに時間がかかる。 このためＡＭＲ業務による報告漏れが発生した。 ＩＭＩ業務のようにＢ／Ｌ件数が一目でわかるようにしてほしい。 また、ＡＭＲ業務で登録されたマスター・オーシャンＢ／Ｌのみ出力させて欲しい。	①ＩＭＬ業務の照会結果画面「出港前報告一覧照会情報（ＳＡＳ１２６）」にＢＬＬ実施状況にかかる出力項目「Ｂ／Ｌ番号変更種別」「Ｂ／Ｌ番号変更前後識別」を追加する。 ②ＩＭＬ業務の照会結果画面「出港前報告（ハウスＢ／Ｌ）一覧照会情報（ＳＡＳ１２８）」に以下の項目を追加する。 「Ｂ／Ｌ番号変更種別」「Ｂ／Ｌ番号変更前後識別」 「マスターＢ／Ｌの出港予定日時」「マスターＢ／Ｌの出港日時」「マスターＢ／Ｌの入港予定日」「マスターＢ／Ｌの出港前報告日時」 ③ＩＭＬ業務に新規照会区分「Ｈ：概要情報照会（オーシャン（マスター）Ｂ／Ｌ）」を追加する 。また、Ｂ／Ｌ件数の出力もあわせて行う。
⑪	マッチング判定結果の通知の改善	【プログラム変更要望】 マスターＢ／Ｌに先行してハウスＢ／Ｌを報告した場合、マスターＢ／Ｌとのマッチングが不明なため報告期限を過ぎてからマスターＢ／Ｌ番号等の入力誤りに気づく場合がある。 上記のような場合においても、マッチング結果が分かるようにしてほしい。 【追加検討事項】 マスターＢ／Ｌがハウスに先行して登録された際、その後最初のハウスＢ／Ｌの報告が行われた際にハウスＢ／Ｌの報告を通知する新規帳票をマスターＢ／Ｌ報告者へ出力してほしい。	＜船会社への通知＞ ハウスＢ／Ｌ報告完了が先行した場合についても、その後のマスターＢ／Ｌの報告時に「ハウスＢ／Ｌ報告完了通知情報（ＳＡＳ１３５）」を出力する。 ハウスＢ／Ｌの報告に先行してマスターＢ／Ｌが報告された場合、その後のＡＨＲ業務またはＣＨＲ業務によりハウスＢ／Ｌが報告された際に新規帳票「ハウスＢ／Ｌ報告状況通知情報」をマスターＢ／Ｌの報告者へ出力する。 ＜ＮＶＯＣＣへの通知＞ ハウスＢ／Ｌ報告完了の旨が登録されたのちに、マスターＢ／Ｌが報告された場合等において、マッチングを行い、新規帳票をマスターＢ／Ｌ単位に出力する。 また、新規帳票に船舶情報不一致、マスターＢ／Ｌの出港予定日時（出港予定日と出港予定時刻）及び出港日時（出港日と出港時刻）を出力する。

Ⅸ　詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 第18回 第20回　WG 第21回 第22回	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（５）

詳細仕様検討結果

No.	検討事項	現行仕様／問題点	検討結果
⑫	積荷情報の一意制約項目（航海番号）追加	【プログラム変更要望】 ＭＦＲ等で登録する積荷情報は「船舶コード＋船会社コード＋船卸港コード＋船卸港枝番」のみで一意制約を設定している。そのため、近海航路の定期船においては、前航海の積荷情報と重複しないよう、船卸港枝番「１～９」を入力する仕様であるが、船卸港枝番の管理、関係者との共有は困難であり、実務において支障が出ている。	航海番号を一意制約項目とすることについては、「運航船会社航海番号」を必須項目として、船卸港枝番による業務運用の複雑化を解消することを目的し提案したが、運用に影響を与える可能性がある。また、利用者様システムへの影響が多大となる等の問題により、現行仕様の継続が望ましいものと考えられることから、「運航船会社航海番号」の必須化については取り下げる。 ただし、ＭＦＲ業務、ＡＭＲ業務等に関しては、出港前報告制度に係る仕様変更に伴い入出力項目の追加変更等が行われることから、将来的な活用も見据えて「運航船会社航海番号」については「任意項目」として追加することとする。
⑬	Ｂ／Ｌセパレート等発生時における機能改善	セパレート等前のＢ／Ｌに対する出港前報告が期限内に行われている場合でも、セパレート等後のＢ／Ｌに対する出港前報告が期限超過の場合は、出港前報告期限超過による不一致となってしまう。 セパレート等前のＢ／Ｌに対して出港前報告が適切に行われている場合でも、セパレート等後のＢ／Ｌ番号に対する出港前報告情報が登録されていないため、出港前報告未済による不一致となってしまう。また、結果的に税関によるＳＰＤ通知を受けるケースがある。	「出港前報告Ｂ／Ｌ関連付け（ＢＬＬ）」業務を新設する。 （ＢＬＬ業務の概要） ① セパレート等前のＢ／Ｌは出港前報告のみ行われていること、また、全てのセパレート等後のＢ／Ｌに対して出港前報告が行われていることを条件としＢＬＬ業務を実施可能とする。 ② セパレート等後のＢ／Ｌについて、出港前報告の追加報告（ＡＭＲ、ＣＭＲ、ＡＨＲ、ＣＨＲ）を　行ったうえで、セパレート等前後のＢ／Ｌ番号の関連性を「ＢＬＬ（出港前報告Ｂ／Ｌ関連付け）」で登録する。 ③ セパレート等後のＢ／Ｌは出港前報告情報であることを基本とするが、例外として全ての変更後Ｂ／Ｌに出港前報告が行われておらず積荷目録情報のみ登録されていることを条件に入港前報告情報をセパレート等後のＢ／Ｌとして利用することを可能とする。
⑭	出港前報告制度および入港前報告制度にかかる業務における入力項目の変更点	後述のとおり	後述のとおり

貨物	海上	第17回 第18回 第20回　WG 第21回 第22回	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（６）

詳細仕様検討結果

２．出港前報告制度にかかる業務フローの簡素化　～現行フローと次期の変更点～

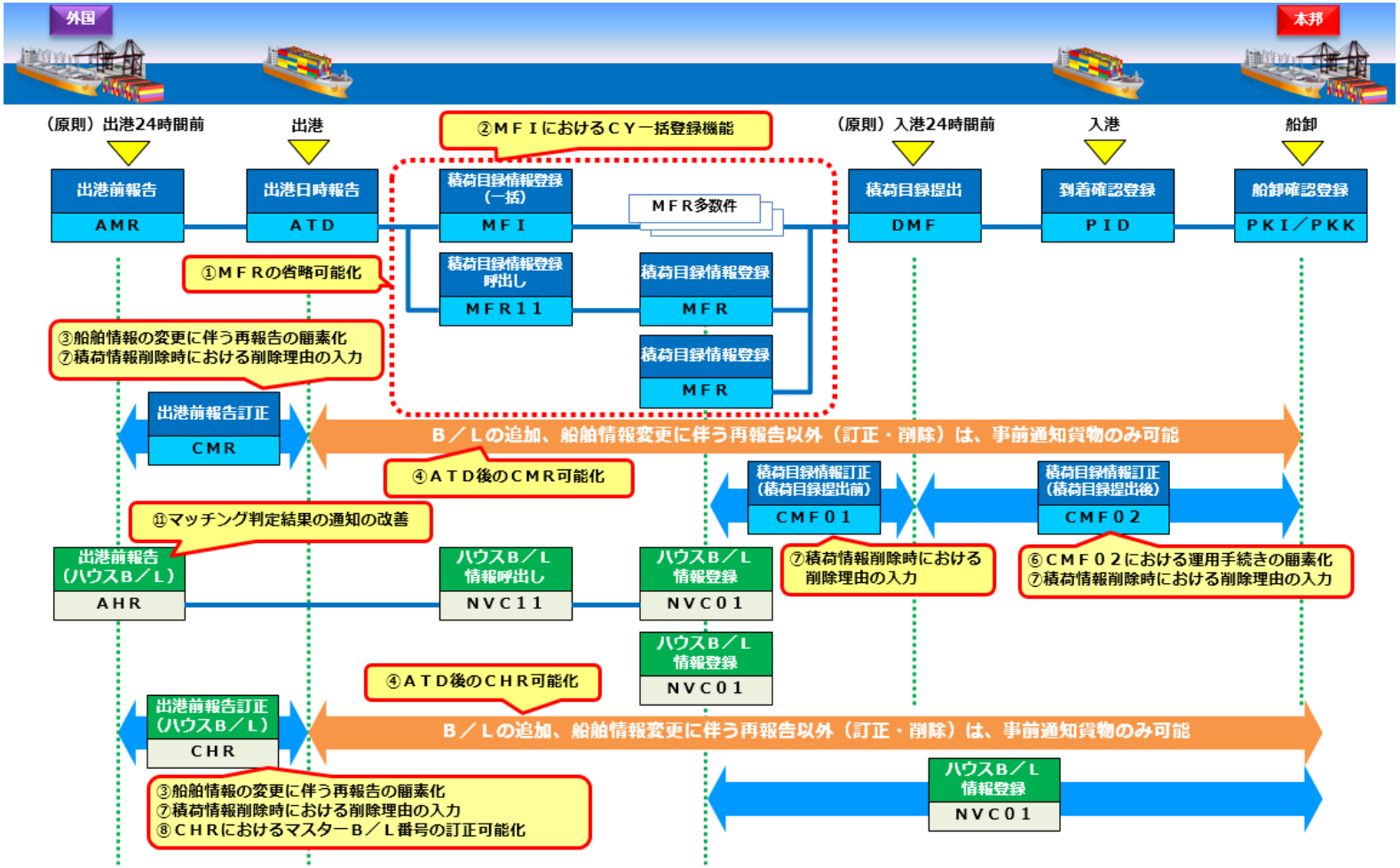

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回 第22回	WG	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（７）

詳細仕様検討結果

２．出港前報告制度にかかる業務フローの簡素化　～次期船会社フロー（案）～

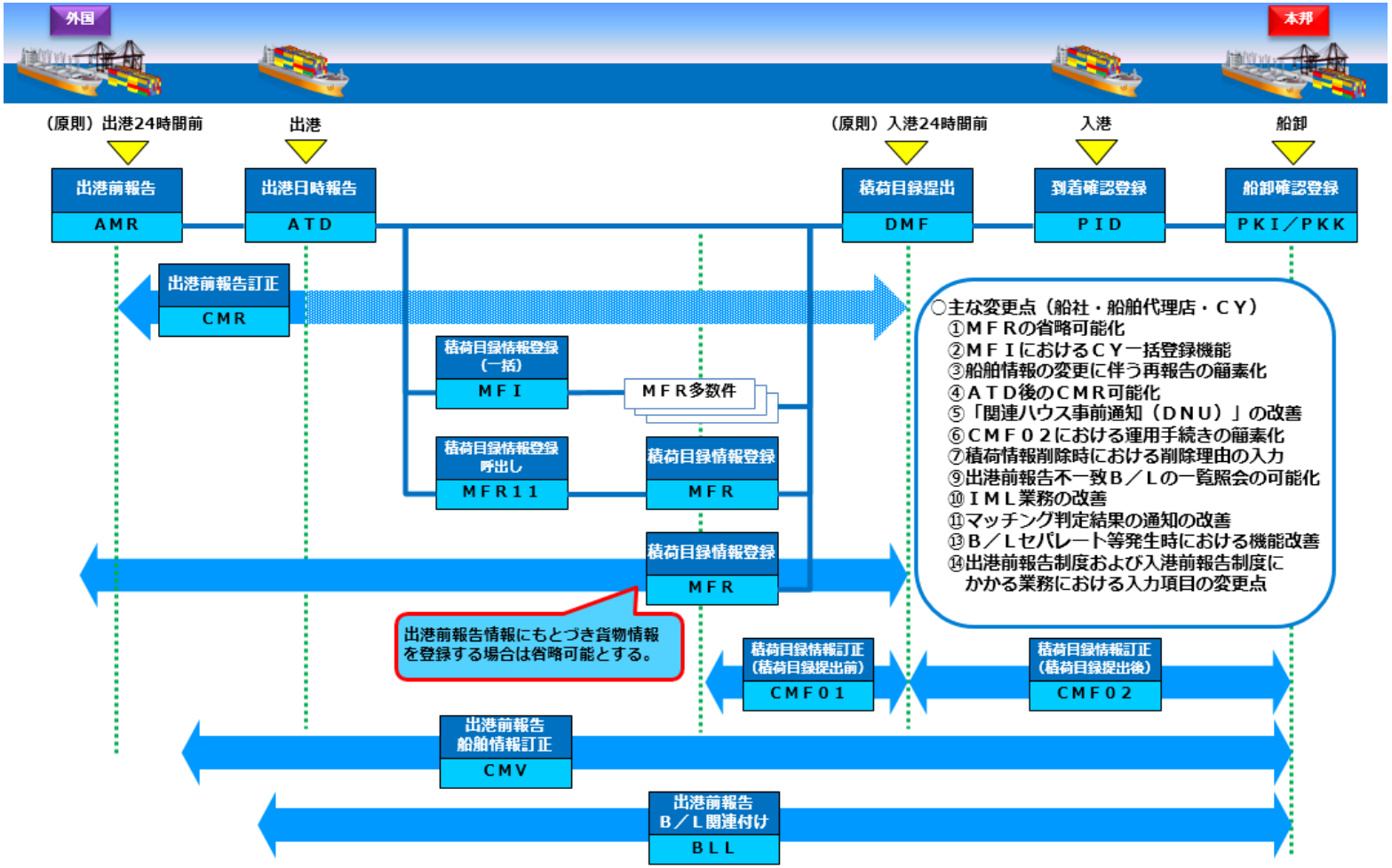

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回 第22回	WG	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（８）

詳細仕様検討結果

２．出港前報告制度にかかる業務フローの簡素化　～次期ＮＶＯＣＣフロー（案）～

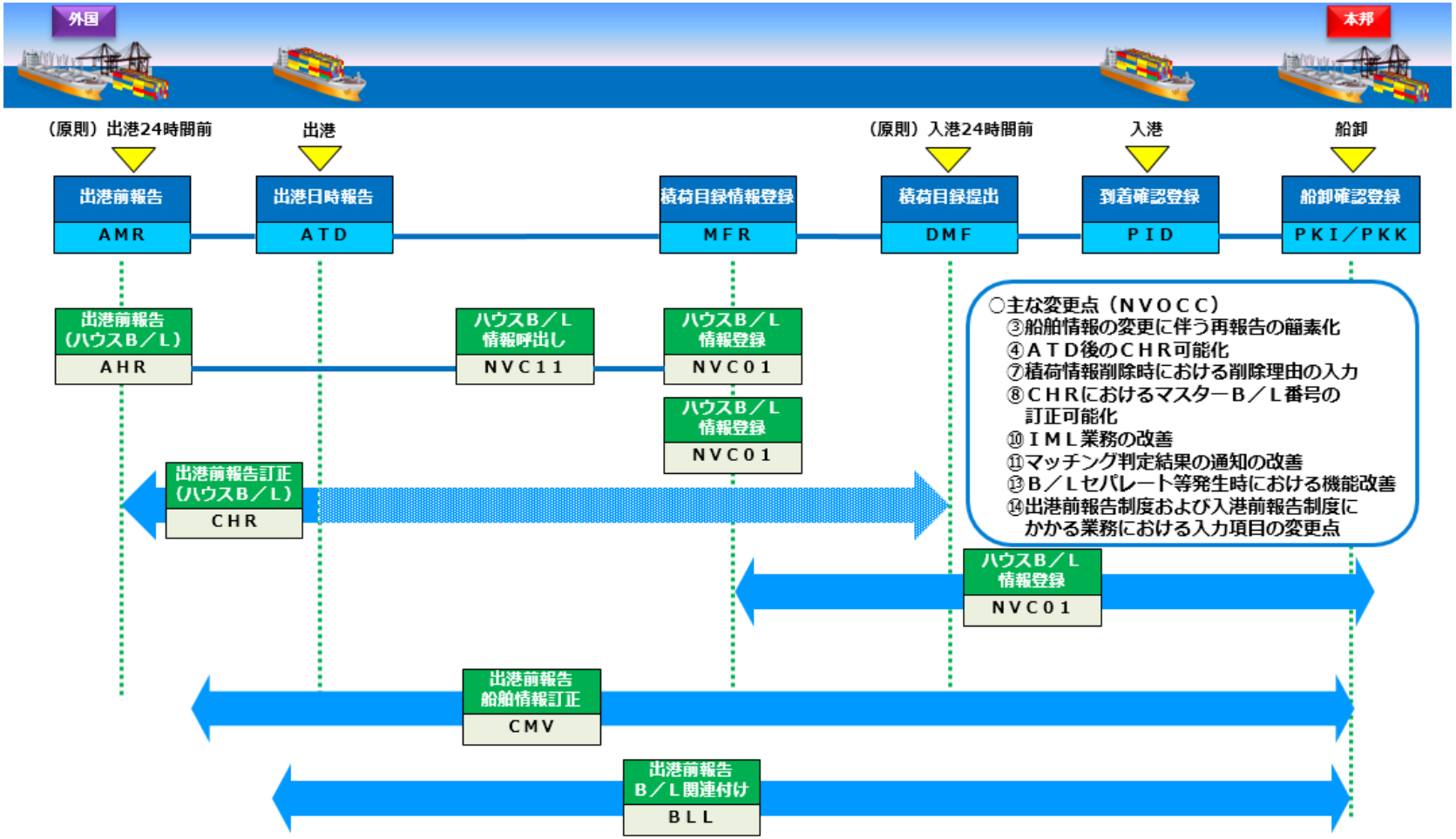

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回 第22回	WG	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（９）

詳細仕様検討結果

３．主な変更点　① ＭＦＲの省略可能化

ＤＭＦの変更点

① 入力された船舶情報（船舶コード、船会社コード、船卸港、船卸港枝番）と一致する出港前報告情報を抽出し、当該出港前報告の登録内容にもとづき貨物情報を作成する。ただし、既にＭＦＲにより１件でも出港前報告の対象となる貨物情報を作成している本船利用船会社である場合は、貨物情報を作成しない。
② ①の貨物情報の作成は多数件処理で行い、当該処理結果は、一覧形式でＤＭＦ実施者宛てに帳票出力する。

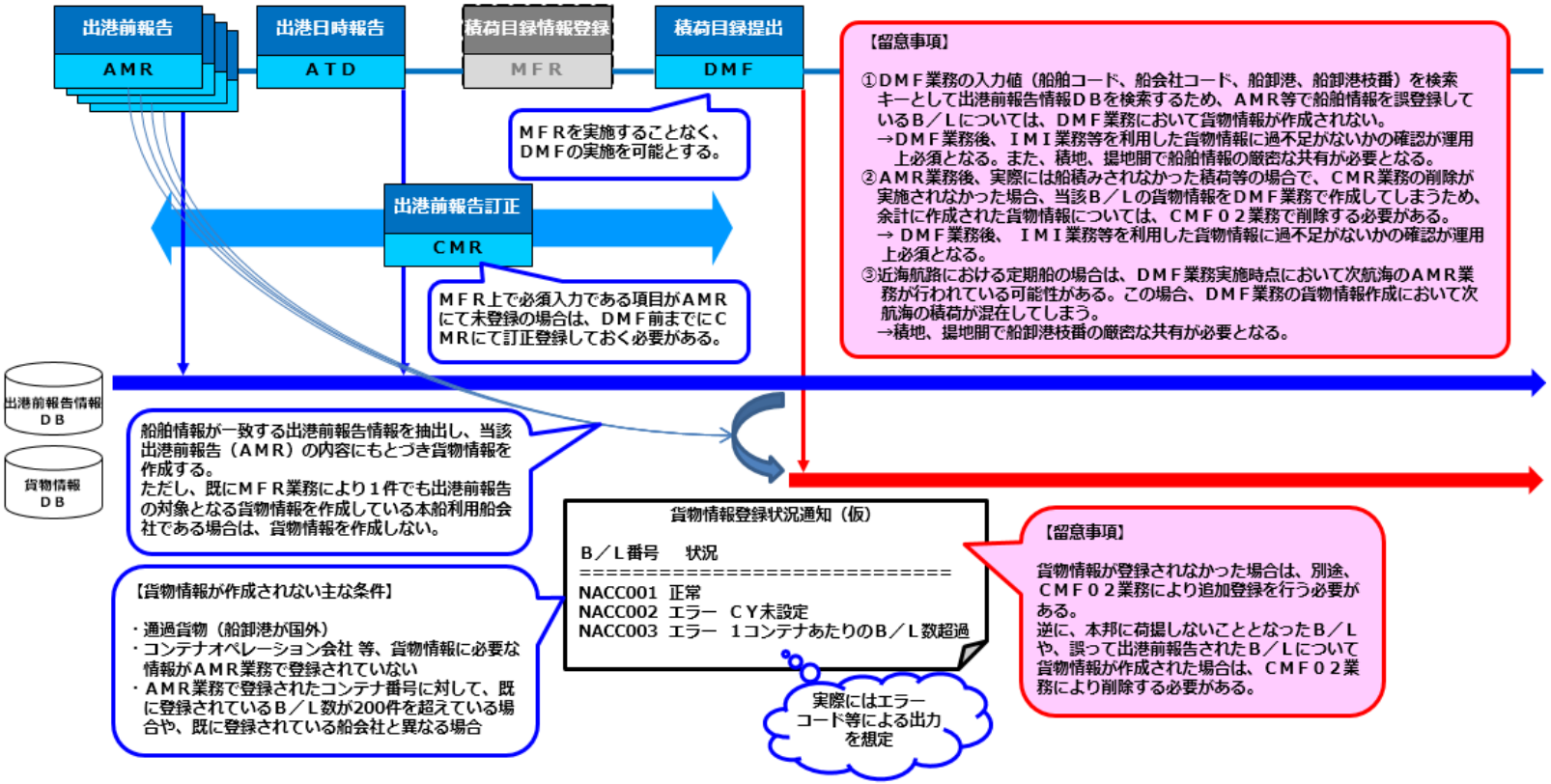

【留意事項】

①ＤＭＦ業務の入力値（船舶コード、船会社コード、船卸港、船卸港枝番）を検索キーとして出港前報告情報ＤＢを検索するため、ＡＭＲ等で船舶情報を誤登録しているＢ／Ｌについては、ＤＭＦ業務において貨物情報が作成されない。
→ＤＭＦ業務後、ＩＭＩ業務等を利用した貨物情報に過不足がないかの確認が運用上必須となる。また、積地、揚地間で船舶情報の厳密な共有が必要となる。
②ＡＭＲ業務後、実際には船積みされなかった積荷等の場合で、ＣＭＲ業務の削除が実施されなかった場合、当該Ｂ／Ｌの貨物情報をＤＭＦ業務で作成してしまうため、余計に作成された貨物情報については、ＣＭＦ０２業務で削除する必要がある。
→ ＤＭＦ業務後、 ＩＭＩ業務等を利用した貨物情報に過不足がないかの確認が運用上必須となる。
③近海航路における定期船の場合は、ＤＭＦ業務実施時点において次航海のＡＭＲ業務が行われている可能性がある。この場合、ＤＭＦ業務の貨物情報作成において次航海の積荷が混在してしまう。
→積地、揚地間で船卸港枝番の厳密な共有が必要となる。

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回 第22回	WG	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（10）

詳細仕様検討結果

3．主な変更点　② ＭＦＩにおけるＣＹ一括登録機能

背景

海外の出港前報告者は、コンテナオペレーション会社（利用者コード５桁）を把握することが困難であるため、出港前報告時に当該項目の登録ができない。この場合、本邦利用者によるＭＦＩ業務が実施できない（エラーとなる）。

検討内容

ＭＦＩ業務にコンテナオペレーション会社の入力項目を追加し、出港前報告情報にコンテナオペレーション会社の登録がない場合でも当該項目に入力されている場合はエラーとせず、入力値に基づき、貨物情報の登録が行えるように変更することを検討する。

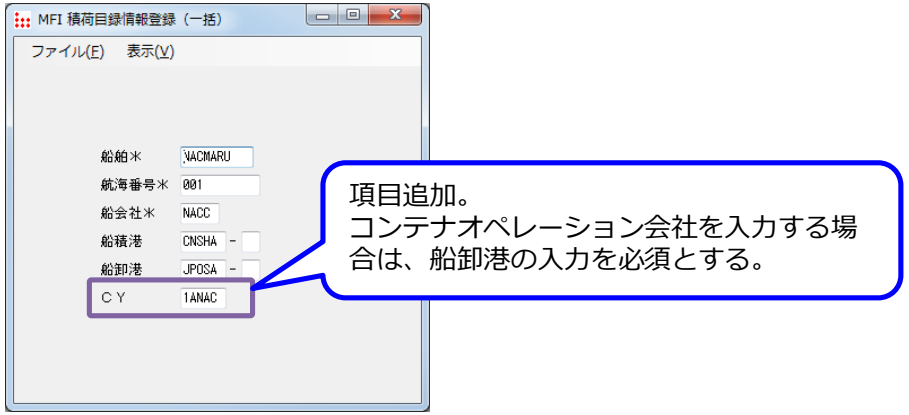

留意事項

①ＭＦＩ業務の単位でコンテナオペレーション会社が登録できない場合（同一港で複数のＣＹに船卸しする場合）は、あらかじめ個別にＣＭＲ業務による訂正を行う必要がある。
②コンテナオペレーション会社以外に、コンテナにかかる「荷渡形態コード」、「バンニング形態コード」、「コンテナ条約適用識別」が未登録である場合もＭＦＩ業務ではエラーとなるため、あらかじめ個別にＣＭＲ業務による訂正を行う必要がある。

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回 第22回 WG	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（11）

詳細仕様検討結果

3．主な変更点　③ 船舶情報の変更に伴う再報告の簡素化（１）

背景

（１）船舶情報訂正業務の新設
トランシップ等による船舶情報の変更に伴う再報告は、船舶情報以外のすべての項目を再入力する必要があるため、煩雑である。

検討内容

（１）船舶情報訂正業務の新設
本船利用船会社および船積港の単位に船舶情報を一括して訂正できる業務の新設を検討する。また、個別にＢ／Ｌ番号を指定して訂正することも可能とする（下図）。なお、従来どおり、ＡＭＲ業務等の船舶情報の変更に伴う再報告機能は維持する。

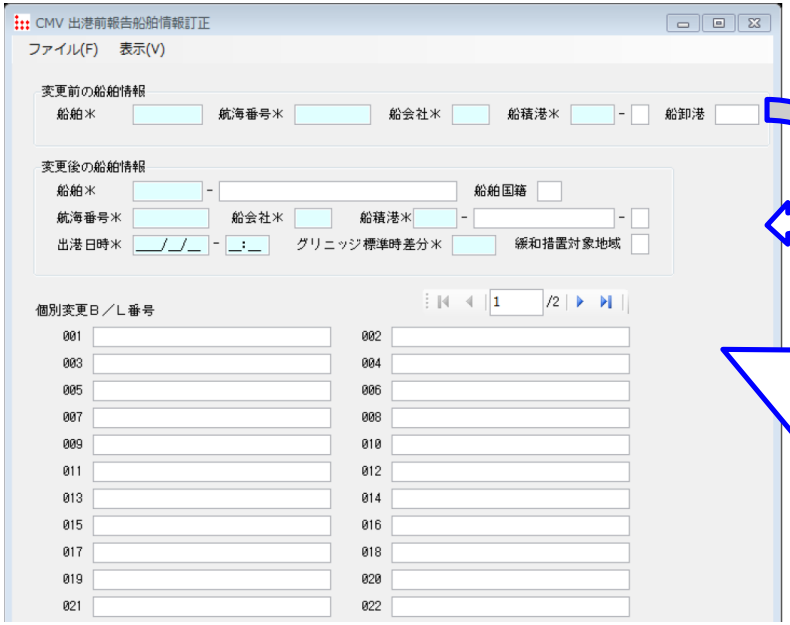

【留意事項】
①コールサインのみの変更であっても、システムでは、物理的な船の変更なのか、コードだけの変更なのかの判断はできないため、一律再報告扱いとし、変更後の船舶情報に対するＡＴＤも必要とする。
②マスターＢ／Ｌに対しハウスＢ／Ｌ報告完了の登録がされている場合は、ハウスＢ／Ｌ報告完了の旨を取り消す。そのため、再度ＡＭＲ業務等によるハウスＢ／Ｌ報告完了の登録が必要である。

変更前の船舶にかかるＢ／Ｌ＊に対し、変更後の船舶情報で出港前報告情報の上書きを行う。
＊Ｂ／Ｌ番号（最大１００欄）が入力された場合は、入力されたＢ／Ｌのみを対象とする。

なお、当該Ｂ／Ｌの出港前報告日時は、本業務のシステム受理日時で上書きする（再報告扱いとする）。

また、訂正後の船舶情報に対してＡＴＤが行われている場合は、出港前報告不一致判定（出港前報告期限超過）を行い、その結果を登録する。

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回 第22回	WG	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（12）

詳細仕様検討結果

3．主な変更点　③ 船舶情報の変更に伴う再報告の簡素化（２）

背景

（２）ハウスＢ／Ｌにおける船舶情報の変更に伴う再報告の簡素化
例）欧州→釜山（トランシップ）→日本

上記のような航路の場合、欧州の出港前に報告をしていたとしても、船会社は釜山において船舶情報の変更に伴う再報告（トランシップ登録）を行う必要がある。また、ＮＶＯＣＣも、船会社同様、欧州の出港前に報告をしていたとしても、船会社からの連絡を受けて船舶情報の変更に伴う再報告を行う必要があるが、船会社⇔ＮＶＯＣＣ間の連絡不備等により、 ＮＶＯＣＣによる釜山での再報告が実施できず、結果的に船舶情報不一致、出港日時報告未済となるケースがある。
当該ケースのように、積荷の内容に変更が無いにも関わらず船舶情報の訂正を行うために再報告という作業が必要であること、更には、報告期限までにＮＶＯＣＣでは船舶情報（トランシップ情報、航海番号　等）の正確な把握と報告が運用上困難であるため、改善策の検討を行う。

検討内容

（２）ハウスＢ／Ｌにおける船舶情報の変更に伴う再報告の簡素化
①ＡＨＲ（ＣＨＲ）業務の登録時点において、報告する積荷のトランシップ等による船舶情報の変更有無が判断できる場合で、変更後の船舶情報が不明である場合に、船会社が報告するマスターの船舶情報に準ずる旨をあらかじめ登録できるよう、ＡＨＲ（ＣＨＲ）業務に入力項目の追加を行う。例えば、欧州→釜山（トランシップ）→日本のような航路の場合で、欧州出港前に欧州から釜山向けの船舶情報でＡＨＲ業務で報告を行った際、マスターの船舶情報に準ずる旨を登録した場合は、船会社が釜山の出港前に釜山から日本向けの船舶情報でＡＭＲ業務で報告を行ったとしても、システムによるハウス、マスター間の船舶情報不一致判定を実施しないこととする。

トランシップ後の船舶情報が不明な場合で、船会社が報告するマスターの船舶情報に準ずる場合は「Ｙ」を入力。

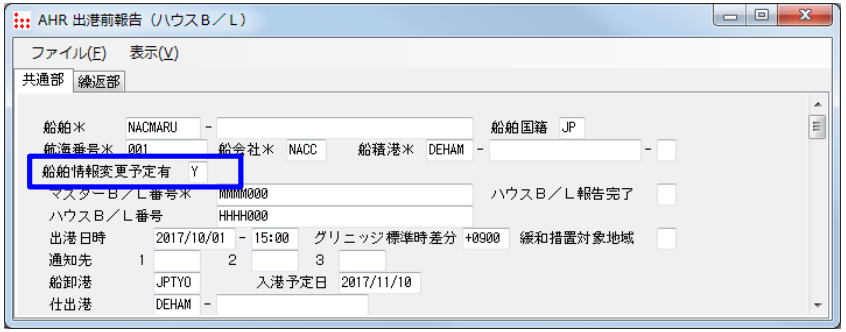

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回 第22回 WG	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（13）

詳細仕様検討結果

3．主な変更点　④ ＣＭＲ、ＣＨＲ業務におけるＡＴＤ業務後の訂正可能化　～ＡＴＤ業務後のＣＭＲ業務の可能化～

ＣＭＲ業務の変更点

ＡＴＤ業務後、ＤＭＦ業務前までのＣＭＲ業務を実施可能とする。なお、ＡＴＤ業務に先行してＤＭＦ業務が実施されている場合は、現行通り、ＡＴＤ業務前までＣＭＲ業務を可能とする。ただし、税関による事前通知に従いＣＭＲ業務を行う場合は、ＡＴＤ業務およびＤＭＦ業務が実施されている場合でも訂正を可能とする（※現行通り）。
なお、税関による事前通知に従いＣＭＲ業務を行う場合を除き、入港前報告後（ＤＭＦ業務後）は、貨物情報に対する訂正（ＣＭＦ０２）のみで差し支えない（※現行通り）。

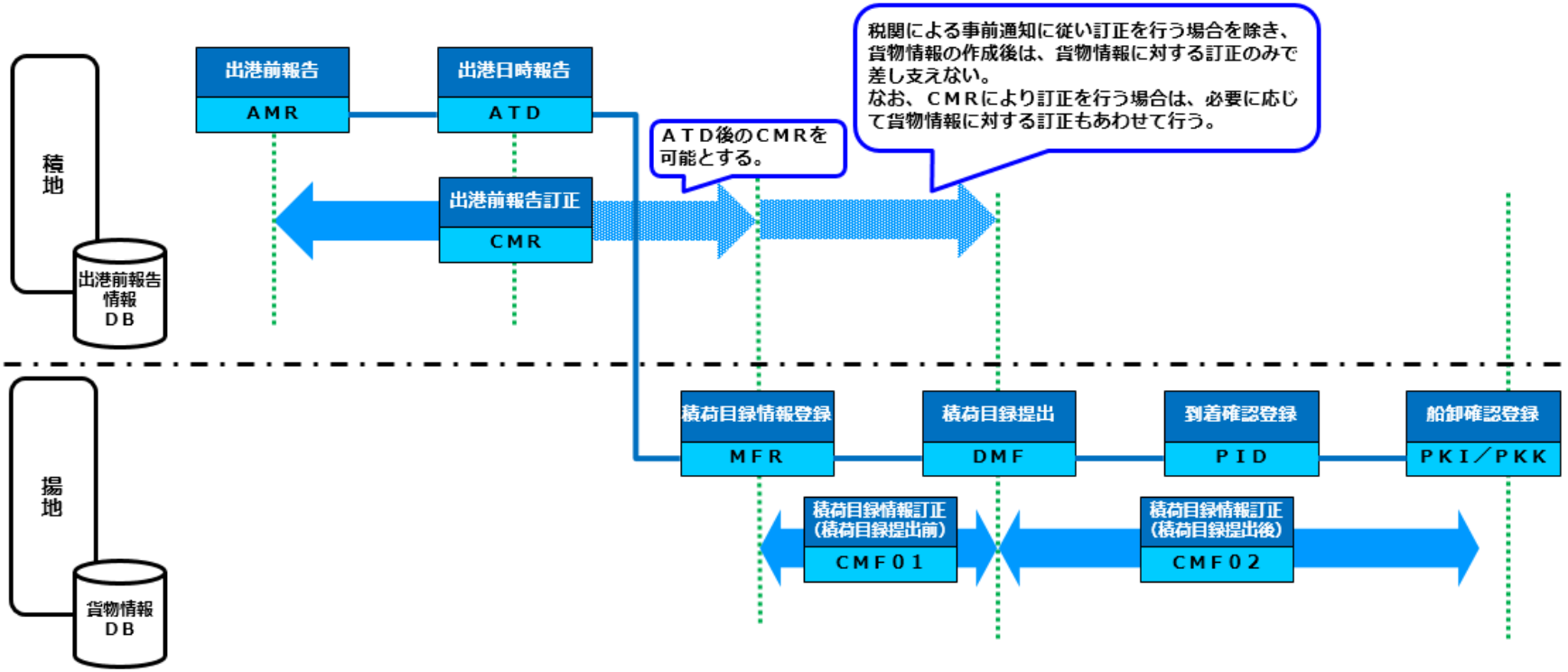

貨物	海上	第17回 第18回 第20回　WG 第21回 第22回	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（14）

詳細仕様検討結果

3．主な変更点　④ ＣＭＲ、ＣＨＲ業務におけるＡＴＤ業務後の訂正可能化　～ＡＴＤ業務後のＣＨＲ業務の可能化～

ＣＨＲ業務の変更点

ＡＴＤ業務後、ＤＭＦ業務前までのＣＨＲ業務を実施可能とする。なお、ＡＴＤ業務に先行してＤＭＦ業務が実施されている場合は、現行通り、ＡＴＤ業務前までＣＨＲ業務を可能とする。ただし、税関による事前通知に従いＣＨＲ業務を行う場合は、ＡＴＤ業務およびＤＭＦ業務が実施されている場合でも訂正を可能とする（※現行通り）。
なお、税関による事前通知に従いＣＨＲ業務を行う場合を除き、ＮＶＣ０１業務による貨物情報の作成後は、貨物情報に対する訂正（ＮＶＣ０１）のみで差し支えない（※現行通り）。

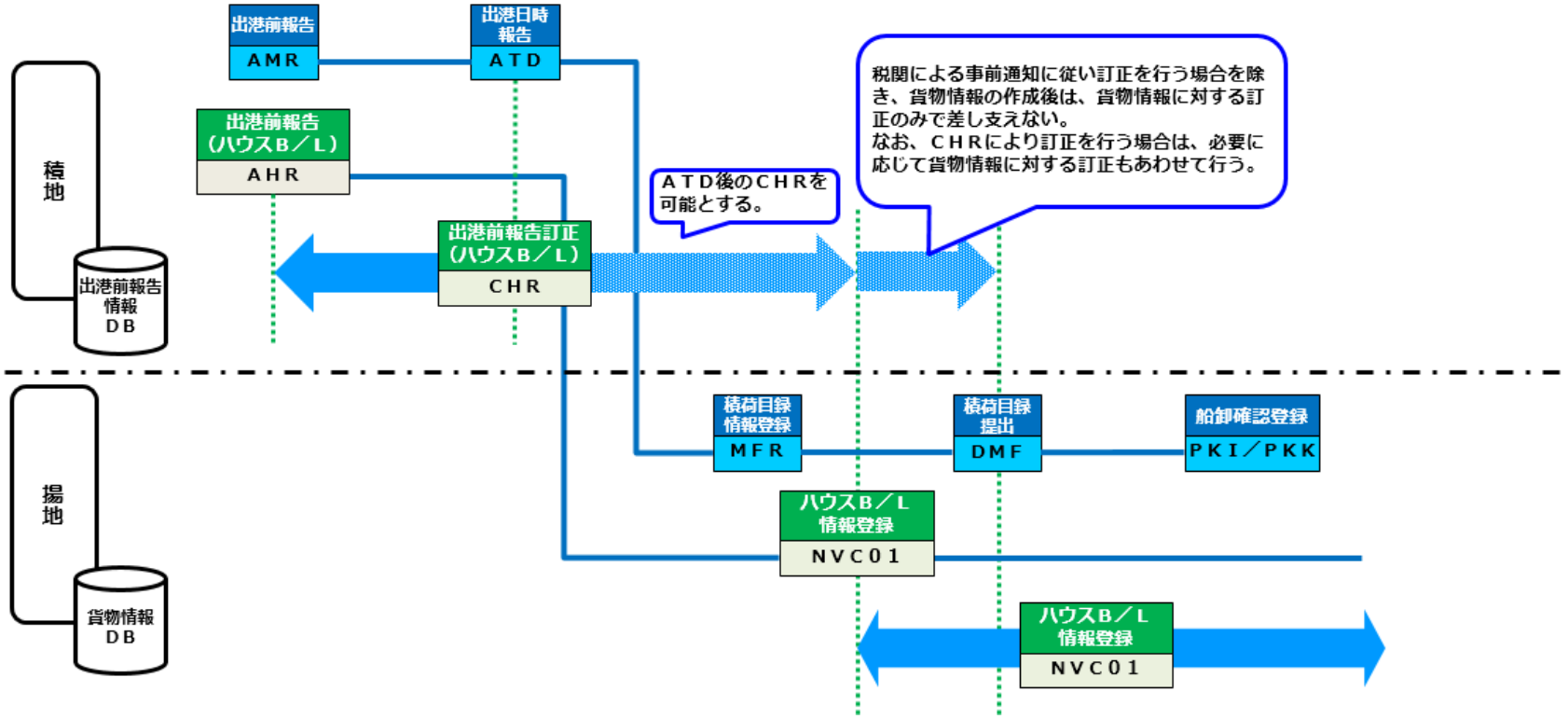

貨物	海上	第17回 第18回 第20回　WG 第21回 第22回	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（15）

詳細仕様検討結果

3．主な変更点　⑤ 船会社に対する「関連ハウス事前通知（ＤＮＵ）」の改善（１）

背景

船会社にマスターＢ／Ｌ単位で出力する「関連ハウス事前通知（ＤＮＵ）」について、該当するハウスＢ／Ｌ番号や個々の事前通知コードが記載されていないため、どのような対応をすればよいか分からない。

＜（参考）「関連ハウス事前通知（ＤＮＵ）」の出力条件＞
・関連するハウスＢ／Ｌの事前通知が解除されないまま、ＤＭＦ業務が行われた場合、ＤＭＦ業務実施者、および、ＡＭＲ業務実施者に出力する。
・ＡＭＲ業務に先行してＡＨＲ業務が行われている場合で、当該ハウスＢ／Ｌの事前通知が解除されないまま、ＡＭＲ業務が行われた場合、ＡＭＲ業務実施者に出力する。

検討内容

「関連ハウス事前通知（ＤＮＵ）」について、該当するハウスＢ／Ｌ番号、事前通知コード、件名を記載した通知に変更する。

新規帳票レイアウトでマスターＢ／Ｌ単位にリスト出力する

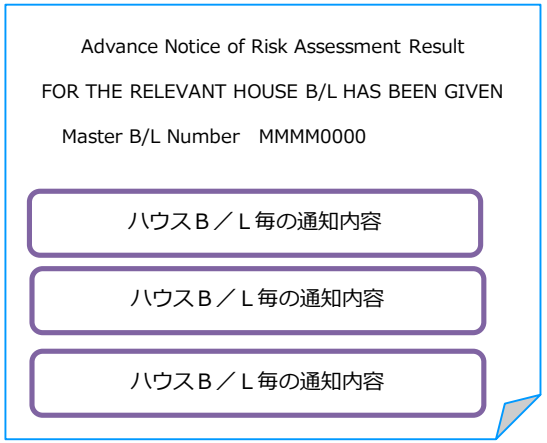

貨物	海上	第17回 第18回 第20回　WG 第21回 第22回	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（16）

詳細仕様検討結果

3．主な変更点　⑤ 船会社に対する「関連ハウス事前通知（ＤＮＵ）」の改善（2）

検討内容

1 / 2

Advance Notice of Risk Assessment Result
For The Relevant House B/L Has Been Given

Master B/L Number　MMMM000

Jurisdictional Customs Office　1A － TOKYO
Vessel　NACMARU　－ NACCS MARU
Voyage Number　0001　Carrier　NACC
Date of Advance Cargo Information Registration　2017/10/01 － 12:00
Date of Departure　2017/10/03 － 15:00

先頭ページの上部にマスターＢ／Ｌ番号、船舶情報等を出力する。

01 House B/L Number　HHHH001
Notification Code　HLD
Subject　REQUIRE CORRECTING/ADDING CARGO INFORMATION

【留意事項】
通知（指示）内容は出力しないため、通知内容の詳細を確認する場合は、ＩＡＲを利用する。

02 House B/L Number　HHHH002
Notification Code　HLD
Subject　REQUIRE CORRECTING/ADDING CARGO INFORMATION

03 House B/L Number　HHHH003
Notification Code　HLD　*CANCELLATION*
Subject　CANCELLATION OF HLD

【解除の場合】
・コードの右に「＊ＣＡＮＣＥＬＬＡＴＩＯＮ＊」を出力する。
・以降のリスト出力時はＢ／Ｌ番号自体出力しない。

04 House B/L Number　HHHH004
Notification Code　HLD
Subject　REQUIRE CORRECTING/ADDING CARGO INFORMATION

05 House B/L Number　HHHH005
Notification Code　HLD
Subject　REQUIRE CORRECTING/ADDING CARGO INFORMATION

06 House B/L Number　HHHH006
Notification Code　HLD
Subject　REQUIRE CORRECTING/ADDING CARGO INFORMATION

07 House B/L Number　HHHH007
Notification Code　HLD
Subject　REQUIRE CORRECTING/ADDING CARGO INFORMATION

<Contact>
Name　XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
Telephone　XXXXXXXXXXXXXXX　FAX　XXXXXXXXXXXXXXX
E-mail　XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
If e-mail address is used to send an e-mail, e-mail address output in capital letters should be uncapitalized.
(Example)
In case "JAPAN-CUSTOMS@CUSTOMS.GO.JP" is output, e-mail address needs to be converted to "japan-customs@customs.go.jp" to send an e-mail.

先頭ページの下部に税関連絡先を出力する。

2 / 2

Advance Notice of Risk Assessment Result (Con't)

08 House B/L Number　HHHH008
Notification Code　HLD
Subject　REQUIRE CORRECTING/ADDING CARGO INFORMATION

09 House B/L Number　HHHH009
Notification Code　HLD
Subject　REQUIRE CORRECTING/ADDING CARGO INFORMATION

10 House B/L Number　HHHH010
Notification Code　HLD
Subject　REQUIRE CORRECTING/ADDING CARGO INFORMATION

11 House B/L Number　HHHH011
Notification Code　HLD
Subject　REQUIRE CORRECTING/ADDING CARGO INFORMATION

12 House B/L Number　HHHH012
Notification Code　HLD　*CANCELLATION*
ubject　CANCELLATION OF HLD

ouse B/L Number　HHHH013
otification Code　HLD　*DELETION*
ubject

【削除の場合】
・コードの右に「＊ＤＥＬＥＴＩＯＮ＊」を出力する。
・以降のリスト出力時はＢ／Ｌ番号自体出力しない。

14 House B/L Number
Notification Code
Subject　REQUIRE COR

15 House B/L Number
Notification Code
Subject　REQUIRE CORRE

16 House B/L Number　HHHH016
Notification Code　HLD
Subject　REQUIRE CORRECTING/ADDIN

17 House B/L Number　HHHH017
Notification Code　HLD
Subject　REQUIRE CORRECTING/ADDIN

本イメージはサンプルであり、
「＊ＣＡＮＣＥＬＬＡＴＩＯＮ＊」
「＊ＤＥＬＥＴＩＯＮ＊」
は２つ以上同時に出力することはない。

貨物	海上	第17回 第18回 第20回　WG 第21回 第22回	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（17）

詳細仕様検討結果

3．主な変更点　⑥ ＣＭＦ０２業務における運用手続きの簡素化

背景

ＣＭＦ０２業務は、あらかじめ積荷目録を提出した税関（監視担当部門）の窓口に訂正理由を申し出た上で行う必要があり、手続きが煩雑である。

検討内容

（１）下記のとおり訂正の理由を付すことで、税関への訂正理由の申出をＮＡＣＣＳで行うことを可能とする。
　　入力項目に「訂正理由コード」、「訂正理由（210桁）」欄を新設する。
　　・「１：訂正（数量の変更）」
　　・「２：訂正・追加（運送契約等の変更）」
　　・「３：訂正・追加（荷繰り等の変更）」
　　・「４：訂正・追加（Ｂ／Ｌ番号の変更）」
　　・「５：訂正・追加（報告内容の誤り）」
　　・「６：訂正・追加（その他）」←“その他”の場合は、「訂正理由」欄への理由（英字）の入力を必須とする。
（２）（１）で付される訂正理由に加え、訂正の場合には、訂正箇所、訂正前後の内容を記した新規帳票を税関（監視担当部門）宛に通知する。

3．主な変更点　⑦ 積荷情報削除時における削除理由の入力

背景

ＣＭＲ、ＣＨＲ、ＣＭＦ０１業務において積荷情報が削除される場合、削除理由が不明であるため、税関審査に支障がある。
また、ＣＭＦ０２業務で積荷情報を削除する場合には、あらかじめ積荷目録を提出した税関（監視担当部門）の窓口に削除理由を申し出た上で行う必要があり、手続きが煩雑である。

検討内容

入力項目に「削除理由コード」、「削除理由（210桁）」欄を新設する。
・「１：削除（積載取止）」
・「２：削除（荷揚取止）」←ＣＭＦ０１、ＣＭＦ０２業務の場合のみ
・「３：削除（Ｂ／Ｌ番号変更）」
・「４：削除（誤登録）」
・「５：削除（その他）」←“その他”の場合は、「削除理由」欄への理由（英字）の入力を必須とする。

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回 第22回	WG	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（18）

詳細仕様検討結果

3．主な変更点　⑥ ⑦'ＣＭＦ０２業務および積荷情報削除時における運用手続きの簡素化に係る追加案件

現行ＥＤＩＦＡＣＴのマッピングにおいて、主な変更点⑥、⑦に係るＣＭＲ、ＣＨＲ、ＣＭＦ０１、ＣＭＦ０２の各業務は、ＡＭＲ業務、ＡＨＲ業務及びＭＦＲ業務と同一のサブセットを使用している。
次期では、主な変更点⑥、⑦のとおりＣＭＲ業務等において項目追加が発生することとなるが、現行と同様に、同一のサブセット名での利用を可能とするため、ＡＭＲ業務、ＡＨＲ業務及びＭＦＲ業務の入力項目に「削除理由コード（１桁）」、「削除理由（210桁）」欄に相当する欄を予備項目と追加することとする。
また、ＭＦＲ業務およびＣＭＦ０１業務には「訂正理由コード（１桁）」、「訂正理由（210桁）」欄に相当する欄も予備項目として追加する。

共通サブセット名	対象業務
ＡＭＲ１１０	ＡＭＲ／ＣＭＲ
ＡＨＲ１１０	ＡＨＲ／ＣＨＲ
ＭＦＲ１１０	ＭＦＲ／ＣＭＦ０１／ＣＭＦ０２

3．主な変更点　⑧ ＣＨＲ業務におけるマスターＢ／Ｌ番号の訂正可能化

背景

現行のＣＨＲ業務ではマスターＢ／Ｌ番号の訂正ができないため、登録した情報を削除したのち、再度、ＡＨＲまたはＣＨＲ業務にて登録を行う必要がある。

検討内容

ＣＨＲ業務において、登録した情報を削除することなくマスターＢ／Ｌ番号の訂正を可能とする。

Ⅸ　詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 第18回 第20回　WG 第21回 第22回	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（19）

詳細仕様検討結果

3．主な変更点　⑨ 出港前報告不一致Ｂ／Ｌの一覧照会の可能化（ＩＭＩ業務の改善）（１）

背景

①入港前報告（ＤＭＦ）までに出港前報告未済による不一致を解消する必要があるが、ＡＭＲ（ＣＭＲ）業務で登録したＢ／Ｌと、ＭＦＲ業務で登録したＢ／Ｌの件数の差分を把握できる機能がない。
②ＩＭＩ業務において、ＳＰＤ通知貨物に対する船卸許可申請の状態を把握できる機能がない。
（参考）ＩＭＩ業務の実施可能利用者：船会社、船舶代理店、ＣＹ

検討内容

①　：ＭＦＲ業務等の項目変更に伴い、ＩＭＩ業務の一部照会区分において、出力項目の見直しを実施する。
②-1：ＩＭＩ業務に新規の照会区分「Ｓ：Ｂ／Ｌ番号一覧（出港前報告不一致）照会」を追加する。
②-2：既存照会区分「Ｂ：Ｂ／Ｌ番号一覧照会」の照会項目に出港前報告不一致（出港前報告未済、出港日時報告未済）のステータスを項目追加し、Ｂ／Ｌ番号の繰り返し部分をグリッド表示とする。
③　：既存照会区分「Ｒ：Ｂ／Ｌ番号一覧（事前通知）照会」の照会項目に船卸許可申請にかかるステータスを項目追加する。

区分	照会名称	概　　要
A	概要照会	積荷目録の船会社単位の提出状況及び船卸状況、Ｂ／Ｌ件数及びコンテナ本数等を照会する。 また、ＣＹ単位の船卸状況、Ｂ／Ｌ件数及びコンテナ本数等も照会する。
B	**Ｂ／Ｌ番号一覧照会**	**当該本船に係るＢ／Ｌ番号の一覧を照会する。**
C	コンテナ番号一覧照会	当該本船に係るコンテナ番号の一覧を照会出力する。
D	積荷目録情報照会	本船に係る積荷目録情報を継続照会にて全情報を出力する。
E	未船卸コンテナ一覧照会	船卸しされていないコンテナ番号の一覧を照会する。
F	Ｂ／Ｌ照会	指定されたＢ／Ｌ番号に対する積荷目録情報を照会する。
G	Ｂ／Ｌ主要項目一覧照会	当該本船に係るＢ／Ｌ番号に対する積荷目録情報の主要項目を照会する。
H	コンテナ主要項目一覧照会	当該本船に係るコンテナ番号に対する積荷目録情報の主要項目を照会する。
K	Ｂ／Ｌ番号一覧（仮陸揚）照会	当該本船に係る仮陸揚であるＢ／Ｌ番号の一覧を照会する。
T	〃（包括保税運送）照会	当該本船に係る包括保税運送承認番号登録済のＢ／Ｌ番号の一覧を照会する。
R	**〃（事前通知）照会**	**当該本船に係るリスク分析結果の事前通知が登録されているＢ／Ｌ番号の一覧を照会する。**
S	**〃（出港前報告不一致）照会**	**当該本船に係る出港前報告不一致（出港前報告未済、出港日時報告未済）が登録されているＢ／Ｌ番号の一覧を照会する。**

照会項目に不一致ステータスを追加し、グリッド化する。

Ｄ／Ｆ／Ｇ出力項目の桁数見直し

照会項目に船卸許可申請に係るステータスを追加する。

新規区分の追加

Ⅸ　詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 第18回 第20回　WG 第21回 第22回	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（20）

詳細仕様検討結果

3．主な変更点　⑨ 出港前報告不一致Ｂ／Ｌの一覧照会の可能化（ＩＭＩ業務の改善）（２）

検討内容

①：ＭＦＲ業務等の項目見直しに伴う、一部出力項目の桁数変更

対象業務 ／ ＭＦＲ業務等の変更項目	積荷目録情報照会　ＩＭＩ		
	D 積荷目録情報照会	F Ｂ／Ｌ照会	G Ｂ／Ｌ主要項目一覧照会
品名を70桁から350桁に変更	○	○	○
代表品目番号を4桁から6桁に変更	○	○	○
荷送人名／荷受人名／着荷通知先名を175桁から70桁に変更	○	○	○
荷送人住所／荷受人住所／着荷通知先住所を105桁から175桁に変更	○	○	○

検討内容

②-1：新規照会区分「Ｓ：Ｂ／Ｌ番号一覧（出港前報告不一致）照会」の照会画面イメージ

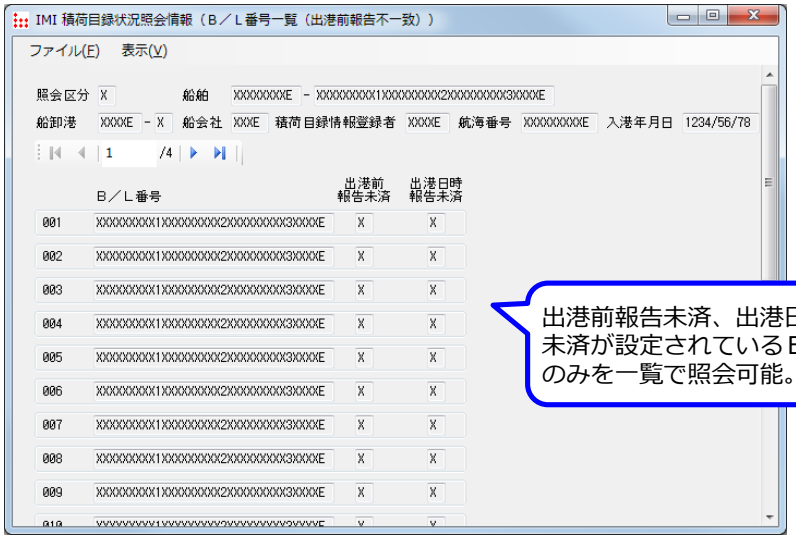

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回 第22回 WG	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（21）

詳細仕様検討結果

3．主な変更点　⑨ 出港前報告不一致Ｂ／Ｌの一覧照会の可能化（ＩＭＩ業務の改善）（３）

検討内容

②-2：既存照会区分「Ｂ：Ｂ／Ｌ番号一覧照会」の変更イメージ

留意事項

ＩＭＩ業務の抽出対象は貨物情報であるため、ＡＭＲ済ＭＦＲ未済のＢ／Ｌ番号は出力しない。

貨物	海上	第17回 第18回 第20回　WG 第21回 第22回	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（22）

詳細仕様検討結果

3．主な変更点　⑩「出港前報告一覧照会（ＩＭＬ）」業務の改善（１）

背景

（利用者様ご意見）ＩＭＬ業務に項目追加、照会区分の追加を行うことで利便性が向上する。
（参考）ＩＭＬ業務の実施可能利用者：船会社、船舶代理店、ＮＶＯＣＣ

検討内容

照会区分	照会名称	概要	変更概要
A	概要情報照会	オーシャン（マスター）Ｂ／Ｌ及びハウスＢ／Ｌを一覧で照会する。	**下記のＢＬＬ実施状況にかかる出力項目を追加する。** **①Ｂ／Ｌ番号変更種別** **１：セパレート** **２：コンバイン** **３：スイッチ** **②Ｂ／Ｌ番号変更前後識別** **Ａ：変更後Ｂ／Ｌ** **Ｂ：変更前Ｂ／Ｌ** **Ｃ：変更前かつ変更後Ｂ／Ｌ**
B	不一致情報照会	出港前報告情報不一致判定（報告期限超過判定、ハウスＢ／Ｌ未登録判定、マスターＢ／Ｌ未登録判定、船舶情報不一致判定）において、不一致となったＢ／Ｌを一覧で照会する。	
C	リスク分析結果事前通知情報照会	Ｂ／Ｌにリスク分析結果の事前通知が登録されているＢ／Ｌを一覧で照会する。	
D	出港日時報告状況一覧照会	船積港毎の出港日時報告状況を一覧で照会する。	変更なし
E	概要情報照会（ハウスＢ／Ｌ）	ＡＨＲ業務等で登録したハウスＢ／Ｌをマスター Ｂ／Ｌ単位に照会する。	**下記の項目を追加する。** **①マスターＢ／Ｌの出港予定日時** **②マスターＢ／Ｌの出港日時** **③マスターＢ／Ｌの出港前報告日時** **④マスターＢ／Ｌの入港予定日** **⑤Ｂ／Ｌ番号変更種別** **⑥Ｂ／Ｌ番号変更前後識別**
F	不一致情報照会（ハウスＢ／Ｌ）	不一致判定（報告期限超過判定）において、不一致となったハウスＢ／Ｌをマスター Ｂ／Ｌ単位に照会する。	
G	リスク分析結果事前通知情報照会（ハウスＢ／Ｌ）	Ｂ／Ｌにリスク分析結果の事前通知が登録されているハウスＢ／Ｌをマスター Ｂ／Ｌ単位に照会する。	
H	**概要情報照会（オーシャン（マスター）Ｂ／Ｌ）**	**オーシャン（マスター）Ｂ／Ｌを一覧で照会する。**	**照会区分「Ａ」からハウスＢ／Ｌを除いた一覧照会を可能とする。また、Ｂ／Ｌ件数の出力もあわせて行う。**

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回 第22回 WG	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（23）

詳細仕様検討結果

3．主な変更点　⑩「出港前報告一覧照会（ＩＭＬ）」業務の改善（２）

背景

ＢＬＬ業務の新設に伴い、ＩＭＬ業務の照会結果画面「出港前報告一覧照会情報（ＳＡＳ１２６）」にＢＬＬの実施状況を出力する以下の項目の追加が必要となる。

①Ｂ／Ｌ番号変更種別（１：セパレート、２：コンバイン、３：スイッチ）
②Ｂ／Ｌ番号変更前後識別（Ａ：変更後Ｂ／Ｌ、Ｂ：変更前Ｂ／Ｌ、Ｃ：変更前かつ変更後Ｂ／Ｌ）

検討内容

Ⅸ　詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 第18回 第20回　WG 第21回 第22回	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（24）

詳細仕様検討結果

3．主な変更点　⑩「出港前報告一覧照会（ＩＭＬ）」業務の改善（３）

背景

（利用者様ご意見）ＩＭＬ業務の照会結果画面「「出港前報告（ハウスＢ／Ｌ）一覧照会情報（ＳＡＳ１２８）」に次の項目を追加することで利便性が向上する。
①マスターＢ／Ｌの出港予定日時
②マスターＢ／Ｌの出港日時
③マスターＢ／Ｌの入港予定日
④マスターＢ／Ｌの出港前報告日時
⑤Ｂ／Ｌ番号変更種別（１：セパレート、２：コンバイン、３：スイッチ）
⑥Ｂ／Ｌ番号変更前後識別（Ａ：変更後Ｂ／Ｌ、Ｂ：変更前Ｂ／Ｌ、Ｃ：変更前かつ変更後Ｂ／Ｌ）

検討内容

下記照会区分で共通の照会結果画面

Ｅ：概要情報照会（ハウスＢ／Ｌ）
Ｆ：不一致情報照会（ハウスＢ／Ｌ）
Ｇ：リスク分析結果事前通知情報照会（ハウスＢ／Ｌ）

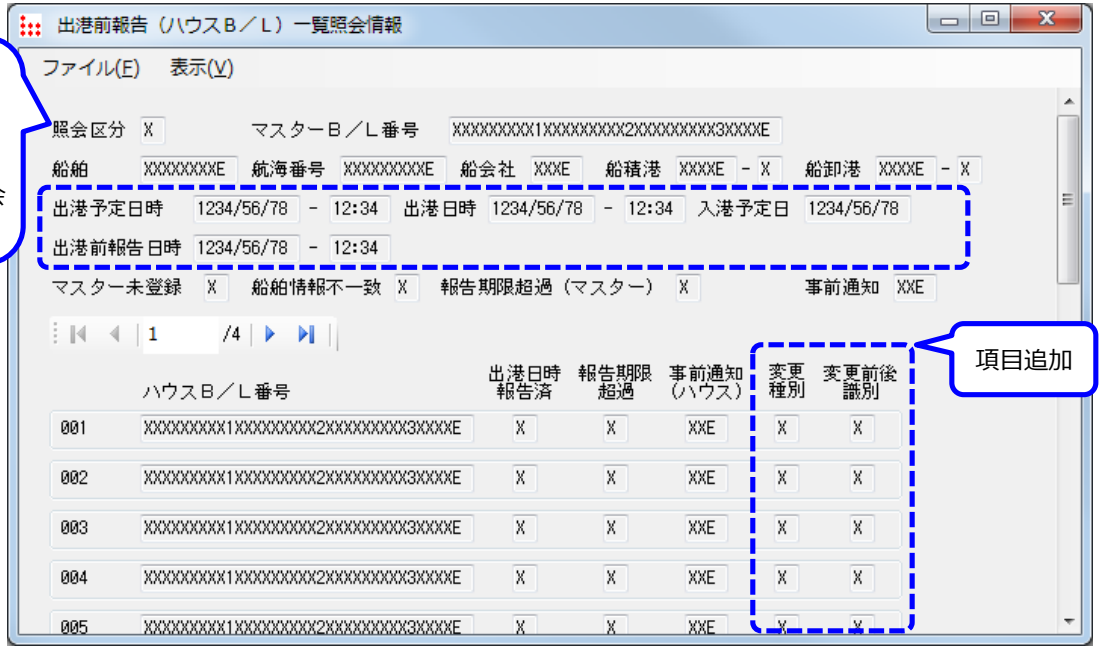

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回 第22回	WG	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（25）

詳細仕様検討結果

3．主な変更点　⑩「出港前報告一覧照会（ＩＭＬ）」業務の改善（４）

背景

（利用者様ご意見）ＩＭＬ業務の照会区分「Ａ：概要情報照会」は、ハウスを含むすべてのＢ／Ｌが一覧で照会されるが、オーシャン及びマスターのみを一覧で照会可能な新規照会区分「Ｈ：概要情報照会（オーシャン（マスター）Ｂ／Ｌ）」を追加することで利便性が向上する。また、ＩＭＩ業務と同様に、Ｂ／Ｌ件数の出力があると、利便性が向上する。

検討内容

貨物	海上	第17回 第18回 第20回　WG 第21回 第22回	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（26）

詳細仕様検討結果

3．主な変更点　⑪ マッチング判定結果の通知の改善（１）

背景

マスターＢ／Ｌとハウスｂ／Ｌのマッチング判定結果の通知について、以下の懸案がある。

＜船会社への通知＞

マスターＢ／Ｌの報告後にハウスｂ／Ｌ報告完了の旨を登録した場合は、「ハウスｂ／Ｌ報告完了通知情報（ＳＡＳ１３５）」をマスターの報告者に出力するが、マスターＢ／Ｌの報告に先行してハウスｂ／Ｌ報告完了の旨を登録した場合は、「ハウスｂ／Ｌ報告完了通知情報（ＳＡＳ１３５）」の出力契機がない。

＜ＮＶＯＣＣへの通知＞

マスターＢ／Ｌの報告後にハウスｂ／Ｌの報告がされた場合は、ＡＨＲまたはＣＨＲ業務の処理結果通知においてマスターＢ／Ｌの報告有無を判断できるが、マスターＢ／Ｌの報告に先行してハウスｂ／Ｌの報告がされた場合は、マスターＢ／Ｌの報告有無に関して通知を受ける契機がない。

検討内容

マスターＢ／Ｌとハウスｂ／Ｌのマッチング判定結果の通知について、以下の改善を行う。

＜船会社への通知＞

マスターＢ／Ｌの報告に先行してハウスｂ／Ｌ報告完了の旨が登録された場合は、その後のマスターＢ／Ｌの報告（ＡＭＲまたはＣＭＲ（追加））において「ハウスｂ／Ｌ報告完了通知情報（ＳＡＳ１３５）」をマスターＢ／Ｌの報告者へ出力する。

＜ＮＶＯＣＣへの通知＞

①ハウスｂ／Ｌ報告完了の旨が登録（ＡＨＲまたはＣＨＲ業務）された場合、新規帳票「マスターＢ／Ｌ報告状況通知情報」を関連するハウスｂ／Ｌの各報告者へマスターＢ／Ｌ番号単位に出力する。

②ハウスｂ／Ｌ報告完了以後にハウスｂ／Ｌが追加、訂正、削除（ＣＨＲ）された場合、新規帳票「マスターＢ／Ｌ報告状況通知情報」をＣＨＲ業務の入力者へマスターＢ／Ｌ番号単位に出力する。

③マスターＢ／Ｌの報告に先行してハウスｂ／Ｌ報告完了の旨が登録された場合、その後のマスターＢ／Ｌの報告（ＡＭＲまたはＣＭＲ（追加））において、新規帳票「マスターＢ／Ｌ報告状況通知情報」を関連するハウスｂ／Ｌの各報告者へマスターＢ／Ｌ番号単位に出力する。

④ハウスｂ／Ｌ報告完了の旨が登録されたマスターＢ／Ｌが削除（ＣＭＲ（削除））された場合、新規帳票「マスターＢ／Ｌ報告状況通知情報」を関連するハウスの各報告者へマスターＢ／Ｌ番号単位に出力する。

留意事項

ＮＶＯＣＣへの通知について、マスターＢ／Ｌ番号を誤入力した場合は、「マスターＢ／Ｌ報告状況通知情報」が受信できないことをもってマスターＢ／Ｌ番号の誤入力を判断するという運用を想定する。

貨物	海上	第17回 第18回 第20回　WG 第21回 第22回	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（27）

詳細仕様検討結果

3．主な変更点　⑪ マッチング判定結果の通知の改善（２）

検討内容つづき

ハウスの報告者が複数存在する場合は、各報告者へマスターＢ／Ｌ単位に出力する。

マスターＢ／Ｌ報告状況通知情報

マスターＢ／Ｌ番号　XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE　　マスターＢ／Ｌ識別　X

船舶　　XXXXXXXXE　－　XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE

航海番号　XXXXXXXXXE　　船会社　XXXE　　船積港　XXXXE　－　X　　船卸港　XXXXE　－　X

出港予定日時　　yyyy/MM/dd　－　hh:mm　　グリニッジ標準時差分　　XXXXE

出港日時　　yyyy/MM/dd　－　hh:mm　　入港予定日　yyyy/MM/dd

出港前報告日時　　yyyy/MM/dd　－　hh:mm　　削除日時　　yyyy/MM/dd　－　hh:mm

ハウスＢ／Ｌ番号	船舶一致状況	ハウスＢ／Ｌ番号	船舶一致状況
1 XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	X	2 XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	X
3 XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	X	4 XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	X
XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXX3XXXXE	X	6 XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	X
XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXX3XXXXE	X	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	X
XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXX3XXXXE	X		

ＣＭＲ（削除）の場合は、削除日時を出力する。

ハウスの報告者が複数存在する場合は、 出力先の利用者が報告したハウスＢ／Ｌ番号のみを出力する。

マスターＢ／Ｌとの船舶情報一致状況を出力

Ｓ：マスターＢ／Ｌの船舶情報と異なる（ただし、マスターＢ／Ｌの船舶情報に準ずる旨が登録されている場合は除く）

貨物	海上	第17回 第18回 第20回　WG 第21回 第22回	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（28）

詳細仕様検討結果

3．主な変更点　⑪ マッチング判定結果の通知の改善（３）

背景

ハウスＢ／Ｌの報告に先行してマスターＢ／Ｌが報告される場合、船会社はＮＶＯＣＣによるハウスＢ／Ｌ報告完了が入力されるまでハウスＢ／Ｌの報告有無が判断できない。

※ＩＡＲ、ＩＭＬ業務の照会項目「ハウスＢ／Ｌ未登録」によりハウスＢ／Ｌの報告有無は判断可能であるが、海外申請者である場合は、ＩＡＲ業務の業務資格がなく、また、ＩＭＬ業務についてもサービスプロバイダがＩＭＬ業務に対応していないケースがある。
そのため、海外から日本支社等への問い合わせが頻繁に発生し、業務に支障が出ている。
※ハウスＢ／Ｌの報告が先行している場合は、ＡＭＲ業務の処理結果通知の出力項目「Ｂ／Ｌ不突合識別」がスペースとなるため、判断可能である。

検討内容

ハウスＢ／Ｌの報告に先行してマスターＢ／Ｌが報告された場合、その後のＡＨＲ業務またはＣＨＲ業務によりハウスＢ／Ｌが報告された際*に新規帳票「ハウスＢ／Ｌ報告状況通知情報（ＳＡＳ１５７）」*をマスターＢ／Ｌの報告者へ出力する。

（*）具体的には、出港前報告情報不一致判定処理のハウスＢ／Ｌ未登録判定において、ハウスＢ／Ｌ未登録である旨を取り消した場合に出力する。

留意事項

先行するＡＭＲ業務において「マスターＢ／Ｌ識別」に“M”の入力がない場合は、新規帳票は出力しない*。そのため、「マスターＢ／Ｌ識別」は正確に入力する必要がある。
（*）新規帳票の出力契機は、ハウスＢ／Ｌ未登録である旨を取り消す場合であり、「マスターＢ／Ｌ識別」に“M”の入力がないＢ／Ｌは、ハウスＢ／Ｌ未登録である旨が登録され得ないため。

貨物	海上	第17回 第18回 第20回　WG 第21回 第22回	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（29）

詳細仕様検討結果

3．主な変更点　⑪ マッチング判定結果の通知の改善（４）

検討内容つづき

ハウスＢ／Ｌ報告状況通知情報

マスターＢ／Ｌ番号　XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE

船舶　　XXXXXXXXE　－　XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE

航海番号　XXXXXXXXXE

船会社　　XXXE

船積港　　XXXXE　－　X

通知日時　yyyy/MM/dd　－　hh:mm

※本情報は、ハウスＢ／Ｌが１件以上報告された事を通知するものであり、
　ハウスＢ／Ｌ報告完了を通知するものではない。

貨物	海上	第17回 第18回 第20回　WG 第21回 第22回	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（30）

詳細仕様検討結果

3．主な変更点　⑬ Ｂ／Ｌセパレート等発生時の現行における問題点と次期における改善内容（１）

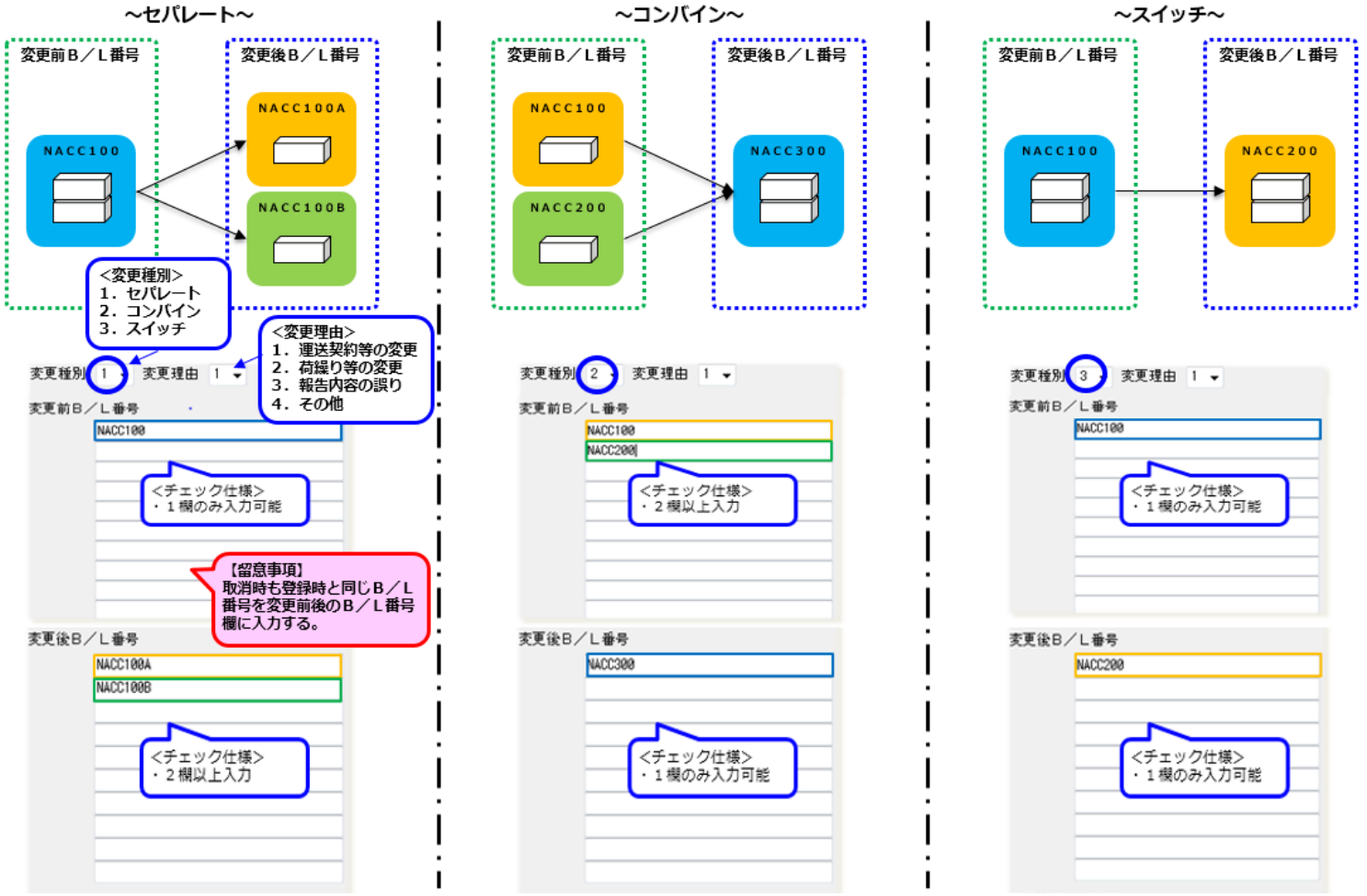

貨物	海上	第17回 第18回 第20回　WG 第21回 第22回	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（31）

詳細仕様検討結果

3．主な変更点　⑬ Ｂ／Ｌセパレート等発生時の現行における問題点と次期における改善内容（２）

変更種別	起算日決定条件 ＜：変更前Ｂ／Ｌの方が報告が早い（過去日） ≧：変更前Ｂ／Ｌの方が報告が遅い（未来日）	変更後Ｂ／Ｌに対して報告期限超過判定を行う際の起算日時 ※下表の日時がＡＴＤの出港日時に対して、２４時間以前であれば、報告期限超過の不一致を解消する
セパレートスイッチ	変更前Ｂ／Ｌの出港前報告日時 ＜ 変更後Ｂ／Ｌの出港前報告日時	変更前Ｂ／Ｌの出港前報告日時
	変更前Ｂ／Ｌの出港前報告日時 ≧ 変更後Ｂ／Ｌの出港前報告日時	変更後Ｂ／Ｌの出港前報告日時
コンバイン	変更前Ｂ／Ｌの中で最も遅い出港前報告日時 ＜ 変更後Ｂ／Ｌの出港前報告日時	変更前Ｂ／Ｌの中で最も遅い報告日時
	変更前Ｂ／Ｌの中で最も遅い出港前報告日時 ≧ 変更後Ｂ／Ｌの出港前報告日時	変更後Ｂ／Ｌの出港前報告日時

～セパレート～

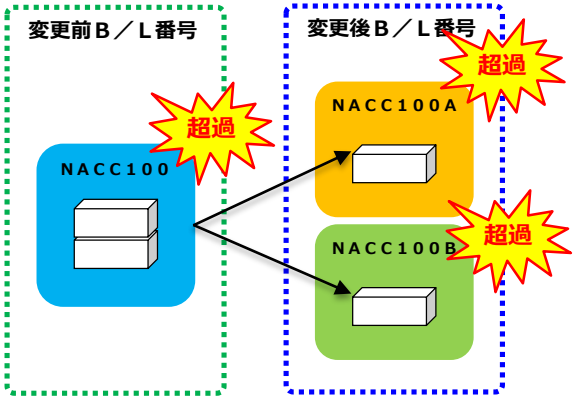

～コンバイン～

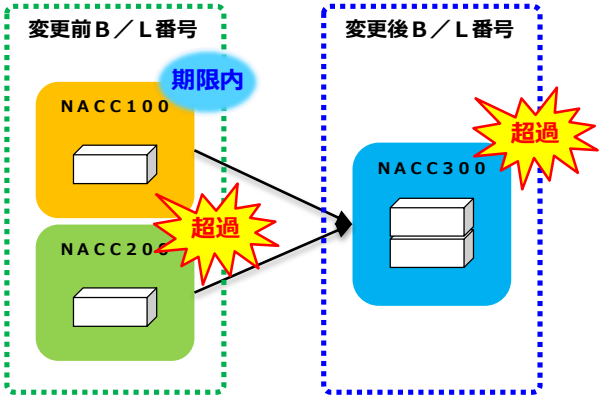

～スイッチ～

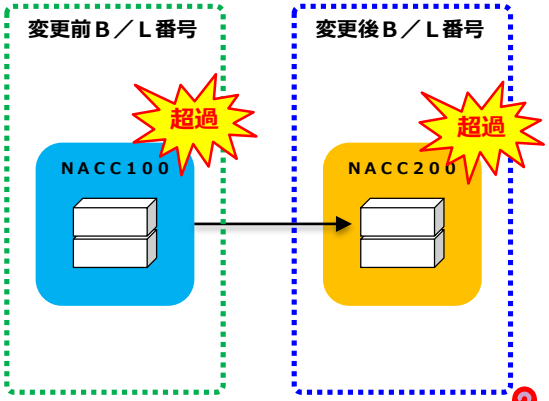

【留意事項】
ＢＬＬ業務を実施したからといって、変更後Ｂ／Ｌに対する報告期限超過の旨は必ずしも解消されるわけではなく、あくまで、変更前Ｂ／Ｌに対する報告期限超過の判定結果を引継ぐ。

Ⅸ　詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 第18回 第20回　WG 第21回 第22回	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（32）

詳細仕様検討結果

3．主な変更点　⑬ Ｂ／Ｌセパレート等発生時の現行における問題点と次期における改善内容（３）

	チェック	補足
1	変更前Ｂ／Ｌは出港前報告済のＢ／Ｌとしてシステムに存在すること。	ＢＬＬ業務は「出港前報告されたＢ／Ｌ」と「出港前報告または入港前報告Ｂ／Ｌ」との関連性を登録する業務であることから、変更前Ｂ／Ｌに対する出港前報告情報は必ず存在している必要がある。
2	変更後Ｂ／Ｌは出港前報告済のＢ／Ｌまたは積荷目録登録済のＢ／Ｌとしてシステムに存在すること。	ＢＬＬ業務は、「出港前報告されたＢ／Ｌ」と「出港前報告または入港前報告Ｂ／Ｌ」との関連性を登録する業務であることから、変更後Ｂ／Ｌに対する情報についても必ず存在している必要がある。
3	変更前Ｂ／Ｌの貨物識別（Ｍ：マスター、Ｈ：ハウス、Ｏ：マスター、ハウス以外）と変更後Ｂ／Ｌの貨物識別が同一であること。	Ｂ／Ｌのセパレート、コンバイン、スイッチの結果を登録する業務であるため、貨物識別が異なるＢ／Ｌ間で関連付けが行われることは想定されない。
4	入力者が船会社の場合は、変更前後のＢ／Ｌに登録されている船会社コードと入力者の船会社コードが同一であること。	ー
5	入力者が船舶代理店の場合は、変更後Ｂ／Ｌに登録されている船卸港において本船利用船会社との受委託関係がシステムに登録されていること。ただし、セパレートの場合で変更後Ｂ／Ｌに登録されている船卸港がそれぞれ異なる場合は、いずれか一つ以上の船卸港において受委託関係がシステムに登録されていること。	ＢＬＬ業務は、通常変更後Ｂ／Ｌの積荷報告者において実施される想定であるため、変更後Ｂ／Ｌに登録されている船卸港において受委託関係のチェックを行う。ただし、セパレートの場合で、変更後Ｂ／Ｌの船卸港が複数港となる場合は、港毎に委託先の船舶代理店が異なることが想定されるため、いずれか一つ以上の船卸港において受委託関係があることをチェックする。
6	入力者がＮＶＯＣＣの場合は、変更前後のＢ／Ｌの出港前報告者と同一であるか、通知先利用者と同一であること。	ＣＨＲ業務における訂正権限と同じ。
7	変更前Ｂ／Ｌに対して事前通知の旨が登録されていないこと（マスターの場合は、関連するハウスに対して事前通知が登録されている場合を含む）。	変更前Ｂ／Ｌとして登録したＢ／Ｌは、以降の業務実施を不可とする（照会業務は実施可能）。 したがって、報告不備等により事前通知の旨が登録されたＢ／Ｌを変更前Ｂ／Ｌとして登録する場合は、通知された指示内容に従い訂正等を実施し、当該事前通知の解除を受けたうえでＢＬＬ業務を行う必要がある。
8	変更前後のＢ／Ｌ間において、船舶情報（船舶コード、船会社コード、航海番号、船積港）が同一であること。	Ｂ／Ｌ番号の変更前後で船舶情報が異なる場合（トランシップまたは船舶情報の誤登録を伴う場合）は、変更後の船舶情報の報告期限内に当該積荷にかかる出港前報告を行う必要がある。 したがって、船舶情報が異なるＢ／Ｌ間の関連付けについては、本業務の対象としない。
9	変更前Ｂ／Ｌに対して積荷目録情報登録が行われていないこと。（変更前Ｂ／Ｌは出港前報告のみ行われていること）	ＭＦＲ業務後にＢ／Ｌ番号の変更が発生した際には、現行と同様にＣＭＦ０１またはＣＭＦ０２業務により当該Ｂ／Ｌを削除したうえで、変更後のＢ／Ｌ番号に対してＭＦＲ又はＣＭＦ０２業務を行う。 ※ＢＬＬ業務は出港前報告された変更前のＢ／Ｌ番号との関連付けを行う業務であり、入港前報告された変更前のＢ／Ｌ番号との関連付けを行う機能はない。

貨物	海上	第17回 第18回 第20回　WG 第21回 第22回	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（33）

詳細仕様検討結果

3．主な変更点　⑬ Ｂ／Ｌセパレート等発生時の現行における問題点と次期における改善内容（４）

項番	チェック	補足
10	変更後Ｂ／Ｌに対して以下のいずれかの条件を満たすこと。 ①全ての変更後Ｂ／Ｌに対して出港前報告が行われている。 （変更後Ｂ／Ｌに対する積荷目録情報登録が行われているか否かは問わない） ②全ての変更後Ｂ／Ｌに対して出港前報告が行われていない。 （全ての変更後Ｂ／Ｌに出港前報告が行われておらず積荷目録情報のみ登録されていること）	※ＢＬＬ業務の実施に際し出港前報告情報における関連付けを基本とするが、例外として全ての変更後Ｂ／Ｌが積荷目録情報のみ登録されている場合は、ＢＬＬ業務による関連付けを可能とする。

ＢＬＬ業務可能

【条件①】全ての変更後Ｂ／Ｌに対して出港前報告が行われている。
・出港前報告同士のＢＬＬ業務可能（出港前報告の訂正とみなす。）

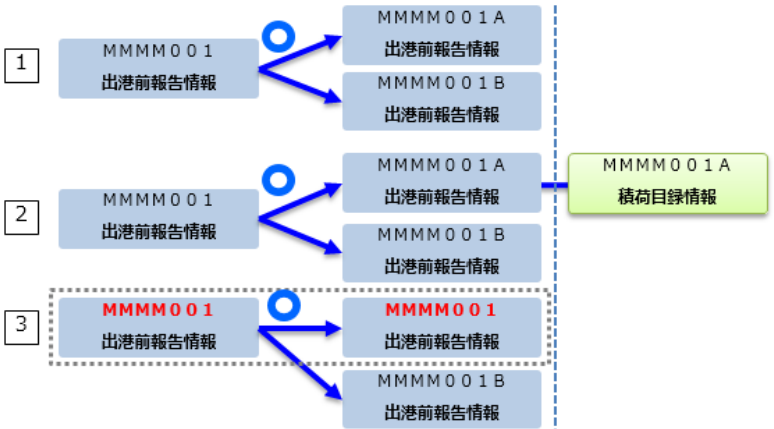

【条件②】全ての変更後Ｂ／Ｌに対して出港前報告が行われていない。
・変更後Ｂ／Ｌが全て積荷目録情報である場合はＢＬＬ業務可能
（変更前Ｂ／Ｌがこれら変更後Ｂ／Ｌの出港前報告とみなす。）

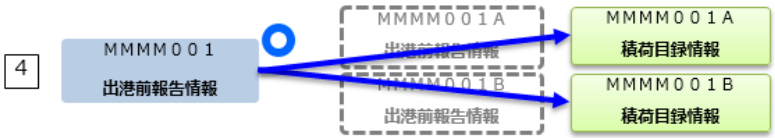

※ＢＬＬ業務後にＭＭＭＭ００１Ａ、ＭＭＭＭ００１Ｂの出港前報告不可

ＢＬＬ業務不可能　（エラー）

・出港前報告と積荷目録情報が混在するようなＢＬＬ業務不可
（出港前報告情報内にて関連付けが完結していないため）

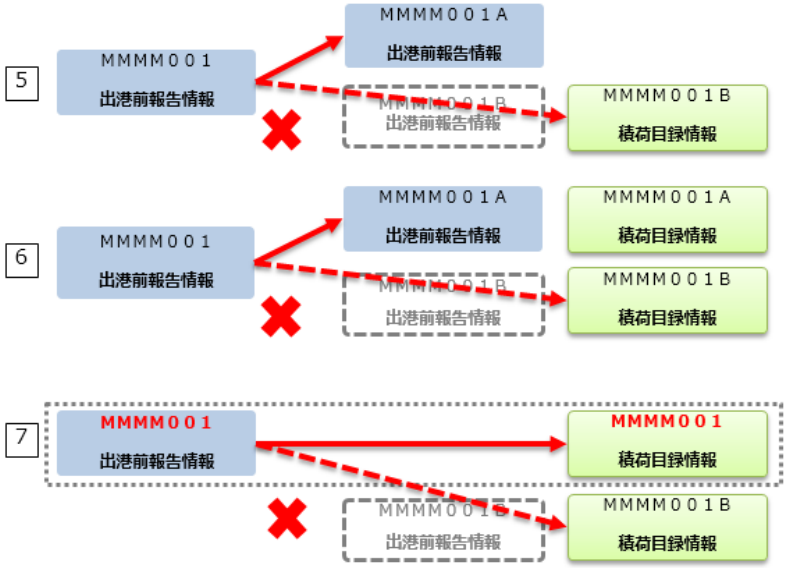

※　ＭＭＭＭ００１Ｂの出港前報告の追加及びＭＭＭＭ００１の出港前報告の訂正後にＢＬＬ業務を実施する必要がある。

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回 第22回	WG	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（34）

詳細仕様検討結果

3．主な変更点　⑬ Ｂ／Ｌセパレート等発生時の現行における問題点と次期における改善内容（５）

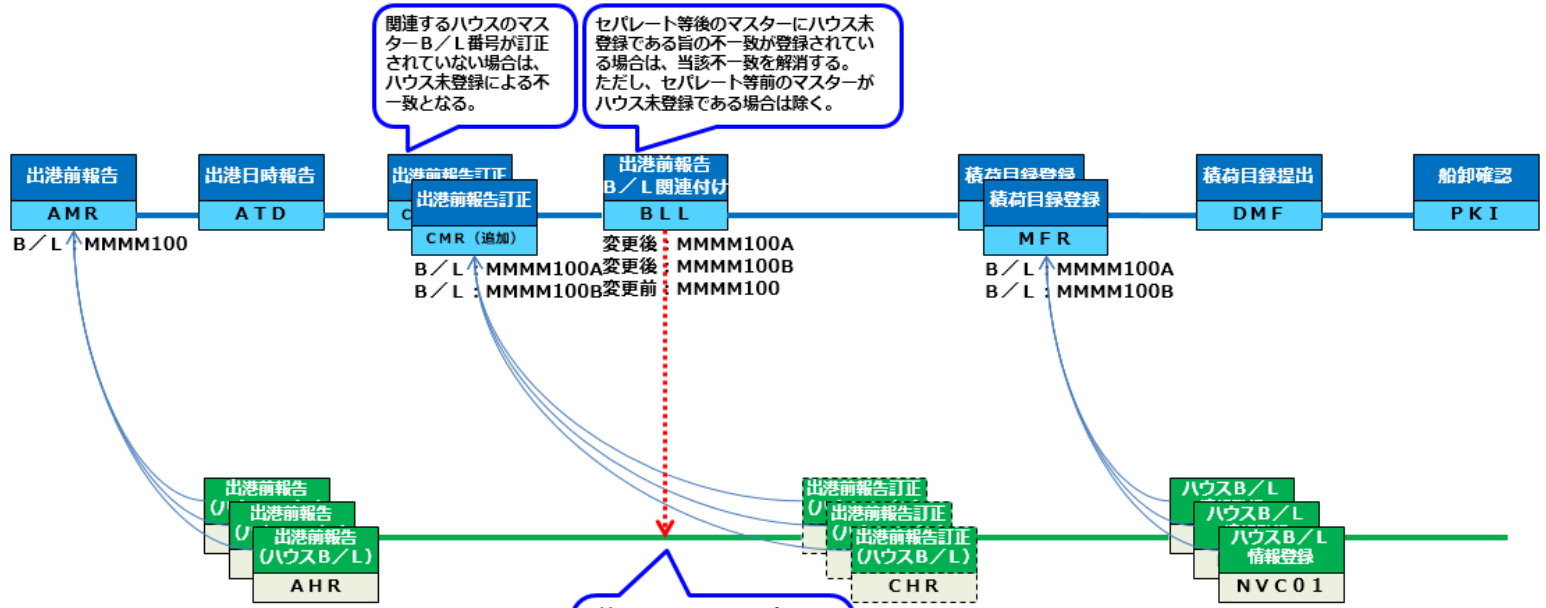

【留意事項】
マスターをセパレート等した場合で、関連するハウスのマスターＢ／Ｌ番号が変更後のマスターＢ／Ｌ番号に訂正されない場合、当該変更後のマスターは、ハウスが関連付けされていないマスターであるにもかかわらず、ハウス未登録による不一致とならない。

貨物	海上	第17回 第18回 第20回　WG 第21回 第22回	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（35）

詳細仕様検討結果

3．主な変更点　⑭ 出港前報告制度および入港前報告制度にかかる業務における入力項目の変更点（１）

項目	変更内容	対象業務	変更理由
運航船社航海番号	入力項目（任意）を追加する。	ＡＭＲ、ＣＭＲ、ＭＦＲ、ＣＭＦ０１、ＣＭＦ０２、ＣＭＦ０３	将来的に航海番号を積荷目録情報の一意制約項目とすることを念頭に追加を行い、管理が煩雑である船卸港枝番の入力の見直しを検討するため。
★Ｂ／Ｌ番号 ★ハウスＢ／Ｌ番号 ★マスターＢ／Ｌ番号	３５桁（フル桁）の入力を可能とする。	ＡＭＲ、ＣＭＲ、ＡＨＲ、ＣＨＲ、ＭＦＲ、ＣＭＦ０１、ＣＭＦ０２、ＮＶＣ０１	６次ＮＡＣＣＳ要件（Ｂ／Ｌ番号の３５桁入力可能化）。
仕出港コード	国内港の入力を可能とする。	ＡＭＲ、ＣＭＲ、ＡＨＲ、ＣＨＲ	本邦からの出戻り貨物に対応するため。
★荷送人コード ★荷受人コード ★着荷通知先コード	桁数を変更する。	ＡＭＲ、ＣＭＲ、ＡＨＲ、ＣＨＲ、ＭＦＲ、ＣＭＦ０１、ＣＭＦ０２、ＮＶＣ０１、ＩＮＶ	６次ＮＡＣＣＳ要件（法人番号の入力可能化）。
★荷送人名 ★荷受人名 ★着荷通知先名	①桁数を１７５桁から７０桁に変更する。 ②住所をまとめて入力できる仕様を廃止する。	ＭＦＲ、ＣＭＦ０１、ＣＭＦ０２、ＮＶＣ０１、ＩＮＶ	出港前報告業務の入力仕様にあわせるため。
★荷送人住所（連続入力） ★荷受人住所（連続入力） ★着荷通知先住所（連続入力）	①桁数を１０５桁から１７５桁に変更する。 ②電話番号をまとめて入力できる仕様を廃止する。	ＡＭＲ、ＣＭＲ、ＡＨＲ、ＣＨＲ	①住所１／４～４／４の合計桁数にあわせるため。 ②官要件のため。
	桁数を１０５桁から１７５桁に変更する。	ＭＦＲ、ＣＭＦ０１、ＣＭＦ０２、ＮＶＣ０１、ＩＮＶ	住所１／４～４／４の合計桁数にあわせるため。
荷送人電話番号 荷受人電話番号 着荷通知先電話番号	任意入力から必須入力へ変更する。	ＡＭＲ、ＣＭＲ、ＡＨＲ、ＣＨＲ	官要件のため。
★危険貨物等コード	項目名を「特殊貨物コード」に変更する。	ＡＭＲ、ＣＭＲ、ＡＨＲ、ＣＨＲ、ＭＦＲ、ＣＭＦ０１、ＣＭＦ０２、ＮＶＣ０１、ＩＮＶ	入力契機が危険貨物の場合に限らないため。
★品名	桁数を７０桁から３５０桁に変更する。	ＭＦＲ、ＣＭＦ０１、ＣＭＦ０２、ＮＶＣ０１、ＩＮＶ	出港前報告業務の入力仕様にあわせるため。

「★」の項目については、同一項目を有する後続業務（ＳＡＩ等）、照会業務（ＩＣＧ等）、出力帳票についても同じ変更を行う。

Ⅸ　詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 第18回 第20回　WG 第21回 第22回	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（36）

詳細仕様検討結果

3．主な変更点　⑭ 出港前報告制度および入港前報告制度にかかる業務における入力項目の変更点（２）

項目	変更内容	対象業務	変更理由
★代表品目番号	桁数を４桁から６桁に変更する。なお、先頭４桁のみの入力も可能とする。	ＭＦＲ、ＣＭＦ０１、ＣＭＦ０２、ＮＶＣ０１、ＩＮＶ	出港前報告業務の入力仕様にあわせるため。
ＩＭＤＧクラス ＵＮ　Ｎｏ.	入力欄を繰返し５欄に変更する。	ＡＭＲ、ＣＭＲ、ＡＨＲ、ＣＨＲ	複数入力が必要なケースがあるため。
★コンテナ番号　等	入力欄を１００欄から２００欄に変更する。	ＡＭＲ、ＣＭＲ、ＡＨＲ、ＣＨＲ、ＭＦＲ、ＣＭＦ０１、ＣＭＦ０２	６次ＮＡＣＣＳ要件（１Ｂ／Ｌあたりのコンテナ本数拡大）。
船舶情報変更予定有識別	入力項目を追加する。 Ｙ：トランシップ等による船舶情報の変更予定があり、変更後の船舶情報が不明な場合で、船会社、船舶代理店が報告するマスターの船舶情報に準ずる場合	ＡＨＲ、ＣＨＲ	船舶情報の変更に伴う再報告簡素化のため。
削除理由コード（数字１桁） 削除理由（英字２１０桁）	入力項目を追加する。 ※ＡＭＲ、ＡＨＲ、ＭＦＲについては、電文フォーマットを統一するために、予備項目として追加する（詳細は、スライド21参照）	ＡＭＲ、ＣＭＲ、ＡＨＲ、ＣＨＲ、ＭＦＲ、ＣＭＦ０１、ＣＭＦ０２	官要件のため。
訂正理由コード（数字１桁） 訂正理由（英字２１０桁）	入力項目を追加する。 ※ＭＦＲ、ＣＭＦ０１については、電文フォーマットを統一するために、予備項目として追加する（詳細は、スライド21参照）	ＭＦＲ、ＣＭＦ０１、ＣＭＦ０２	ＣＭＦ０２における運用手続きの簡素化のため。
コンテナオペレーション会社コード	入力項目を追加する。	ＭＦＩ	コンテナオペレーション会社が登録されないケースにおいてエラーとなることを回避するため。

「★」の項目については、同一項目を有する後続業務（ＳＡＩ等）、照会業務（ＩＣＧ等）、出力帳票についても同じ変更を行う。

貨物	海上	第17回 第18回 第20回　WG 第21回 第22回	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（37）

詳細仕様検討結果

3．主な変更点　⑭出港前報告関連業務の項目変更等に伴う後続業務の変更点（３）

以下①、②の出港前報告関連業務における項目変更に伴い、関連する後続業務においても見直しを実施する。

① ＭＦＲ業務等（ＭＦＲ、ＣＭＦ０１、ＣＭＦ０２）およびＮＶＣ０１業務の品名等の入力桁数を出港前報告関連業務の入力桁数に合わせる。

	輸入貨物情報訂正 ＳＡＩ	貨物情報照会　ＩＣＧ										ハウスＢ／Ｌ貨物情報照会 ＩＮＶ*
		ＳＭＲ 概要情報	ＴＴＬ 全体情報	ＳＨＰ 荷送受人情報	ＢＮＤ 入出庫管理情報	ＴＲＮ 搬出入情報	ＤＩＴ 輸出入申告関連情報	ＯＬＴ 保税運送関連情報	ＤＣＬ 輸出入許可情報	ＶＡＮ コンテナ貨物情報	ＦＴＭ フリータイム情報	
品名を70桁から350桁に変更	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
代表品目番号を4桁から6桁に変更	●		●	●	●		●	●	●	●		●
荷送人名／荷受人名／着荷通知先名を175桁から70桁に変更	●		※	※	※		※	※				●
荷送人住所／荷受人住所／着荷通知先住所を105桁から175桁に変更	●			●	●		●	●				●

※荷送人名／荷受人名／着荷通知先名については、登録業務において175桁から70桁に変更を行うが、システム外搬入等の影響を考慮し、ＩＣＧ業務では175桁のままとする。

＊ＩＮＶ業務の現行業務名称は「混載貨物情報照会」

② ＡＭＲ業務等（ＡＭＲ、ＣＭＲ）及びＭＦＲ業務等（ＭＦＲ、ＣＭＦ０１、ＣＭＦ０２、ＣＭＦ０３）に「運航船会社航海番号」を任意項目 として追加する。

- 「貨物情報照会（ＩＣＧ）」業務（指定情報：ＴＴＬ）
- 「出港前報告照会（ＩＡＲ）」業務

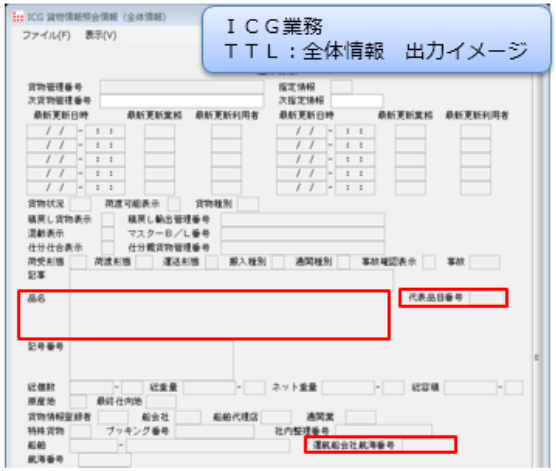

Ⅸ　詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 第18回 第20回　WG 第21回 第22回	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（38）

詳細仕様検討結果

4．プログラム変更要望に係る対応

項番	業務	検討事項及び要望	サブWG検討結果	検討要否
1	ＩＭＬ	Ｂ／Ｌの件数が表示されないため件数を確認するのに時間がかかる。このためＡＭＲの報告漏れが発生した。 ＩＭＩ業務のようにＢ／Ｌ件数が一目でわかるようにしてほしい。 （追記：ＡＭＲ業務で登録されたマスター・オーシャンＢ／Ｌのみ出力させてほしい）	新規照会区分「Ｈ：概要情報照会（オーシャン（マスター）Ｂ／Ｌ）」にＢ／Ｌ総件数を出力する。	○
2	ＡＨＲ	ハウスＢ／Ｌを報告してもマスターＢ／Ｌとのマッチング不明なため、報告期限を過ぎてからマスターＢ／Ｌ番号等の入力誤りに気付くため報告遅延になってしまう。 マスターＢ／Ｌとのマッチングが分かるようにしてほしい。	新規出力帳票を追加し、ハウスＢ／Ｌ報告完了「Ｅ」を条件にマスターの報告状況を関連するハウスの報告者に通知することとする。	○
3	ＡＨＲ	ＡＨＲ「Ｅ」入力による「ハウスＢ／Ｌ報告完了通知」は、船会社のＡＭＲ後でなければ通知されない。 ＡＨＲの「Ｅ」入力がＡＭＲ前であってもＡＭＲ実施者に完了通知が出力できるようにしてほしい。	ＡＨＲ「Ｅ」入力がＡＭＲ前であってもＡＭＲ実施者に「ハウスＢ／Ｌ報告完了通知」を出力することとする。	○
4	ＶＣＡ	出港前報告制度の運用開始に伴い韓国Ｆｅｅｄｅｒ船会社積トランシップ貨物のＭＦＲ／ＤＭＦ登録を書く地方港に委託する案件増加のため、ＶＣＡの制限値が港別100件の登録を超え新しい港の追加登録ができない状態であるため、150港（現在コード集に掲載されている港（開港）の数が136港）登録可能としてほしい。	200港まで可能とする。	○
5	ＤＭＦ	ＤＭＦは船卸港単位で実施しており、近海航路の船舶について前航海の貨物がシステムに残っている場合には、船卸港枝番の運用で対処しているが運用が難しいため航海番号の登録をできるようにしてほしい。	航海番号を一意制約項目とすることについては、「運航船会社航海番号」を必須項目として、船卸港枝番による業務運用の複雑化を解消することを目的し提案したが、運用に影響を与える可能性があり、自社システムへの影響が多大となる等の問題により、現行仕様の継続が望ましいものと考えられることから、「運航船会社航海番号」の必須項目化については見送ることとする。 ただし、ＭＦＲ業務、ＡＭＲ業務等に関しては、出港前報告制度に係る仕様変更に伴い入出力項目の追加変更等が行われることから、将来的な活用も見据えて「運航船会社航海番号」については任意項目として追加することとする。	△

Ⅸ　詳細仕様検討結果

貨物	海上	第13回 WG	基本 Ⅳ-6-8	Ｂ／Ｌ番号入力仕様の見直し（１）：　35桁化

・ Ｂ／Ｌ番号の入力について、ＮＡＣＣＳ用船会社コード（４桁）＋３１桁 の 計３５桁 までの入力を可能とする。

詳細仕様検討結果

Ｂ／Ｌ番号の35桁入力が可能となる業務は、下表のとおり。

項番	業務コード	業務名称	項番	業務コード	業務名称
1	ＣＨＪ	貨物情報仕分け	13	ＳＣＲ	簡易貨物情報登録
2	ＣＨＵ	貨物取扱登録（仕合せ）	14	ＳＯＴ	保税運送申告（承認）変更
3	ＳＨＳ	貨物取扱登録（改装・仕分け）	15	ＡＨＲ	出港前報告（ハウスＢ／Ｌ）
4	ＣＰＣ	不開港出入許可申請	16	ＡＭＲ	出港前報告
5	ＢＩＸ	システム外搬入確認取消	17	ＣＨＲ	出港前報告訂正（ハウスＢ／Ｌ）
6	ＢＩＢ	システム外搬入確認（輸入貨物）	18	ＣＭＲ	出港前報告訂正
7	ＣＹＢ	システム外ＣＹ搬入確認（コンテナ単位）	19	ＣＭＦ０１	積荷目録情報訂正（積荷目録提出業務前）
8	ＣＹＤ	システム外ＣＹ搬入確認（Ｂ／Ｌ単位）	20	ＣＭＦ０２	積荷目録情報訂正（積荷目録提出業務後）
9	ＣＹＤ０１	システム外ＣＹ搬入確認（Ｂ／Ｌ単位）（事前登録）	21	ＭＦＲ	積荷目録情報登録
10	ＮＶＣ０１	ハウスＢ／Ｌ貨物情報登録（登録、訂正、削除）	22	ＩＤＡ	輸入申告事項登録
11	ＮＶＣ０２	ハウスＢ／Ｌ貨物情報登録（関連付け）	23	ＩＤＡ０１	輸入申告変更事項登録
12	ＯＬＣ	保税運送申告	24	ＳＷＡ	シングルウィンドウ輸入申告事項登録

Ⅸ　詳細仕様検討結果

共通	海上	第13回 WG	基本 Ⅳ-6-8	Ｂ／Ｌ番号入力仕様の見直し（２）：　仕分け（仕合せ）・内取り

・仕分け（仕合せ）業務を実施した際の取扱枝番について、仕分（仕合）親の取扱枝番を引き継ぐ仕様とする。
・「貨物取扱登録（改装･仕分け）（ＳＨＳ）」業務に新たに区分を設け、内取りを可能とする。

詳細仕様検討結果

・「貨物取扱登録（改装･仕分け）（ＳＨＳ）」業務は「仕分前貨物管理番号」、「貨物情報仕分け（ＣＨＪ）」業務は「仕分前Ｂ／Ｌ番号」を仕分親番号とし、**直前の**仕分親番号に対し取扱枝番が払い出される。

例：仕分けのフロー

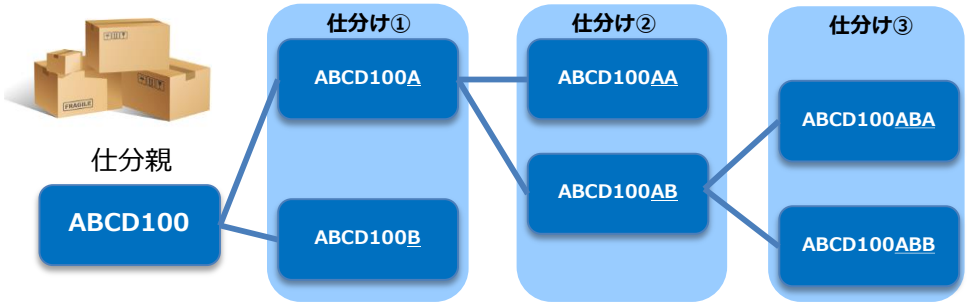

枝番の付与はＡ→Ｖ、その後ＡＡ→ＶＶの順

※枝番にＩ・Ｏ（オー）・Ｗ・Ｘ・Ｙ・Ｚは使用しない。

・「貨物取扱登録（仕合せ）（ＣＨＵ）」業務についても、**直前の**先頭に入力された輸出管理番号に対し取扱枝番が払い出される。

内取仕様

・次期仕様においては、「貨物取扱登録（改装･仕分け）（ＳＨＳ）」業務で内取りの実施を可能とする。
ＳＨＳ業務、仕分数の項目に新たに**「内取り：０（ゼロ）」**の区分を設ける。

・繰返し部に「内取元」と「内取りをする分」の２つの情報を入力する。
内取元についてはＢ／Ｌ番号を変更せず、内取りの度に**内取りをする分の貨物について、枝番を付与して貨物情報を作成する**。

貨物取扱登録（改装･仕分け）（ＳＨＳ）業務画面

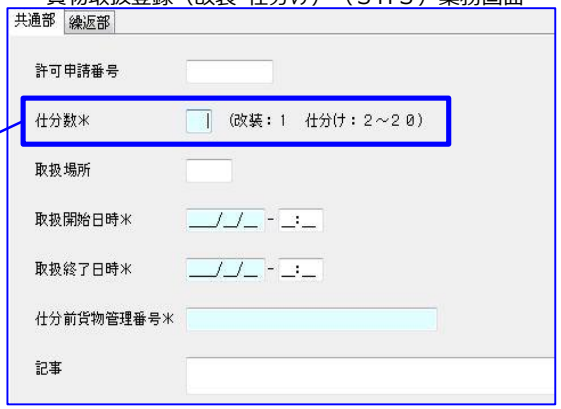

貨物	海上	第11回 WG	基本 Ⅲ-3	１Ｂ／Ｌあたりのコンテナ件数の拡大　［ システム制限値の見直し ⑥ ］

・ 海上輸出入業務における１Ｂ／Ｌあたりのコンテナ件数の制限値について、100件から200件に変更する。

詳細仕様検討結果

海上輸出入業務における１Ｂ／Ｌで指定可能なコンテナ件数を最大１００件から２００件に拡大する。
これに伴い、以下の変更を実施する。

オンライン業務の変更点

１．入力画面において、１Ｂ／Ｌに紐づくコンテナ情報繰返部を１００欄から２００欄に変更する。（変更対象はＷＧ資料を参照）

２．出力情報において、１Ｂ／Ｌに紐づくコンテナ情報を出力している情報について、コンテナ情報繰返部を１００欄から２００欄に変更する。（変更対象はＷＧ資料を参照）

３．１Ｂ／Ｌに対して１００コンテナの制限値チェックを行っている業務について、制限値を２００コンテナに変更する。（変更対象はＷＧ資料を参照）

バッチ業務の変更点

「港湾統計用輸入貨物データ（Ｋ０４）」、「港湾統計用輸出貨物データ（Ｋ０５）」及び「港湾統計用仮陸揚貨物データ（Ｋ０６）」において、コンテナ番号、空／実入識別、コンテナサイズ 及び コンテナタイプの繰返し数を１００から２００に変更する。

Ⅸ　詳細仕様検討結果

貨物	海上	第14回 WG	基本 Ⅳ-6-他	「輸入コンテナ引取予定情報通知（ＩＤ通知）（ＲＳＳ０１）」業務における通知先誤入力への対応

・通知先を誤入力して送信した際、誤りに気づくのが遅れ引取に支障が出る場合があるため、Ｂ／Ｌ番号、コンテナ番号等の情報からＣＹコードと相違がある場合に、注意喚起メッセージ等を出力する。

詳細仕様検討結果

「輸入コンテナ引取予定情報通知（ＩＤ通知）（ＲＳＳ０１）」業務において、通知先に入力された業種がＣＹの場合で、以下の条件のいずれかに該当する場合に、注意喚起メッセージを出力するように処理を追加する。

1．　運送中のコンテナが入力された場合

2．　蔵置中のコンテナが入力された場合で、当該保税地域を管理する利用者コードと入力された通知先が異なる場合

○ 注意喚起メッセージ

コード	W0001
内容	入力されたコンテナは以下のいずれかに該当するため、通知先が正しいか確認する。 ①入力されたコンテナが運送中である。 ②入力されたコンテナが蔵置されている保税地域の管理者と入力された通知先が異なる。
処置	通知先が誤っている場合は、正しい通知先に対して再度ＲＳＳ０１業務を実施する。

通知先を誤った場合の次期業務フローイメージ

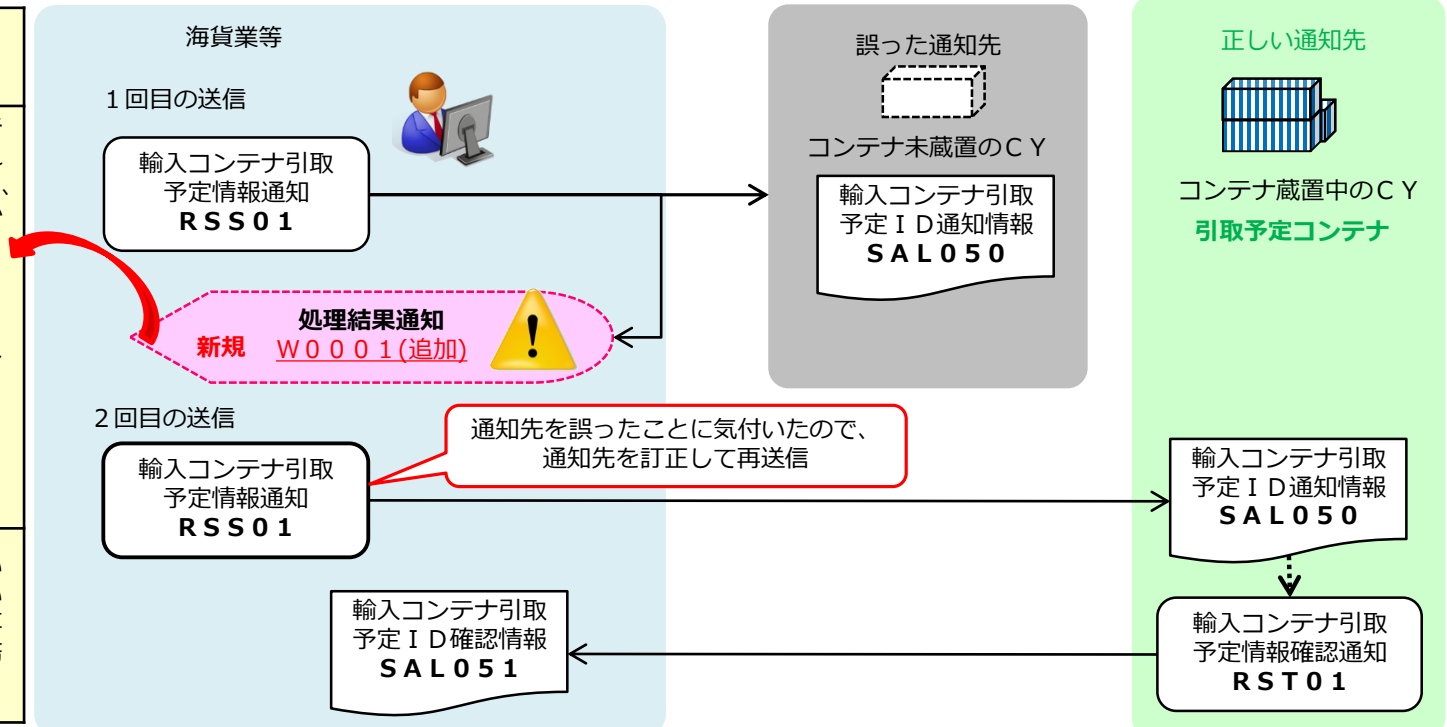

Ⅸ　詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG追記	基本 Ⅳ-6-9	海上仮陸揚貨物に係る処理の見直し

・「積荷目録情報訂正（次船卸港の追加）（ＣＭＦ０３）」業務における次船卸港の追加について、登録可能なタイミングを見直し、前港でのＤＭＦ以降は次港におけるＣＭＦ０３業務を実施可能とする。

詳細仕様検討結果

＜現行＞「積荷目録情報訂正（次船卸港の追加）（ＣＭＦ０３）」業務の実施可能なタイミングは、前港における船卸確認業務や、次港における積荷目録提出業務の実施の有無に影響されるため、実態に即した運用に支障をきたしている。

＜次期＞海上仮陸揚貨物について、前港でのＤＭＦ後であればＣＭＦ０３はいつでも登録可能とする。
ただし、次港のＣＹが「９９９９９」の場合は、前港でのＣＬＲ後に可能とする*。

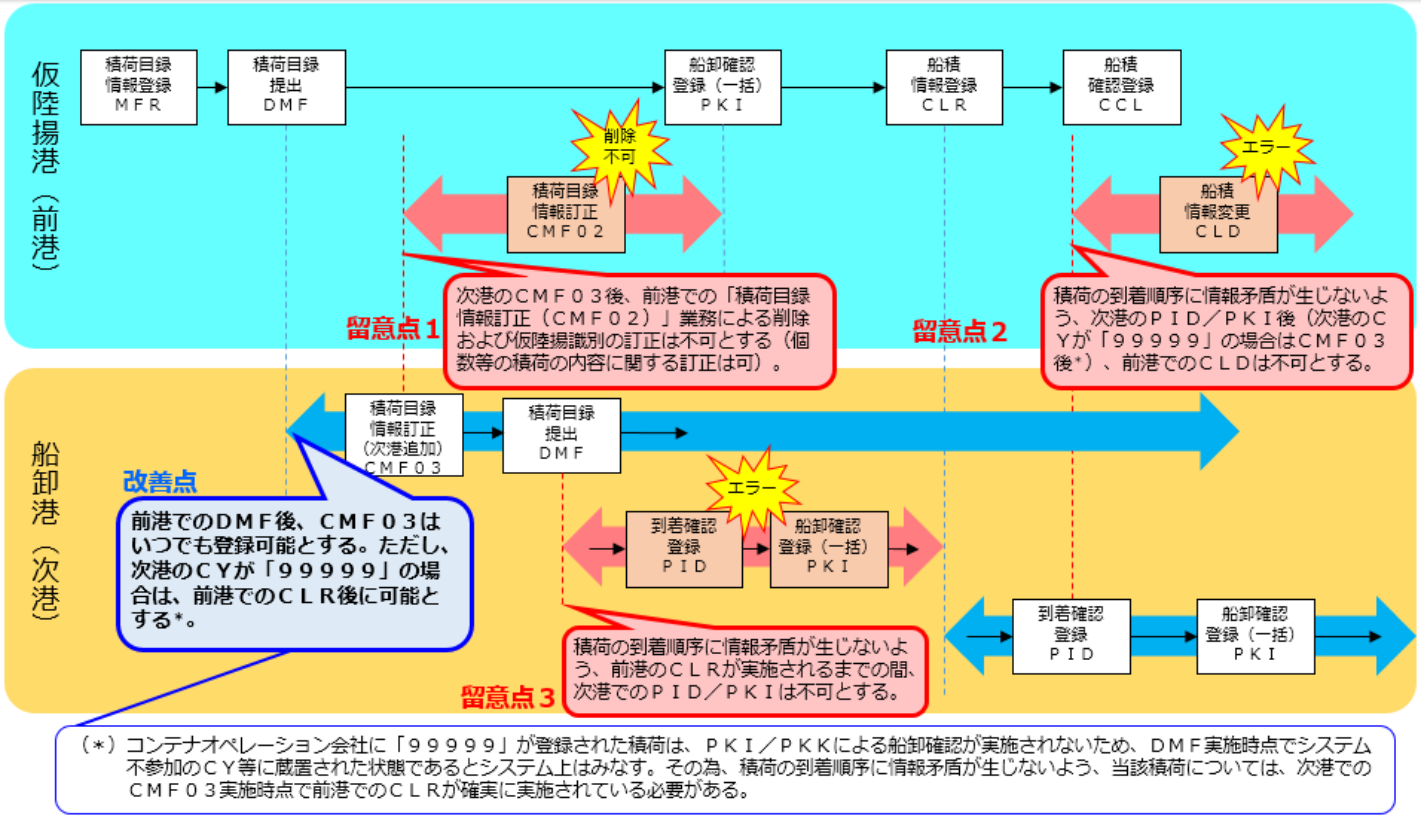

（*）コンテナオペレーション会社に「９９９９９」が登録された積荷は、ＰＫＩ／ＰＫＫによる船卸確認が実施されないため、ＤＭＦ実施時点でシステム不参加のＣＹ等に蔵置された状態であるとシステム上はみなす。その為、積荷の到着順序に情報矛盾が生じないよう、当該積荷については、次港でのＣＭＦ０３実施時点で前港でのＣＬＲが確実に実施されている必要がある。

Ⅸ　詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 Ⅳ-6-9	空コンテナの仮陸揚対応

・「ＭＦＲ（積荷目録情報登録）」業務等*において空コンテナの仮陸揚届情報の登録を行うことにより、システムによる仮陸揚届の提出を可能とする。

詳細仕様検討結果

次期：①空コンテナと仮陸揚識別「２８：仮陸揚貨物」の同時入力を可能とする。

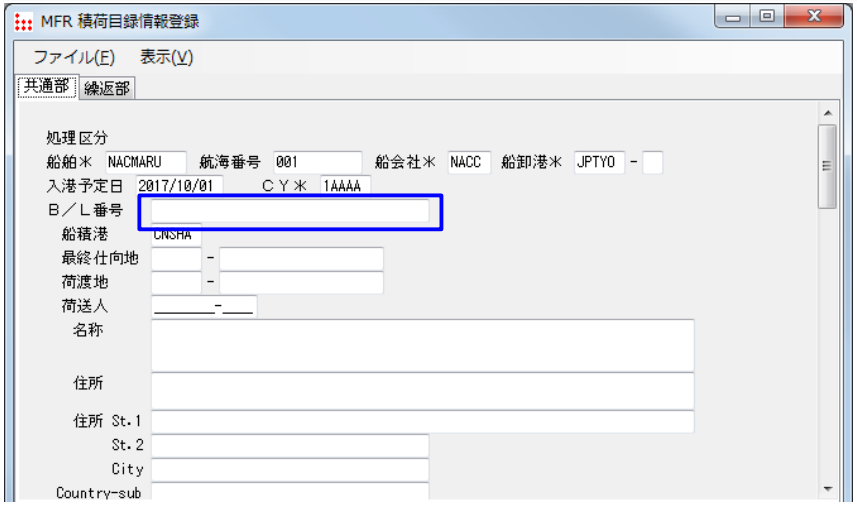

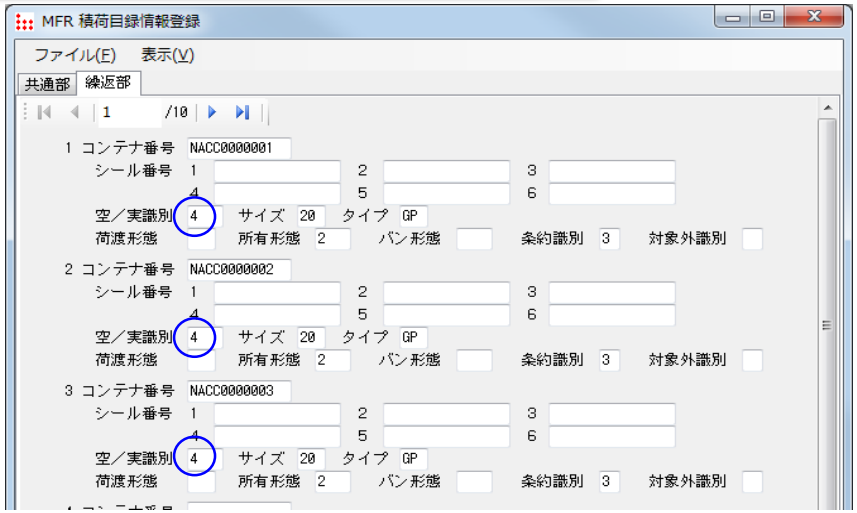

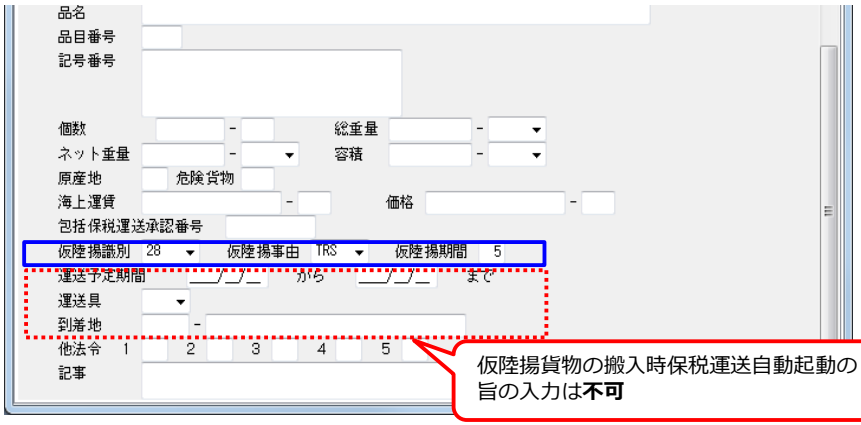

仮陸揚貨物の搬入時保税運送自動起動の旨の入力は**不可**

② ＭＦＲ等により仮陸揚空コンテナが登録された場合に、当該コンテナ番号および仮陸揚届受理番号を記した仮陸揚届出情報をＤＭＦを契機に出力する。
⇒ 出力先：船会社、ＣＹ、税関（監視）

＊「積荷目録情報登録（ＭＦＲ）」業務
「積荷目録情報訂正（積荷目録提出業務前）（ＣＭＦ０１）」業務
「積荷目録情報訂正（積荷目録提出業務後）（ＣＭＦ０２）」業務
「積荷目録情報訂正（次船卸港の追加）（ＣＭＦ０３）」業務

Ⅸ　詳細仕様検討結果

貨物	海上	第10回 WG	基本 Ⅳ-6-他	Ｂ／Ｌ番号体系変更時のＲＳＳ０１業務の実施可能化

・「貨物情報仕分け（ＣＨＪ）」業務実施後、Ｂ／Ｌ番号体系変更の場合でも、当初のＢ／Ｌ番号における「輸入コンテナ引取予定情報通知（ＩＤ通知）（ＲＳＳ０１）」業務を実施可能とする。

詳細仕様検討結果

ＣＨＪ 業務により登録された情報：仕分け親Ｂ／Ｌ番号と子Ｂ／Ｌ番号でＲＳＳ０１業務及びＲＳＳ１１業務を実施可能とする。

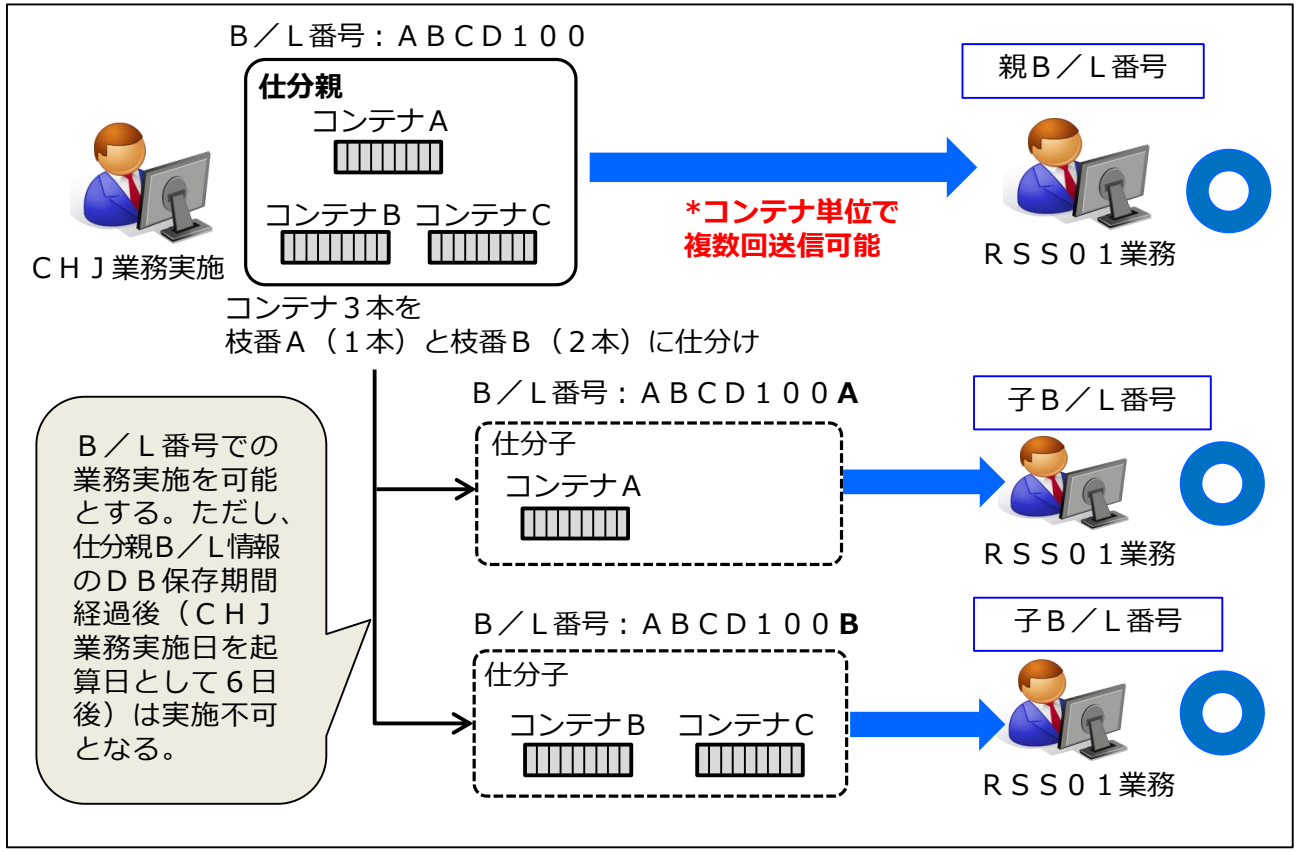

関連業務における変更点

業務コード	変更点
ＲＳＳ０１ 輸入コンテナ引取予定情報通知(ＩＤ通知)	情報仕分親Ｂ／Ｌ番号が入力された場合でも業務実施可能となるようにチェック処理を変更する。
ＲＳＳ１１（ＲＳＳ１２） 輸入コンテナ引取予定情報通知(ＩＤ通知)呼出し等	
ＲＳＴ０１ 輸入コンテナ引取予定確認情報通知(ＩＤ確認)	貨物情報ＤＢチェックにおいて、ＲＳＳ０１業務で登録されたＢ／Ｌ番号が情報仕分親の場合は、貨物情報ＤＢが存在しない場合でも業務実施可能となるようにチェック処理を変更する。
ＲＳＴ１１ 輸入コンテナ引取予定確認情報通知(ＩＤ確認)呼出し	

Ⅸ　詳細仕様検討結果

貨物	海上	第11回 WG	基本 Ⅳ-6-他	ＡＣＬ業務の見直し（１）

・ ＡＣＬ業務について見直しを行い、必要な改善を実施する。

詳細仕様検討結果

項番	項　　目	内　　容
1	ＡＣＬ業務の統廃合及び名称変更	・　現行ＡＣＬ０１及びＡＣＬ０２は廃止し、現行ＡＣＬ０３を新ＡＣＬ０１、現行ＡＣＬ０４を新ＡＣＬ０２とする。 ・　現行ＡＣＬ「船積確認事項登録」の業務名を「ＡＣＬ情報登録」に変更し、ＡＣＬ０２業務の業務名に「自動車船用」を追加する。（注：ＡＣＬ＝Acknowledgement of Cargo Loading）
2	決済関連業務の廃止	・　現行決済業務については、即時性が無いことが利用が進まない大きな課題となっており、現時点でこの解消手段はなく利用拡大は見込めないことから、次期においては、以下の決済業務を廃止する。

	現行業務名	第６次ＮＡＣＣＳ業務名
ＡＣＬ０１	船積確認事項登録（コンテナ船用）	ＡＣＬ情報登録（コンテナ船用）
ＡＣＬ０２	船積確認事項登録（在来船用）	ＡＣＬ情報登録（在来船・自動車船用）
ＡＣＬ１１	船積確認事項登録呼出し	ＡＣＬ情報呼出し
ＡＣＬ１２	船積確認事項登録（ハウス単位）呼出し	ＡＣＬ情報登録（ハウス単位）呼出し
ＩＡＬ	船積情報照会	ＡＣＬ情報照会
ＩＡＣ	船積情報登録状況照会	ＡＣＬ情報登録状況照会

業務コード	業務名	業務コード	業務名	業務コード	業務名
ＷＢＩ	ＳＷＢ確定通知	ＰＡＳ	支払選択登録	ＩＷＢ	ＳＷＢ情報照会
ＷＢＩ１１	ＳＷＢ確定通知呼出し	ＰＡＳ１１	支払選択登録呼出し	ＩＩＳ	ＳＷＢ請求情報一覧照会
ＷＢＳ	ＳＷＢ情報通知	ＩＩＳ	ＳＷＢ請求情報一覧照会		

・　決済関連業務の廃止に伴い、ＡＣＬ業務の関連項目の「電子決済希望識別」欄、「請求先」欄及び「請求先名」欄を削除する。

・　Sea Waybill発行機能についても、決済機能の利用を前提としていることから上記廃止に伴い関連項目の「出力先」欄、「出力先名」欄を削除する。

Ⅸ　詳細仕様検討結果

貨物	海上	第11回 WG	基本 Ⅳ-6-他	ＡＣＬ業務の見直し（２）

詳細仕様検討結果

項番	項　　目	内　　容
3	プログラム変更要望	・　ＡＣＬ業務に対するプログラム変更要望のうち、要望が多かった項目について見直しを実施する。 詳細は、次表のとおり。

	業務コード	プログラム変更要望	詳細仕様
1	ＡＣＬ	共通部のグロス重量／容積と繰返部（ＣＬＰ）の各コンテナの重量／容積のチェック機能を追加してほしい。	共通部の合計グロス重量／容積と、繰返部（ＣＬＰ）の各コンテナの重量／容積の合計を比較し不一致の場合はワーニング対応とする。
2		現行では、船会社／ＮＶＯＣＣ欄のほかに３欄ある通知先欄を増やしてほしい。また、通知先としてＣＹ・ＣＳＦ欄を独立した入力項目としてほしい。	通知先を船会社／ＮＶＯＣＣ欄、ＣＹ／ＣＦＳ欄及びその他の通知先３欄の５欄の構成とする。
3		ＡＣＬ業務を実施した者が分かるようにしてほしい。	「担当者名」「担当者電話番号」の入力欄を追加し、ＡＣＬ業務を実施した会社名を新たに出力する。
4		記号番号欄のレイアウト（現行35桁×４行（繰返90））を変更してほしい。	記号番号欄について、35桁×20行（繰返18）の構成に変更する。
5		船会社が発行するＭａｓｔｅｒ Ｂ／Ｌ Ｎｏ.を記載出来る欄を増やしてほしい。	ＭａｓｔｅｒＢ／Ｌ Ｎｏ．欄の入力欄を追加する。
6		着荷通知先住所電話番号、荷受人住所電話番号の欄は105桁であるため､桁数を増やしてほしい。	荷送人、荷受人、着荷通知先の住所・電話番号欄について現行の105桁に70桁を追加し175桁とする。
7		シール番号欄を４欄にしてほしい。	シール番号欄を１欄追加し４欄に変更する。
8		内個数を10個くらいに増やしてほしい。	内個数の入力欄を追加し10欄とする。

Ⅸ　詳細仕様検討結果

貨物	海上	第11回 WG	基本 Ⅳ-6-他	ＡＣＬ業務の見直し（３）

詳細仕様検討結果

	業務コード	プログラム変更要望	詳細仕様
9	ＡＣＬ	記号番号欄及び品名欄に「SEE ATTACHED SHEET」と入力された場合、エラーまたは注意喚起メッセージ出してほしい。	エラーまたは注意喚起メッセージによる対応はせず、記号番号欄、品名欄に２欄以上入力があった場合の出力メッセージを「SEE ANOTHER ACL DATA」に変更する。
10		送信後の印刷でも、通知先を表示してほしい。	出力帳票に通知先を追加する。
11		「記事」欄の桁数を増やしてほしい。	「記事」欄の桁数を280桁から350桁に拡大する。
12		ＡＣＬ０２業務の「車台番号」、「エンジン番号」の欄数を増やしてほしい。	ＡＣＬ０２業務の「車台番号」、「エンジン番号」の欄数を150欄から400欄に変更する。
13	ＩＡＬ	「船積情報照会（ＩＡＬ）」業務の照会結果に、ＡＣＬ業務の送信履歴を出力してほしい。	送信履歴を５件出力する。
14		ＩＡＬ業務による照会結果に、通知先コード１、2が表示されないので、出力してほしい。また、ＡＣＬ仮登録でも照会が可能となるようにし、仮登録状態か本登録状態か、取り消し状態かを区別できるようにしてほしい。	出力情報に通知先と登録の区分を追加する。 また、ＡＣＬ仮登録状態でも仮登録者からの照会を可能とする。

Ⅸ　詳細仕様検討結果

貨物	海上	第11回 第17回 WG	基本 Ⅳ-6-他	ＣＹ搬出入業務の改善（１）

・　ＣＹ搬出入業務について見直しを行い、必要な改善を実施する。

詳細仕様検討結果

項番	項　　目	内　　容
1	業務フローの確認及び利用実態	・現行業務フローについては、基本的に問題は無いことが確認され、以下について改めて合意した。 ① 第６次ＮＡＣＣＳにおいても、現行フローを踏襲することを原則とする。 なお、入出力項目の見直しについては、多数の意見が提出されたが、ＣＹのＴＯＳ (注) 改修等への影響を考慮し、必要最低限の見直しとする。 ② 荷主等による船会社等に対する船腹予約業務を新たにシステム化し、「ＢＫＲ（ブッキング情報登録）」業務での利用を可能とする。 (注) TOS : Terminal Operation System
2	デマレージ等の決済業務	・　現行決済業務については、即時性が無いことが大きな課題となっており、現時点では現行以上の決済機能を提供することは難しい状況にあることから、現行のままでは利用拡大は見込めない。 このため、次期においては次のオンライン業務及び管理資料「電子決済入金予定データ」を廃止する。
3	ＷｅｂＮＡＣＣＳ対象業務	・　ＣＹ搬出入業務では、以下の業務をＷｅｂＮＡＣＣＳにより提供しているが、決済業務自体の廃止、また、各業務の利用実態等を踏まえて、次期においてはＷｅｂＮＡＣＣＳでの提供を廃止する。

業務コード	業　務　名	業務コード	業　務　名	業務コード	業　務　名
ＡＣＴ	請求情報登録	ＰＡＳ	支払選択登録	ＩＡＩ	請求情報一覧照会
ＡＣＴ１１	請求情報登録呼出し	ＰＡＳ１１	支払選択登録呼出し	ＩＡＴ	請求情報照会
				ＩＰＳ	電子決済情報照会

業務コード	業　務　名	業務コード	業　務　名	業務コード	業　務　名
ＰＵＬ	空コンテナピックアップ一覧作成	ＰＡＳ	支払選択登録	ＩＡＴ	請求情報照会
ＰＣＤ	空コンテナ引渡情報登録	ＰＡＳ１１	支払選択登録呼出し	ＩＰＳ	電子決済情報照会
ＩＰＵ	ピックアップオーダー照会				

貨物	海上	第11回 第17回 WG	基本 Ⅳ-6-他	ＣＹ搬出入業務の改善（２）

詳細仕様検討結果

４．プログラム変更について（１）

業　務　名	概　　要
空コンテナピックアップ登録（ＰＵＲ） 空コンテナピックアップ変更（ＰＵＨ）	１．入力項目の追加　：　①　「湿度（数字２桁）」　　②　「通知先（英数字５桁）」※ ※　通知先コード欄に入力がある場合は、空コンテナピックアップオーダー申込先、又は、ピックアップ先利用者に出力される出力情報を、通知先コード欄の利用者に対して送信する機能を追加する（次項目において同じ）。 ２．チェック機能の見直し：　現在、ＰＵＲ業務で入力した内容とブッキング情報の内容に差異がある場合は、注意喚起メッセージ及びブッキング・ピックアップオーダー差異通知情報を出力しているが、当該差異チェックの対象項目のうち、以下の11項目はチェック対象外に変更する。 ① 冷凍コンテナプレクーリング要表示　② 設定温度（上限）③ 設定温度　④ 設定温度（下限） ⑤ 温度単位コード　⑥ 通風孔　⑦ 海洋汚染物質有表示　⑧ 少量/微量危険物有表示　⑨ ＩＭＯ ＣＬＡＳＳ ⑩ ＵＮ №.　⑪ ＰＫＧ ＧＲＯＵＰ ※　ブッキング・ピックアップオーダー差異通知情報（ＳＡＴ０８４）の出力項目より対象外となった上記項目を削除。
空コンテナピックアップ回答（ＰＵＡ）	１．入力項目の見直し （１）項目追加　：①「湿度（数字２桁）」　②「搬入予定先ＣＹ名（日本語３０桁）」 （２）桁数変更　：「記事（申込者返信用／ピックアップ先連絡用）」⇒　日本語１４０桁から同４００桁に変更 （３）項目削除　：「空コンテナピックアップオーダー情報訂正識別」欄を削除 ⇒ 同欄削除に伴い、ＰＵＡ業務で入力された内容で空コンテナピックアップオーダー情報を上書き訂正する。 ２．送信電文形式の変更 ＰＵＡ業務の回答結果をＰＵＲ実施者に出力する以下の電文について、ＥＸＣ型からＥＸＺ型に変更する。 ①空コンテナ搬出確認情報（ＳＡＴ０８９） ②空コンテナ搬出確認訂正情報（ＳＡＴ０９０） ③空コンテナ搬出確認訂正（詳細）情報（ＳＡＴ０９１） ④空コンテナピックアップ回答情報（ＳＡＴ０９５） ⑤空コンテナピックアップオーダー・回答取消情報（ＳＡＴ１３３）

貨物	海上	第11回 第17回　WG 第21回	基本 Ⅳ-6-他	ＣＹ搬出入業務の改善（３）

詳細仕様検討結果

４．プログラム変更について（２）

業　務　名	概　　要
空コンテナ引渡情報登録（ＰＣＤ）	１．入力項目の追加　：　①　「シールＮｏ」（６回繰返し） ⇒　同欄の追加に伴い、機器受渡証（ＥＩＲ）情報（ＳＡＴ０９９）のフォームも併せて変更する。 ２．引渡日時の未来日入力可能化　：　ＰＣＤ業務における入力項目である「引渡年月日」欄について、現行では、未来日の入力は不可としているが、次期においては、未来日についても入力を可能とするように変更する。 （事前に機器受渡証（ＥＩＲ：Equipment Interchange Receipt）を発行することが可能となる。）
ＣＹ搬入票情報登録（ＣＹＨ）	ＣＹＨ業務で入力する「総重量」と「コンテナ自重と貨物重量の合計値」との一致チェックを行い、一致しない場合は、「不一致である」旨の注意喚起メッセージを新たに出力するよう変更する。 なお、入力された「コンテナ自重と貨物重量の合計値」は、総重量の単位に変換のうえチェックを行う。ただし、「コンテナ自重」と「貨物重量」のいずれかの項目に入力がない場合は、一致チェックの対象外とする。
バンニング・ＣＹ搬入票情報登録（ＶＡＨ）	ＶＡＨ業務で入力する「総重量」と「コンテナ自重および欄部のコンテナ重量の合計値」との一致チェックを行い、一致しない場合は、「不一致である」旨の注意喚起メッセージを新たに出力するよう変更する。 なお、「コンテナ自重および欄部のコンテナ自重の合計値」は、コンテナ自重および欄部のコンテナ重量を入力された総重量の単位に変換し総重量を算出のうえ、チェックする。
ブッキング情報登録（ＢＫＲ）	入力された「積出港ＣＹの利用者」及び「荷受地ＣＹの利用者」へ送信されるブッキング情報登録通知情報について、ＣＹ側で受信要否の設定を可能とする機能を追加する。 船腹予約業務のシステム化に際し、にＢＲＲ業務で払い出される「ブッキング申込番号」を追加する。
ブッキング情報変更登録（ＢＫＣ）	ＢＲＲ業務で払い出される「ブッキング申込番号」および船腹予約ＮＧ回答処理の追加に伴い、「記事（ブッキングＮＧ用）」欄（210桁）を追加する。 また、現在ＢＫＣ業務によってコンテナサイズ、コンテナタイプのブッキング情報訂正を行うと、空コンテナピックアップＤＢが無効となるが、ＰＵＲ業務実施者およびピックアップオーダー申込先（ＣＹ）に「ブッキング情報取消通知情報」等の通知がないため、ＰＵＲ／ＰＵＡ業務が無効となった旨を新規帳票等でピックアップオーダー関係者に通知する（詳細は次頁のとおり）。

注：「ブッキング一覧照会（ＩＢＬ）」業務の改善については、実施を見送る（現在の利用状況下において、ＢＣＣ業務等の改善が行われても自社システムで対応することは困難という意見が大勢であることを踏まえ、更改時期における対応は実施しない。）。

貨物	海上	第21回　WG	基本 Ⅳ-6-他	ＣＹ搬出入業務の改善（4）

詳細仕様検討結果

４．プログラム変更について（３）

既存の「空コンテナピックアップオーダー取消情報（ＳＡＴ０８７）」と同等の情報に「ＢＫＣ業務によって空コンテナピックアップＤＢが取り消された。必要に応じて再度ＰＵＲ業務を実施する。」旨を記載した新規帳票をＰＵＲ業務実施者へ出力し、併せて既存の「空コンテナピックアップオーダー取消情報（ＳＡＴ０８７）」を関係者（申込先ＣＹ等）に出力する。

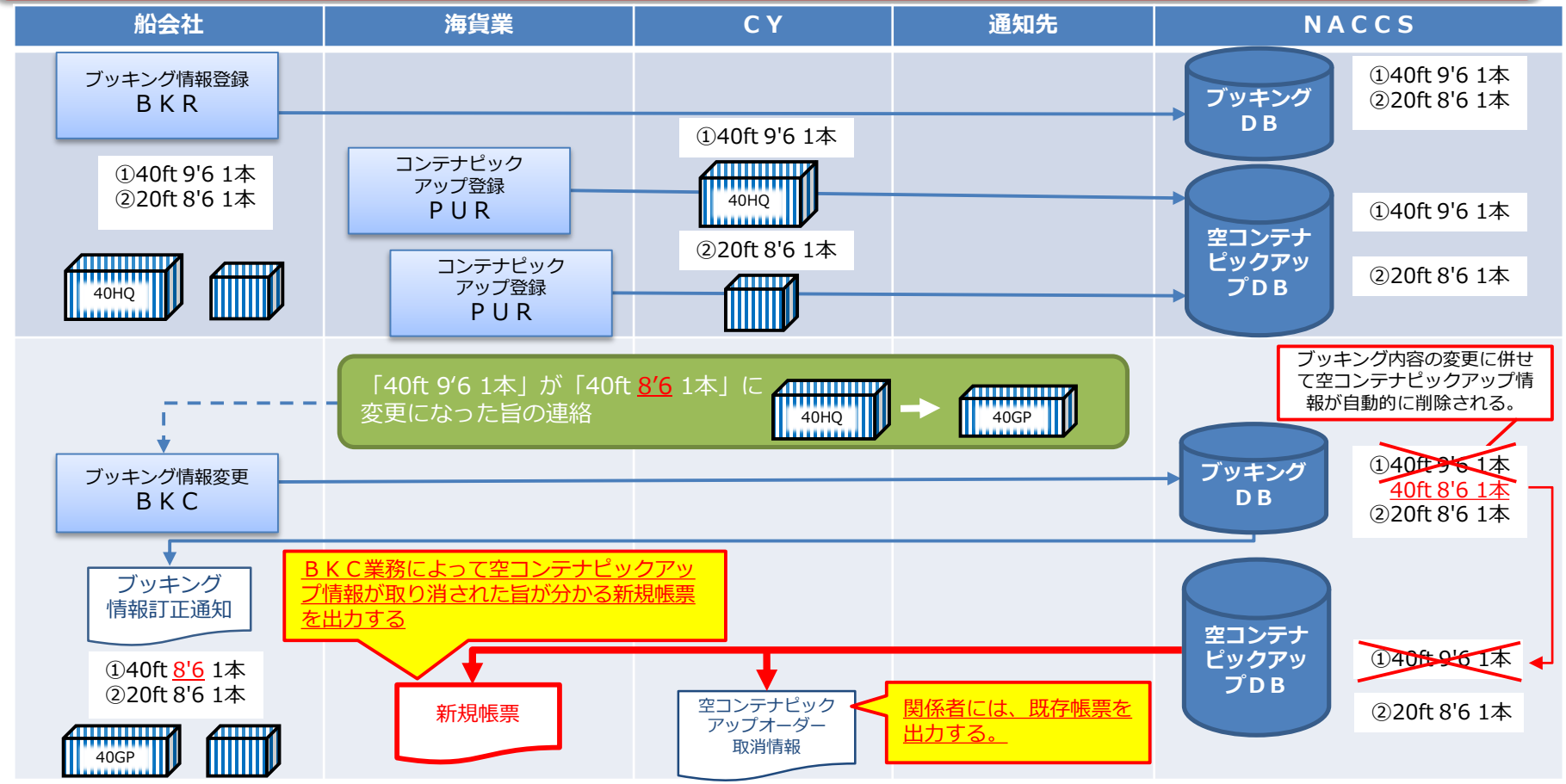

Ⅸ　詳細仕様検討結果

貨物	海上	第11回 第17回 第18回 WG 第20回 第21回	基本 Ⅳ-5-1(6)	危険物明細書のシステム化（１）

・　危険物明細書のシステム化を検討する。

詳細仕様検討結果

項番	項　　目	内　　容
1	主な検討課題	危険物明細書のシステム化を検討
2	検討概要	１．危険物明細書（通称：赤紙） 危険物の運送を依頼する者（荷送人）とその運送を引き受ける者（運送人：船舶所有者又は船長）の間で締結される運送契約の対象となる危険物の明細を運送人に通知するとともに、荷送人が運送を依頼した危険物が関係規則に適合していることを運送人に対し証明するための書類である。 ２．検討内容 現在、上記「危険物明細書」については、マニュアル（紙）ベースでの運用が行われているが、第６次ＮＡＣＣＳにおいてシステム化を図り、業務の効率化等を実現する。
3	検討結果	１．「危険物明細書」作成のための新規業務を提供する。 ２．前記１で作成される「危険物明細書」情報を利用して「危険物積荷一覧リスト」の作成を可能とする。 ３．「危険物明細書」情報を流用して、「危険物・有害物事前連絡表」（通称：白紙）の作成を可能とする（危険物・有害物事前連絡表の既存様式（ブランク）への印字）。

貨物	海上	第11回 第17回 第18回 WG 第20回 第21回	基本 Ⅳ-5-1(6)	危険物明細書のシステム化（２）

詳細仕様検討結果

現状における危険物明細書の作成フローについて

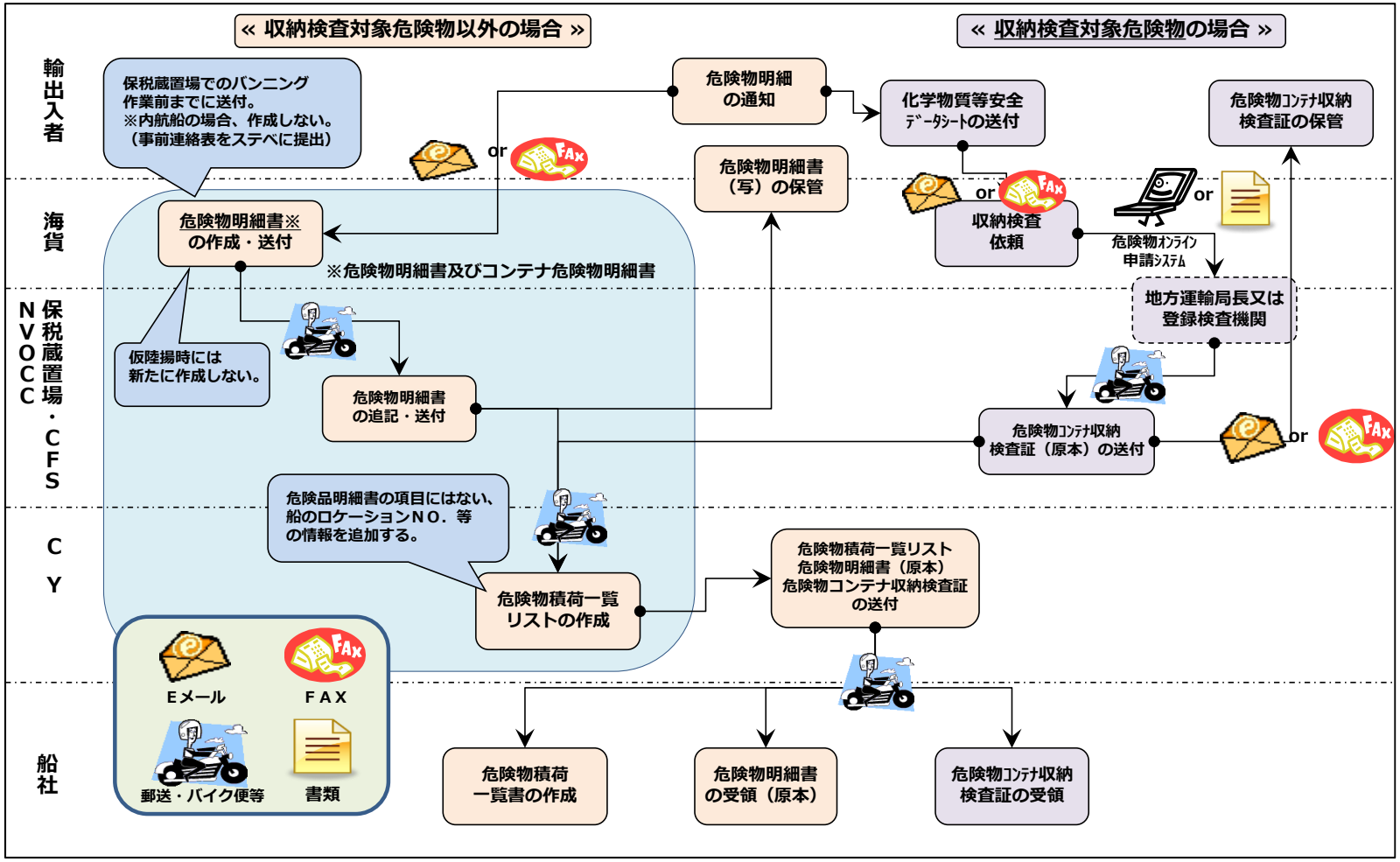

貨物	海上	第11回 第17回 第18回 WG 第20回 第21回	基本 Ⅳ-5-1(6)	危険物明細書のシステム化（３）

詳細仕様検討結果

システム化フロー（案）

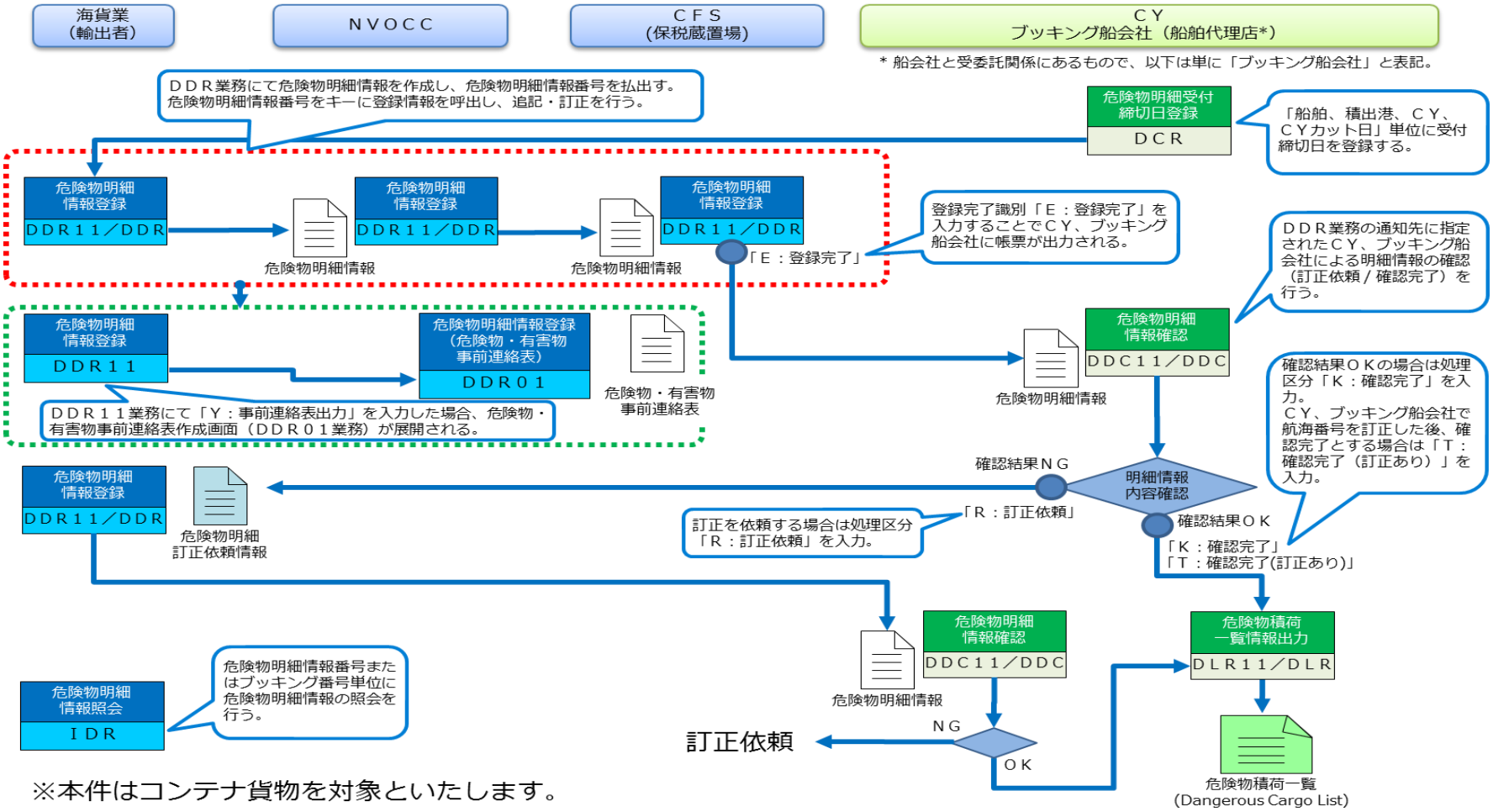

※本件はコンテナ貨物を対象といたします。

貨物	海上	第11回 第17回 第18回 WG 第20回 第21回	基本 Ⅳ-5-1(6)	危険物明細書のシステム化（４）

詳細仕様検討結果

１．新規業務

業 務コード	業 務 名	業 務 概 要	入力者
ＤＤＲ	危険物明細情報登録	危険物明細情報の登録・訂正・取消しを行う。	輸出入者、海貨業、 ＮＶＯＣＣ、保税蔵置場
ＤＤＲ０１	危険物明細情報登録 （危険物・有害物事前連絡表）	入力された内容に基づいて「危険物・有害物事前連絡表」の書式に合わせて印字可能となる情報を出力する。	同上
ＤＤＲ１１	危険物明細情報登録呼出し	新規登録・訂正・削除のために、システムに登録された情報を呼び出す。	同上
ＤＤＣ	危険物明細情報確認	システムに登録された危険物明細情報を確認または訂正依頼を行う。本業務において確認完了された場合は、ＤＤＲ業務不可となる。	ＣＹ、船舶代理店、船会社
ＤＤＣ１１	危険物明細情報確認呼出し	「訂正依頼」・「確認完了」のために、システムに登録された情報を呼び出す。	同上
ＤＣＲ	危険物明細受付締切日登録	危険物明細情報の登録受付締切日時を設定することにより、登録受付締切日時以降はＤＤＲ業務による登録・訂正・削除を実施不可とする。	同上
ＤＣＲ１１	危険物明細受付締切日呼出し・照会	新規登録・訂正・削除のために、システムに登録された情報を呼び出す。	ＣＹ、船舶代理店、船会社、 輸出入者(*)、ＮＶＯＣＣ(*)、 海貨業(*)、保税蔵置場(*) (*): 照会のみ可能
ＩＤＲ	危険物明細情報照会	システムに登録された危険物明細情報を照会する。	輸出入者、海貨業、 ＮＶＯＣＣ、保税蔵置場、 ＣＹ、船舶代理店。船会社
ＤＬＲ	危険物積荷一覧情報出力	「登録完了」した危険物明細情報を対象として危険物積荷一覧情報を登録し、Dangerous Cargo List帳票を入力者に出力する。	ＮＶＯＣＣ、ＣＹ、 船舶代理店、船会社
ＤＬＲ１１	危険物積荷一覧情報呼出し	新規登録・訂正・削除のために、システムに登録された情報を呼び出す。	同上

貨物	海上	第11回 第17回 第18回 WG 第20回 第21回	基本 Ⅳ-5-1(6)	危険物明細書のシステム化（５）

詳細仕様検討結果

危険物明細登録情報の出力内容

背景

危険物明細書の一部項目（応急処置、保護具等）はＵＮ品目に対してそれぞれ記入する必要があるため、欄部として表示させる必要があるが、現在、運用で使用されている危険物明細書のフォーマット上では共通部に該当する箇所で定められている。
現行の危険物明細書のフォーマットが大きく変更となるため、従来通り、１ＵＮ品目あたり１ページで出力する仕様とする。

＜危険物明細書出力イメージ＞

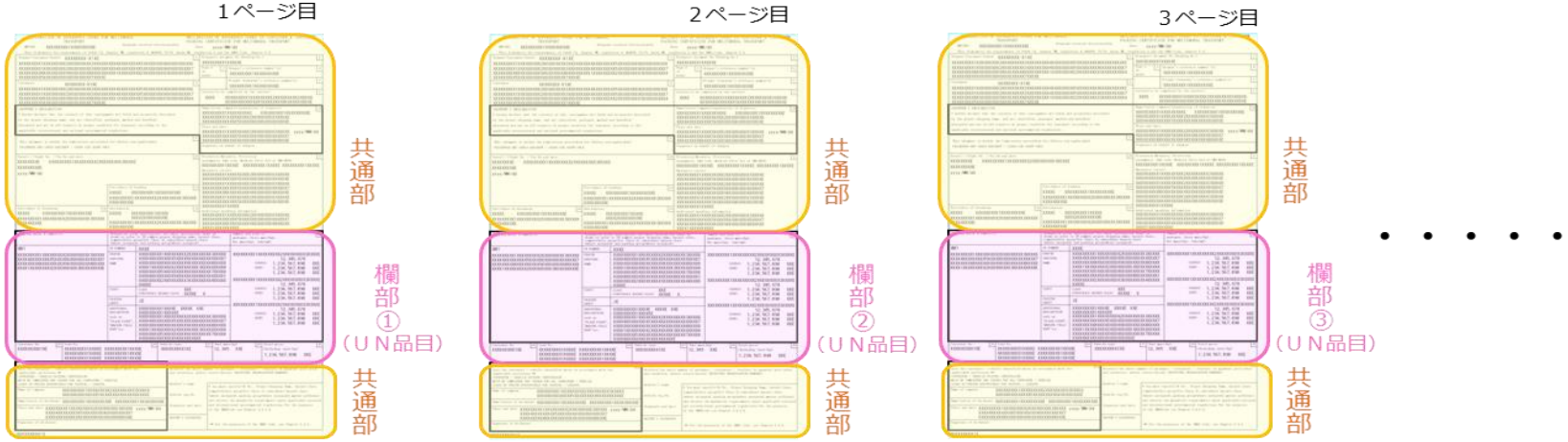

留意事項

ページは複数ページにおよぶが、電文としては１電文で出力される。

貨物	海上	第11回 第17回 第18回 WG 第20回 第21回	基本 Ⅳ-5-1(6)	危険物明細書のシステム化（６）

詳細仕様検討結果

「危険物・有害物事前連絡表」　（白紙）印刷イメージ

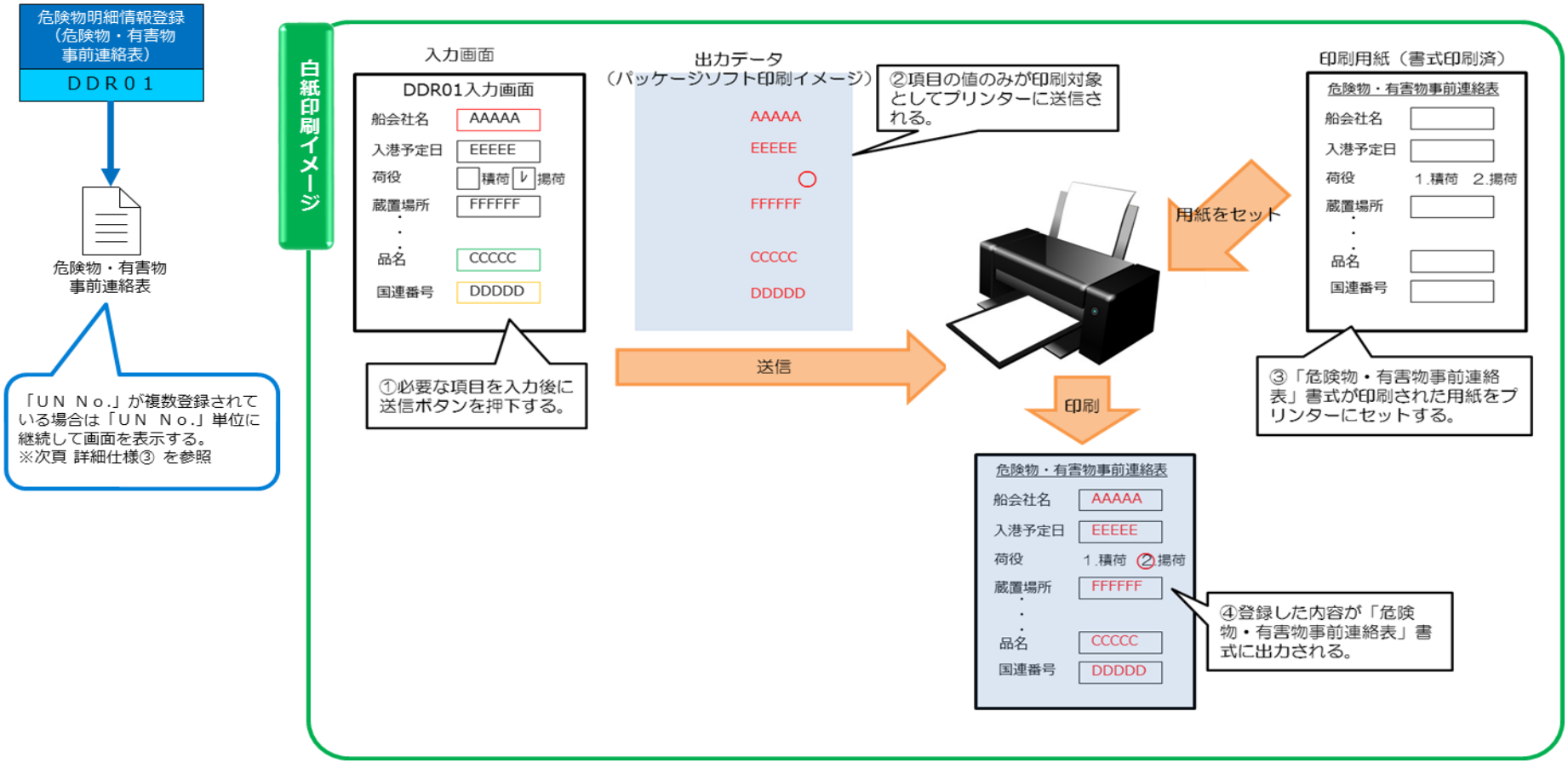

Ⅸ　詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 第18回　WG 第20回	基本 Ⅳ-６-他	船腹予約業務のシステム化（１）

・現在、荷主等から船会社（ＮＶＯＣＣ）に対する船腹予約（ブッキング）業務はＮＡＣＣＳの対象外となっているが、第６次ＮＡＣＣＳにおいて、システム化を実施する。

詳細仕様検討結果

１．船腹予約の現況

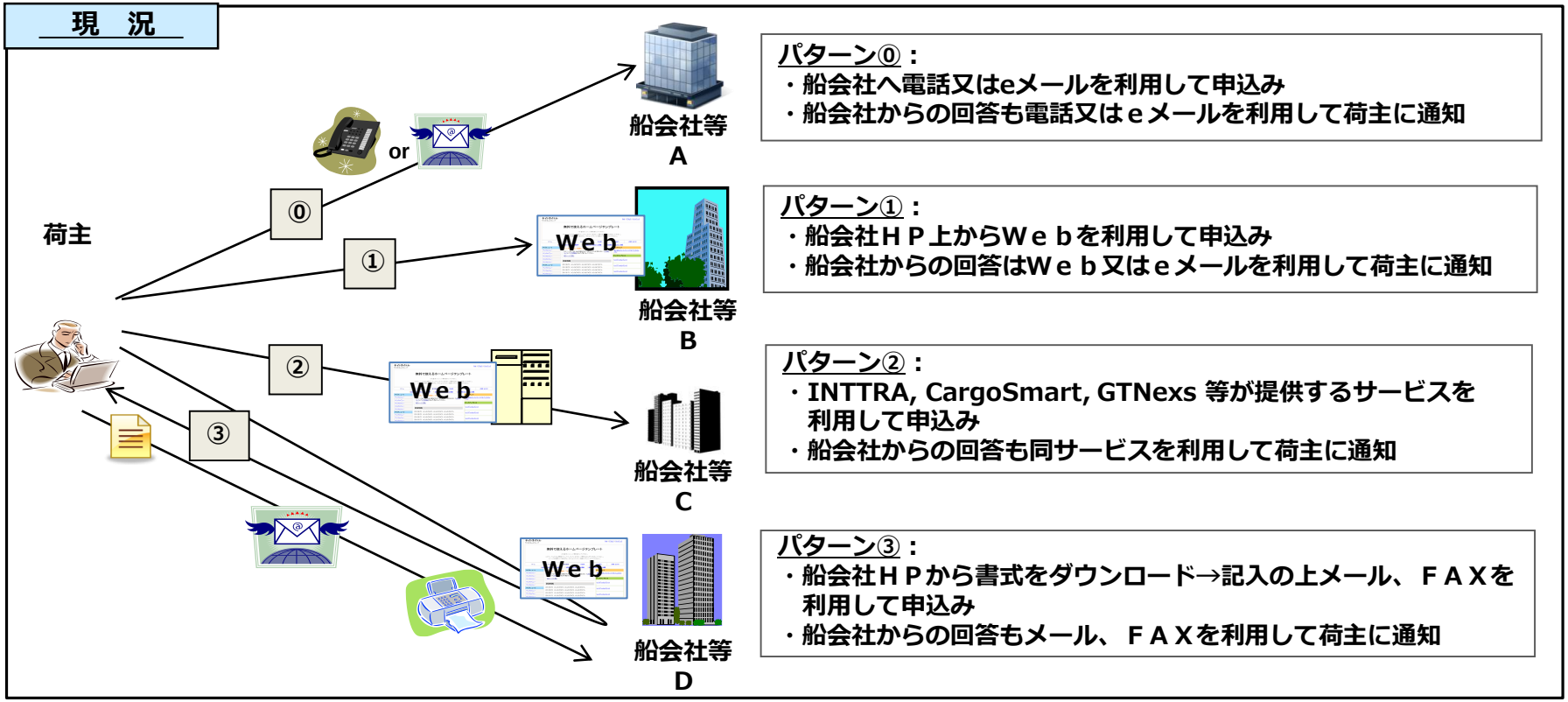

パターン⓪：
・船会社へ電話又はeメールを利用して申込み
・船会社からの回答も電話又はｅメールを利用して荷主に通知

パターン①：
・船会社ＨＰ上からＷｅｂを利用して申込み
・船会社からの回答はＷｅｂ又はｅメールを利用して荷主に通知

パターン②：
・INTTRA, CargoSmart, GTNexs 等が提供するサービスを利用して申込み
・船会社からの回答も同サービスを利用して荷主に通知

パターン③：
・船会社ＨＰから書式をダウンロード→記入の上メール、ＦＡＸを利用して申込み
・船会社からの回答もメール、ＦＡＸを利用して荷主に通知

貨物	海上	第17回 第18回　WG 第20回	基本 Ⅳ-６-他	船腹予約業務のシステム化（２）

詳細仕様検討結果

２．船腹予約業務（新設）の開発に係る基本的な考え方

船腹予約（ブッキング）業務のシステム化については、ＣＹ搬出入サブＷＧにおける検討の中で、『「ブッキング情報登録（ＢＫＲ）」業務や「船積指図書（Ｓ／Ｉ）情報登録（ＳＩＲ）」業務等の情報連携、ブッキングフォーマットの統一化による荷主等の事務負担の軽減等が図れる』として提案されたものである。当該提案を踏まえ、これまでのＷＧにおいて検討・整理された基本的な考え方は以下のとおりとなっている。

利 用 者	現状と新規業務への想定されるニーズ
1. 船 会 社	・自社やＳＰのホームページ、荷主とのシステム間接続（ＥＤＩ）によりｅ－ｂｏｏｋｉｎｇ を提供しているが利用は拡大していない。 ※ ｅ－ｂｏｏｋｉｎｇ の窓口が増えても、全体の利用率を上げたい（外船では本社の意向あり）。 ・荷主との間で事前に包括運送契約（コントラクト）を締結し、船積みの都度、船腹予約を受けるのが通常。 ※ 契約締結者の場合、貨物の内容・運搬先・航路等は経験上で承知しており、タイミングとロットのサイズだけを変更／確定することが多い。 ※ 上記のような荷主とのやり取りは、電話・e-mail・Ｆａｘが 大宗。 ・一見客は、ｒａｔｉｎｇ など料金算定が必要となる等、ｅ－ｂｏｏｋｉｎｇに馴染まない。
2. 荷　主	・自社システムで船腹予約状況を管理する社では、取引船会社毎にＥＤＩ接続を構築する必要がありシステム構築が煩雑、船会社の選択を広げ難い。 ※ 自社システムと各船会社を接続する共通の通信インフラがあれば利用したい。 ・自社でシステム開発せず e-mailの再利用等をしている社も、過去情報の再利用、複数の船会社に対し同一操作で船腹予約、予約情報の保存が可能。 ・海貨業者（フォワーダー）も一般荷主と同じ立場（包括運送契約を締結後、個別運送毎に船積み本船･日付、コンテナ本数を　予約）。 ※ 予約は電話・Ｆａｘ等が大宗。

検討結果

新業務は、事前に包括運送契約を締結している**荷主、海貨業者およびＮＶＯＣＣと**、**船会社**（主に自社システム保有）**との間**での個別運送時のコンテナ貨物の船腹予約をＥＤＩ化することを開発の標的とする。

貨物	海上	第17回 第18回　WG 第20回	基本 Ⅳ-６-他	船腹予約業務のシステム化（３）

詳細仕様検討結果

３．業務フロー

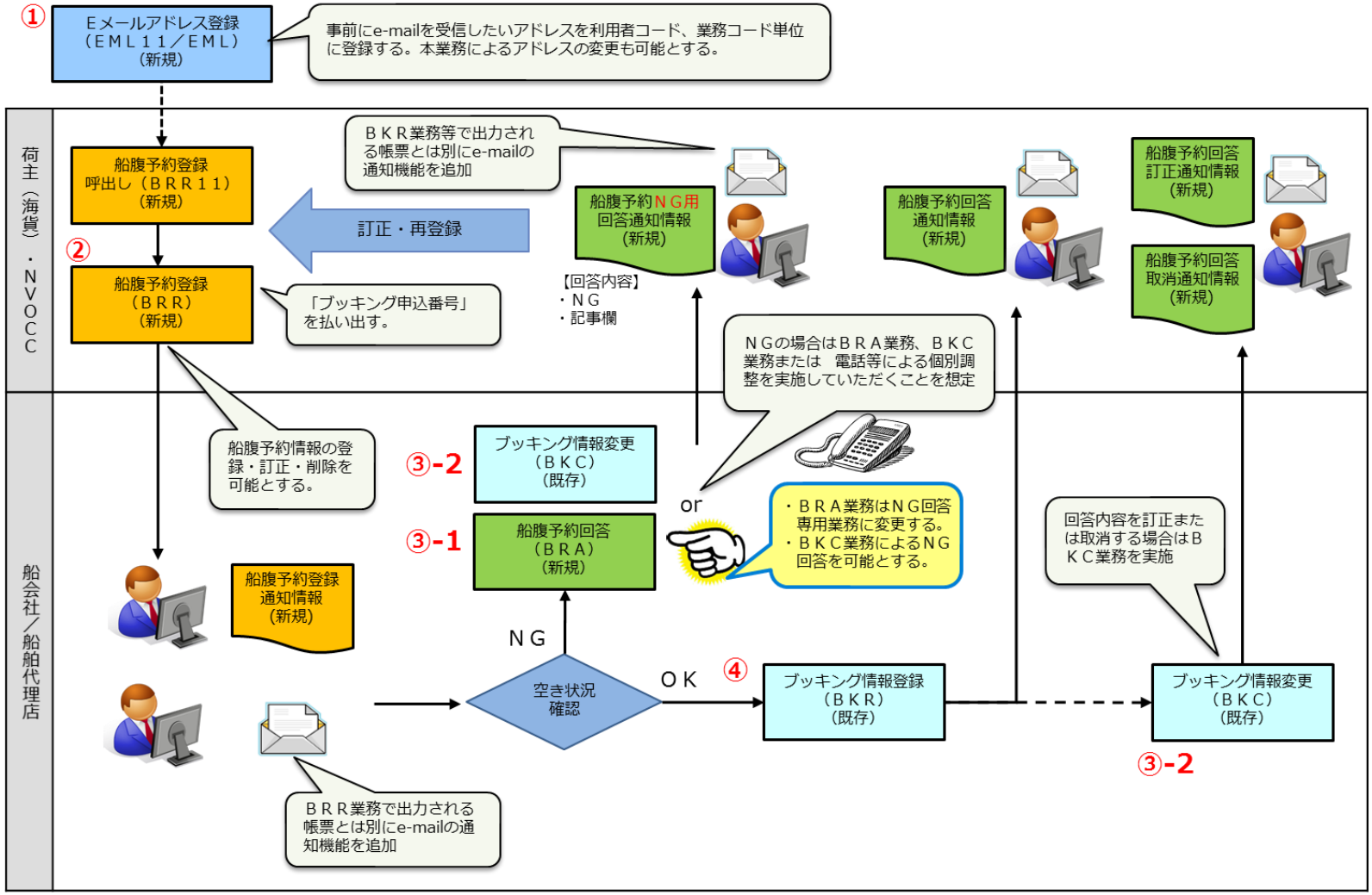

貨物	海上	第17回 第18回　WG 第20回	基本 Ⅳ-６-他	船腹予約業務のシステム化（４）

詳細仕様検討結果

４．業務概要

項番	業　務　名	業　務　概　要
①	【新規】 Ｅメールアドレス登録 （ＥＭＬ）	・ＢＲＲ業務実施時に出力する「船腹予約登録通知情報」等の通知メールのメール送信先として、船会社等が　利用者コード、業務コード単位に最大５送信先分のe-mailアドレスを登録する。 ・ＢＲＲ業務で入力するメール送信先のe-mailアドレスを事前に登録することにより、ＢＲＲ11業務での呼出しを可能とする。 ・本業務では登録済みのアドレスの訂正も可能とする。
	【新規】 Ｅメールアドレス登録呼出し （ＥＭＬ１１）	・利用者コード単位にＥＭＬ業務で登録したe-mailアドレスの情報を呼び出す。
②	【新規】 船腹予約登録 （ＢＲＲ）	・荷主、ＮＶＯＣＣ等が、船会社に対して船腹予約を行うための業務。 ・新規登録時には「ブッキング申込番号」が払い出される。 ・入力者と船腹予約の申し込み先（船会社等）には、「船腹予約登録通知情報」が出力される。 なお、事前に船会社等がＥＭＬ業務でメールアドレスを登録している場合（前記①）は、ＮＡＣＣＳの出力　情報とは別にe-mailでも予約情報が配信される。 ・本業務では、登録済みの船腹予約情報の訂正・取り消しも可能とする。 ・本業務は、ｅｂＭＳ処理方式の対象とする。 ・船腹予約登録通知情報はＥＤＩＦＡＣＴ対応とする。
	【新規】 船腹予約登録呼出し （ＢＲＲ１１）	・ブッキング申込番号をキーにして船腹予約情報を呼び出す。 ・利用者コードをキーとして、ＥＭＬ業務で登録した船腹予約回答時の通知先メールアドレス情報をＢＲＲ画面に呼び出す。
③-1	【新規】 船腹予約回答 （ＢＲＡ）	・荷主等からの船腹予約に対し、予約は受けられない旨（ＮＧ）を回答するための業務。 ・ＢＲＲ業務で登録されたメールアドレス宛にe-mailによる船腹予約ＮＧ回答の通知を行う。 ・本業務は、ＥＤＩＦＡＣＴ対応とする。
③-2	【既存】 ブッキング情報変更 （ＢＫＣ）	・ＢＲＲ業務に対するＮＧ回答をＢＫＣ業務でも実施可能とする変更を行う（ブッキング申込番号、記事欄のみ入力）。 ・ＢＲＲ業務で登録されたメールアドレス宛にe-mailによる船腹予約ＮＧ回答等の通知を行う。 ・ＢＫＲ後に船腹予約の回答を変更する場合も本業務を利用する。
④	【既存】 ブッキング情報登録 （ＢＫＲ）	・ＢＫＲ業務の入力項目に「ブッキング申込番号」欄を追加する。 ・船腹予約にかかる回答通知帳票を荷主宛てに出力する。なお、荷主等がＢＲＲ業務でメールアドレスを登録している場合は、ＮＡＣＣＳの出力情報とは別にe-mailでも回答情報が配信される。

貨物	海上	第17回 第18回　WG 第20回	基本 Ⅳ-６-他	船腹予約業務のシステム化（５）

詳細仕様検討結果

５．e-mail機能の概要

＜荷主宛てに予約回答情報がe-mailで送信されるフロー＞

① ＢＲＲ業務において以下のいずれかの方法でメールアドレスを登録する。
　ａ．画面に直接メールアドレスを入力する。
　ｂ．ＥＭＬ業務で事前に登録したメールアドレスを、ＢＲＲ１１業務で呼び出して自動補完する。

② ＢＫＲ業務等が行われた場合、ＢＲＲ業務での荷主が指定したメールアドレス宛てにe-mail（船腹予約の回答結果）が送信される。

＜船会社／船舶代理店宛てに予約情報がe-mailで送信されるフロー＞

① 船会社等はＥＭＬ業務でメールアドレスを事前に登録。

② ＢＲＲ業務が行われた場合、ＥＭＬ業務での登録内容を参照して船会社等が指定したメールアドレス宛てにe-mail（船腹予約が行われた旨）が送信される。

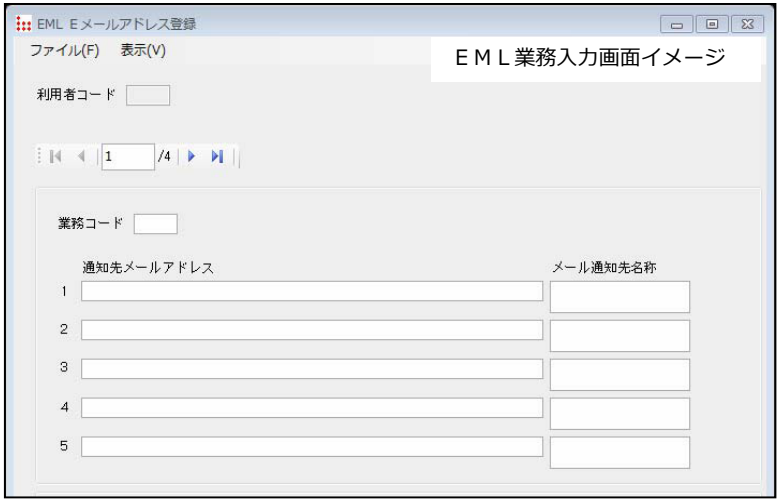

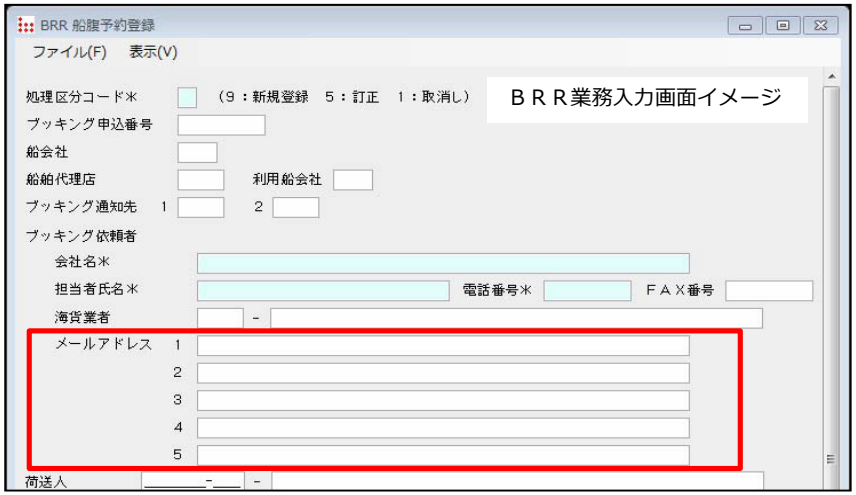

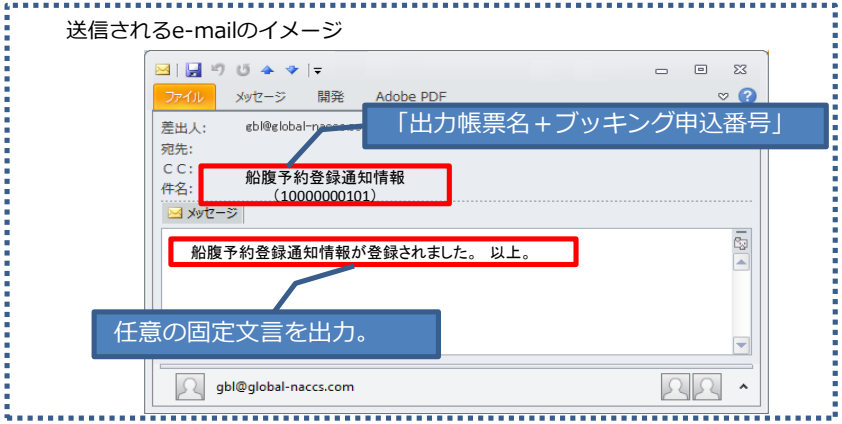

貨物	海上	第17回 第18回　WG 第20回	基本 Ⅳ-６-他	船腹予約業務のシステム化（６）

詳細仕様検討結果

６．ＳＩＲ業務におけるブッキング情報の活用について

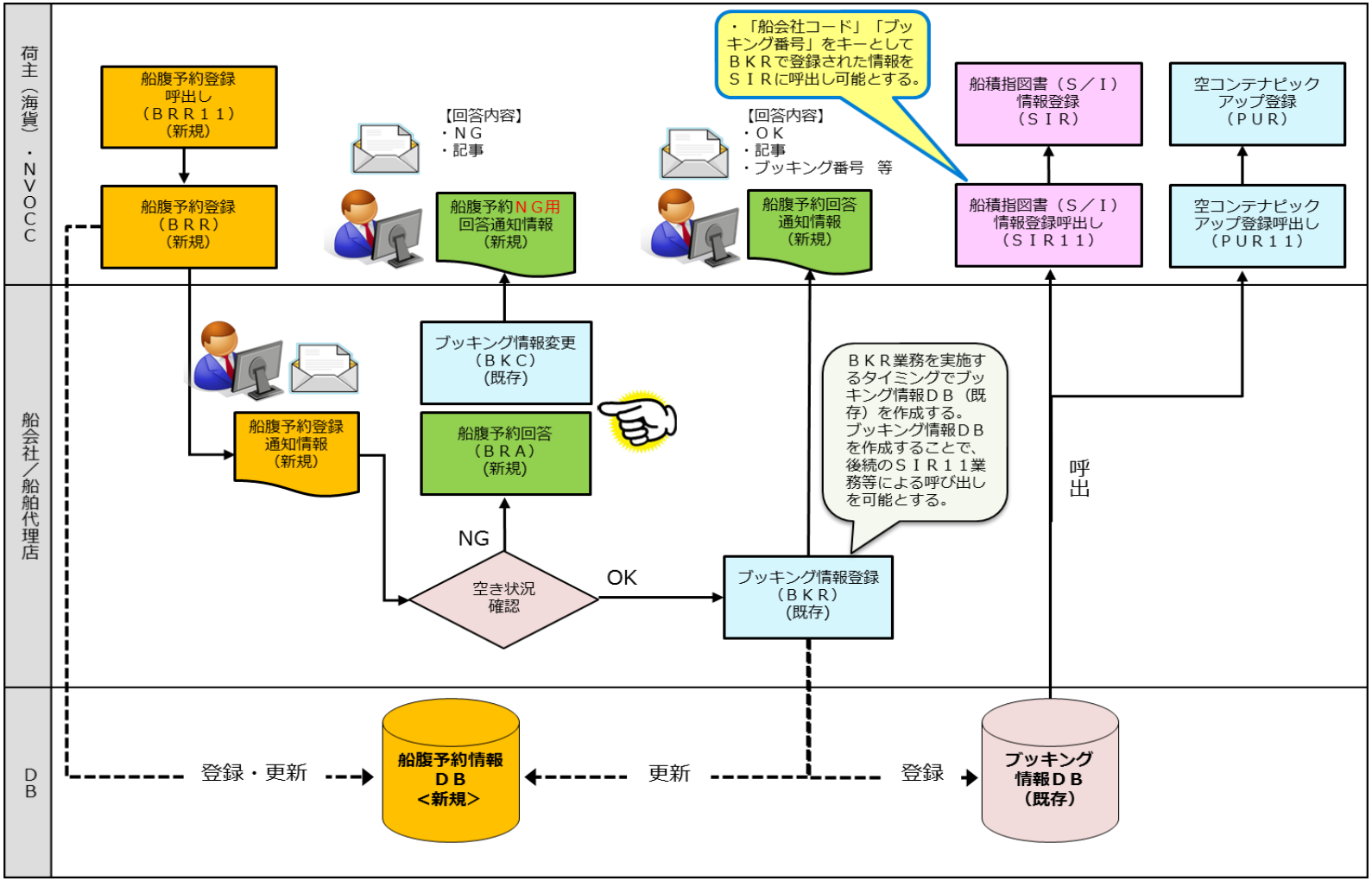

Ⅸ　詳細仕様検討結果

共通	海上	第11回 第17回 （第22回） WG	基本 V-3	港湾統計データの提供方法の変更等（１）

・一般財団法人みなと総合研究財団（ＷＡＶＥ）経由で港湾管理者に提供している「港湾統計作成用データ」について、ＮＡＣＣＳから直接港湾管理者に提供する形式にする。

詳細仕様検討結果

＜現状＞
・　船会社等がＮＡＣＣＳへ登録したデータを基に、港湾統計作成用データとして管理資料情報（「Ｋ０４ 輸入貨物データ」「Ｋ０５ 輸出貨物データ」「Ｋ０６ 仮陸揚貨物データ」）を作成している。
・上記資料は、関係者の同意を得て、「みなと総合研究財団（ＷＡＶＥ）」経由で港湾管理者（７港湾）へ提供している。

①　港湾統計用データの提供方法について、港湾管理者に対し直接提供する方法を採用する。
②　港湾統計作成用データの収集条件等の見直しを行い、データの精度向上の検討を行う。（次頁の見直しを実施）

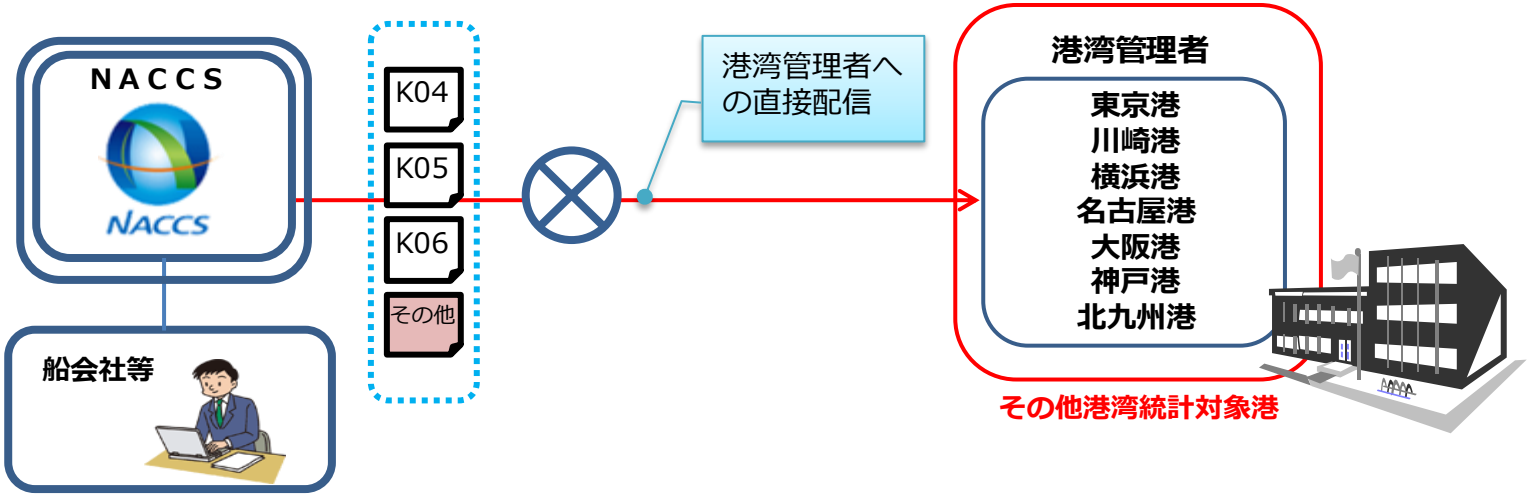

Ⅸ　詳細仕様検討結果

共通	海上	第11回 第17回 （第22回） WG	基本 V-3	港湾統計データの提供方法の変更等（２）

詳細仕様検討結果

課　題	要望の概要	検討結果	可否	WG
１．貨物量の桁ずれ	「輸入貨物情報訂正（ＳＡＩ）」業務等によって訂正された情報は港湾統計データに反映していない。	ＳＡＩ業務等の貨物訂正業務を実施した際、当該訂正内容を管理資料に反映する。	○	第11回
２．品目の不適切な入力及び品種コードの漏れ	代表品目番号及び港湾統計用品目番号に入力漏れが多い。また、品目には品種コードを特定する事ができないような文字列が入力されている。	輸出については、少額申告の場合で代表品目が入力された場合に管理資料に反映する。 輸入については、「出港前報告（ＡＭＲ）」業務により登録された品目コードを管理資料に反映する。 （ただし、在来貨物、ＰＬコンテナはＡＭＲ対象外）	○	第11回
３．同意書の入手	同意書がなければ配信できない。	現在同意されている利用者については、新たに同意を得ることはしないこととする。新規に利用者となる船会社、船舶代理店からの同意の意思表示は、簡素に行えるよう検討を行う。	○	第11回
４．港情報の漏れ	ＮＡＣＣＳで入力される港情報と、港湾統計で必要な港情報の定義が異なっている。	輸入空コンテナについては「積荷目録情報登録（ＭＦＲ）」業務により登録された船積港等（任意）を反映する。なお、輸出空コンテナについては、利用者側への影響が大きいため現状通りとする。	○ 一部	第17回
５．仕出港コードの配信について	仕出港の情報が配信対象となっていないため、トランシップなどの情報を把握することができない。	ＡＭＲ業務及び「出港前報告訂正（ＣＭＲ）」業務により登録された仕出港コードを反映する。 (ただし、在来貨物、ＰＬコンテナは ＡＭＲ対象外)	○	第17回
６．空コンテナの漏れ	空コンテナについては、登録が必ずしも実施されていない。	空コンテナの仮陸揚処理の追加に伴い、品名・代表品目番号・港湾統計用品目番号を固定値として下記の管理資料に反映する。 ・「港湾統計用輸入貨物データ（Ｋ０４）」 ・「港湾統計用仮陸揚貨物データ（Ｋ０６）」	○	第17回
7.配信漏れデータ	輸出及び仮陸揚データにおいては、船会社による「船積確認登録（ＣＣＬ）」業務時点で収集対象となるが、ＣＣＬ業務がシステム上は必須業務ではないため、ＣＣＬ業務が行われないケースがあると想定される。	ＣＬＲ業務後における取消し（ＣＬＤ業務）は、ＣＬＲ業務実施の２日後までに行われているケースが大半で、ＣＣＬ業務は、多くの場合ＣＬＲ業務後３日以内に実施されている。そのため、収集契機を「ＣＬＲ業務実施日から３日後」に変更することにより、収集データの精度向上を図る。	○	第22回 （補）

Ⅸ　詳細仕様検討結果

貨物	海上	第12回 WG	基本 Ⅳ-８	業務名称の変更

・ 業務実態に合わない業務名称があるため、当該業務名称について見直しを実施する。

詳細仕様検討結果

以下のオンライン業務について、「次期システム」欄に記載のとおり、業務名称を変更する。

項番	現行システム		次期システム	
	業務コード	業務名	業務コード	業務名
1	ＡＣＬ０１	船積確認事項登録（コンテナ船用）	ＡＣＬ０１	ＡＣＬ情報登録（コンテナ船用）
2	ＡＣＬ０３	船積確認事項登録（コンテナ船用）（ＳＷＢ用）		
3	ＡＣＬ０２	船積確認事項登録（在来船用）	ＡＣＬ０２	ＡＣＬ情報登録（在来船・自動車船用）
4	ＡＣＬ０４	船積確認事項登録（在来船用）（ＳＷＢ用）		
5	ＡＣＬ１１	船積確認事項登録呼出し	ＡＣＬ１１	ＡＣＬ情報登録呼出し
6	ＡＣＬ１２	船積確認事項登録（ハウス単位）呼出し	ＡＣＬ１２	ＡＣＬ情報登録（ハウス単位）呼出し
7	ＩＡＬ	船積情報照会	ＩＡＬ	ＡＣＬ情報照会
8	ＩＡＣ	船積情報登録状況照会	ＩＡＣ	ＡＣＬ情報登録状況照会
14	ＮＶＣ０１／０２	混載貨物情報登録	ＮＶＣ０１／０２	ハウスＢ／Ｌ貨物情報登録
15	ＮＶＣ１１	混載貨物情報登録呼出し	ＮＶＣ１１	ハウスＢ／Ｌ貨物情報登録呼出し
16	ＩＮＶ	混載貨物情報照会	ＩＮＶ	ハウスＢ／Ｌ貨物情報照会
17	ＣＴＳ	混載貨物確認登録	ＣＴＳ	ハウスＢ／Ｌ貨物確認登録

（注）上記の表は、基本仕様書Ⅳ-８に掲げる「オンライン業務について見直し」を行った結果を纏めたものであり、項番は基本仕様書に従う。
　　なお、項番９～13は欠番となっているが、該当業務は今後とも利用が見込めないこと等から次期において業務自体が廃止となるためである。

Ⅸ　詳細仕様検討結果

貨物	海上	第15回 WG	基本 Ⅳ-6-他	保税管理資料に影響のある業務の搬出入日チェック（１）

・「G01　輸入貨物搬出入データ」等の「搬入日」及び「搬出日」に影響のある入力業務において、データ入力日以外の「過去日」又は「未来日」を入力した場合にワーニングを出力する等の見直しを実施する。

詳細仕様検討結果

・「Ｇ０１　輸入貨物搬出入データ」 及び 「Ｇ０２　輸出貨物搬出入データ」の「搬入日」 及び 「搬出日」に影響のある入力業務において、以下の日付を入力した場合にワーニングメッセージを出力するように変更する。

（ 対象業務については、次頁を参照。）

１．データ入力日＋７日　≦　「搬入日」又は「搬出日」

→　ワーニングメッセージ「**入力された年月日は７日以上未来の日付である。**」

２．「搬入日」又は「搬出日」＋７日　≦　データ入力日

→　ワーニングメッセージ「**入力された年月日は７日以上過去の日付である。**」

貨物	海上	第15回 WG	基本 Ⅳ-6-他	保税管理資料に影響のある業務の搬出入日チェック（２）

詳細仕様検討結果

業務コード	業務名称	項目名称	現行／次期	７日以上過去日の場合	７日以上未来日の場合	現行仕様
ＢＩＡ ＢＩＢ ＢＩＣ ＢＩＤ ＢＩＥ ＢＩＦ ＣＹＡ ＣＹＢ ＣＹＤ ＣＹＥ ＳＡＩ	搬入確認登録（保税運送貨物） システム外搬入確認（輸入貨物） 搬入確認登録（輸出未通関） 搬入確認登録（輸出許可済） システム外搬入確認（輸出許可済） 輸出貨物情報訂正 ＣＹ搬入確認登録 システム外ＣＹ搬入確認（コンテナ単位） システム外ＣＹ搬入確認（Ｂ／Ｌ単位） システム外ＣＹ搬入確認（一括搬入） 輸入貨物情報訂正	搬入年月日	現行	正常	エラー	前年同月日＜搬入年月日≦システム日
			次期	ワーニング	エラー	
ＰＫＩ ＰＫＫ	船卸確認登録（一括） 船卸確認登録（個別）	船卸開始年月日	現行	正常	エラー	前年同月日＜船卸開始年月日≦システム日
			次期	ワーニング	エラー	
ＶＡＥ ＶＡＨ ＶＡＮ	バンニング情報登録（輸出管理番号単位） バンニング・ＣＹ搬入情報登録 バンニング情報登録（コンテナ単位）	搬出年月日	現行	正常	エラー	搬出年月日≦システム日＋２日
			次期	ワーニング	エラー	
ＢＯＡ ＢＯＢ ＢＯＣ ＣＹＯ	搬出確認登録（保税運送貨物） 搬出確認登録（貨物引取り） 搬出確認登録（輸出許可済） ＣＹ搬出確認登録	搬出年月日	現行	正常	正常	ー
			次期	ワーニング	ワーニング	
ＣＬＲ	船積情報登録	船積年月日	現行	エラー	正常	① 積コンテナ・船積区分が「Ａ：積コンテナリスト提出・船積処理」の場合 システム日≦船積年月日
			次期	エラー	ワーニング	
			現行	正常	正常	② 積コンテナ・船積区分が「Ｃ：船積処理」の場合 前年同月日＜船積年月日
			次期	ワーニング	ワーニング	

共通	海上	第14回 WG	基本 IV-6-他	仮陸揚貨物の保税運送（市内運送）における価格入力

・現行、仮陸揚貨物の保税運送（市内運送）では、価格の入力が必須項目になっているが、一般の保税運送（市内運送）と同様に、価格の入力を任意項目に変更する。

詳細仕様検討結果

ＯＬＣ業務の運送種別コードとして新たに「ＫＫ：仮陸揚貨物の市内運送」を設け、当該運送種別コードの入力がされた場合は、価格入力を任意とするよう変更する。

現行運送種別コード

ＮＲ：一般運送
ＥＡ：一般運送（船側発送で揚地詮議有の場合）
ＱＵ：検疫の経由運送
ＫＲ：仮陸揚貨物の運送

仮陸揚貨物の保税運送（市内運送）では、KRのみが選択可能であり、当該コードが入力された場合は、価格入力が必須となっている。

→ 価格入力は**必須**

ＭＫ：市内運送
ＫＳ：簡易運送
ＡＵ：特定保税運送

→ 価格入力は**任意**

次期運送種別コード

ＮＲ：一般運送
ＥＡ：一般運送（船側発送で揚地詮議有の場合）
ＱＵ：検疫の経由運送
ＫＲ：仮陸揚貨物の運送

→ 価格入力は**必須**

ＫＫ：仮陸揚貨物の市内運送　新規コード追加
ＭＫ：市内運送
ＫＳ：簡易運送
ＡＵ：特定保税運送

→ 価格入力は**任意**

Ⅸ　詳細仕様検討結果

貨物	海上	第15回 WG	基本 Ⅳ-6-他	コンテナ番号のチェック機能の改善

・「バンニング情報登録（コンテナ単位）（ＶＡＮ）」業務等において入力されるコンテナ番号に対するチェック機能の実施範囲を拡大する。

詳細仕様検討結果

・「バンニング情報登録（コンテナ単位）（ＶＡＮ）」・「バンニング情報登録（輸出管理番号単位）（ＶＡＥ）」業務において誤って12桁を入力した場合でも、先頭４桁が英字のコンテナ番号が入力された場合はＩＳＯコンテナ番号チェックを実施する。
・ＩＳＯコンテナ番号チェック機能を「バンニング・ＣＹ搬入情報登録（ＶＡＨ）」業務にも実装する。

ＣＯＮＴ１２３４５６５９

所有者コード　3桁 | 装置区分識別子　1桁 | シリアルナンバー　6桁 | チェックデジット　1桁

【現行】
「CONT12345659」のように11桁までは正しいＩＳＯコンテナ番号体系となっているが、桁数が12桁の場合はチェックデジットエラーとならず、ダイアログは表示されない。

【次期】
先頭４桁が英字かつ12桁入力の場合は一律コンテナチェックを実施するようＩＳＯコンテナ番号チェックの処理を変更する。

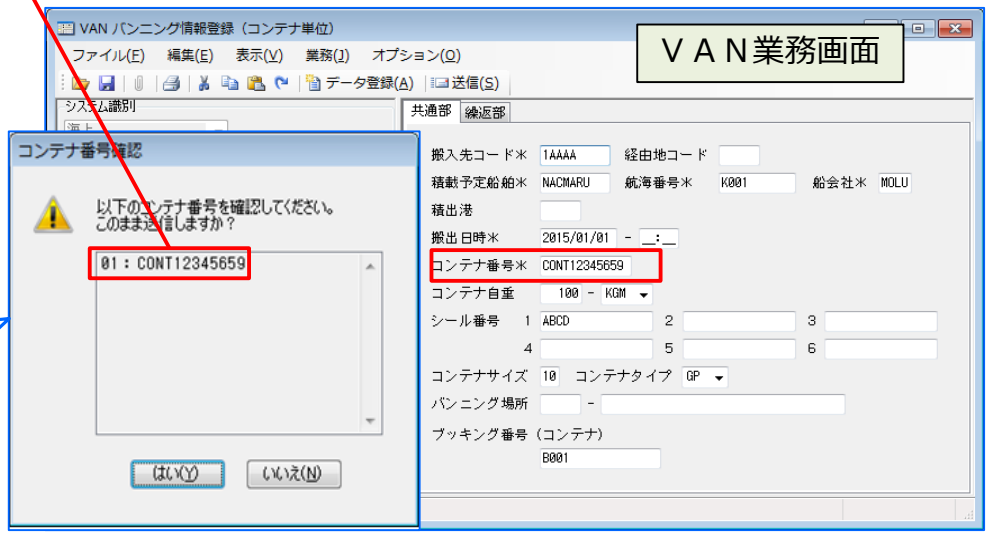

Ⅸ　詳細仕様検討結果

貨物	海上	第17回 WG	基本 Ⅳ-６-他	管理資料「Ｇ11：卸コンテナリスト取扱一覧データ」等の変更

・卸コンテナリスト及び積コンテナリストの提出件数及び開庁時間外貨物積卸届の件数を出力するよう仕様を変更する。

詳細仕様検討結果

現 行

「Ｇ１１：卸コンテナリスト取扱一覧データ」及び「Ｇ１２：積コンテナリスト取扱一覧データ」に提出件数及び開庁時間外貨物積卸届の件数は出力されない。

次 期

「Ｇ１１：卸コンテナリスト取扱一覧データ」及び「Ｇ１２：積コンテナリスト取扱一覧データ」の共通部に提出件数及び開庁時間外貨物積卸届の件数を新規に出力する。

ＣＳＶ電文フォーマット：卸コンテナリスト取扱一覧データ（案）（1／5）

	A	B	C	D	E	F
1	(出力共通項目)					
2	99999900X		卸コンテナリスト提出件数	9999999	時間外執務要請届件数	9999999
3	卸コンテナリスト取扱一覧データ					
4	輸入許可日	提出日	卸コンテナリスト提出番号	官署	時間外執務要請識別	コンテナ管理者コード
5	99999999	99999999	XXXXXXXXX1X	XX	X	XXXXXXXXX1XX
6	99999999	99999999	XXXXXXXXX1X	XX	X	XXXXXXXXX1XX
7	99999999	99999999	XXXXXXXXX1X	XX	X	XXXXXXXXX1XX
8	※明細繰分繰り返す					
9						
10	99999999	99999999	XXXXXXXXX1X	XX	X	XXXXXXXXX1XX
11	99999999	99999999	XXXXXXXXX1X	XX	X	XXXXXXXXX1XX
12	99999999	99999999	XXXXXXXXX1X	XX	X	XXXXXXXXX1XX
13						
14	注意事項：このイメージ図は、端末より管理資料を表計算ソフトで展開し、罫線及び列幅の変更等を施した場合の例です。					

件数を出力

第17回WGで同時に提案されたG11への「航海番号」欄の追加については、第21回WGにおいて、MFR業務、AMR業務等における航海番号の必須化が見送られたことから、実施しないこととなった。

Ⅸ　詳細仕様検討結果

貨物	海上	第11回 WG	基本 Ⅳ-6-他	保税運送承認番号の複数件入力について

・「システム外搬入確認（輸入貨物）（ＢＩＢ）」業務において、複数のボートノートでの同時搬入の場合、保税運送承認番号欄の入力桁数が１１桁であり全てのボートノート番号が入力できないため、必要な改善を行う。

詳細仕様検討結果

「システム外搬入確認（輸入貨物）（ＢＩＢ）」業務の保税運送承認番号欄の入力桁数を３０桁に増やすことにより、複数のボートノート番号の入力を可能とする。

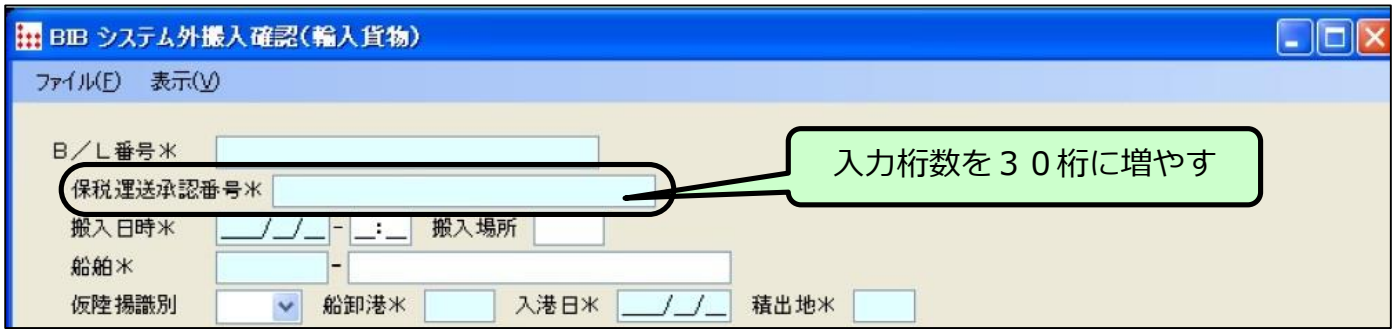

保税運送承認番号の桁数増加に伴い、下記のオンライン業務及び管理資料のレイアウト変更等を実施する。

・輸入貨物情報訂正業務【ＳＡＩ／ＳＡＩ１１】
・システム外搬入確認取消業務（呼出し）【ＢＩＸ／ＢＩＸ１１】
・貨物情報照会業務（入出庫管理情報）【ＩＣＧ】
・Ｇ０１　輸入貨物搬出入データ【管理資料】
・Ｇ０２　輸出貨物搬出入データ【管理資料】

Ⅸ　詳細仕様検討結果

貨物	海上	第22回 WG	基本 Ⅳ-６-他	管理資料「Ｇ０３：保税運送申告一覧データ」のＣＹへの配信

・管理資料「保税運送申告一覧データ」の配信先にＣＹを追加する。

詳細仕様検討結果

項番	項　　目	内　　容
1	検討課題	管理資料「Ｇ０３：保税運送申告一覧データ」のＣＹへの配信
2	要望内容	現状、ＣＹにおいても保税運送申告を行うことがあるが、管理資料「Ｇ０３：保税運送申告一覧データ」の配信先にＣＹが含まれていないため、保税運送申告の件数等の照合作業は手作業で行っている。 照合作業等の効率化のため、本管理資料の配信先にＣＹを追加していただきたい。 （現行の配信先）保税蔵置場、通関業、海貨業
3	検討結果	管理資料「Ｇ０３：保税運送申告一覧データ」の配信先にＣＹを追加する。

X　詳細仕様検討の結果実施しないこととした案件一覧（１）

項番	区分	検討項目	検討概要	詳細仕様検討結果	WG提示
1	共通	民民間における決済処理機能の提供 [Ⅳ-5-4]	民民間における決済処理機能の提供（現在個別業務として提供している決済業務についての汎用化）を検討する。	要望に応える決済機能を構築することは困難で利用が見込めないため、実施しないこととした。	第11回
2	共通	送信先の指定方法の簡易化	オンライン業務において出力情報の出力先の指定は「利用者コード」の入力等により実施可能としている。ＮＡＣＣＳ業務において利用者コードに代わる、送信先を容易に特定可能なコードを設けて、利用者が送信先を簡易に指定可能な仕組みを検討する。	要望者との意見交換の結果、要望は取り下げ。	第13回
3	貨物 共通	貨物業務の重量桁数の拡大 [Ⅲ-3-6]	「貨物重量」項目について、10桁（整数部６桁、小数点１桁、小数部３桁）から12桁（整数部８桁、小数点１桁、小数部３桁）に桁数を変更する。	費用対効果の観点、自社システムへの影響が過大なこと等を考慮し、実施しないこととした。	第11回
4	貨物 共通	要目訂貨物の申請業務化	輸入詳細不明貨物に関する要目訂申請の申請業務化についてシステム化を検討する。現行は税関様式の帳票をマニュアル作成し、都度税関に申請している。	汎用申請業務に追加する方向で検討することとなったため、次期ＮＡＣＣＳの要望としては取り下げることとなった。	第13回
5	通関	事項登録業務・確認業務の追加 [Ⅳ-5-1（2）]	以下の業務について、事項登録業務・確認業務を新設する。なお、新設業務の利用は、利用者が選択可能な仕組みとする。 （事項登録業務・確認業務を新設する対象業務） ①「とん税納付申告（ＴＰＣ）」業務 ②「輸出自動車情報登録（ＭＯＡ）」業務 ③「輸入マニフェスト通関申告（ＭＩＣ）」業務 ④「輸入マニフェスト通関申告変更（ＭＩＥ）」業務 ⑤「輸出マニフェスト通関申告（ＭＥＣ）」業務 ⑥「輸出マニフェスト通関申告変更（ＭＥＥ）」業務 ⑦「輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請（ＭＡＦ）」業務	事項登録業務の必要性について再確認を実施した結果、利用の見込みがない等により、新設は不要と判断されたことから、特段の対応は実施しないこととした。	第８回 第10回 第11回
6	通関	納期限延長における納付方法に口座振替（リアルタイム口座）を追加 [Ⅳ-6-1]	輸入申告等における納期限延長の納付方法として、口座振替（リアルタイム口座）が利用出来るようにする。	特定の短時間に処理が集中してシステム処理に多大な負荷が発生する可能性が高い等のため、実施しないこととした。	第９回
7	通関	審査終了確認業務の見直し	搬入前申告で審査区分が区分2、3となった申告について審査終了か否かを一括で確認できるような見直しを行う。	要望者との意見交換の結果、要望は取り下げ。（他の照会業務で代替可能）	第13回
8	通関	ＦＡＩＮＳ登録状況照会機能の追加	輸入者のＦＡＩＮＳ登録状況照会機能の追加についてセキュリティ面も含めて検討する。	関係省庁における検討の結果、セキュリティの観点から対応しないこととした。	第13回
9	通関	仕向地の項目追加及び申告時間順の表示変更	「輸出申告等一覧照会（ＩＥＳ）」業務において、仕向地の項目を追加及び申告時間順の表示に変更する。	要望者との意見交換の結果、要望は取り下げ。	第13回
10	通関	輸出入許可書の項目追加	輸出入許可情報について、以下の項目の追加を検討する。 申告税関コード、担保登録番号１、担保登録番号２、包括審査扱い受理番号、関税免税額合計、関税減税額合計、内国消費税免税額合計１－６、Ｂ／Ｌ Ｎｏ.（輸出）	新たな情報提供機能の検討において検討する。	第13回

X　詳細仕様検討の結果実施しないこととした案件一覧（２）

項番	区分	検討項目	検討概要	詳細仕様検討結果	WG提示
11	貨物	関連省庁の手続状況の照会	「貨物情報照会（ＩＣＧ）」業務等において、動物検疫・植物防疫関連業務及び食品検疫業務の業務履歴の参照を可能とする等の見直しを実施する。	関係省庁業務履歴の参照の可能化については、項目追加による自社システム利用者への影響が多大であることから、実施しないこととした。	第14回
12	航空貨物	ｅ－ＡＷＢのシステム対応	ｅ－ＡＷＢのシステム化（ＸＭＬ方式対応を含む。）について検討する。	現時点でＮＡＣＣＳにおける対応は不要であることから、特段の対応は実施しないこととした。	第８回
13	航空貨物	航空保安対策基準見直し（新ＫＳ／ＲＡ）への対応 ［Ⅳ-6-5］	航空保安対策基準（特定荷主及び特定フォワーダー制度）の見直し（平成24年以降）に対応するため、一部オンライン業務（ＣＤＢ等）の項目見直しについて検討する。	既に運用が開始され個社による対応が進んでいることから、ＮＡＣＣＳにおける対応は不要とされ、特段の対応は実施しないこととした。	第８回
14	航空貨物	クレームノーティスのシステム化	クレームノーティス（プリクレーム）について、システム化を検討する。	関係業界全体の合意が得られないことから、特段の対応は実施しないこととした。	第12回
15	航空貨物	スプリット扱いとなる輸入混載貨物の搬入確認業務等の見直し [Ⅳ-6-4]	航空輸入業務のスプリットＨＡＷＢ貨物において、先着便のＭＡＷＢ番号が異なる場合でも、「混載貨物確認情報登録（ＨＰＫ）」業務、「混載貨物確認情報訂正（ＣＨＰ）」業務による搬入確認を可能とする。	仕様変更案を関係者に確認した結果、現状仕様が適当となったことから、見直しは実施しないこととした。	第12回
16	航空貨物	個数違いによるDiscrepancy Noticeの出力条件	「貨物確認情報登録（ＰＫＧ）及び混載貨物確認情報登録（ＨＰＫ）」業務において、個数違いによるDiscrepancy Noticeの出力条件について検討する。	仕様変更案を関係者に確認した結果、現状仕様が適当となったことから、見直しは実施しないこととした。	第12回
17	航空貨物	ジョイント入力の廃止	ＨＤＦ０１（混載仕立情報登録）業務、ＨＣＨ０１（ＨＡＷＢ情報登録）業務等におけるジョイント入力の廃止について検討する。	仕様変更案を関係者に確認した結果、現状仕様が適当となったことから、見直しは実施しないこととした。	第12回
18	航空貨物	・搭載上屋へのＵＬＤ分割搬入時におけるＣＬＢ業務可否 ・ＭＡＷＢ単位での搭載可能化	・搭載上屋へ一部ＵＬＤを搬入し、「積付結果取消呼出し（ＵＬＣ）」業務で積付け解除した場合においても、「搭載完了登録呼出し（ＡＷＢ単位）（ＣＬＢ）」業務を可能とする。 ・ＵＬＣ業務を実施せずとも、ＭＡＷＢ単位で搭載を可能とする。	要望者との意見交換の結果、運用による対応とした。	第13回
19	航空貨物	輸入混載貨物の搬入確認業務等の見直し	輸入混載貨物の搬入確認業務等において、1便で到着したＨＡＷＢに対して、複数回に分けての登録不可という業務実態とシステム処理がかい離している部分について改善を図る。	要望者との意見交換の結果、現状運用で対応可能であることから見直しは実施しないこととした。	第13回
20	航空貨物	仕出地及び仕向地の入力コードの関係	「ＡＷＢ情報登録（輸入）（ＡＣＨ）」業務における仕出地及び仕向地の入力コードの関係について検討する。 現状、入力コードによってＣＩＴＹコードと空港コードの両方が登録されていると、どちらか一方でしか登録がされていないものがあり、そのたびに入力し直さなければならない。	要望者との意見交換の結果、運用による対応とした。	第13回

X　詳細仕様検討の結果実施しないこととした案件一覧（3）

項番	区分	検討項目	検討概要	詳細仕様検討結果	WG提示
21	航空貨物	イレギュラーケースにおけるＨＡＷＢ情報削除の可否	ＭＡＷＢ情報が保存期間を超過し、削除された場合におけるＨＡＷＢ情報削除の可否につき検討する。	要望者との意見交換の結果、運用による対応とした。	第13回
22	航空貨物	ＵＬＤ単位での貨物管理 [Ⅳ-5-1（5）]	航空輸入貨物について、ＵＬＤ単位で貨物管理が行える仕組みを検討する。	現状（取扱件数やＵＬＤあたりに積付けられるＭＡＷＢ件数）ではシステム化によるメリットが得られないため、実施しないこととした。	第17回
23	航空貨物	保留コードの統一化	搬入保留を選択する場合、業務によって保留コードが異なる場合があるが、これの統一化を検討する。	海上／航空間で統一は自社システムへ大きな影響が生じること、また、現行のコードに慣れている利用者様がいる等の観点から、実施しないこととした。	第15回
24	海上入出港	船舶コードの見直し [Ⅳ-6-11]	①船舶を特定するコードについて、現状の信号符字等による特定から、ＩＭＯ番号による特定を行うように見直しを行う。 ②ＶＢＸ業務等において、ＩＭＯ番号欄の入力を必須とする。 ③関係業務の主キーを変更する。	ＩＭＯ番号が付与されていない船舶も存在する等の理由により実施しないこととした。	第11回
25	海上入出港	入出港前統一申請等における過去日に関するチェック機能の追加	「入港前統一申請（ＶＰＸ）」業務および「入港前統一申請Ｂ（ＶＰＴ）」業務において、過去日を入力した場合は、エラーとするチェック機能の追加について検討する。	関係省庁様の運用が異なるため、一律でのチェック機能の追加は困難なため、特段の対応は実施しないこととした。	第12回
26	海上入出港	添付業務の見直し	シングルウィンドウ業務における添付業務の仕組みの提供	『「ファイル申請（ＫＦＴ）」業務の申請書類へのファイル添付機能で指定できる宛先について、現行の港湾管理者に加え、検疫所、地方運輸局を追加する。』と提案を行ったが、詳細仕様検討における関係省庁との調整の結果、検疫所、地方運輸局は対象の宛先として追加しないこととした。	第21回
27	海上貨物	汎用申請手続きの個別業務化 [Ⅳ-5-2]	汎用申請手続の個別業務化を行う。 ①内貨船機用品積込承認申告（汎用申請手続きK29） ②内貨船機用品積込承認申告（包括）（汎用申請手続きK19） ③外貨船機用品積込承認申告（汎用申請手続きK27） ④外貨船機用品積込承認申告（包括）（汎用申請手続きK17） ⑤船用品積込確認 ⑥仮陸揚届出（船用品等）（汎用申請手続きK14） ⑦仮陸揚船用品等積込確認 ⑧不用・残存船（機）用品等輸入・取卸申告（汎用申請手続きK35）	関係業界に対して個別業務化のニーズを再確認した結果、自社システムでの対応等により汎用申請による業務運用が確立している等、現行業務の維持を希望する者が多数であったことから、個別業務化は実施しないこととした。	第11回

X　詳細仕様検討の結果実施しないこととした案件一覧（４）

項番	区分	検討項目	検討概要	詳細仕様検討結果	WG提示
28	海上貨物	ＡＣＬ業務におけるアタッチシートの取扱いの見直し [Ⅳ-6-6]	「船積確認事項登録（ＡＣＬ）」業務において貨物の記号・番号等のアタッチシートを電子ファイル化して当該業務の添付ファイル化することについて検討する。	自社システムでの対応が困難等により、現状の運用が望ましいとの意見が多数を占めたことから、特段の対応は実施しないこととした。	第11回
29	海上貨物	海貨業利用者コードの新設	「港湾運送事業法」に基づいた営業免許海貨業者の「業務利用者コード」の新規創設を検討する。	関係団体との意見交換の結果、要望は取り下げ。なお、ＮＡＣＣＳにおける「海貨業」の定義の確認及び当該定義に基づく利用契約の在り方等については、引き続き検討を実施する。（ＷＧ報告対象外として整理。）	第13回
30	海上貨物	ＶＡＮ業務等におけるコンテナ番号の誤登録に対応した訂正業務の追加	バンニング情報登録関連業務（ＶＡＮ業務等）においてコンテナ番号の誤登録に対応した訂正業務の追加を検討する。	要望者との意見交換の結果、要望は取り下げ。	第13回
31	海上貨物	ＣＹ搬出業務におけるＤ／Ｏレス対応等	ＮＶＯＣＣ／ＦＣＬ貨物取扱いでの運用（Ｄ／Ｏレス対応等）について検討する。	要望者との意見交換の結果、要望は取り下げ。	第13回
32	海上貨物	ＤＯＲ業務の２段階化	船会社→ＮＶＯＣＣ向け及びＮＶＯＣＣ→海貨業向けのＤ／ＯＩＤの通知という「輸入貨物荷渡し情報登録（ＤＯＲ）」業務の２段階化について検討する。	要望者との意見交換の結果、要望は取り下げ。（システムによる判断は不可能である。）	第13回
33	海上貨物	「船積確認登録（ＣＣＬ）」業務の入力可能者の見直し等	「船積確認登録（ＣＣＬ）」業務を実施する本船に係る輸出申告において、要船積確認の旨登録されているデータが存在する場合は、船会社又は船舶代理店以外がＣＣＬ業務を登録できないようにする。	現行システムで実現しているサービスの低下に繋がる恐れがあることから、実施しないこととした。	第16回
34	海上貨物	在来船におけるＢＩＡ業務の改善	在来船のマニフェスト登録について、１Ｂ／Ｌの貨物を陸揚げ後、直接複数の保税倉庫に搬入する場合、マニフェストの分割が出来ない為、倉庫側でＢＩＡが出来ない等の問題を解決するため、ＢＩＡ業務の改善を検討する。	現在の運用において事前に数量を把握することが困難であり、またシステム化に馴染まないことから、対応しないこととした。	第17回
35	海上貨物	保税台帳の収集条件の見直し	コンテナ検査を行った場合、管理資料（保税台帳）に輸入許可日が反映していないことから当該事項も反映してほしい。	コンテナ検査のために搬出元蔵置場から全量搬出する際は輸入許可となっておらず、検査後、検査場で許可となった時には蔵置場所が異なることから輸入許可日を管理資料（保税台帳）へ反映しないこととする。	第15回

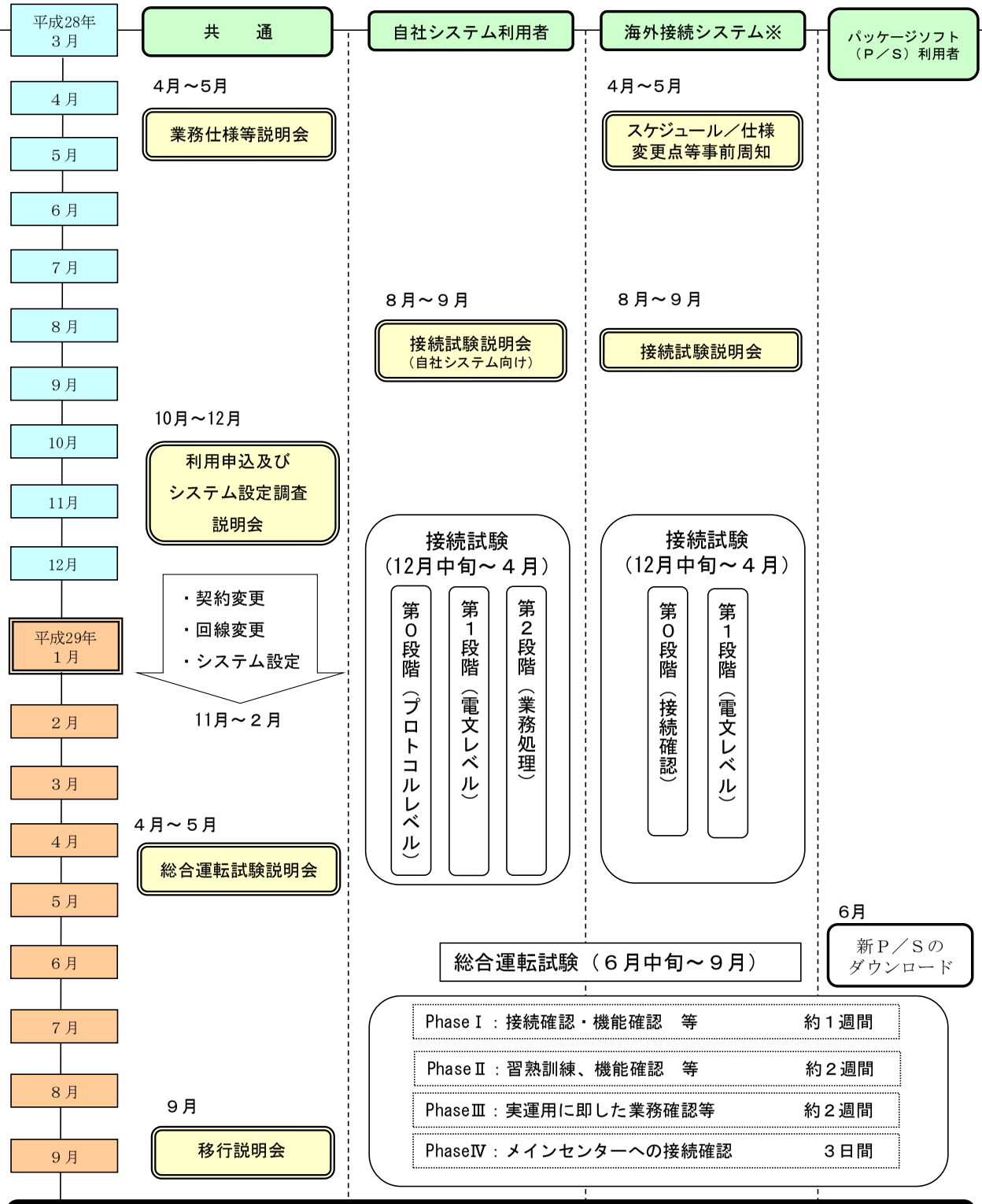

※　海外接続システム：海外サービスプロバイダー、ＥＸＤＯＣ、ＡＲＩＮＣ、ＳＩＴＡ　等

別紙１　第６次ＮＡＣＣＳオンライン業務の業務フロー（航空）

別紙１－１　航空・入出港　基本業務フロー（概要）

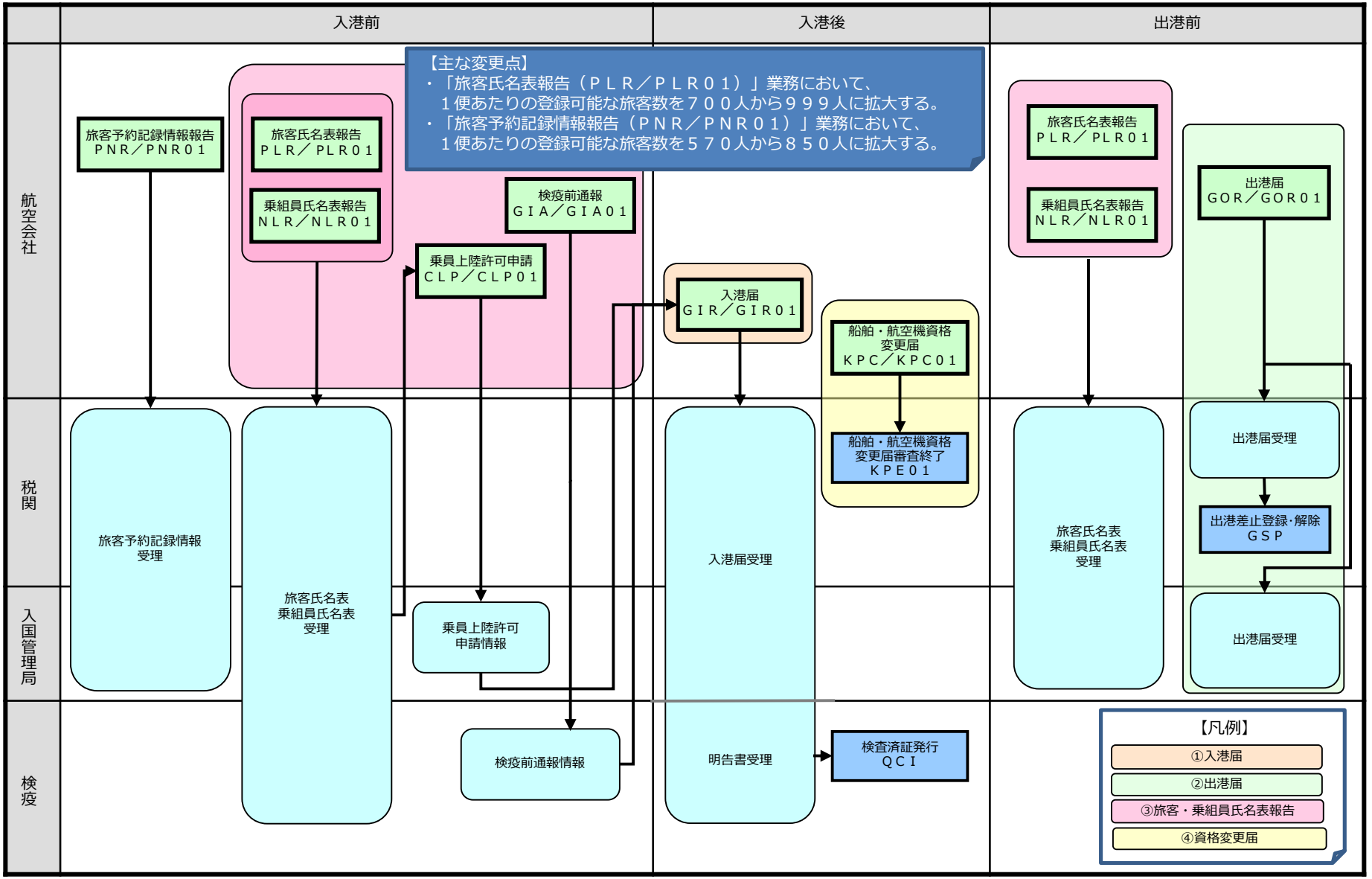

別紙１－２　航空・輸出　基本業務フロー（概要）

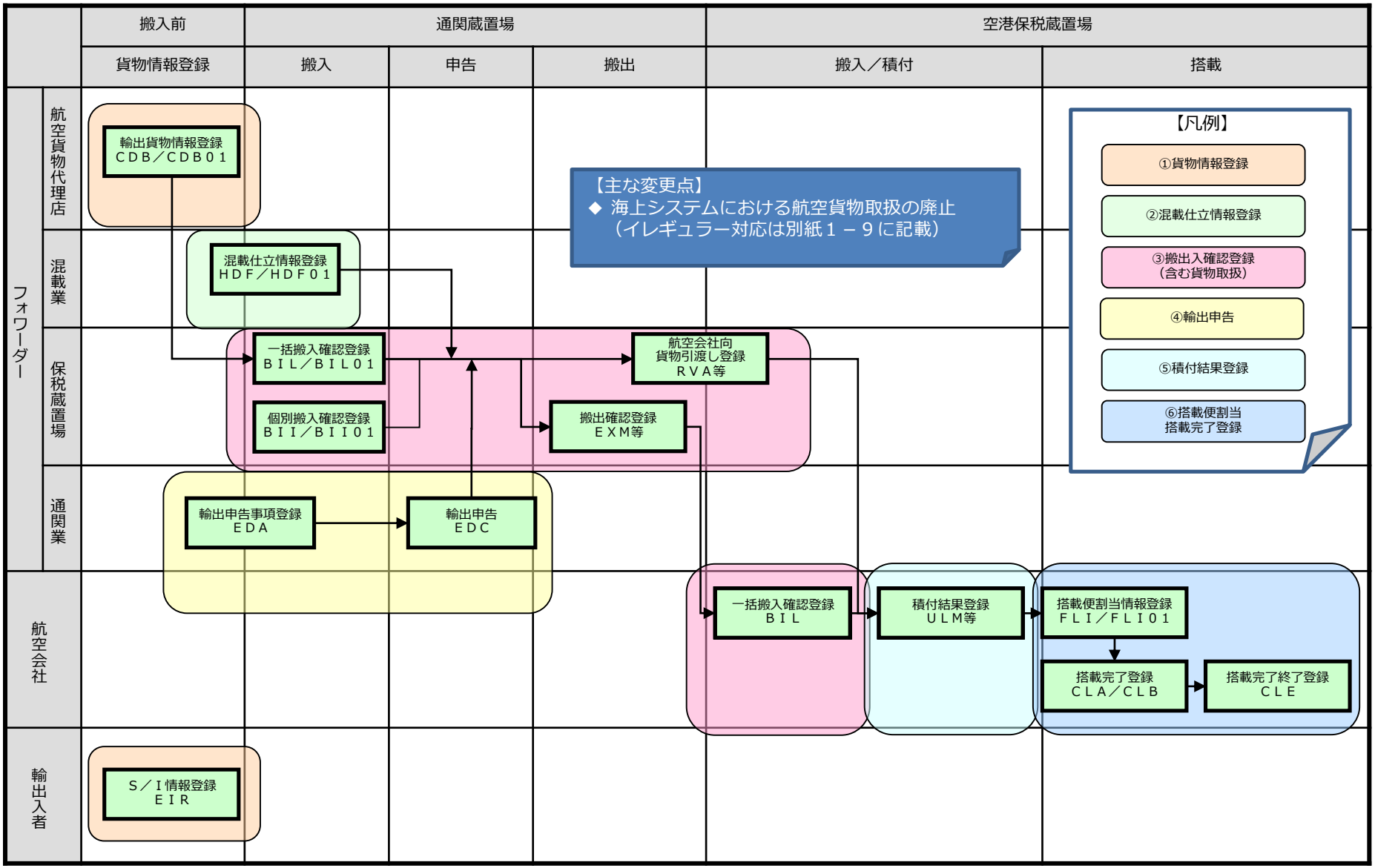

別紙１－３　航空・輸出　詳細業務フロー（①貨物情報登録）

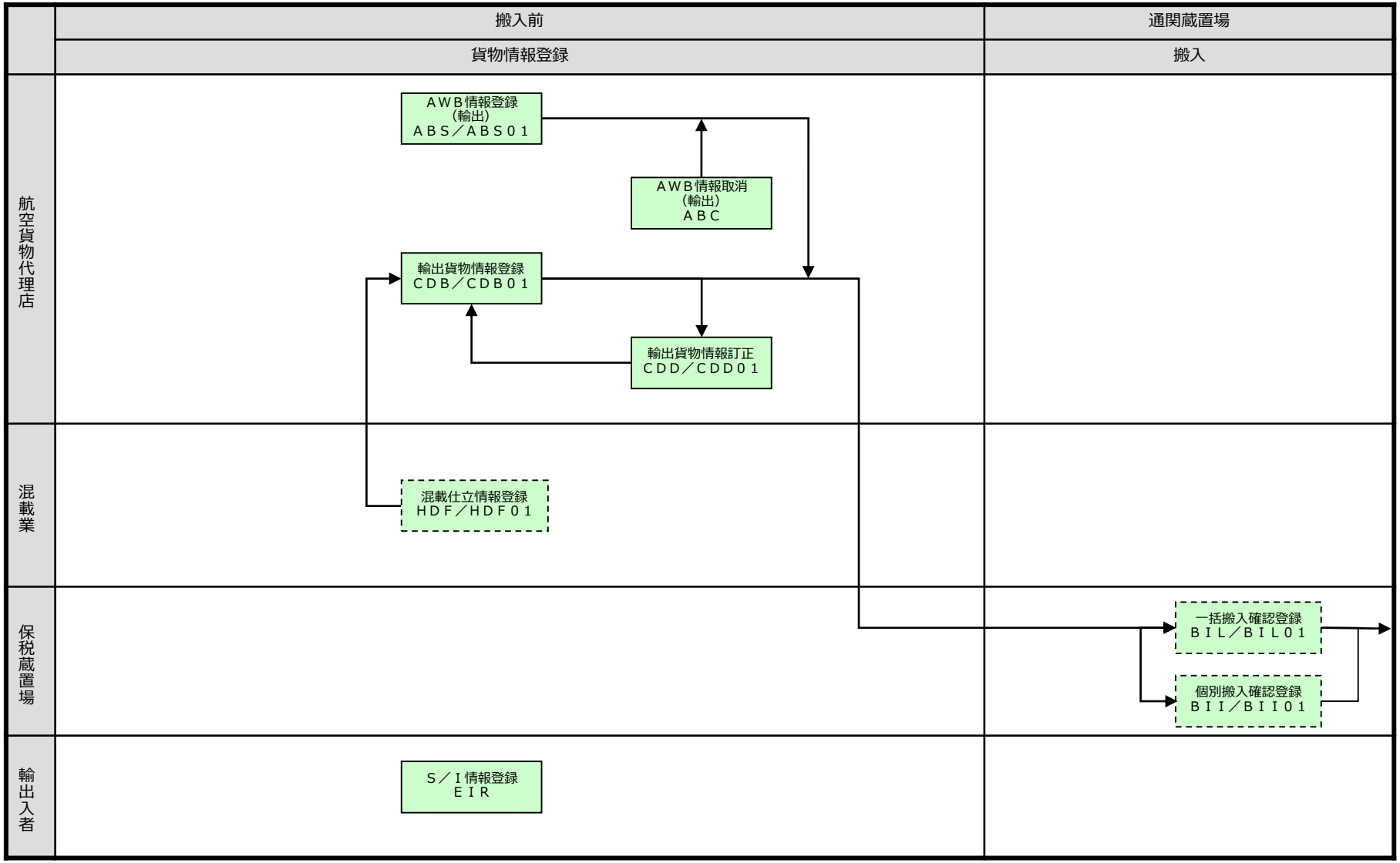

別紙１－４　航空・輸出　詳細業務フロー（②混載仕立情報登録）

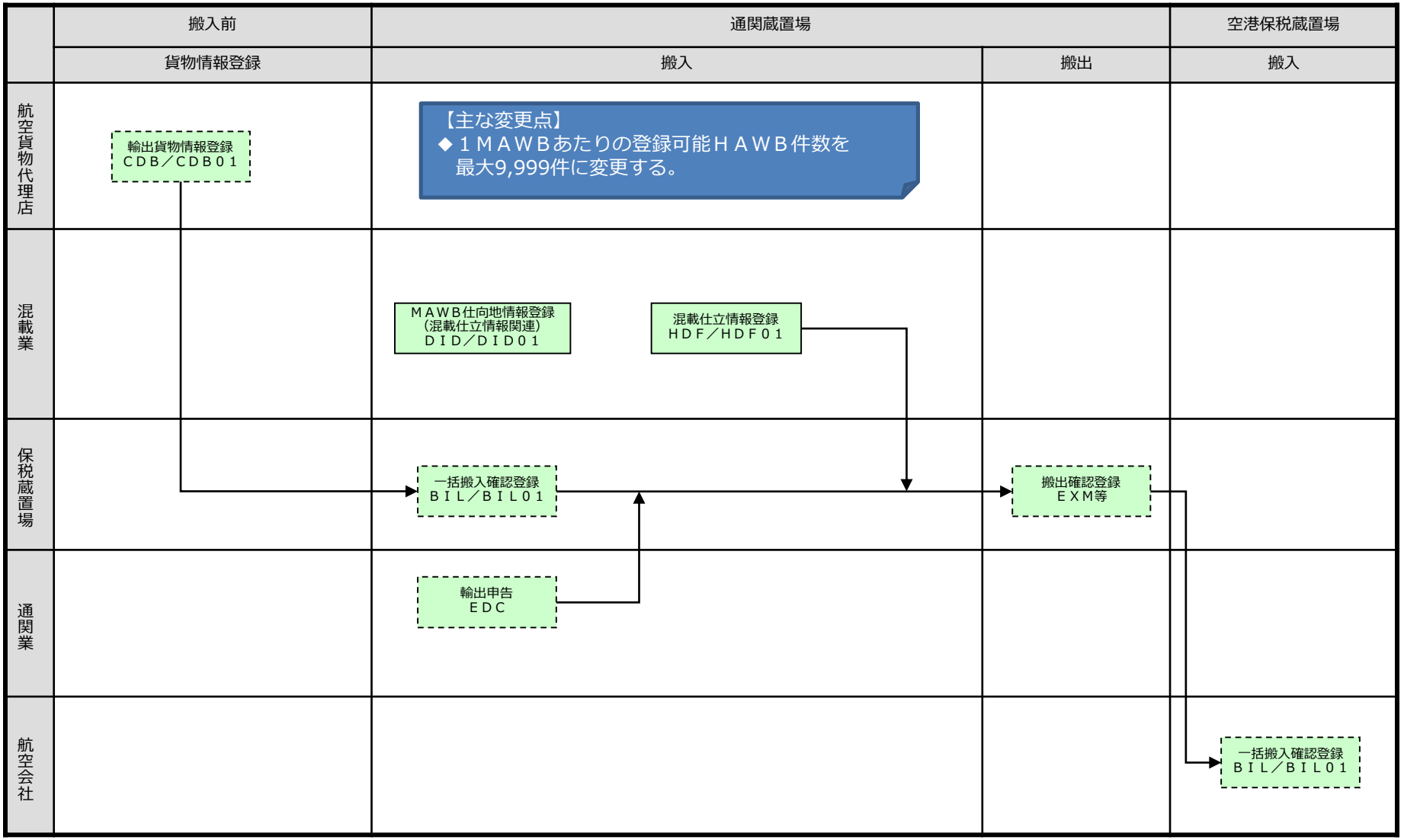

別紙１－５　航空・輸出　詳細業務フロー（③－１搬入確認登録）

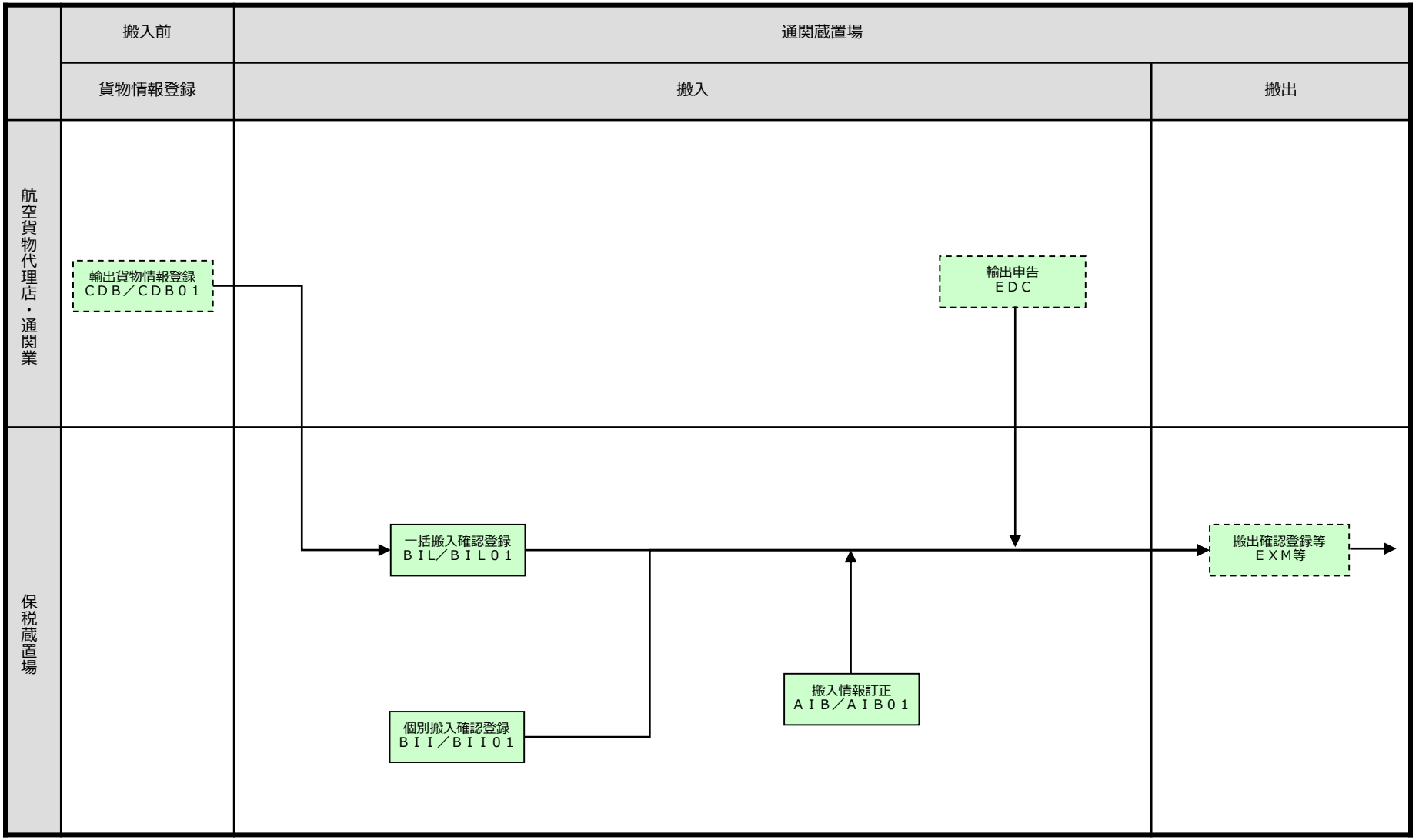

別紙１－６　航空・輸出　詳細業務フロー（③－２搬出確認登録）

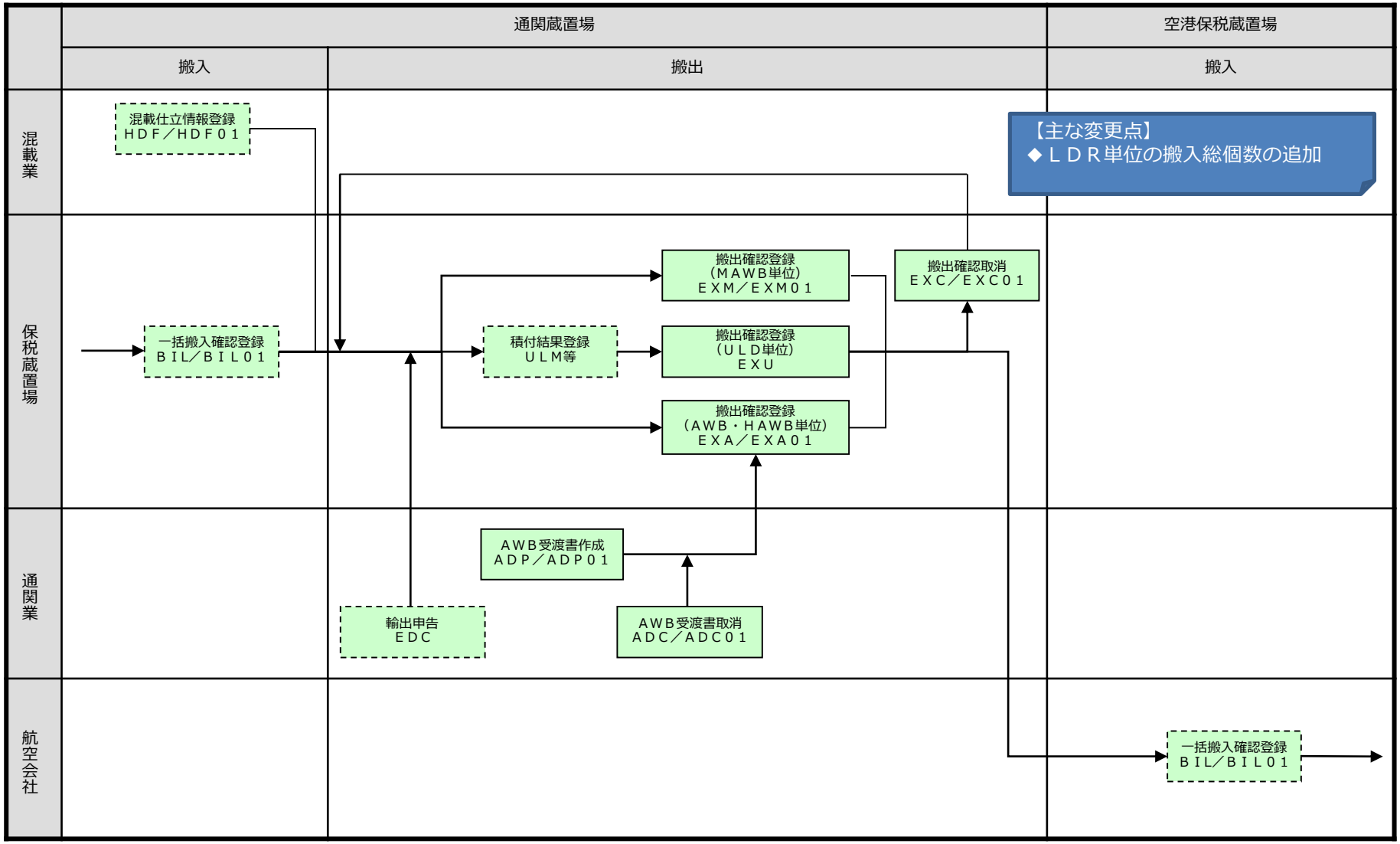

別紙１－７　航空・輸出　詳細業務フロー（③－３貨物引渡し登録）

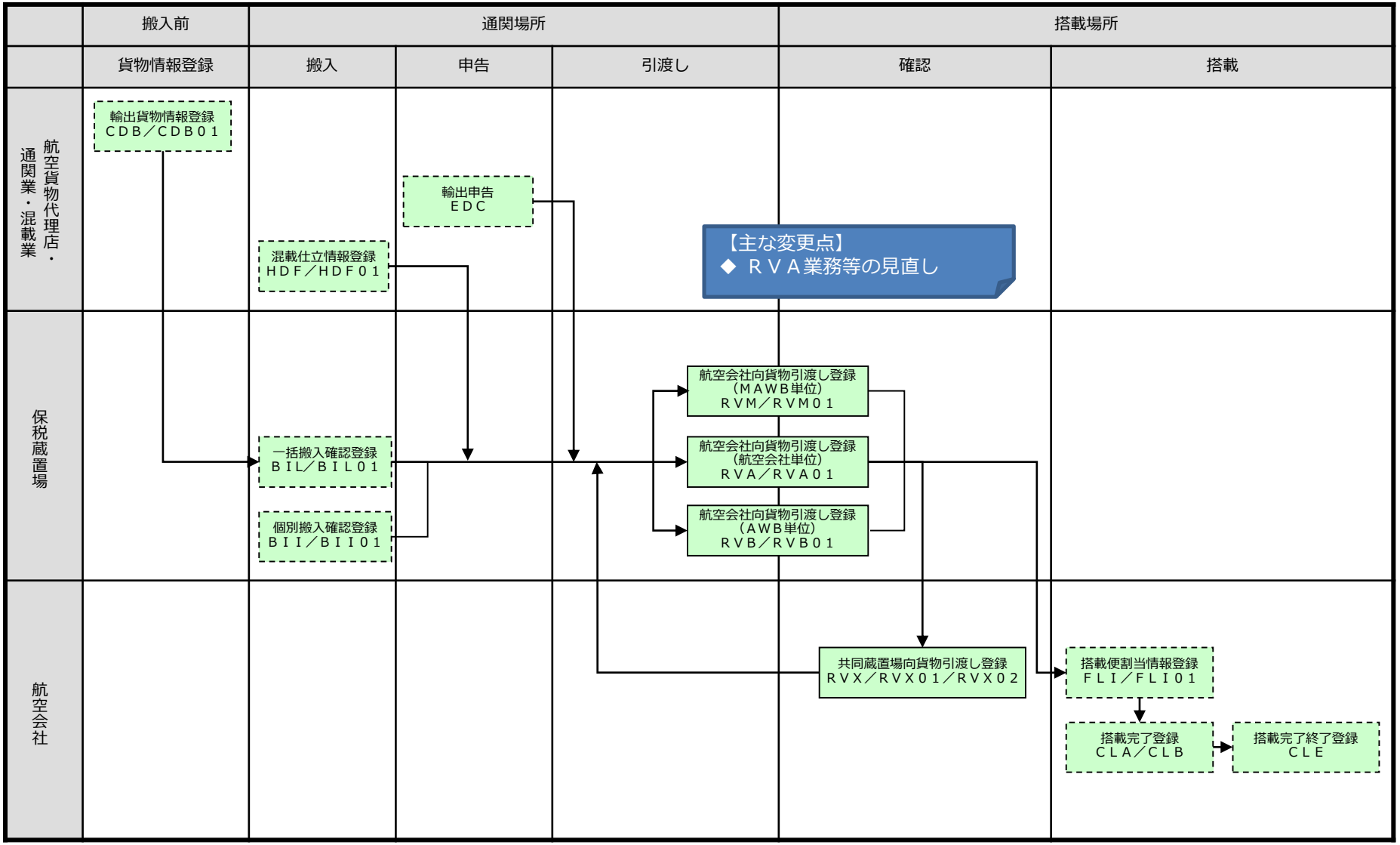

別紙１－８　航空・輸出　詳細業務フロー（③－４貨物管理（貨物取扱等））

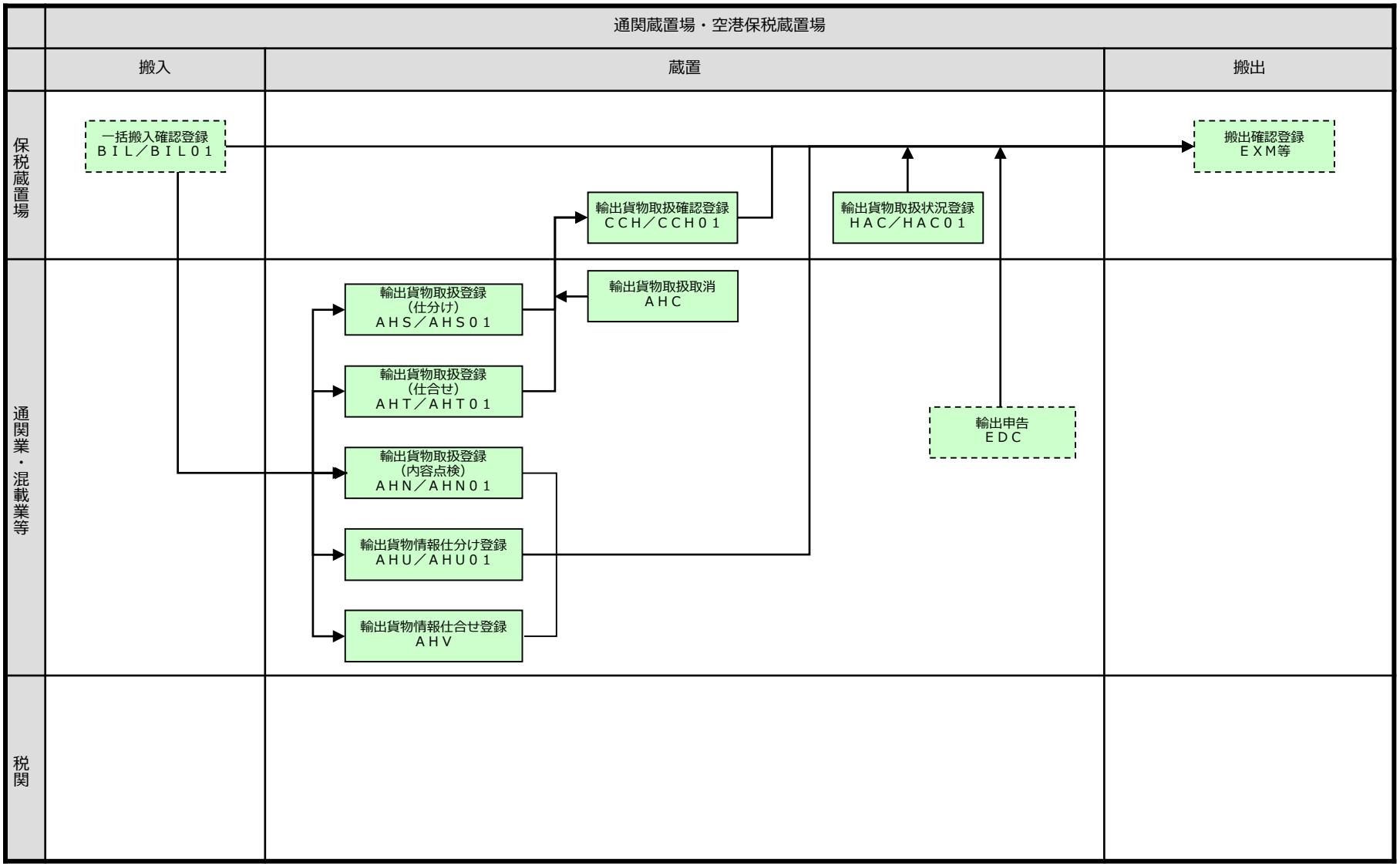

別紙１－９　航空・輸出　詳細業務フロー（③－５イレギュラー対応）

① 当初は海上貨物として輸出する予定であったが、許可後急きょ航空貨物として輸出する場合

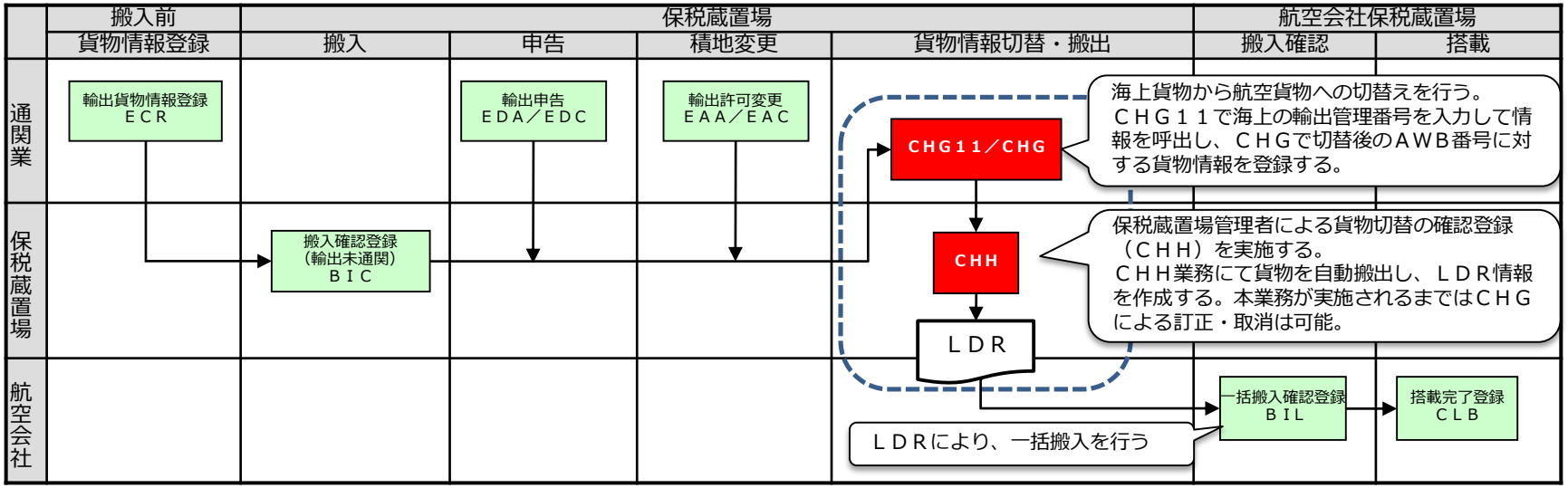

② 船舶から仮陸揚げされた海上貨物を航空貨物として積み戻す場合

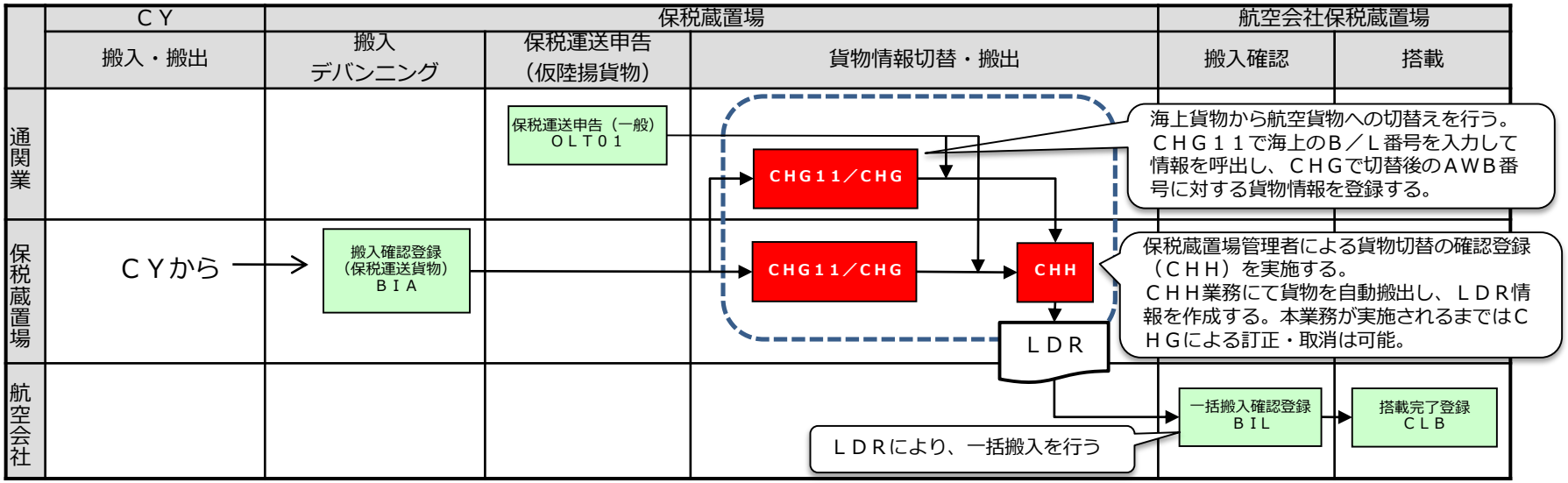

別紙１－10　航空・輸出　詳細業務フロー（④輸出申告）

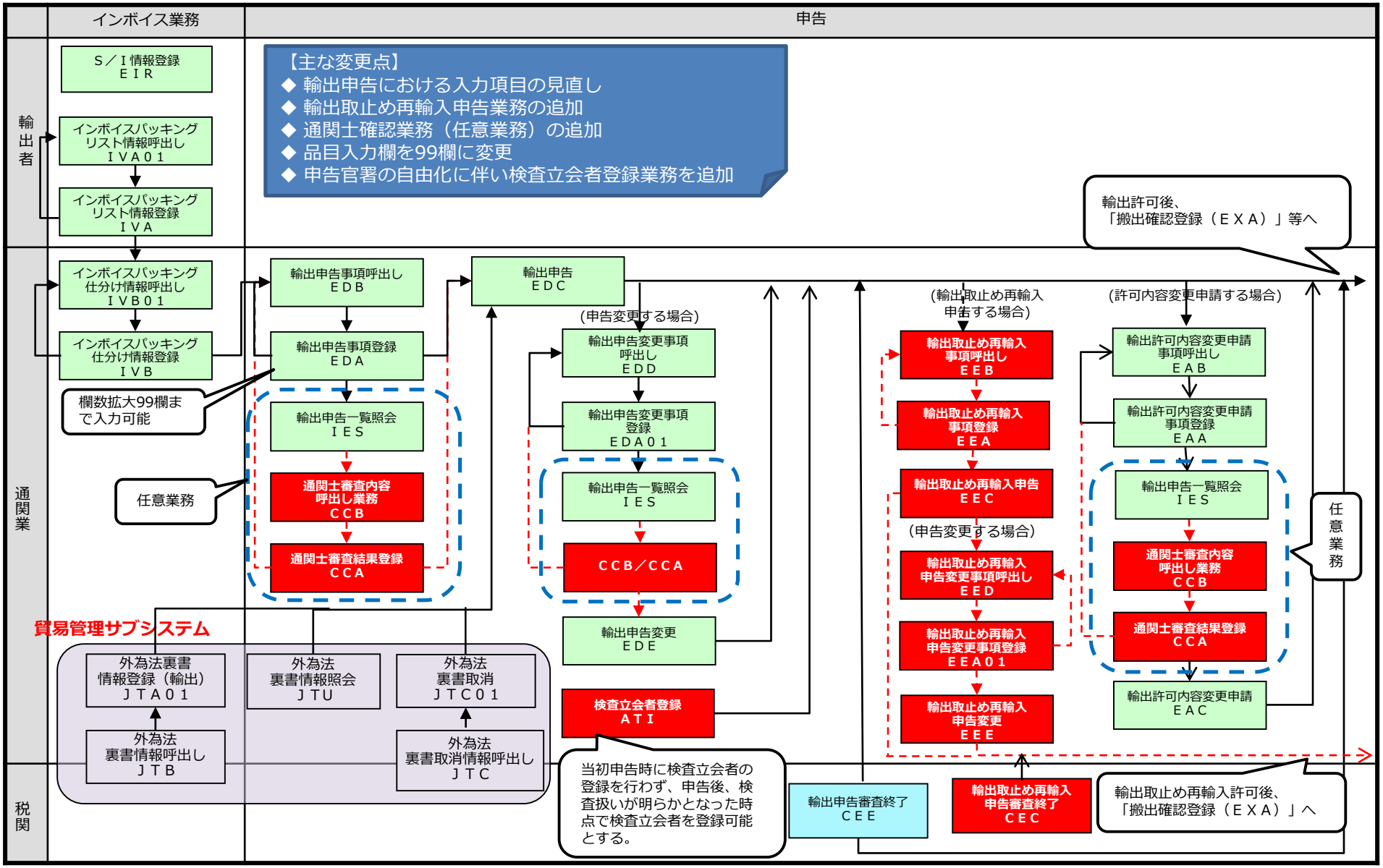

別紙１－11　航空・輸出　詳細業務フロー（⑤積付結果登録）

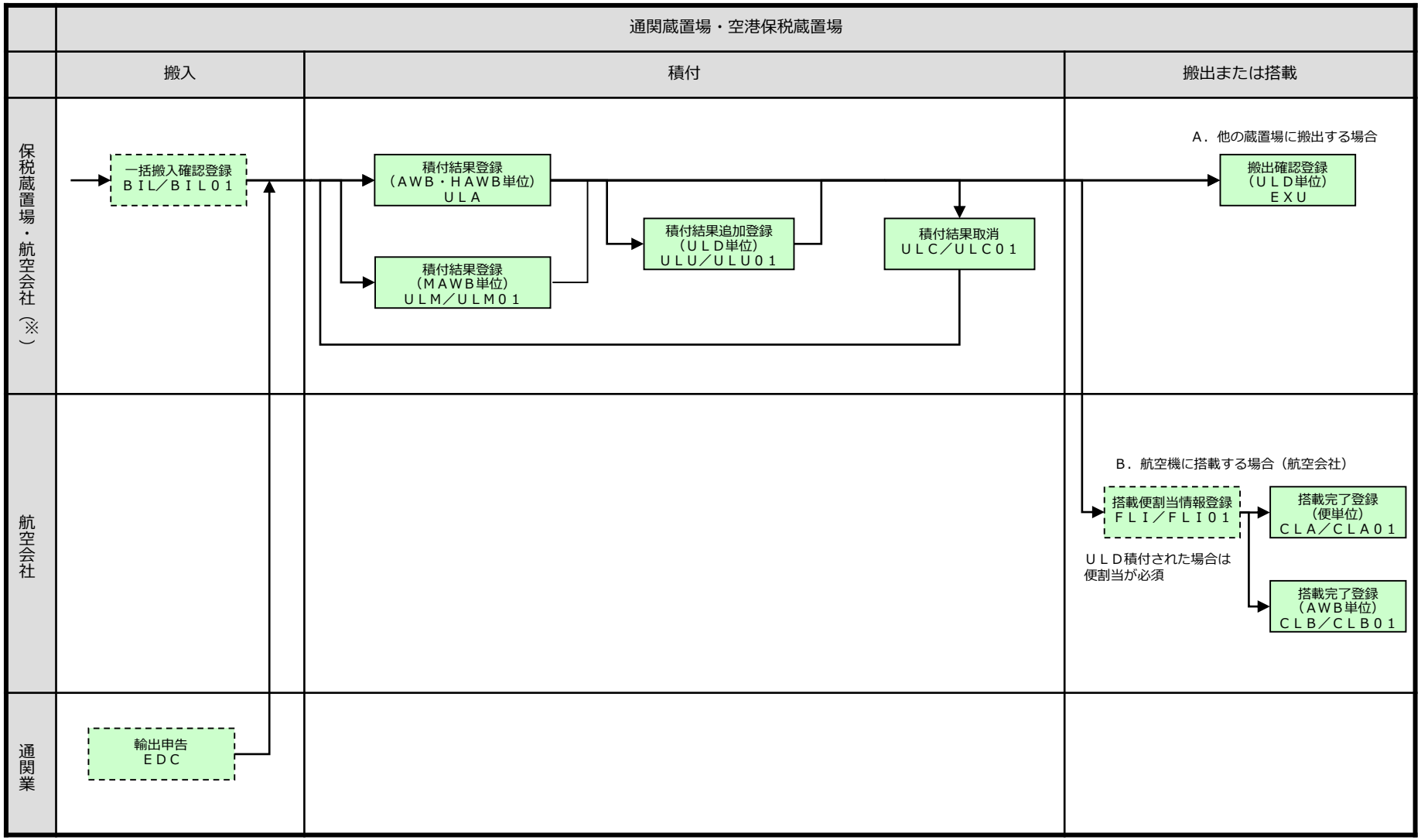

※積み付け作業は空港保税蔵置場でも保税蔵置場でも行うことが可能である。

別紙１－12　航空・輸出　詳細業務フロー（⑥搭載便割当・搭載完了登録）

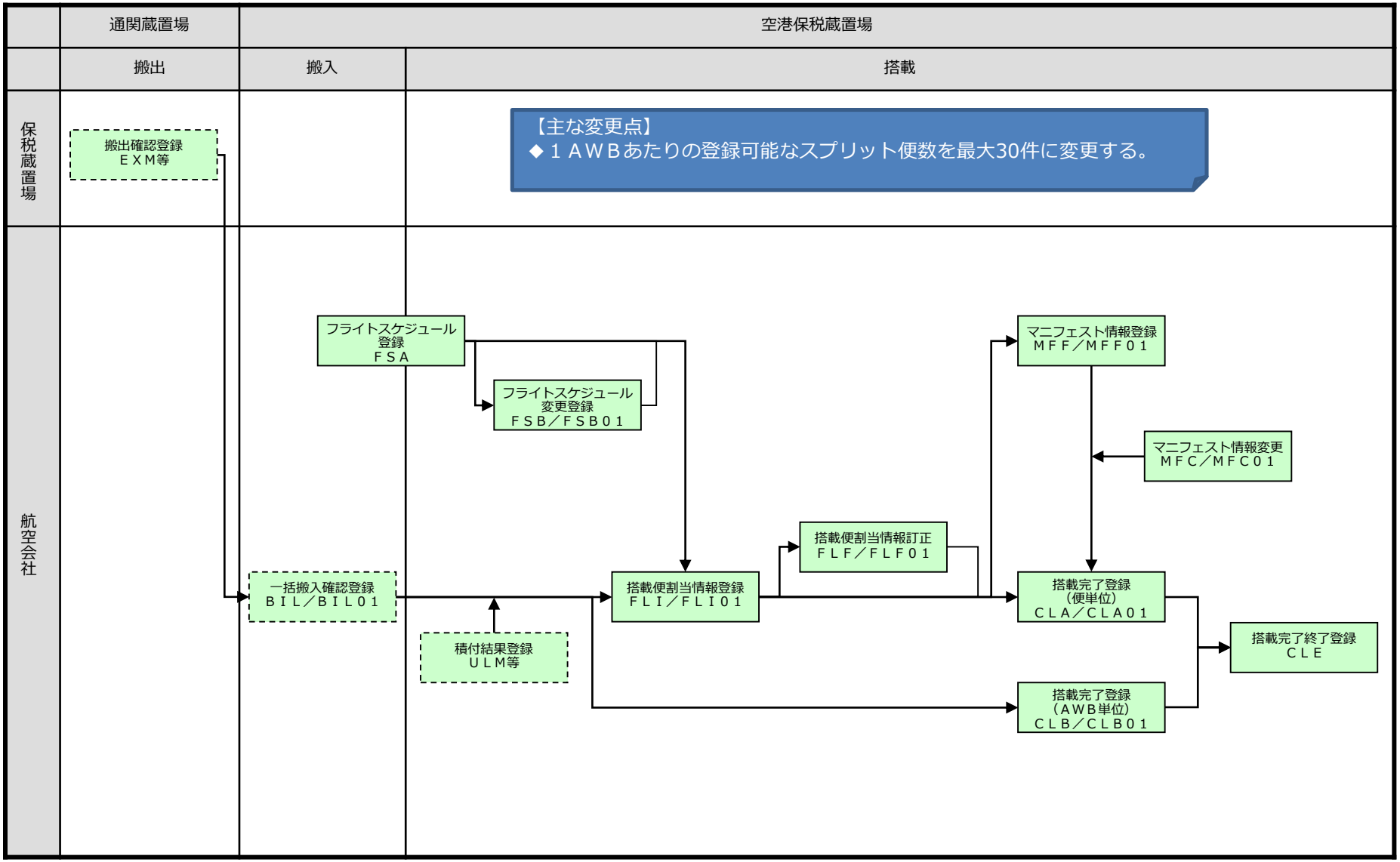

別紙１－13　航空・輸入　基本業務フロー（概要）

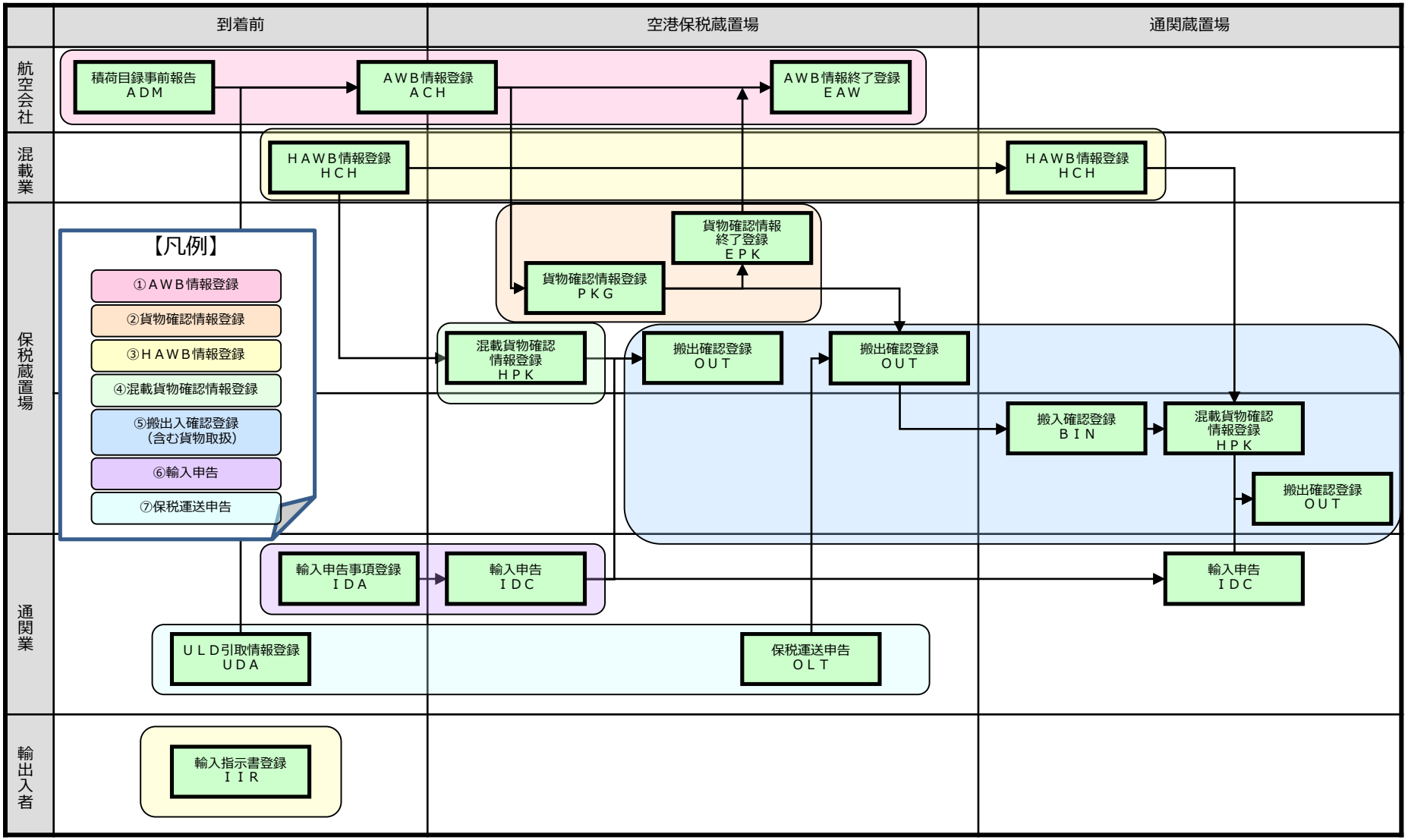

別紙１－14　航空・輸入　詳細業務フロー（①ＡＷＢ情報登録）

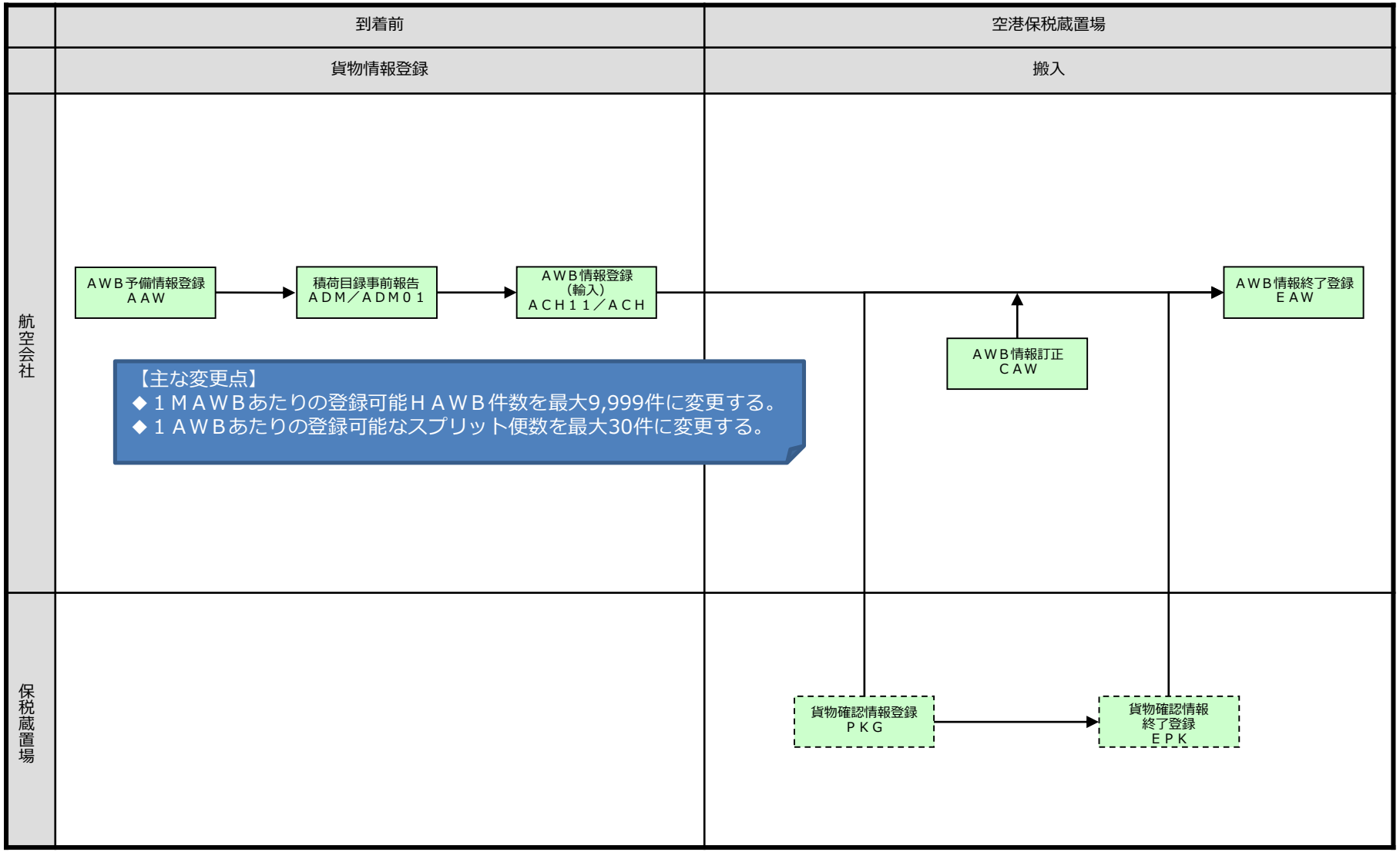

別紙１－15　航空・輸入　詳細業務フロー（②貨物確認情報登録）

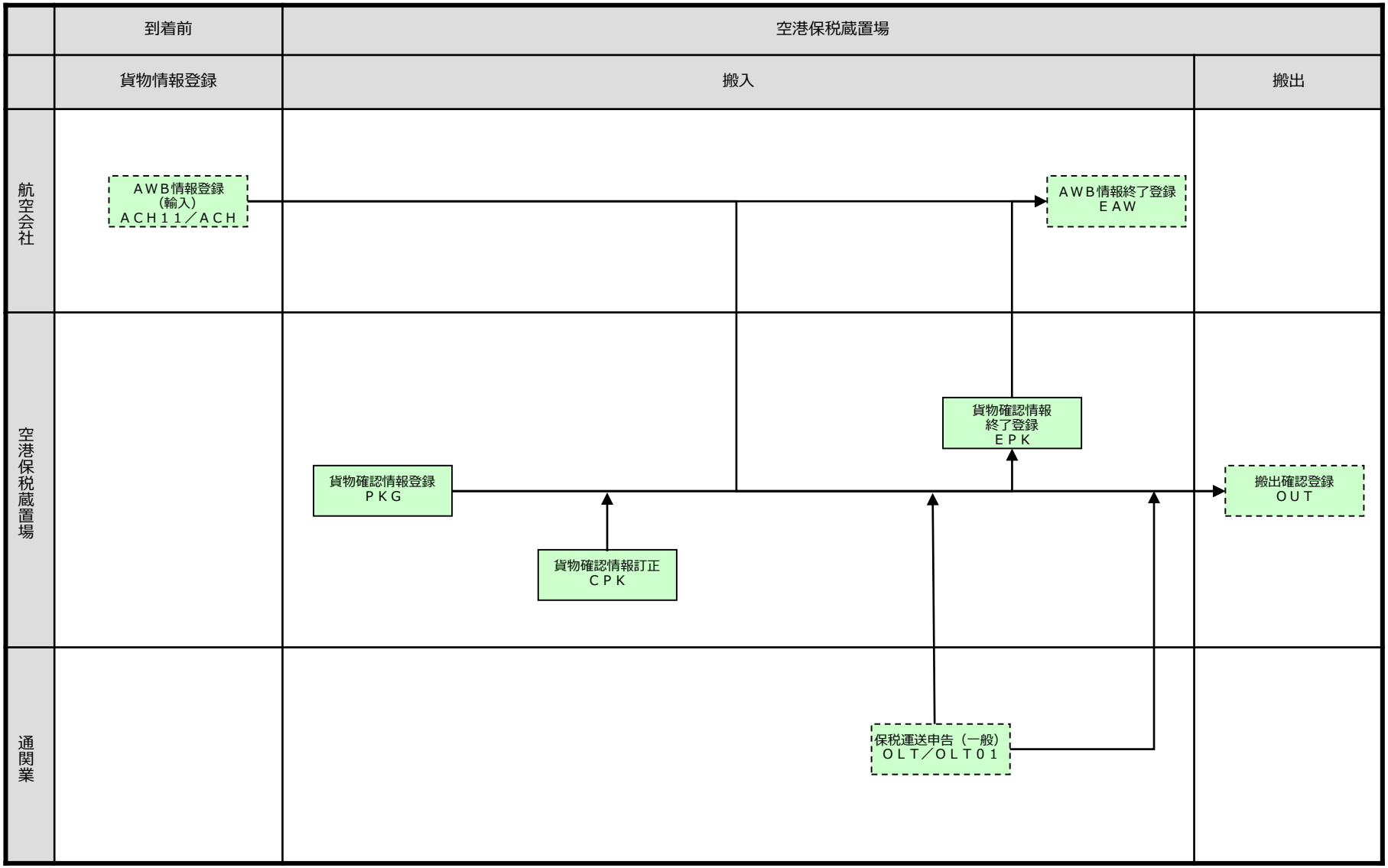

別紙１－16　航空・輸入　詳細業務フロー（③ＨＡＷＢ情報登録）

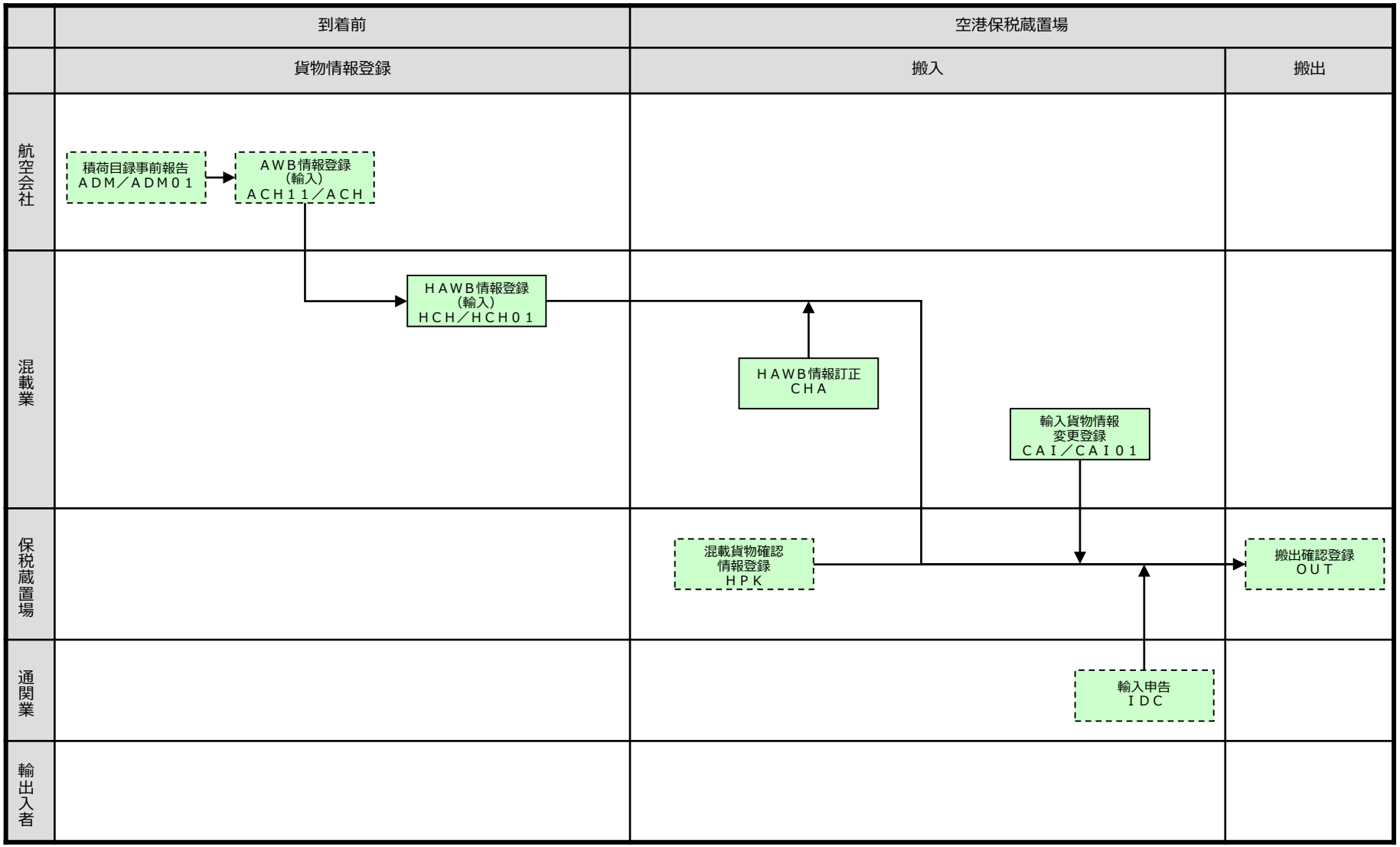

別紙１－17　航空・輸入　詳細業務フロー（④混載貨物確認情報登録）

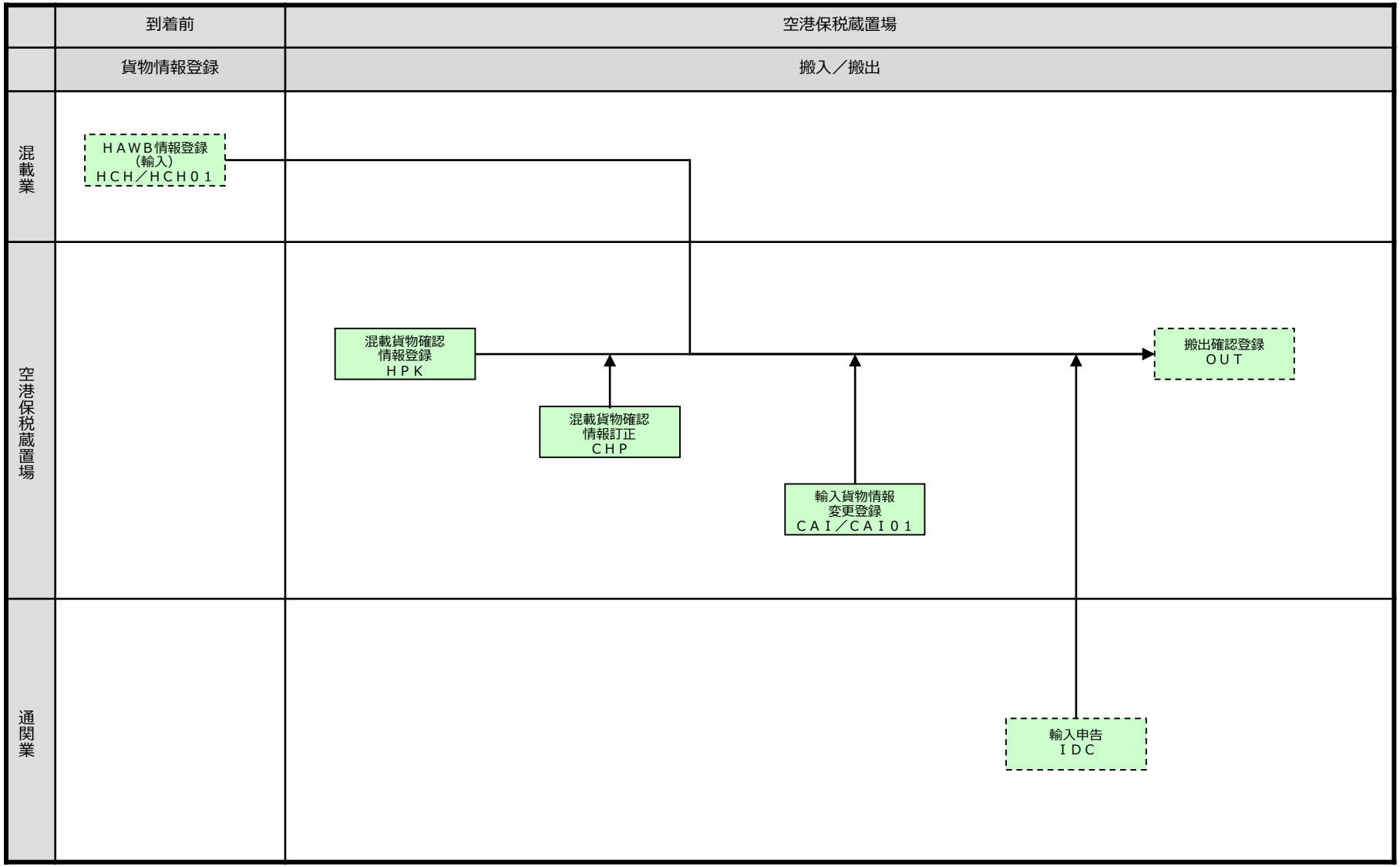

別紙１－18　航空・輸入　詳細業務フロー（⑤－１ 搬出入確認登録（空港通関））

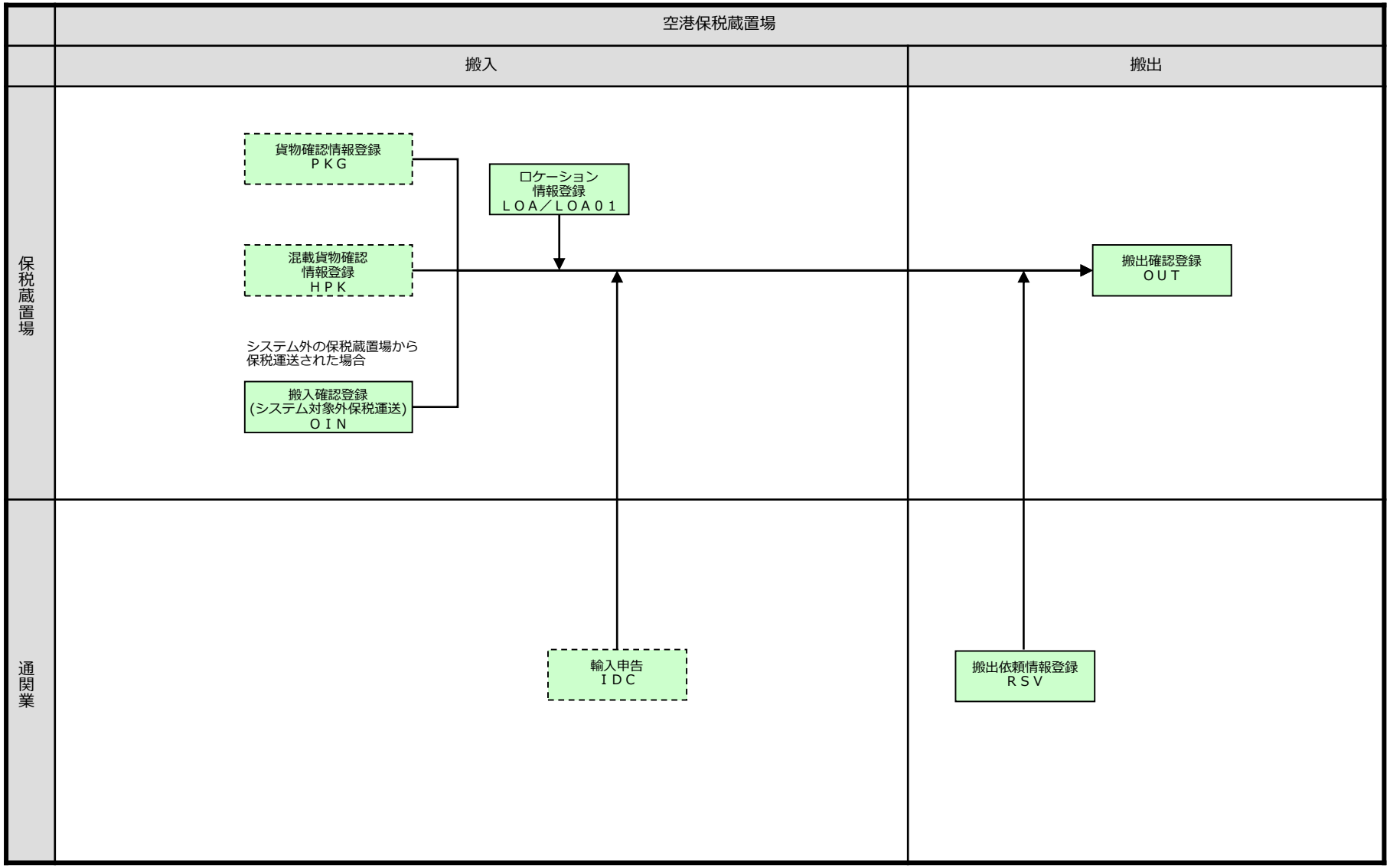

別紙１－19　航空・輸入　詳細業務フロー（⑤－２ 搬出入確認登録（保税運送））

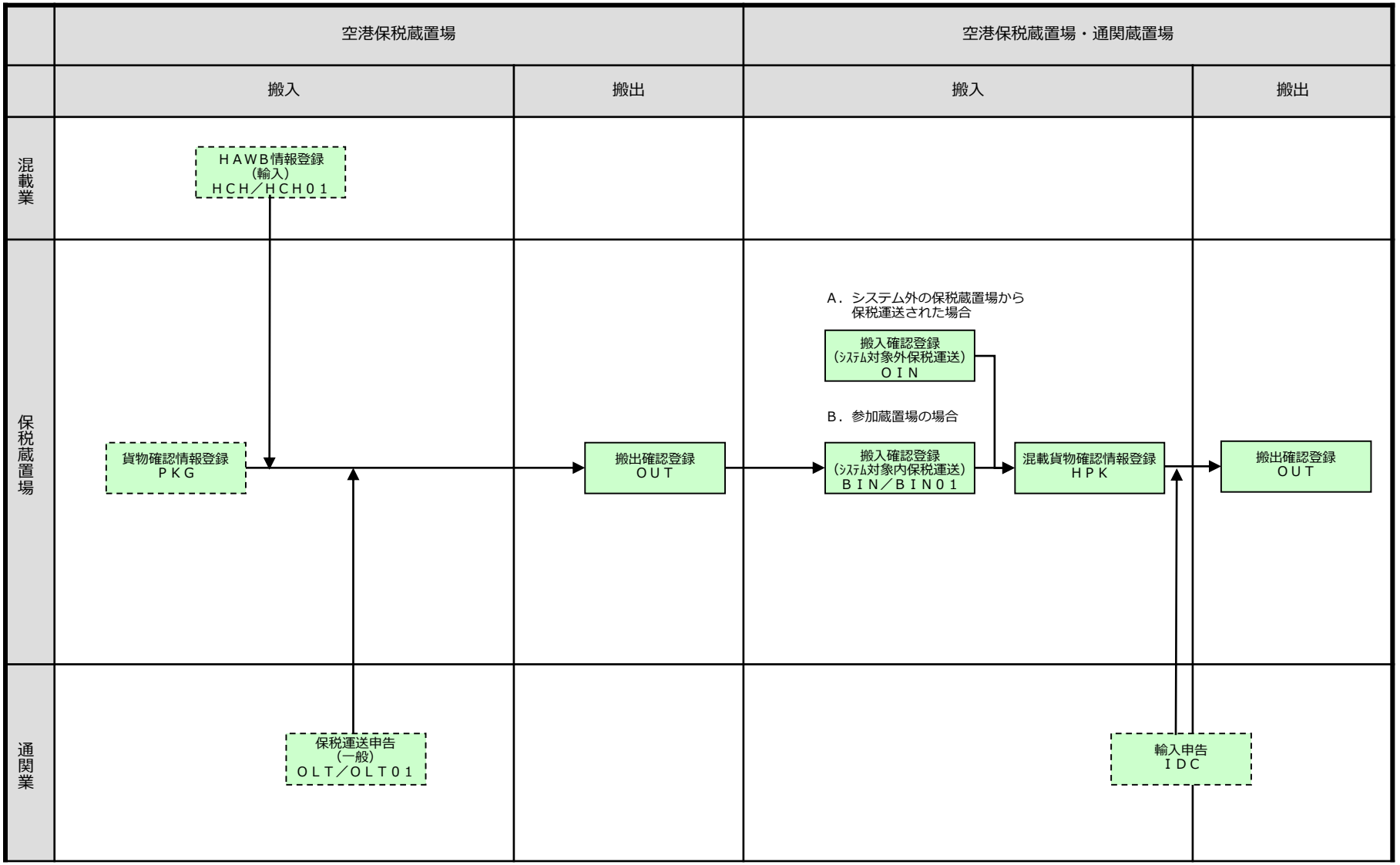

別紙１－20　航空・輸入　詳細業務フロー（⑤－３貨物管理（貨物取扱等））

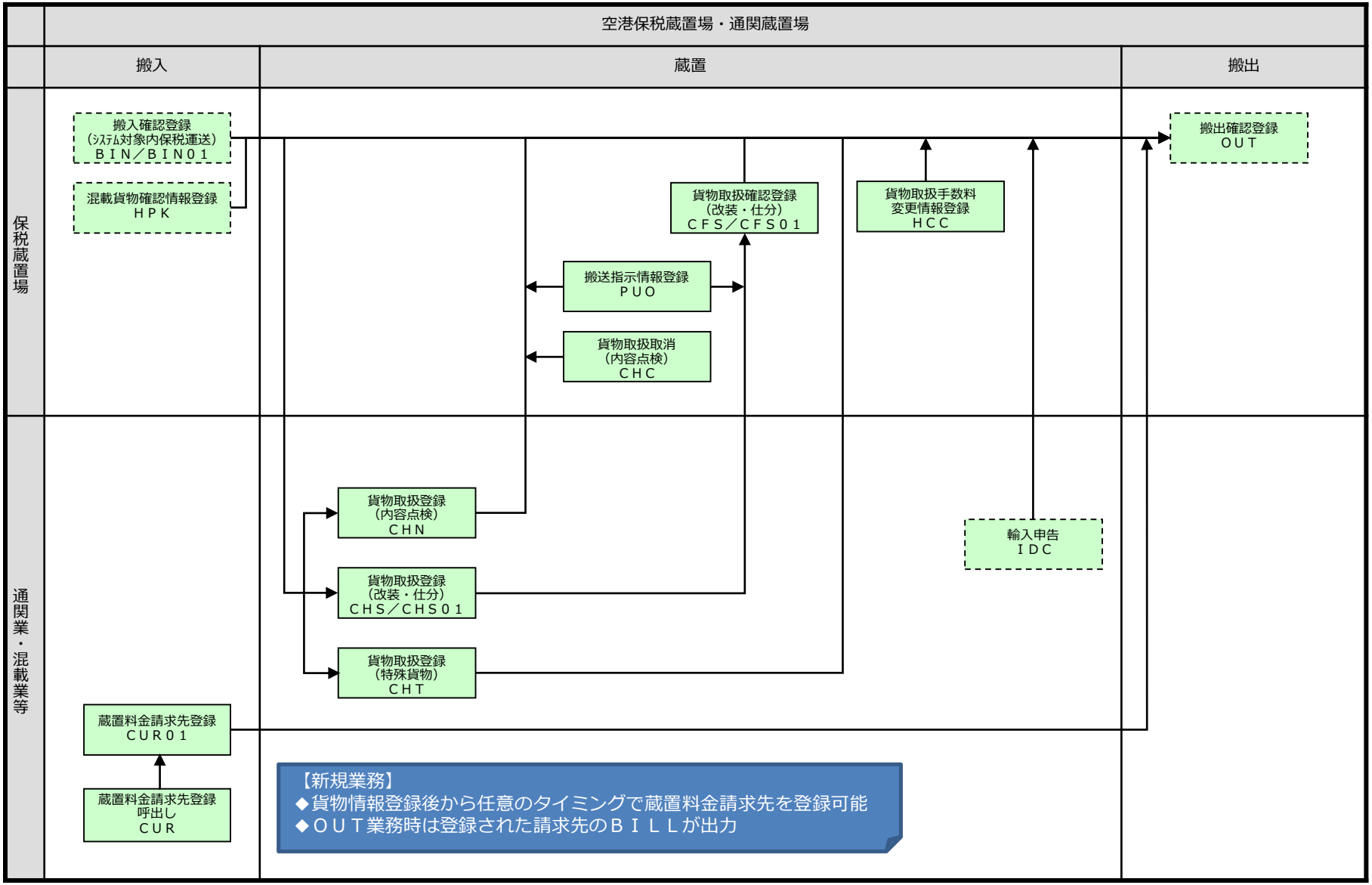

別紙１－21　航空・輸入　詳細業務フロー（⑥－１輸入申告）

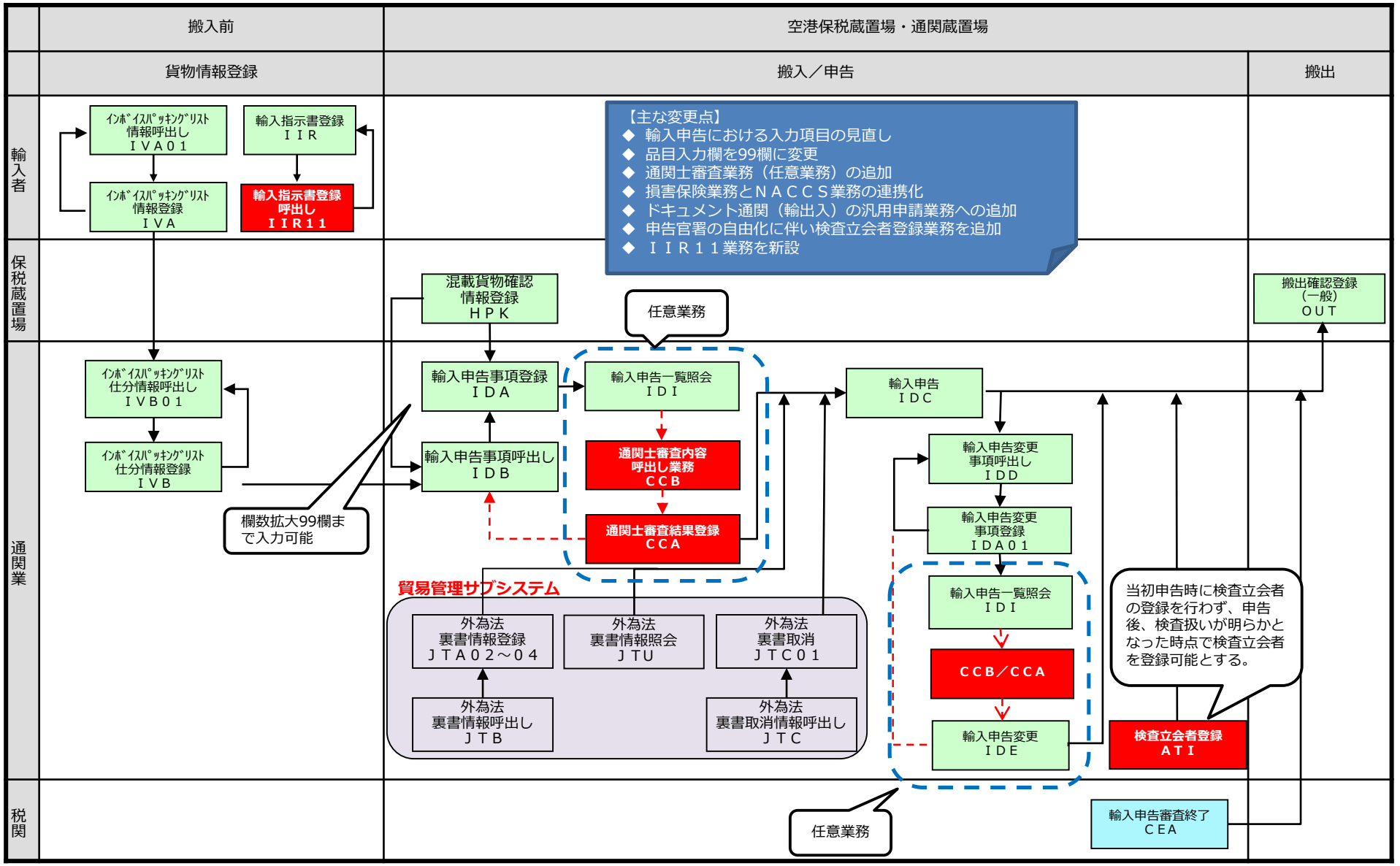

別紙１－22　航空・輸入　詳細業務フロー（⑥－２輸入申告　減免税制度における残数量等管理）

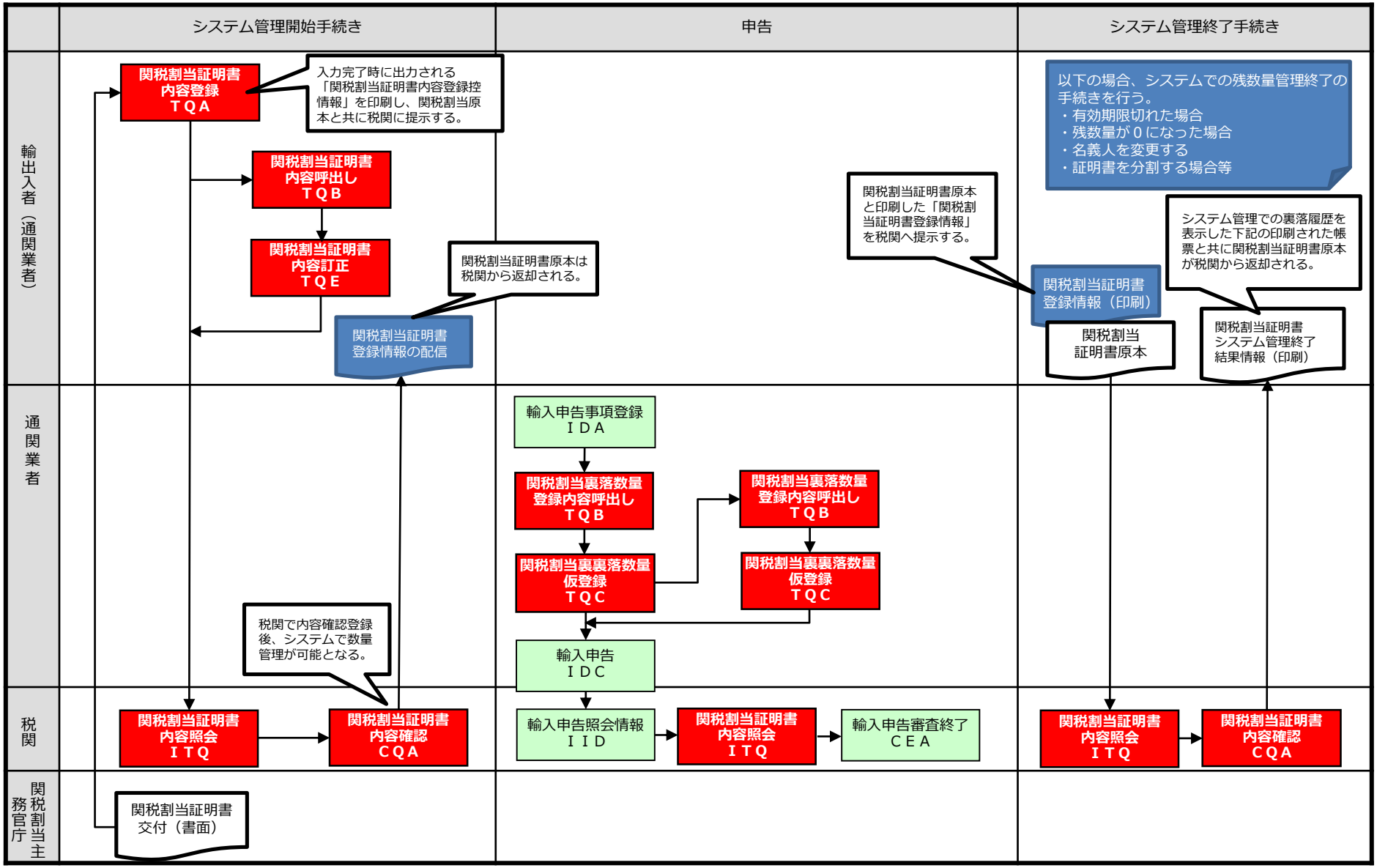

別紙１－23　航空・輸入　詳細業務フロー（⑥－3輸入申告（包括保険指数登録））

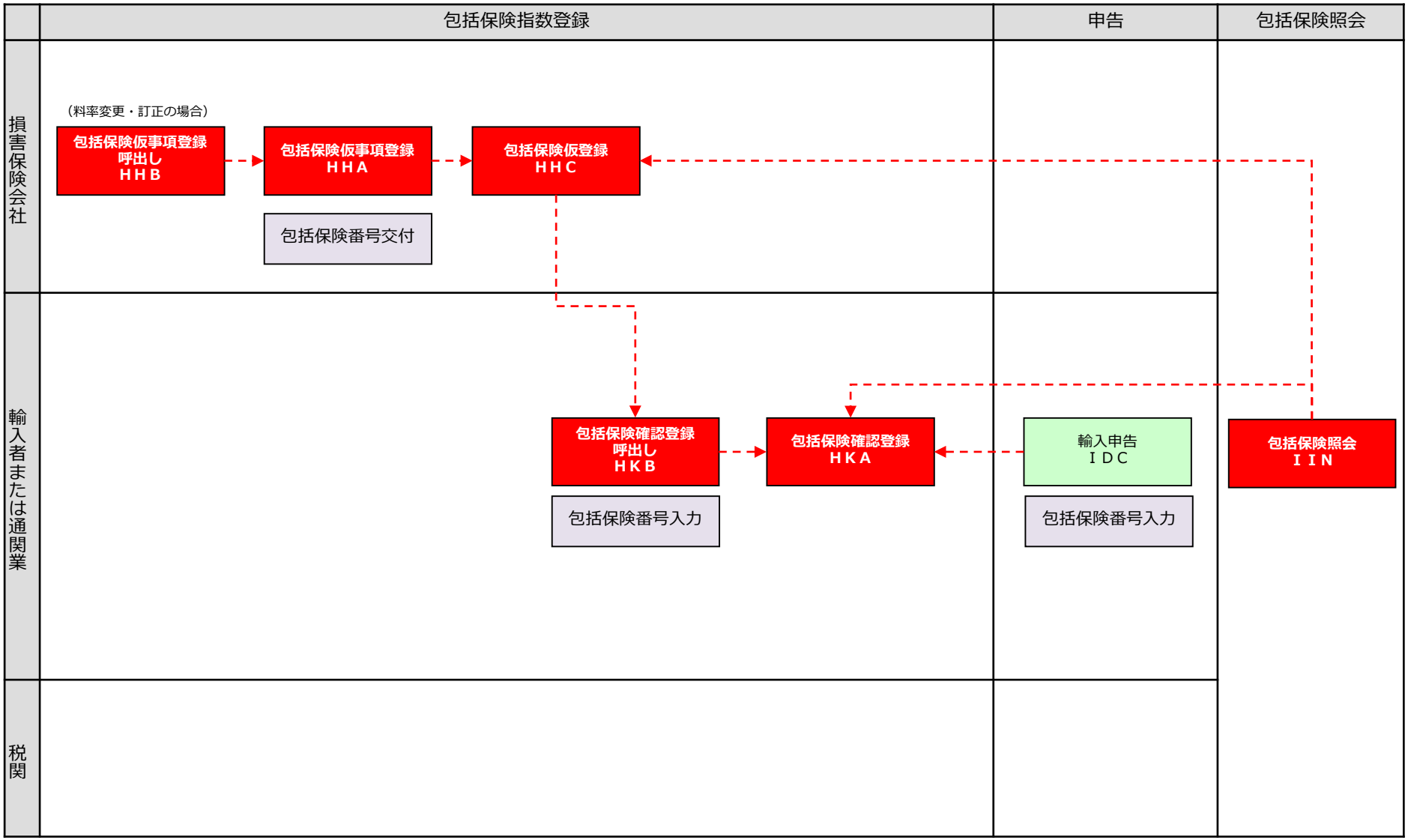

別紙１－24　航空・輸入　詳細業務フロー（⑥－4輸入申告（関係省庁業務））

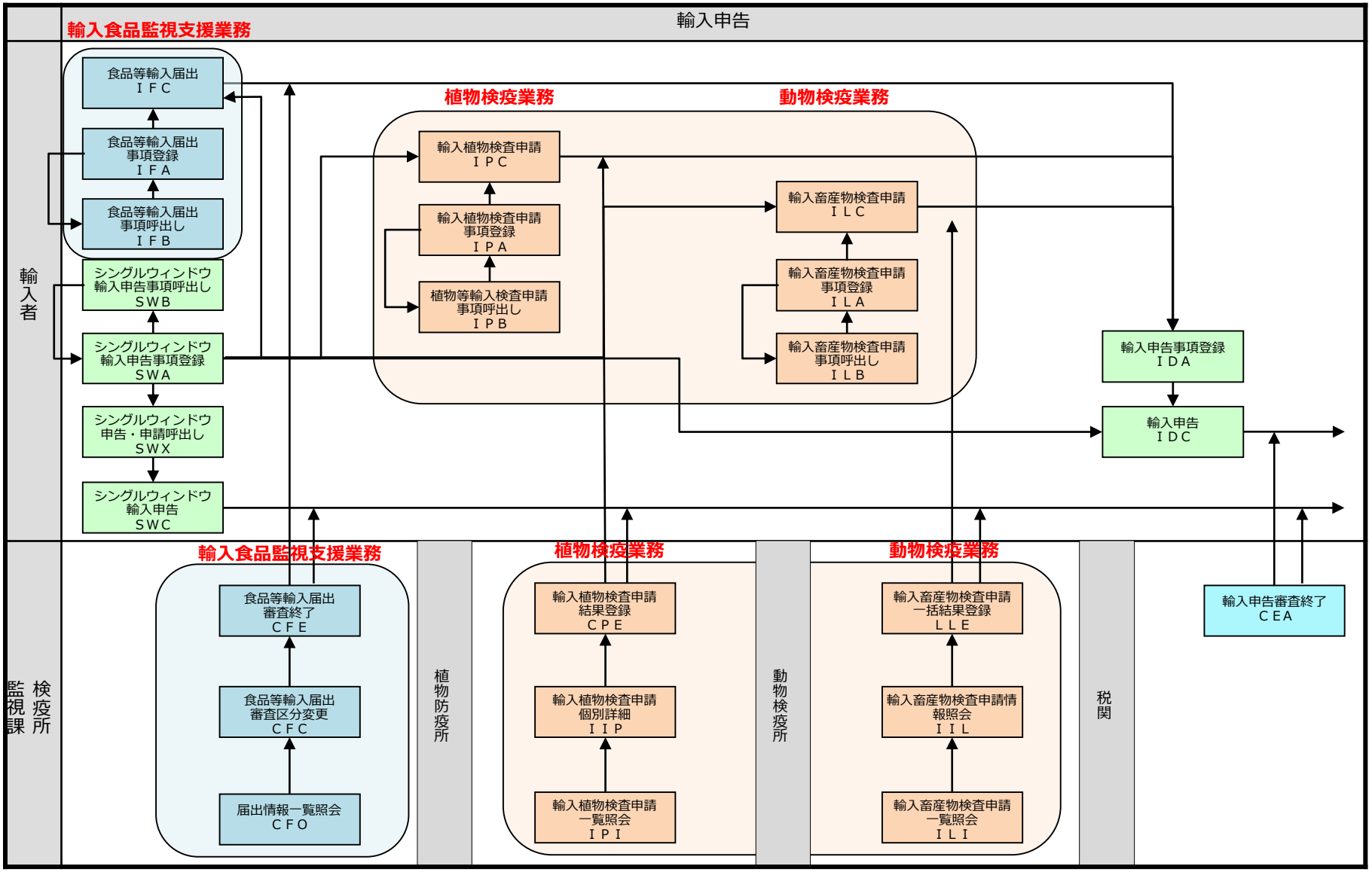

別紙１－25　航空・輸入　詳細業務フロー（⑥輸入申告__医薬品医療機器等）

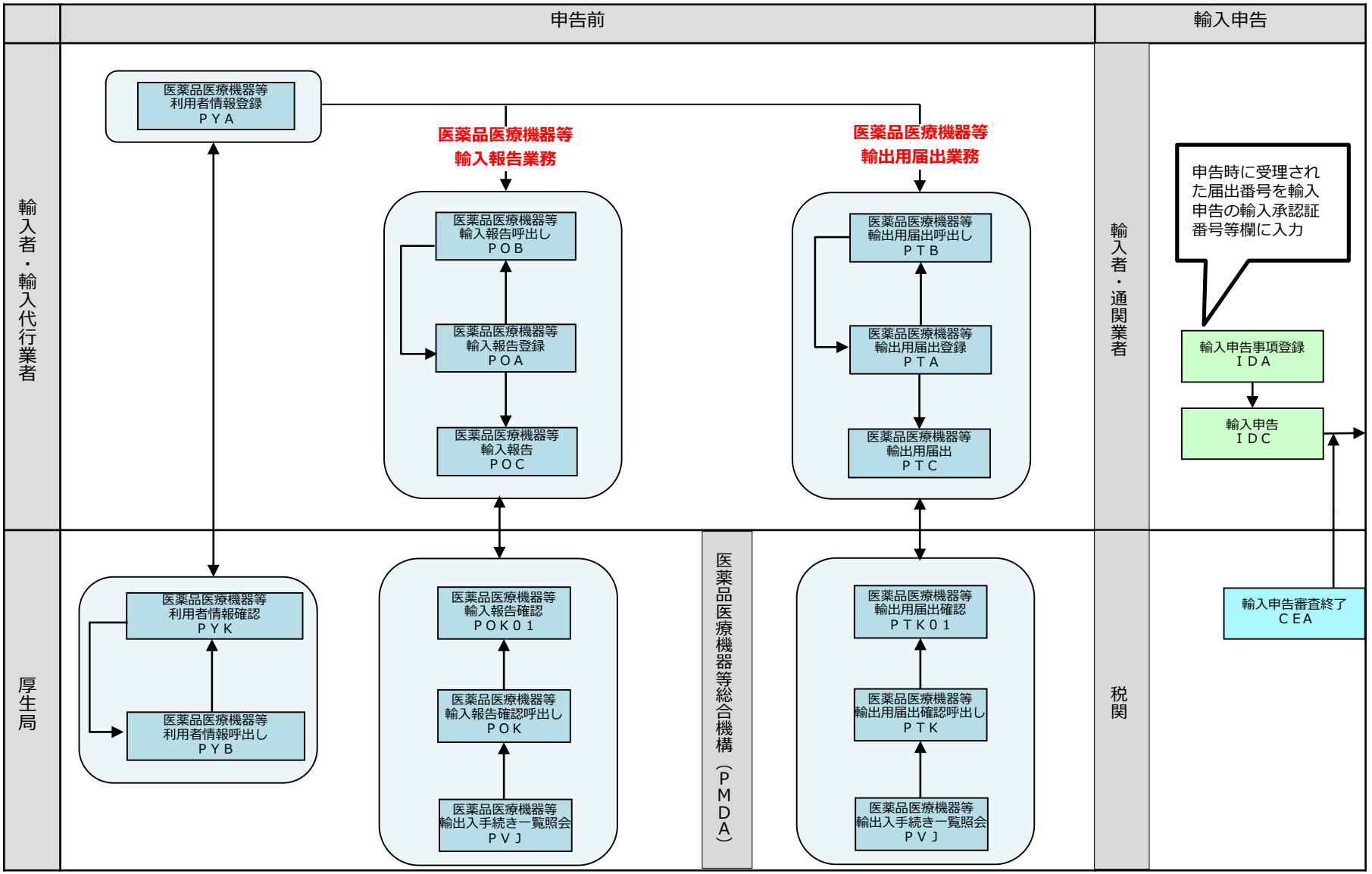

別紙１－26　航空・輸出入共通　詳細業務フロー（④輸出申告／⑥輸入申告）

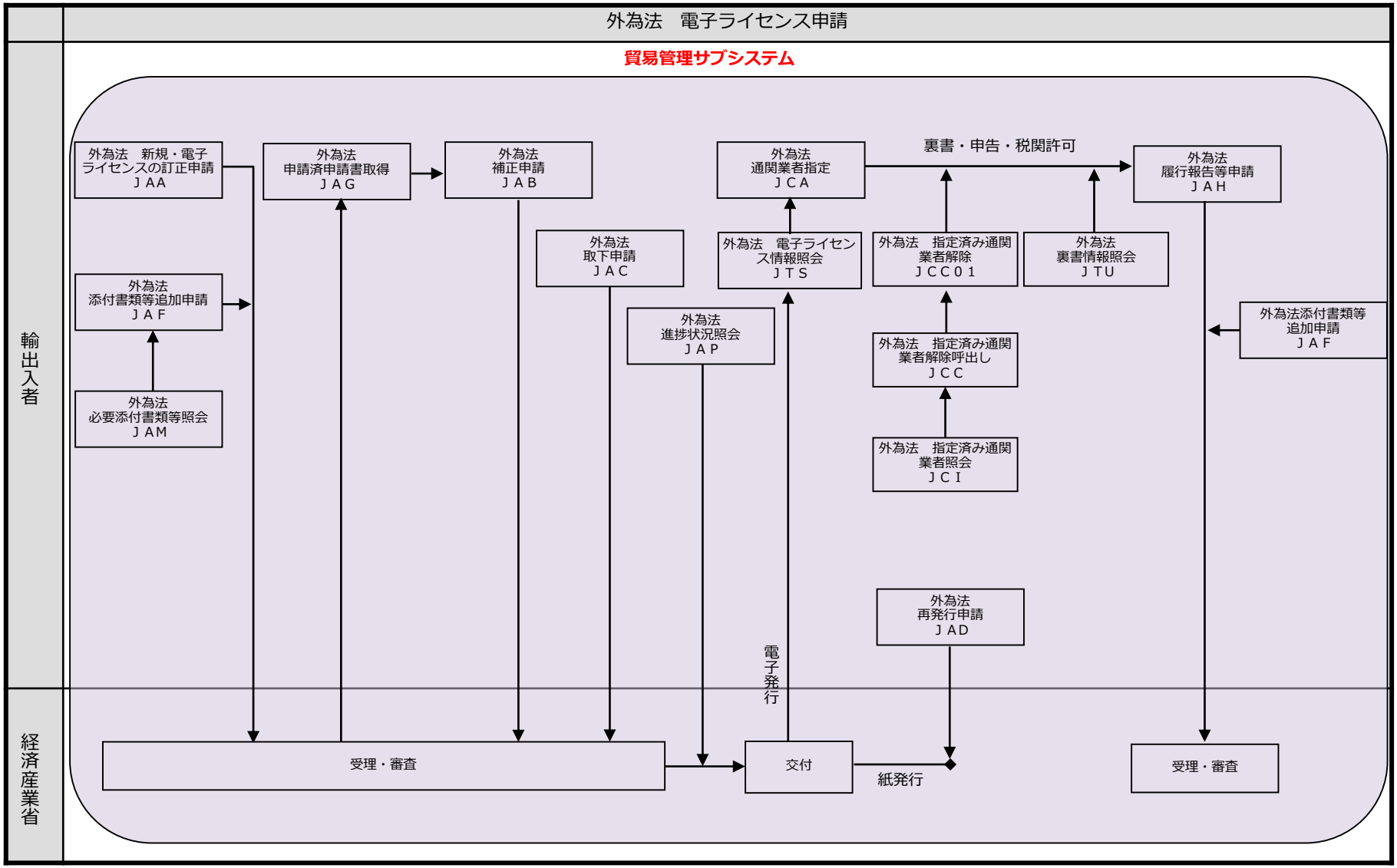

別紙１－27　航空・輸入　詳細業務フロー（⑦－１保税運送申告（一般・一括））

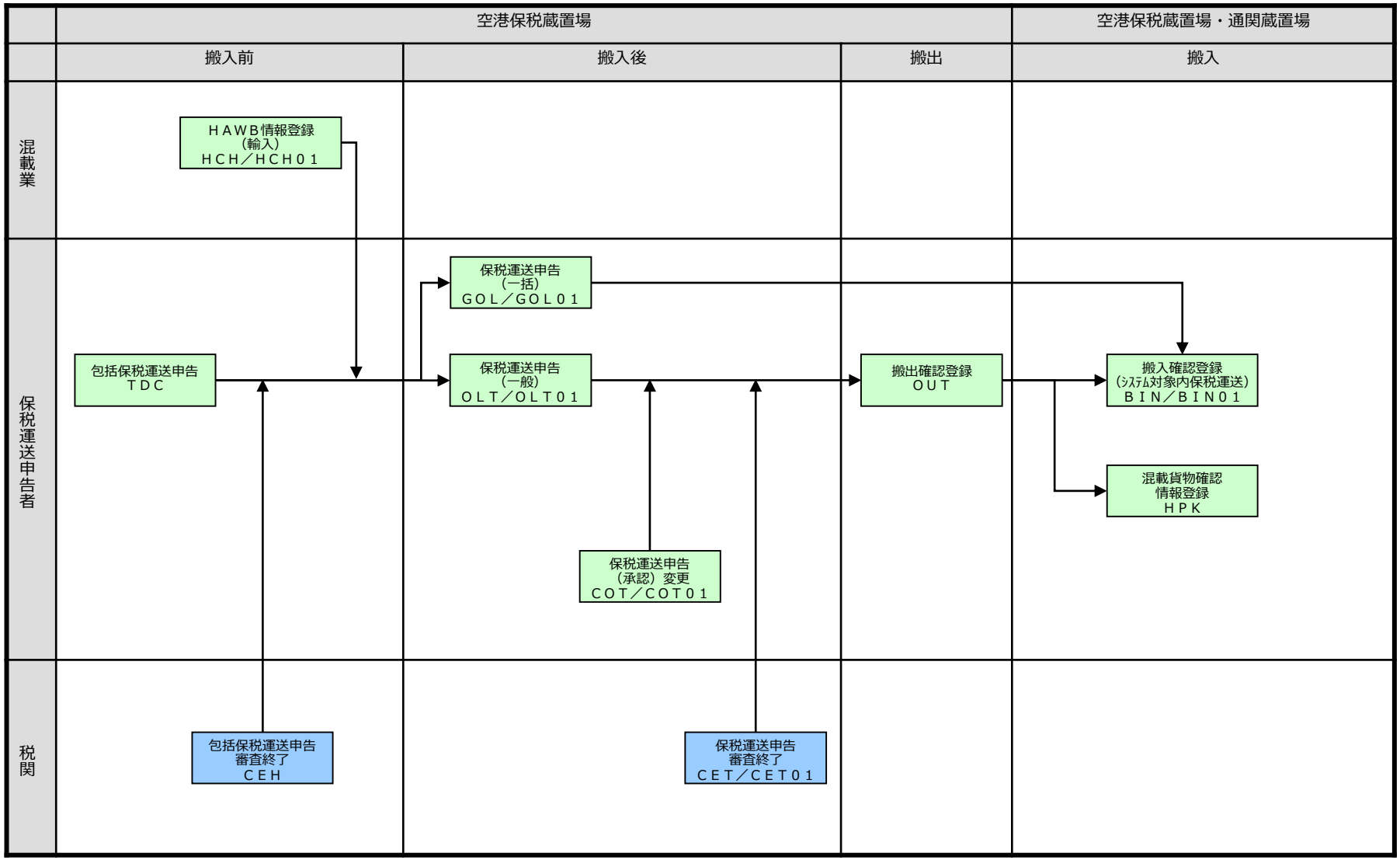

別紙１－28　航空・輸入　詳細業務フロー（⑦－２保税運送申告（ＵＬＤ引取））

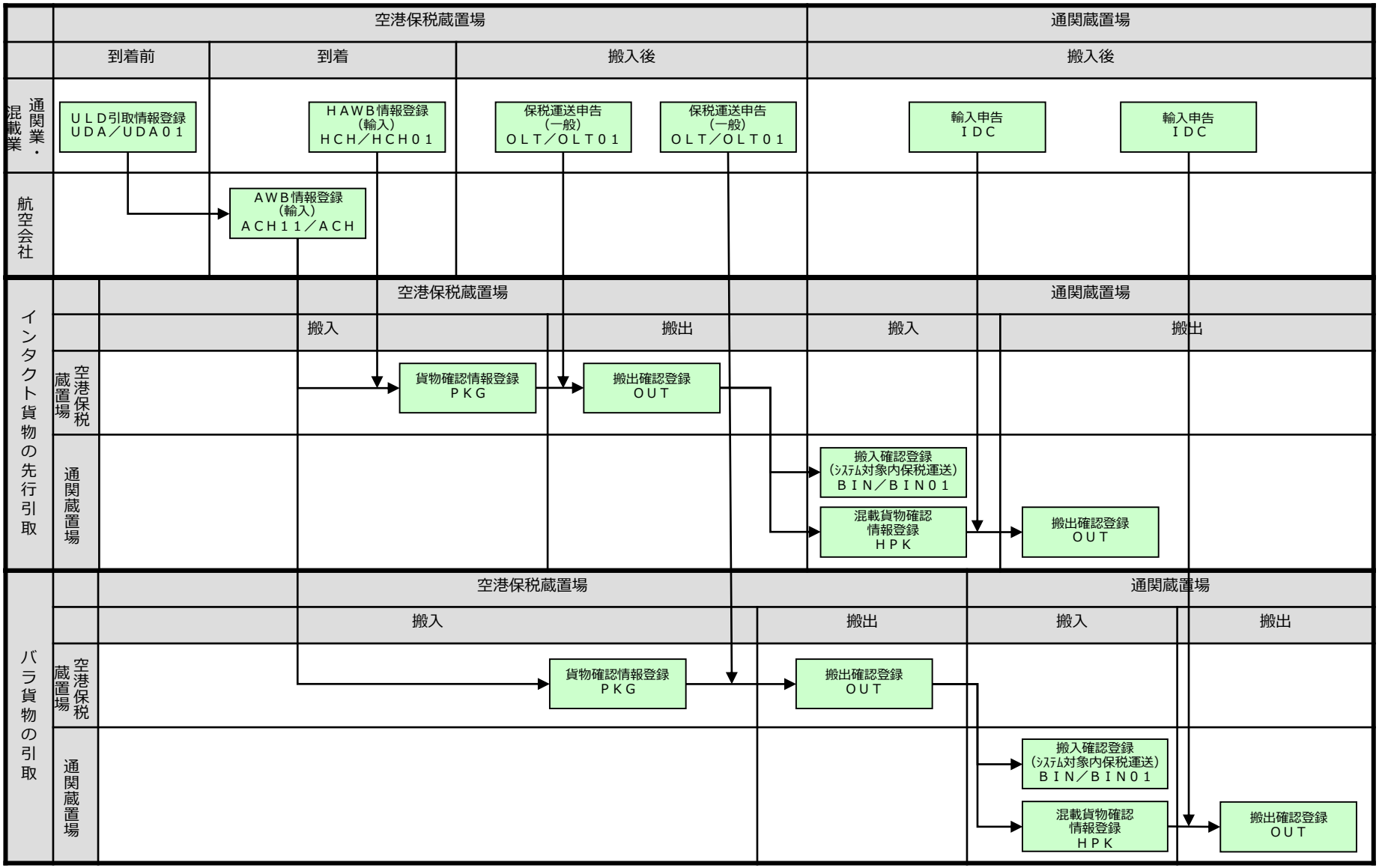

別紙１－29　航空・機用品　基本業務フロー（概要）

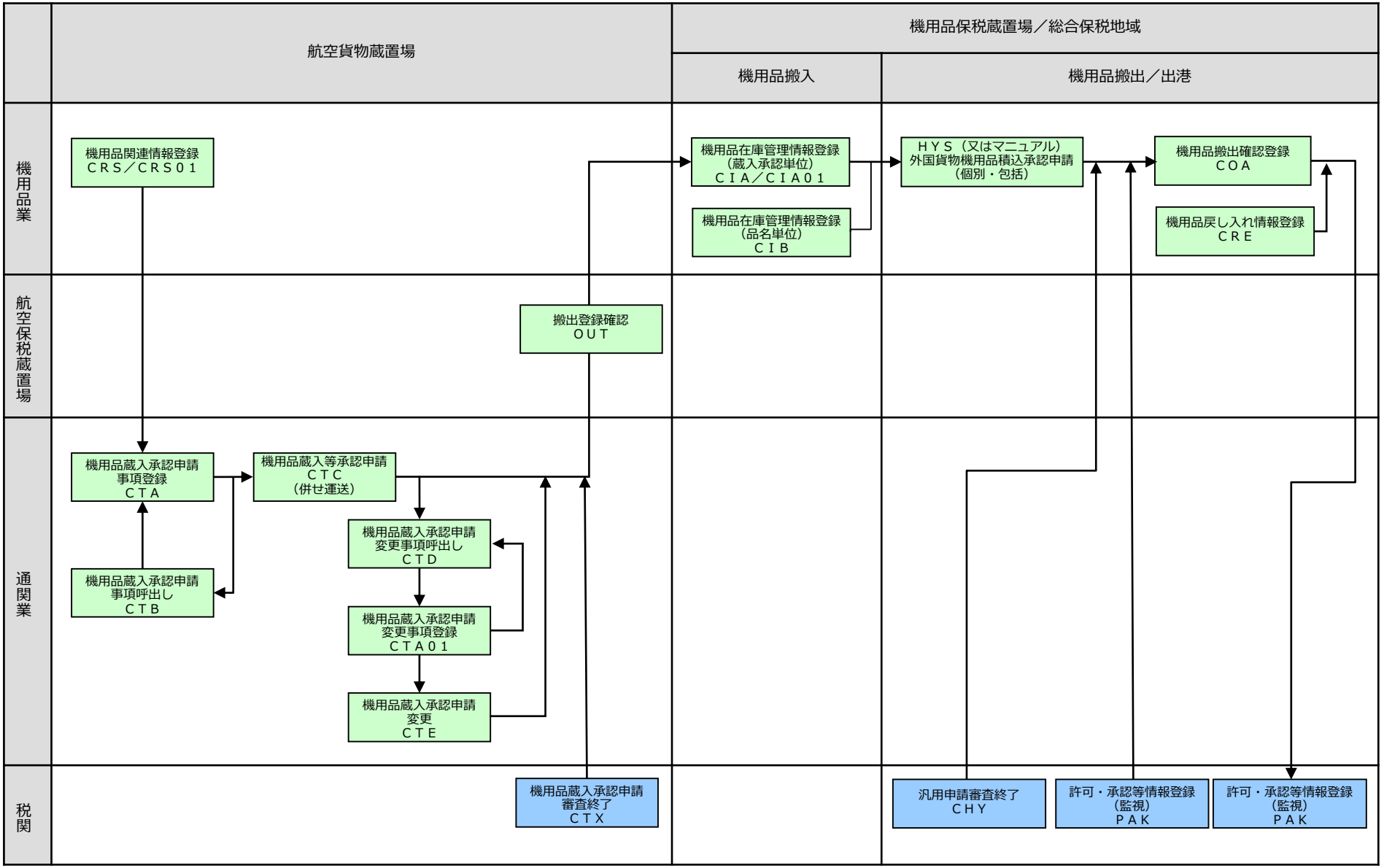

別紙１－30　航空・機用品（海上貨物）　基本業務フロー（概要）

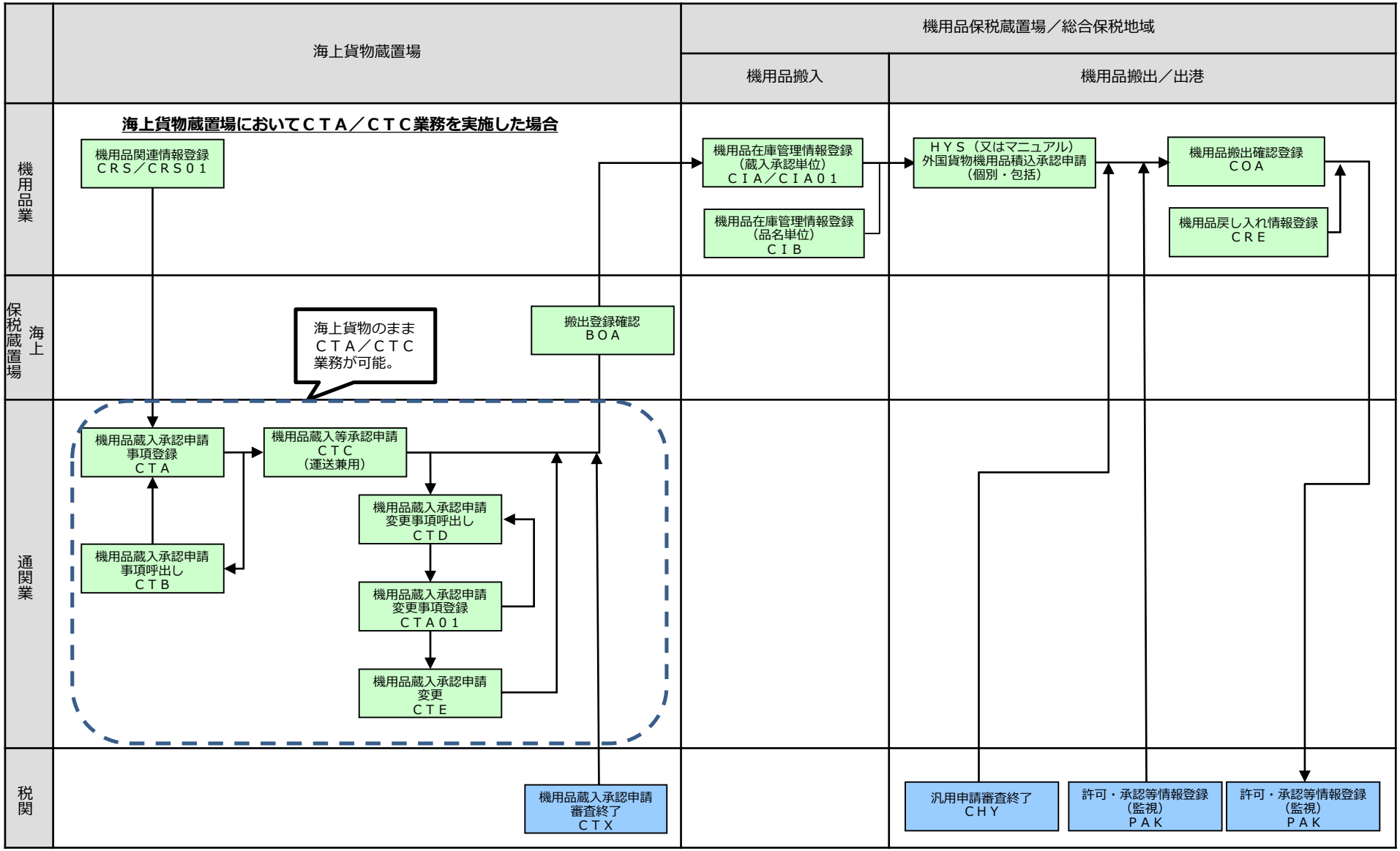

別紙１－31　航空・機用品（海上貨物）　基本業務フロー（概要）

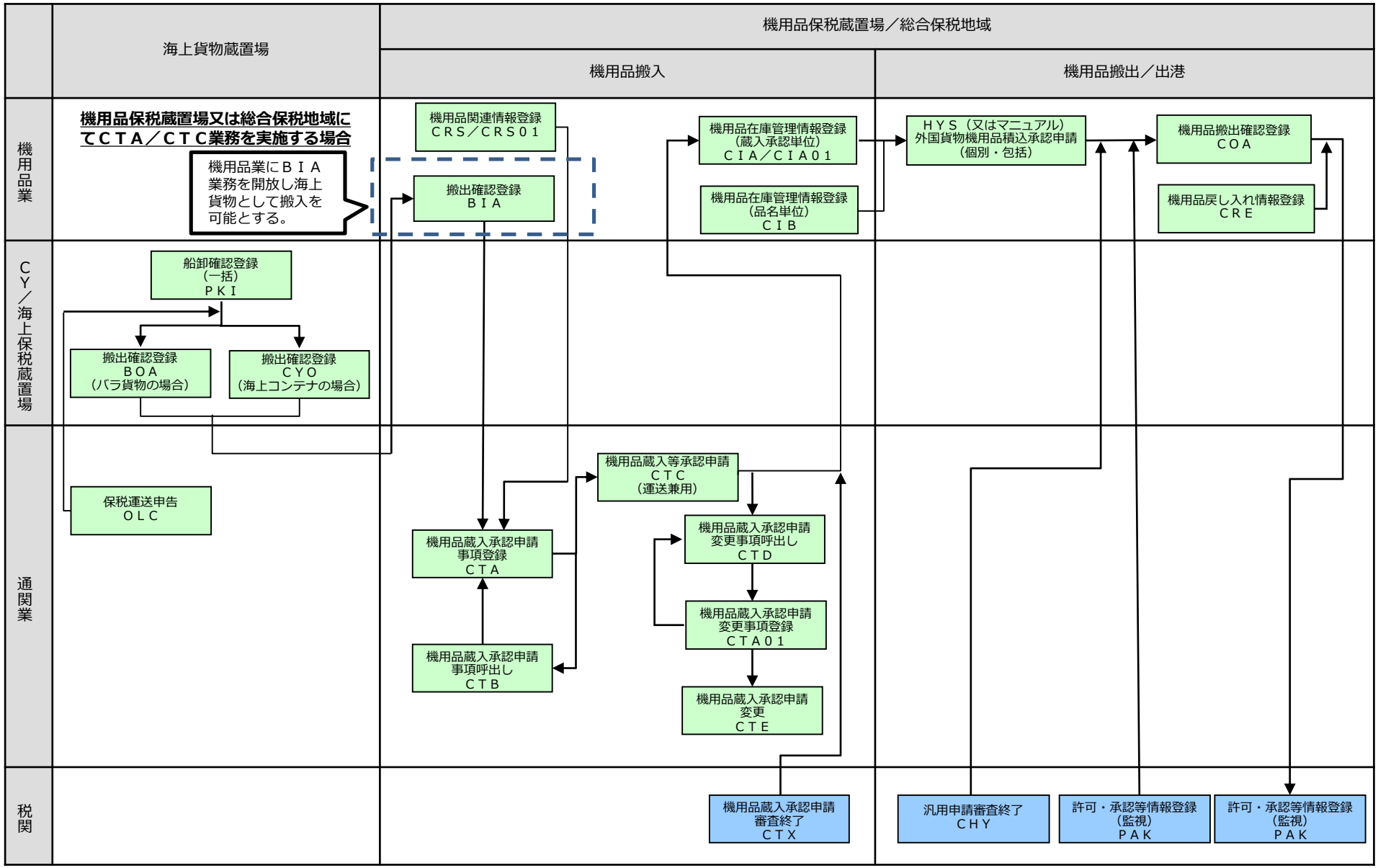

別紙２　第６次ＮＡＣＣＳオンライン業務の業務フロー（海上）

別紙２－１　海上・入出港　基本業務フロー（概要）

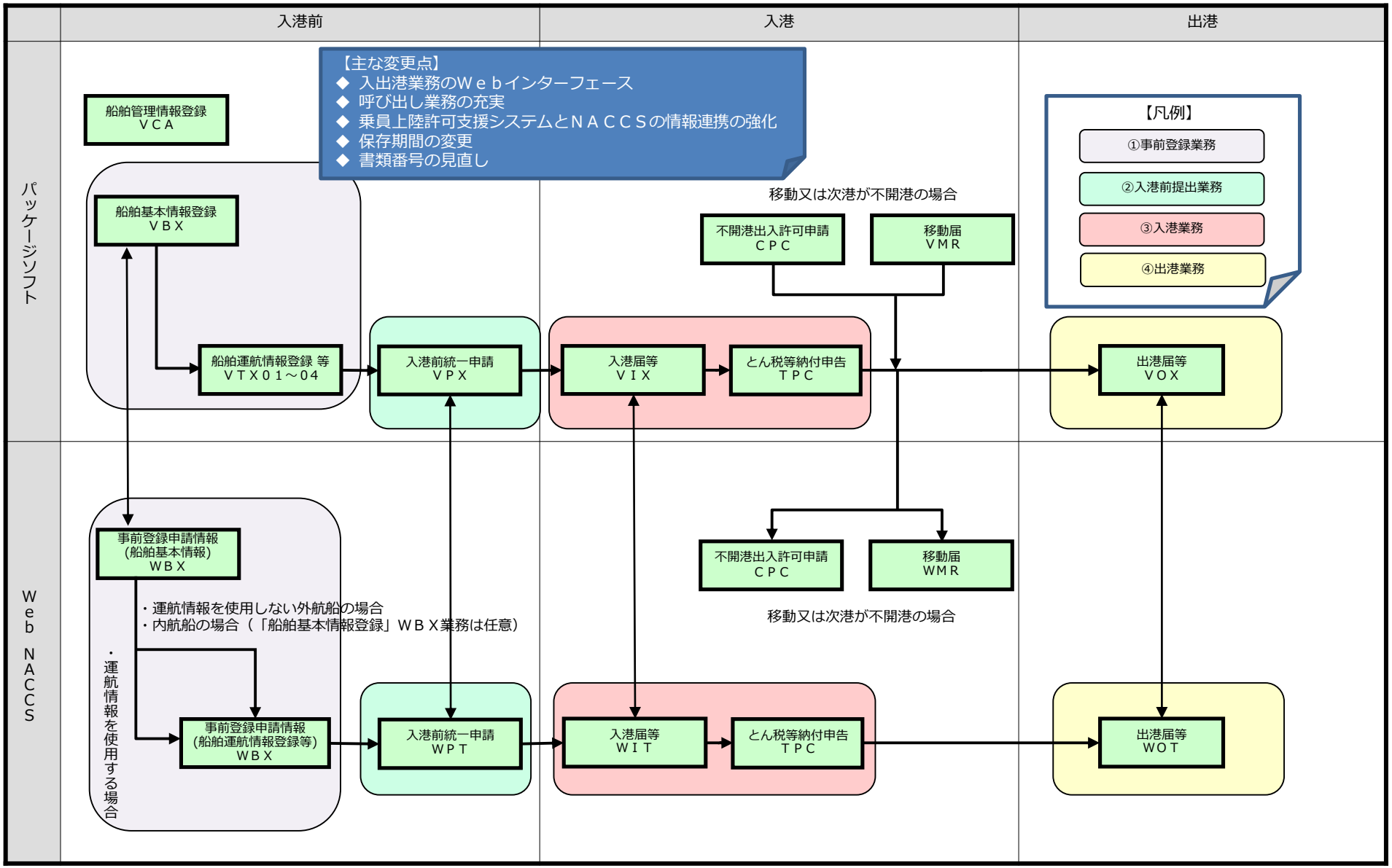

別紙２－２　海上・入出港　詳細業務フロー（外航船-①事前登録業務・②入港前提出業務）

○ パッケージソフト

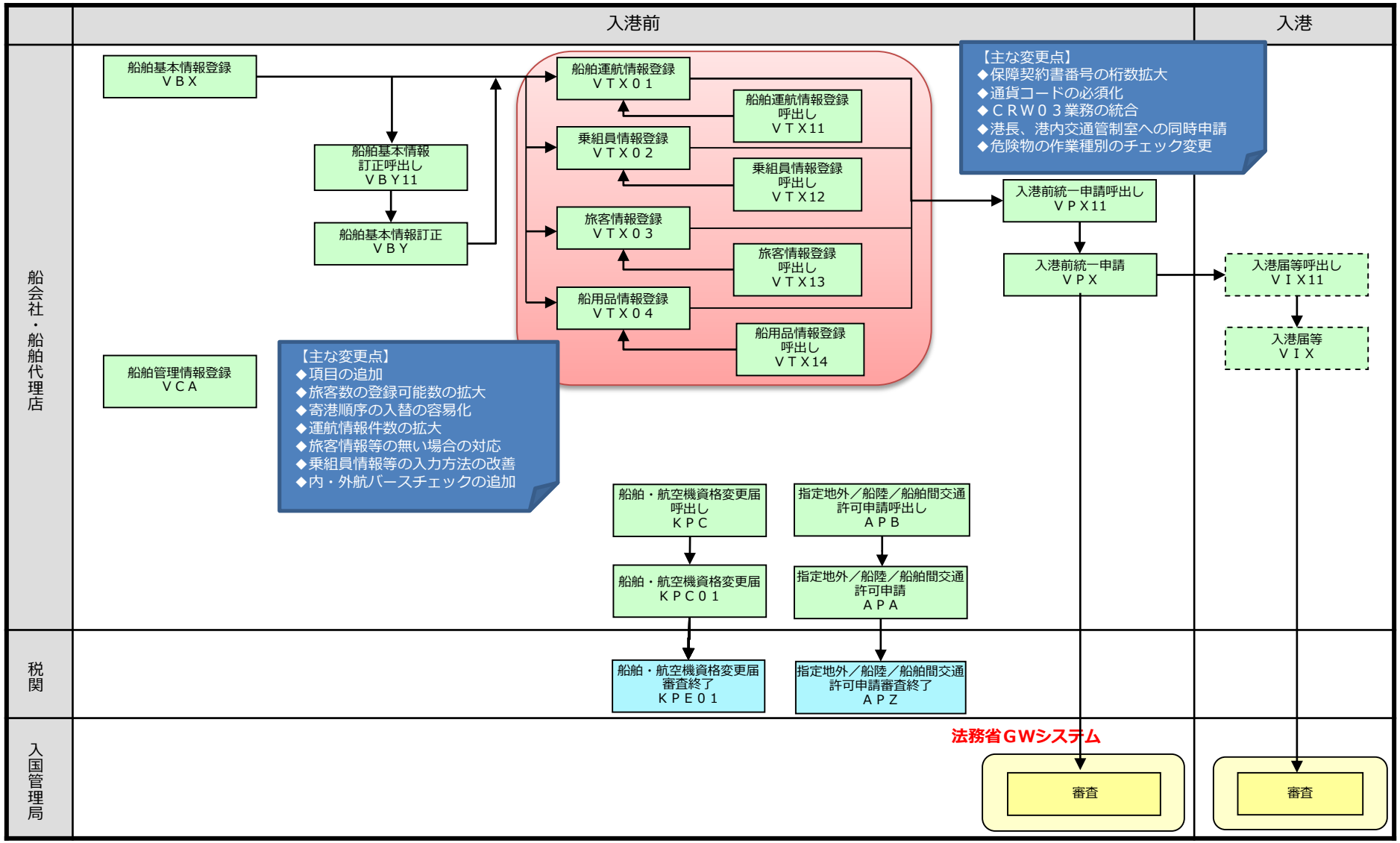

別紙２－３　海上・入出港　詳細業務フロー（外航船-①事前登録業務・②入港前提出業務）

○ パッケージソフト

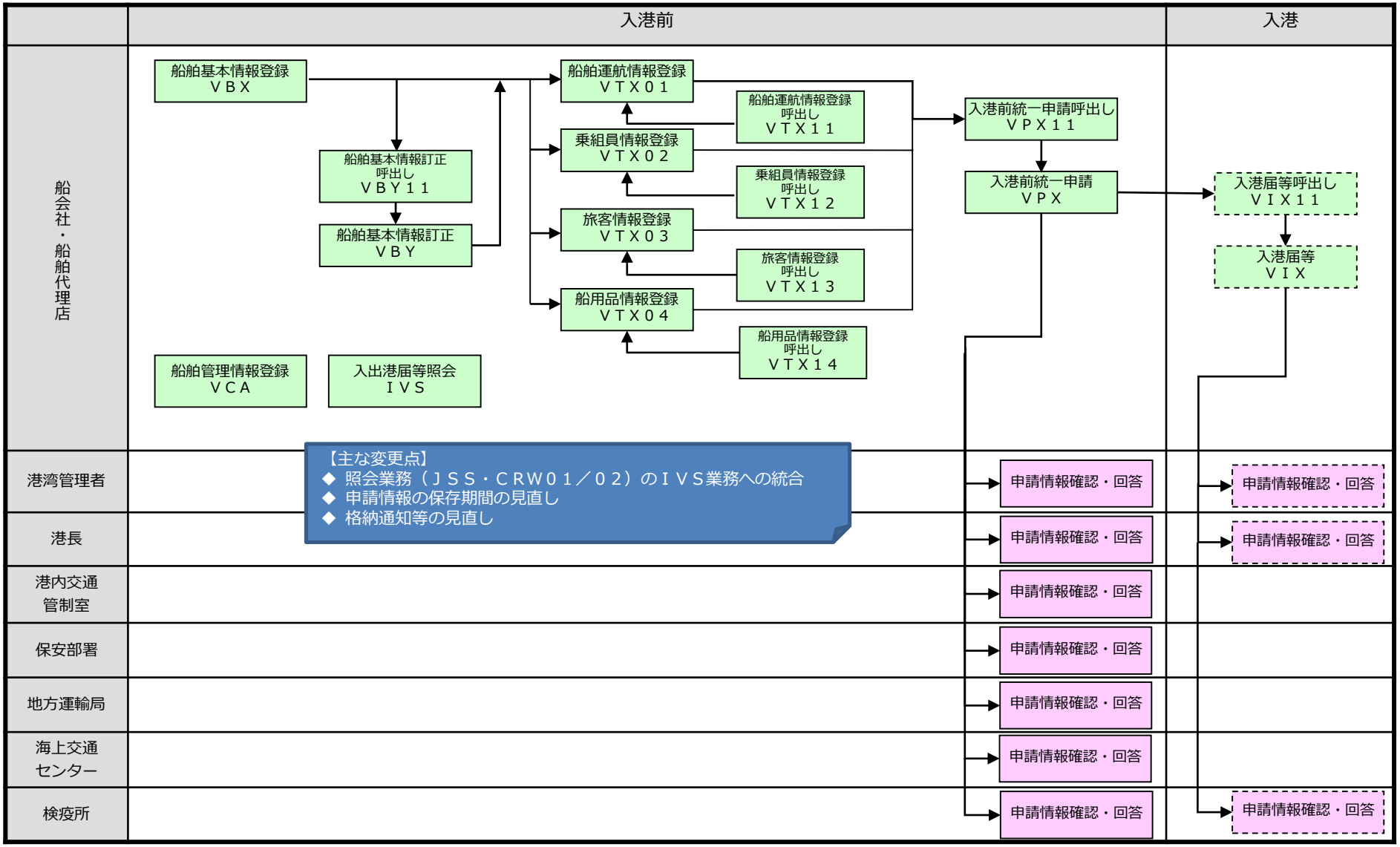

別紙２－４　海上・入出港　詳細業務フロー（外航船- ③入港業務・④出港業務）

○ パッケージソフト

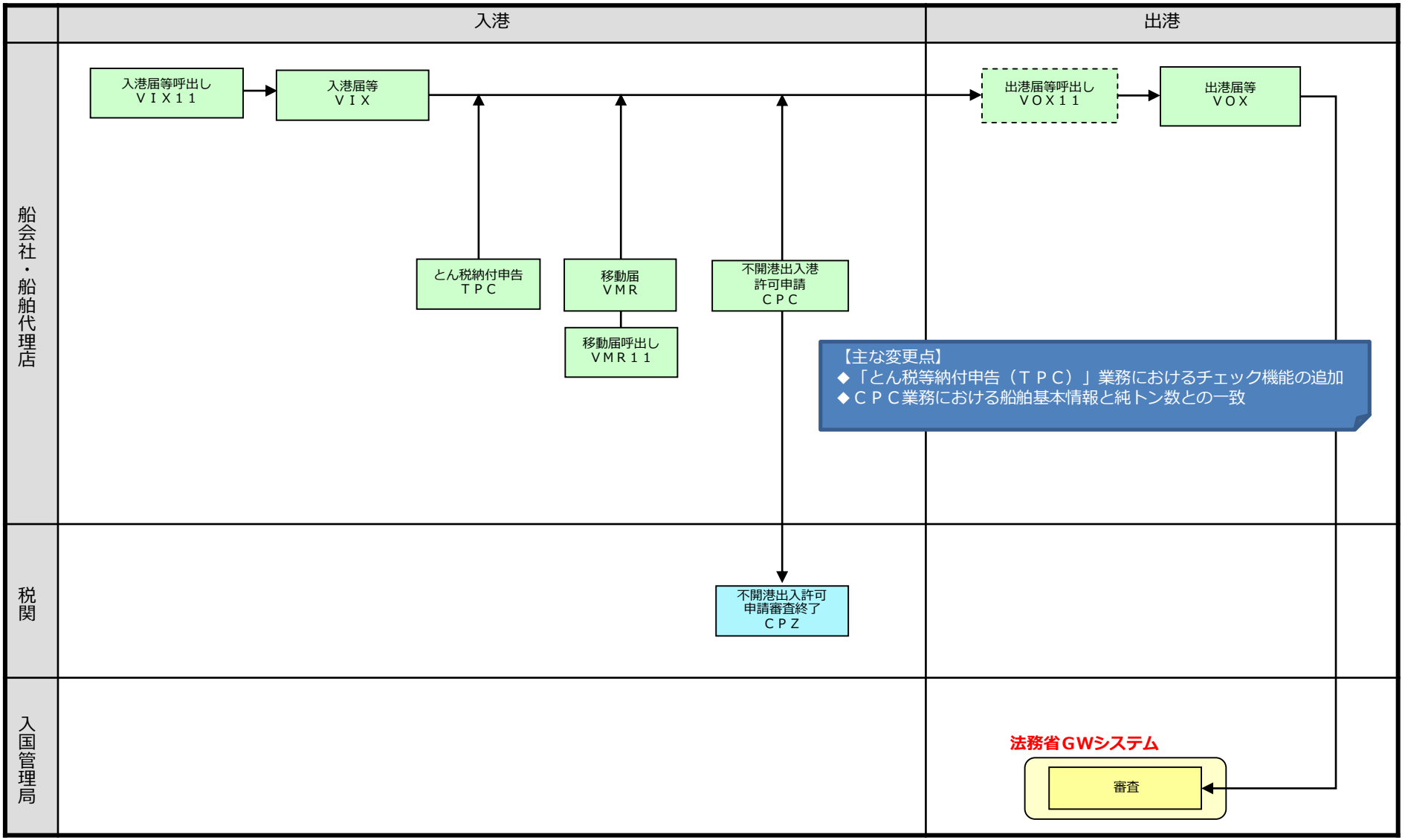

別紙２－５　海上・入出港　詳細業務フロー（外航船- ③入港業務・④出港業務）

○ パッケージソフト

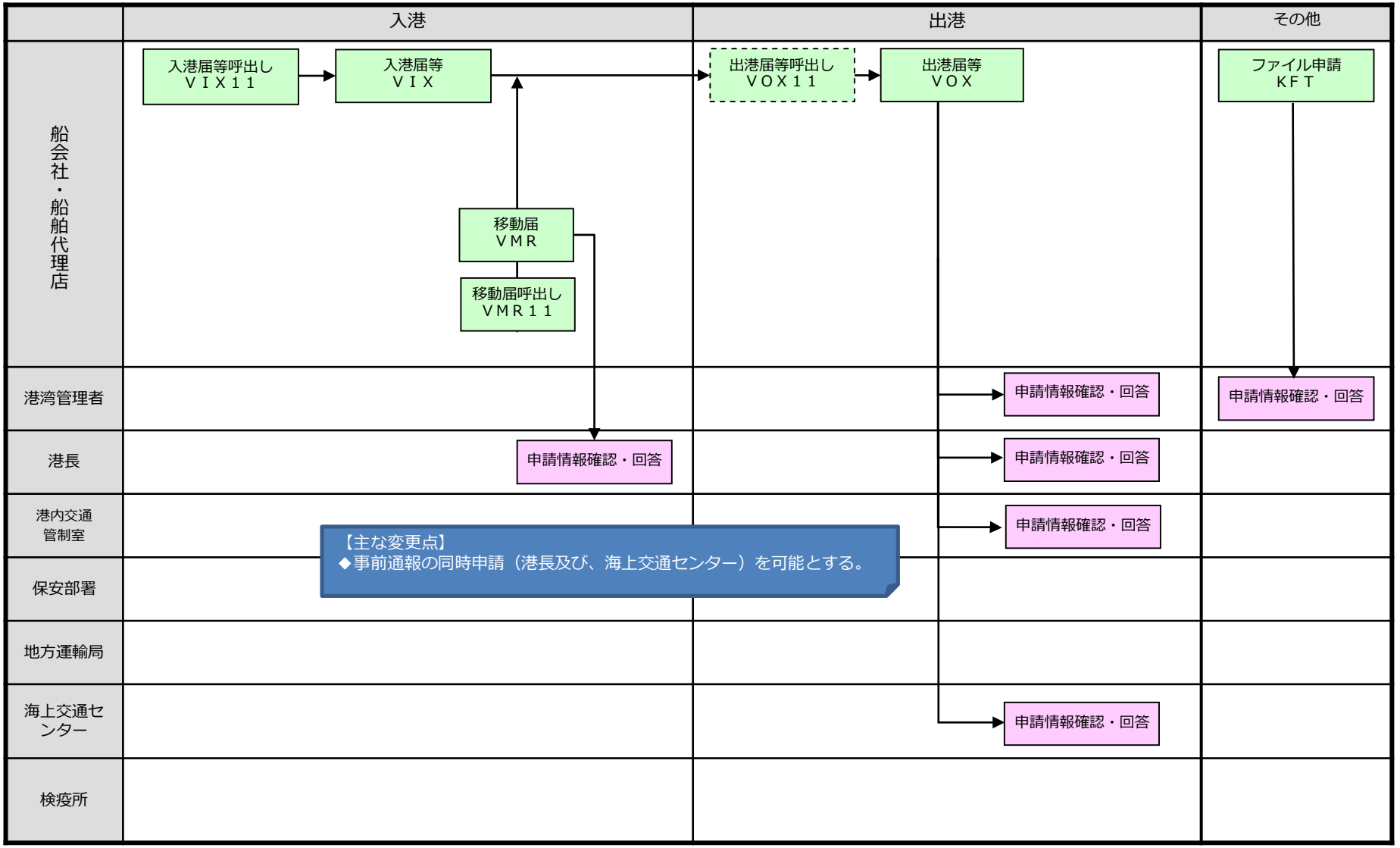

別紙２－６　海上・入出港　Ｗｅｂ詳細業務フロー（①事前登録業務・②入港前提出業務）

○ Ｗｅｂ ＮＡＣＣＳ

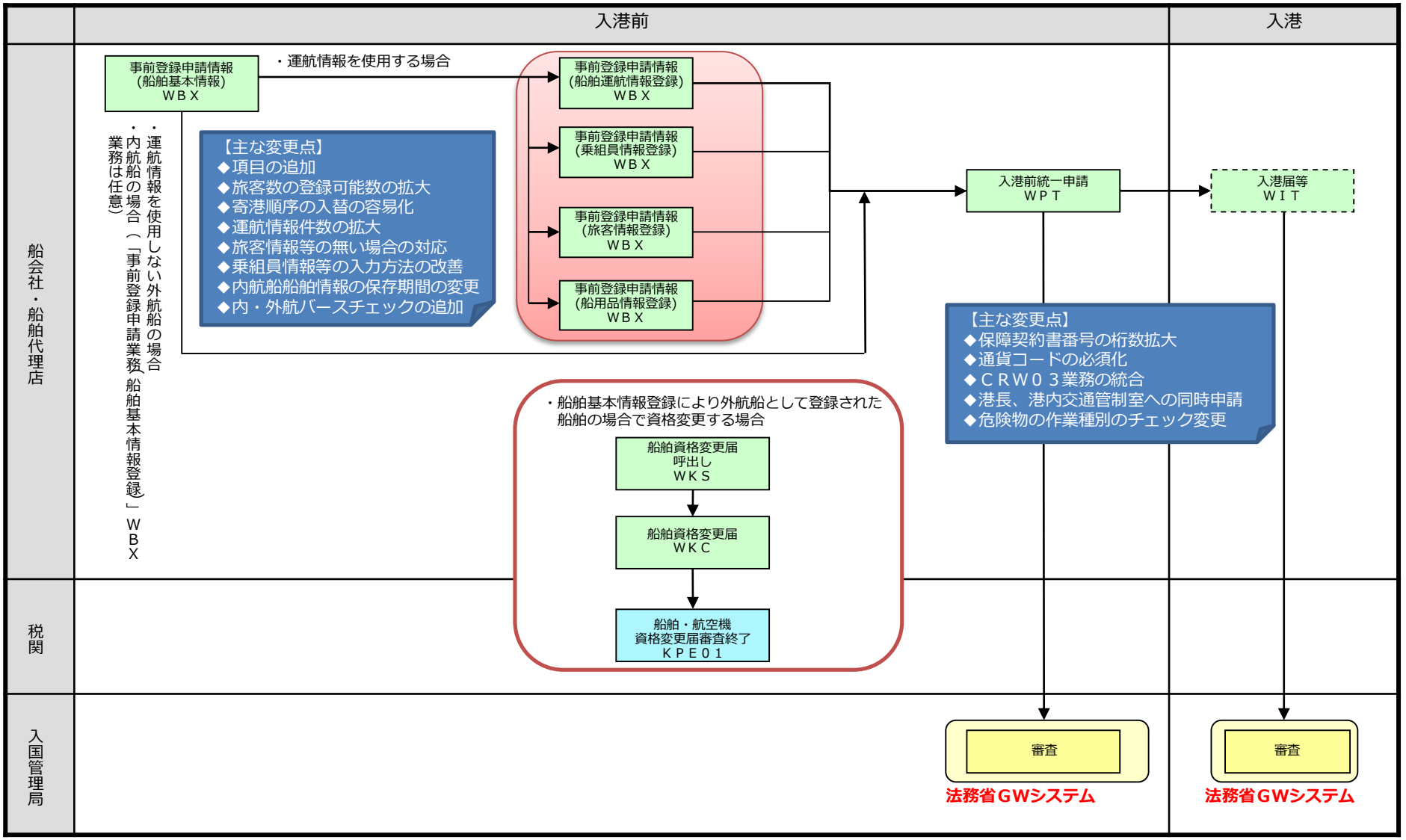

別紙２－７　海上・入出港　Ｗｅｂ詳細業務フロー（外航船-①事前登録業務・②入港前提出業務）

○ Ｗｅｂ ＮＡＣＣＳ

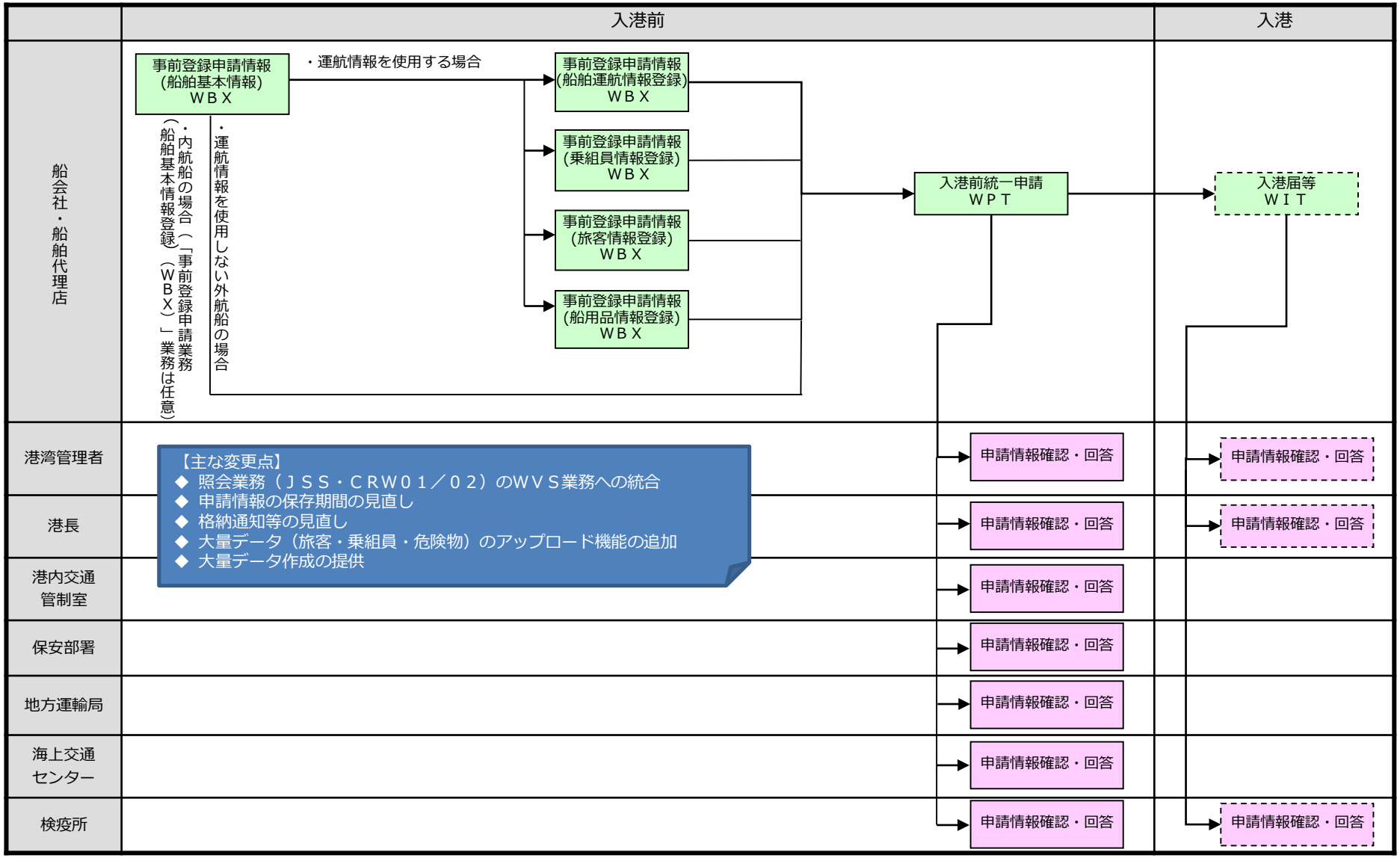

別紙２－８　海上・入出港　Ｗｅｂ詳細業務フロー（外航船- ③入港業務・④出港業務）

○ Ｗｅｂ ＮＡＣＣＳ

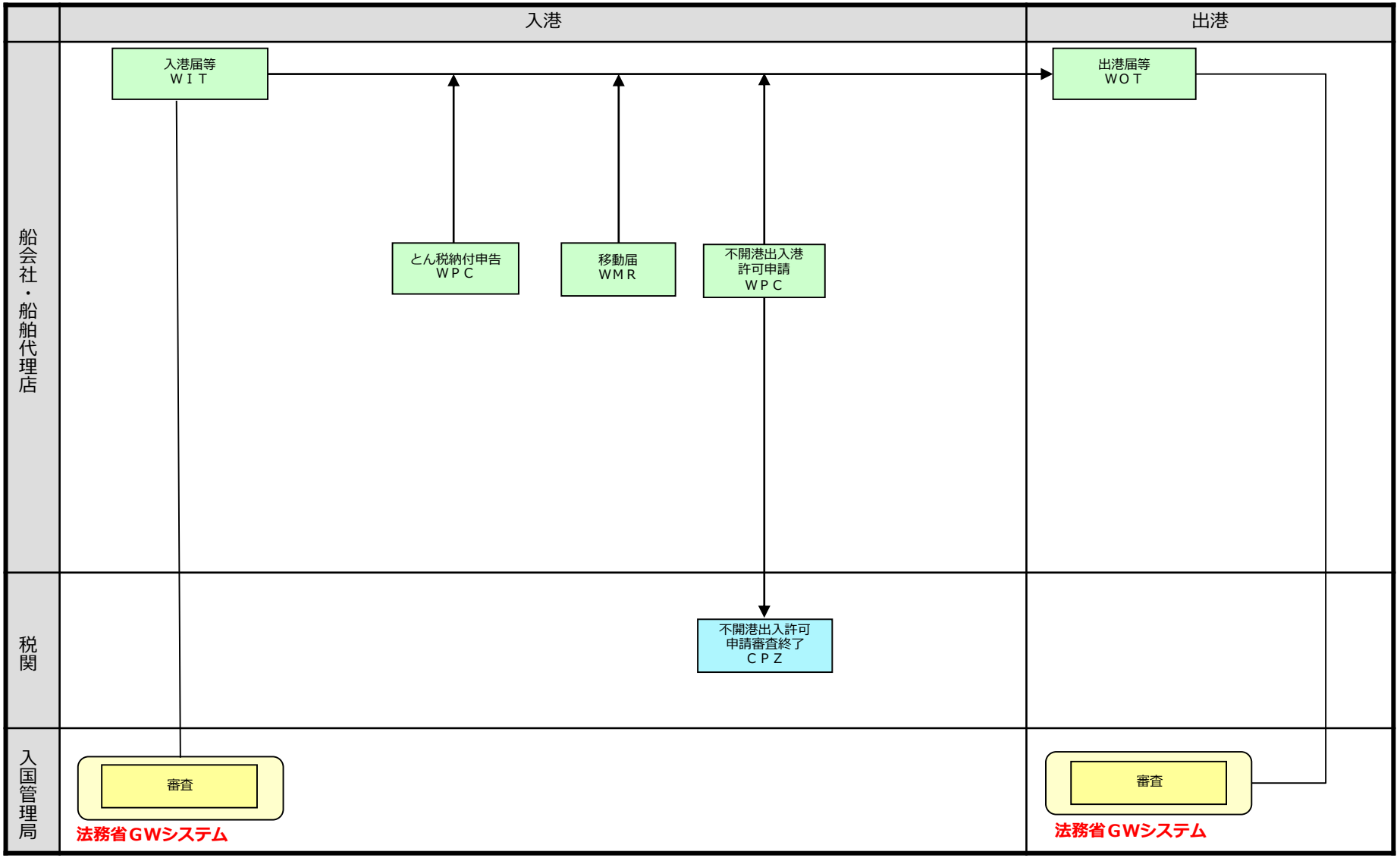

別紙２－９　海上・入出港　Ｗｅｂ詳細業務フロー（外航船- ③入港業務・④出港業務）

○ Ｗｅｂ ＮＡＣＣＳ

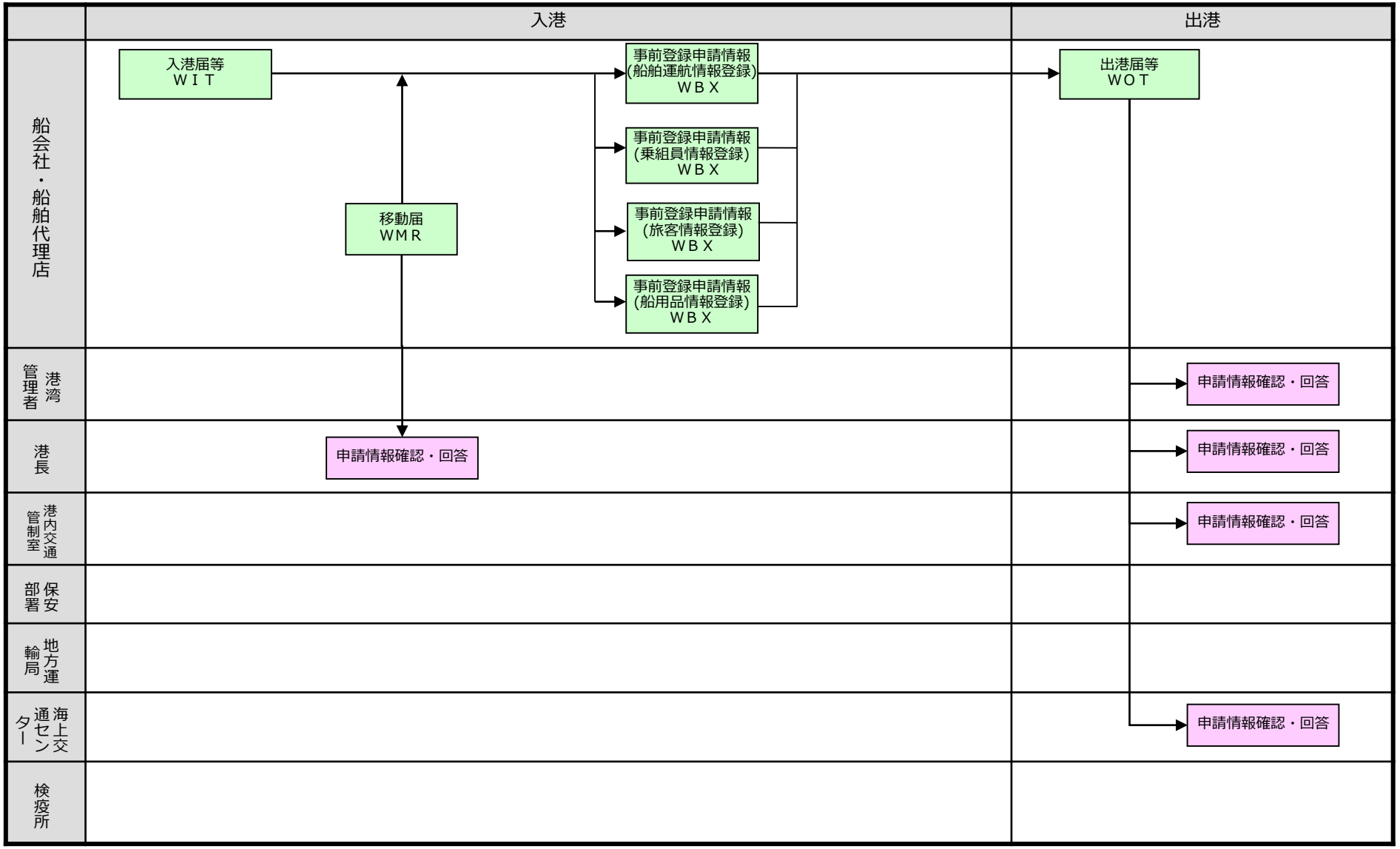

別紙２－10　海上・入出港　Ｗｅｂ詳細業務フロー（その他）

○ Ｗｅｂ ＮＡＣＣＳ

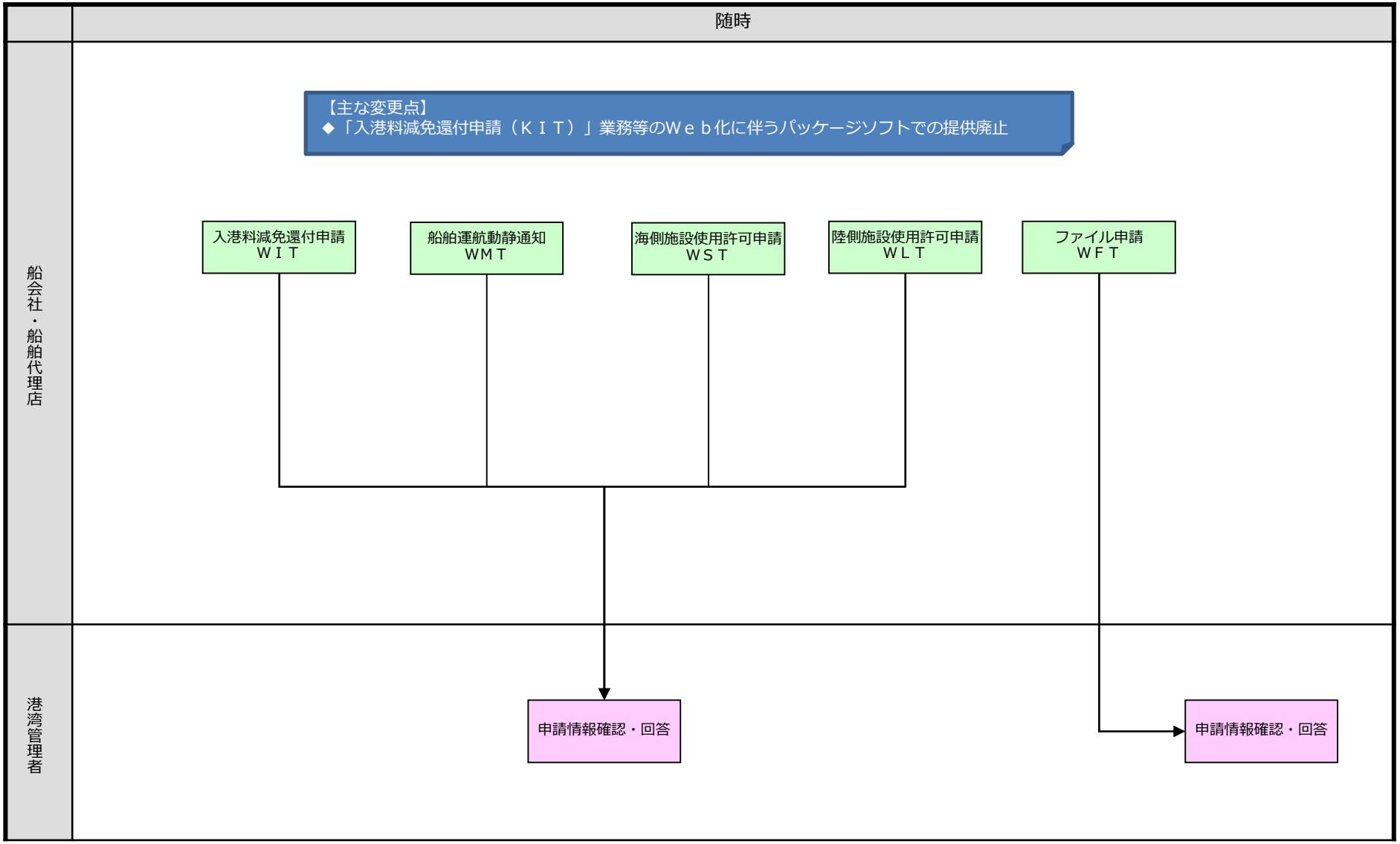

別紙２－11　海上・輸出　基本業務フロー（概要）

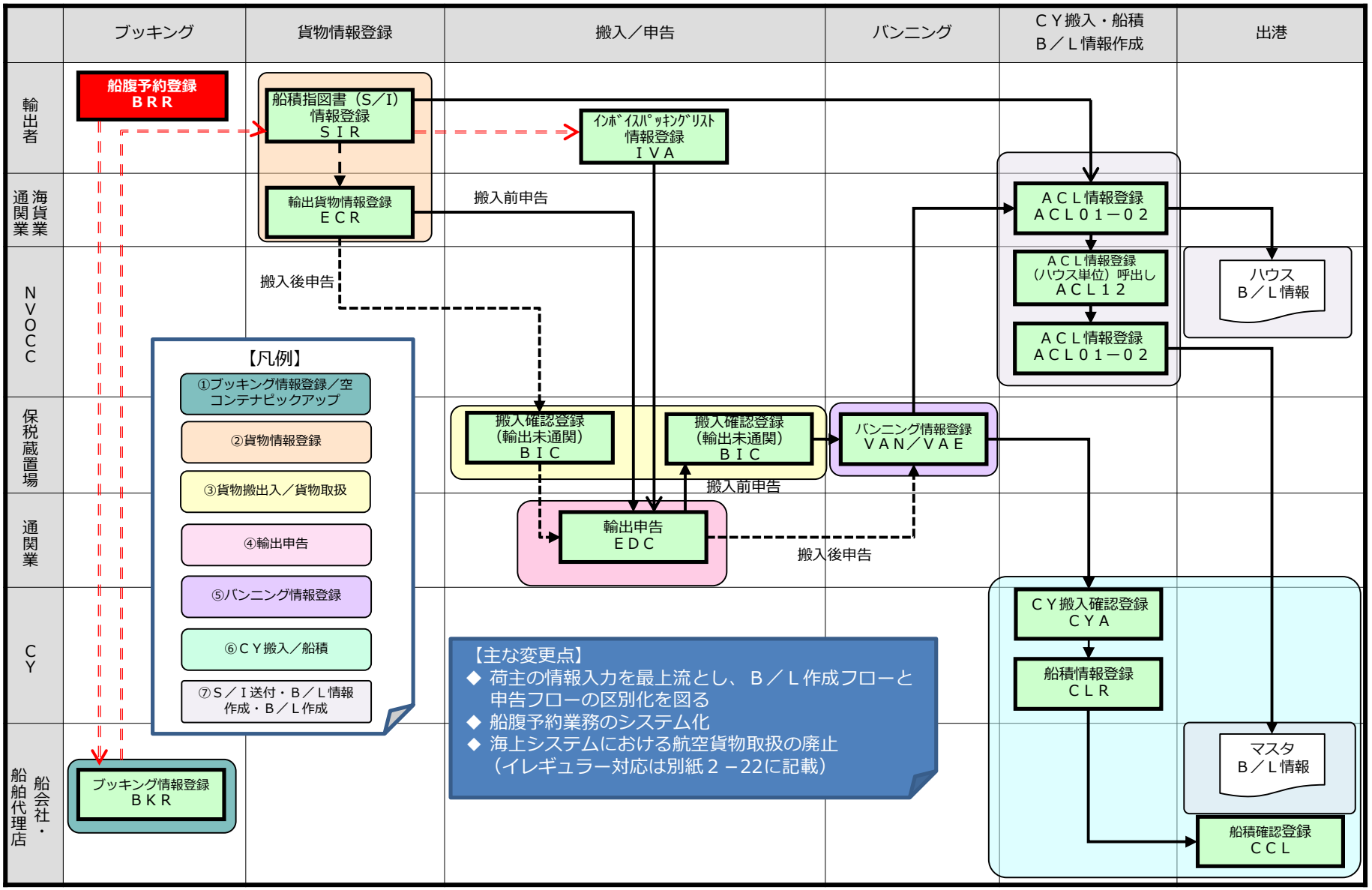

別紙２－12　海上・輸出　詳細業務フロー（① ブッキング情報登録・空コンテナピックアップ）

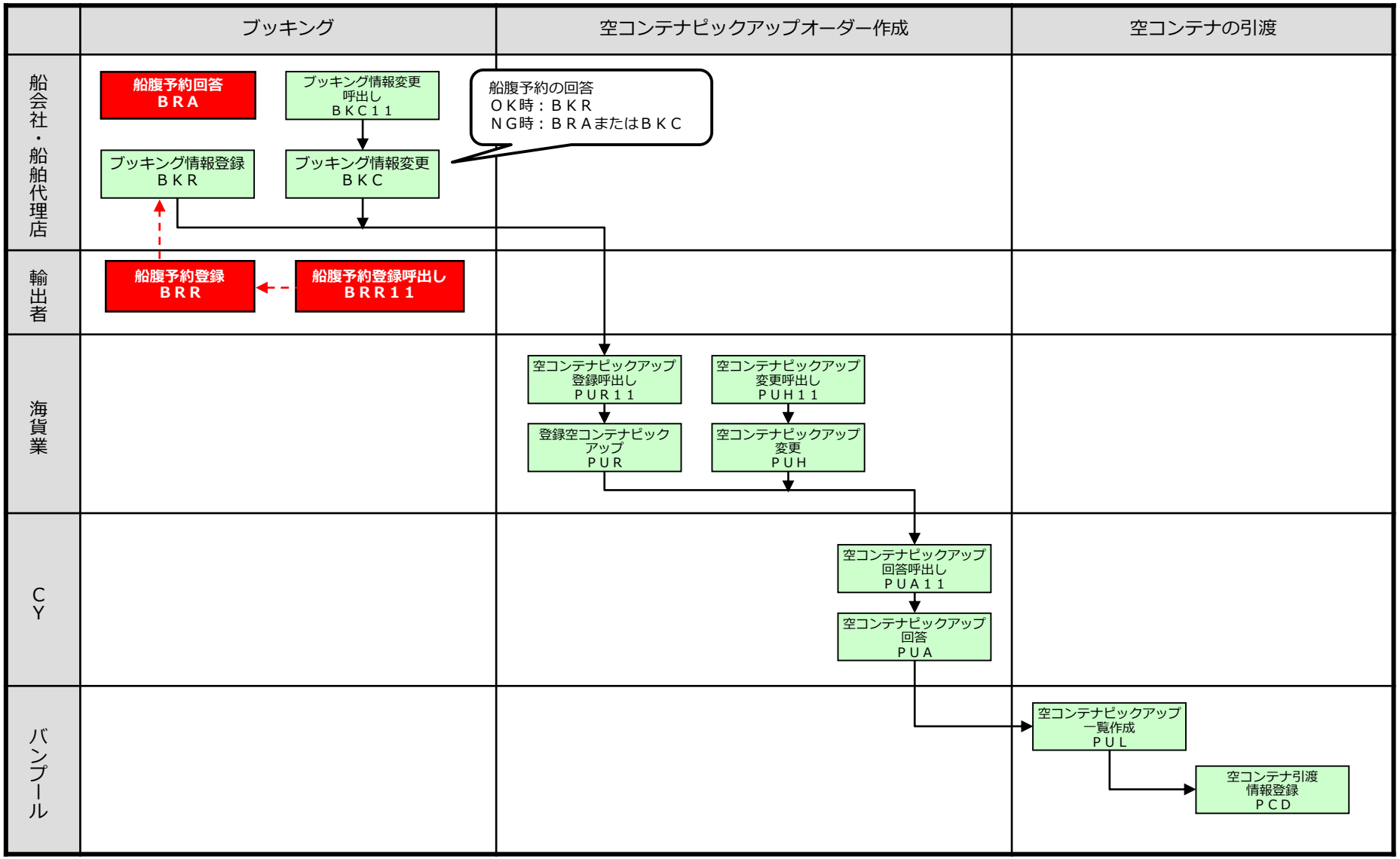

別紙２－13　海上・輸出　詳細業務フロー（② 貨物情報登録）

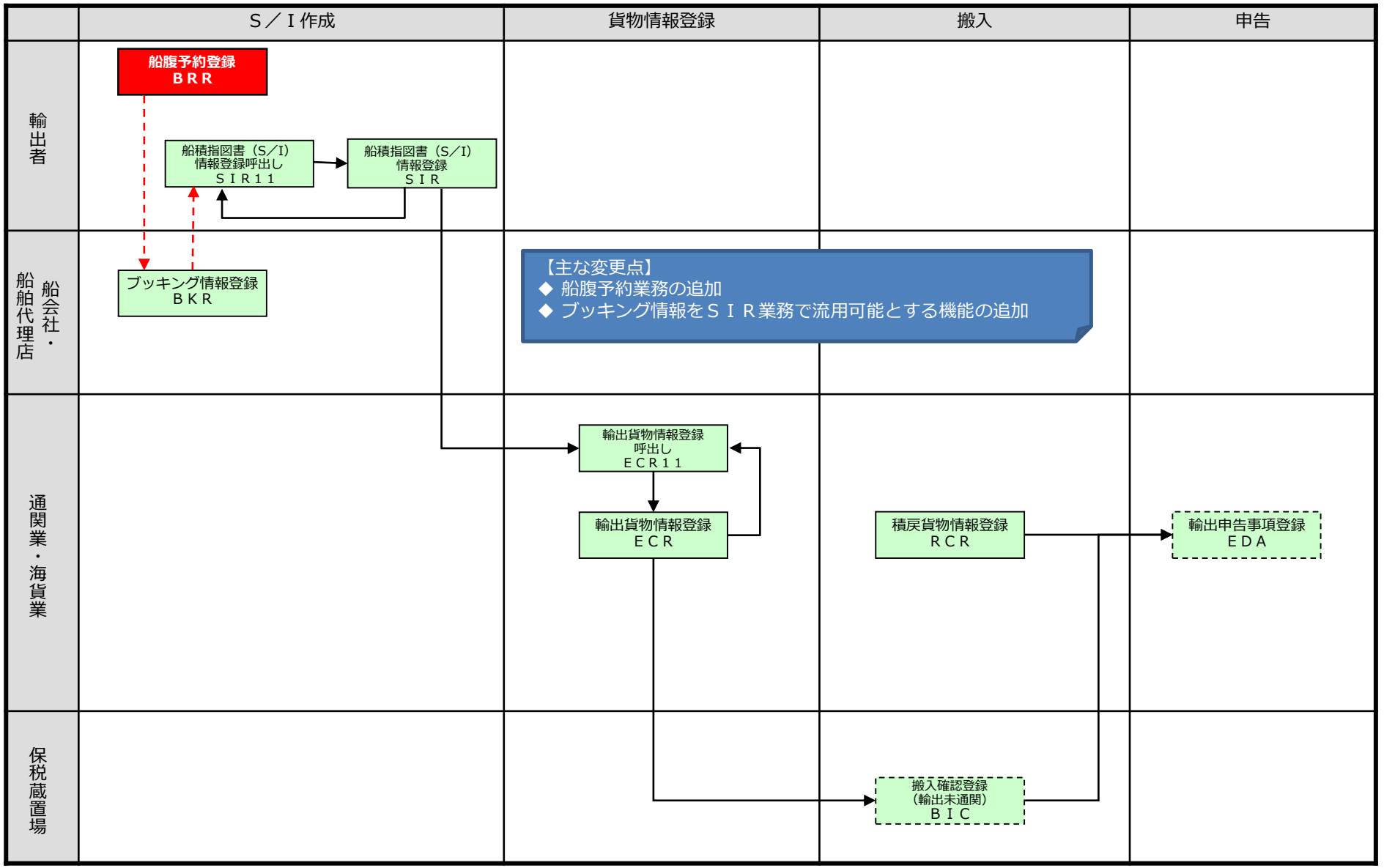

別紙２－14　海上・輸出　詳細業務フロー（③－１ 貨物搬出入）

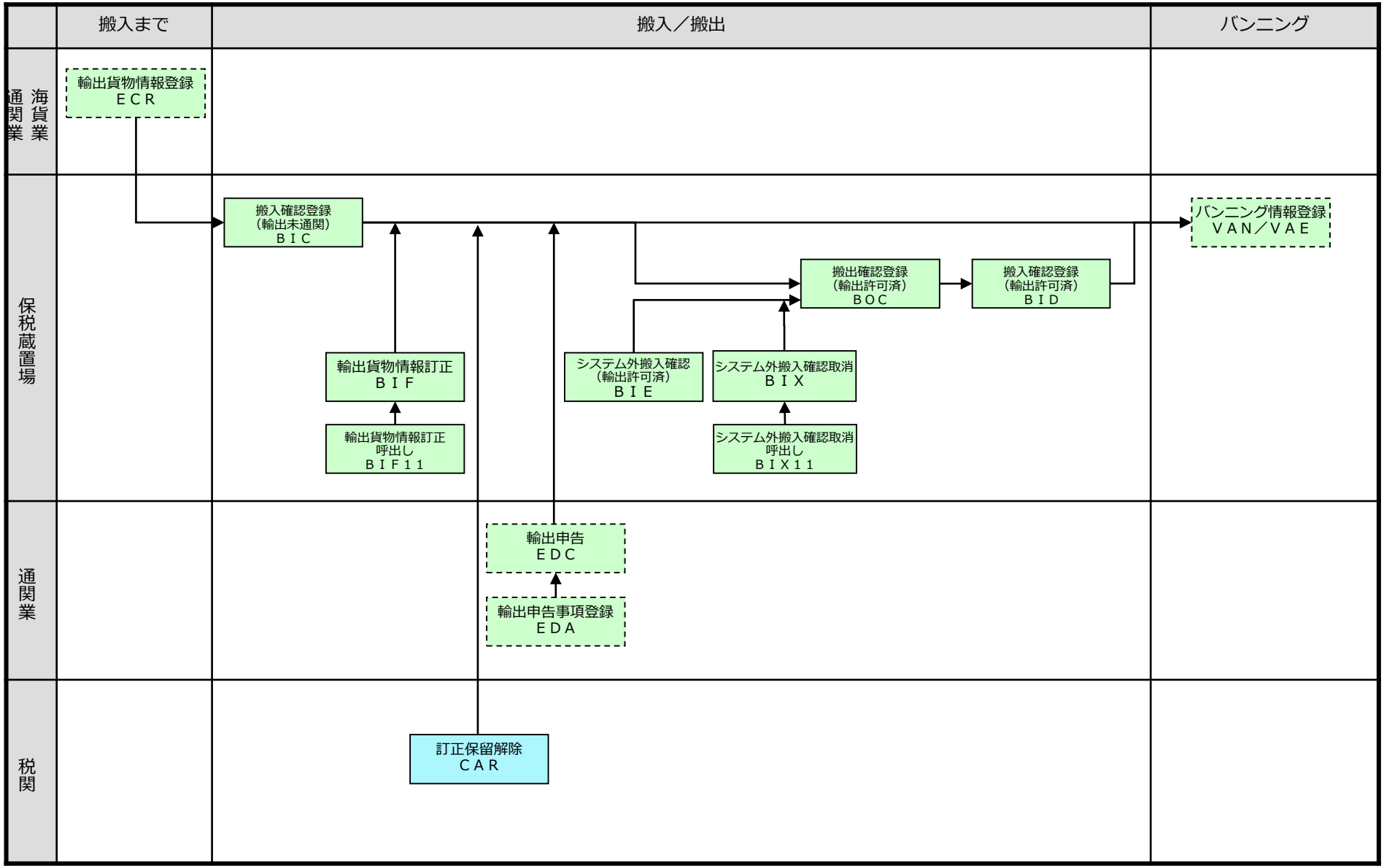

別紙２－15　海上・輸出　詳細業務フロー（③－２ 貨物取扱）

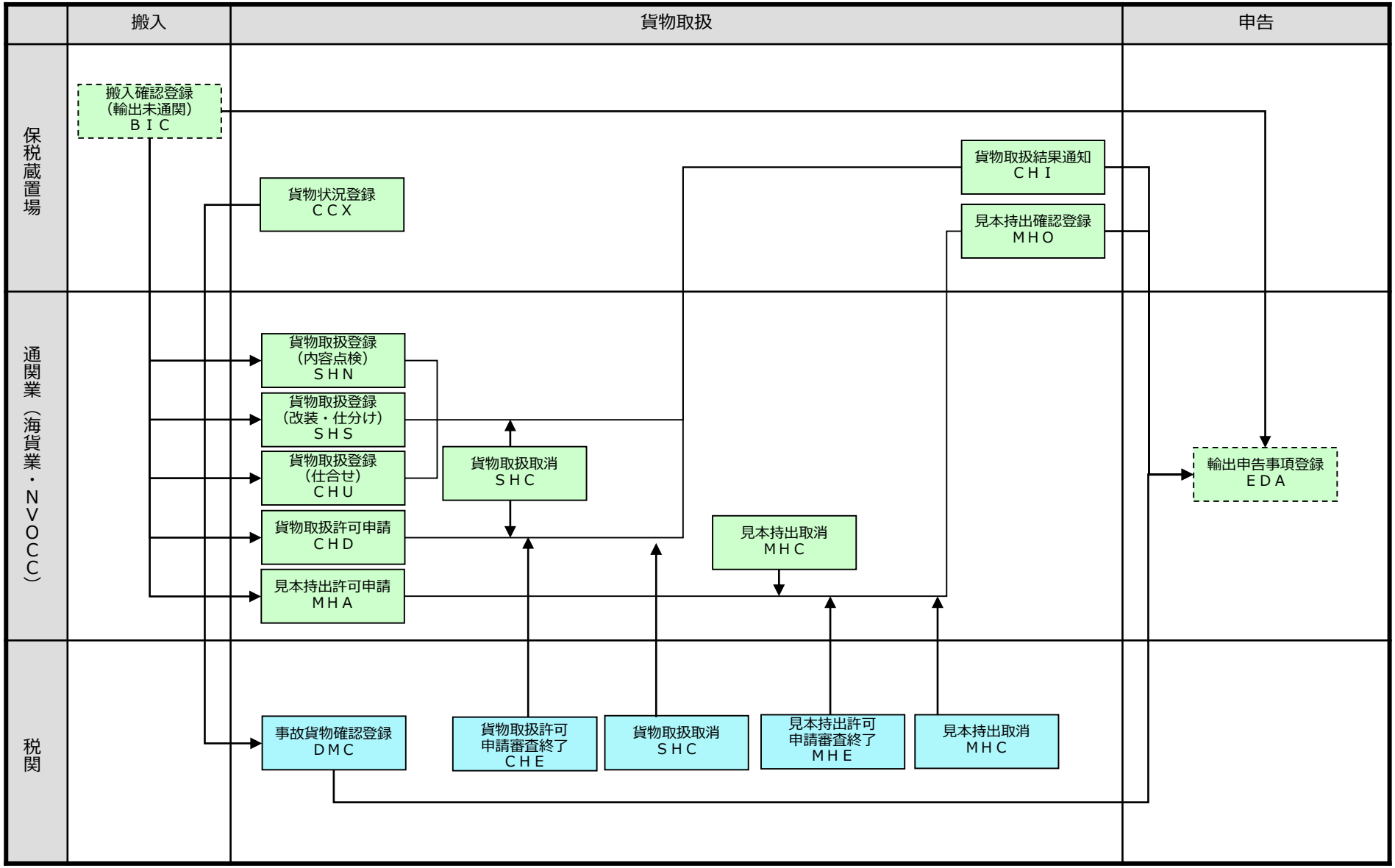

別紙２－16　海上・輸出　詳細業務フロー（④－１ 輸出申告）

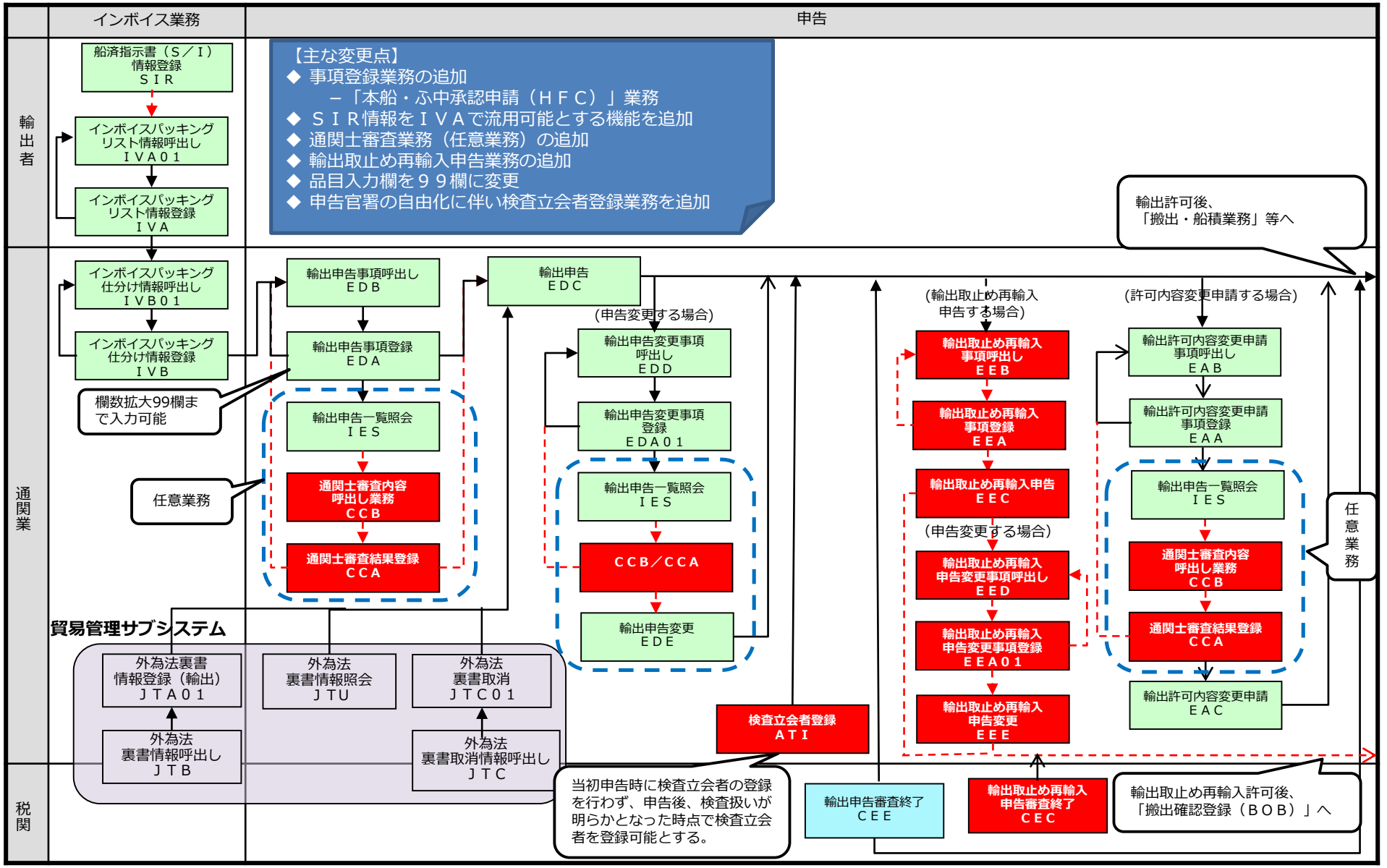

別紙２－17　海上・輸出　詳細業務フロー（④－２ 輸出申告（本船・ふ中扱い申請））

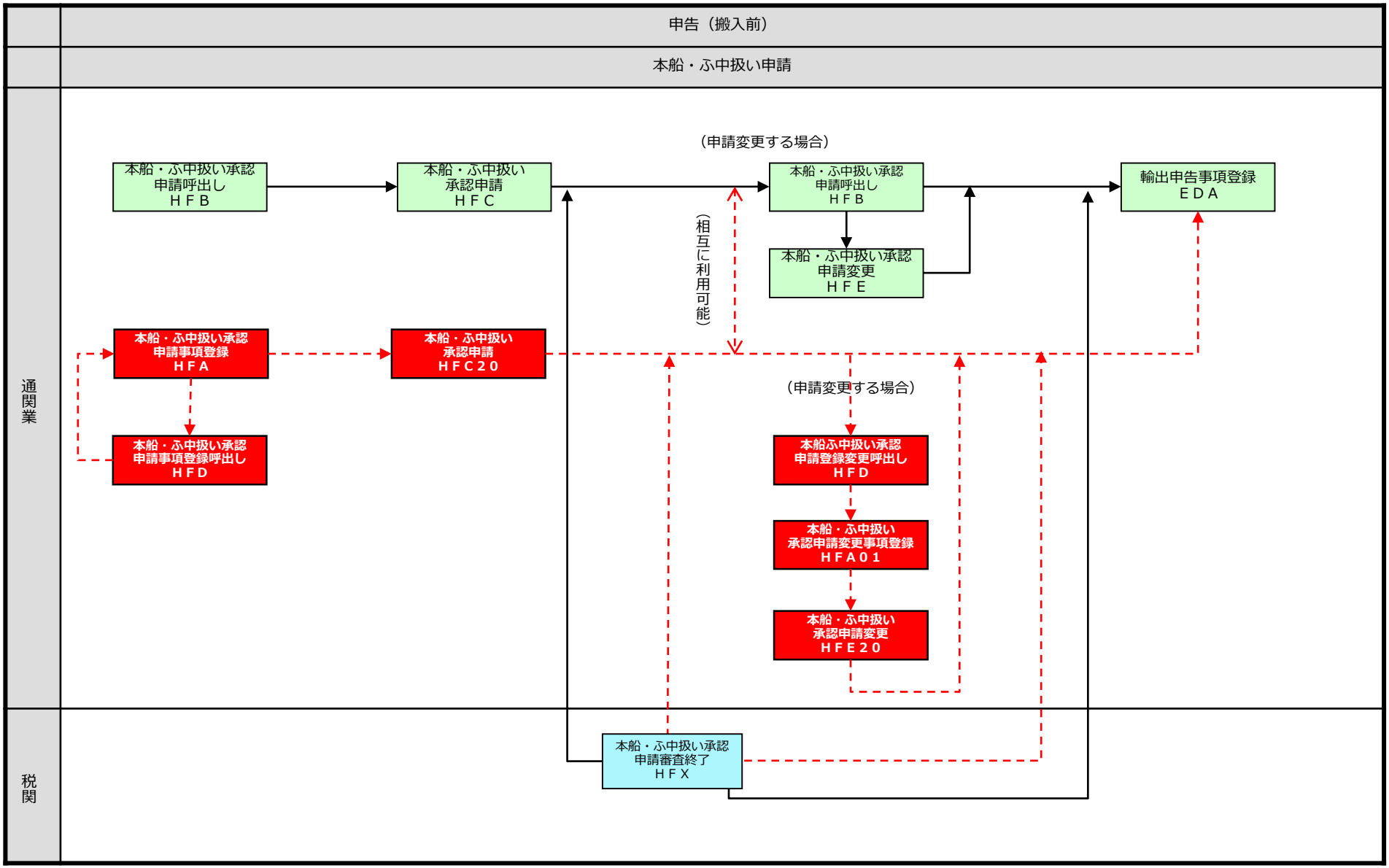

別紙２－18　海上・輸出　詳細業務フロー（⑤バンニング情報登録）

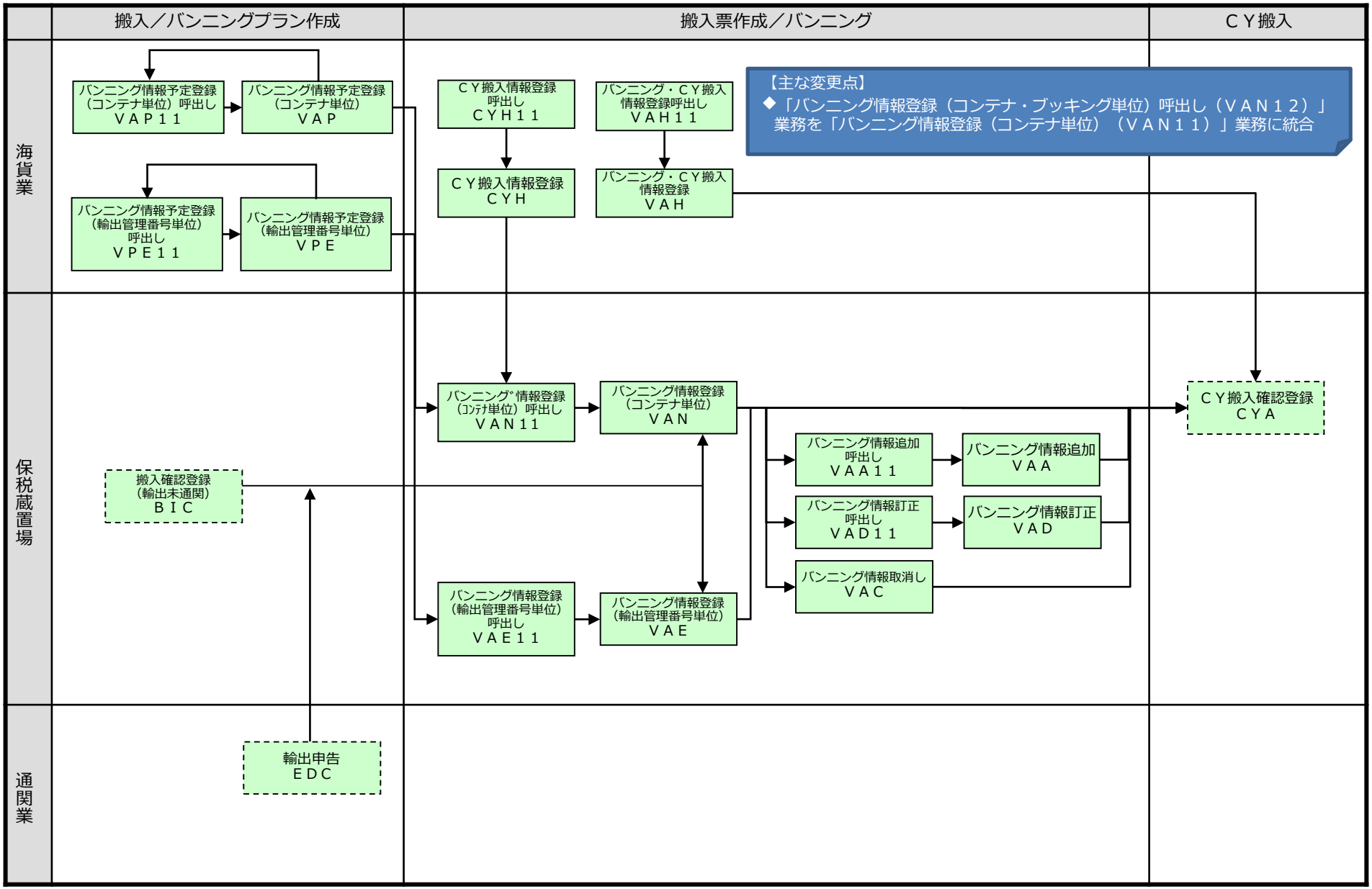

別紙２－19　海上・輸出　詳細業務フロー（⑥ＣＹ搬入・船積）

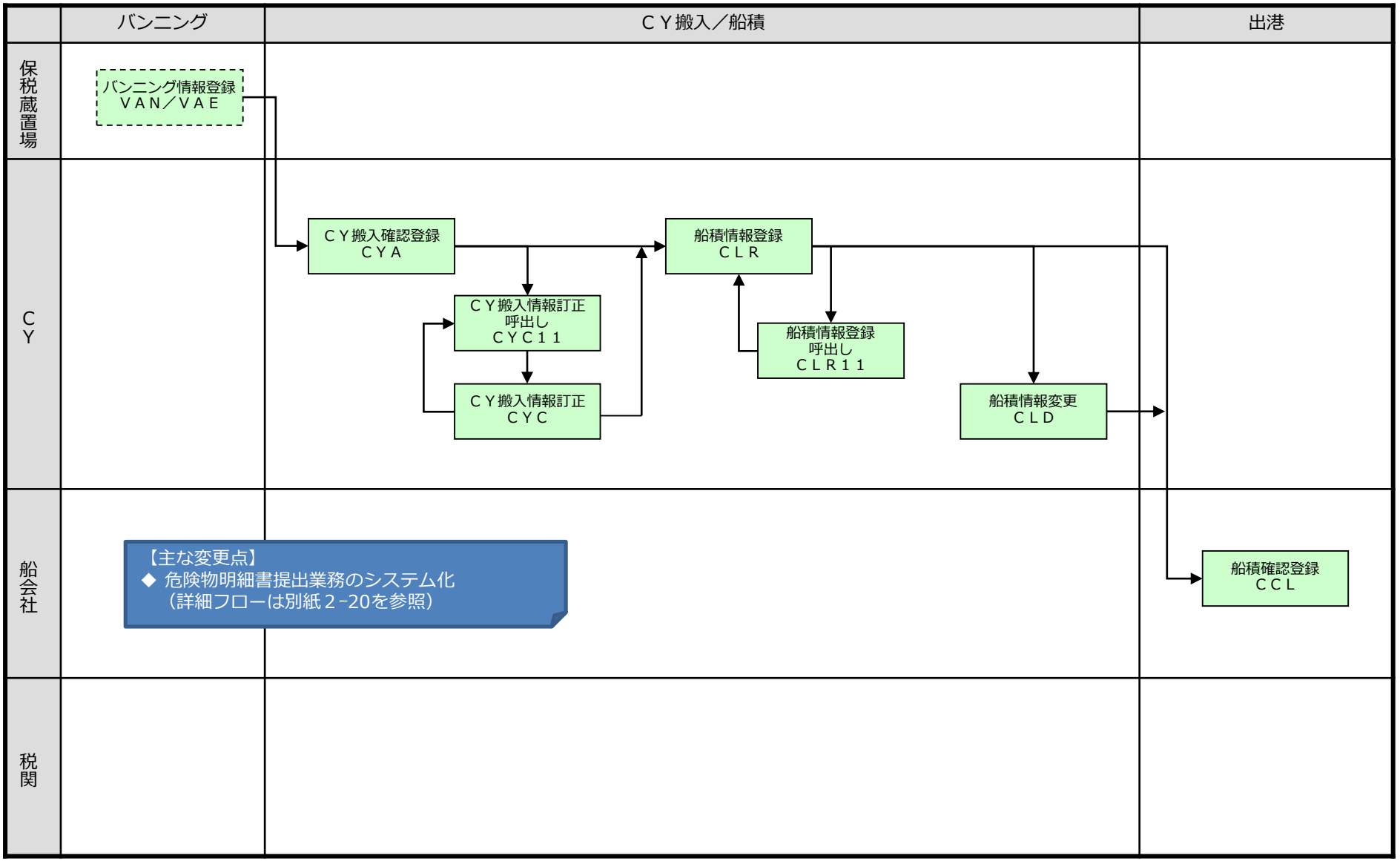

別紙２－20　海上・輸出　詳細業務フロー（⑦ 危険物明細書のシステム化）

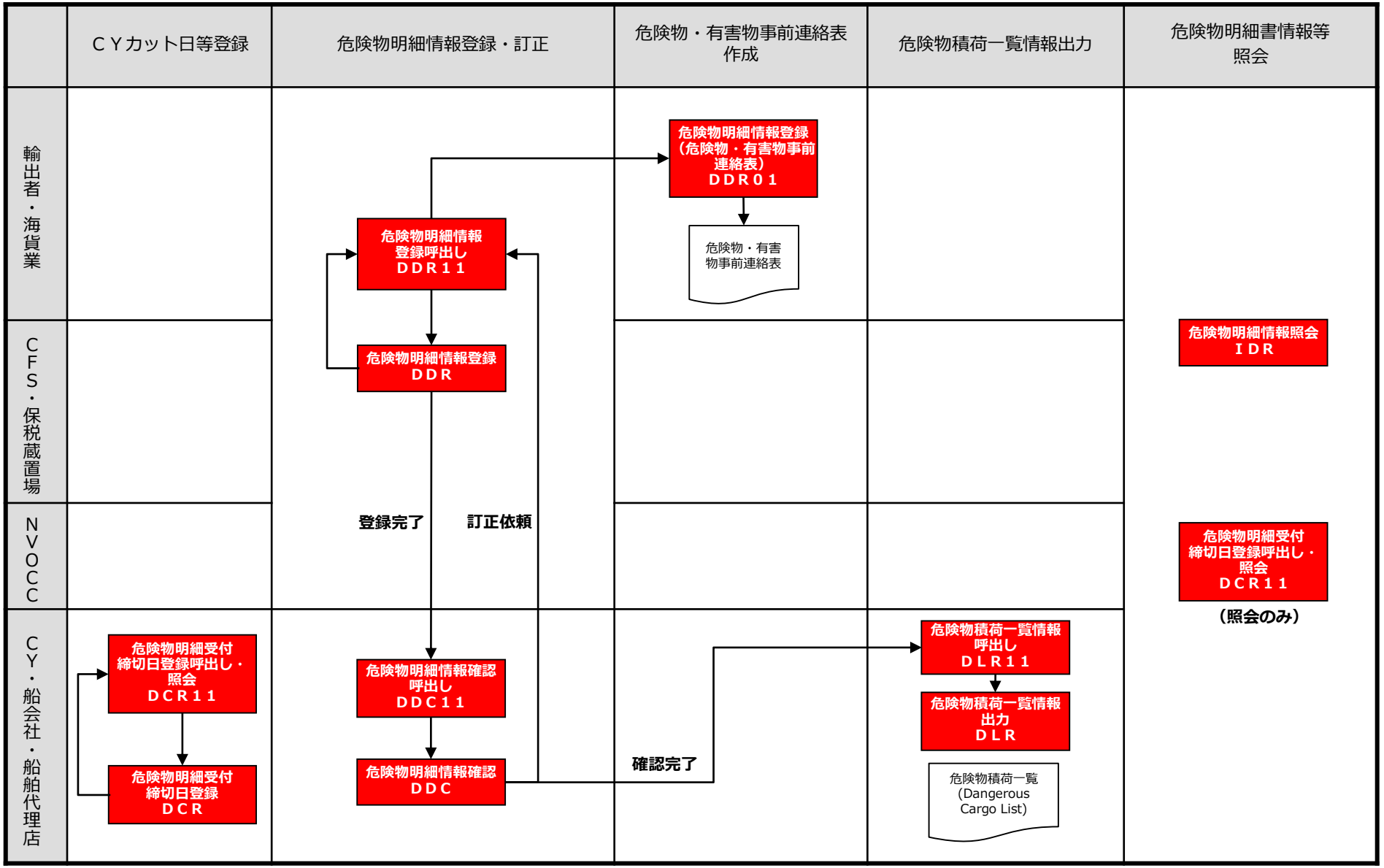

別紙２－21　海上・輸出　詳細業務フロー（⑧Ｓ／Ｉ送付・Ｂ／Ｌ情報作成・Ｂ／Ｌ送付）

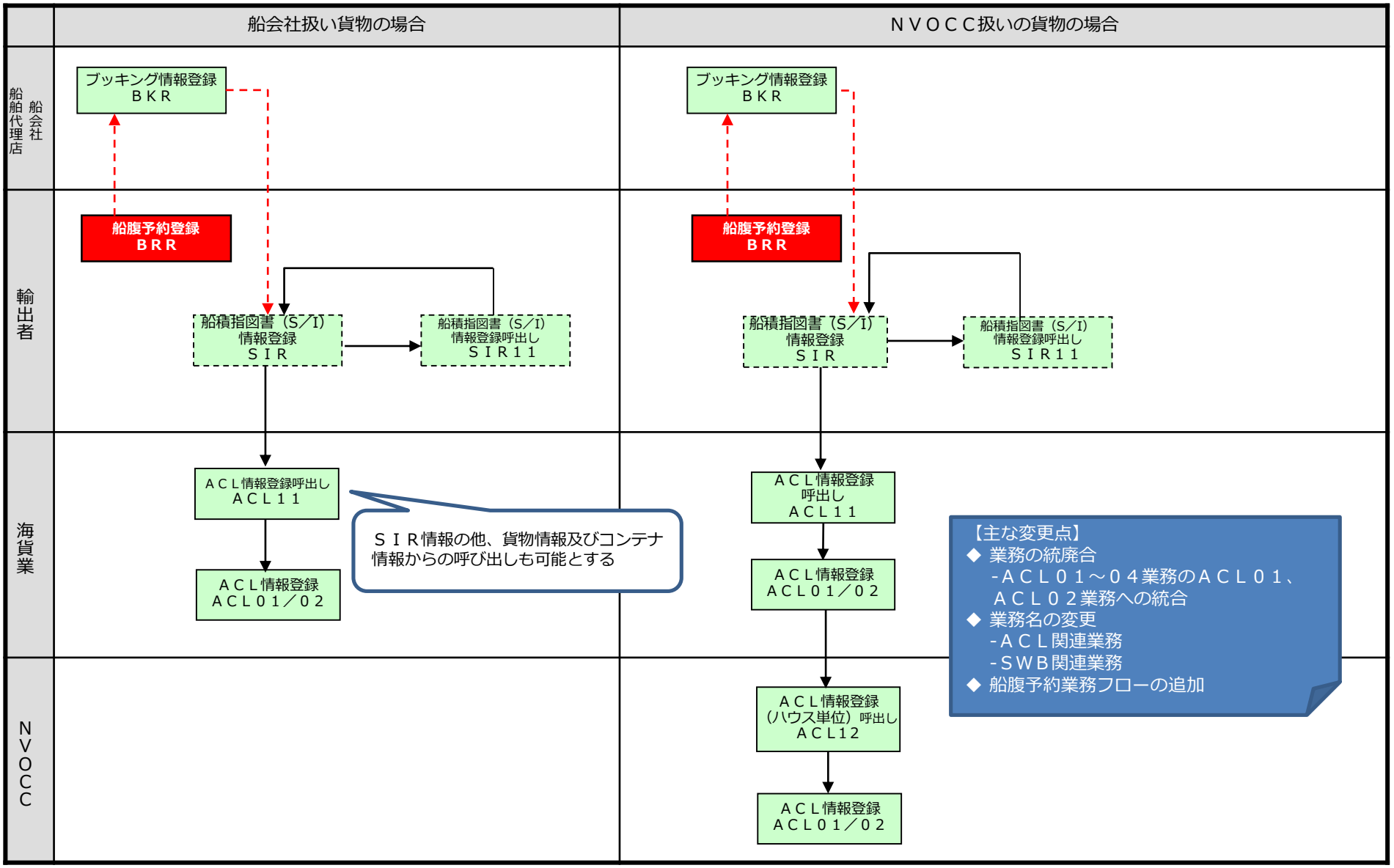

別紙２－22　海上・輸出　詳細業務フロー（⑨ イレギュラー対応）

① 当初は海上貨物として輸出する予定であったが、許可後急きょ航空貨物として輸出する場合

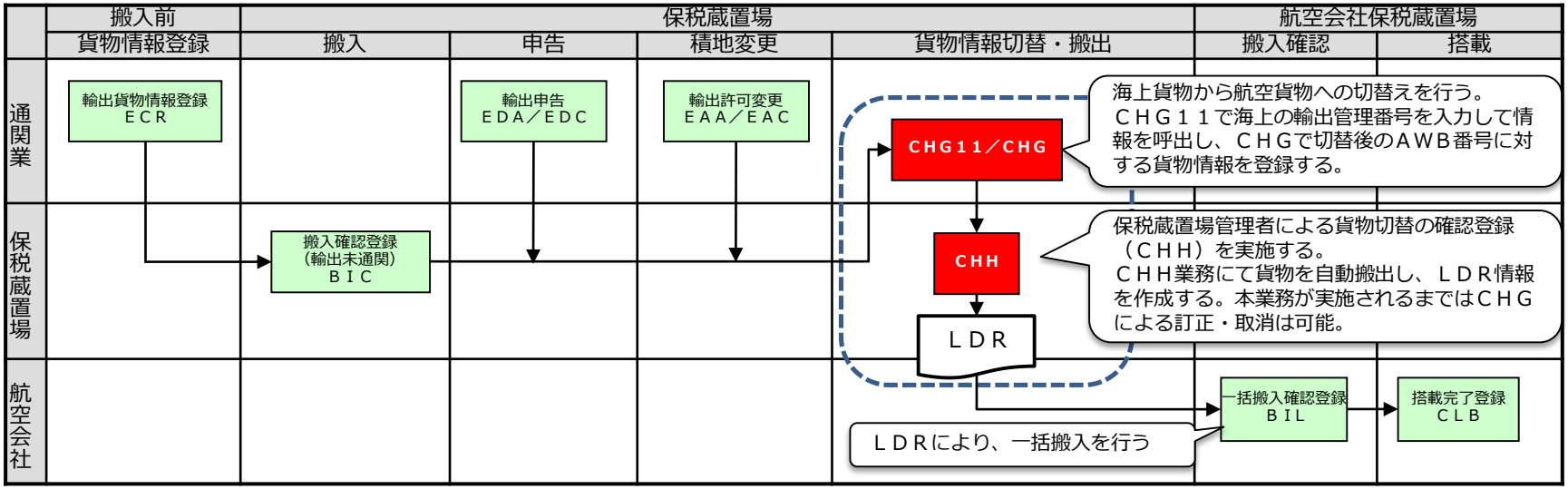

② 船舶から仮陸揚げされた海上貨物を航空貨物として積み戻す場合

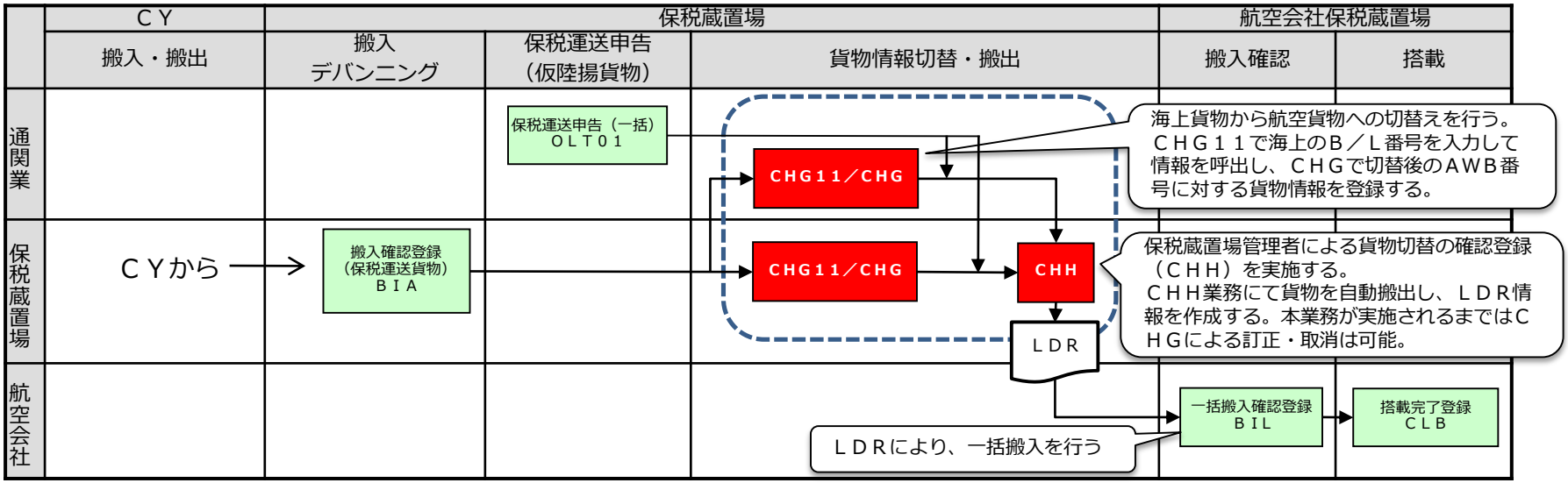

別紙２－23　海上・輸入　基本業務フロー（概要）

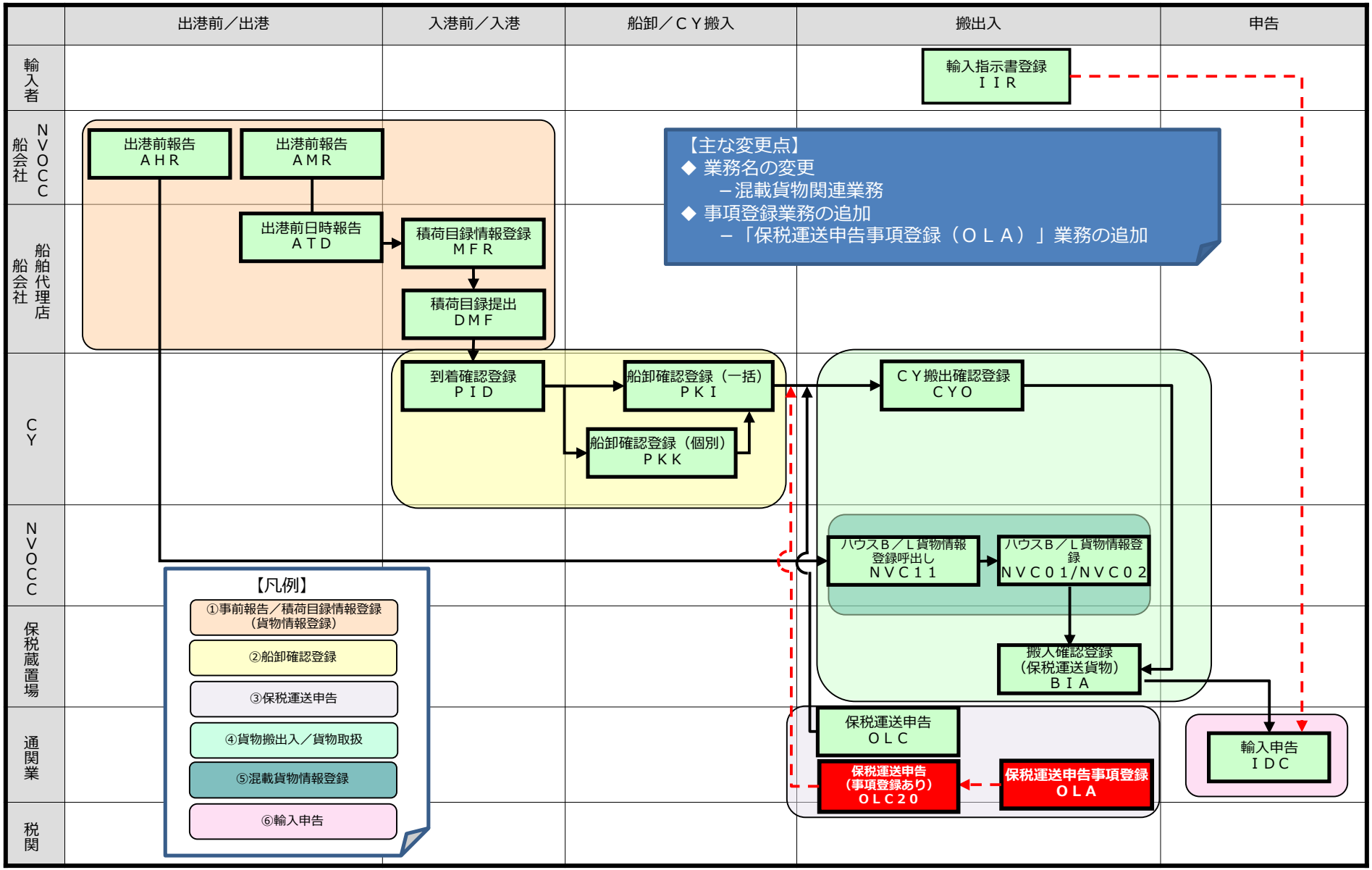

別紙２－24　海上・輸入　詳細業務フロー（①事前報告／積荷目録情報登録）

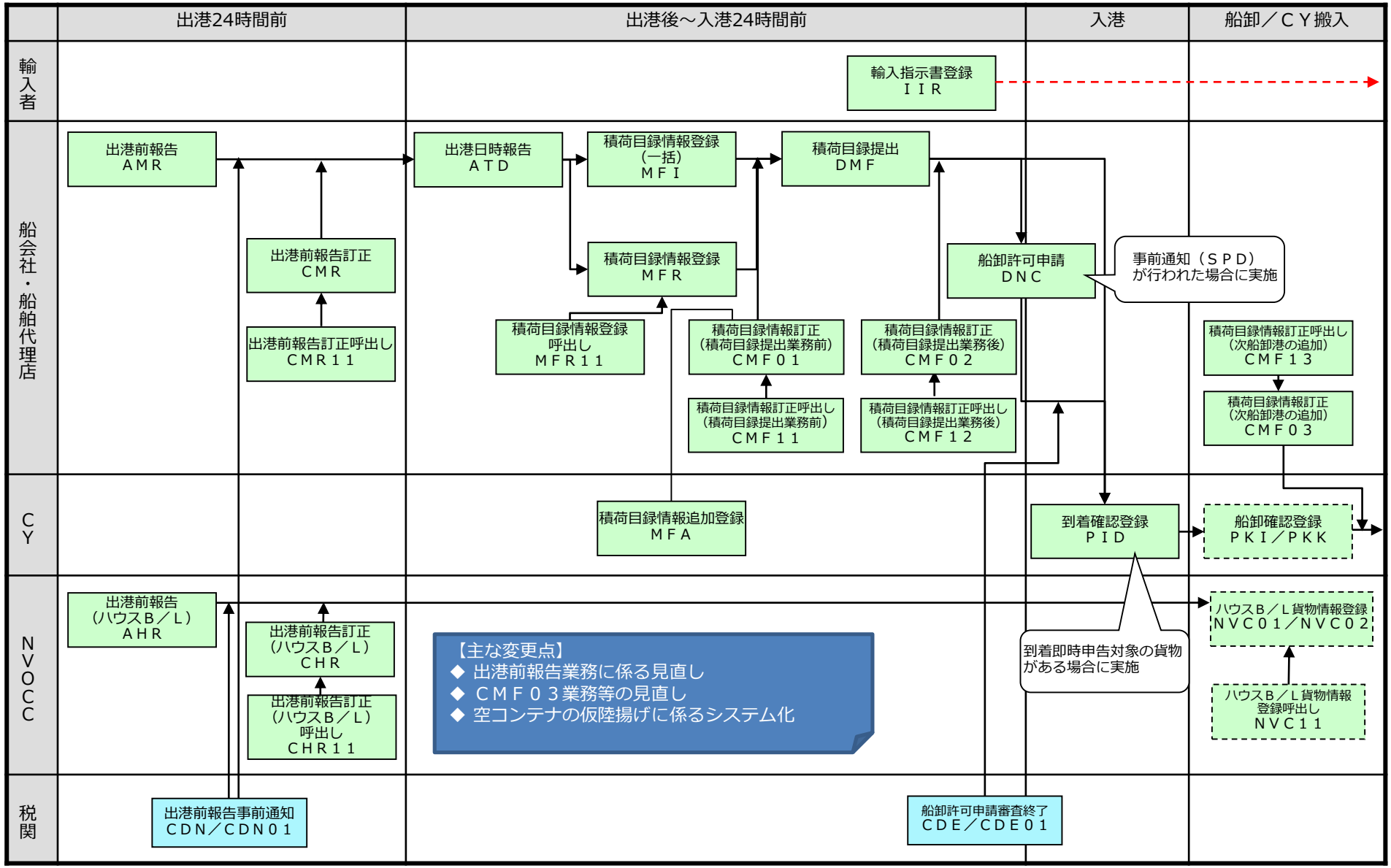

別紙２－25　海上・輸入　詳細業務フロー（②船卸確認登録・③保税運送申告）

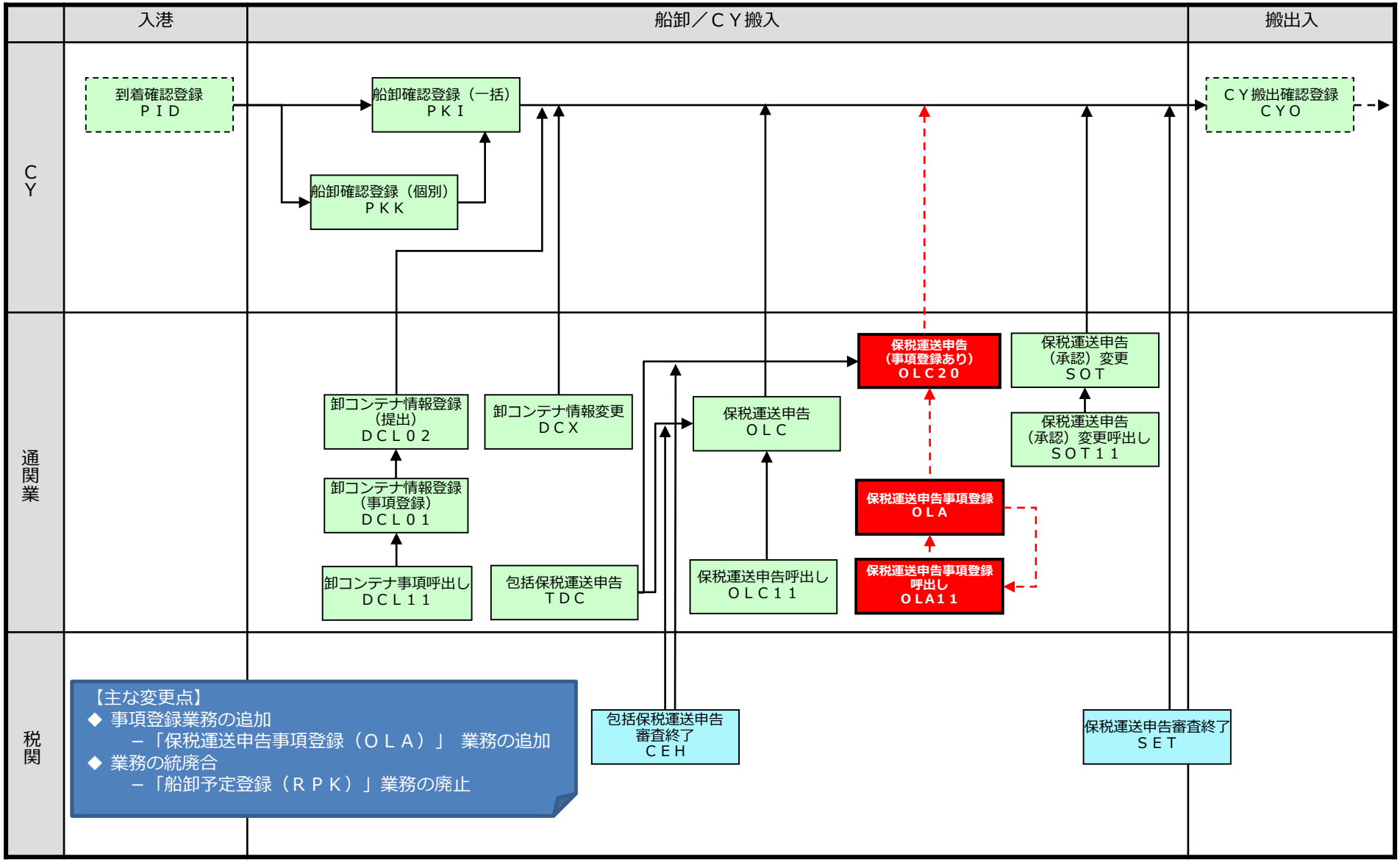

別紙２－26　海上・輸入　詳細業務フロー（④－１ 搬出入確認登録・⑤混載貨物情報登録）

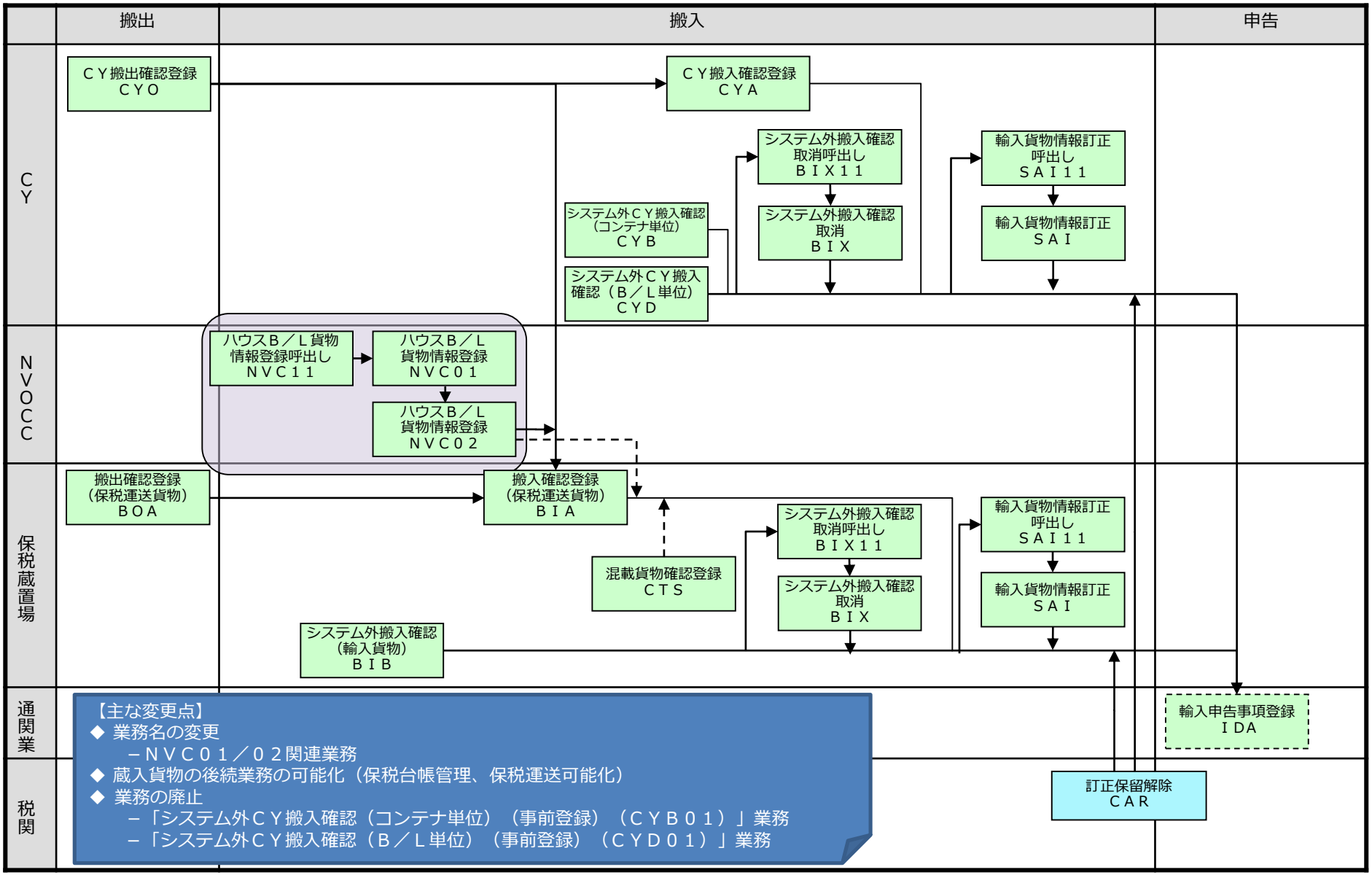

別紙２－27　海上・輸入　詳細業務フロー（④－２ 貨物取扱）

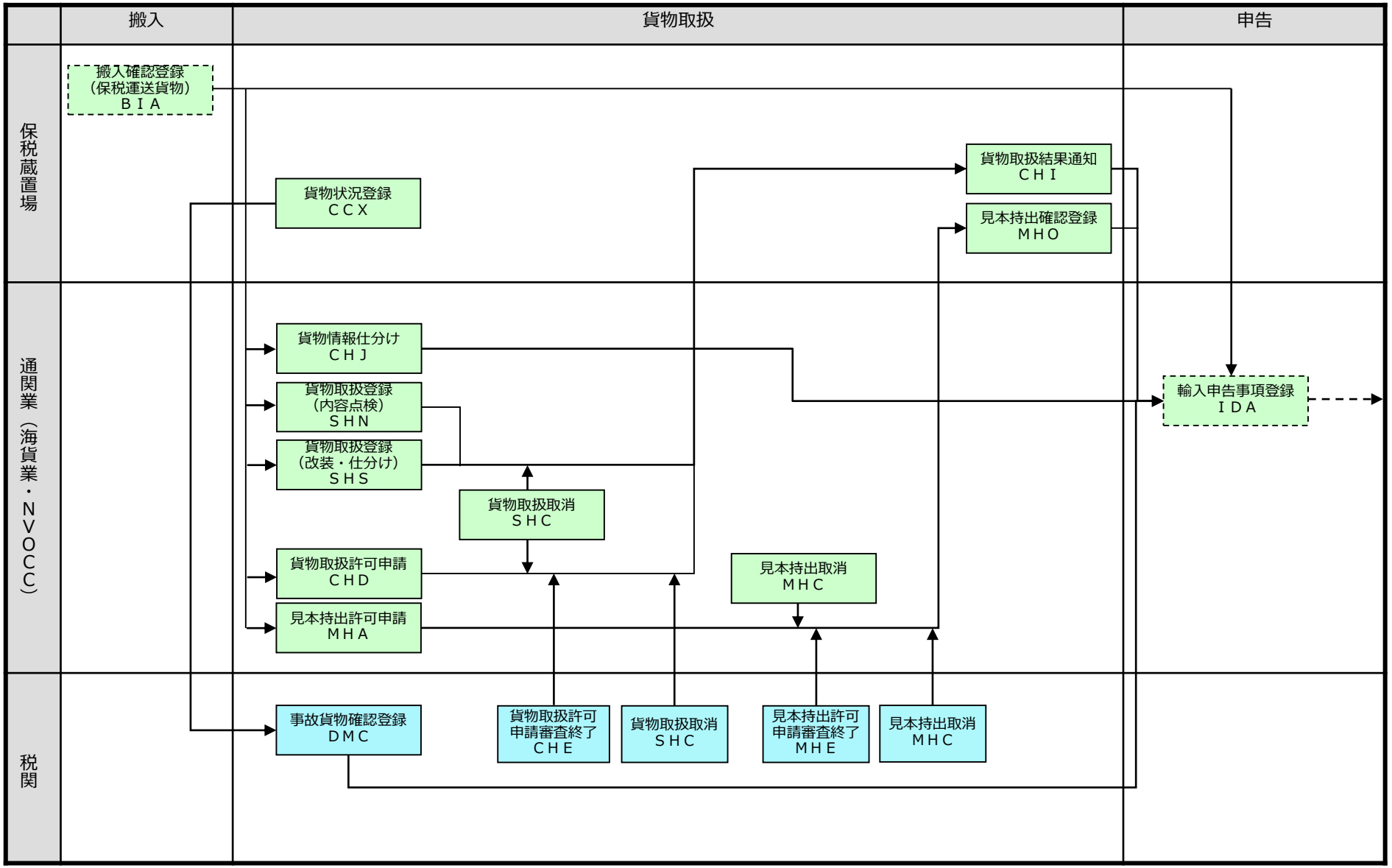

別紙２－28　海上・輸入　詳細業務フロー（⑥輸入申告）

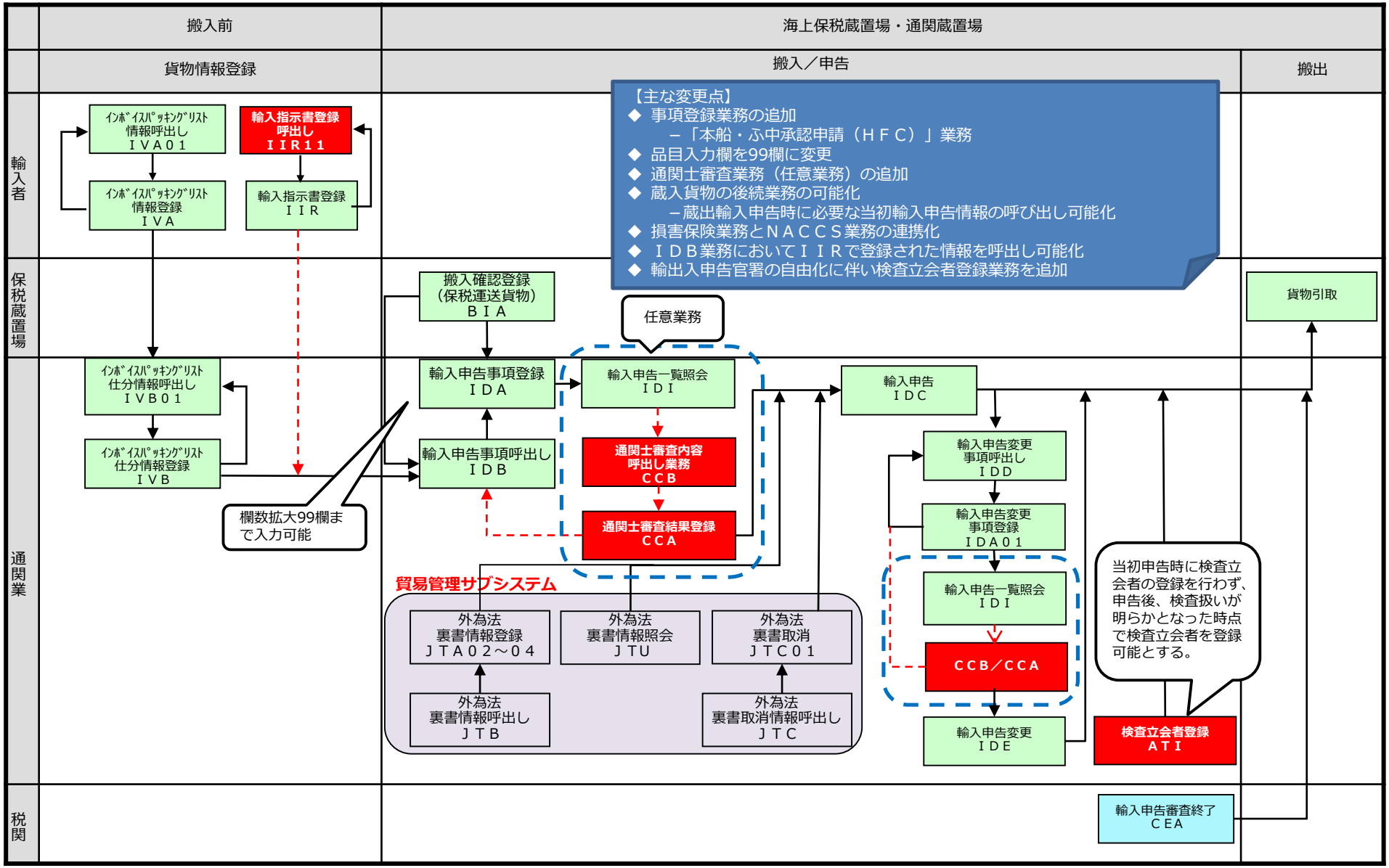

別紙２－29　海上・輸入　詳細業務フロー（⑥ 輸入申告（本船・ふ中扱い申請））

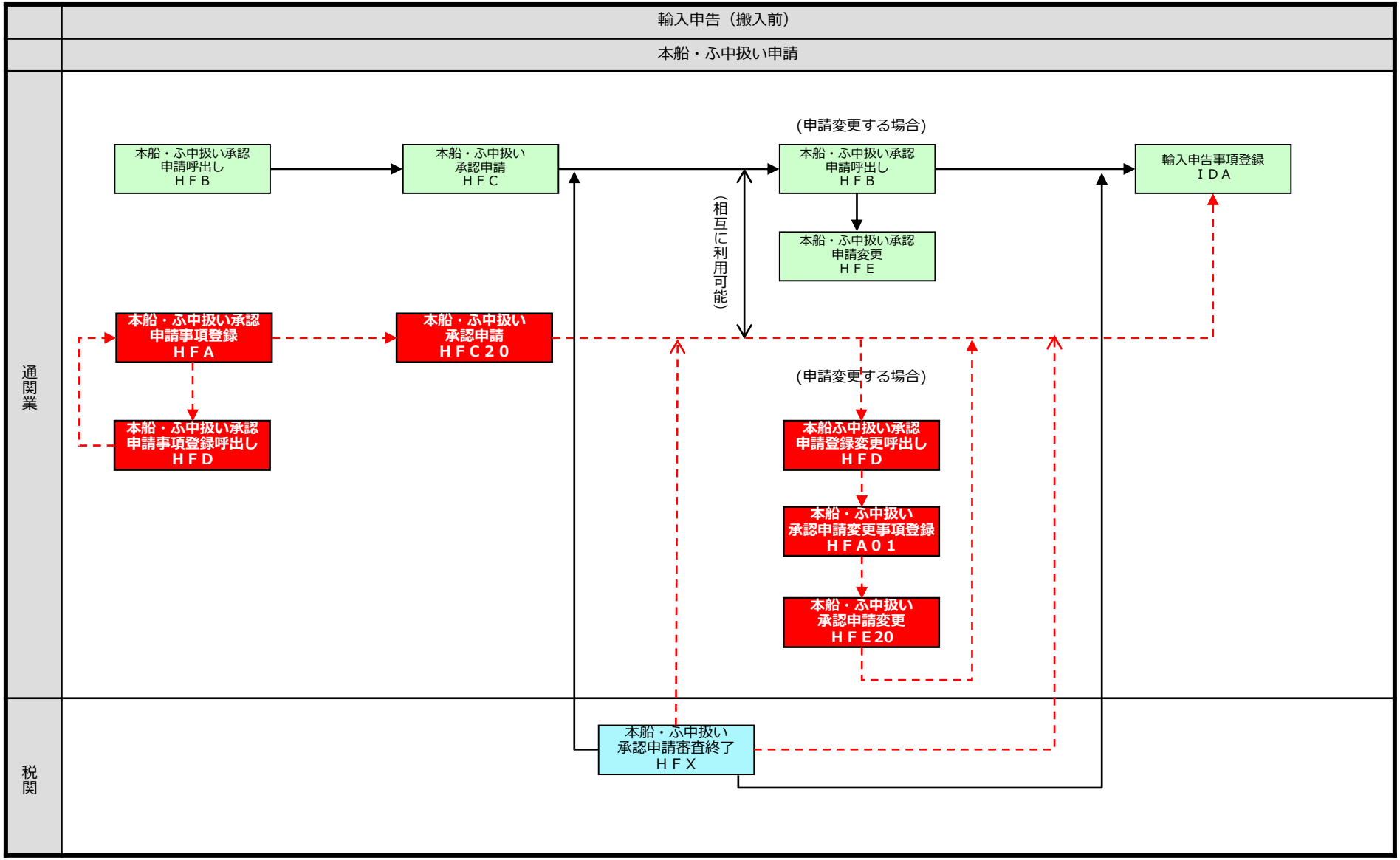

別紙２－30　海上・輸入　詳細業務フロー（⑥ 輸入申告＿減免税制度における残数量等管理）

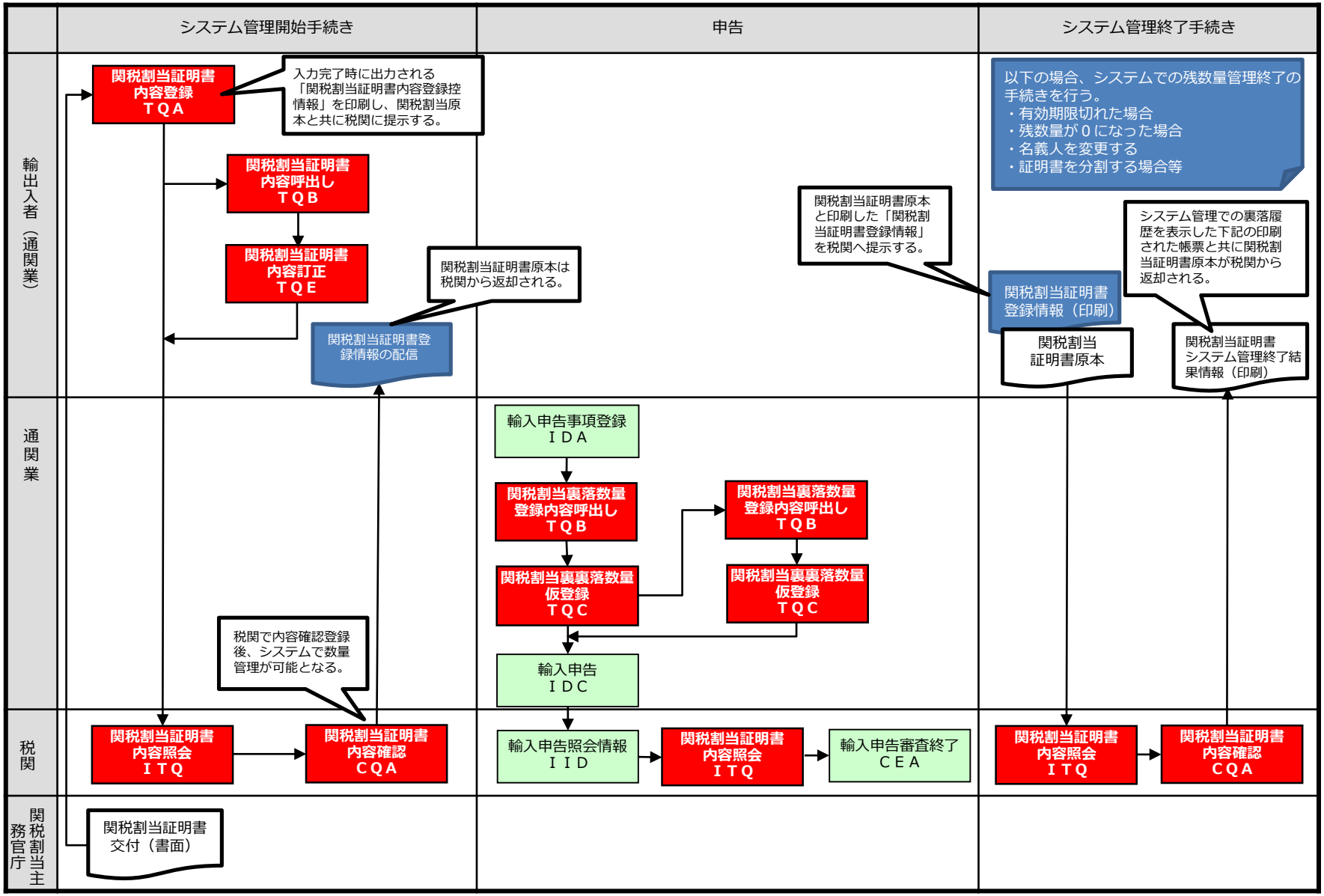

別紙２－31　海上・輸入　詳細業務フロー（⑥ 輸入申告__包括保険指数登録）

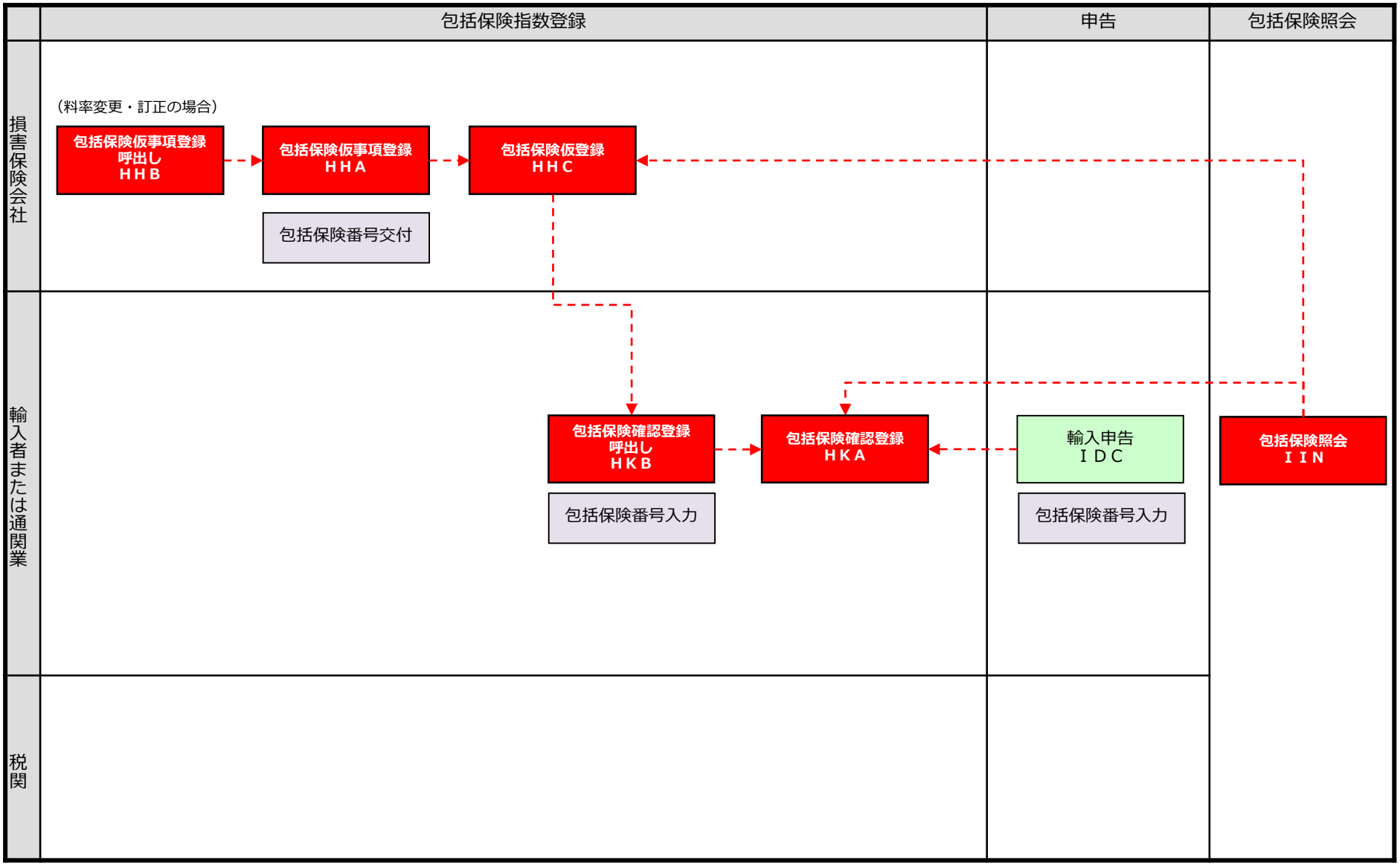

別紙２－32　海上・輸入　詳細業務フロー（⑥ 輸入申告）

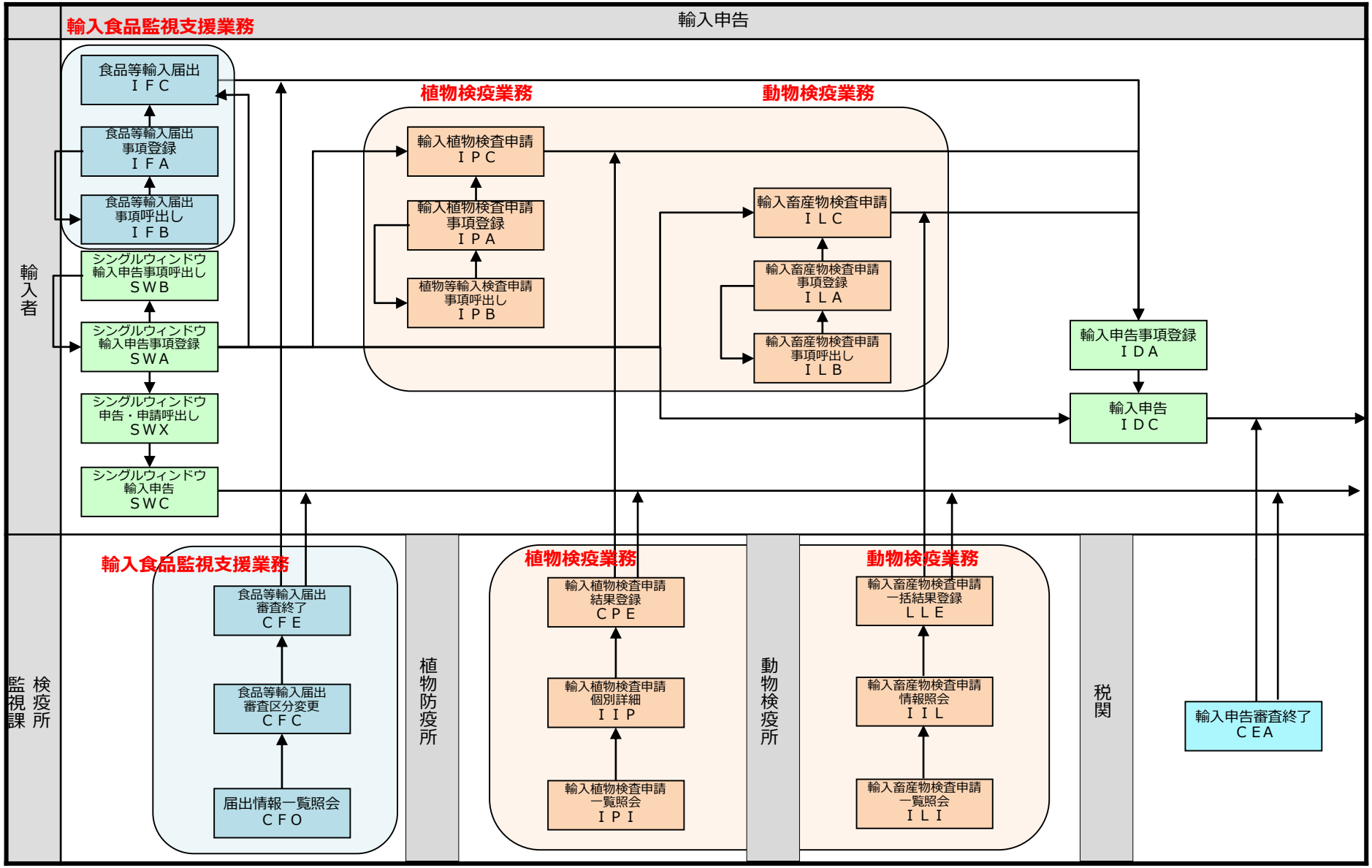

別紙２－33　海上・輸入　詳細業務フロー（⑥ 輸入申告__医薬品医療機器等）

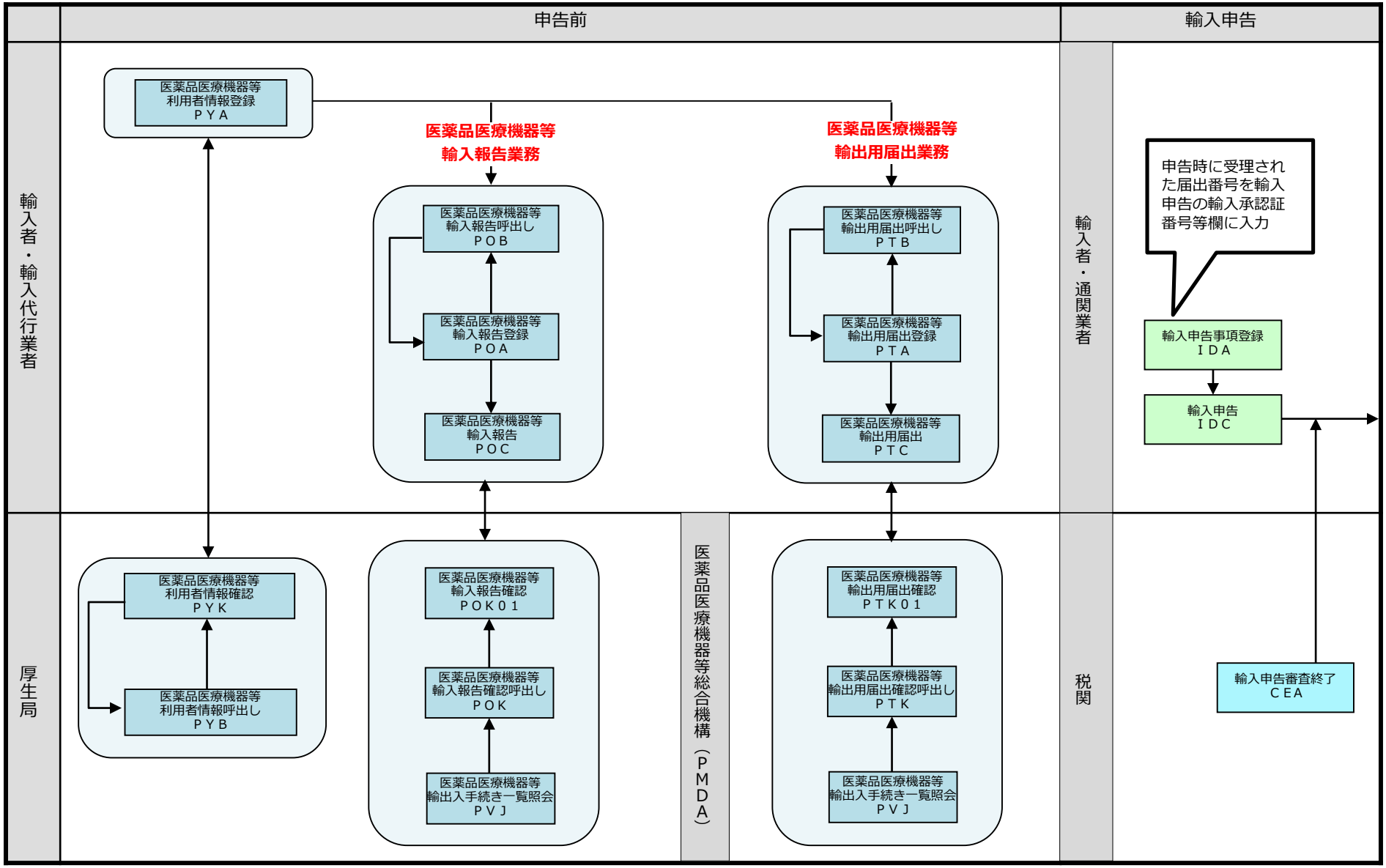

別紙２－34　海上・輸出入共通　詳細業務フロー（ ④ 輸出申告／⑥ 輸入申告）

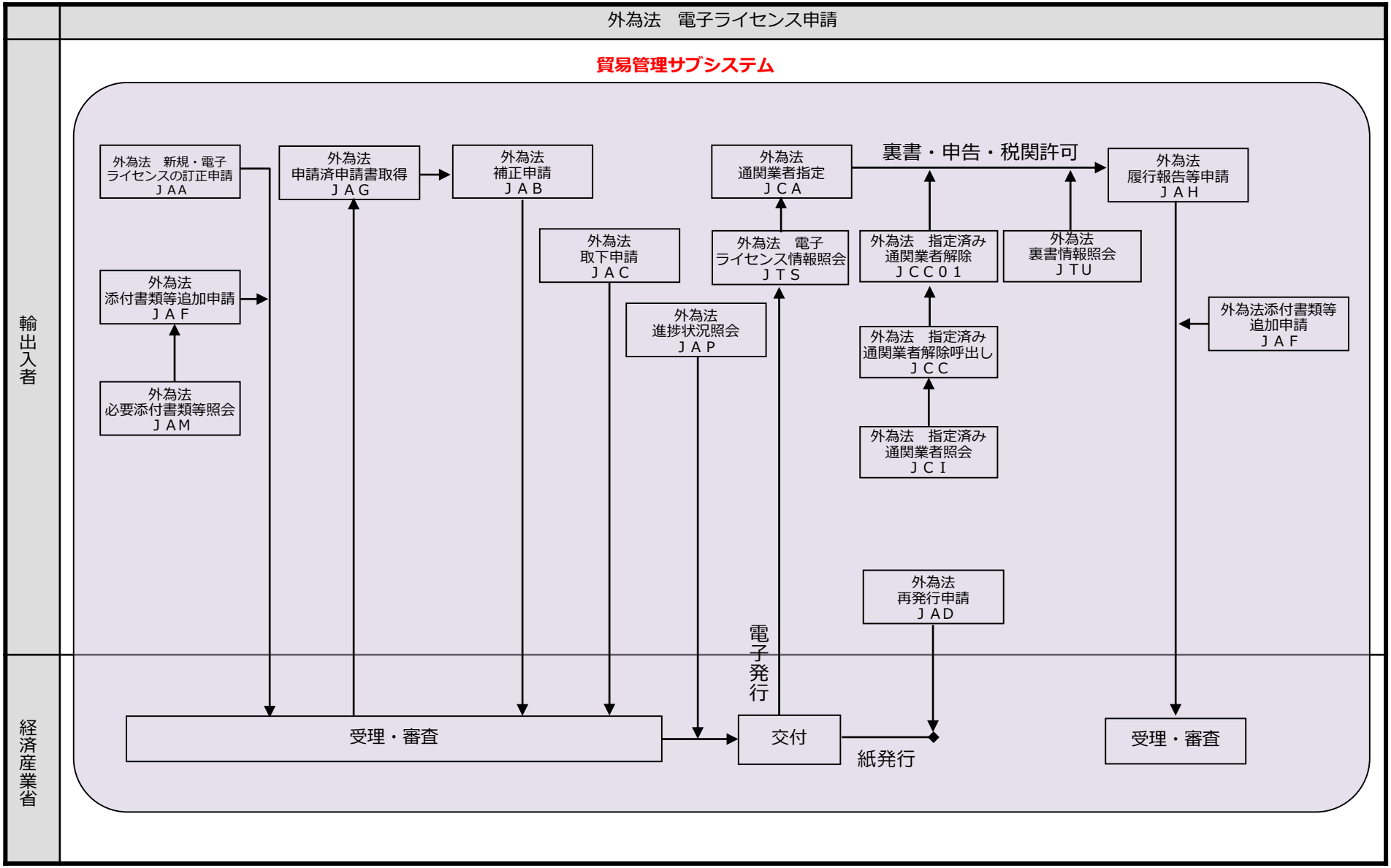

別紙２－35　海上・機用品（海上貨物）　基本業務フロー（概要）

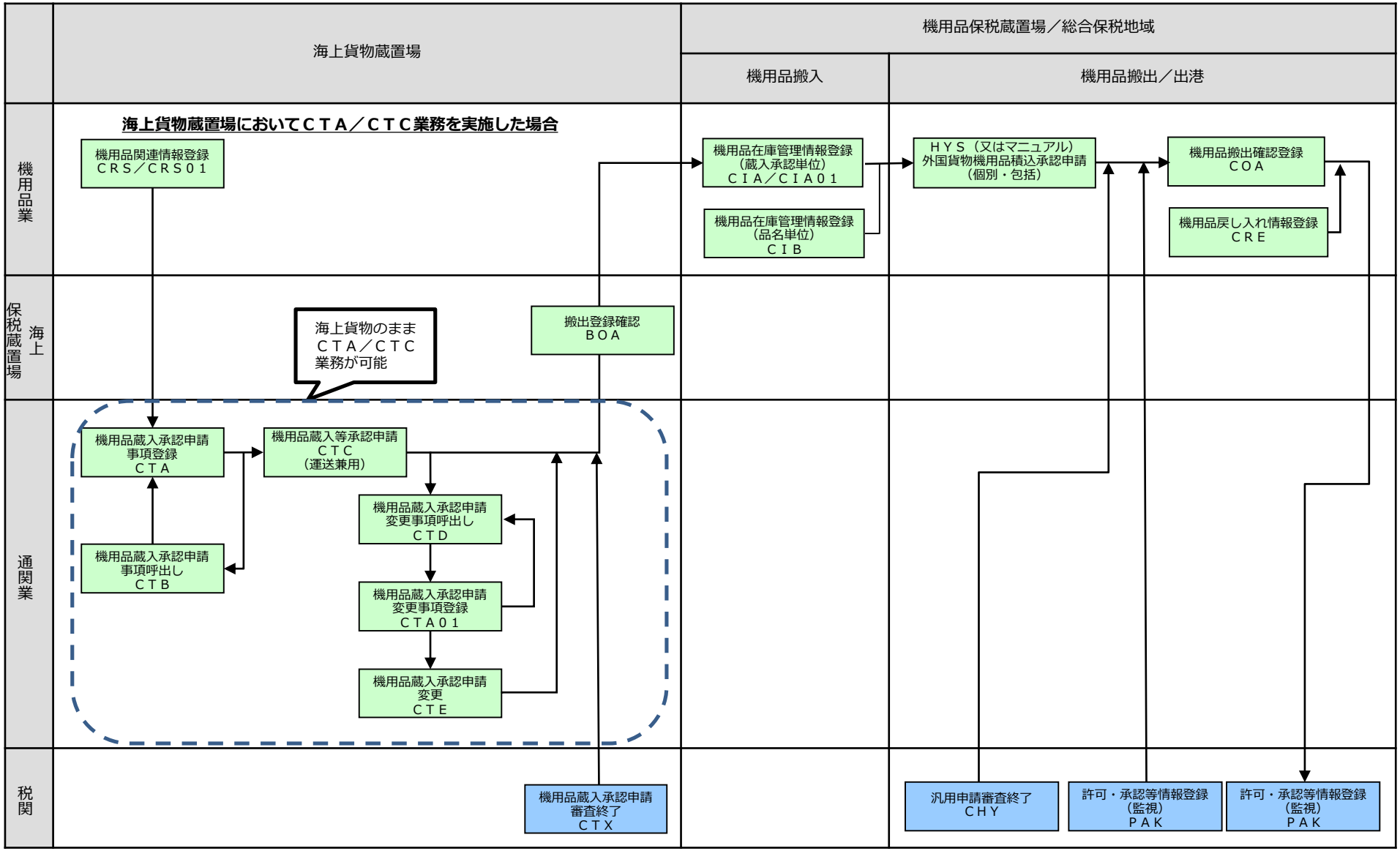
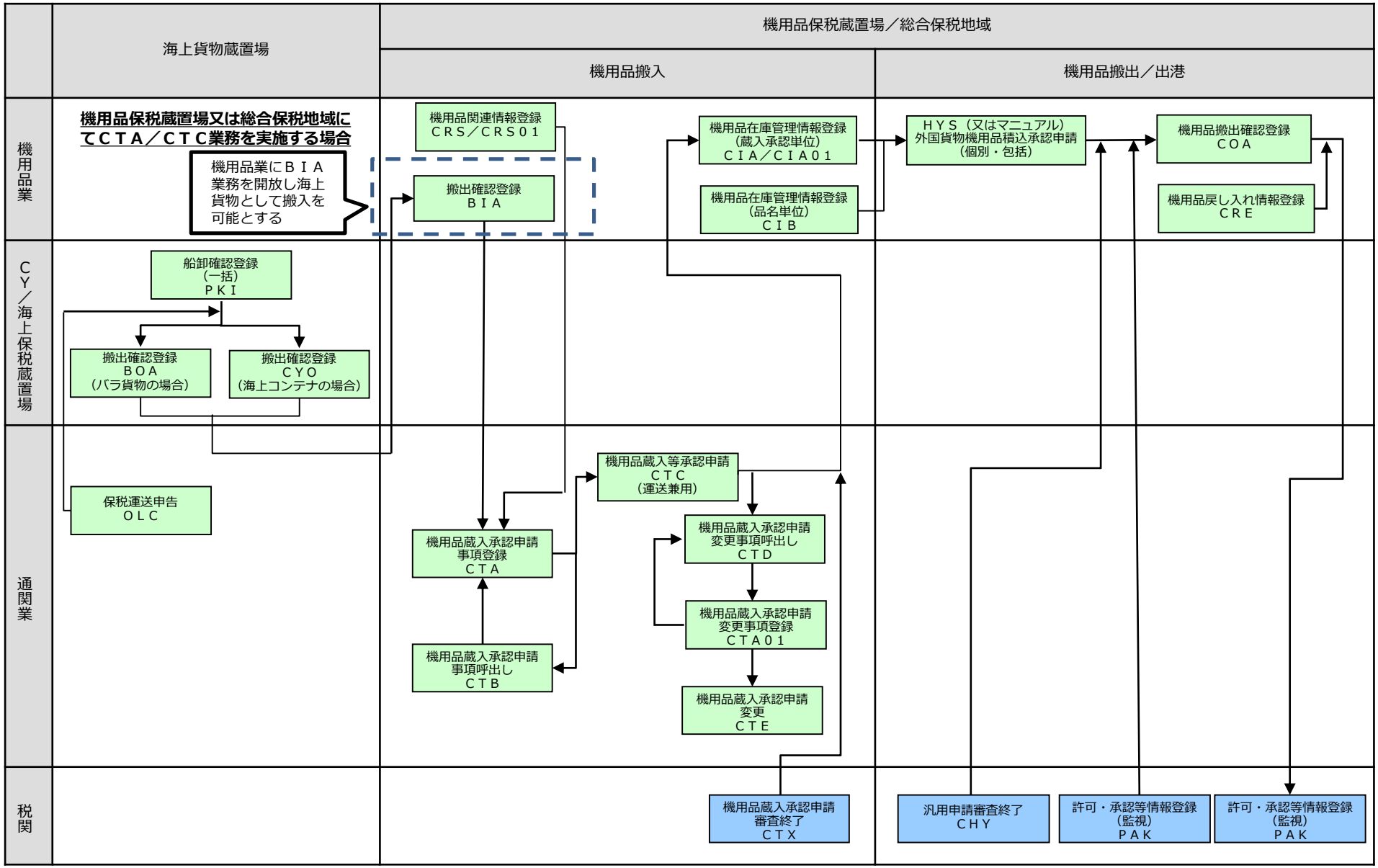
別紙２－36　海上・機用品（海上貨物）　基本業務フロー（概要）